かんぽ生命

ご契約のしおり

この「ご契約のしおり」はご契約に関する重要なことがらを記載しておりますので、ぜひご一読くださいますようお願いいたします。

- ○ 普通養老保険　特別養老保険
- ○ 学資保険　育英年金付学資保険
- ○ 普通終身保険　特別終身保険　介護保険金付終身保険
- ○ 普通定期保険
- ○ 夫婦保険

JAPAN POST GROUP

平成19年10月作成

ご契約のしおり

約 款

目　次

ご契約のしおり

「ご契約のしおり」はご契約内容についてぜひ知っておいていただきたい重要な事柄を説明しております。

☆ ご利用目的別目次 …… 6
☆ 主な保険用語のご説明 …… 8
☆ この「ご契約のしおり」に記載している保険種類と契約種類 …… 10
☆ お願いとお知らせ …… 12
☆ お手続やご契約に関するお問い合わせ …… 324

基本契約

第１　保険種類の特長と仕組み …… 28
1　養老保険（普通養老保険、特別養老保険）…… 28
2　学資保険 …… 29
3　育英年金付学資保険 …… 30
4　終身保険（普通終身保険、特別終身保険、介護保険付終身保険） …… 31
5　普通定期保険 …… 33
6　夫婦保険 …… 33

第２　保険料のお払込み …… 34
1　保険料のお払込方法（経路） …… 34
2　保険料の前納払込み …… 36
3　保険料の払込猶予期間とご契約の失効 …… 37
4　ご契約の復活 …… 37
5　保険料のお払込みが困難な場合のご契約の継続方法 …… 38
6　保険料のお払込みの免除 …… 38

第３　保険契約者の変更 …… 42

第４　ご契約の変更 …… 43
1　保険種類別の変更内容 …… 43
2　保険金額の増額変更 …… 43
3　保険期間又は保険料払込期間の延長 …… 45
4　加入年齢又は性別の誤りによる保険金額等の更正 …… 45

第５　ご契約の解約と返戻金のお支払い …… 46
1　ご契約の解約 …… 46
2　返戻金のお支払い …… 46

第６　保険契約者に対する貸付け …… 47
1　貸付けの種類 …… 47
2　貸付けのご請求に必要な書類等 …… 47
3　貸付金の弁済 …… 48
4　貸付期間経過後のお取扱い …… 48

第７　契約者配当金のお支払い …… 48

第８　その他 …… 49

第９　身体障害等 …… 52
1　身体障害の状態 …… 52
2　不慮の事故 …… 53
3　会社所定の感染症 …… 54
4　特定要介護状態 …… 55
5　薬物依存 …… 55

特約

第１　基本契約ごとに付加することができる特約の種類 …… 58

第２　各特約の保障内容 …… 59
1　災害特約の保障内容 …… 59
2　介護特約の保障内容 …… 60
3　傷害入院特約の保障内容 …… 61
4　疾病入院特約の保障内容 …… 64
5　疾病傷害入院特約の保障内容 …… 67

第３　各特約に共通の事項 …… 69
1　特約の保険期間 …… 69
2　特約保険料のお払込み …… 69
3　特約の失効 …… 69
4　特約の復活 …… 70
5　特約保険料のお払込みの免除 …… 70

第４　特約の変更 …… 72
1　基本契約の変更に伴う特約の変更 … 72
2　夫婦保険の特約における配偶者追加変更 …… 72
3　特約保険金額の増額･減額変更 … 72
4　特約の種類の変更 …… 73
5　夫婦保険の夫婦特約の変更 …… 73
6　夫婦保険の夫婦特約の特約保険金額又は特約保険料額の更正 …… 73
7　加入年齢又は性別の誤りによる特約保険金額等の更正 …… 73
8　特約の中途付加 …… 73

第５　特約の解約と返戻金のお支払い … 74
1　特約の解約 …… 74
2　告知義務違反による特約の解除 … 74
3　特約返戻金のお支払い …… 75

第６　特約契約者配当金のお支払い … 75

第７　身体障害等級表 …… 76

第８　身体の部位の名称 …… 78

保険金などのお支払い

第１　お支払いする保険金など …… 82
1　基本契約に関してお支払いする保険金 …… 82
2　特約に関してお支払いする特約保険金 … 83
3　保険金の倍額支払（基本契約）… 84
4　重度障害による死亡保険金のお支払い（基本契約） …… 85
5　保険金を減額してお支払いするとき（基本契約） …… 85
6　特約保険金のお支払いの限度 … 86
7　保険金などをお支払いできないとき …… 86
8　保険金などをお支払いできる事例とお支払いできない事例 …… 87

第２　保険金の受取人及び保険金の受取方法 …… 90
1　保険金受取人の指定又は変更 … 90
2　保険金受取人が指定されていない場合の保険金受取人 …… 90
3　特約保険金受取人 …… 90
4　保険金などの受取方法 …… 91
5　保険金（特約保険金）のご請求に必要な書類 …… 92
6　証明する書類として提出していただく書類の例 …… 94

各保険種類に固有な事項

◎　普通養老保険及び特別養老保険 … 98
◎　学資保険 …… 100
◎　育英年金付学資保険 …… 102
◎　終身保険（普通終身保険、特別終身保険、介護保険金付終身保険）…… 106
◎　普通定期保険 …… 109
◎　夫婦保険 …… 110

そ　の　他

第１　返戻金額例 …… 114

第２　税金 …… 131

第３　かんぽ生命保険における保険金受取人の一覧表等 …… 134

約款

「ご契約のしおり」と併せてお読みいただき、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。

保険種類ごとの約款

●　養老保険普通保険約款 …… 138
●　学資保険普通保険約款 …… 152
●　終身保険普通保険約款 …… 168
●　介護保険金付終身保険普通保険約款 …… 181
●　普通定期保険普通保険約款 …… 195
●　夫婦保険普通保険約款 …… 206

特約種類ごとの約款

●　災害特約条項 …… 222
●　介護特約条項 …… 238
●　傷害入院特約条項 …… 253
●　疾病入院特約条項 …… 270
●　疾病傷害入院特約条項 …… 288

お取扱いに関する約款

●　口座払込みに関する特則条項 …… 310
●　契約変更に関する特則条項 …… 311
●　団体払込みに関する特則条項 …… 320

ご利用目的別目次

ご契約について次のようなことがあった場合や、ご契約内容について確認が必要な場合には、該当するページをご覧ください。

保険用語の意味について知りたい	主な保険用語のご説明 P 8
加入できる保険金の限度額について知りたい	保険金の加入限度額 P12
申込みを撤回したい	ご契約のお申込みの撤回（クーリング・オフ制度） P14
告知義務について知りたい	被保険者の健康状態などの告知 P12
いつから保障が開始するのか知りたい	ご契約の責任開始時 P16 ご契約の復活（復活の責任開始時） P37
この保険の特長や付加できる特約について知りたい	保険種類の特長と仕組み P28 基本契約ごとに付加することができる特約の種類 P58
保険金がもらえるのはどんなときか知りたい	お支払いする保険金など P82
保険料の払込免除について知りたい	保険料のお払込みの免除 P38 特約保険料のお払込みの免除 P70
保険金の請求には何を用意すればよいのか知りたい	保険金（特約保険金）のご請求に必要な書類 P92
保険金はだれが請求できるのか知りたい	保険金の受取人及び保険金の受取方法 P90
転居した場合の手続について知りたい	その他（当社からのお願いとお知らせ） P24

保険料の払込方法を変更したい	⇒	保険料のお払込方法（経路） P34
保険料の払込猶予期間と失効について知りたい（契約が失効してしまった）	⇒	保険料の払込猶予期間とご契約の失効 P37 ご契約の復活 P37
保険料の払込みが困難な場合の継続方法について知りたい	⇒	保険料のお払込みが困難な場合のご契約の継続方法 P38
契約の保障内容を見直したい	⇒	ご契約の変更 P43 特約の変更 P72
保険契約者を変更したい	⇒	保険契約者の変更 P42
貸付金を弁済するのが難しい	⇒	貸付金の弁済 P48
保険証券を紛失してしまった	⇒	その他 P49
生命保険料控除や、保険金にかかわる税金について知りたい	⇒	税金 P131
契約者配当金がいつもらえるのか知りたい	⇒	契約者配当金のお支払い P48 特約契約者配当金のお支払い P75

主な保険用語のご説明

このしおりをお読みいただく上でご参考になる「主な保険用語のご説明」

カ　加入年齢

●保険契約者（学資保険及び育英年金付学資保険の場合に限ります。）又は被保険者のご加入時の年齢のことであり、満年齢で計算して１年未満の端数については６か月以下は切り捨て、６か月を超えるものは切り上げます。
（例）：６歳７か月の被保険者の加入年齢は７歳となります。
ただし、学資保険及び育英年金付学資保険の被保険者の加入年齢については、出生の日の直前の４月２日に出生されたものとして計算し１年未満の端数は切り捨てます。
（例）：平成１８年２月２８日に出生された場合は平成１７年４月２日に出生されたものとして計算します。

キ　基本契約と特約

●保険契約のうち、特約を除いた部分を基本契約といい、基本契約の保障内容をさらに充実させるため基本契約に付加するものを特約といいます。この「ご契約のしおり」は、基本契約と特約に分けて説明しております。

ケ　契約応当日

●ご契約後の保険期間中に迎える毎年又は毎月の契約日に応当する日（その月にその応当日がない場合には、その月の末日の翌日）をいいます。

契約者配当金

● 決算に基づき、ご契約ごとに割り当てされる、又は割り当てされたお金をいいます。
（注）配当額は変動（増減）し、決算実績によっては０となる年度もあります。

契約日

●通常は責任開始の日をいい、保険期間等の計算の基準日となります。ただし、保険料のお払込方法（経路）によっては契約日と責任開始の日が異なる場合があります。

コ　告知義務と告知義務違反

●被保険者又は保険契約者は、お申込みに際してご自身の健康状態などを正しく告知していただく義務があり、これを「告知義務」といいます。もし、事実を告知されなかったり、真実でないことを告知された場合には、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

シ　失効

●保険料払込猶予期間（払込期日経過後ただちに保険契約の効力を失わせる事なく、保険料の払込を猶予する期間のことをいいます。）内に保険料のお払込みがないことなどにより、ご契約の効力が失われることをいいます。

**セ　責任開始時
責任開始の日**

●申し込まれた契約の保障が開始される時期を責任開始時といい、その責任開始時の属する日を責任開始の日といいます。

責任準備金

●将来の保険金などを支払うために、保険契約者が払い込む保険料の中から積み立てられるお金をいいます。

タ **第１回保険料相当額**

●ご契約のお申込みの際にお払込みいただくお金をいい、ご契約が成立した場合には、第１回保険料に充当されます。（保険料充当金ともいいます。）

ト **特則**

●普通保険約款に記載されている内容と異なる特別なお約束をする目的で基本契約に適用する契約内容をいいます。

ハ **払込時期**

●毎回の払込保険料をお払込みいただく期間をいい、月ごとの契約応当日の属する月（その月にその応当日がない場合にあっては、月ごとの契約応当日の前日の属する月）の１日から末日までをいいます。

ヒ **被保険者**

●その人の生死などが保険の対象とされる方です。（その方の生存や死亡などに関して保険金が支払われます。）

ヘ **返戻金**

●ご契約を解約された場合などに、保険契約者にお支払いするお金のことをいいます。ご契約後短期間の場合や普通定期保険の場合は返戻金がない場合やごく少ない金額となる場合があります。

ホ **保険金**

●被保険者が所定の事由に該当したとき又は被保険者のお身体が特定の状態に該当し、一定期間継続したときに、お支払するお金のことをいいます。

保険金受取人

●保険金の支払事由が発生した場合、保険金を受け取る方をいいます。

保険金の支払事由（保険事故）

●保険期間中における被保険者の死亡、保険期間中における被保険者の一定期間の生存、保険期間の満了などの保険金が支払われることとなる事由（事故）をいいます。

保険契約者

●当社と保険契約を結び、保険契約上の権利（例えば、契約の変更等の請求権）及び義務（例えば、保険料支払義務）を有する方をいいます。

保険証券

●ご契約の保険金額や保険期間など契約内容を具体的に記載したものです。今後、保険金等をお受け取りになる際などに必要となりますので、大切に保管してください。

保険料

●保険金の支払事由が発生した場合にお支払することとしている保険金の対価として、保険契約者にお払込みいただくお金をいいます。

ヤ **約款**

●ご契約の締結からご契約の消滅までのとりきめ（契約内容）を規定したものをいいます。

この「ご契約のしおり」に記載している保険種類と契約種類

この「ご契約のしおり」では、次のページの保険種類について記載しています。

この「ご契約のしおり」は、例えば、「養老保険」と記載しているところは、「普通養老保険」及び「特別養老保険」のすべてを表しており、「終身保険」と記載しているところは、「普通終身保険」、「特別終身保険」及び「介護保険金付終身保険」のすべてを表しています。

また、「定額型終身保険」と記載しているところは、６０歳払込済、６５歳払込済、７０歳払込済及び７５歳払込済定額型終身保険の各契約種類を、「２倍型終身保険」と記載しているところは、６０歳払込済、６５歳払込済及び７０歳払込済２倍型終身保険の各契約種類を、「５倍型終身保険」と記載しているところは、６０歳払込済及び６５歳払込済５倍型終身保険の各契約種類を表し、「普通終身保険」と記載しているところは、「定額型終身保険」、「２倍型終身保険」及び「５倍型終身保険」のすべてを表しています。

なお、契約種類は、保険証券に記載していませんが、保険証券の保険種類欄、保険期間満了年齢欄、保険期間欄、保険料払込期間欄、保険料払込済年齢欄などの記載内容を組み合わせたものです。例えば、保険証券の保険種類欄が「普通終身保険」、保険料払込済年齢欄が「６０歳」と記載されていれば、その保険の契約種類は「６０歳払込済終身保険」となり、保険証券の保険種類欄が「普通養老保険（４０歳満期）」、保険期間満了年齢欄が「４０歳」と記載されていれば、その保険の契約種類は「全期間払込４０歳満期養老保険」となります。ご加入いただいた保険の契約種類をお確かめください。

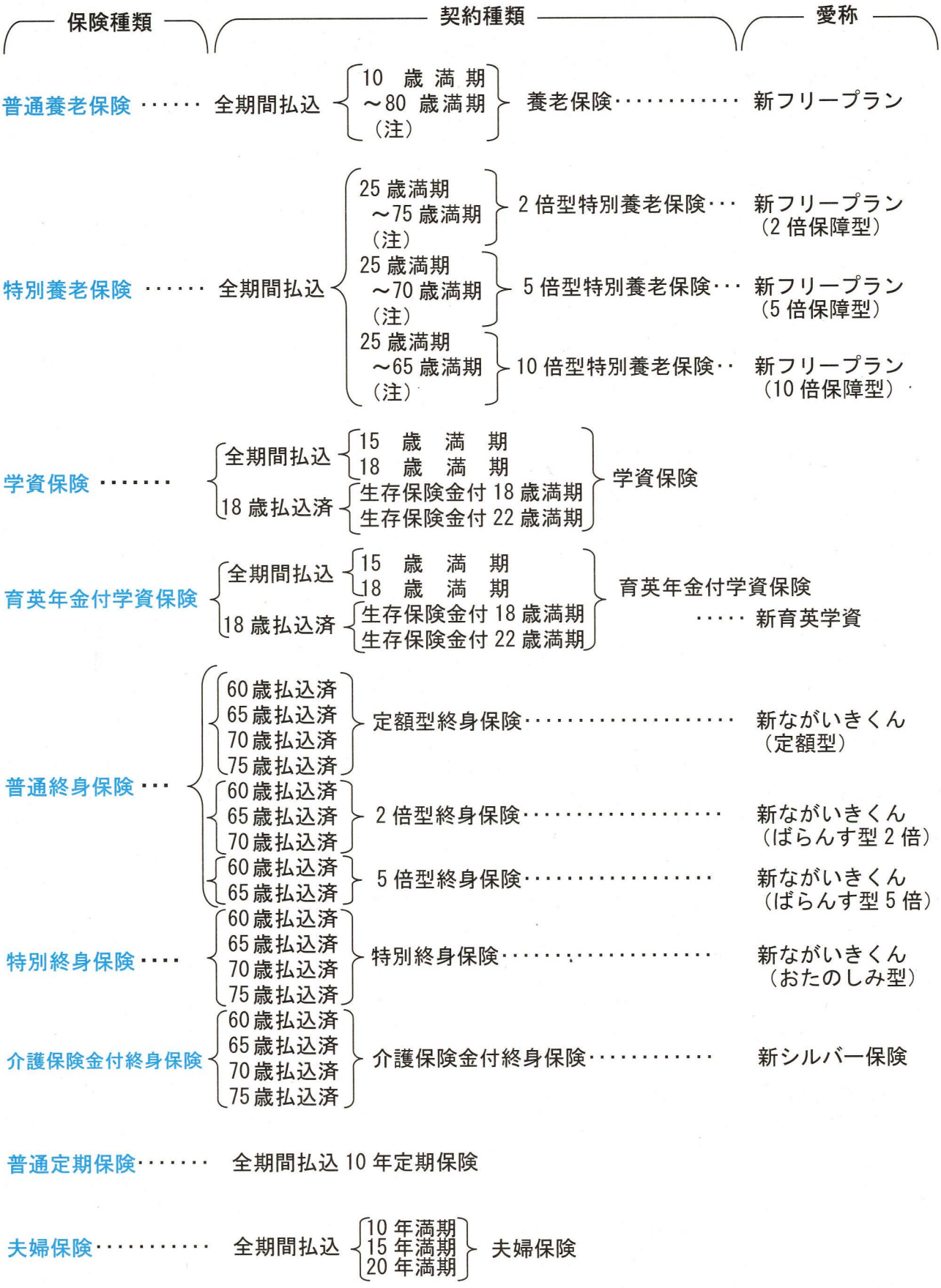

（注）新フリープラン（愛称）は、保険期間の満了年齢を１歳きざみで設定することができます。

お願いとお知らせ

1　当社の業務委託

当社は、保険契約の保険募集業務、保険料等収納業務、保険金等の支払請求の受付等の業務の一部を郵便局株式会社に委託しています。

2　保険金の加入限度額

当社の保険契約については、法律及び政令により、被保険者１人について加入できる保険金額の限度（加入限度額）が定められています。

もし、この加入限度額を超えたお申込みがあった場合は、そのお申込みをお断りすることとなります。なお、ご契約又は特約の締結後に加入限度額の超過が判明した場合には、ご契約又は特約を解除させていただきます。

また、被保険者が簡易生命保険契約（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が日本郵政公社から承継した簡易生命保険の保険契約のことをいいます。なお、当社が引き受ける生命保険の契約は、簡易生命保険契約とは異なります。）にご加入されている場合には、当社の生命保険に加入できる保険金額は以下の金額から簡易生命保険契約の保険金額を差し引いた額となります。

(1) 基本契約の加入限度額

○被保険者が満 15 歳以下のとき　　700 万円

○被保険者が満 16 歳以上のとき　1,000 万円（被保険者が満 55 歳以上の場合には普通定期保険、職域保険及び特別養老保険の保険金額については 800 万円）

ただし、被保険者が満 20 歳以上 55 歳以下の場合は、一定の条件（契約日から起算して４年以上経過したご契約がある場合など）の下に、累計で 1,300 万円までご加入になれます。

なお、この場合の被保険者の年齢は、加入年齢の計算による年齢とは異なり、満年齢で計算します。

(2) 特約の加入限度額

特約の加入限度額は、被保険者１人について次のとおりとなります。ただし、特約を付加する基本契約の保険金額の範囲内となります。

○災害特約及び介護特約については、合わせて 1,000 万円です。

○傷害入院特約、疾病入院特約及び疾病傷害入院特約については、災害特約及び介護特約とは別に、合わせて 1,000 万円です。

3　被保険者の健康状態などの告知

【健康状態などの告知にあたってご留意いただきたい事項】

当社は、お客さまから正しい告知をいただくために、生命保険の募集及び告知を受領する際にお客さまに特にご留意いただきたい事項を、商品別リーフレット、保障設計書、ご契約に関する注意事項（注意喚起情報）、質問表（告知書）等に記載しています。

保険契約のお申込みにおいて健康状態などを告知していただくにあたりましては、次の点にご留意ください。

(1) 告知をしていただく義務について

被保険者（学資保険又は育英年金付学資保険の場合は保険契約者を含みます。）には健康状態などについて告知をしていただく義務があります。

○生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人などが無条件に加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害の状態等について書面（質問表（告知書））でお尋ねすることについて、事実をありのままに正しくご記入（告知）ください。

○当社の商品を取り扱う生命保険募集人に対し、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

(2) 告知義務違反について

告知していただく内容は、質問表（告知書）に記載してあります。もし、これらについて、悪意又は重大な過失によって、その事実を告知されなかったり、真実と違うことを告知された場合、責任開始の日から起算して２年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約又は特約を解除（保険契約の内容の変更が行われたときは変更部分を解除）することがあります。

この場合には、保険金などのお支払いを行うことができませんので、お客さまに不利益となります。

なお、当社が解除の原因を知った日から１か月間契約の解除を行わないときは、当社はご契約を解除することはできません。

○責任開始の日から起算して２年を経過していても、保険金の支払事由などが２年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

○ご契約又は特約を解除した場合には、たとえ保険金などの支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできませんし、保険料のお払込みを免除する事由が発生していてもお払込みを免除することはできません（ただし、保険金などをお支払いする事由又は保険料のお払込みを免除する事由について、解除の原因となった事実によらない場合には、保険金などをお支払いし、又は保険料のお払込みを免除いたします。）。この場合には、解除の際にお支払いする返戻金があれば保険契約者にお支払いします。

また、当社は、既に保険金などをお支払いした場合にはその保険金などの返還を請求し、既に保険料のお払込みを免除した場合にはそのお払込みの免除を取り消し、お払込みいただくべき保険料のお払込みを請求することができます。

おって、上記のご契約又は特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約又は特約の締結状況などにより、ご契約又は特約を無効とし、保険金などをお支払いできないことがあります。

○例えば、「現在の医療水準では治癒が困難又は死亡危険の極めて高い疾患の既往症、現在症等について故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による無効を理由として、保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、責任開始の日からの年数は問いません（告知義務違反による解除の対象外となる２年経過後にも無効となることがあります。）。また、既にお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

(3) 傷病歴などがある方でもお引受けできる場合があります。

当社では、保険契約者間の公平性を保つため、保険金のお支払いの発生率に応じたお引受けを行っております。傷病歴などを告知された場合、ご契約又は特約をお断りすることもご

ざいますが、告知された傷病歴などの内容によっては、お引き受けすることがあります。

なお、傷病歴などを告知された場合は、当社の担当者又は委託会社（郵便局株式会社）の担当者が、ご契約のお申込後に告知内容についてご確認させていただく場合があります。

また、当社では、以下の商品を販売しておりますので、ご検討ください。

●特定養老保険

糖尿病若しくは高血圧症にかかっている方又はがん若しくは肉しゅにかかったことがある方で、現在、その他の疾病はなく、仕事や日常生活を支障なく送っている方のための保険です。

この保険にご加入になれる一定の症状の範囲は次のとおりです。

【ご加入になれる症状とは】

〇糖尿病（通院又は投薬治療によって血糖値が良好にコントロールされていること。）

〇高血圧症（通院又は投薬治療によって血圧値が良好にコントロールされていること。）

〇がん又は肉しゅ（根治手術（放射線照射のみの治療を除く）を受けてから５年以上経過し、治ったと考えられること。）

※症状によってはご加入いただけない場合もあります。

4　被保険者の同意など

当社の保険契約のお申込みには、被保険者の同意が必要です。被保険者の同意がない場合には、お申込みいただいたご契約又は特約は無効となり、保険金などのお支払いはいたしません。

また、被保険者（夫婦保険では、主たる被保険者及び配偶者である被保険者）又は保険契約者（学資保険又は育英年金付学資保険の場合に限ります。）の正当な加入年齢がご契約又は特約に加入できる年齢の範囲外である場合にも、ご契約又は特約は無効となり、当初からご契約又は特約がなかったものとなります。

5　ご契約のお申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

申込者（契約成立後は保険契約者）は、「保険契約の申込日」又は「第１回保険料（第１回保険料相当額）の領収証の受領日」のいずれか遅い日から、その日を含めて８日以内であれば、書面（注）によるお申出により、ご契約のお申込みを撤回（契約成立後は解除）することができます（特約を付加された場合は、特約も同時に撤回（又は解除）することが必要です。）。この場合には、お払込みいただいた金額をお返しします。

ご契約のお申込みを撤回される場合には、撤回をされる方が正当な権利者（申込者又は保険契約者）であることを証明できる書類（印鑑証明書、国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、運転免許証等（原本））をご持参の上、次の事項を記載し、記名押印した書面を前記の期間内に当社又は委託会社（郵便局株式会社）に提出してください（郵送でも可能です。）。

（注）お申込みを撤回する際の書面には、以下の内容をご記入ください。

〇お申込みを撤回する旨、申込撤回年月日、保険契約のお申込みの年月日、保険種類、保険金額、保険料額、申込者の住所及び氏名、被保険者の氏名、保険証券の記号番号（保険証券を受け取られている場合に限ります。この場合、保険証券もご持参ください。）。

ご契約のお申込みを撤回された場合において、その後、保険証券が保険契約者あてに送付されることがあります。この場合は、大変お手数ですが、行き違いで送付された保険証券は無効とな

りますので、当社又は委託会社（郵便局株式会社）にお返しいただきますようお願いします。

6　生命保険募集人

(1) 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約が成立します。

生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は成立します。

(2) 当社の商品を取り扱う生命保険募集人について

当社の商品を取り扱う生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに成立します。また、保険契約の成立後に内容の変更などをされる場合にも、原則として当社の承諾が必要となります。

【当社の承諾が必要な契約内容の変更例】

○基本契約又は特約の復活
○特約の中途付加
○保険金額又は特約保険金額の増額等

7　本人確認のお願い

当社の生命保険契約に関する一定のお取扱いをする場合には、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」（平成十四年法律第三十二号）、同法施行令及び同法施行規則に基づき、保険契約者等ご本人であることを証明する書類の提示を受け、保険契約者等ご本人であることを確認させていただくこととなります。

なお、保険契約者等ご本人であることが確認できない場合には、お取扱いできないことになります。

詳しくは、当社コールセンター(0120-552950)にお尋ねください。

(1) 当社の生命保険の本人確認が必要なお手続

当社は、次のお取扱いを行う場合、ご本人であることを確認させていただきます。

ア　次に掲げる保険契約の「新規申込み」、「満期保険金、年金又は返戻金のお支払い」及び「保険契約者の変更（新しく保険契約者になられる方についてご本人であることの証明書類の提示が必要です。）」

○満期保険金を支払う旨が定められている保険契約のうち、満期保険金額が保険料払込総額の 80%以上となる保険契約
○終身保険契約のうち、保険料を全期間分前納払込みするもの
○年金保険契約（特約を付加された場合に一部対象外となります。）

イ　一度に金額が 200 万円を超える現金又は小切手による取扱い（保険料のお払込み、満期保険金、生存保険金、死亡保険金、年金、返戻金又は貸付金のお支払い、貸付金の弁済など）

(2) 証明書類

提示していただく証明書類としては、次の書類（いずれも氏名、住所及び生年月日が記載されているものに限ります。）がございます。

なお、委任代理人の方など保険契約者等ご本人以外の方がお手続をされる場合には、保険契約者等ご本人についての証明書類のほか、委任代理人についての証明書類も提示していただくこととなりますので、ご注意ください。

○運転免許証　　○国民年金手帳、身体障害者手帳等
○旅券（パスポート）　　○国民健康保険被保険者証、船員保険被保険者証等

8　ご契約の責任開始時

ご契約のお申込みを承諾させていただくかどうかについては、お申込みいただいた後、加入限度額、健康状態などに関する被保険者（学資保険又は育英年金付学資保険の場合は保険契約者を含みます。）からの告知内容、生命保険募集人による面接観査、過去のご契約のお申込み、入院保険金などのご請求内容などを考慮して判断させていただきます。

なお、基本契約と特約を同時にお申込みいただいた場合、健康状態などに関する被保険者（学資保険又は育英年金付学資保険の場合は保険契約者を含みます。）からの告知内容、生命保険募集人による面接観査、過去のご契約のお申込み、入院保険金などのご請求内容などにより基本契約のみを当社が承諾し、特約についてはお申込みを承諾できないことがあります。

ご契約のお申込みを当社が承諾した場合には、第１回保険料（第１回保険料相当額）のお払込み及び告知がともに完了したときから、当社はご契約上の責任を負い、保障は以下の時期から開始されます。

○当社の承諾前にお払込みがあったとき

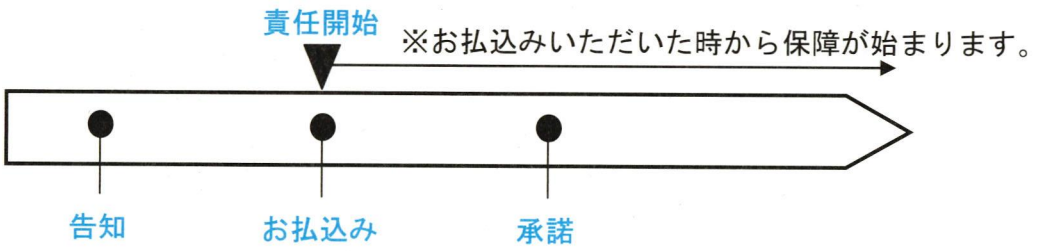

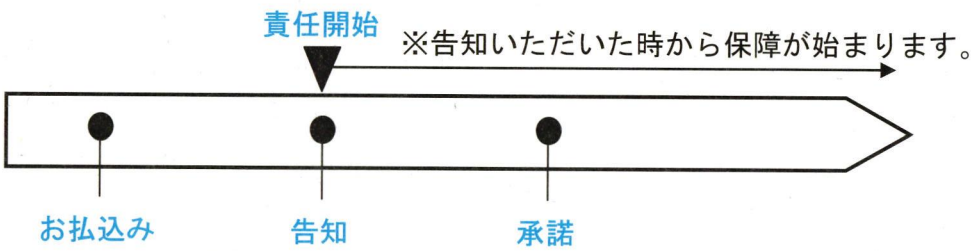

また、お申込みの承諾の通知に代えて後日お届けする保険証券に記載されている保険種類、保険金額、氏名、性別、生年月日、その他の記載事項についてお確かめください。

なお、記載内容が相違していたり、ご不明な点などがございましたら、当社コールセンター（0120-552950）にお知らせください。

9 現在のご契約を解約又はその保険金額を減額し、新たな保険契約又は契約変更のお申込みをお考えの方へ

現在のご契約を解約又はその保険金額を減額し、新たな保険契約又は契約変更のお申込みをお考えの方は次の点にご注意ください。

○現在のご契約を解約又はその保険金額を減額される際に生じる返戻金は、多くの場合、お払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約されたときの返戻金は、全くないか、あってもごくわずかです。
なお、返戻金の計算はご契約内容により異なります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する契約者配当金の請求権などを失うこととなる場合があります。

○新たなご契約又は契約変更のお申込みをされる際には、一般のご契約と同様に告知義務があり、新たなご契約の責任開始の日又は契約変更に係る効力発生日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の無効の規定などについても、新たなご契約などの締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。よって、告知が必要な傷病歴又は詐欺行為がある場合には、新たなご契約又は契約変更のお引き受けができなかったり、その告知をされなかったために新たなご契約又は契約変更後のご契約が解除又は無効となることもあります。

○現在のご契約のままであればお支払いができる場合であっても、告知義務違反による解除や詐欺による無効、責任開始の日から３年以内の自殺、責任開始時前の疾病や不慮の事故などの場合には保険金が支払われなかったり、保険料のお払込みを免除することができないこともあります。

○保険料の基礎となる予定利率などは、現在のご契約と新たなご契約とで異なることがあります。例えば、新たなご契約の予定利率が現在の予定利率より低い場合、基本契約などの保険料が高くなることがあります。

10 当社からのご契約確認

ご契約のお申込みの際、又はご契約成立後に、当社の担当者又は委託会社（郵便局株式会社）などの担当者がお申込み内容や告知内容について、確認させていただく場合があります。

11 個人情報保護方針（お客さまの個人情報の取扱いについて）

当社は、お客さまに対して満足度の高いサービスを提供していく上で個人情報の保護が重要なテーマであると認識し、個人情報の保護に関する方針を定め、これを実行いたします。

(1) 法令等の遵守

当社は、個人情報を取り扱う際に、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）をはじめ個人情報の保護に関する関係諸法令、国が定める指針その他当社で定める内部規程等の規範を遵守いたします。

(2) 個人情報の利用目的

当社は、個人情報を次の利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、その範囲を超えて取扱いはいたしません。

なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき制限されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

ア　各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
イ　関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
ウ　当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
エ　その他保険に関連・付随する業務

これらの利用目的は、当社ホームページ及びディスクロージャー誌に掲載するほか、ご本人から直接書面等により情報を収集する場合に明示いたします。

(3) 個人情報の取得

お客さまとのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、必要な範囲で適正かつ適法な手段により個人情報を取得いたします。

(4) 個人情報の安全管理措置

当社は、生命保険業を営む上でお客さまの保健医療に関する情報等を含む個人情報を取得及び利用することを十分に認識し、支店、統括支店、サービスセンター及び本社に責任者を置き、取得した個人情報を正確かつ最新の状態で保管及び管理するよう努めるとともに、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等に対して適切な安全管理措置を講じます。また、従業者や委託先を適切に監督いたします。

(5) 個人情報の外部への提供

当社は、次の場合を除いてお客さまの個人情報を第三者に提供することはありません。

ア　あらかじめご本人さまの同意がある場合
イ　当社の業務の遂行上必要な範囲で、業務を外部へ委託する場合
ウ　社団法人生命保険協会で運営する「契約内容登録制度」等に登録するため、ご本人さまの保険契約内容を提供する場合
エ　その他法令に基づく場合

(6) 正確性の確保

当社は、保有個人情報を利用目的の範囲内で正確かつ最新のものとするため、適切な措置を講じます。

(7) 個人情報について開示、訂正等のご請求

保有個人情報について開示、訂正等のご依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいた上で、業務の実施に著しい支障を来たす等特別の理由がない限り速やかに対応いたします。

(8) 個人情報に関するお客さまのお申し出

お客さまからの個人情報の取扱いに関するお申し出については、当社個人情報申出窓口で適切かつ迅速に対応いたします。

(9) 継続的な改善

当社は、個人情報の適切な保護を維持及び改善するため、内部規程等を継続的に見直し、常に最良の状態を維持いたします。

12　「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」及び「支払査定時照会制度」に基づく、各生命保険会社等との保険契約等に関係する情報の共同利用

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金及び入院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」及び「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等についての所定の情報を特定の者と共同して利用します。

(1) 契約内容登録制度・契約内容照会制度

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社及び全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約、共済契約若しくは特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断又は保険金、給付金、共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部又は一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合又は保険金等のご請求があった場合、社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受け又はこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間並びにお引受け及びお支払の判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日又は特約の中途付加日から５年間とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受け及びこれらの保険金等のお支払の判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者又は被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。

【登録事項】

ア　保険契約者及び被保険者の氏名、生年月日、性別並びに住所（市・区・郡までとします。）

イ　死亡保険金額及び災害死亡保険金額

ウ　入院保険金の種類及び日額

エ　契約日、復活日、増額日及び特約の中途付加日

オ　取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約及び申込みの状態に関して相互に照会することがあります。「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、社団法人生命保険協会ホームページ（http://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。

(2) 支払査定時照会制度

保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。

平成19年10月１日から、当社は、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会及び日本生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払の判断又は保険契約若しくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除若しくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有す

る保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用いたします。

保険金、年金又は給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらについての保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部又は一部について、社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会を行い、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また、他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求についての傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者又は死亡保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後５年を経過した契約に係るものは除きます。

ア　被保険者の氏名、生年月日、性別及び住所（市・区・郡までとします。）

イ　保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から５年以内のものとします。）

ウ　保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名及び被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名及び被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料及び払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

13　生命保険契約者保護機構

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）に加入しております。

保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約又は契約変更時にお約束した保険金額、年金額等が削減されることがあります。

なお、保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、ご契約時又は契約変更時の保険金額、年金額等が削減されることがあります。

【保護機構の概要】

○保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険

契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

○保険契約上、年齢、健康状態等によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

○保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の 90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の 90%が補償されるものではありません。（※4））。

○なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保障（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更正手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更正計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更正手続の中で確定することとなります。）。

※2 破綻時に過去 5 年間で常に予定利率が基準利率（注 1）を超えていた契約を指します（注 2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

【高予定利率契約の補償率】

＝ 90% － {(過去 5 年間における各年の予定利率 － 基準利率）の総和 ÷ 2}

（注 1）基準利率は、生保各社の過去５年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率は、当社又は保護機構のホームページ（http://www.seihohogo.or.jp/）で確認できます。

（注 2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金などをいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その 90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概要図】

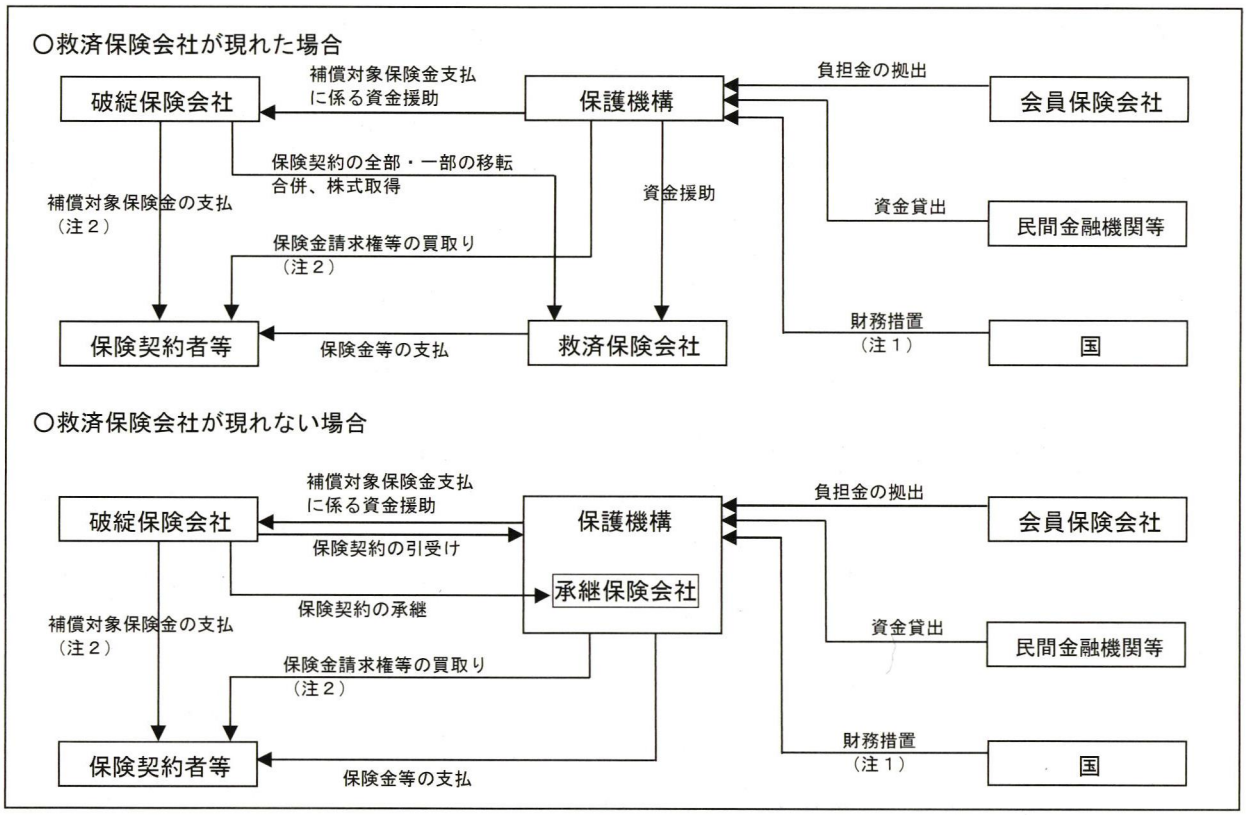

（注１） 上記の「財政措置」は、平成 21 年（2009 年）３月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

（注２） 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率及び買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、（※２）に記載の率となります。）。

○補償対象契約の範囲、保障対象契約の保障限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

○生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構　℡ 03-3286-2820

ホームページアドレス　http://www.seihohogo.jp/

14　保険証券等をお確かめください

保険契約申込書に記載された保険種類などのお申込みの内容は、お申込みの承諾の通知に代えて後日お届けする保険証券に記載してありますので、保険証券が届きましたら、保険種類、保険金額、被保険者の氏名や生年月日、その他の記載事項をお確かめの上、大切に保管してください。もし、お申込みの内容と相違している場合には、当社コールセンター（0120-552950）にお知らせください。

なお、保険証券を送付する際には、申込年月日、受領金額等を記載したあいさつ状を同封しておりますので、この内容についても必ずご確認ください。

○お申込みの際には、当社所定の「保険料充当金領収証」（書式①、書式②又は書式③）をお渡ししています。この「保険料充当金領収証」には、お申込みの際の受領金額等が記載されておりますので、いま一度記載内容をご確認願います（書式①及び書式②は印字で、書式③は手書きで作成されています。また、受領した金額を受領金額欄以外に追記することはありません。）。

○万一、この「保険料充当金領収証」をお受け取りになっていない場合や書式②又は③の保険料充当金領収証で文字が茶色の複写以外で記載されたものをお受け取りになっている場合には、当社コールセンター(0120-552950)にお知らせください。

保険料充当金領収証の書式

書式①

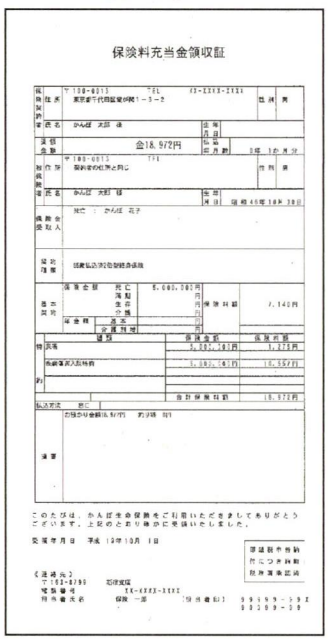
保険料充当金領収証

書式②

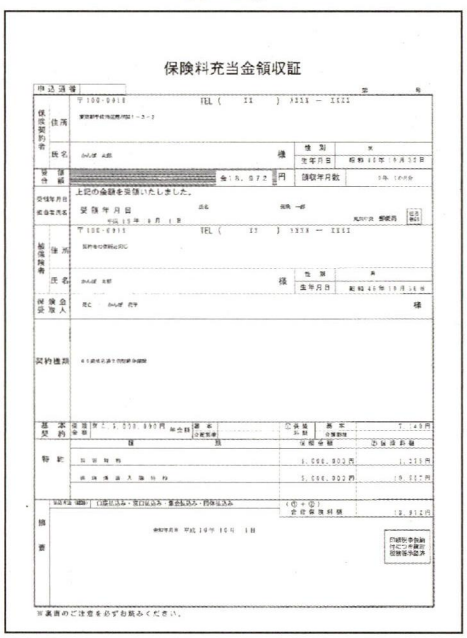
保険料充当金領収証

書式③

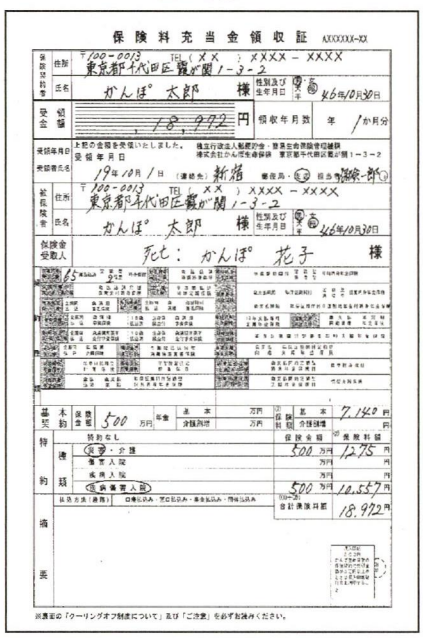
保険料充当金領収証

（注）書式①及び②は、住所又氏名の一部を手書きすることがあります。

15　当社の組織形態

保険会社の会社組織形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、かんぽ生命保険（以下「当社」といいます。）は株式会社です。

株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

16　その他（当社からのお願いとお知らせ）

(1) お申込みの際に受けた説明で、ご不明な点がございましたら、当社コールセンター（0120-552950）までお申し出ください。

(2) 保険契約者、被保険者がご住所を変更された場合には、郵便物の配達についての転居届とは別に当社に対する住所変更の届出が必要となりますので、当社コールセンター(0120-552950)又は委託会社（郵便局株式会社）の窓口に必ずお届けください。

なお、住所変更については、インターネットでもお手続いただけます。

○　かんぽ生命ホームページ
ホームページアドレス　　http://www.jp-life.japanpost.jp/

また、住所変更の届出をされなかった場合には、各種のご案内がされずに、ご契約が失効したり、保険金のお支払いが遅れるなどの不利益が及ぶことがあります。

なお、長期間にわたり海外に出国される場合は、ご契約が失効することのないように、保険料のお払込みの方法を預貯金口座からの口座払込みとする、不在期間について保険料の前納払込みを行うなどのほか、保険料の払込みについて代理人を設定することができますので、お早めに当社コールセンター(0120-552950）にご相談ください。

(3) 保険契約者、被保険者、保険金受取人が改姓又は改名された場合には、改姓又は改名の届出が必要となりますので、委託会社（郵便局株式会社）の窓口に必ずお届けください。

(4) お手続の際にご提示いただく各種証明書類については、氏名、ご住所、保険証券記号番号等を記録させていただくか、写しをとらせていただく場合がございます。

ご契約のしおり
（基本契約）

第１　保険種類の特長と仕組み

１　養老保険

(1) 普通養老保険

被保険者の生存中に保険期間が満了したことにより満期保険金、被保険者が保険期間中に死亡されたことにより死亡保険金をお支払いします（満期保険金と死亡保険金の額は同額です。）。

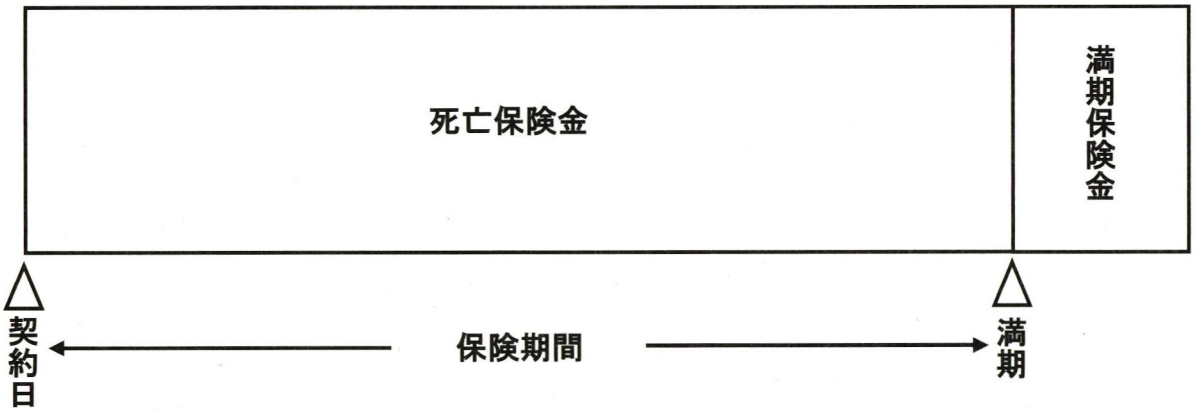

(2) 特別養老保険

被保険者の生存中に保険期間が満了したことにより満期保険金、被保険者が保険期間中に死亡されたことにより、満期保険金額の２倍、５倍又は１０倍の額の死亡保険金をお支払いします。

（２倍型特別養老保険の例）

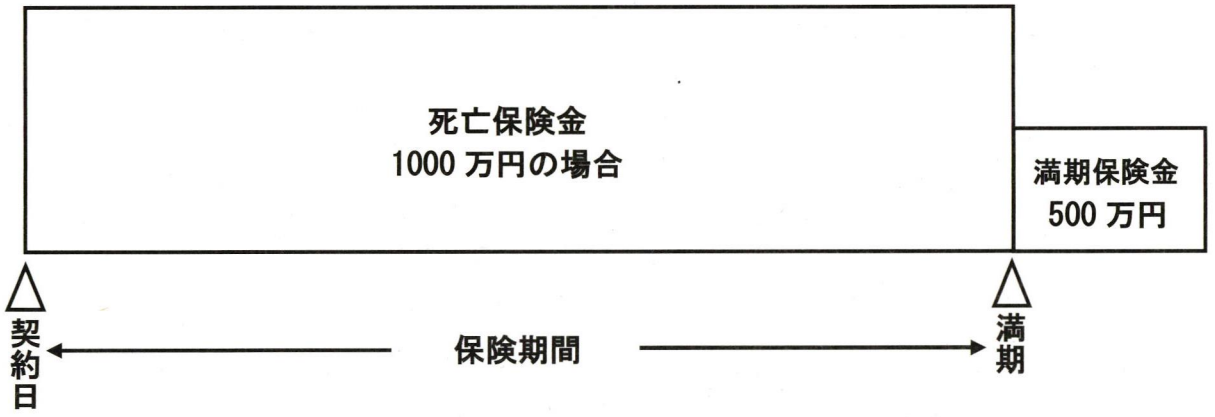

2　学資保険

(1) 学資保険（次の(2)の生存保険金付の学資保険を除きます。）

被保険者の生存中に保険期間が満了したことにより満期保険金、被保険者が保険期間中に死亡されたことにより死亡保険金をお支払いします（満期保険金と死亡保険金の額は同額です。）。保険契約者が死亡等されたときは、一定の場合を除いて、その後の保険料は払込免除となります。

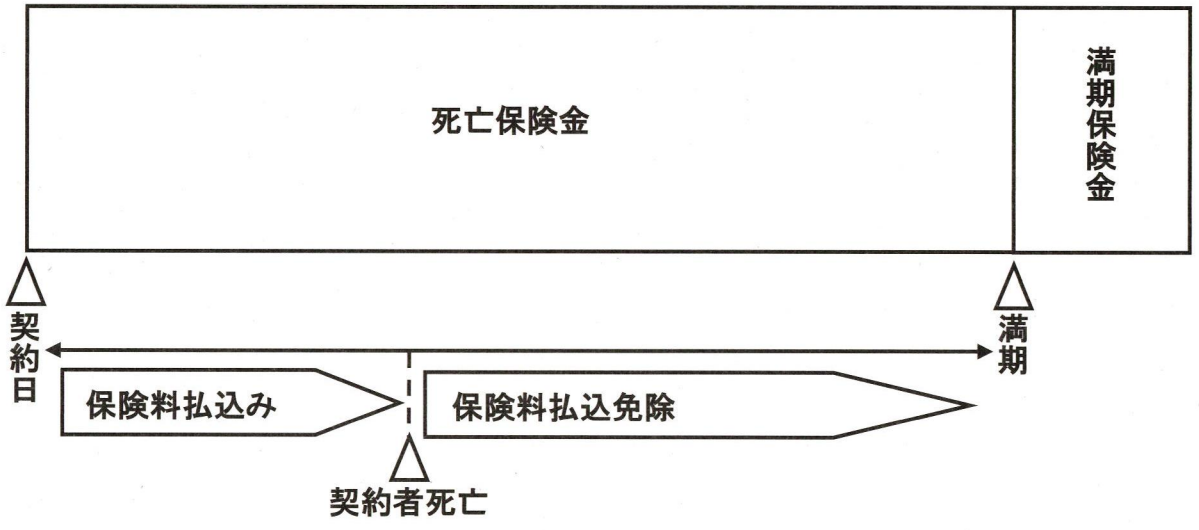

(2) 生存保険金付１８歳満期・２２歳満期学資保険

被保険者の生存中に保険期間が満了したことにより満期保険金、被保険者が保険期間中に死亡されたことにより死亡保険金をお支払いするほか、被保険者の生存中に一定期間が満了したことにより生存保険金をお支払いします。保険契約者が死亡等されたときは、一定の場合を除いて、その後の保険料は払込免除となります。また、生存保険金のお支払後は、死亡保険金が少なくなります。

（生存保険金付１８歳満期学資保険の例）

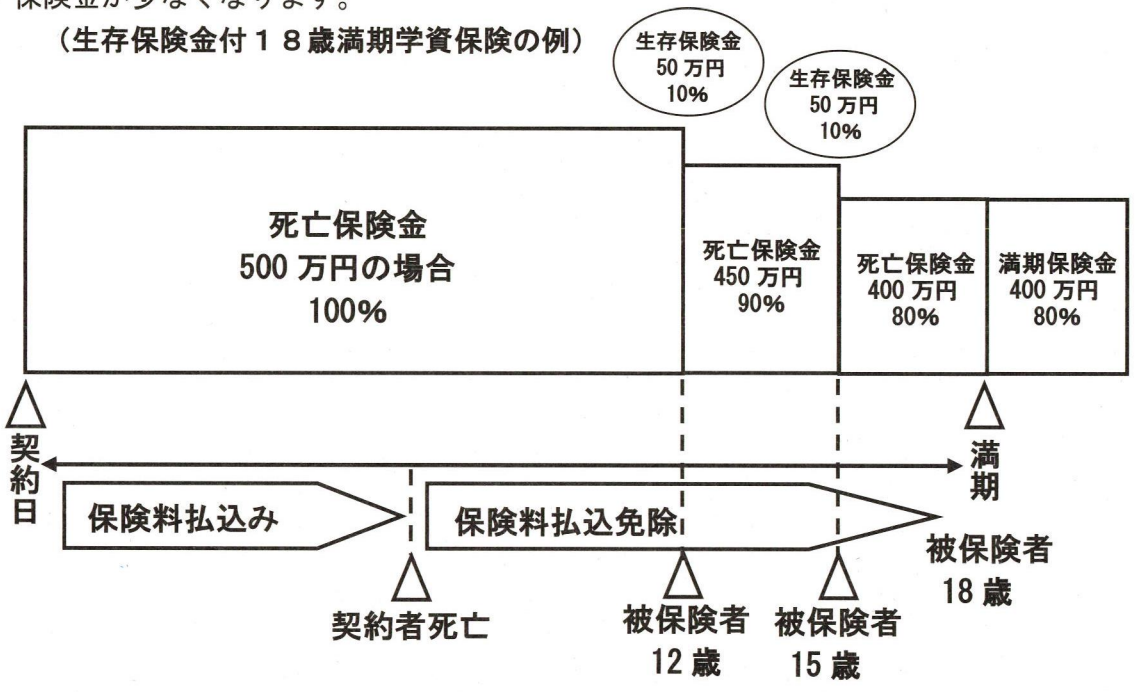

※　生存保険金付２２歳満期学資保険の場合は、被保険者が１８歳をむかえられたときに保険料払込期間が満了するとともに、基準保険金額（生存保険金をお支払いする前の死亡保険金額）の６０％の生存保険金をお支払いし、２０歳をむかえられたときに基準保険金額の２０％の生存保険金をお支払いします。また、生存保険金のお支払後は、死亡保険金が少なくなります。

3　育英年金付学資保険

学資保険の保障内容のほか、保険契約者が死亡等した日から保険期間の満了の日までの期間、被保険者の生存中に限り、育英年金をお支払いします。保険契約者が死亡等されたときは、一定の場合を除いて、その後の保険料は払込免除となります。

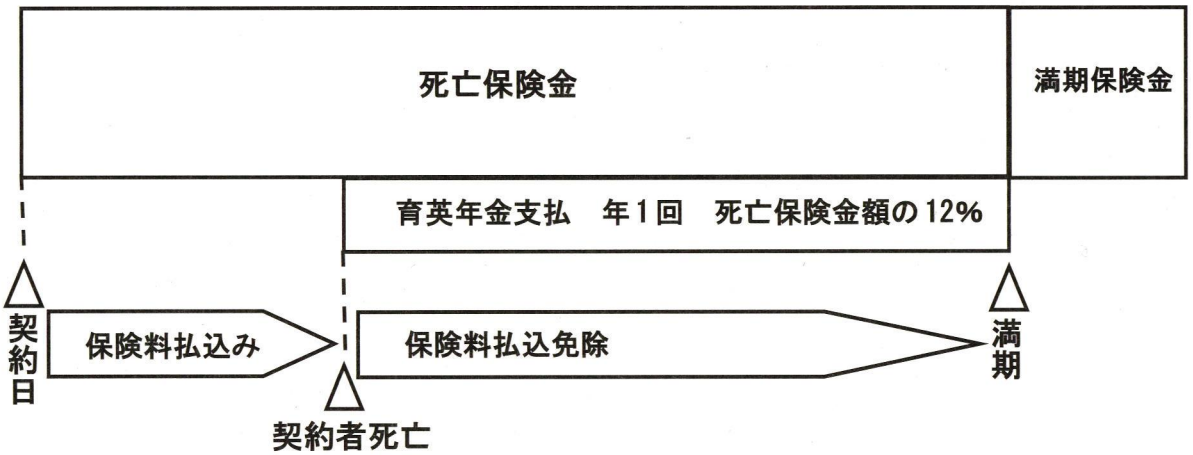

※　生存保険金付の育英年金付学資保険の場合は、生存保険金付の学資保険と同様に生存保険金のお支払後は、死亡保険金が少なくなります。

4　終身保険

(1)　普通終身保険

ア　定額型終身保険

被保険者が死亡された場合に死亡保険金をお支払いします。

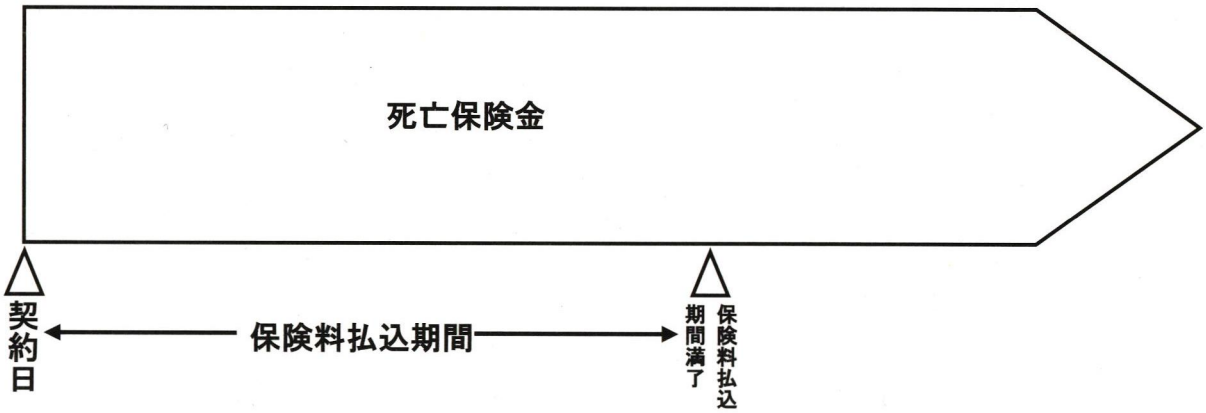

イ　２倍型終身保険・５倍型終身保険

被保険者が死亡された場合に死亡保険金をお支払いいたします。保険料払込期間満了後は、基準保険金額（保険料払込期間満了前に被保険者が死亡したときにお支払いする保険金額）の５０%又は２０%の額の死亡保険金をお支払いいたします。

（２倍型終身保険の例）

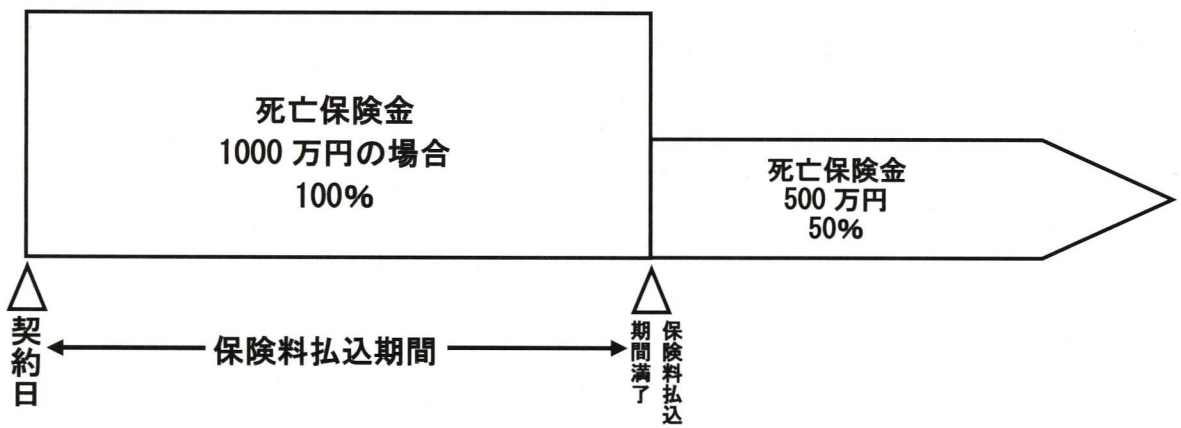

(2) 特別終身保険

被保険者が死亡された場合に死亡保険金をお支払いするほか、被保険者の生存中に一定期間が満了したことにより生存保険金をお支払いします。なお、生存保険金のお支払後は、死亡保険金が少なくなります。

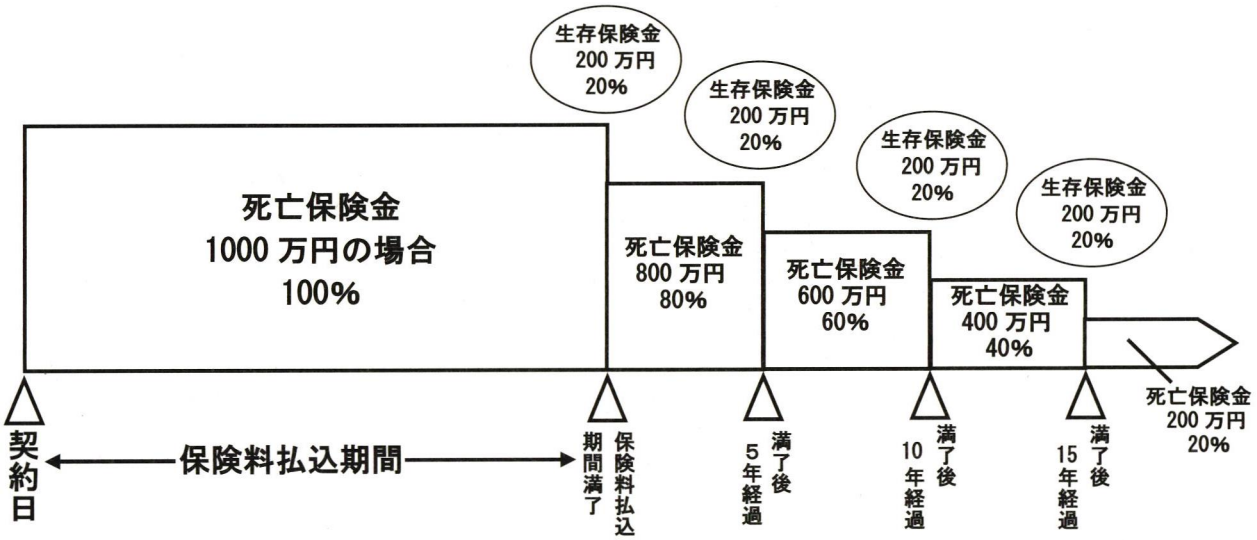

(3) 介護保険金付終身保険

被保険者が死亡された場合に死亡保険金をお支払いするほか、被保険者の生存中に一定期間が満了したことにより生存保険金、又は被保険者が特定要介護状態（55 ページ及び 191 ページ「介護保険金付終身保険普通保険約款別表第 3」参照）となり、その状態が一定期間継続したことにより介護保険金をお支払いします。

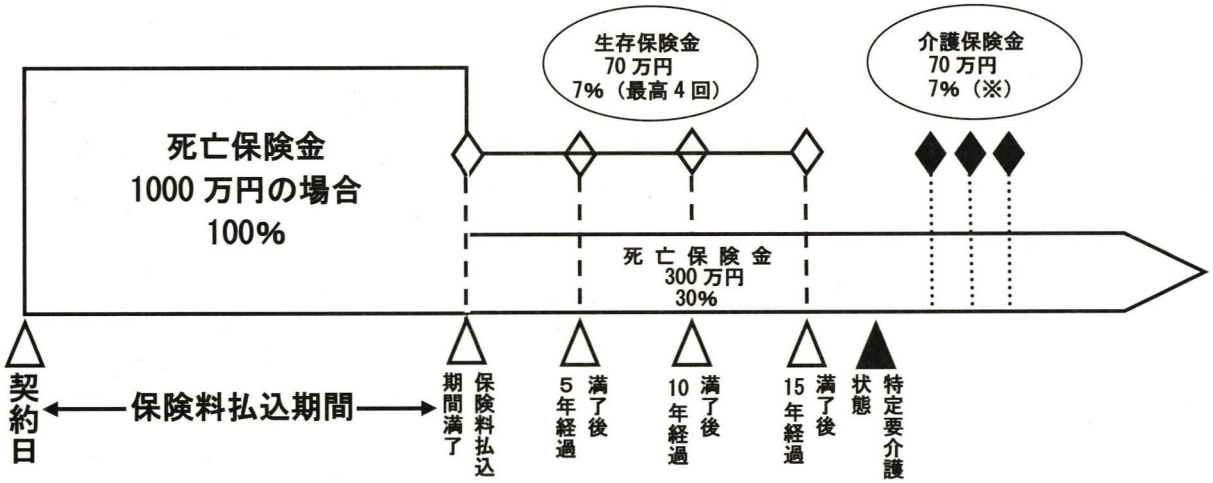

※　介護保険金と生存保険金の支払額は通算して基準保険金額（生存保険金又は介護保険金のいずれかをお支払いする前の保険金額）の７０%に相当する額を限度としますので、生存保険金と介護保険金の支払回数は合わせて１０回が限度となります。

5　普通定期保険

被保険者が保険期間中に死亡されたことにより死亡保険金をお支払いします。ただし、契約日から起算して１年６か月を経過する前に不慮の事故（53 ページ及び 201 ページ「普通定期保険普通保険約款別表第１」参照）又は会社所定の感染症（54 ページ及び 203 ページ「普通定期保険普通保険約款別表第３」参照）によらないで死亡された場合には死亡保険金を削減してお支払いいたします

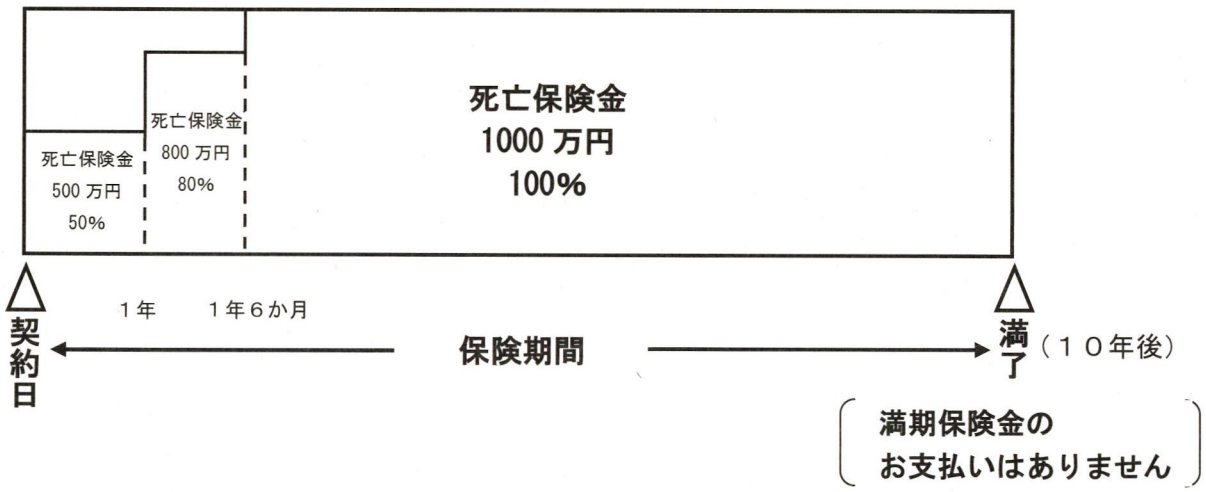

6　夫婦保険

保険契約者を主たる被保険者、その方の配偶者を配偶者である被保険者とし、主たる被保険者については、次のとおり保険金をお支払いします。

○主たる被保険者の生存中に保険期間が満了したとき　……**満期保険金**

○主たる被保険者が保険期間中に死亡されたとき（主たる被保険者が死亡した場合、一定の場合を除いて、その後の保険料は払込免除となります。）……**死亡保険金**

また、配偶者である被保険者については、次のとおり保険金をお支払いします。

○配偶者である被保険者の生存中に保険期間が満了したとき
（主たる被保険者の死亡後に限ります。）……**満期保険金**

○配偶者である被保険者が保険期間中に死亡されたとき……**死亡保険金**

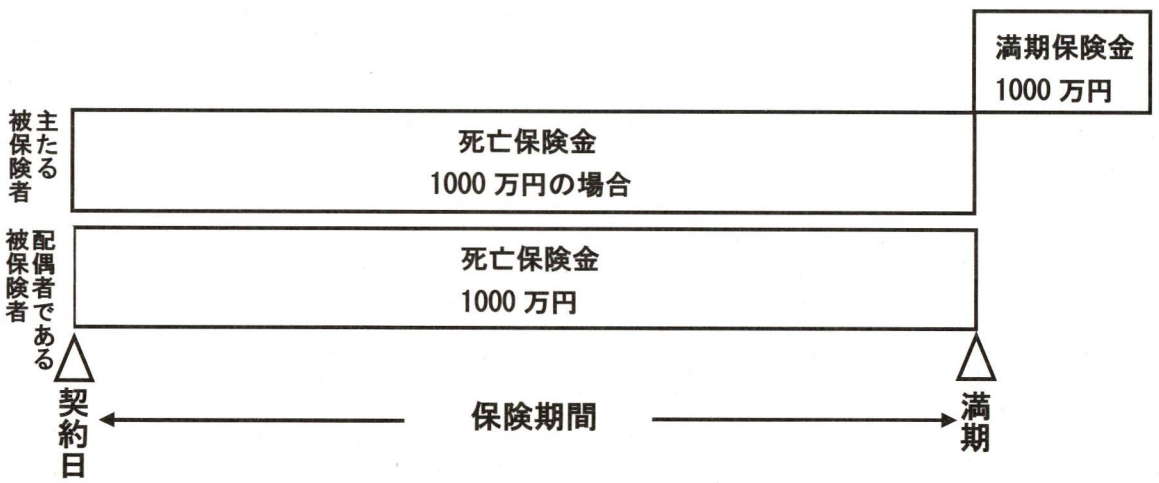

第２　保険料のお払込み

１　保険料のお払込方法（経路）

保険料のお払込みには、次の方法があります。

○口座払込み … 当社が指定した金融機関等の口座振替により一定の期日（振替日）に保険料をお払込みください。

○窓口払込み … 当社指定の店舗の窓口にお払込みください。
（払込窓口は、変更することができます。）

○集金払込み … 当社の派遣した集金人が集金にお伺いします。
（払込時期内に保険契約者が集金人に保険料を払い込まれないとき等は、当社は保険料のお払込方法（経路）を窓口払込みに変更することができます。）

○団体払込み … 保険契約者の所属する団体を通じてお払込みください。
（当該団体と当社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。）

保険契約者は、お申出により上記の保険料のお払込方法（経路）を変更することができます。

ご 注 意

○保険契約者は、口座払込み・集金払込み・団体払込みの場合で取扱条件等に該当しなくなった場合には、保険料のお払込方法（経路）の変更をする必要があります。
また、保険料のお払込方法（経路）を変更いただけない場合には、当社は、保険料のお払込方法（経路）の変更をすることができます。

○保険料のお払込方法（経路）を変更した場合は、保険料率が変更となることがあります。

お確かめいただきたいこと

窓口払込み又は集金払込みにより保険料をお払込みいただいたときは、保険料領収帳又は保険料領収証に領収金額等を印字しますので、その印字内容をお確かめください。

保険料領収書及び保険料領収帳の表示の例

(1) 保険料領収証の場合

①窓口払込用

保　険　料　領　収　証

保険証券（書）記号番号又は（併合・）団体記号番号	01-25-1234569	保険種類	普通終身保険
受領金額	18,492円	払込年月数	年 1か月分
保険料額	18,492円	契約日	平成19年10月 1日
払込所属年月	19年10月	摘要	
保険契約者氏名又は代表者氏名	かんぽ　太郎　様		
被保険者氏名	かんぽ　太郎　様		

このたびは、かんぽ生命保険をご利用いただきましてありがとうございます。
上記のとおり確かに受領いたしました。　受領年月日　平成19年11月 1日
株式会社かんぽ生命保険　東京都千代田区霞が関1－3－2
XX-XXXX-XXXX　新宿支店

印紙税申告納付につき題町税務署承認済

②集金払込用

保険料領収証

保険証券（書）等記号番号	01 25 1234569号
保険契約者氏名又は代表者氏名	かんぽ　太郎　様
受領金額	金18,972円
払込年月数	1か月分
払込所属年月	平成19年11月
契約日	平成19年10月 1日
保険料額	18,972円
被保険者氏名	かんぽ　太郎　様
保険種類	普通終身保険
摘要	お預かり金額20,000円釣り銭1,028円

ご注意

1　保険料領収証の印字内容を筆書で書き加えたり、訂正してあるものは無効です。
なお、お客さまのおなまえの一部が印字されないことがあります。この場合は担当者が追記させていただきます。

2　本書に関するお問い合わせにつきましては、表記連絡先の責任者が対応させていただきますので、お気軽にお申し付けください。

3　裏面のご注意も併せてお読みください。

このたびは、かんぽ生命保険をご利用いただきましてありがとうございます。上記のとおり確かに受領いたしました。

受領年月日　平成19年11月 1日

印紙税申告納付につき題町税務署承認済

《連絡先》
〒163-8795　新宿支店
電話番号　XX-XXXX-XXXX
担当者氏名　保険　一郎　（担当者印）　99999-99X 99999-99

(2) 保険料領収帳の場合（窓口払込用：通帳式）

次のとおり受領しました。

	受領年月日	コード	領収金額	受領年月数	払込所属年月	備考	
◀	19-11- 5	999999	¥18,972	年 1か月分	＊＊＊＊～19-11		1
◀	19-12- 5	999999	¥18,972	年 1か月分	＊＊＊＊～19-12		2
◀	20- 1- 7	999999	¥18,972	年 1か月分	＊＊＊＊～20- 1		3
◀				年 か月分	～		4
◀				年 か月分	～		5
◀				年 か月分	～		6
◀				年 か月分	～		7
◀				年 か月分	～		8

保険料領収帳をお持ちいただかなかったときなどは、必ず当社所定の保険料領収証をお渡しします。

保険料領収証の書式の例

（書式①及び書式②は印字で、書式③及び④は手書きで作成します。）

書式①

保　険　料　領　収　証

保険証券（書）記号番号又は（併合・）団体記号番号	01-25-1234569	保険種類	普通終身保険
受領金額	18,492円	払込年月数	年 1か月分
保険料額	18,492円	契約日	平成19年10月 1日
払込所属年月	19年10月	摘要	
保険契約者氏名又は代表者氏名	かんぽ　太郎　様		
被保険者氏名	かんぽ　太郎　様		

このたびは、かんぽ生命保険をご利用いただきましてありがとうございます。
上記のとおり確かに受領いたしました。　受領年月日　平成19年11月 1日
株式会社かんぽ生命保険　東京都千代田区霞が関1－3－2
XX-XXXX-XXXX　新宿支店

印紙税申告納付につき題町税務署承認済

書式②

保険料領収証

保険証券（書）等記号番号	01 25 1234569号
保険契約者氏名又は代表者氏名	かんぽ　太郎　様
受領金額	金18,972円
払込年月数	1か月分
払込所属年月	平成19年11月
契約日	平成19年10月 1日
保険料額	18,972円
被保険者氏名	かんぽ　太郎　様
保険種類	普通終身保険
摘要	お預かり金額20,000円釣り銭1,028円

ご注意

1　保険料領収証の印字内容を筆書で書き加えたり、訂正してあるものは無効です。
なお、お客さまのおなまえの一部が印字されないことがあります。この場合は担当者が追記させていただきます。

2　本書に関するお問い合わせにつきましては、表記連絡先の責任者が対応させていただきますので、お気軽にお申し付けください。

3　裏面のご注意も併せてお読みください。

このたびは、かんぽ生命保険をご利用いただきましてありがとうございます。上記のとおり確かに受領いたしました。

受領年月日　平成19年11月 1日

印紙税申告納付につき題町税務署承認済

《連絡先》
〒163-8795　新宿支店
電話番号　XX-XXXX-XXXX
担当者氏名　保険　一郎　（担当者印）　99999-99X 99999-99

書式③

保険料領収証（端末機障害時等用）（ホ30210）

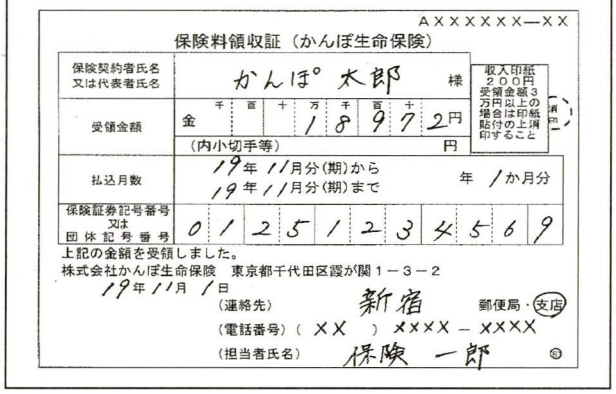

書式④

弁済金・利息等受領証（端末機障害時等用）（ホ31800）

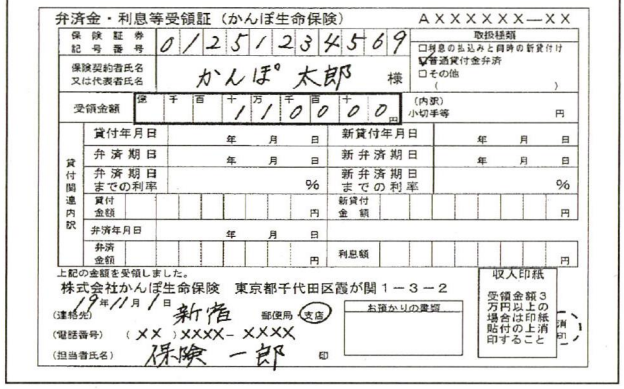

2　保険料の前納払込み

当月以降の保険料を３か月分以上まとめてお払込みになりますと、お払込みの年月数に応じて割引をします。割引額など詳しくは当社コールセンター(0120-552950)にお尋ねください。

なお、割引額は、当社の定めるところによるものであり、金利の変動等に応じて見直されます。

お　願　い

○お払込みいただいた保険料の確認について

当社では、事務取扱いの正確を期すため、お客さまに書面をお送りして、払込保険料のご確認をお願いすることがあります。

お送りした書面の記載内容と実際にお払込みをされた保険料の内容に相違がある場合は、当社コールセンター(0120-552950)にお尋ねください。

○転居された場合のご連絡について

ご住所又は保険料払込場所（お勤め先など集金先となっている場所）を変更されたときは、直ちに当社コールセンター(0120-552950)にお知らせください。お手続のご案内をいたします。

ご住所又は保険料払込場所（お勤め先など集金先となっている場所）の変更のお手続をしていただけませんと、集金に伺うことができないために、ご契約が失効してしまったり、集金のご案内やその他の大切なご通知ができないことや遅れることがあります。

また、郵便物の配達に関する転居届では、当社の保険契約のご住所等を変更することはいたしませんので、ご注意ください。

なお、長期間にわたり海外に出国される場合は、不在期間について保険料の前納払込みを行えば、ご契約が失効することはありません。

3　保険料の払込猶予期間とご契約の失効

保険料は、毎月末までにお払込みいただくことになっておりますが、一時的にお払込みに差し支えがある場合は、次の例のような払込猶予期間が設けられておりますので、この期間内に必ずお払込みください。

払込猶予期間内に保険料のお払込みがないときは、ご契約は効力を失います（失効します。）。

例　契約日が20日である場合の保険料払込猶予期間

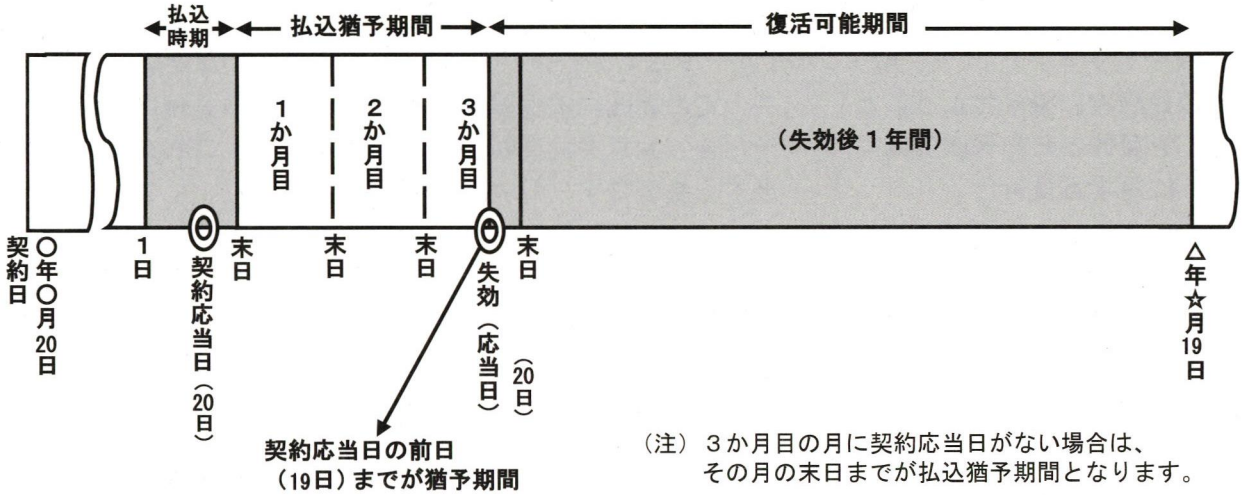

（注）３か月目の月に契約応当日がない場合は、その月の末日までが払込猶予期間となります。

4　ご契約の復活

払込猶予期間内に保険料のお払込みがなかったため、ご契約が効力を失った場合には、失効後１年を経過する前であれば、当社の承諾を得て、ご契約を復活することができます。この場合、被保険者（学資保険又は育英年金付学資保険の場合は保険契約者を含みます。）の健康状態などについて告知及び生命保険募集人による面接観査をしていただくとともに、復活払込金をお払込みいただく必要があります。ただし、既に返戻金のお支払いをご請求されているときなどの場合には、ご契約を復活することができません。

なお、復活の際には、復活払込金を分割してお払込みいただく方法などもありますので、当社コールセンター(0120-552950)にご相談ください。

また、ご契約の復活のお申込みを当社が承諾した場合には、復活払込金のお払込み及び告知がともに完了したときから、ご契約上の責任を負い、保障は以下の時期から開始されます。

〇当社の承諾前にお払込みがあったとき

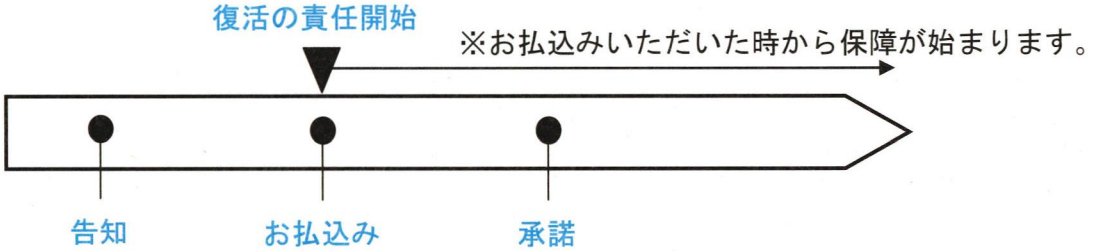

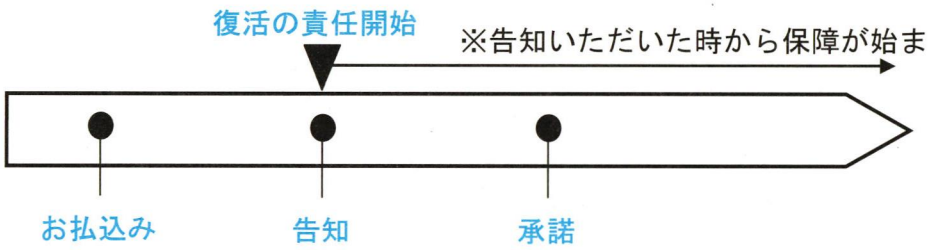

5　保険料のお払込みが困難な場合のご契約の継続方法

保険料のご都合がつかないときでも、ご契約ができるだけ有効に継続するように、次のような方法もありますので、お早めに当社コールセンター(0120-552950)にご相談ください。

○保険料に振り替えること を目的とした保険契約者 に対する貸付け （普通定期保険を除きます。） … 一定の範囲内の保険料に相当する金額の貸付けを受けていただき（利息をお支払いいただきます。）、これを保険料に充当する制度です（47 ページ参照）。

○保険金額の減額変更 …… 保険金額を減額することにより以後の保険料額を少なくする契約変更です（43 ページ参照）。

○保険料払済契約への変更 … 保険料のお払込みを中止し、保険金額をそれまで払い込まれた保険料に見合う額に減額する契約変更です(43 ページ参照)。

6　保険料のお払込みの免除

1　養老保険、学資保険、育英年金付学資保険、終身保険及び普通定期保険の場合

被保険者が次の状態になられた場合には、その後の保険料のお払込みが免除されます。

(1) 身体障害による保険料の払込免除

被保険者が責任開始時以後又は復活に係る責任開始時以後に不慮の事故によって傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に 52 ページ第 1 表の身体障害の状態になられたとき。ただし、次のいずれかにより当該身体障害になられた場合には、保険料は払込免除となりません。

①保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意又は重大な過失
②被保険者の犯罪行為
③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

また、被保険者が、地震、噴火、津波又は戦争その他の変乱が原因で保険料のお払込みの免除事由に該当した場合は、該当する被保険者の数によっては保険料の全部又は一部についてお払込みを免除しない場合があります。

(2) 重度障害による保険料の払込免除

被保険者が責任開始時以後又は復活に係る責任開始時以後において受けた傷害又はかかった疾病により 52 ページ第 2 表に定める重度障害の状態になられたとき。ただし、保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意により重度障害の状態になられた場合に

は、保険料は払込免除となりません。

また、被保険者が、戦争その他の変乱が原因で保険料のお払込みの免除事由に該当した場合は、該当する被保険者の数によっては保険料の全部又は一部についてお払込みを免除しない場合があります。

(3) 各保険種類ごとに固有の保険料の払込免除

普通養老保険、学資保険、育英年金付学資保険又は介護保険金付終身保険にあっては、上記（1）及び（2）のほかに保険料のお払込みを免除する場合があります。

詳しくは、保険種類ごとに各々次のページをご覧ください。

○普通養老保険の保険契約者の死亡等による保険料のお払込みの免除等 … 98ページ
○学資保険の保険契約者の死亡等による保険料のお払込みの免除等 …… 100ページ
○育英年金付学資保険の保険契約者の死亡等による保険料のお払込みの免除等 … 102ページ
○介護保険金付終身保険の被保険者の特定要介護状態による保険料のお払込みの免除等 … 106ページ

2 夫婦保険の場合

主たる被保険者又は配偶者である被保険者が次の状態になられた場合には、その後の保険料のお払込みが免除されます。

(1) 主たる被保険者の身体障害による保険料の払込免除

主たる被保険者が責任開始時以後又は復活に係る責任開始時以後に不慮の事故によって傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に52ページ第1表の身体障害の状態になられたとき。ただし、次のいずれかにより当該身体障害になった場合には、保険料は払込免除となりません。

①主たる被保険者又は配偶者である被保険者の故意又は重大な過失
②主たる被保険者の犯罪行為
③主たる被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
④主たる被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
⑤主たる被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
⑥主たる被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

また、主たる被保険者が、地震、噴火、津波又は戦争その他の変乱が原因で保険料のお払込みの免除事由に該当した場合は、該当する被保険者の数によっては保険料の全部又は一部についてお払込みを免除しない場合があります。

(2) 主たる被保険者の死亡等による保険料の払込免除

主たる被保険者が死亡し、又は基本契約の責任開始時以後又は復活に係る責任開始時以後において受けた傷害又はかかった疾病により52ページ第2表に定める重度障害の状態になられたとき。ただし、責任開始の日若しくは復活に係る責任開始の日から起算して3年を経過する前の自殺により主たる被保険者が死亡した場合（注）又は主たる被保険者若しくは配偶者である被保険者の故意により主たる被保険者が重度障害の状態になった場合には、保険料は払込免除となりません。

また、主たる被保険者が、戦争その他の変乱が原因で保険料のお払込みの免除事由に該当した場合は、該当する被保険者の数によっては保険料の全部又は一部についてお払込みを免除しない場合があります。

（注）配偶者である被保険者が以下の状態になられた後に、主たる被保険者が責任開始の日若しくは復活に係る責任開始の日から起算して3年を経過する前の自殺により死亡した場合には、保険料のお払込みが免除されます。

○責任開始時以後又は復活に係る責任開始時以後において不慮の事故により傷害を受けその傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に52ページ第1表の身

体障害の状態になられた場合
ただし、次のいずれかにより当該身体障害の状態になられた場合には、保険料は払込免除となりません。
①主たる被保険者又は配偶者である被保険者の故意又は重大な過失
②配偶者である被保険者の犯罪行為
③配偶者である被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
④配偶者である被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
⑤配偶者である被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
⑥配偶者である被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

○責任開始時以後又は復活に係る責任開始時以後において受けた傷害又はかかった疾病により52ページ第2表の重度障害の状態になられた場合
ただし、主たる被保険者若しくは配偶者である被保険者の故意により重度障害の状態になられた場合には、保険料は払込免除となりません。

また、配偶者である被保険者に係る当該身体障害の状態又は当該重度障害の状態が、地震、噴火、津波又は戦争その他の変乱が原因である場合は、該当する被保険者の数によっては保険料の全部又は一部についてお払込みを免除しない場合があります。

(3) 配偶者である被保険者の身体障害による保険料の払込免除

主たる被保険者の死亡について死亡保険金が支払われないこととなった（配偶者である被保険者の故意による場合を除きます。）後において、配偶者である被保険者が責任開始時以後又は復活に係る責任開始時以後において不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に52ページ第1表の身体障害の状態になられたとき。ただし、次のいずれかにより当該身体障害の状態になられた場合には、保険料は払込免除となりません。

①主たる被保険者又は配偶者である被保険者の故意又は重大な過失
②配偶者である被保険者の犯罪行為
③配偶者である被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
④配偶者である被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
⑤配偶者である被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
⑥配偶者である被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

また、配偶者である被保険者が、地震、噴火、津波又は戦争その他の変乱が原因で保険料のお払込みの免除事由に該当した場合は、該当する被保険者の数によっては保険料の全部又は一部についてお払込みを免除しない場合があります。

(4) 配偶者である被保険者の重度障害による保険料の払込免除

主たる被保険者の死亡について死亡保険金が支払われないこととなった（配偶者である被保険者の故意による場合を除きます。）後において、配偶者である被保険者が責任開始時以後又は復活に係る責任開始時以後において受けた傷害又はかかった疾病により52ページ第2表の重度障害の状態になられたとき。ただし、配偶者である被保険者が主たる被保険者又は配偶者である被保険者の故意により重度障害の状態になられた場合は、保険料は払込免除となりません。

また、配偶者である被保険者が、戦争その他の変乱が原因で保険料のお払込みの免除事由に該当した場合は、該当する被保険者の数によっては保険料の全部又は一部についてお払込

みを免除しない場合があります。

なお、重度障害による保険料の払込免除のお取扱いは、保険契約者からのご請求によるものとなります。また、保険契約者は、ご契約を終了させること（重度障害による死亡保険金のご請求）と保険料の払込免除のお取扱いを受けてご契約を継続させることのいずれかを選択することができます。詳しくは当社コールセンター(0120-552950)にお尋ねください。

第３　保険契約者の変更

養老保険、学資保険、育英年金付学資保険、終身保険又は普通定期保険の保険契約では、保険契約者は被保険者の同意と当社の承諾を得て、第三者に保険契約者の地位を承継することができます。ただし、学資保険及び育英年金付学資保険の場合には、保険契約者の地位を承継しようとする方の年齢などの一定の条件があります。詳しくは当社コールセンター(0120-552950)にお尋ねください。

ご注意

養老保険、学資保険、育英年金付学資保険又は普通定期保険の保険契約では保険契約者の変更をされる場合は、保険期間の満了日（満了日が土曜、日曜、祝日又は休日の非営業日であるときは、保険期間の満了日より前の直近の営業日）を起算日として、６営業日前までにお手続をしていただく必要がございます。その日を過ぎてからは、保険契約者の変更の請求を受け付けることができません。

学資保険及び育英年金付学資保険は、被保険者の年齢及び性別のみならず、保険契約者の年齢及び性別によって保険料が異なることから、保険契約者の地位を変更した場合には、保険金額等により調整を行いますので、保険金額等に変更が生じることがあります。

第４　ご契約の変更

１　保険種類別の変更内容

保険契約の種類により、次のとおりご契約の内容を変更することができます。

	保障内容を小さくする変更（契約日から起算して２年を経過した契約に限る）（復活したときにあっては、その復活日）				保障内容を大きくする変更 契約日から起算して３年を経過した契約に限る）（復活したときにあっては、その復活日）			特約中途付加
	保険金額の減額	保険料払込期間の短縮	保険期間の短縮	保険料払済契約への変更	保険金額の増額 同種増額	保険金額の増額 変更増額	保険期間の延長	保険料払込期間の延長	
養老保険	○	－	○	○	○		○	－	○
学資保険 育英年金付学資保険	○	－	○	○	○		－	－	○
終身保険	○	○	○（注１）	○	○（注２）		－	○（注２）	○
普通定期保険	○	－	－	－	－		－	－	○
夫婦保険	○	－	○	○	－	○	－	－	○

（注１）定額型終身保険に限る。　（注２）介護保険金付終身保険を除く。

保障内容を小さくするご契約内容の変更は、保険種類により条件がありますので、各々次のページをご覧ください。

○養老保険（普通養老保険及び特別養老保険） …… 98 ページ
○学資保険 …… 101 ページ
○育英年金付学資保険 …… 104 ページ
○終身保険 …… 108 ページ
○普通定期保険 …… 109 ページ
○夫婦保険 …… 110 ページ

２　保険金額の増額変更

保険金額の増額変更制度の仕組みは、次のとおりです。

この制度をご利用になれば、元のご契約を解約することなく、保険金額を増額し、併せて新しい保険種類に変更したり、保険期間又は保険料払込期間を延長することなどができます。

(1) 同種増額

ご加入されているご契約種類、保険期間及び保険料払込期間を変更しないで、保険金額を増額するものです。

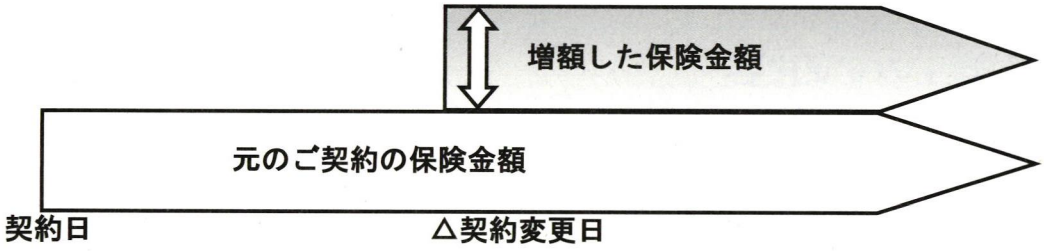

○保険種類、保険期間の終期は変わりません。

○増額変更後は、元の保険料と増額した保険金額についての保険料（契約変更日の年齢及び性別により計算します。）の合計額を払い込んでいただくことになります。

(2) 変更増額

保険金額を増額するとともに、併せて保険種類、保険期間及び保険料払込期間を変更できるもので、元のご契約を解約したとした場合の返戻金や契約者配当金を、一時払の方法により、新しいご契約の一部の保険料に充当します。

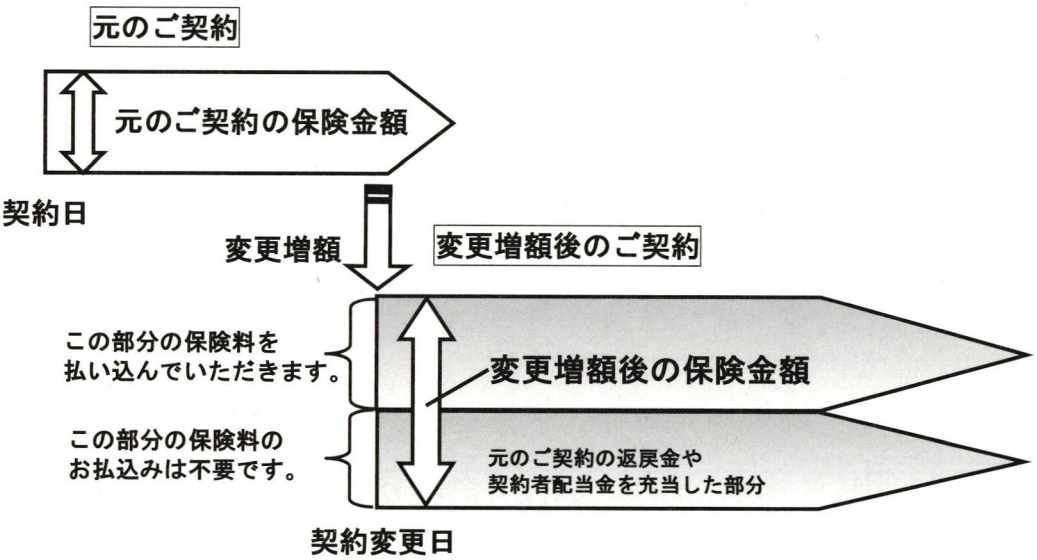

○元のご契約を解約したとした場合の返戻金や契約者配当金を用いて、新しいご契約（保険種類、保険金額、保険期間及び保険料払込期間）に変更することになります。

○新しいご契約の保険期間は、契約変更日から始まります。

○変更増額後の保険料は、契約変更日の年齢及び性別により計算します。

○変更増額後の保険契約者、被保険者は、それぞれ元のご契約の保険契約者、被保険者と同一人であることが必要です。

ご 注 意

増額変更をされる際は、改めて、被保険者の健康状態などについての告知及び面接が必要となります。

3　保険期間又は保険料払込期間の延長

(1) 保険期間の延長（普通養老保険又は特別養老保険に限ります。）

保険種類及び保険金額を変更しないで、保険期間のみを延長（例えば６０歳満期から６５歳満期へ）するものです。

○元のご契約を解約したとした場合の返戻金や契約者配当金を用いて、新しい保険期間のご契約に変更することになります。この場合、元のご契約を解約したとした場合の返戻金や契約者配当金は、一時払の方法により新しい保険期間のご契約の一部の保険料に充当します。

○新しいご契約の保険期間は、契約変更日から始まります。

○変更後の保険料は、契約変更日の年齢及び性別により計算します。

(2) 保険料払込期間の延長（普通終身保険又は特別終身保険に限ります。）

保険種類及び保険金額を変更しないで、保険料払込期間のみを延長（例えば 60 歳払込済から 65 歳払込済へ）するものです。

○元のご契約を解約したとした場合の返戻金や契約者配当金を用いて、新しい保険料払込期間のご契約に変更することになります。この場合、元のご契約を解約したとした場合の返戻金や契約者配当金は、一時払の方法により新しい保険料払込期間のご契約の一部の保険料に充当します。

○新しいご契約の保険料払込期間は、契約変更日から始まります。

○変更後の保険料は、契約変更日の年齢及び性別により計算します。

ご 注 意

○保険金額の増額変更、保険期間又は保険料払込期間の延長の変更をされるときは、改めて、被保険者（学資保険又は育英年金付学資保険の場合は保険契約者を含みます。）**の健康状態などについての告知及び面接が必要となります。**

○保険金額の増額変更、保険期間又は保険料払込期間の延長の変更の制度をご利用いただくには、元のご契約や増額変更後の保険種類等によって一定の要件がありますので、詳しくは当社コールセンター(0120-552950)にお尋ねください。

4　加入年齢又は性別の誤りによる保険金額等の更正

被保険者（学資保険又は育英年金付学資保険の場合は保険契約者を含みます。）の加入年齢又は性別に誤りがあった場合においては、実際の年齢がそのご契約の契約日において加入できる年齢の範囲内である場合に限り、当初から正当な加入年齢又は性別によってご加入いただいたものとして保険金額等を更正します。

なお、正当な加入年齢がご契約に加入できる年齢の範囲外である場合には、ご契約は無効となり、当初からご契約がなかったものとなります。

第５　ご契約の解約と返戻金のお支払い

１　ご契約の解約

保険契約者は、いつでも将来に向かってご契約を解約することができます。この場合、返戻金があるときは、これを保険契約者にお支払いします。

なお、月ごとの契約応当日に解約されたときなど一定の要件に該当する場合は、解約された時に保険契約は消滅します。

また、月ごとの契約応当日以外の日に解約されたときは、直後の月ごとの契約応当日（保険期間の満了する日を含みます。）に保険契約は消滅しますので、解約された日から直後の月ごとの契約応当日までの間に保険金の支払事由が生じると、保険金が支払われる場合があります。詳しくは当社コールセンター（0120-552950）にお尋ねください。

２　返戻金のお支払い

(1) 返戻金のお支払いをするとき

次の場合において、返戻金がある場合には、保険契約者にお支払いします。

なお、ご加入後短期間の場合及び普通定期保険の場合は、返戻金がない場合やごく少ない金額となる場合があります。

○ご契約の失効
○ご契約の解除又は解約の通知
○被保険者の死亡（保険金の支払免責に該当する場合に限ります。）（86 ページ参照）
○保険金額の減額変更の請求
○保険期間の短縮変更の請求
○保険料払込期間の短縮変更の請求
○夫婦保険の配偶者である被保険者の資格喪失（110 ページ参照）

(2) 返戻金の額

返戻金の額は、114～121 ページに例示してありますのでご覧ください。

ご 注 意

○生命保険は、お払込みいただいた保険料を、預貯金のようにそのまま積み立てるのではなく、その一部を早く死亡された方々への保険金のお支払いに、また、一部を契約を維持するための費用などに充て、その残りの部分を将来の保険金のお支払いに備えるため責任準備金として積み立てる仕組になっています。
○お支払いする返戻金の額は、この責任準備金の額から当社の定める額などを差し引いた額となっておりますので、ほとんどの場合、お払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。
○まだお払込みされていない保険料や貸付金などがあるときは、お支払いする返戻金額から、これを差し引きます。
○ご請求の際には、ご請求をされる方が正当な権利者であることを確認できる書類（印鑑証明書、

国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、運転免許証等（原本））をお持ちください。

第６　保険契約者に対する貸付け（普通定期保険を除きます）

１　貸付けの種類

一時的に資金がご入用のとき又は保険料のお払込みについて一時的に差し支えがあるときは、保険契約者が解約返戻金額の一定の範囲内で貸付けをご請求することができます（保険料の前納払込みをされている場合で、まだ保険料に充当されていない保険料は貸付けの対象とはなりません。）。

貸付利率など、詳しくは当社コールセンター(0120-552950)にお尋ねください。

なお、貸付利率を改定したときは、その後に請求があった貸付けについては、その後の利率によるものとします。

貸付期間は貸付けを受けられた日の翌日から起算して１年です。ただし、保険料に振り替えることを目的とした貸付け（※）をした場合には、貸付期間は最後に保険料に振り替えた日の翌日から起算して１年です。

（※）保険料に振り替えることを目的とした貸付け

保険料のお払込みについて一時的に差し支えがある場合は、保険契約者のご請求により、解約返戻金額の一定の範囲内で、１年分以内の保険料に相当する金額の貸付けを受け、これを保険料に充当していただくことができます。

２　貸付けのご請求に必要な書類等

保険契約者が貸付けをご請求されるときは、次の書類、印章などをご持参の上、委託会社（郵便局株式会社）にご請求ください。

○保険証券

○貸付申込書（ご契約で最初に貸付けをご請求されるときに限ります。）又は貸付請求書（委託会社（郵便局株式会社）に備え付けてあります。）

ご　注　意

ご請求の際には、ご請求をされる方が正当な権利者であることを確認できる書類（印鑑証明書、国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、運転免許証等（原本））をお持ちください。

ご契約で最初に貸付けをご請求されるときには、収入印紙（200 円（お客さまのご負担になります。））が必要となりますので、ご用意ください。

3　貸付金の弁済

保険契約者が貸付金の弁済をされるときは、貸付期間（１年）が満了するまでに、貸付金及びその利息と保険証券を当社又は委託会社（郵便局株式会社）にお持ちください。

また、貸付金の一部を弁済したり、利息のみを払い込んで前貸付金と同額の貸付けを受けて貸付期間を更新するお取扱いもございますので、詳しくは当社コールセンター(0120-552950)にお尋ねください。

ご 注 意

貸付けを受けられている期間中に保険金など（介護保険金及び育英年金を除く。）のお支払いがあったときは、お支払いする金額から貸付金及びその利息を差し引きます。

4　貸付期間経過後のお取扱い

貸付期間経過後の貸付利率は、貸付期間内における貸付利率よりも高くなります。

なお、貸付金の弁済をされないで貸付期間経過後１年を経過したときは、貸付金の弁済に代えて保険金額及び年金額（育英年金付学資保険の場合であって、貸付期間経過後１年を経過したときが年金支払事由発生日前であるときに限ります。）を減額することとなりますので、ご注意ください。

ご 注 意

貸付金の弁済をされないで貸付期間経過後１年を経過した場合、保険金の原資となる責任準備金を貸付金及びその利息の弁済に充当することから、減額される保険金額は、貸付金及びその利息の合計額より多くなります。

詳しくは当社コールセンター(0120-552950)にお尋ねください。

第７　契約者配当金のお支払い

契約者配当金は、当社の決算に基づき、ご契約ごとに割り当て、ご契約が消滅したときなどに保険金又は返戻金のお支払いに併せてお支払いするほか、契約日から起算して１年を経過した基本契約（普通定期保険を除きます。）については、保険契約者からお支払いのご請求があったときにお支払いします。詳しくは当社コールセンター(0120-552950)にお尋ねください。

（注）ご契約ごとに割り当てされる契約者配当金の金額は、経済情勢などにより変動（増減）し、当社の収益等の状況によっては割り当てされないこともあります。

第８　その他

(1) 保険証券は、ご契約の保険金額や保証期間など契約内容を具体的に記載したものです。今後、保険金をお受け取りになる際などに必要なものですから、大切に保管してください。

なお、保険証券又は保険料領収帳（窓口用：通帳式）をなくされたり、汚されたときは、その再発行を当社又は委託会社（郵便局株式会社）にご請求ください。

(2) 現金、保険証券又は保険料領収帳（窓口用：通帳式）を当社又は委託会社（郵便局株式会社）に提出される場合は、必ず当社所定の領収証（現金をお預かりする場合）又は受付証（現金をお預かりしない場合）をお受け取りください。この領収証又は受付証以外で現金等をお預かりすることはありません。

また、当社では、保険証券や保険料領収帳（窓口用：通帳式）を常時保管するお取扱いは行っておりません。必ずご自身で保管してください。

なお、当社所定の領収証及び受付証の書式は、次ページのとおりとなります。

領収証の書式

①及び②は手書きで作成しますので、その内容をお確かめください。

①

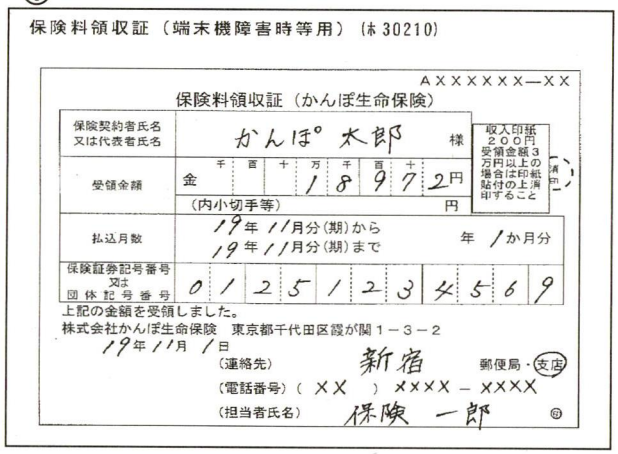

保険料領収証（端末機障害時等用）（ホ30210）

AXXXXXX—XX

保険料領収証（かんぽ生命保険）

保険契約者氏名又は代表者氏名	かんぽ 太郎 様
受領金額	金 18,972円
（内小切手等）	円
払込月数	19年11月分（期）から 19年11月分（期）まで 年 1か月分
保険証券記号番号又は団体記号番号	0125123456 9

収入印紙 200円 受領金額3万円以上の場合は印紙貼付の上消印すること

上記の金額を受領しました。

株式会社かんぽ生命保険　東京都千代田区霞が関1－3－2

19年11月1日

（連絡先）新宿　郵便局・支店

（電話番号）（XX）XXXX－XXXX

（担当者氏名）保険 一郎 ㊞

②

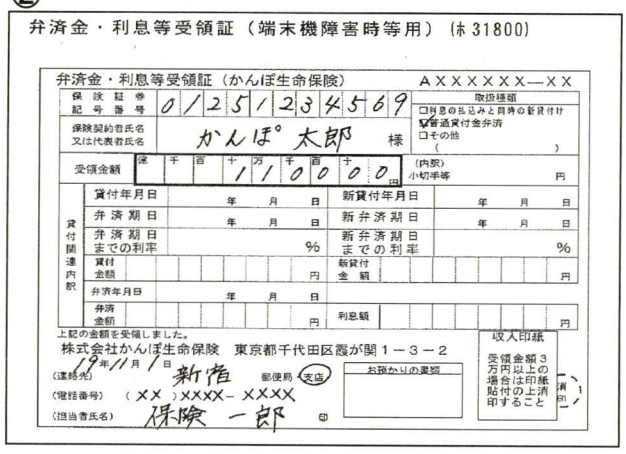

弁済金・利息等受領証（端末機障害時等用）（ホ31800）

弁済金・利息等受領証（かんぽ生命保険）　AXXXXXX—XX

保険証券記号番号	0125123456 9
保険契約者氏名又は代表者氏名	かんぽ 太郎 様
受領金額	11,000円
（内訳）小切手等	円
貸付関連内訳 貸付年月日	年 月 日
弁済期日	年 月 日
弁済期日までの利率	%
貸付金額	円
弁済年月日	年 月 日
弁済金額	円
新貸付年月日	年 月 日
新弁済期日	年 月 日
新弁済期日までの利率	%
新貸付金額	円
利息額	円

取扱種類：□利息の払込みと同時の新貸付付 ☑普通貸付金弁済 □その他（　）

上記の金額を受領しました。

株式会社かんぽ生命保険　東京都千代田区霞が関1－3－2

19年11月1日（連絡先）新宿　郵便局・支店

（電話番号）（XX）XXXX－XXXX

（担当者氏名）保険 一郎 印

お預かりの書類

収入印紙 受領金額3万円以上の場合は印紙貼付の上消印すること

受付証の書式

① は印字で、②は手書きで作成しますので、その内容をお確かめください。

①

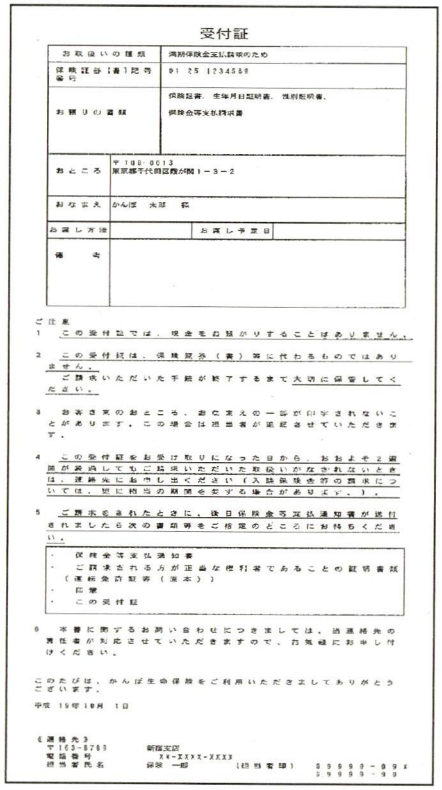

受付証

お取扱いの種類	満期保険金支払請求のため
保険証券［書］記号番号	01 25 1234569
お預りの書類	保険証書、生年月日証明書、住所証明書、保険金等支払請求書
おところ	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1－3－2
おなまえ	かんぽ 太郎 様
お渡し方法	お渡し予定日
備考	

ご注意

1　この受付証では、現金をお預かりすることはありません。

2　この受付証は、保険証券（書）等に代わるものではありません。ご請求いただいた手続が終了するまで大切に保管してください。

3　お届出済のおところ、お名前の一部が印字されないことがあります。この場合は担当者が追記させていただきます。

4　この受付証をお受け取りになったときから、おおよそ2週間が経過してもご請求いただいた取扱いがなされないときは、連絡先にお申し出ください（入院保険金等の請求については、更に相当の期間を要する場合があります。）。

5　ご請求されたときに、後日保険金等支払通知書が送付されましたら次の書類等をご指定のところにお持ちください。

・保険金等支払通知書
・ご請求される方が正当な権利者であることの証明書類（運転免許証等（原本））
・印章
・この受付証

6　本書に関するお問い合わせにつきましては、当直局所の責任者が対応させていただきますので、お気軽にお申し付けください。

このたびは、かんぽ生命保険をご利用いただきましてありがとうございます。

平成19年10月1日

（連絡先）
〒163-8783　新宿支店
電話番号　XX-XXXX-XXXX
担当者氏名　保険 一郎　（担当者印）

②

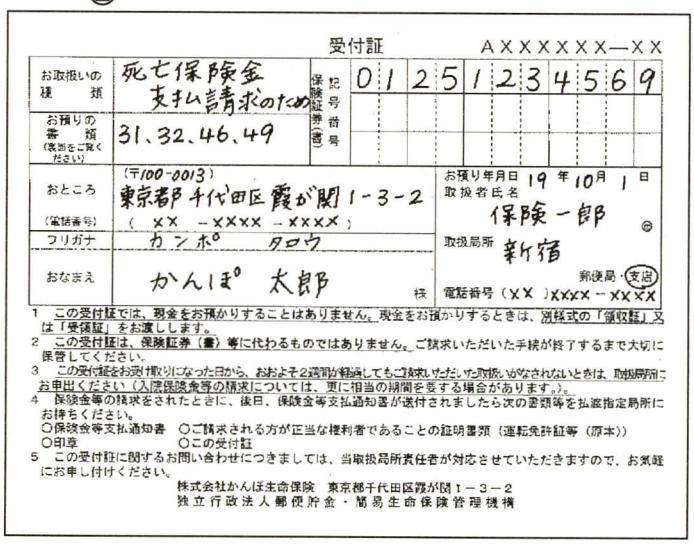

受付証　AXXXXXX—XX

お取扱いの種類	死亡保険金 支払請求のため
保険証券［書］記号番号	01 25 1234569
お預りの書類（該当をご覧ください）	31、32、46、49
おところ	（〒100-0013）東京都千代田区霞が関1-3-2
（電話番号）	（XX－XXXX－XXXX）
フリガナ	カンポ タロウ
おなまえ	かんぽ 太郎 様

お預り年月日 19年10月1日
取扱者氏名 保険 一郎 ㊞
取扱局所 新宿
郵便局・支店
電話番号（XX）XXXX－XXXX

1　この受付証では、現金をお預かりすることはありません。現金をお預かりするときは、別様式の「領収証」又は「受領証」をお渡しします。
2　この受付証は、保険証券（書）等に代わるものではありません。ご請求いただいた手続が終了するまで大切に保管してください。
3　この受付証をお受け取りになった日から、おおよそ2週間が経過してもご請求いただいた取扱いがなされないときは、取扱局所にお申出ください（入院保険金等の請求については、更に相当の期間を要する場合があります。）。
4　保険金等の請求をされたときに、後日、保険金等支払通知書が送付されましたら次の書類等を払渡指定局所にお持ちください。
○保険金等支払通知書　○ご請求される方が正当な権利者であることの証明書類（運転免許証等（原本））
○印章　○この受付証
5　この受付証に関するお問い合わせにつきましては、当取扱局所責任者が対応させていただきますので、お気軽にお申し付けください。

株式会社かんぽ生命保険　東京都千代田区霞が関1－3－2
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

(3)　ご契約についての各種ご請求などの際には、そのご請求などをされる方が正当な権利者であることを確認させていただいておりますので、必ず正当な権利者であることを確認できる書類（印鑑証明書、国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、運転免許証等（原本））をお持ちください。

(4) 各種のご請求などを代理人の方を通じてされる場合には、必ず委任者ご本人が委任状を作成し、代理人の方に交付して、代理人の方が委任状に委任者の印鑑証明書（印鑑証明書をご用意できない場合、委任者ご本人のみが使用できる公的な証明書類（運転免許証、旅券（パスポート）、国民年金手帳等）２種類）を添えて各種のご請求をしてください。

なお、この場合、手続をする方が委任状に記載された代理人本人であることを確認できる書類（印鑑証明書、国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、運転免許証等（原本））が必要であるほか、当社又は委託会社（郵便局株式会社）から委任者の方にお問い合わせすることがあります。

また、各種保険金のお受け取りについては、委任者本人名義の預貯金口座に振り込むこともできますので、詳しくは当社コールセンター（0120-552950）にお尋ねください。

委任状の例
（満期保険金の支払請求及びその受領を委任される場合）

○　保険金受取人ご自身が作成した委任状が必要となります。この場合、委任状には、委任される内容を具体的にご記入ください。

○　委任状に記載していただく内容

①　表題（「委任状」）、作成年月日、あて先（「株式会社かんぽ生命保険　御中」）

②　委任者（保険契約者又は保険金受取人）の住所、電話番号、生年月日、氏名・押印

※委任状をワープロ等で作成された場合であっても、この欄は、委任者ご自身が自署してください。

③　委任する内容

（例）「私は、下記１の保険契約に係る○○○○の支払請求及びその受領について、下記２の委任代理人に委任します。」

④　委任するご契約の内容（保険証券記号番号、保険金額及び被保険者氏名）

⑤　委任代理人の住所、電話番号、氏名及び委任者からみた続柄

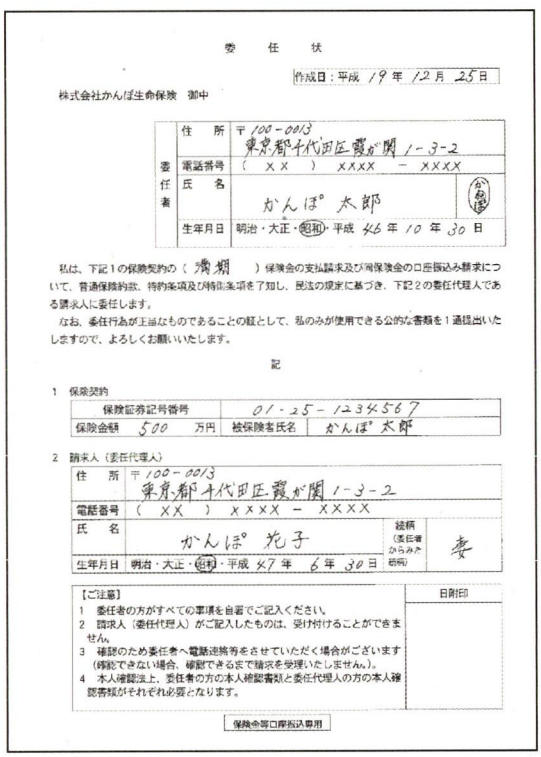

委　任　状

作成日：平成 19 年 12 月 25 日

株式会社かんぽ生命保険　御中

委任者
住所　〒100-0013　東京都千代田区霞が関 1-3-2
電話番号　（ XX ）XXXX － XXXX
氏名　かんぽ 太郎　㊞
生年月日　明治・大正・昭和・平成 45 年 10 月 30 日

私は、下記1の保険契約の（ 満期 ）保険金の支払請求及び解除金の口座振込み請求について、普通保険約款、特約条項及び特定条項を了知し、民法の規定に基づき、下記2の委任代理人である請求人に委任します。
なお、委任行為が正当なものであることの証として、私のみが使用できる公的な書類を1通提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

記

1　保険契約

保険証券記号番号	01-25-1234567		
保険金額	500 万円	被保険者氏名	かんぽ 太郎

2　請求人（委任代理人）

住所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-3-2		
電話番号	（ XX ）XXXX － XXXX		
氏名	かんぽ 花子	続柄（委任者からみた続柄）	妻
生年月日	明治・大正・昭和・平成 47 年 6 年 30 日		

【ご注意】
1　委任者の方がすべての事項を自署でご記入ください。
2　請求人（委任代理人）がご記入したものは、受け付けることができません。
3　確認のため委任者へ電話連絡等をさせていただく場合がございます（連絡できない場合、確認できるまで請求を受理いたしません。）。
4　本人確認法上、委任者の方の本人確認書類と委任代理人の方の本人確認書類がそれぞれ必要となります。

日附印

保険金等口座振込専用

(5) ご契約についての各種請求をされるに当たって、その請求をされる方が精神上の障害により請求の意思表示ができない場合などにおいては、家庭裁判所が選任した後見人又は保佐人若しくは補助人（代理権を付与された場合に限ります。）によって各種請求を行うことができます。

この場合、ご本人に代わって請求をされる後見人等が権限を有する方であることを確認できる「登記事項証明書」の提出が必要となります（このほか、指定された後見人等ご本人であることを確認できる書類（印鑑証明書、国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、運転免許証等（原本））が必要です。

なお、「登記事項証明書」は、その写しを提出されても差し支えありませんが、当社又は委託会社（郵便局株式会社）において、原本と写しが相違ないことを確認させていただきますので、お手数ですが原本も併せてご持参ください。

第９　身体障害等

１　身体障害の状態

第１表　保険料の払込免除の対象となる身体障害の状態

1	両眼の視力の和が 0.12 以下になったもの
2	１眼が失明したもの
3	両耳の聴力レベルが 69 デシベル以上になったもの
4	言語又はそしゃくの機能に著しい障害を残すもの
5	精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの
6	脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すもの
7	１上肢を手関節以上で失ったもの
8	１上肢の３大関節中の２関節以上の用を全く廃したもの
9	１手の５手指を失ったもの、母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み３手指若しくは４手指を失ったもの
10	１手の５手指若しくは４手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含み３手指の用を全く廃したもの
11	１手の５手指若しくは４手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含む３手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの
12	１下肢を足関節以上で失ったもの
13	１下肢の３大関節中の２関節以上の用を全く廃したもの
14	10 足指を失ったもの又は 10 足指の用を全く廃したもの
15	10 足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く廃したもの

第２表　重度障害の状態

1	両眼が失明したもの
2	言語又はそしゃくの機能を全く廃したもの
3	精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4	両上肢を手関節以上で失ったもの
5	１上肢を手関節以上で失い、かつ、他の１上肢の用を全く廃したもの
6	両上肢の用を全く廃したもの
7	１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの
8	１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢の用を全く廃したもの
9	１上肢の用を全く廃し、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの
10	１上肢及び１下肢の用を全く廃したもの
11	両下肢を足関節以上で失ったもの
12	１下肢を足関節以上で失い、かつ、他の１下肢の用を全く廃したもの
13	両下肢の用を全く廃したもの

（注意）

第 1 表及び第 2 表に掲げる身体障害は、いずれも、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。身体障害の定義については、保険種類ごとに各々次のページをご覧ください。

○養老保険

…… **148 ページ（養老保険普通保険約款別表第 2 の(3)）**

○学資保険及び育英年金付学資保険

…… **164 ページ（学資保険普通保険約款別表第 2 の(3)）**

○終身保険

…… **178 ページ（終身保険普通保険約款別表第 2 の(3)）**

○普通定期保険

…… **203 ページ（定期保険普通保険約款別表第 2 の(3)）**

○夫婦保険

…… **216 ページ（夫婦保険普通保険約款別表第 2 の(3)）**

2　不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病又は体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し又はその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、昭和 53 年 12 月 15 日行政管理庁告示第 73 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和 54 年版」によるものとします。

分　類　項　目	基本分類番号
1　鉄道事故	E 800～E 807
2　自動車交通事故	E 810～E 819
3　自動車非交通事故	E 820～E 825
4　その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5　水上交通機関事故	E 830～E 838
6　航空機及び宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7　他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8　医薬品及び生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。 また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9　その他の固体、液体、ガス及び蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂及びグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎並びにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他及び詳細不明の細菌性食中毒）及びアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10　外科的及び内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11　患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的及び内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879

12　不慮の墜落	E 880～E 888
13　火災及び火焔による不慮の事故	E 890～E 899
14　自然及び環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧及び気圧の変化（E 902）」、「旅行及び身体動揺（E 903）」及び「飢餓、渇、不良環境曝露及び放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	E 900～E 909
15　溺水、窒息及び異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入又は嚥下による気道閉塞又は窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入又は嚥下による気道の閉塞又は窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16　その他の不慮の事故 ただし、「努力過度及び激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」及び「その他及び詳細不明の環境的原因及び不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17　医薬品及び生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。 また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18　他殺及び他人の加害による損傷	E 960～E 969
19　法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20　戦争行為による損傷	E 990～E 999

3　会社所定の感染症

会社所定の感染症とは、次のとおりです。

(1) エボラ出血熱
(2) クリミア・コンゴ出血熱
(3) 重症急性呼吸器症候群
（病原体がＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）
(4) 痘そう
(5) ペスト
(6) マールブルグ病
(7) ラッサ熱
(8) 急性灰白髄炎
(9) コレラ
(10) 細菌性赤痢
(11) ジフテリア
(12) 腸チフス
(13) パラチフス

4　特定要介護状態

特定要介護状態とは、常時の介護を要する次のいずれかの身体障害の状態をいいます。

(1) 日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のアに該当し、かつ、イからオまでのうちいずれか３つ以上に該当する状態

ア　歩行できない　　**イ　排尿便の後始末が自分ではできない**

ウ　食事が自分ではできない　　**エ　衣服の着脱が自分ではできない**

オ　入浴が自分ではできない

(2) 医師により器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態で、次の見当識障害のいずれかに該当する状態

ア　時間の見当識障害が常時あること。　　**イ　場所の見当識障害があること。**

ウ　人の見当識障害があること。

なお、特定要介護状態の定義の詳細については、次のページをご覧ください。

○介護保険金付終身保険　……　191 ページ（介護保険金付終身保険普通保険約款別表第 3）

※特定要介護状態の認定基準は、公的介護保険制度における要介護認定規準とは異なります。

5　薬物依存

「薬物依存」とは、昭和 53 年 12 月 15 日行政管理庁告示第 73 号に定められた分類項目中の分類番号 304 に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬又は幻覚薬等を含みます。

ご契約のしおり（特約）

第１　基本契約ごとに付加することができる特約の種類

特約種類 ＼ 保険種類	①		②		
	災害特約	介護特約	傷害入院特約	疾病入院特約	疾病傷害入院特約
普通養老保険	○	－	○	○	○
特別養老保険	○	－	○	○	○
学資保険	○	－	○	○	○
育英年金付学資保険	○	－	○	○	○
普通終身保険	○	－	○	○	○
特別終身保険	○	－	○	○	○
介護保険金付終身保険	○	○	○	○	○
普通定期保険	○	－	○	○	○
夫婦保険	○	－	○	○	○

（注１）　１の基本契約に付加することができる特約は、上記①のうちいずれか１種類と、②のうちいずれか２種類（合わせて最高３種類まで）です。

（注２）夫婦保険の基本契約に付加する特約には、主たる被保険者のほか、配偶者である被保険者も被保険者とする特約を付加することができます。この場合、配偶者である被保険者が加入できる特約は、主たる被保険者が加入している特約に限ります。

ご注意

特約保険金の支払事由の要件とされている「入院」、「通院」、「病院」及び「診療所」について

「入院」とは、医師（会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じとします。）による治療（会社が特に認めた柔道整復師による施術を含みます。以下同じとします。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

また、「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療によっては治療の目的を達することができないため、病院等（患者を収容する施設を有しないものを含みます。）において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

なお、「病院」又は「診療所」とは次のいずれかに該当したものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院又は患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫又は打撲に関し施術を受けるため、会社が特に認めた柔道整復師

法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。ただし、介護保険法に定める介護老人保健施設は含みません。

(2) (1)の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

第２　各特約の保障内容

１　災害特約の保障内容

(1) 死亡保険金

①お支払いするとき

被保険者が、責任開始時以後（特約の保険期間中に限ります。）に不慮の事故によって傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に死亡されたときは、死亡保険金をお支払いします。

②死亡保険金額

死亡保険金額は、特約保険金額の全額です。

ただし、既に支払った又は支払うべき傷害保険金がある場合は、特約保険金額から当該傷害保険金額を差し引いた金額です。

(2) 傷害保険金

①お支払いするとき

被保険者が、責任開始時以後（特約の保険期間中に限ります。）に不慮の事故によって傷害を受け、その傷害を直接の原因として、その事故の日から 180 日以内に身体障害等級表（76、77 ページ参照）に掲げる身体障害の状態になられたときは、傷害保険金をお支払いします。

○１の不慮の事故によって、身体の同じ部位に２以上の身体障害を生じたときは、最も重い身体障害について傷害保険金をお支払いします。

○既に身体障害がある部位に、更に身体障害が加わった場合には、その結果生じた身体障害に応ずる傷害保険金額から、既にあった身体障害に応ずる傷害保険金額を差し引いた額の傷害保険金をお支払いします。

②傷害保険金額

特約保険金額に身体障害等級表(76, 77 ページ参照)に掲げる身体障害の状態に応じ同表に記載された支払割合を乗じて得た額です。

ご 注 意

被保険者が不慮の事故の日から起算して４日以内に死亡されたときは、死亡保険金をお支払いし、傷害保険金はお支払いしません。

なお、死亡保険金又は傷害保険金をお支払いできない場合については 60 ページの「ご注意」をご覧ください。

(3) 被保険者が満６歳未満の場合の死亡保険金又は傷害保険金

被保険者が満６歳になられる前に、不慮の事故によって傷害を受けたときは、その受傷時の被保険者の年齢に応じて、死亡保険金又は傷害保険金を次のとおりお支払いします。

○満３歳未満のとき……死亡保険金額又は傷害保険金額の 50%

○満６歳未満のとき……死亡保険金額又は傷害保険金額の 80%

なお、この場合の被保険者の年齢は、加入年齢の計算による年齢とは異なり、満年齢で計算します。

2　介護特約の保障内容

(1) 死亡保険金

災害特約の死亡保険金のお支払いと同様になります（59 ページ参照）。

(2) 傷害保険金

災害特約の傷害保険金のお支払いと同様になります（59 ページ参照）。

(3) 介護保険金

①お支払いするとき

被保険者が、責任開始時以後（特約の保険期間中に限ります。）に疾病にかかり又は不慮の事故によって傷害を受け、その疾病又は傷害を直接の原因として、次のいずれかに該当されたときは、介護保険金をお支払いします。

ア　被保険者が、特定要介護状態（55 ページ参照）になられ、かつ、その日から起算して特定要介護状態が特約の保険期間中に 180 日継続したとき、及びその介護保険金の支払事由の発生した日から起算して１年ごとのその日に応当する日において、特定要介護状態がなお継続しているとき（特約の保険期間中に限ります。）

イ　介護保険金の支払事由に該当した被保険者が、特定要介護状態でなくなった後、新たに特定要介護状態になられた場合で、その直前の介護保険金の支払事由が発生した日から起算して１年を経過した後において、新たに特定要介護状態になられた日から起算して、その特定要介護状態が 180 日継続したことになるとき、及びその介護保険金の支払事由の発生した日から起算して１年ごとのその日に応当する日において、特定要介護状態がなお継続しているとき（特約の保険期間中に限ります。）

②介護保険金額

１回について特約保険金額の 10%に相当する額です。

ご 注 意

1　次の場合には、災害特約及び介護特約における死亡保険金又は傷害保険金はお支払いしません。

①保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失

②基本契約において指定された死亡保険金受取人の故意又は重大な過失（死亡保険金の支払事由に限ります。）。ただし、その者が死亡保険金の一部を受け取るべき場合には、指定された他の死亡保険金受取人にその残額をお支払いします。

③被保険者（夫婦特約にあっては、当該支払事由に該当した被保険者に限ります。④から⑦までにおいて同じとします。）の犯罪行為

④被保険者の精神障害の状態を原因とする事故

⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

また、被保険者が、地震、噴火、津波又は戦争その他の変乱が原因で、死亡保険金又は傷害保険金の支払事由に該当した場合は、該当する被保険者の数によっては、死亡保険金又は傷害保険金を削減して支払い、又はその支払をしない場合があります。

2　次の場合には、介護特約における介護保険金はお支払いしません。

①保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失
②被保険者の犯罪行為
③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故
⑦被保険者の薬物依存

また、被保険者が、地震、噴火、津波又は戦争その他の変乱が原因で、介護保険金の支払事由に該当した場合は、該当する被保険者の数によっては、介護保険金を削減して支払うことがあります。

3　傷害入院特約の保障内容

(1) 入院保険金

①お支払いするとき

被保険者が、責任開始時以後（特約の保険期間中に限ります。）に不慮の事故によって傷害を受け、その傷害を直接の原因として、その事故の日から３年以内に病院又は診療所に入院され、かつ、その入院期間の日数が５日以上になったときは、入院保険金をお支払いします。この場合、入院期間のうち入院の初日から起算して４日間の入院期間に対しては、入院保険金をお支払いしません。

具体的には、「入院１日の入院保険金の額（次の②参照）×「入院日数－４日」分の入院保険金をお支払いすることになります。

○１の不慮の事故によってその事故の日から３年以内に２回以上入院され、これらの入院期間の日数の合計が５日以上となるときは、これらの入院のうち入院期間が５日に満たないものがあっても、その入院日数の合計が５日以上になったときは、入院保険金をお支払いします。この場合にも、初回の入院の初日から起算して４日間の入院期間に対しては、入院保険金をお支払いしません。

②入院保険金の額

入院保険金の額は、次のとおりです。

入院を開始された日	入院保険金額（入院１日について）
契約日から起算して１年経過前	特約保険金額の 0.5/1000
契約日から起算して１年経過後２年経過前	特約保険金額の 1.0/1000
契約日から起算して２年経過後	特約保険金額の 1.5/1000

（例）「1.5/1000」は、特約保険金額 200 万円の場合に 3000 円となります。

③１の不慮の事故による入院保険金のお支払限度

入院保険金のお支払いは、１の不慮の事故による入院について 120 日分を限度とします。

④２以上の不慮の事故により入院されたときのお支払い

１の不慮の事故により入院されたものとして入院保険金をお支払いします。また、重複する期間については支払われる入院保険金額が最も多い額となる入院保険金のみをお支払いします。

○入院保険金をお支払いする限度（120 日分）を計算する場合には、それぞれの不慮の事故による入院について入院保険金をお支払いしたものとして計算します。

（例）次の場合、（Ａ＋Ｂ－Ｃ－４日）の日数の入院保険金をお支払いします。この場合、Ｃについては、高いほうの支払割合で計算します。

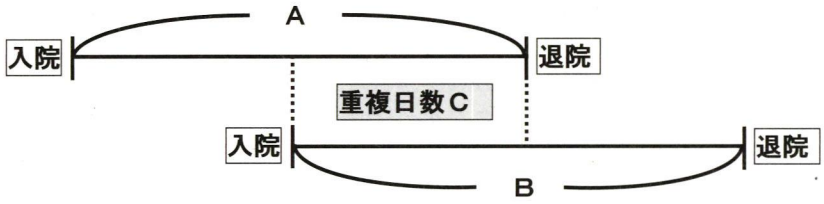

(2) 手術保険金

①お支払いするとき

被保険者が、傷害による入院保険金のお支払いの対象となる入院（入院の初日から起算した４日間の入院を含み、入院保険金の支払われる入院期間の経過後もなお継続して入院している場合にあってはその期間の入院を含みます。）中にその入院の原因となった不慮の事故により、一定の手術（265 ページ「傷害入院特約条項別表第 7」参照）を受けられたときにお支払いします。

○入院の原因となった不慮の事故により、同時期に２種類以上の手術を受けられたときは、これらの手術のうち支払倍率が最も高いいずれか１種類の手術に限り、手術保険金をお支払いします。

○一定の種類の手術に該当する手術（例：内視鏡による手術など）において、１の不慮の事故による入院に係るものについては、１回のお支払いを限度とします。（267 ページ「傷害入院特約条項別表第 7」備考 6 参照）

②手術保険金額

その入院についてお支払いすべき１日当たりの入院保険金額に手術の種類に応じて定めている支払倍率（265 ページ「傷害入院特約条項別表第 7」参照）を乗じて得た額の手術保険金をお支払いします。

(3) 通院療養給付金

①お支払いするとき

被保険者が、傷害による入院保険金のお支払いの対象となる入院（入院の初日から起算した４日間の入院を含み、入院保険金の支払われる入院期間の経過後もなお継続して入院している場合にあってはその期間の入院も含みます。）を 60 日以上継続し、その退院後（傷害による入院保険金のお支払いの対象となる入院を 60 日以上継続し、他の原因により引き続き入院した場合においては、その退院後）も引き続き通院又は療養が必要なときは、通院療養給付金をお支払いします。

②通院療養給付金額

通院療養給付金額は、入院期間に応じて次のとおりです。

入　院　期　間	通院療養給付金額
1　60 日以上（２の場合を除く）	特約保険金額の 1%
2　120 日以上	特約保険金額の 2%

（例）特約保険金額 200 万円の場合、1%は 2 万円、2%は 4 万円となります。

③１の不慮の事故により２以上の通院療養給付金の支払事由が生じたときのお支払い

１の不慮の事故により２以上の通院療養給付金の支払事由が生じたときは、通院療養給付金の額が最も多いいずれか１の通院療養給付金のみをお支払いします。

既に特約保険金額の１%の通院療養給付金をお支払いした後に、特約保険金額の２%の通院療養給付金の支払事由が生じたときは、特約保険金額の２%の通院療養給付金額から既にお支払いした特約保険金額の１%の通院療養給付金額を差し引いた残額をお支払いします。

１の不慮の事故により２以上の通院療養給付金の支払事由が生じたとき

（お支払いの例）

イの通院について２％の通院療養給付金をお支払いします。ただし、既にアの通院について１％の通院療養給付金をお支払いしている場合は、イの通院についてその差額をお支払いします。

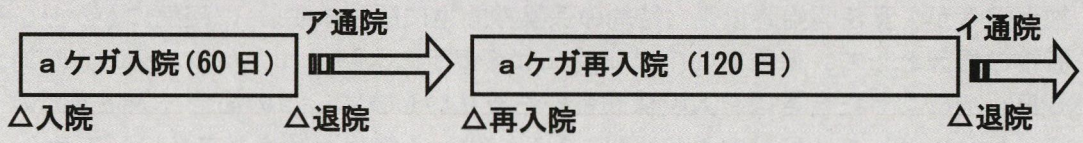

④入院期間の全部又は一部が２以上の不慮の事故を原因とするときのお支払い

入院期間の全部又は一部が２以上の不慮の事故を原因とするときは、通院療養給付金の額が最も多いいずれか１の通院療養給付金のみをお支払いします。

なお、通院療養給付金が支払われなかった通院又は療養についても、その原因となった不慮の事故について通院療養給付金をお支払いしたものとみなします。

入院期間の全部又は一部が２以上の不慮の事故を原因とするとき

（お支払いの例）

ｂケガの通院について２％の通院療養給付金をお支払いします。

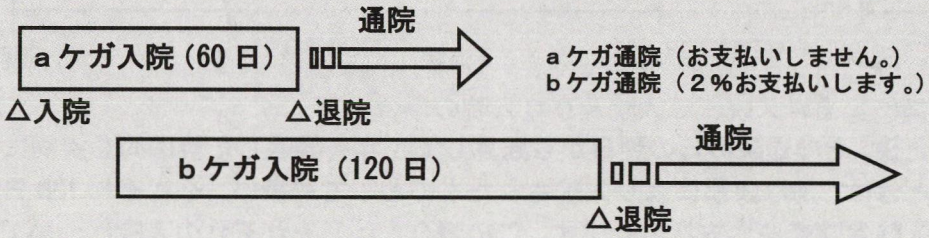

4　疾病入院特約の保障内容

(1) 入院保険金

①お支払いするとき

被保険者が、責任開始時以後（特約の保険期間中に限ります。）に疾病にかかり、その疾病を直接の原因として、保険期間中に病院又は診療所に入院され、かつ、その入院期間の日数が５日以上になったときは、入院保険金をお支払いします。この場合、入院期間のうち入院の初日から起算して４日間の入院期間に対しては、入院保険金をお支払いしません。

具体的には、「入院１日の入院保険金の額（次の②参照）×「入院日数－４日」分の入院保険金をお支払いすることになります。

○１の疾病によって保険期間中に２回以上入院され、入院の初日が直前の入院の終了後１年を経過する前であって、これらの入院期間の日数の合計が５日以上となるときは、これらの入院のうち入院期間が５日に満たないものがあっても入院保険金をお支払いします。この場合も初回の入院の初日から起算して４日間の入院期間に対しては、入院保険金をお支払いしません。

（例）次の場合、（Ａ＋Ｂ＋Ｃ－４日）の日数の入院保険金をお支払いします。

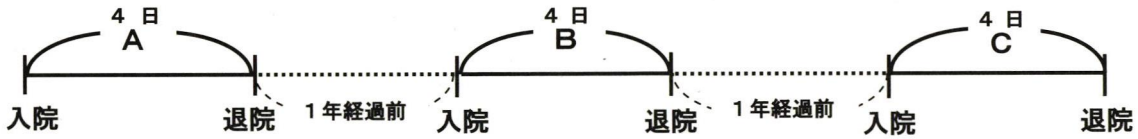

※　１の疾病によるＡ入院、Ｂ入院及びＣ入院の場合

○退院した後、その退院の日の翌日から起算して１年を経過した後に同じ疾病により入院されたときは、別な疾病により入院されたものとして取扱い、それぞれ 120 日分を限度として入院保険金をお支払いします。この場合には、それぞれの入院について、入院の初日から起算して４日間の入院期間に対しては、入院保険金をお支払いしません。

（例）次の場合、「Ａ＋Ｂ」の入院と「Ｃ」の入院について、それぞれ１２０日分を限度として入院保険金をお支払いします。

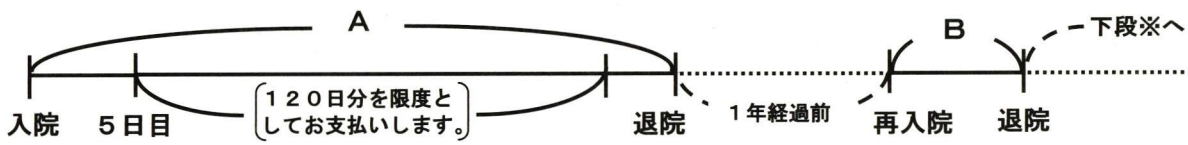

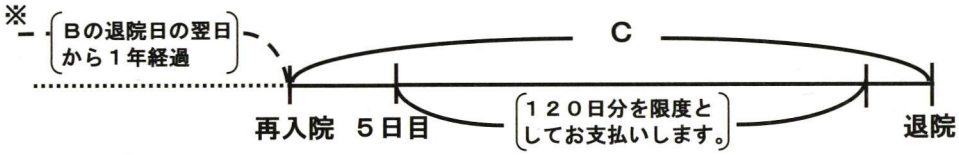

②入院保険金額

入院保険金額は、次のとおりです。

入院を開始された日	入院保険金額（入院１日について）
契約日から起算して１年経過前	特約保険金額の 0.5/1000
契約日から起算して１年経過後２年経過前	特約保険金額の 1.0/1000
契約日から起算して２年経過後	特約保険金額の 1.5/1000

（例）「1.5/1000」は、特約保険金額200万円の場合に3000円となります。

○入院が契約日から起算して２年が経過した後であっても、被保険者が特約の復活日から起算して６か月を経過する前に会社所定の感染症（54ページ参照）以外の疾病により入院されたときは、入院１日について特約保険金額の1.0/1000の入院保険金をお支払いします。

③１の疾病による入院保険金のお支払限度

入院保険金のお支払いは、１の疾病による入院について120日分を限度とします。この場合には、直接の因果関係のある２以上の疾病は、１の疾病とみなして取り扱います。

例えば、疾病の治療に用いた薬の副作用で別の疾病にかかった場合、原則として直接の因果関係のあったものとして取り扱うこととなります。

＜病名が異なっていても同じ疾病とみなされることがある病名の例＞

病　　名	左欄の疾病と直接の因果関係があるとみなされることがある病名の例
高血圧症	脳梗塞、心筋梗塞、狭心症、心不全、脳血栓、脳出血
動脈硬化症	脳梗塞、脳血栓、心筋梗塞、心不全、高血圧症、狭心症
糖尿病	白内障、糖尿病性腎症
心筋梗塞	心不全、狭心症、動脈硬化症、不整脈
狭心症	心筋梗塞、脳梗塞、心不全、不整脈
脳血栓	脳梗塞、失語症
慢性肝炎	肝硬変、食道静脈瘤、黄疸
慢性腎炎	腎不全、ネフローゼ症候群、尿毒症、腎性高血圧症

④２以上の疾病により入院されたときのお支払い

１の疾病により入院されたものとして入院保険金をお支払いします。また、重複する期間については支払われる入院保険金の額が最も多い額となる入院保険金のみをお支払いします。

○入院保険金をお支払いする限度（120日分）を計算する場合には、それぞれの疾病による入院について入院保険金をお支払いしたものとして計算します。

（例）次の場合、（Ａ＋Ｂ－Ｃ－４日）の日数の入院保険金をお支払いします。この場合、Ｃについては、高いほうの支払割合で計算します。

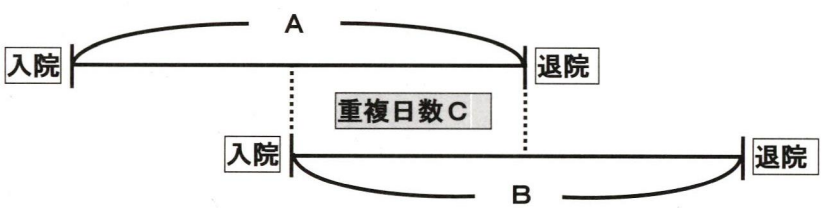

(2) 手術保険金

①お支払いするとき

被保険者が、疾病による入院保険金のお支払いの対象となる入院（入院の初日から起算した４日間の入院を含み、入院保険金の支払われる入院期間の経過後もなお継続して入院している場合にあってはその期間の入院も含みます。）中にその入院の原因となった疾病により、一定の手術（283ページ「疾病入院特約条項別表第7」参照）を受けられたときにお支払いします。

○入院の原因となった疾病により、同時期に２種類以上の手術を受けられたときは、これらの手術のうち支払倍率が最も高いいずれか１種類の手術に限り、手術保険金をお支払いします。

○一定の種類の手術に該当する手術（例：内視鏡による手術など）において、１の疾病による入院に係るものについては、１回のお支払いを限度とします。（285ページ「疾病入院特約条項別表第7」備考6参照）

②手術保険金額

その入院についてお支払いすべき１日当たりの入院保険金額に手術の種類に応じて定める支払倍率（283 ページ「疾病入院特約条項別表第 7」参照）を乗じて得た額の手術保険金をお支払いします。

(3) 通院療養給付金

①お支払いするとき

被保険者が、疾病による入院保険金のお支払いの対象となる入院（入院の初日から起算した４日間の入院を含み、入院保険金の支払われる入院期間の経過後もなお継続して入院している場合にあってはその期間の入院も含みます。）を 60 日以上継続し、その退院後（疾病による入院保険金のお支払いの対象となる入院を 60 日以上継続し、他の原因により引き続き入院した場合においては、その退院後）も引き続き通院又は療養が必要なときは、通院療養給付金をお支払いします。

②通院療養給付金額

通院療養給付金額は、入院期間に応じて次のとおりです。

入　院　期　間	通院療養給付金額
１　60 日以上（２の場合を除く）	特約保険金額の 1%
２　120 日以上	特約保険金額の 2%

（例）特約保険金額 200 万円の場合、1%は 2 万円、2%は 4 万円となります。

③１の疾病により２以上の通院療養給付金の支払事由が生じたときのお支払い

１の疾病により２以上の通院療養給付金の支払事由が生じたときは、通院療養給付金の額が最も多いいずれか１の通院療養給付金のみをお支払いします。

既に特約保険金額の１%の通院療養給付金をお支払いした後に、特約保険金額の２%の通院療養給付金の支払事由が生じたときは、特約保険金額の２%の通院療養給付金額から既にお支払いした特約保険金額の１%の通院療養給付金額を差し引いた残額をお支払いします。

１の疾病により２以上の通院療養給付金の支払事由が生じたとき

（お支払いの例）

イの通院について２%の通院療養給付金をお支払いします。ただし、既にアの通院について１%の通院療養給付金をお支払いしている場合は、イの通院についてその差額をお支払いします。

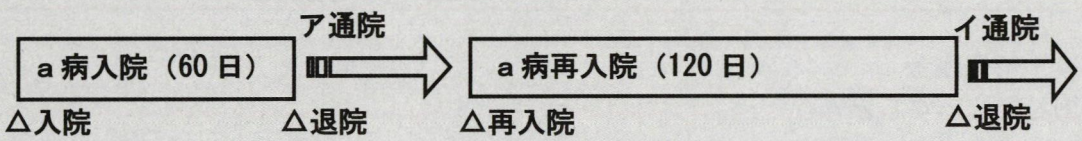

④入院期間の全部又は一部が２以上の疾病を原因とするときのお支払い

入院期間の全部又は一部が２以上の疾病を原因とするときは、通院療養給付金額が最も多いいずれか１の通院療養給付金のみをお支払いします。

なお、通院療養給付金が支払われなかった通院又は療養についても、その原因となった疾病について通院療養給付金をお支払いしたものとみなします。

入院期間の全部又は一部が２以上の疾病を原因とするとき

（お支払いの例）

ｂ病の通院について２％の通院療養給付金をお支払いします。

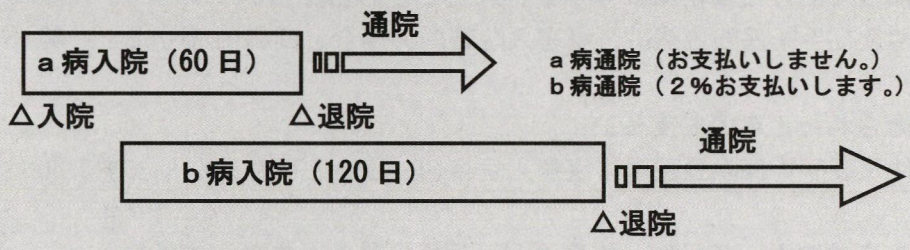

5　疾病傷害入院特約の保障内容

(1) 入院保険金

被保険者が、責任開始時以後（特約の保険期間中に限ります。）に疾病にかかり又は不慮の事故によって傷害を受け、その疾病又は傷害を直接の原因として、病院又は診療所に入院（疾病の場合は保険期間中の入院に限り、傷害の場合はその事故の日から３年以内の入院に限ります。）され、かつ、その入院期間の日数が５日以上になったときは、入院保険金をお支払いします。

①不慮の事故によって受けた傷害により入院されたときのお支払い

お支払いの要件、入院保険金額、お支払限度等は、傷害入院特約の場合と同様になります。61 ページをご覧ください。

②疾病により入院されたときのお支払い

お支払いの要件、入院保険金額、お支払限度等は、疾病入院特約の場合と同様になります。64 ページをご覧ください。

③疾病及び不慮の事故によって受けた傷害により入院されたときのお支払い

１の疾病又は１の不慮の事故により入院されたものとして入院保険金をお支払いいたします。また、疾病による入院と不慮の事故によって受けた傷害による入院とが重なった場合、その重複する期間については、支払われる入院保険金の額が最も多い額となる入院保険金のみをお支払いします。

○入院保険金をお支払いする限度（120 日分）を計算する場合には、疾病及び不慮の事故によって受けた傷害による入院のそれぞれについて入院保険金をお支払いしたものとして計算します。

（例）次の場合、（Ａ＋Ｂ－Ｃ－４日）の日数の入院保険金をお支払いします。この場合、Ｃについては、高いほうの支払割合で計算します。

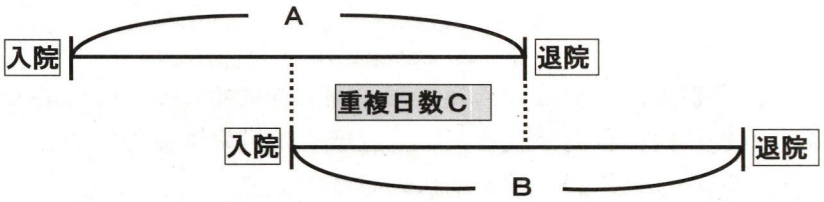

(2) 手術保険金

被保険者が、疾病又は傷害による入院保険金のお支払いの対象となる入院（入院の初日から起算した４日間の入院を含み、入院保険金の支払われる入院期間の経過後もなお継続して

入院している場合にあってはその期間の入院を含みます。）中にその入院の原因となった疾病又は傷害により、一定の手術（302 ページ「疾病傷害入院特約条項別表第 7」参照）を受けられたときにお支払いします。

①不慮の事故によって受けた傷害により手術されたときのお支払い

お支払いの要件及び手術保険金額は、傷害入院特約の場合と同様になります。62 ページをご覧ください。

②疾病により手術されたときのお支払い

お支払いの要件及び手術保険金額は、疾病入院特約の場合と同様になります。65 ページをご覧ください。

③疾病及び不慮の事故によって受けた傷害により手術されたときのお支払い

入院の原因となった疾病及び不慮の事故によって受けた傷害により同時期に２種類以上の手術を受けられたときは、これらの手術のうち支払倍率が最も高いいずれか１種類の手術に限り、手術保険金をお支払いします。

○一定の種類の手術に該当する手術（例：内視鏡による手術など）において、１の不慮の事故又は疾病による入院に係るものについては、１回のお支払いを限度とします。（304 ページ「疾病傷害入院特約条項別表第 7」備考 6 参照）

(3) 通院療養給付金

被保険者が、疾病又は傷害による入院保険金のお支払いの対象となる入院（入院の初日から起算した４日間の入院を含み、入院保険金の支払われる入院期間の経過後もなお継続して入院している場合にあってはその期間の入院も含みます。）を 60 日以上継続し、その退院後（疾病又は傷害による入院保険金のお支払いの対象となる入院を 60 日以上継続し、他の原因により引き続き入院した場合においては、その退院後）も引き続き通院又は療養が必要なときは、通院療養給付金をお支払いします。

①不慮の事故によって受けた傷害により入院されたときのお支払い

お支払いの要件、通院療養給付金額等は、傷害入院特約の場合と同様になります。62 ページをご覧ください。

②疾病により入院されたときのお支払い

お支払いの要件、通院療養給付金額等は、疾病入院特約の場合と同様になります。66 ページをご覧ください。

③入院期間の全部又は一部が疾病及び不慮の事故によって受けた傷害を原因とするときのお支払い

入院期間の全部又は一部が次の事由である場合には、通院療養給付金額が最も多いいずれか１の通院療養給付金のみをお支払いします。

○2 以上の不慮の事故又は 2 以上の疾病によるもの

○不慮の事故によるものであり、かつ、疾病によるもの

なお、通院療養給付金が支払われなかった通院又は療養についても、その原因となった疾病又は不慮の事故についてそれぞれ通院療養給付金をお支払いしたものとみなします。

ご 注 意

1　次の場合には、傷害入院特約及び疾病傷害入院特約における不慮の事故による傷害を直接の原因とする入院保険金、手術保険金又は通院療養給付金はお支払いしません。

①保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失

②被保険者（夫婦特約にあっては、当該支払事由に該当した被保険者に限ります。③から⑥までにおいて同じ。）の犯罪行為

③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故

④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

また、被保険者が、地震、噴火、津波又は戦争その他の変乱が原因で、入院保険金、手術保険金又は通院療養給付金の支払事由に該当した場合は、該当する被保険者の数によっては、入院保険金、手術保険金又は通院療養給付金を削減して支払い、又はその支払をしない場合があります。

2　次の場合には、疾病入院特約及び疾病傷害入院特約における疾病を直接の原因とする入院保険金、手術保険金又は通院療養給付金はお支払いしません。

①保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失
②被保険者（夫婦特約にあっては、当該支払事由に該当した被保険者に限ります。）の薬物依存

また、被保険者が、戦争その他の変乱が原因で、入院保険金、手術保険金又は通院療養給付金の支払事由に該当した場合は、該当する被保険者の数によっては、入院保険金、手術保険金又は通院療養給付金を削減して支払い、又はその支払をしない場合があります。

第３　各特約に共通の事項

１　特約の保険期間

特約の保険期間は、基本契約の保険期間と同じ期間です（特約の中途付加の場合を除きます。）。

２　特約保険料のお払込み

特約保険料は、基本契約の保険料のお払込方法（経路）で、これと同一月分をお払込みください。

○基本契約の保険料を団体払込み又は前納払込みとするときは、特約保険料も同様のお払込みとなります。
○前納払込みによる保険料の割引は、基本契約の保険料と特約保険料の合計額について行います。

３　特約の失効

(1) 次のいずれかの場合には、特約は効力を失います。

ア　基本契約が効力を失ったとき
イ　特約保険料の払込猶予期間内に特約保険料のお払込みがないとき（払込猶予期間は、基本契約の場合と同じです。37 ページ参照）
ウ　特約保険金の支払額が通算して特約保険金額の支払額の限度に達したとき（夫婦保険に付加された夫婦特約においては、主たる被保険者及び配偶者である被保険者のそれぞれに

係る特約保険金額の支払額の限度に達したとき）

エ　特約保険金額が更正された場合（加入年齢又は性別の誤りの処理及び貸付金の弁済に代える保険金額又は年金額の減額に伴うものを除きます。）において、更正後の特約保険金額が特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき

オ　夫婦保険に付加された主たる被保険者のみを特約の被保険者とする特約において主たる被保険者が死亡等されたとき

(2) 夫婦保険に付加された夫婦特約においては、次のア又はイに該当したときは主たる被保険者に係る部分、ウからオまでのいずれかに該当したときは配偶者である被保険者に係る部分は効力を失います。

ア　主たる被保険者が死亡されたとき

イ　主たる被保険者に係る特約保険金額の支払額が通算してそのお支払額の限度に達したとき

ウ　配偶者である被保険者が死亡等されたとき

エ　配偶者である被保険者に係る特約保険金の支払額が通算してそのお支払額の限度に達したとき

オ　配偶者である被保険者が、被保険者の資格を失ったとき

なお、夫婦保険に付加された夫婦特約とは、主たる被保険者及び配偶者である被保険者を被保険者とする特約のことをいいます。

4　特約の復活

払込猶予期間内に保険料のお払込みがなかったため、基本契約とともに特約が失効となった場合には、当社の承諾を得て、基本契約と併せて特約を復活することができます。

詳しくは当社コールセンター（0120-552950）にお尋ねください（37 ページ「ご契約の復活」参照）。

ご注意

特約を復活した場合でも、失効から復活までの間に被保険者がかかった疾病又は不慮の事故により受けた傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生した場合（疾病を直接の原因とするときは、復活後２年を経過するまでの間に特約保険金の支払事由が発生した場合）については、特約保険金はお支払いしません。

5　特約保険料のお払込みの免除

次の場合には、その後の特約保険料のお払込みが免除となります。

(1) 基本契約の保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除

基本契約の保険料が払込免除とされたときは、特約保険料（介護保険金付終身保険に係る基本契約の保険料が特定要介護状態により払込免除となる場合にあっては、当該基本契約に付加された介護特約に係る特約保険料を除きます。）のお払込みは免除されます。ただし、基本契約の保険料が払込免除とされた直接の原因が、その特約の責任開始時前に生じたものであるとき、又はこの特約の失効後その復活までにかかった疾病又は不慮の事故により受けた傷害であるときは、特約保険料のお払込みは免除されません。

(2) 身体障害による特約保険料の払込免除

①基本契約の保険料が払込免除となり、特約保険料のみお払込み中のときにおいて、被保険者（夫婦保険に付加された特約の場合は主たる被保険者）が特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に身体障害等級表（76, 77 ページ参照）の第１級、第２級又は第３級の身体障害の状態となったときは、特約保険料のお払込みは免除されます。

②夫婦保険に付加された特約において、配偶者である被保険者が特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に身体障害等級表（76, 77 ページ参照）の第１級、第２級又は第３級の身体障害の状態になったときは、配偶者である被保険者に係る特約保険料のお払込みは免除されます。

（上記②においては介護特約を除きます。）

(3) 夫婦特約における主たる被保険者の死亡等による特約保険料の払込免除

夫婦保険に付加された夫婦特約において、基本契約の保険料が払込免除となり、特約保険料のみお払込み中のときに、その特約の保険料払込期間中に主たる被保険者が死亡されたとき、又はその特約の保険料払込期間中においてかかった疾病若しくは受けた傷害により身体障害等級表の第１級の身体障害の状態（以下「重度障害の状態」といいます。）になられたときは、その後の特約保険料のお払込みは免除されます。ただし、主たる被保険者の死亡の直接の原因が、その特約の責任開始時前に生じたものであるとき又は主たる被保険者が特約若しくは復活の責任開始の日から３年を経過する前に自殺されたときなどは、特約保険料のお払込みは免除されません。

また、被保険者が、戦争その他の変乱が原因で死亡等した場合は、該当する被保険者の数によっては、特約保険料の全部又は一部についてお払込みを免除としない場合があります。

（上記においては介護特約を除きます。）

(4) 介護保険金付終身保険に付加された特約の特約保険料の払込免除

①介護保険金付終身保険に付加された特約において、基本契約の保険料が払込免除となり、特約保険料のみお払込み中のときに、被保険者がこの特約の責任開始時以後においてかかった疾病又は不慮の事故により受けた傷害により重度障害の状態となったときは、特約保険料のお払込みは免除されます。

②介護保険金付終身保険に付加された特約において、被保険者がこの特約の責任開始時以後に疾病にかかり、又は不慮の事故により傷害を受け、その疾病又は傷害を直接の原因として特定要介護状態（55 ページ参照）となり、その状態が 180 日以上継続したときは、特約保険料のお払込みは免除されます。

ご 注 意

上記(2)及び(4)については、被保険者が次のいずれかにより、身体障害等級表（76, 77 ページ参照）の第１級、第２級若しくは第３級の身体障害の状態になったとき若しくは特定要介護状態が 180 日以上継続したとき、又は疾病若しくは傷害がこの特約の失効後復活までに被保険者がかかった若しくは不慮の事故により受けたものであるときは、特約保険料のお払込みは免除されません。

①保険契約者、被保険者又は基本契約において保険契約者が指定した死亡保険金受取人の故意又は重大な過失

②被保険者（(2)において、夫婦特約にあっては、当該身体障害の状態になった被保険者に限ります。③から⑥までにおいて同じとします。）の犯罪行為

③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故

④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故
⑦被保険者の薬物依存（(4)において、特定要介護状態が180日以上継続した場合に限ります。）

また、被保険者が、地震、噴火、津波又は戦争その他の変乱が原因で、身体障害等級表（76, 77ページ参照）の第１級、第２級若しくは第３級の身体障害の状態になったとき若しくは特定要介護状態が180日以上継続したときは、該当する被保険者の数によっては、特約保険料の全部又は一部についてお払込みを免除としない場合があります。

第４　特約の変更

１　基本契約の変更に伴う特約の変更

(1) 基本契約の保険金額の変更に伴う特約の変更

基本契約の保険金額に変更があった場合において、特約保険金額（※）が変更後の基本契約の保険金額を超えることとなるときは、特約保険金額（※）を変更後の基本契約の保険金額と同一の額に変更し、特約保険料額を更正します。

※　特約保険金額は、１の基本契約に２の入院特約が付加されている場合、それらの特約保険金額の合計額となります。

(2) 基本契約の保険期間又は保険料払込期間の変更に伴う特約の変更

基本契約の保険期間又は保険料払込期間に変更があったときは、特約の保険期間又は特約の保険料払込期間もこれと同一の期間に変更します。

２　夫婦保険の特約における配偶者追加変更

夫婦保険に付加された特約のうち、主たる被保険者のみを被保険者とする特約においては、これを夫婦特約とするための配偶者追加変更契約のお申込みをすることができます。

これらの変更には、一定の条件を満たすことが必要ですので、詳しくは当社コールセンター(0120-552950)にお尋ねください。

なお、配偶者追加変更契約のお申込みが承諾された場合には、月ごとの契約応当日（特約の契約日から起算した１か月ごとの応当日をいいます。）に変更の請求があった場合にはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合には直後の月ごとの契約応当日に責任を開始します。

３　特約保険金額の増額・減額変更

特約保険金額については、一定の条件の下で、基本契約の保険金額の範囲内で増額又は減額することができます。

特約保険金額の増額・減額変更の手続など、詳しくは当社コールセンター(0120-552950)にお尋

ねください。

4　特約の種類の変更

保険契約者は、一定の条件の下で、特約の種類を変更することができます。この場合には、特約保険料額を更正します。

特約の種類の変更の手続など、詳しくは当社コールセンター(0120-552950)にお尋ねください。

5　夫婦保険の夫婦特約の変更

夫婦保険に付加された夫婦特約においては、これを主たる被保険者のみを被保険者とする特約に変更することができます。この場合には、特約保険料額を更正します。

6　夫婦保険の夫婦特約の特約保険金額又は特約保険料額の更正

夫婦保険に付加された夫婦特約において、主たる被保険者又は配偶者である被保険者に係る部分が効力を失ったときは、特約保険金額又は特約保険料額を更正します。

7　加入年齢又は性別の誤りによる特約保険金額等の更正

特約の責任開始時以後、被保険者の加入年齢又は性別に誤りがあった場合においては、特約の契約日における年齢がその特約の締結時においてご加入できる年齢の範囲内である場合に限り、当初から正当な加入年齢又は性別に基づいてご加入いただいたものとして、特約保険金額を更正します。ただし、正当な加入年齢がご契約に加入できる年齢の範囲外である場合には、ご契約は無効となり、当初からご契約がなかったものとなります。

なお、被保険者の加入年齢又は性別が誤っていたことにより基本契約の保険金額又は特約保険金額が更正された場合において、特約保険金額（※）が基本契約の保険金額を超えることとなるときは、特約保険金額を基本契約の保険金額と同一の額に更正し、特約保険料額を更正します。

また、夫婦特約においては、特約保険金額を更正した結果、配偶者である被保険者の特約保険金額が主たる被保険者の特約保険金額を超えることとなるときは、配偶者である被保険者の特約保険金額を主たる被保険者の特約保険金額と同一の額に更正し、特約保険料額を更正します。

※　特約保険金額は、１の基本契約に２の入院特約が付加されている場合、それらの特約保険金額の合計額となります。

8　特約の中途付加

特約が付加されていない基本契約には、当社の承諾を得て、特約を付加することができます（特約が付加されている場合でも、一定の条件で、他の種類の特約を付加することができます。）。

なお、基本契約が次のいずれかに該当するときは、特約の中途付加のお申込みをすることはできません。

○保険料が払込免除とされているもの
○保険料払済契約に変更されているもの
○復活払込金の分割払込みをされているもの
○保険料に振り替えることを目的とした保険契約者に対する貸付けを請求した場合で、その請求に係る貸付金の全部の振替えが終わっていないもの
○払込時期の到来した保険料が払い込まれていないもの
○特約の中途付加のお申込みをする特約と同一の特約又は類似の特約（災害特約と介護特約、傷害入院特約と疾病傷害入院特約、疾病入院特約と疾病傷害入院特約）が付加されていたもの

特約の中途付加のお申込みができる特約種類など、詳しくは当社コールセンター（0120-552950）にお尋ねください。

第５　特約の解約と返戻金のお支払い

１　特約の解約

保険契約者は、いつでも将来に向かって特約を解約することができます。この場合、特約の返戻金があるときは、これを保険契約者にお支払いします。

特約を解約されると、その後、同一の特約又は類似の特約（災害特約と介護特約、傷害入院特約と疾病傷害入院特約、疾病入院特約と疾病傷害入院特約）を付加することはできません。

なお、月ごとの契約応当日に解約されたときなど一定の要件に該当する場合は、解約された時に保険契約は消滅します。

また、月ごとの契約応当日以外の日に解約されたときは、直後の月ごとの契約応当日（保険期間の満了する日を含みます。）に保険契約は消滅しますので、解約された日から直後の月ごとの契約応当日までの間に保険金の支払事由が生じると、保険金が支払われる場合があります。詳しくは当社コールセンター（0120-552950）にお尋ねください。

２　告知義務違反による特約の解除

介護特約、疾病入院特約又は疾病傷害入院特約のお申込みの際には、被保険者（夫婦特約にあっては、主たる被保険者及び配偶者である被保険者）ご自身の健康状態などに関する当社所定の質問表（告知書）に掲げる質問事項について、被保険者から告知をしていただくこととしていますが、もし、悪意、又は重大な過失によって事実を告げず、又は真実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向かって特約を解除することができます（告知義務違反による特約の解除）。ただし、当社がその事実を知り、又は過失によりこれを知らなかったときは、特約を解除することはできません。この取扱いは、特約の責任開始の日又は復活に係る責任開始の日から起算して２年間であって、かつ、当社が告知義務違反による特約の解除の原因を知ってから１か月以内に限ります。ただし、２年以内に告知義務違反の原因に基づき特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除に該当する事由が発生した場合は、解除権は消滅しません。

告知義務違反により特約を解除した場合、既にお払込みいただいた特約保険料をお返しすることはできません。

既に特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じたとしても、その特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由について、当社がこの特約を解除した場合、特約保険金をお支払いせず、又は特約保険料のお払込みは免除されません。また、会社は、既にその特約保険金のお支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。

3　特約返戻金のお支払い

(1) 特約返戻金をお支払いするとき

次の場合において、特約の返戻金がある場合には、保険契約者にお支払いします。ただし、この返戻金は、返戻金がない場合やごく少ない金額となる場合があります。

○被保険者の死亡（特約保険金の支払事由に該当しない場合（災害特約にあっては、重度障害の状態に該当するに至ったことにより死亡したものとみなされる場合（この特約が付加された基本契約が消滅する場合に限ります。）を含みます。）に限ります。）

○特約の解除又は解約の通知

○特約の失効（特約保険金の支払限度に達したことによる失効を除きます。）

○特約の変更（特約保険金額又は特約保険料額が更正されたものに限ります。）ただし、加入年齢又は性別の誤りの処理による基本契約の変更に伴うものを除きます。

○特約保険金の支払免責（傷害を直接の原因とする死亡の場合に限ります。）

(2) 特約返戻金の額

特約返戻金の額は、122～130 ページに例示してありますので、ご覧ください。

なお、例示した以外のものについては、当社コールセンター(0120-552950)にお尋ねください。

第６　特約契約者配当金のお支払い

特約契約者配当金は、当社の決算に基づき、特約ごとに割り当て、特約が消滅したときなどに特約保険金又は特約返戻金のお支払いに併せてお支払いします。詳しくは当社コールセンター(0120-552950)にお尋ねください。

（注）　特約ごとに分配される特約契約者配当金の金額は、経済情勢などにより変動（増減）し、当社の収益等の状況によっては割り当てされないこともあります。

第７　身体障害等級表

この表は、不慮の事故によって傷害を受けた場合に適用されるものです（59、71 ページ参照）。

身体の部位 / 等級（支払割合）	眼	耳	鼻	口	精神・神経 胸腹部臓器	脊柱
第１級（100％）	(1) 両眼が失明したもの			(2) 言語又はそしゃくの機能を全く廃したもの	(3) 精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	
第２級（70％）		(20) 両耳の聴力を全く失ったもの		(21) 言語及びそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(22) 精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの	
第３級（50％）	(40) 両眼の視力の和が 0.12 以下になったもの (41) １眼が失明したもの	(42) 両耳の聴力レベルが 69 デシベル以上 89 デシベル未満になったもの		(43) 言語又はそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(44) 精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの	(45) 脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すもの
第４級（30％）	(60) 両眼に著しい視野狭窄を残すもの又は両眼視において著しく視野が欠損したもの	(61) １耳の聴力を全く失ったもの (62) 平衡機能に障害を残すもの	(63) 鼻を欠損し、その機能に障害を残すもの			
第５級（10％）	(80) 両眼視において著しい複視が生じるもの		(81) 鼻の機能に障害を残すもの	(82) 味覚を全く失ったもの		

身体の部位 等級（支払割合）	上肢及び手指		下肢及び足指	
第1級（100%）	(4) 両上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く廃したもの (6) 両上肢の用を全く廃したもの	(7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの (8) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く廃したもの (9) 1上肢の用を全く廃し、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの (10) 1上肢及び1下肢の用を全く廃したもの	(11) 両下肢を足関節以上で失ったもの (12) 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く廃したもの (13) 両下肢の用を全く廃したもの	
第2級（70%）	(23) 1上肢を手関節以上で失ったもの (24) 1上肢の用を全く廃したもの (25) 10 手指を失ったもの又はその用を全く廃したもの (26) 10手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの		(27) 1下肢を足関節以上で失ったもの (28) 1下肢の用を全く廃したもの	
第3級（50%）	(46) 1上肢の3大関節中の2関節の用を全く廃したもの (47) 1手の5手指を失ったもの、母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み3手指若しくは4手指を失ったもの (48) 1手の5手指若しくは4手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含み3手指の用を全く廃したもの		(49) 1下肢の3大関節中の2関節の用を全く廃したもの (50) 10 足指を失ったもの又は 10 足指の用を全く廃したもの (51) 10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く廃したもの	
第4級（30%）	(64) 1上肢の3大関節中の2関節以上の機能に著しい障害を残すもの (65) 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く廃したもの (66) 1上肢に仮関節を残すもの (67) 1手の母指若しくは示指を失ったもの、母指若しくは示指を含み2手指を失ったもの又は母指及び示指以外の3手指を失ったもの (68) 1手の母指及び示指の用を全く廃したもの又は母指若しくは示指を含み2手指若しくは3手指の用を全く廃したもの		(69) 1下肢の3大関節中の2関節以上の機能に著しい障害を残すもの (70) 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く廃したもの (71) 1下肢に仮関節を残すもの (72) 1下肢を5cm以上短縮したもの (73) 1足の5足指を失ったもの又は5足指の用を全く廃したもの	
第5級（10%）	(83) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの。 (84) 1手の母指及び示指以外の1手指又は2手指を失ったもの (85) 1手の母指若しくは示指の用を全く廃したもの又は母指及び示指以外の2手指若しくは3手指の用を全く廃したもの		(86) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (87) 1下肢を3cm以上短縮したもの (88) 1足の第1足指又は他の4足指を失ったもの (89) 1足の第1足指を含み3足指又は4足指の用を全く廃したもの	

第８　身体の部位の名称

身体障害等級表に掲載されている身体の部位の名称については、次のとおりとなります。

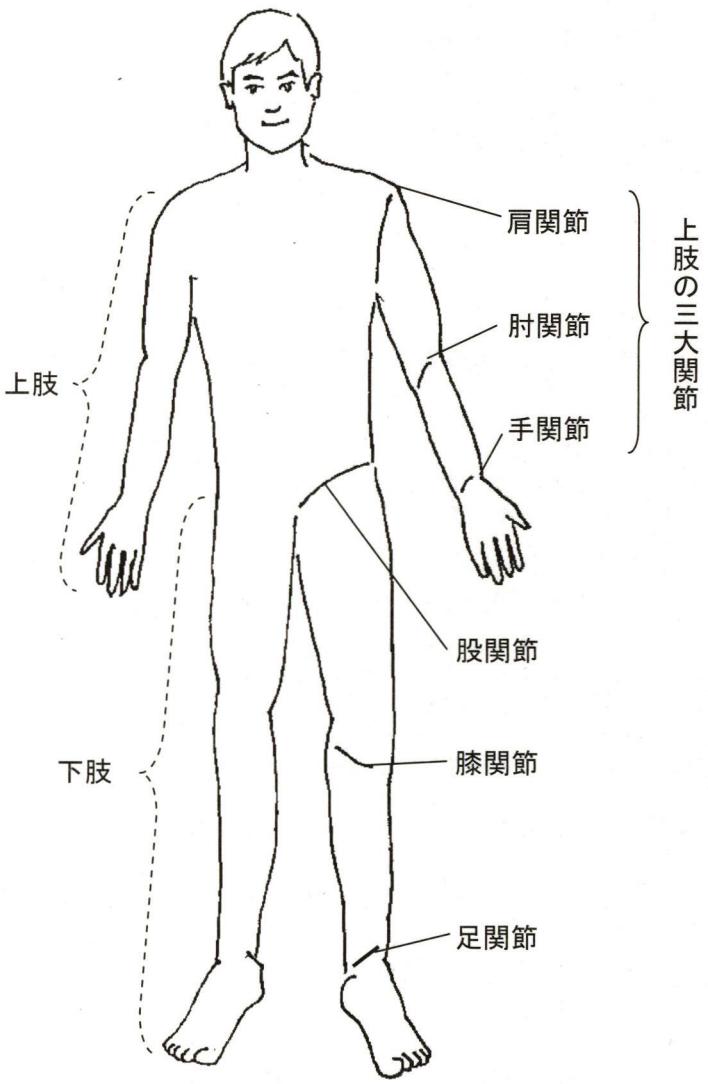

《手指の各名称》

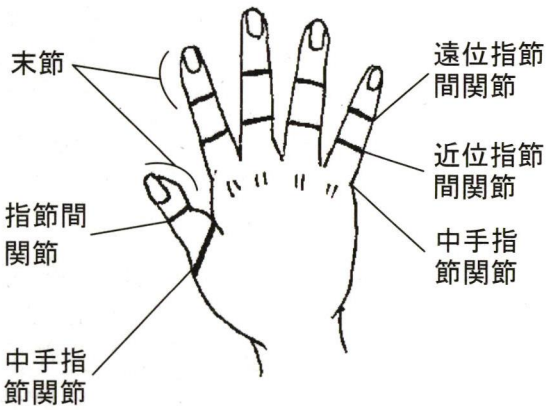

《足指の各名称》

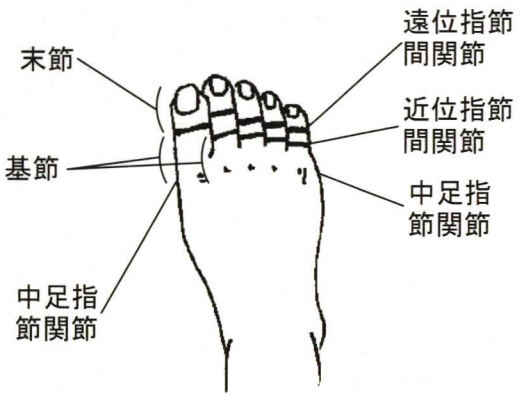

《上肢の各名称（構造）》

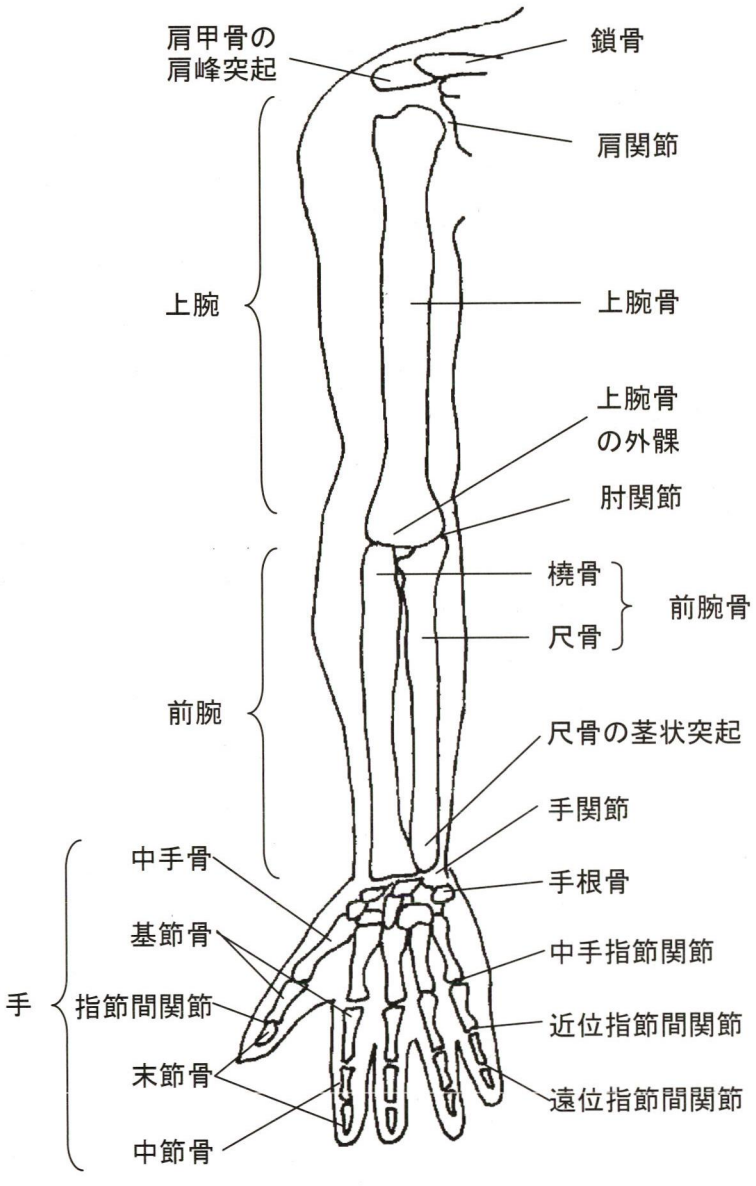

《下肢の各名称（構造）》

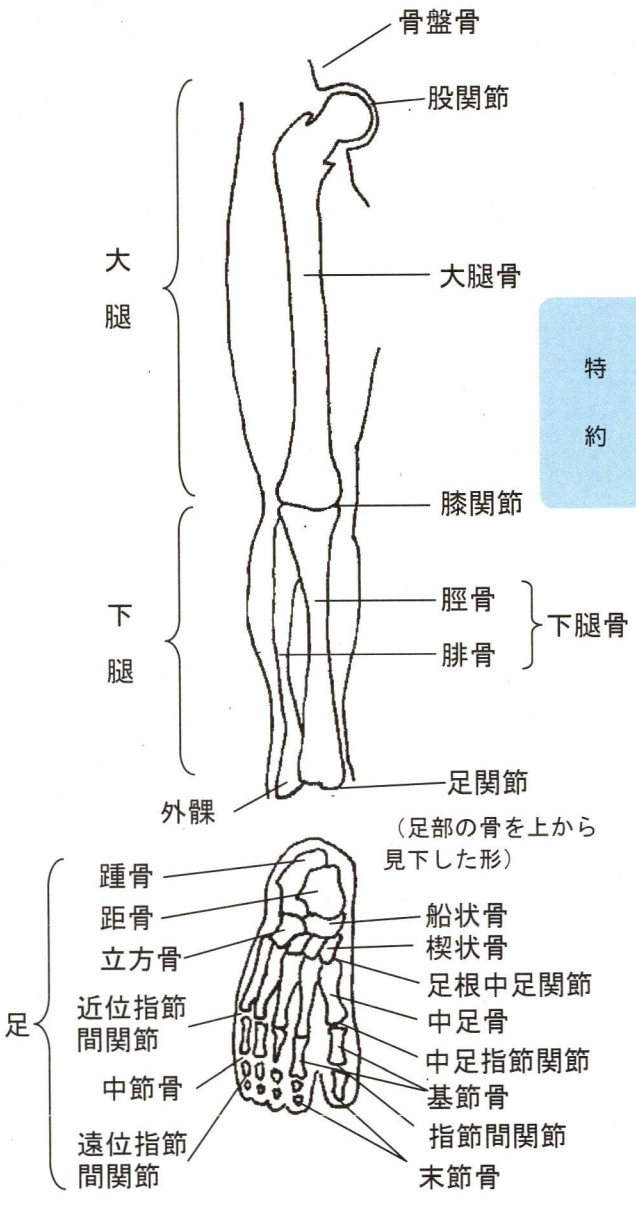

ご契約のしおり
（保険金などのお支払い）

第１　お支払いする保険金など

１　基本契約に関してお支払いする保険金

基本契約に関してお支払いする保険金は、次のとおりであり、それぞれ指定された保険金受取人にお支払いします。

なお、「保険金受取人が指定されていないとき」及び「保険金支払事由発生前に指定された保険金受取人が死亡されたとき」の受取人については 90 ページをご覧下さい。

支払事由及び保険金 ＼ 保険種類	保険期間中				被保険者の生存中に保険期間が満了したとき
	被保険者が死亡されたとき	被保険者が重度障害の状態になられその旨の通知があったとき（注１）	被保険者の生存中に一定期間が満了したとき（注２）	被保険者が特定要介護状態となられ一定期間継続したとき	
	死亡保険金	重度障害による死亡保険金	生存保険金	介護保険金	満期保険金
普通養老保険	○	○	－	－	○
特別養老保険	○	○	－	－	○
学資保険（生存保険金付を除く）	○	○	－	－	○
学資保険（生存保険金付に限る）	○	○	○	－	○
育英年金付学資保険（生存保険金付を除く）（注３）	○	○	－	－	○
育英年金付学資保険（生存保険金付に限る）（注３）	○	○	○	－	○
普通終身保険	○	○	－	－	－
特別終身保険	○	○	○	－	－
介護保険金付終身保険	○	－	○	○	－
普通定期保険	○	○	－	－	－
夫婦保険	○（注４）	○	－	－	○

（注１）重度障害による死亡保険金のお支払いについては、85 ページをご覧ください。
（注２）生存保険金のお支払いについては、それぞれ次のページをご覧ください。
　　生存保険金付 18 歳・22 歳満期学資保険……100 ページ
　　生存保険金付 18 際・22 歳満期育英年金付学資保険……102 ページ
　　特別終身保険及び介護保険金付終身保険……106 ページ
（注３）育英年金付学資保険の育英年金のお支払いについては、103 ページをご覧ください。
（注４）夫婦保険の死亡保険金などのお支払いについては、110 ページをご覧ください。

ご注意

○保険金又は返戻金などの支払事由が発生したときは、なるべく早くご請求をしてください。
そのご請求をしないまま保険金又は返戻金などの支払事由が生じた日の翌日から起算して５年を経過しますと、請求する権利が時効によって消滅します。

○保険金の支払事由発生日が、当社又は委託会社（郵便局株式会社）の非営業日（土曜日、日曜日、休日等）に当たるときは、その非営業日以降最初の当社又は委託会社（郵便局株式会社）の営業日からご請求をお受けします。

○保険金、返戻金、契約者配当金又は払い戻す保険料を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料、貸付金、当社が返還を受けるべき返戻金（返戻金と同時に支払った契約者配当金その他の金額を含みます。）その他当社が弁済を受けるべき金額があるときは、支払金額から差し引きます（控除支払）。
なお、保険金などのお支払額が、未払込保険料より少ない場合には、未払込保険料から保険金などのお支払額を差し引いた額の払込みが必要となります。

2　特約に関してお支払いする特約保険金

支払事由及び特約保険金 ＼ 特約種類（参照ページ）	災害特約 P59	介護特約 P60	傷害入院特約 P61	疾病入院特約 P64	疾病傷害入院特約 P67
死亡保険金 責任開始時以後の不慮の事故による傷害で、その傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に死亡された場合。	○	○	－	－	－
傷害保険金 責任開始時以後の不慮の事故による傷害で、その傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に一定の身体障害の状態になられた場合。ただし、被保険者がその事故の日から起算して４日以内に死亡した場合はお支払いしません。	○	○	－	－	－
介護保険金 責任開始時以後の疾病又は不慮の事故による傷害で特定要介護状態になられ、その状態が180日継続したとき、及びその日から１年ごとに特定要介護状態がなお継続している場合。	－	○	－	－	－
疾病による入院保険金 責任開始時以後の疾病で５日以上入院した場合。ただし、入院初日から起算して４日間はお支払いしません。	－	－	－	○	○
傷害による入院保険金 責任開始時以後の不慮の事故による傷害で、その傷害を直接の原因として、その事故の日から３年以内に入院し、その入院期間の日数が５日以上となった場合。ただし、入院初日から起算して４日間はお支払いしません。	－	－	○	－	○

手術保険金 **入院保険金の支払われる入院中に一定の手術を受けた場合、手術の種類に応じてお支払いします。**	—	—	○ 傷害によるもの	○ 疾病によるもの	○
通院療養給付金 **入院保険金の支払われる入院を一定期間継続し、退院後も引き続き通院や療養が必要な場合。**	—	—	○ 傷害によるもの	○ 疾病によるもの	○

ご注意

○特約保険金又は特約返戻金などの支払事由が発生したときは、なるべく早くご請求をしてください。
そのご請求をしないまま特約保険金又は特約返戻金などの支払事由が生じた日の翌日から起算して５年を経過しますと、請求する権利が時効によって消滅します。

○特別終身保険、介護保険金付終身保険、生存保険金付学資保険及び生存保険金付育英年金付学資保険においては、生存保険金のお受け取り後も特約保険金額は変わりません。
また、２倍型終身保険及び５倍型終身保険においては、保険料払込期間満了後も特約保険金額は変わりません。

海外での入院などについても保障します

当社は、海外での万が一の入院や死亡についても、国内における入院などと同様に約款などの定める特約保険金の支払要件を満たしているものであれば、特約保険金をお支払いします。

３　保険金の倍額支払（基本契約）　（普通定期保険を除きます）

契約日から起算して１年６か月を経過してから、被保険者が、不慮の事故（53 ページ参照）を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に死亡されたとき、又は会社所定の感染症（54 ページ参照）を直接の原因として死亡されたときは、支払うべき死亡保険金のほかにこれと同額（特別養老保険の場合には満期保険金額、２倍型終身保険又は５倍型終身保険の場合には保険料払込期間満了後の死亡保険金額と同額）の保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。ただし、復活した基本契約においてその復活日から起算して６か月を経過していないもの、又は次の場合には、保険金の倍額支払をしません。

①疾病（会社所定の感染症を除きます。）を直接の原因とする事故
②保険契約者、被保険者又は指定された死亡保険金受取人の故意又は重大な過失
③被保険者（夫婦保険にあっては、当該死亡した被保険者に限ります。④から⑦までにおいて同じとします。）の犯罪行為
④被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

また、被保険者が、地震、噴火、津波又は戦争その他の変乱が原因で死亡され、保険金の倍額支払事由が生じた場合は、該当する被保険者の数によっては保険金を削減して支払い、又はその支払いをしない場合があります。

4　重度障害による死亡保険金のお支払い（基本契約）（介護保険付終身保険を除きます）

被保険者が責任開始時以後又は復活に係る責任開始時以後に受けた傷害又はかかった疾病により52ページの第2表に定める重度障害の状態になられ、保険契約者から保険期間内にその旨の通知があったときは、被保険者が死亡されたものとみなして死亡保険金をお支払いします。この場合、通知があった日にご契約は終了します。

なお、重度障害による死亡保険金は後日請求されることとして、保険料払込免除のお取扱いを受けてご契約を継続することができます。

（注）２倍型終身保険及び５倍型終身保険においては、重度障害になられた旨の通知がされた時期により、重度障害による死亡保険金額が異なります（保険料払込期間中に重度障害の状態が固定した場合であっても、その旨の通知が保険料払込期間満了後となったときは、保険金額は、保険料払込期間中にご請求があった場合の50%又は20%となります。）。

重度障害による死亡保険金をお支払いできない場合など

○保険契約者、被保険者又は保険契約者が指定した死亡保険金受取人（夫婦保険にあっては、主たる被保険者又は配偶者である被保険者）の故意により被保険者が重度障害になられた場合には、重度障害による死亡保険金は支払いません。
また、被保険者が、戦争その他の変乱が原因で重度障害の状態になられた場合は、該当する被保険者の数によっては、死亡保険金を削減して支払う場合があります。

○重度障害による死亡保険金をお支払いした場合（育英年金付学資保険にあっては、年金支払事由発生日（保険契約者が死亡された日）の前日までにお支払いした場合）は、保険契約（夫婦保険にあっては、その保険金のお支払いをした主たる被保険者又は配偶者である被保険者に係る部分）は終了します。したがって、その保険契約の被保険者（夫婦保険にあっては、重度障害による死亡保険金のお支払いをした被保険者）については、その後、死亡保険金、満期保険金などはお支払いしません。

○育英年金付学資保険にあっては、年金支払事由発生日以後に被保険者が重度障害の状態になった旨のご通知があり、重度障害による死亡保険金をお支払した場合には、育英年金に係る部分に限って保険契約が継続します。したがって、その後、育英年金のお支払いはしますが、その保険契約の被保険者について死亡保険金や満期保険金などは支払いません。

○重度障害による死亡保険金のお支払対象となる被保険者の重度障害の状態とは、各種約款に定めるものであり、身体障害者手帳などの認定の基準となる身体障害の状態とは異なるものです。

5　保険金を減額してお支払いするとき（基本契約）

被保険者がご加入後短期間に、あるいは満６歳になられる前に死亡されたときなどには、保険金を減額してお支払いする場合があります。

詳しくは、それぞれ次のページをご覧ください。

○普通養老保険…… 98ページ　**○学資保険……101ページ**
○育英年金付学資保険……102ページ　**○普通定期保険……109ページ**

6　特約保険金のお支払いの限度

お支払いする特約保険金は、特約種類ごとに通算して、それぞれの特約保険金額を限度とします。ただし、夫婦保険の基本契約に付加された夫婦特約（主たる被保険者及び配偶者である被保険者を被保険者とする特約）においては、主たる被保険者の支払額については主たる被保険者に係る特約保険金額、また、配偶者である被保険者の支払額については配偶者である被保険者に係る特約保険金額をそれぞれ限度とします。

7　保険金などをお支払いできないとき

(1) 基本契約の免責事由に該当した場合

次の場合には、お支払事由が発生しても保険金等をお支払いしません。

■死亡保険金

被保険者が次のいずれかにより死亡したとき又は保険契約者、被保険者又は指定された死亡保険金受取人の故意により重度障害の状態になったとき。

○責任開始の日又は復活に係る責任開始の日から起算して３年を経過する前の自殺

○保険契約者により指定された死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部を受け取るべき場合には、指定された他の死亡保険金受取人にその残額をお支払いします。

○保険契約者の故意

また、被保険者が、戦争その他の変乱が原因で死亡した場合は、該当する被保険者の数によっては、死亡保険金を削減してお支払いする場合があります。

■育英年金（育英年金付学資保険）

育英年金の免責事由については、104 ページをご覧ください。

■介護保険金（介護保険金付終身保険）

介護保険金の免責事由については、107 ページをご覧ください。

■特約保険金（死亡保険金、傷害保険金、介護保険金、入院保険金、手術保険金及び通院療養給付金）

特約保険金の免責事由については、60, 68 ページをご覧ください。

(2) 告知義務違反による契約の解除の場合

ご契約のお申込み時の告知の際、悪意又は重大な過失によって、事実をお知らせいただけなかったり、真実とは違うことをお知らせいただいたため、当社がご契約を解除した場合は、保険金若しくは育英年金の支払事由又は保険料のお払込みが免除となる事由が生じていても、保険金若しくは育英年金のお支払いをせず、又は保険料のお払込みを免除しません。

ただし、保険金若しくは育英年金の支払事由又は保険料のお払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合には、保険金若しくは育英年金をお支払いし、又は保険料のお払込みを免除とします。

告知義務違反については 13 ページをご覧ください。

(3) 重大事由による契約の解除の場合

次の事由に該当し、当社がご契約を解除した場合は、保険金若しくは育英年金の支払事由又は保険料のお払込みが免除となる事由が生じていても、保険金若しくは育英年金のお支払いをせず、又は保険料のお払込みを免除しません。

①保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人が保険金又は育英年金（保険料のお払込みの免除を含みます。）を詐取する目的若しくは第三者に詐取させる目的で保険事故を招致（未遂を含みます。）したとき
②保険金又は育英年金のご請求に関し、保険金受取人又は年金受取人に詐欺行為があったとき
③基本契約に付加されている特約が重大事由によって解除されたとき
④他のご契約との重複により保険金額などの合計額が著しく過大で保険制度の目的に反する状態がもたされるおそれがあるとき
⑤その他ご契約を継続することを期待しえない上記①から④までと同等の事由があるとき

(4) 加入限度額超過による契約の解除の場合

ご契約の保険金額又は年金額が、加入限度額を超えていることから、当社がご契約を解除した場合には、保険金若しくは育英年金の支払事由又は保険料のお払込みが免除となる事由が生じていても、保険金若しくは育英年金のお支払いをせず、又は保険料のお払込みを免除しません。

(5) 詐欺による無効の場合

保険契約者又は被保険者の詐欺によりご契約の締結又は復活が行われた場合は、そのご契約又は復活は無効とし、保険金をお支払いすることはできません。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。

(6) 不法取得目的による無効の場合

ご契約の締結状況、ご契約の成立後の保険金、育英年金又は特約保険金（保険料のお払込みの免除を含みます。）の請求の状況等から、保険契約者が保険金などを不法に取得する目的又は他人に保険金などを不法に取得させる目的でご契約の締結又は復活が行われた場合は、そのご契約又は復活は無効とし、保険金などをお支払いすることはできません。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。

(7) ご契約の失効の場合

保険料のお払込みがなかったため、ご契約が効力を失った場合は、お支払事由が生じても保険金などのお支払いはいたしません。

(8) その他お支払事由に該当しない場合

保険金などのお支払いは、各種約款などに定めるとおり、お支払事由に該当する場合にお支払いいたします。したがって、お支払事由に該当しない場合は保険金、育英年金又は特約保険金のお支払いはいたしません。

○各種保険金のお支払いに関してご不明な点がございましたら、当社コールセンター(0120-552950)にお尋ねください。

8　保険金などをお支払いできる事例とお支払いできない事例

次ページ以降の表は、保険金などをお支払いできる場合又はお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考として挙げたものです。

ご契約の保険種類・特約・ご加入時期によっては、取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約での取扱いに関しては、「保険証券」、「当社ホームページ」等を必ずご確認ください。また、記載以外に認められる事実関係等によっても取扱いに違いが生じることがあります。

事例1　死亡保険金のお支払い（告知義務違反による解除）	
お支払いできる場合	お支払いできない場合
保険契約に加入する前の「慢性C型肝炎」での通院治療の事実について、会社所定の質問表（告知書）に正しい告知をしないで加入された場合で、ご加入後1年で「慢性C型肝炎」とはまったく因果関係のない「胃がん」で死亡されたケース	保険契約に加入する前の「慢性C型肝炎」での通院治療の事実について、会社所定の質問表（告知書）に正しい告知をしないで加入された場合で、ご加入後1年で「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」で死亡されたケース
【ご説明】 保険契約にご加入いただく際には、申込時における被保険者様の健康状態について正確に告知をしていただく必要があります。 しかしながら、悪意又は重大な過失によって事実を告知されなかったり、真実とは異なる内容を告知された場合には、保険契約を解除させていただき、死亡保険金はお支払いしません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と死亡の原因にまったく因果関係のないことが認められたときには、死亡保険金をお支払いします。	

事例2　保険金の倍額支払（免責事由への該当）	
お支払いできる場合	お支払いできない場合
＜被保険者の不注意＞ ・被保険者が居眠り運転で路肩に衝突して、死亡したケース	＜被保険者の重大な過失＞ ・被保険者が自動車を運転し、危険な行為であることを認識できる状況下であるにもかかわらず、高速道路を逆走して対向車に衝突して、死亡したケース
＜軽度の酒酔い状態での事故＞ ・被保険者は飲酒をしていたが、横断歩道を通常に歩行中に、走行してきた車にはねられ、死亡したケース	＜泥酔の状態を原因とする事故＞ ・被保険者が泥酔して道路上に寝込んでいたところを走行してきた車にはねられ、死亡したケース
【ご説明】 保険金の倍額支払は、被保険者様が保険契約の契約日から起算して1年6か月を経過した後に、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したときは、支払うべき死亡保険金と同額の保険金をお支払いします。ただし、被保険者に重大な過失がある場合、泥酔の状態を原因として招いた事故である場合などには、お支払いしません。	

事例3　重度障害による死亡保険金のお支払い（障害の状態と回復の見込み）	
お支払いできる場合	お支払いできない場合
両方の眼球が完全に失明した（眼鏡等により矯正した視力が0．02以下となり回復の見込みがないと診断された）ケース	眼鏡等により矯正した視力が0．02以下となったが回復の見込みがあるため、現在治療中であるケース
【ご説明】 被保険者様が普通保険約款に定める重度障害の状態に該当し、また、その重度障害の状態が固定し、かつ、回復する見込みがなくなった場合に、保険契約者様からその通知を受けて重度障害による死亡保険金をお支払いします。	

事例4　入院保険金のお支払い（責任開始時前の発病）	
お支払いできる場合	お支払いできない場合
保険契約に加入された後に「椎間板ヘルニア」にかかり入院したケース	保険契約に加入される前にかかっていた「椎間板ヘルニア」が保険契約に加入後に悪化して入院されたケース
【ご説明】 入院保険金は、責任開始時以後にかかった疾病又は不慮の事故により受けた傷害（ケガ）を原因とする入院に対しお支払いするものですから、責任開始時前においてかかっていた疾病又は不慮の事故により受けた傷害（ケガ）を原因とする入院については、お支払いの対象とはならないものです。 なお、ご契約（特約）により、責任開始時以後一定期間経過後は責任開始時前の疾病を原因とする入院でもお支払する場合があります。	

事例5　入院保険金のお支払い（支払日数限度の超過）	
お支払いできる場合	お支払いできない場合
胃がんにより130日入院した後に退院し、その1年2か月後に胃がんにより130日の入院をしたケース 1回目の入院について120日分お支払いいたします。2回目の入院についても、新たな疾病による入院とみなしますので、120日分お支払いいたします。	胃がんにより130日入院した後に退院し、その2か月後に胃がんにより130日の入院をしたケース 1回目の入院については120日分お支払いいたしますが、2回目の入院については、1回目の入院と通算しますので、支払日数の限度（120日）を超えることになるのでお支払いできません。
【ご説明】 入院保険金をお支払いする日数は、一つの疾病又は一つの不慮の事故を原因とする入院について、120日分を限度としています。ただし、疾病による入院の場合、被保険者様が退院後1年を経過してから再度同じ疾病を原因として入院したときは、新たな疾病にかかったものとみなして入院保険金をお支払いします。 なお、入院の初日から起算して4日間の入院期間に対しては、入院保険金をお支払いいたしません。	

第２　保険金の受取人及び保険金の受取方法

１　保険金受取人の指定又は変更

養老保険、学資保険、育英年金付学資保険、終身保険又は普通定期保険の基本契約において、保険契約者は、保険金支払事由発生前に限り、被保険者の同意を得て、保険金受取人を指定し、又はその指定を変更することができます。

この場合、基本契約の保険金は、その指定された保険金受取人にお支払いします。

２　保険金受取人が指定されていない場合の保険金受取人

養老保険、学資保険、育英年金付学資保険、終身保険又は普通定期保険の基本契約で保険契約者が保険金受取人を指定されない場合（指定された保険金受取人が死亡し、その後、保険金受取人を指定されない場合を含みます。また、被保険者のみが死亡保険金受取人に指定された場合も同様です。）は、次の方が保険金受取人となります。

○死亡保険金…被保険者の遺族（※）

○満期保険金、生存保険金、介護保険金又は重度障害による死亡保険金…被保険者

※　被保険者の遺族

被保険者の遺族は、次の表に掲げる方で、この表の順位により先順位の方が保険金受取人となります。

なお、あらかじめ、保険金受取人を指定していただくことをお勧めします。

順位	遺　　族
1	被保険者の配偶者（届出がなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます）
2	被保険者の子
3	被保険者の父母
4	被保険者の孫
5	被保険者の祖父母
6	被保険者の兄弟姉妹
7	被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた方
8	被保険者の死亡当時、被保険者の生計を維持していた方

○遺族であって、故意に被保険者、遺族の先順位者又は同順位者である者を殺害した者は、保険金受取人になれません。

３　特約保険金受取人

特約では、次の方が特約保険金受取人となります。

(1) 傷害保険金、介護保険金、入院保険金、手術保険金、通院療養給付金

……　被保険者

（注）上記の特約保険金の支払事由発生後に被保険者が死亡された場合、その特約保険金をお受け取りになる権利は、被保険者の相続財産となります。

(2) 死亡保険金

○養老保険、学資保険、育英年金付学資保険、終身保険、普通定期保険に付加された災害特約又は介護特約　……　基本契約において死亡保険金受取人となられる方

○夫婦保険に付加された災害特約

①主たる被保険者が死亡された場合

……　**配偶者である被保険者**（ただし、配偶者である被保険者がいない場合又は配偶者である被保険者が故意に主たる被保険者を殺した場合は、主たる被保険者の遺族となられる方）

②配偶者である被保険者が死亡された場合（夫婦特約に限ります。）

……　**主たる被保険者**（ただし、主たる被保険者がいない場合は、配偶者である被保険者の遺族となられる方）

（注）特約死亡保険金受取人は、被保険者が不慮の事故により傷害を受けたときに死亡されたとした場合の上記に該当する方となります。

4　保険金などの受取方法

保険金などは、当社が指定する委託会社（郵便局株式会社）の窓口でお受け取りになる方法のほかに、当社が指定した金融機関等の口座でお受け取りになる方法などがあります。

詳しくは当社コールセンター(0120-552950)にお尋ねください。

5　保険金（特約保険金）のご請求に必要な書類

保険金受取人が保険金をご請求されるときは、次の書類を委託会社（郵便局株式会社）の窓口にご提出ください。

なお、同一契約で既に被保険者の性別及び生年月日を証明する書類（94 ページ参照）などを委託会社（郵便局株式会社）の窓口に提出され、保険金を受け取られたことがある場合などには、再度提出していただく必要がないものやその他省略が可能な書類もありますので、詳しくは当社コールセンター(0120-552950)にお尋ねください。

（1）基本契約（養老保険、学資保険、育英年金付学資保険、終身保険又は普通定期保険）

書類等 ＼ 保険金	保険証券	会社所定の請求書	会社所定の医師の死亡証明書	保険金受取人の戸籍抄本	重度障害の状態になられたことを証明する会社所定の医師の診断書（障害診断書）	特定要介護状態が所定の期間継続したことを証明する会社所定の医師の診断書（障害診断書）	被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証（死亡保険金の場合は住民票。ただし、会社が必要と認めた場合には戸籍抄本）※性別及び生年月日を証明する書類	保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 ※正当な権利者であることを確認できる書類
死亡保険金	○	○	○	○	—	—	◎	○
重度障害による死亡保険金	○	○	—	○	○	—	◎	○
満期保険金	○	○	—	○	—	—	◎	○
生存保険金	○	○	—	○	—	—	◎	○
介護保険金	○	○	—	○	—	○	○	○

（注１）　◎印は、学資保険又は育英年金付学資保険の場合に保険契約者及び被保険者のものが必要です。なお、死亡保険金の場合、保険契約者については住民票又は国民健康保険被保険者証、被保険者については住民票又は戸籍抄本が必要です。

（注２）　請求書、医師の死亡証明書及び障害診断書は、当社所定の様式のものを使用してください。

（注３）　海外での死亡に係る死亡保険金のご請求に際しては、更にご提出いただく書類がありますので、当社コールセンター(0120-552950)にお尋ねください。

（注４）　<u>ご請求の内容などによっては、上記書類以外の書類を求めることがあります。</u>

（2）基本契約（夫婦保険）

書類等 ＼ 保険金	保険証券	会社所定の請求書	会社所定の医師の死亡証明書	保険金受取人の戸籍抄本	重度障害の状態になられたことを証明する医師の診断書（障害診断書）	主たる被保険者及び配偶者である被保険者の婚姻関係を証明するに足りる書類	被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証（死亡保険金の場合は住民票。ただし、会社が必要と認めた場合には戸籍抄本）※性別及び生年月日を証明する書類	保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 ※正当な権利者であることを確認できる書類
死亡保険金	○	○	○	○	—	○	○	○
重度障害による死亡保険金	○	○	—	○	○	○	○	○
満期保険金	○	○	—	○	—	○	○	○

（注１）　請求書、医師の死亡証明書及び障害診断書は、当社所定の様式のものを使用してください。

（注２）　海外での死亡に係る死亡保険金のご請求に際しては、更にご提出いただく書類がありますので、当社コールセンター(0120-552950)にお尋ねください。

（注３）　ご請求の内容などによっては、上記書類以外の書類を求めることがあります。

（３）特約

書類等 ＼ 保険金	保険証券	会社所定の請求書	会社所定の医師の死亡証明書	会社所定の医師の診断書	特約保険金受取人の戸籍抄本	被保険者の死亡（受けた傷害）が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類	主たる被保険者及び配偶者である被保険者の婚姻関係を証明するに足りる書類（夫婦特約に限ります。）	被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証（死亡保険金の場合は住民票。ただし、会社が必要と認めた場合には戸籍抄本）※性別及び生年月日を証明する書類	特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証※正当な権利者であることを確認できる書類
死亡保険金	○	○	○	－	○	○	○	◎	○
傷害保険金	○	○	－	○	○	○	－	◎	○
介護保険金	○	○	－	○	○	－	－	○	○
傷害による入院保険金・手術保険金・通院療養給付金	○	○	－	○	○	○	－	◎	○
疾病による入院保険金・手術保険金・通院療養給付金	○	○	－	○	○	－	○	◎	○

（注１）　基本契約において生存保険金などのお支払いを受けるために、既に性別及び生年月日を証明する書類（94 ページ参照）を当社へ提出されたことがある場合には必要ありません。（ただし、特約の中途付加や配偶者の追加にかかる変更があった場合は除きます。）また、その特約について、２回目以降に特約保険金をご請求される場合にも必要ありません。

夫婦保険に付加された夫婦特約の場合には、性別を証明する書類は主たる被保険者のもの、生年月日を証明する書類は主たる被保険者及び配偶者である被保険者のものが必要です。

◎は、学資保険又は育英年金付学資保険の基本契約に付加された特約の場合に保険契約者及び被保険者のものが必要です。

詳しくは当社コールセンター(0120-552950)にお尋ねください。

（注２）　被保険者の遺族が特約の死亡保険金をご請求されるときは、上記書類のほか、「指定された特約死亡保険金受取人の死亡の事実及びその年月日を証明する書類」及び「特約死亡保険金受取人となった事実及び他に特約死亡保険金受取人がいない事実を証明する書類」が必要です。

（注３）　被保険者の相続人が特約保険金（特約の死亡保険金を除きます。）をご請求されるときは、上記書類のほか、「被保険者の死亡の事実及びその年月日を証明する書類」及び「被保険者の相続人となった事実並びに他に同順位及び先順位の相続人がいない事実を証明する書類」が必要です。

（注４）　医師の死亡証明書又は診断書は、当社が指定する所定の様式のものを使用してください。

なお、介護保険金をご請求される場合は、介護保険用の障害診断書を使用してください。

（注５）　手術保険金、通院療養給付金のご請求は、入院保険金のご請求ができる場合はこれと併せて行ってください。

（注６）　海外でのご入院等に係る特約保険金のご請求に際しては、更にご提出いただく書類がありますので、当社コールセンター（0120－552950）にお尋ねください。

（注７）　ご請求の内容などによっては、上記書類以外の書類を求めることがあります。

お支払いを保留することがあります

このほか、保険金受取人が指定されていない場合などには、更に他の書類を提出していただくことがあります。

また、会社所定の医師の死亡証明書若しくは診断書又は障害診断書の記載内容などによっては、医師等に対して調査をさせていただく場合があります。この場合、調査についての承諾書を被保険者の方からいただくことがあります。その他、当社から照会し、又は同意を求めることがありますが、正当な理由もなくこれを拒んだときは、その確認や同意がとれるまで保険金のお支払い

をしないことがあります。

ご 注 意

○まだお払込みされていない保険料、貸付金などがあるときは、お支払いする保険金額から、これを差し引きます。
○ご請求の際にご提出していただく書類の取得等に係る諸費用は、ご請求をされる方のご負担となります。
○ご請求の際には、ご請求される方が正当な権利者であることを確認できる書類（印鑑証明書、国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、運転免許証等（原本））をお持ちください。
○保険金受取人の方が、保険金の支払請求やそのお受取りを他の方に委任される場合は、委任状が必要となります（51 ページ参照）。

6　証明する書類として提出していただく書類の例

《被保険者の性別及び生年月日を証明する書類》
（住民票又は国民健康保険被保険者証の代わりとなる公的書類の例）

○国民年金手帳
○厚生年金手帳
○旅券（パスポート）
○健康保険被保険者証
○健康保険日雇特例被保険者手帳
○その他公的機関が発行した証明書類
○国家公務員等共済組合員証
○地方公務員共済組合員証
○戸籍謄（抄）本
○船員保険被保険者証
○老人医療費受給者証

原本が提出できない書類については、原本をご提示の上、その写しを提出していただくことがあります。その他の書類など、証明する書類について詳しくは当社コールセンター（0120-552950）にお尋ねください。

証明書類の提出時期について

証明する書類については、保険金のご請求時以外でも、申込みの日を含め、ご都合の良いときにご提出いただくことも可能です。詳しくは当社コールセンター(0120-552950)にお尋ねください。

ご 注 意

提出していただく書類については、「ご契約のしおり」に記載されているもの以外の書類を求めることや、代わるべき書類の提出及び省略を認めることがあります。

ご契約のしおり

（各保険種類に固有な事項）

養老保険

1　普通養老保険の保険料のお払込みの免除等

普通養老保険では、被保険者の父、母、祖父、祖母、兄又は姉を保険契約者とする基本契約においては、被保険者が満 10 歳になられる前において、当該保険契約者が責任開始時以後又は復活に係る責任開始時以後において受けた不慮の事故又はかかった会社所定の感染症（53, 54 ページ参照）により死亡し、又は責任開始時以後又は復活に係る責任開始時以後において受けた傷害又はかかった疾病により重度障害の状態（52 ページ第 2 表参照）になられたときは、その後の保険料のお払込みが免除されます。ただし、保険契約者が次の場合により死亡したとき、又は保険契約者、被保険者若しくは指定された保険金受取人の故意により重度障害の状態になった場合には、保険料のお払込みは免除されません。

①疾病（会社所定の感染症を除きます。）を直接の原因とする事故
②保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意又は重大な過失
③保険契約者の犯罪行為
④保険契約者の精神障害の状態を原因とする事故
⑤保険契約者の泥酔の状態を原因とする事故
⑥保険契約者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
⑦保険契約者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

また、保険契約者が、地震、噴火、津波又は戦争その他の変乱が原因で死亡され又は重度障害の状態になられた場合は、該当する保険契約者の数によっては保険料の全部又は一部についてお払込みを免除しない場合があります。

なお、この場合の被保険者の年齢は、加入年齢の計算による年齢とは異なり、満年齢で計算します。

2　普通養老保険の支払保険金額の制限

被保険者が満６歳になられる前に、死亡されたとき又は 52 ページ第 2 表の重度障害の状態になられ、保険契約者からご請求があったときは、その死亡（又は通知）時の被保険者の年齢に応じて、死亡保険金を次のとおりお支払いします。

○満３歳未満のとき　……　死亡保険金額の 50%
○満６歳未満のとき　……　死亡保険金額の 80%

なお、この場合の被保険者の年齢は、加入年齢の計算による年齢とは異なり、満年齢で計算します。

3　ご契約の変更

契約日から起算して２年を経過した後は、次のとおりご契約の変更をすることができます。ただし、保険料のお払込みが免除されている場合又は保険料払済契約に変更されている場合には保険金額の減額変更をすることができません。

なお、変更後の死亡保険金額は、普通養老保険では 100 万円以上、特別養老保険では 200 万円以上であることが必要です。

○保険期間の短縮変更（加入年齢によっては変更できないことがあります。）

○保険金額の減額変更（この場合、返戻金があるときは、これをお支払いします。）

○保険料払済契約への変更

また、保険金額の増額変更及び保険期間の延長変更については、43～45 ページをご覧ください。

学資保険

1　保険料のお払込みの免除等

保険契約者が死亡されたとき、又は責任開始時以後、復活に係る責任開始時以後若しくは保険契約者の変更に係る効力発生後において受けた傷害又はかかった疾病により重度障害の状態（52ページ第２表参照）になられたときは、その後の保険料のお払込みが免除されます。ただし、保険契約者が次の場合により死亡されたとき、保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意により重度障害の状態になられたとき又は失効後その復活までに死亡し若しくは重度障害の状態になったときは、保険料のお払込みは免除されません。

①保険契約者が責任開始の日、復活に係る責任開始の日又は保険契約者の変更に係る効力発生日から起算して３年を経過する前の自殺

②被保険者又は指定された保険金受取人の故意

③保険契約者の故意

また、保険契約者が、戦争その他の変乱が原因で死亡し又は重度障害の状態になられた場合は、該当する保険契約者の数によっては、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

2　生存保険金のお支払い

生存保険金付 18 歳満期学資保険及び生存保険金付 22 歳満期学資保険における生存保険金は、次のとおりお支払いします。

なお、生存保険金をお支払いした後の死亡保険金又は重度障害による死亡保険金、及び満期保険金の額は、基準保険金額（生存保険金をお支払いする前の保険金額をいいます。）からお支払いした生存保険金の額を差し引いた金額となります。

(1) 生存保険金付 18 歳満期学資保険の場合

○被保険者が 12 歳になられたとき　……　基準保険金額の 10%

○被保険者が 15 歳になられたとき　……　基準保険金額の 10%

(2) 生存保険金付 22 歳満期学資保険の場合

○被保険者が 18 歳になられたとき　……　基準保険金額の 60%

○被保険者が 20 歳になられたとき　……　基準保険金額の 20%

12 歳、15 歳、18 歳又は 20 歳になられたときとは

学資保険では、進学期等を考慮し、次の定める日に被保険者が 12 歳、15 歳、18 歳又は 20 歳になられたものとして取り扱うことにしております。

○被保険者の生年月日が 4 月 2 日から 12 月 31 日までの場合

満 12 歳、満 15 歳、満 18 歳又は満 20 歳になられる年の 4 月 2 日から翌年の 4 月 1 日までの間の契約日に応当する日

○被保険者の生年月日が 1 月 1 日から 4 月 1 日までの場合

満 11 歳、満 14 歳、満 17 歳又は満 19 歳になられる年の 4 月 2 日から翌年 4 月 1 日までの間の契約日に応当する日

ご 注 意

生存保険金の支払事由が発生した場合において、保険契約者に対する貸付けにかかる貸付金があるときは、生存保険金から貸付金及び利息を差し引きます。

3　支払保険金額の制限

被保険者が満６歳になられる前に、死亡されたとき又は52ページ第２表の重度障害の状態になられ、保険契約者からご通知があったときは、その死亡（又は通知）時の被保険者の年齢に応じて、死亡保険金を次のとおりお支払いします。

○満３歳未満のとき　……　死亡保険金額（※）の50%

○満６歳未満のとき　……　死亡保険金額（※）の80%

※生存保険金付のご契約の場合は、被保険者が死亡されたときの死亡保険金額となります。

なお、この場合の被保険者の年齢は、加入年齢の計算による年齢とは異なり、満年齢で計算します。

4　ご契約の変更

契約日から起算して２年を経過した後は、次のとおりご契約の変更をすることができます。ただし、保険料のお払込みが免除されている場合又は保険料払済契約に変更されている場合には、保険金額の減額変更をすることができません。

なお、変更後の死亡保険金額（生存保険金付学資保険の場合は基準保険金額）は、50万円以上であることが必要です。

○18歳満期又は生存保険金付18歳満期から15歳満期への変更（加入年齢によっては変更できません。）

○生存保険金付22歳満期から15歳満期、18歳満期又は生存保険金付18歳満期への変更（加入年齢によっては変更できません。）

○保険金額の減額変更

○保険料払済契約への変更

また、保険金額の増額変更については、43ページをご覧ください。

育英年金付学資保険

1　保険料のお払込みの免除等

保険契約者が死亡されたとき、又は責任開始時以後、復活に係る責任開始時以後若しくは保険契約者の変更に係る効力発生後において受けた傷害又はかかった疾病により重度障害の状態（52ページ第２表参照）になられたときは、その後の保険料のお払込みが免除とされます。ただし、保険契約者が死亡され、又は重度障害の状態になられた場合でも、育英年金をお支払いしないとき（104ページ参照）は、保険料のお払込みは免除されません。

2　生存保険金のお支払い

生存保険金付18歳満期育英年金付学資保険及び生存保険金付22歳満期育英年金付学資保険における生存保険金は、次のとおりお支払いします。

なお、生存保険金をお支払いした後の死亡保険金又は重度障害による死亡保険金、及び満期保険金の額は、基準保険金額（生存保険金をお支払いする前の保険金額をいいます。）からお支払いした生存保険金の額を差し引いた金額となります。

(1) 生存保険金付18歳満期育英年金付学資保険の場合

○被保険者が12歳になられたとき　……　基準保険金額の10%

○被保険者が15歳になられたとき　……　基準保険金額の10%

(2) 生存保険金付22歳満期育英年金付学資保険の場合

○被保険者が18歳になられたとき　……　基準保険金額の60%

○被保険者が20歳になられたとき　……　基準保険金額の20%

※「12歳、15歳、18歳又は20歳になられたとき」については、100ページをご覧ください。

ご注意

生存保険金の支払事由が発生した場合において、保険契約者に対する貸付けにかかる貸付金があるときは、生存保険金から貸付金及び利息を差し引きます。

3　支払保険金額の制限

被保険者が満６歳になられる前に、死亡されたとき又は52ページ第２表の重度障害の状態になられ、保険契約者からご請求があったときは、その死亡（又は通知）時の被保険者の年齢に応じて、死亡保険金を次のとおりお支払いします。

○満３歳未満のとき　……　死亡保険金額（※）の50%

○満６歳未満のとき　……　死亡保険金額（※）の80%

※生存保険金付のご契約の場合は、被保険者が死亡されたときの死亡保険金額となります。

なお、この場合の被保険者の年齢は、加入年齢の計算による年齢とは異なり、満年齢で計算します。

4　育英年金のお支払い

(1) お支払いするとき

保険契約者が保険期間の満了前に死亡されたとき、又は責任開始時以後、復活に係る責任開始時以後若しくは保険契約者の変更に係る効力発生後において受けた傷害又はかかった疾病により重度障害の状態（52 ページ第２表参照）になった場合において、保険契約者からその旨の通知があったときは、被保険者が生存している場合に限り、保険契約者が死亡された日又は重度障害の状態になった旨の通知があった日（年金支払事由発生日）及びその日以後に到来する年ごとの契約応当日に育英年金をお支払いします。

（例）

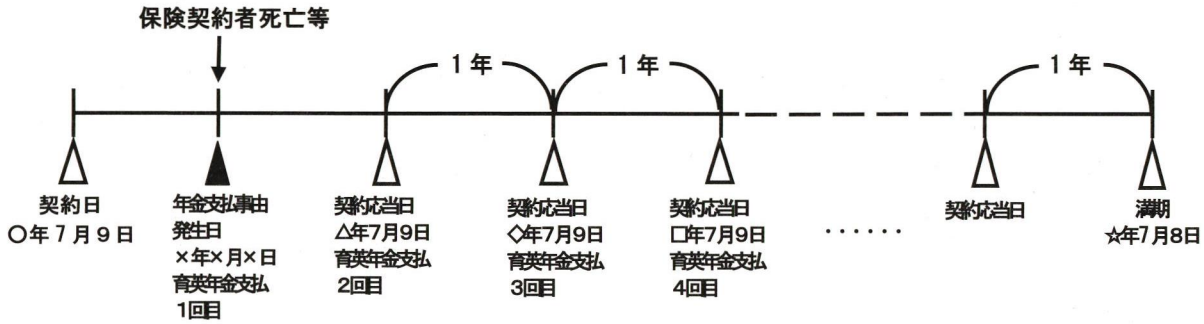

(2) 育英年金の支払額

お支払いする育英年金の額は、それぞれ次のとおりです。

○保険契約者が死亡等された日（年金支払事由発生日）……第１回目

年金額に、死亡等された日から起算し、次に到来する年ごとの契約応当日の前日までの月数（１月に満たない端数が出たときは、１月に切り上げ）を 12 で除した数を乗じて得た金額（１円に満たない額の端数が出たときは、その端数は切り捨て）

保険契約者が死亡等された日の育英年金（第１回目）のお支払額

（お支払例）

年金額の 12 分の 4 をお支払いすることとなります。

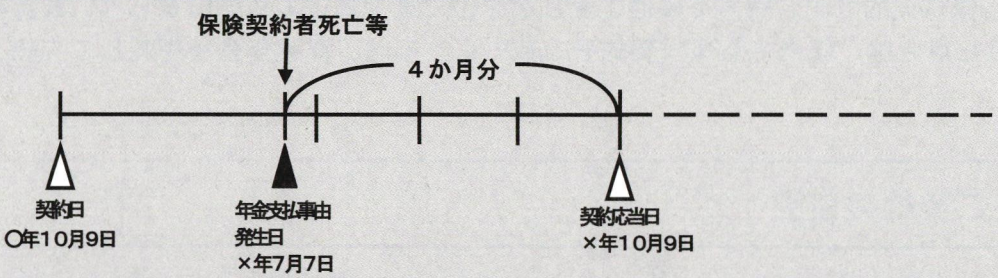

○　年ごとの契約応当日……第２回目以降

年金額に相当する金額

5　育英年金の支払手続

(1) 第１回目の育英年金のお支払いをご請求されるとき

保険契約者が死亡等されたとき（年金支払事由が発生したとき）は、次の書類などをご持参の上、年金支払場所を指定していただき、第１回目の育英年金の支払請求をしてください（被保険者が年金受取人となります。）。

○当社所定の請求書
○保険証券
○保険契約者の住民票（ただし、当社が必要と認めた場合には、戸籍抄本）
○被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証
○当社所定の医師の死亡証明書（重度障害の状態になられた場合は当社所定の医師の診断書）
○年金受取人の印鑑証明書、国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、運転免許証等（原本）

(2) 第２回目以降の育英年金のお支払いをご請求されるとき

次の書類などを年金支払場所（第１回目の支払請求時に指定された場所）にお持ちください。

○保険証券
○年金受取人の印鑑証明書、国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、運転免許証等（原本）

6　育英年金をお支払いできないとき

保険契約者が次の場合により死亡されたとき、又は保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意により重度障害の状態になられたときは、育英年金はお支払いしません。

①保険契約者が責任開始の日、復活に係る責任開始の日又は保険契約者の変更に係る効力発生日から起算して３年を経過する前の自殺
②被保険者又は指定された保険金受取人の故意

また、保険契約者が、戦争その他の変乱が原因で重度障害の状態になられ、育英年金の支払事由が生じた場合は、該当する保険契約者の数によっては、育英年金を削減して支払う場合があります。

7　ご契約の変更

契約日から起算して２年を経過した後は、次のとおりご契約の変更をすることができます。ただし、保険料のお払込みを免除されている場合又は保険料払済契約に変更されている場合には、保険金額の減額変更をすることはできません。

なお、変更後の死亡保険金額（生存保険金付は基準保険金額）は、100 万円以上であることが必要です。

○18 歳満期育英年金付学資保険又は生存保険金付 18 歳満期育英年金付学資保険から 15 歳満期育英年金付学資保険への変更（加入年齢によっては、変更できない場合があります。）
○生存保険金付 22 歳満期育英年金付学資保険から 15 歳満期育英年金付学資保険、18 歳満期育

英年金付学資保険又は生存保険金付 18 歳満期育英年金付学資保険への変更（加入年齢によっては、変更できない場合があります。）

○保険金額の減額変更

○保険料払済契約への変更

また、保険金額の増額変更については、43 ページをご覧ください。

終身保険

1　保険料のお払込みの免除等

介護保険金付終身保険においては、被保険者が保険期間中に特定要介護状態（55 ページ及び 191 ページ「介護保険金付終身保険普通保険約款別表第３」参照）になられ、かつ、その日から起算して特定要介護状態が保険期間中に 180 日継続したときは、次の場合を除き、特定要介護状態になられた日以後の保険料のお払込みが免除されます。

①保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意又は重大な過失

②被保険者の犯罪行為

③被保険者の薬物依存

また、被保険者が、戦争その他の変乱が原因で特定要介護状態になられ、保険料のお払込みの免除事由が生じた場合は、該当する被保険者の数によっては保険料の全部又は一部についてお払込みを免除しない場合があります。

2　特別終身保険及び介護保険金付終身保険の生存保険金などのお支払い

(1) 生存保険金のお支払い

保険料払込期間が満了したとき、及びその期間の満了後５年、10 年、15 年の期間が満了したときに、次の金額の生存保険金をお支払いします。ただし、介護保険金付終身保険においては、介護保険金をお支払いした後は、生存保険金のお支払いはしません。

○特別終身保険の場合　……　基準保険金額の 20%

生存保険金をお支払いした後の死亡保険金又は重度障害による死亡保険金の額は、基準保険金額からお支払いした生存保険金の額を差し引いた金額となります。

○介護保険金付終身保険の場合　……　基準保険金額の７%

(2) 介護保険金付終身保険の介護保険金のお支払い

保険期間中に次の場合に該当されたときは、１回について基準保険金額の７%に相当する額の介護保険金をお支払いします。

○特定要介護状態が継続している場合

被保険者が保険期間中に特定要介護状態（55 ページ及び 191 ページ「介護保険付終身保険普通保険約款別表第３」参照）になられ、かつ、その日から起算して特定要介護状態が保険期間中に 180 日継続したとき、及びその介護保険金の支払事由の発生した日から起算して１年ごとのその日に応当する日において、特定要介護状態がなお継続しているとき（保険期間中に限ります。）

○特定要介護状態でなくなった後、新たに特定要介護状態になられた場合

その基本契約に係る直前の介護保険金の支払事由発生日から起算して１年を経過した後において、新たに特定要介護状態になられた日から起算して、その特定要介護状態が 180 日継続したことになるとき、及びその介護保険金の支払事由の発生した日から起算して１年ごとのその日に応当する日において、特定要介護状態がなお継続しているとき（保険期間中に限ります。）

なお、介護保険金付終身保険において、保険料払込期間満了前の死亡保険金の額は、既にお

支払いした介護保険金があるときは基準保険金額からこれを差し引いた金額となります。また、保険料払込期間経過後の死亡保険金の額は、基準保険金額の30%に相当する金額となります。

基準保険金額について

特別終身保険及び介護保険金付終身保険においては、生存保険金又は介護保険金のいずれかをお支払いする前の保険金額をいいます。

なお、介護保険金付終身保険においては、保険料払込期間満了前は、既に支払った介護保険金又は支払うべき介護保険金を差し引いた死亡保険金をいいます。

また、２倍型終身保険及び５倍型終身保険においては保険料払込期間満了前に被保険者が死亡したときにお支払いする保険金額をいいます。

ご 注 意

○介護保険金付終身保険においては、被保険者が重度障害の状態になられても重度障害による死亡保険金はお支払いしません。

○生存保険金の支払事由が発生した場合において、保険契約者に対する貸付けにかかる貸付金があるときは、生存保険金から貸付金及び利息を差し引きます。

○介護保険金付終身保険における介護保険金及び生存保険金の支払額は、通算して基準保険金額の70%に相当する額が限度となります。

３　介護保険金をお支払いできないとき

被保険者が次のいずれかにより特定要介護状態になられた場合には、介護保険金はお支払いしません。

①保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失

②指定された介護保険金受取人の故意又は重大な過失。ただし、その者が介護保険金の一部を受け取るべき場合には、指定された他の介護保険金受取人にその残額を支払います。

③被保険者の犯罪行為

④被保険者の薬物依存

また、被保険者が、戦争その他の変乱が原因で特定要介護状態になられ、介護保険金の支払事由が生じた場合は、該当する被保険者の数によっては介護保険金を削減して支払う場合があります。

4　ご契約の変更

契約日から起算して２年を経過した後は、次のとおりご契約の変更をすることができます。

	変更の種類	ご注意していただく事項
定額型終身保険（変更後の死亡保険金額が100万円以上であることが必要）	保険期間の短縮（普通養老保険への変更）	・　加入年齢によっては変更できません。 ・　保険料払込期間が同一又は短縮となる変更に限ります。
	保険金額の減額	・　保険料のお払込みが免除されている場合は変更できません。 ・　保険料払済契約に変更されている場合は変更できません。 ・　返戻金がある場合、これをお支払いします。
	保険料払込期間の短縮	・　加入年齢によっては変更できません。
	保険料払済契約への変更	－
２倍・５倍型終身保険（変更後の基準保険金額が100万円以上であることが必要）	保険金額の減額	・　保険料のお払込みが免除されている場合は変更できません。 ・　保険料払済契約に変更されている場合は変更できません。 ・　返戻金がある場合、これをお支払いします。
	保険料払込期間の短縮	・　加入年齢によっては変更できません。 ・　返戻金がある場合、これをお支払いします。
	保険料払済契約への変更	－
特別終身保険（変更後の基準保険金額が100万円以上であることが必要）	保険金額の減額	・　保険料のお払込みが免除されている場合は変更できません。 ・　保険料払済契約に変更されている場合は変更できません。 ・　返戻金がある場合、これをお支払いします。
	保険料払込期間の短縮	・　加入年齢によっては変更できません。
	保険料払済契約への変更	－
介護保険金付終身保険（変更後の基準保険金額が200万円以上であることが必要）	保険金額の減額	・　保険料のお払込みが免除されている場合は変更できません。 ・　保険料払済契約に変更されている場合は変更できません。 ・　返戻金がある場合、これをお支払いします。
	保険料払込期間の短縮	・　加入年齢によっては変更できません。
	保険料払済契約への変更	－

また、保険金額の増額変更及び保険料払込期間の延長変更については、43～45ページをご覧ください。

普通定期保険

1　保険金を減額してお支払いするとき

被保険者が契約日から短期間に、不慮の事故（53 ページ参照）又は会社所定の感染症（54 ページ参照）によらないで死亡されたとき、又は重度障害の状態（52 ページ第２表参照）になられ、保険契約者からご請求があったときは、死亡保険金を次のとおりお支払いします。

○契約日から起算して１年を経過する前のとき …… 保険金額の 50%
○契約日から起算して１年を経過し、１年６か月を経過する前のとき …… 保険金額の 80%
○契約日から起算して１年６か月を経過し、復活日から起算して６か月を経過する前のとき …… 保険金額の 90%

2　ご契約の変更

契約日から起算して２年を経過した後は、保険金額の減額変更をすることができます。この場合、返戻金があるときは、これをお支払いします。ただし、ご契約の保険料のお払込みが免除されている場合はその減額変更はできません。

なお、変更後の保険金額は、200 万円以上であることが必要です。

普通定期保険では、次のお取扱いはしません

○保険金の倍額支払
○保険契約者に対する貸付け
○保険金額の増額変更
○契約者配当金の支払請求によるお支払い

夫婦保険

1　保険金のお支払い

(1) 死亡保険金

保険期間中に、主たる被保険者又は配偶者である被保険者が死亡されたときにお支払いします。

(2) 満期保険金

主たる被保険者及び配偶者である被保険者の双方又は一方の生存中に、保険期間が満了したときにお支払いします。

2　被保険者の資格喪失

次の場合には、配偶者である被保険者は被保険者としての資格を失います。

○主たる被保険者と離婚されたとき、又は婚姻の取消しがあったとき

○主たる被保険者の死亡後に、配偶者である被保険者が再婚をし、又は養子となられたとき

○配偶者である被保険者が故意に主たる被保険者を殺したとき

3　ご契約の変更

契約日から起算して２年を経過した後は、次のとおりご契約の変更をすることができます。ただし、保険料のお払込みが免除されている場合や保険料払済契約に変更されている場合には保険金額の減額変更をすることができません。

なお、変更後の死亡保険金額は、100 万円以上であることが必要です。また、保険金額の増額変更については、43 ページをご覧ください。

○保険期間の短縮変更（主たる被保険者及び配偶者である被保険者の双方が生存されている場合に限ります。）

○保険金額の減額変更（この場合、返戻金があるときは、これをお支払いします。）

○保険料払済契約への変更

ご契約のしおり（その他）

第１　返戻金額例

１　基本契約の返戻金額例

次ページ以降の表の金額は、基本契約の保険金額（特別終身保険、介護保険金付終身保険、学資保険（生存保険金付）及び育英年金付学資保険（生存保険金付）の場合には生存保険金支払前の保険金額、特別養老保険の場合には満期保険金額並びに２倍型終身保険及び５倍型終身保険の場合には保険料払込期間満了後の保険金額）１万円に対するもので、保険金額 50 万円の場合はその約 50 倍、100 万円の場合はその約 100 倍が基本契約の返戻金額となります。

なお、生存保険金付の保険種類（特別終身保険、介護保険金付終身保険、学資保険及び育英年金付学資保険）については、該当の経過年直後に支払われる生存保険金を差し引いた金額を掲載しています。

例示した以外のものの返戻金額については当社コールセンター(0120-552950)へお尋ねください。

(1)　普通養老保険

被保険者が男性の場合で加入年齢が 40 歳の例

経過期間＼契約種類	50 歳満期	51 歳満期	52 歳満期	53 歳満期	54 歳満期	55 歳満期	56 歳満期
	円	円	円	円	円	円	円
１年	796	705	629	565	511	463	422
２年	1,757	1,573	1,420	1,291	1,181	1,085	1,002
３年	2,731	2,454	2,223	2,027	1,860	1,716	1,590
４年	3,721	3,348	3,037	2,774	2,550	2,355	2,186
５年	4,726	4,255	3,863	3,532	3,249	3,004	2,790
１０年	※	9,014	8,194	7,501	6,908	6,396	5,948
１５年						※	9,293
２０年							
２５年							
３０年							

経過期間＼契約種類	57 歳満期	58 歳満期	59 歳満期	60 歳満期	61 歳満期	62 歳満期	63 歳満期
	円	円	円	円	円	円	円
１年	386	353	325	299	276	255	236
２年	928	863	806	754	707	665	626
３年	1,479	1,380	1,293	1,214	1,143	1,079	1,021
４年	2,037	1,905	1,787	1,681	1,586	1,500	1,422
５年	2,602	2,436	2,287	2,154	2,034	1,926	1,827
１０年	5,554	5,205	4,894	4,616	4,364	4,137	3,931
１５年	8,671	8,120	7,629	7,188	6,792	6,433	6,108
２０年				※	9,438	8,930	8,468
２５年							
３０年							

経過期間＼契約種類	64 歳満期	65 歳満期	66 歳満期	67 歳満期	68 歳満期	69 歳満期	70 歳満期
	円	円	円	円	円	円	円
１年	218	203	188	175	163	151	141
２年	591	559	530	503	479	456	435
３年	969	920	876	836	798	764	733
４年	1,351	1,286	1,226	1,172	1,122	1,076	1,033
５年	1,738	1,656	1,581	1,512	1,449	1,391	1,337
１０年	3,744	3,573	3,416	3,272	3,140	3,018	2,906
１５年	5,812	5,541	5,294	5,067	4,858	4,666	4,489
２０年	8,049	7,665	7,315	6,993	6,697	6,425	6,174
２５年		※	9,525	9,089	8,689	8,320	7,980
３０年							※

（注）　※は満期を意味します。

被保険者が女性の場合で加入年齢が 40 歳の例

経過期間＼契約種類	50 歳満期	51 歳満期	52 歳満期	53 歳満期	54 歳満期	55 歳満期	56 歳満期
	円	円	円	円	円	円	円
１年	798	707	631	566	511	464	422
２年	1,760	1,576	1,423	1,293	1,182	1,086	1,002
３年	2,736	2,458	2,226	2,030	1,863	1,718	1,591
４年	3,727	3,353	3,042	2,779	2,553	2,358	2,188
５年	4,732	4,261	3,869	3,538	3,254	3,008	2,793
１０年	※	9,018	8,200	7,509	6,917	6,404	5,956
１５年						※	9,298
２０年							
２５年							
３０年							

（注）　※は満期を意味します。

経過期間＼契約種類	57歳満期	58歳満期	59歳満期	60歳満期	61歳満期	62歳満期	63歳満期
	円	円	円	円	円	円	円
１年	385	353	324	298	274	253	233
２年	929	863	804	752	704	661	622
３年	1,479	1,380	1,292	1,212	1,140	1,075	1,016
４年	2,038	1,904	1,785	1,679	1,582	1,494	1,415
５年	2,604	2,436	2,286	2,151	2,030	1,919	1,819
１０年	5,562	5,211	4,899	4,618	4,364	4,134	3,924
１５年	8,679	8,130	7,640	7,199	6,801	6,441	6,112
２０年				※	9,444	8,939	8,479
２５年							
３０年							

経過期間＼契約種類	64歳満期	65歳満期	66歳満期	67歳満期	68歳満期	69歳満期	70歳満期
	円	円	円	円	円	円	円
１年	216	199	184	170	158	146	135
２年	586	553	523	495	469	445	423
３年	961	912	866	824	785	749	715
４年	1,342	1,275	1,214	1,157	1,104	1,056	1,011
５年	1,727	1,643	1,565	1,494	1,428	1,367	1,310
１０年	3,733	3,557	3,396	3,247	3,109	2,981	2,862
１５年	5,812	5,536	5,283	5,049	4,833	4,633	4,447
２０年	8,059	7,674	7,320	6,993	6,691	6,410	6,150
２５年		※	9,532	9,101	8,702	8,333	7,990
３０年							※

(2)　特別養老保険

被保険者が男性の場合で加入年齢が40歳の例（2倍型の例）

経過期間＼契約種類	2倍型特別養老保険										
	50歳満期	51歳満期	52歳満期	53歳満期	54歳満期	55歳満期	56歳満期	57歳満期	58歳満期	59歳満期	60歳満期
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	750	660	585	522	469	423	383	348	317	290	266
２年	1,722	1,541	1,390	1,264	1,156	1,063	982	912	850	795	747
３年	2,708	2,434	2,206	2,014	1,851	1,711	1,589	1,482	1,388	1,306	1,233
４年	3,707	3,338	3,032	2,775	2,555	2,366	2,202	2,059	1,933	1,822	1,724
５年	4,720	4,255	3,869	3,544	3,267	3,029	2,822	2,642	2,483	2,343	2,219
１０年	※	9,026	8,218	7,538	6,959	6,460	6,027	5,649	5,316	5,023	4,764
１５年						※	9,316	8,719	8,194	7,731	7,321
２０年											※

被保険者が女性の場合で加入年齢が40歳の例（2倍型の例）

経過期間＼契約種類	2倍型特別養老保険										
	50歳満期	51歳満期	52歳満期	53歳満期	54歳満期	55歳満期	56歳満期	57歳満期	58歳満期	59歳満期	60歳満期
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	748	657	581	518	463	416	375	339	307	278	253
２年	1,719	1,536	1,384	1,255	1,145	1,050	967	895	830	773	722
３年	2,703	2,427	2,197	2,002	1,836	1,693	1,568	1,458	1,360	1,274	1,196
４年	3,702	3,330	3,021	2,760	2,537	2,344	2,176	2,028	1,897	1,780	1,676
５年	4,715	4,246	3,856	3,527	3,246	3,003	2,791	2,605	2,440	2,293	2,162
１０年	※	9,023	8,210	7,524	6,937	6,430	5,988	5,600	5,256	4,950	4,676
１５年						※	9,307	8,698	8,158	7,678	7,249
２０年											※

（注）　※は満期を意味します。

被保険者が男性の場合で加入年齢が 40 歳の例（5 倍型の例）

経過期間＼契約種類	5 倍型特別養老保険										
	50 歳満期	51 歳満期	52 歳満期	53 歳満期	54 歳満期	55 歳満期	56 歳満期	57 歳満期	58 歳満期	59 歳満期	60 歳満期
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	610	523	452	393	343	301	265	234	208	186	167
２年	1,620	1,445	1,301	1,182	1,081	996	924	862	809	765	727
３年	2,638	2,374	2,157	1,976	1,824	1,695	1,586	1,492	1,412	1,345	1,288
４年	3,666	3,311	3,018	2,775	2,571	2,398	2,251	2,125	2,018	1,927	1,851
５年	4,703	4,255	3,886	3,580	3,322	3,104	2,918	2,760	2,625	2,510	2,415
１０年	※	9,061	8,290	7,649	7,110	6,653	6,264	5,932	5,649	5,409	5,209
１５年						※	9,386	8,861	8,414	8,036	7,720
２０年											※

被保険者が女性の場合で加入年齢が 40 歳の例（5 倍型の例）

経過期間＼契約種類	5 倍型特別養老保険										
	50 歳満期	51 歳満期	52 歳満期	53 歳満期	54 歳満期	55 歳満期	56 歳満期	57 歳満期	58 歳満期	59 歳満期	60 歳満期
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	597	508	434	371	318	273	233	199	169	142	119
２年	1,596	1,416	1,267	1,141	1,034	942	863	793	732	679	631
３年	2,606	2,334	2,108	1,919	1,757	1,618	1,498	1,393	1,301	1,220	1,148
４年	3,629	3,263	2,959	2,704	2,487	2,300	2,139	1,998	1,874	1,765	1,669
５年	4,662	4,200	3,818	3,497	3,223	2,988	2,784	2,606	2,450	2,313	2,192
１０年	※	9,038	8,241	7,570	7,000	6,509	6,084	5,714	5,389	5,102	4,849
１５年						※	9,334	8,753	8,243	7,794	7,398
２０年											※

被保険者が男性の場合で加入年齢が 40 歳の例（10 倍型の例）

経過期間＼契約種類	10 倍型特別養老保険										
	50 歳満期	51 歳満期	52 歳満期	53 歳満期	54 歳満期	55 歳満期	56 歳満期	57 歳満期	58 歳満期	59 歳満期	60 歳満期
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	383	302	238	186	143	109	81	58	41	29	21
２年	1,458	1,296	1,166	1,061	975	906	849	804	770	745	729
３年	2,535	2,290	2,094	1,934	1,804	1,699	1,614	1,546	1,494	1,456	1,432
４年	3,614	3,285	3,020	2,805	2,631	2,489	2,375	2,283	2,213	2,162	2,130
５年	4,691	4,276	3,942	3,671	3,452	3,273	3,129	3,013	2,925	2,860	2,820
１０年	※	9,130	8,430	7,862	7,401	7,027	6,724	6,483	6,297	6,162	6,077
１５年						※	9,520	9,138	8,844	8,630	8,496
２０年											※

被保険者が女性の場合で加入年齢が 40 歳の例（10 倍型の例）

経過期間＼契約種類	10 倍型特別養老保険										
	50 歳満期	51 歳満期	52 歳満期	53 歳満期	54 歳満期	55 歳満期	56 歳満期	57 歳満期	58 歳満期	59 歳満期	60 歳満期
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	348	261	190	131	81	38	2	0	0	0	0
２年	1,394	1,220	1,076	956	855	769	696	633	580	533	494
３年	2,449	2,185	1,968	1,787	1,634	1,504	1,394	1,299	1,217	1,147	1,087
４年	3,511	3,157	2,865	2,621	2,416	2,242	2,093	1,965	1,855	1,761	1,681
５年	4,579	4,132	3,764	3,457	3,198	2,979	2,791	2,630	2,492	2,373	2,272
１０年	※	9,067	8,298	7,658	7,117	6,659	6,267	5,931	5,643	5,395	5,183
１５年						※	9,385	8,858	8,405	8,016	7,683
２０年											※

（注）　※は満期を意味します。

(3) 学資保険

保険契約者が男性の場合で、保険契約者の加入年齢 25 歳、被保険者の加入年齢 0 歳の例

契約種類 / 経過期間	学資保険							
	15 歳満期		18 歳満期		生存付 18 歳満期		生存付 22 歳満期	
	被保険者男性	被保険者女性	被保険者男性	被保険者女性	被保険者男性	被保険者女性	被保険者男性	被保険者女性
	円	円	円	円	円	円	円	円
1年	461	461	350	350	356	356	342	342
2年	1,082	1,082	858	858	871	871	842	842
3年	1,713	1,713	1,374	1,374	1,394	1,395	1,350	1,350
4年	2,353	2,353	1,897	1,898	1,925	1,925	1,865	1,866
5年	3,003	3,004	2,429	2,430	2,464	2,464	2,388	2,389
7年	4,333	4,334	3,517	3,518	3,566	3,567	3,459	3,460
10年	6,405	6,406	5,211	5,212	5,283	5,283	5,127	5,127

保険契約者が女性の場合で、保険契約者の加入年齢 25 歳、被保険者の加入年齢 0 歳の例

契約種類 / 経過期間	学資保険							
	15 歳満期		18 歳満期		生存付 18 歳満期		生存付 22 歳満期	
	被保険者男性	被保険者女性	被保険者男性	被保険者女性	被保険者男性	被保険者女性	被保険者男性	被保険者女性
	円	円	円	円	円	円	円	円
1年	462	462	351	351	358	358	343	343
2年	1,084	1,084	860	860	873	874	844	844
3年	1,716	1,716	1,377	1,377	1,397	1,398	1,353	1,353
4年	2,357	2,357	1,901	1,902	1,929	1,929	1,869	1,869
5年	3,007	3,008	2,434	2,434	2,468	2,469	2,393	2,394
7年	4,338	4,339	3,522	3,523	3,571	3,572	3,464	3,465
10年	6,409	6,410	5,216	5,217	5,288	5,289	5,132	5,132

(4) 育英年金付学資保険

保険契約者が男性の場合で、保険契約者の加入年齢 25 歳、被保険者の加入年齢 0 歳の例

契約種類 / 経過期間	育英年金付学資保険							
	15 歳満期		18 歳満期		生存付 18 歳満期		生存付 22 歳満期	
	被保険者男性	被保険者女性	被保険者男性	被保険者女性	被保険者男性	被保険者女性	被保険者男性	被保険者女性
		円		円		円		円
1年	461	461	350	350	356	356	342	342
2年	1,082	1,082	858	858	871	871	842	842
3年	1,713	1,713	1,374	1,374	1,394	1,395	1,350	1,350
4年	2,353	2,353	1,897	1,898	1,925	1,925	1,865	1,866
5年	3,003	3,004	2,429	2,430	2,464	2,464	2,388	2,389
7年	4,333	4,334	3,517	3,518	3,566	3,567	3,459	3,460
10年	6,405	6,406	5,211	5,212	5,283	5,283	5,136	5,136

保険契約者が女性の場合で、保険契約者の加入年齢 25 歳、被保険者の加入年齢 0 歳の例

契約種類 / 経過期間	育英年金付学資保険							
	15 歳満期		18 歳満期		生存付 18 歳満期		生存付 22 歳満期	
	被保険者男性	被保険者女性	被保険者男性	被保険者女性	被保険者男性	被保険者女性	被保険者男性	被保険者女性
		円		円		円		円
1 年	462	462	351	351	358	358	343	343
2 年	1,084	1,084	860	860	873	874	844	844
3 年	1,716	1,716	1,377	1,377	1,397	1,398	1,353	1,353
4 年	2,357	2,357	1,901	1,902	1,929	1,929	1,869	1,869
5 年	3,007	3,008	2,434	2,434	2,468	2,469	2,393	2,394
7 年	4,338	4,339	3,522	3,523	3,571	3,572	3,464	3,465
10 年	6,409	6,410	5,216	5,217	5,288	5,289	5,146	5,146

(5) 終身保険

被保険者が男性の場合

契約種類 / 払済年齢 / 経過期間 / 加入年齢	定額型終身保険				特別終身保険		介護保険金付終身保険	
払済年齢	60 歳	65 歳	70 歳	75 歳	60 歳	70 歳	60 歳	70 歳
経過期間 / 加入年齢	50 歳	55 歳	60 歳	65 歳	50 歳	60 歳	50 歳	60 歳
	円	円	円	円	円	円	円	円
1 年	564	601	633	656	680	695	378	385
2 年	1,288	1,363	1,425	1,474	1,523	1,550	913	920
3 年	2,023	2,136	2,228	2,307	2,378	2,418	1,454	1,457
4 年	2,768	2,921	3,043	3,156	3,247	3,300	2,001	1,997
5 年	3,526	3,716	3,872	4,023	4,130	4,198	2,555	2,540
10 年	7,507	7,911	8,312	8,700	6,787	7,024	4,742	4,676
15 年	7,911	8,312	8,700	9,030	5,216	5,420	4,420	4,353
20 年	8,312	8,700	9,030	9,294	3,536	3,696	4,051	4,043
25 年	8,700	9,030	9,294	9,501	1,740	1,859	3,599	3,730
30 年	9,030	9,294	9,501	9,676	1,806	1,900	3,672	3,724
35 年	9,294	9,501	9,676	10,000	1,859	1,935	3,730	3,651
40 年	9,501	9,676	10,000		1,900	2,000	3,724	3,542
45 年	9,676	10,000			1,935		3,651	
50 年	10,000				2,000		3,542	

契約種類 / 払済年齢 / 経過期間 / 加入年齢	2 倍型終身保険					5 倍型終身保険			
払済年齢	60 歳	60 歳	65 歳	65 歳	70 歳	60 歳	60 歳	65 歳	65 歳
経過期間 / 加入年齢	45 歳	50 歳	50 歳	55 歳	60 歳	45 歳	50 歳	50 歳	55 歳
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 年	285	527	323	579	626	198	429	278	530
2 年	784	1,272	859	1,375	1,463	783	1,247	942	1,444
3 年	1,287	2,024	1,399	2,177	2,300	1,365	2,063	1,601	2,347
4 年	1,793	2,783	1,942	2,983	3,140	1,943	2,876	2,253	3,236
5 年	2,303	3,551	2,489	3,794	3,984	2,516	3,684	2,897	4,102
10 年	4,914	7,507	5,257	7,911	8,312	5,297	7,590	5,919	7,990
15 年	7,507	7,911	7,911	8,312	8,700	7,590	7,990	7,990	8,385
20 年	7,911	8,312	8,312	8,700	9,030	7,990	8,385	8,385	8,767
25 年	8,312	8,700	8,700	9,030	9,294	8,385	8,767	8,767	9,088
30 年	8,700	9,030	9,030	9,294	9,501	8,767	9,088	9,088	9,341
35 年	9,030	9,294	9,294	9,501	9,676	9,088	9,341	9,341	9,538
40 年	9,294	9,501	9,501	9,676	10,000	9,341	9,538	9,538	9,698
45 年	9,501	9,676	9,676	10,000		9,538	9,698	9,698	10,000
50 年	9,676	10,000	10,000			9,698	10,000	10,000	
55 年	10,000					10,000			

被保険者が女性の場合

契約種類	定額型終身保険				特別終身保険		介護保険金付終身保険	
払済年齢	60歳	65歳	70歳	75歳	60歳	70歳	60歳	70歳
経過期間 / 加入年齢	50歳	55歳	60歳	65歳	50歳	60歳	50歳	60歳
	円	円	円	円	円	円	円	円
1年	519	559	600	641	670	689	412	431
2年	1,197	1,278	1,360	1,443	1,503	1,540	982	1,018
3年	1,886	2,008	2,131	2,258	2,349	2,403	1,560	1,610
4年	2,585	2,749	2,915	3,086	3,208	3,281	2,147	2,208
5年	3,295	3,501	3,710	3,926	4,080	4,173	2,742	2,813
10年	7,015	7,449	7,900	8,353	6,658	6,879	5,150	5,265
15年	7,449	7,900	8,353	8,767	5,108	5,318	4,821	4,881
20年	7,900	8,353	8,767	9,116	3,449	3,634	4,430	4,461
25年	8,353	8,767	9,116	9,395	1,671	1,823	3,942	4,024
30年	8,767	9,116	9,395	9,631	1,753	1,879	3,999	3,968
35年	9,116	9,395	9,631	10,000	1,823	1,926	4,024	3,825
40年	9,395	9,631	10,000		1,879	2,000	3,968	3,698
45年	9,631	10,000			1,926		3,825	
50年	10,000				2,000		3,698	

契約種類	2倍型終身保険					5倍型終身保険			
払済年齢	60歳	60歳	65歳	65歳	70歳	60歳	60歳	65歳	65歳
経過期間 / 加入年齢	45歳	50歳	50歳	55歳	60歳	45歳	50歳	50歳	55歳
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1年	240	471	269	515	562	109	335	149	393
2年	696	1,161	754	1,248	1,342	610	1,066	691	1,180
3年	1,156	1,859	1,244	1,991	2,131	1,112	1,803	1,236	1,970
4年	1,621	2,567	1,741	2,743	2,927	1,617	2,545	1,782	2,764
5年	2,092	3,285	2,242	3,504	3,733	2,124	3,293	2,330	3,559
10年	4,533	7,015	4,833	7,449	7,900	4,696	7,090	5,071	7,521
15年	7,015	7,449	7,449	7,900	8,353	7,090	7,521	7,521	7,970
20年	7,449	7,900	7,900	8,353	8,767	7,521	7,970	7,970	8,418
25年	7,900	8,353	8,353	8,767	9,116	7,970	8,418	8,418	8,826
30年	8,353	8,767	8,767	9,116	9,395	8,418	8,826	8,826	9,166
35年	8,767	9,116	9,116	9,395	9,631	8,826	9,166	9,166	9,432
40年	9,116	9,395	9,395	9,631	10,000	9,166	9,432	9,432	9,652
45年	9,395	9,631	9,631	10,000		9,432	9,652	9,652	10,000
50年	9,631	10,000	10,000			9,652	10,000	10,000	
55年	10,000					10,000			

(6) 普通定期保険

被保険者が男性の場合

契約種類	普通定期保険	
加入年齢	30歳	40歳
経過期間		
	円	円
1年	0	0
2年	0	0
3年	0	0
4年	0	0
5年	0	4
8年	0	11

被保険者が女性の場合

契約種類	普通定期保険	
加入年齢	30歳	40歳
経過期間		
	円	円
1年	0	0
2年	0	0
3年	0	0
4年	0	0
5年	0	0
8年	0	0

(7) 夫婦保険

主たる被保険者が男性の場合（配偶者である被保険者が３歳年下）

契約種類 / 加入年齢 / 経過期間	10年満期夫婦保険		15年満期夫婦保険		20年満期夫婦保険	
	30歳	40歳	30歳	40歳	30歳	40歳
	円	円	円	円	円	円
１年	797	796	463	463	297	299
２年	1,758	1,757	1,084	1,085	750	760
３年	2,735	2,731	1,716	1,725	1,210	1,252
４年	3,726	3,721	2,357	2,383	1,679	1,749
５年	4,732	4,731	3,007	3,050	2,168	2,250
８年	7,844	7,852	5,039	5,092	3,672	3,779
１０年	※	※	6,440	6,487	4,703	4,816
１１年			7,133	7,174	5,207	5,318
１２年			7,836	7,869	5,716	5,825
１４年			9,269	9,281	6,753	6,850
１５年			※	※	7,281	7,367
１７年					8,352	8,414
２０年					※	※

（注） ※は満期を意味します。

主たる被保険者が女性の場合（配偶者である被保険者が３歳年上）

契約種類 / 加入年齢 / 経過期間	10年満期夫婦保険		15年満期夫婦保険		20年満期夫婦保険	
	30歳	40歳	30歳	40歳	30歳	40歳
	円	円	円	円	円	円
１年	798	798	464	464	297	298
２年	1,761	1,760	1,087	1,086	751	777
３年	2,738	2,736	1,719	1,741	1,213	1,276
４年	3,729	3,732	2,360	2,404	1,698	1,780
５年	4,736	4,746	3,019	3,073	2,190	2,287
８年	7,846	7,862	5,056	5,119	3,700	3,830
１０年	※	※	6,457	6,513	4,734	4,877
１１年			7,149	7,199	5,240	5,384
１２年			7,850	7,891	5,750	5,895
１４年			9,276	9,292	6,786	6,924
１５年			※	※	7,311	7,441
１７年					8,373	8,474
２０年					※	※

（注） ※は満期を意味します。

2　特約の返戻金額例

次ページ以降の表の金額は、特約保険金額1万円に対するもので、特約保険金額50万円の場合はその約50倍、100万円の場合はその約100倍が特約の返戻金額となります。

なお、お支払いした又はお支払いすべき特約保険金と特約返戻金の合計額が、特約保険金額を上回る場合には、その特約保険金額からお支払いした又はお支払いすべき特約保険金額を差し引いた金額を限度としてお支払いします。

例示した以外のものの返戻金額については当社コールセンター(0120-552950)へお尋ねください。

(1)　普通養老保険に付加された特約

被保険者が男性の場合で加入年齢が 40 歳（70 歳満期）の例

特約種類 / 支払事由 / 経過期間	災害特約		傷害入院特約		疾病入院特約		疾病傷害入院特約	
	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約
	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	2	0	7	3	54	36	60	40
２年	3	0	11	7	98	82	109	91
３年	5	2	12	9	131	117	143	127
４年	6	3	13	10	163	151	177	163
５年	8	6	15	13	194	184	209	198
１０年	16	16	21	21	332	332	353	353
１５年	21	21	24	24	410	410	434	434
２０年	22	22	22	22	405	405	427	427
２５年	16	16	14	14	279	279	292	292
３０年	0	0	0	0	0	0	0	0

被保険者が女性の場合で加入年齢が 40 歳（70 歳満期）の例

特約種類 / 支払事由 / 経過期間	災害特約		傷害入院特約		疾病入院特約		疾病傷害入院特約	
	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約
	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	1	0	4	0	37	19	42	22
２年	1	0	8	4	65	49	73	55
３年	2	0	10	7	83	69	93	77
４年	2	0	12	9	100	88	112	98
５年	3	1	14	12	117	107	131	120
１０年	6	6	25	25	191	191	216	216
１５年	8	8	32	32	234	234	267	267
２０年	10	10	33	33	235	235	268	268
２５年	8	8	24	24	168	168	192	192
３０年	0	0	0	0	0	0	0	0

(2)　特別養老保険に付加された特約

被保険者が男性の場合で加入年齢が 40 歳（60 歳満期）の例

特約種類 / 支払事由 / 経過期間	災害特約		傷害入院特約		疾病入院特約		疾病傷害入院特約	
	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約
	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	1	0	6	3	36	24	42	28
２年	1	0	9	7	62	51	71	59
３年	2	0	9	7	78	69	87	76
４年	3	1	10	8	91	83	101	92
５年	3	1	10	8	104	97	114	106
１０年	6	6	11	11	145	145	156	156
１５年	5	5	9	9	118	118	126	126
２０年	0	0	0	0	0	0	0	0

被保険者が女性の場合で加入年齢が 40 歳（60 歳満期）の例

特約種類 / 支払事由 / 経過期間	災害特約		傷害入院特約		疾病入院特約		疾病傷害入院特約	
	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約
	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	0	0	3	0	27	15	30	16
２年	0	0	5	3	45	34	50	38
３年	0	0	5	3	52	43	57	46
４年	0	0	6	4	59	51	65	56
５年	1	0	6	4	65	58	71	63
１０年	1	1	9	9	83	83	92	92
１５年	1	1	8	8	65	65	73	73
２０年	0	0	0	0	0	0	0	0

(3)　18歳満期学資保険又は育英年金付18歳満期学資保険に付加された特約

被保険者が男性の場合で加入年齢0歳の場合の例

特約種類 / 支払事由 / 経過期間	災害特約		傷害入院特約		疾病入院特約		疾病傷害入院特約	
	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約
	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	2	0	5	3	5	0	10	0
２年	3	1	8	6	7	0	15	4
３年	5	3	7	5	7	0	14	5
４年	5	3	7	5	7	0	13	5
５年	6	5	6	5	6	0	13	6
１０年	4	4	4	4	5	5	9	9
１５年	2	2	2	2	3	3	5	5
１８年	0	0	0	0	0	0	0	0

被保険者が女性の場合で加入年齢0歳の場合の例

特約種類 / 支払事由 / 経過期間	災害特約		傷害入院特約		疾病入院特約		疾病傷害入院特約	
	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約
	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	1	0	2	0	4	0	6	0
２年	2	0	3	1	6	0	10	0
３年	3	1	3	1	7	0	10	1
４年	3	1	3	1	7	0	10	2
５年	3	2	3	2	7	1	10	3
１０年	2	2	2	2	9	9	11	11
１５年	1	1	1	1	6	6	7	7
１８年	0	0	0	0	0	0	0	0

(4)　22歳満期学資保険又は育英年金付22歳満期学資保険に付加された特約

被保険者が男性の場合で加入年齢0歳の場合の例

特約種類 / 支払事由 / 経過期間	災害特約		傷害入院特約		疾病入院特約		疾病傷害入院特約	
	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約
	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	3	0	7	4	8	0	15	0
２年	5	2	12	9	13	1	24	11
３年	8	6	13	11	16	6	29	17
４年	9	7	15	13	19	10	33	23
５年	11	9	16	14	22	15	38	30
１０年	15	15	24	24	38	38	61	61
１５年	18	18	33	33	54	54	86	86
２０年	10	10	20	20	33	33	52	52
２２年	0	0	0	0	0	0	0	0

被保険者が女性の場合で加入年齢0歳の場合の例

特約種類 / 支払事由 / 経過期間	災害特約		傷害入院特約		疾病入院特約		疾病傷害入院特約	
	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約
	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	1	0	3	0	7	0	11	0
２年	3	0	5	2	13	1	18	5
３年	4	2	6	4	17	7	22	10
４年	5	3	7	5	20	11	27	17
５年	6	4	8	6	24	17	31	23
１０年	9	9	12	12	44	44	55	55
１５年	11	11	16	16	61	61	76	76
２０年	6	6	10	10	36	36	45	45
２２年	0	0	0	0	0	0	0	0

(5)　終身保険に付加された特約

被保険者が男性の場合

加入年齢	４５歳									
払済年齢	６０歳									
特約種類	災害特約		介護特約		傷害入院特約		疾病入院特約		疾病傷害入院特約	
支払事由 / 経過期間	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	48	44	417	401	45	41	377	359	421	401
２年	98	94	841	827	87	83	747	731	832	814
３年	148	145	1,271	1,258	128	125	1,108	1,094	1,233	1,217
４年	198	195	1,706	1,695	169	166	1,473	1,461	1,638	1,624
５年	249	247	2,149	2,140	210	208	1,841	1,831	2,046	2,035
１０年	514	514	4,455	4,455	423	423	3,716	3,716	4,129	4,129
１５年	796	796	6,929	6,929	647	647	5,647	5,647	6,279	6,279
２０年	817	817	7,355	7,355	631	631	5,569	5,569	6,186	6,186
２５年	831	831	7,765	7,765	608	608	5,342	5,342	5,938	5,938
３０年	830	830	8,138	8,138	572	572	4,935	4,935	5,496	5,496
３５年	794	794	8,448	8,448	514	514	4,295	4,295	4,800	4,800
４０年	702	702	8,673	8,673	423	423	3,443	3,443	3,860	3,860
４５年	531	531	8,734	8,734	309	309	2,447	2,447	2,751	2,751
５０年	298	298	8,523	8,523	168	168	1,303	1,303	1,469	1,469
５５年	0	0	7,324	7,324	0	0	0	0	0	0

加入年齢	５０歳									
払済年齢	６０歳									
特約種類	災害特約		介護特約		傷害入院特約		疾病入院特約		疾病傷害入院特約	
支払事由 / 経過期間	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	75	71	649	633	67	63	568	550	633	613
２年	151	147	1,307	1,293	131	127	1,127	1,111	1,255	1,237
３年	228	225	1,974	1,961	193	190	1,674	1,660	1,863	1,847
４年	306	303	2,652	2,641	256	253	2,227	2,215	2,477	2,463
５年	385	383	3,339	3,330	319	317	2,784	2,774	3,096	3,085
１０年	796	796	6,929	6,929	647	647	5,647	5,647	6,279	6,279
１５年	817	817	7,355	7,355	631	631	5,569	5,569	6,186	6,186
２０年	831	831	7,765	7,765	608	608	5,342	5,342	5,938	5,938
２５年	830	830	8,138	8,138	572	572	4,935	4,935	5,496	5,496
３０年	794	794	8,448	8,448	514	514	4,295	4,295	4,800	4,800
３５年	702	702	8,673	8,673	423	423	3,443	3,443	3,860	3,860
４０年	531	531	8,734	8,734	309	309	2,447	2,447	2,751	2,751
４５年	298	298	8,523	8,523	168	168	1,303	1,303	1,469	1,469
５０年	0	0	7,324	7,324	0	0	0	0	0	0

加入年齢	５０歳									
払済年齢	６５歳									
特約種類	災害特約		介護特約		傷害入院特約		疾病入院特約		疾病傷害入院特約	
支払事由 / 経過期間	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	50	46	446	430	45	41	386	368	429	409
２年	101	97	898	884	87	83	760	744	845	827
３年	152	149	1,357	1,344	126	123	1,120	1,106	1,243	1,227
４年	204	201	1,821	1,810	166	163	1,482	1,470	1,644	1,630
５年	257	255	2,292	2,283	206	204	1,846	1,836	2,048	2,037
１０年	529	529	4,737	4,737	413	413	3,696	3,696	4,101	4,101
１５年	817	817	7,355	7,355	631	631	5,569	5,569	6,186	6,186
２０年	831	831	7,765	7,765	608	608	5,342	5,342	5,938	5,938
２５年	830	830	8,138	8,138	572	572	4,935	4,935	5,496	5,496
３０年	794	794	8,448	8,448	514	514	4,295	4,295	4,800	4,800
３５年	702	702	8,673	8,673	423	423	3,443	3,443	3,860	3,860
４０年	531	531	8,734	8,734	309	309	2,447	2,447	2,751	2,751
４５年	298	298	8,523	8,523	168	168	1,303	1,303	1,469	1,469
５０年	0	0	7,324	7,324	0	0	0	0	0	0

被保険者が男性の場合

加入年齢	５５歳									
払済年齢	６５歳									
特約種類	災害特約		介護特約		傷害入院特約		疾病入院特約		疾病傷害入院特約	
支払事由 / 経過期間	死亡	解約	死亡	解約	死亡	解約	死亡	解約	死亡	解約
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	77	73	690	674	66	62	573	555	637	617
２年	155	151	1,389	1,375	128	124	1,132	1,116	1,258	1,240
３年	235	232	2,098	2,085	189	186	1,674	1,660	1,859	1,843
４年	315	312	2,817	2,806	250	247	2,221	2,209	2,465	2,451
５年	396	394	3,545	3,536	311	309	2,771	2,761	3,076	3,065
１０年	817	817	7,355	7,355	631	631	5,569	5,569	6,186	6,186
１５年	831	831	7,765	7,765	608	608	5,342	5,342	5,938	5,938
２０年	830	830	8,138	8,138	572	572	4,935	4,935	5,496	5,496
２５年	794	794	8,448	8,448	514	514	4,295	4,295	4,800	4,800
３０年	702	702	8,673	8,673	423	423	3,443	3,443	3,860	3,860
３５年	531	531	8,734	8,734	309	309	2,447	2,447	2,751	2,751
４０年	298	298	8,523	8,523	168	168	1,303	1,303	1,469	1,469
４５年	0	0	7,324	7,324	0	0	0	0	0	0

加入年齢	６０歳									
払済年齢	７０歳									
特約種類	災害特約		介護特約		傷害入院特約		疾病入院特約		疾病傷害入院特約	
支払事由 / 経過期間	死亡	解約	死亡	解約	死亡	解約	死亡	解約	死亡	解約
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	79	75	728	712	64	60	568	550	631	611
２年	159	155	1,466	1,452	125	121	1,114	1,098	1,237	1,219
３年	239	236	2,213	2,200	183	180	1,635	1,621	1,814	1,798
４年	321	318	2,970	2,959	241	238	2,157	2,145	2,394	2,380
５年	404	402	3,737	3,728	301	299	2,682	2,672	2,977	2,966
１０年	831	831	7,765	7,765	608	608	5,342	5,342	5,938	5,938
１５年	830	830	8,138	8,138	572	572	4,935	4,935	5,496	5,496
２０年	794	794	8,448	8,448	514	514	4,295	4,295	4,800	4,800
２５年	702	702	8,673	8,673	423	423	3,443	3,443	3,860	3,860
３０年	531	531	8,734	8,734	309	309	2,447	2,447	2,751	2,751
３５年	298	298	8,523	8,523	168	168	1,303	1,303	1,469	1,469
４０年	0	0	7,324	7,324	0	0	0	0	0	0

加入年齢	６５歳									
払済年齢	７５歳									
特約種類	災害特約		介護特約		傷害入院特約		疾病入院特約		疾病傷害入院特約	
支払事由 / 経過期間	死亡	解約	死亡	解約	死亡	解約	死亡	解約	死亡	解約
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	80	76	762	746	62	58	547	529	608	588
２年	160	156	1,533	1,519	120	116	1,064	1,048	1,182	1,164
３年	242	239	2,313	2,300	175	172	1,544	1,530	1,716	1,700
４年	324	321	3,103	3,092	230	227	2,026	2,014	2,253	2,239
５年	407	405	3,904	3,895	286	284	2,510	2,500	2,791	2,780
１０年	830	830	8,138	8,138	572	572	4,935	4,935	5,496	5,496
１５年	794	794	8,448	8,448	514	514	4,295	4,295	4,800	4,800
２０年	702	702	8,673	8,673	423	423	3,443	3,443	3,860	3,860
２５年	531	531	8,734	8,734	309	309	2,447	2,447	2,751	2,751
３０年	298	298	8,523	8,523	168	168	1,303	1,303	1,469	1,469
３５年	0	0	7,324	7,324	0	0	0	0	0	0

被保険者が女性の場合

加入年齢	４５歳									
払済年齢	６０歳									
特約種類	災害特約		介護特約		傷害入院特約		疾病入院特約		疾病傷害入院特約	
支払事由 / 経過期間	死亡	解約	死亡	解約	死亡	解約	死亡	解約	死亡	解約
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	27	23	407	391	57	53	320	302	377	357
２年	55	51	821	807	115	111	634	618	746	728
３年	83	80	1,240	1,227	171	168	940	926	1,109	1,093
４年	112	109	1,666	1,655	229	226	1,250	1,238	1,475	1,461
５年	141	139	2,098	2,089	287	285	1,564	1,554	1,846	1,835
１０年	292	292	4,355	4,355	588	588	3,177	3,177	3,756	3,756
１５年	454	454	6,779	6,779	905	905	4,869	4,869	5,759	5,759
２０年	467	467	7,215	7,215	929	929	4,888	4,888	5,803	5,803
２５年	477	477	7,637	7,637	939	939	4,813	4,813	5,740	5,740
３０年	476	476	8,016	8,016	917	917	4,561	4,561	5,467	5,467
３５年	453	453	8,334	8,334	838	838	4,035	4,035	4,864	4,864
４０年	400	400	8,587	8,587	692	692	3,222	3,222	3,907	3,907
４５年	306	306	8,702	8,702	504	504	2,275	2,275	2,774	2,774
５０年	174	174	8,569	8,569	274	274	1,204	1,204	1,476	1,476
５５年	0	0	7,446	7,446	0	0	0	0	0	0

加入年齢	５０歳									
払済年齢	６０歳									
特約種類	災害特約		介護特約		傷害入院特約		疾病入院特約		疾病傷害入院特約	
支払事由 / 経過期間	死亡	解約	死亡	解約	死亡	解約	死亡	解約	死亡	解約
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	43	39	634	618	88	84	484	466	570	550
２年	86	82	1,278	1,264	176	172	961	945	1,134	1,116
３年	130	127	1,931	1,918	263	260	1,430	1,416	1,689	1,673
４年	174	171	2,594	2,583	352	349	1,905	1,893	2,251	2,237
５年	219	217	3,266	3,257	441	439	2,385	2,375	2,820	2,809
１０年	454	454	6,779	6,779	905	905	4,869	4,869	5,759	5,759
１５年	467	467	7,215	7,215	929	929	4,888	4,888	5,803	5,803
２０年	477	477	7,637	7,637	939	939	4,813	4,813	5,740	5,740
２５年	476	476	8,016	8,016	917	917	4,561	4,561	5,467	5,467
３０年	453	453	8,334	8,334	838	838	4,035	4,035	4,864	4,864
３５年	400	400	8,587	8,587	692	692	3,222	3,222	3,907	3,907
４０年	306	306	8,702	8,702	504	504	2,275	2,275	2,774	2,774
４５年	174	174	8,569	8,569	274	274	1,204	1,204	1,476	1,476
５０年	0	0	7,446	7,446	0	0	0	0	0	0

加入年齢	５０歳									
払済年齢	６５歳									
特約種類	災害特約		介護特約		傷害入院特約		疾病入院特約		疾病傷害入院特約	
支払事由 / 経過期間	死亡	解約	死亡	解約	死亡	解約	死亡	解約	死亡	解約
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	28	24	437	421	60	56	328	310	388	368
２年	57	53	879	865	120	116	648	632	766	748
３年	87	84	1,328	1,315	178	175	958	944	1,133	1,117
４年	116	113	1,784	1,773	238	235	1,270	1,258	1,504	1,490
５年	146	144	2,245	2,236	297	295	1,586	1,576	1,879	1,868
１０年	302	302	4,647	4,647	606	606	3,208	3,208	3,805	3,805
１５年	467	467	7,215	7,215	929	929	4,888	4,888	5,803	5,803
２０年	477	477	7,637	7,637	939	939	4,813	4,813	5,740	5,740
２５年	476	476	8,016	8,016	917	917	4,561	4,561	5,467	5,467
３０年	453	453	8,334	8,334	838	838	4,035	4,035	4,864	4,864
３５年	400	400	8,587	8,587	692	692	3,222	3,222	3,907	3,907
４０年	306	306	8,702	8,702	504	504	2,275	2,275	2,774	2,774
４５年	174	174	8,569	8,569	274	274	1,204	1,204	1,476	1,476
５０年	0	0	7,446	7,446	0	0	0	0	0	0

被保険者が女性の場合

加入年齢	５５歳									
払済年齢	６５歳									
特約種類	災害特約		介護特約		傷害入院特約		疾病入院特約		疾病傷害入院特約	
支払事由 / 経過期間	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	44	40	677	661	91	87	492	474	582	562
２年	89	85	1,364	1,350	182	178	975	959	1,155	1,137
３年	134	131	2,060	2,047	272	269	1,448	1,434	1,716	1,700
４年	180	177	2,766	2,755	362	359	1,926	1,914	2,284	2,270
５年	226	224	3,481	3,472	454	452	2,409	2,399	2,857	2,846
１０年	467	467	7,215	7,215	929	929	4,888	4,888	5,803	5,803
１５年	477	477	7,637	7,637	939	939	4,813	4,813	5,740	5,740
２０年	476	476	8,016	8,016	917	917	4,561	4,561	5,467	5,467
２５年	453	453	8,334	8,334	838	838	4,035	4,035	4,864	4,864
３０年	400	400	8,587	8,587	692	692	3,222	3,222	3,907	3,907
３５年	306	306	8,702	8,702	504	504	2,275	2,275	2,774	2,774
４０年	174	174	8,569	8,569	274	274	1,204	1,204	1,476	1,476
４５年	0	0	7,446	7,446	0	0	0	0	0	0

加入年齢	６０歳									
払済年齢	７０歳									
特約種類	災害特約		介護特約		傷害入院特約		疾病入院特約		疾病傷害入院特約	
支払事由 / 経過期間	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	45	41	720	704	94	90	496	478	589	569
２年	91	87	1,448	1,434	187	183	978	962	1,163	1,145
３年	137	134	2,185	2,172	278	275	1,446	1,432	1,720	1,704
４年	184	181	2,931	2,920	370	367	1,917	1,905	2,282	2,268
５年	232	230	3,687	3,678	463	461	2,392	2,382	2,849	2,838
１０年	477	477	7,637	7,637	939	939	4,813	4,813	5,740	5,740
１５年	476	476	8,016	8,016	917	917	4,561	4,561	5,467	5,467
２０年	453	453	8,334	8,334	838	838	4,035	4,035	4,864	4,864
２５年	400	400	8,587	8,587	692	692	3,222	3,222	3,907	3,907
３０年	306	306	8,702	8,702	504	504	2,275	2,275	2,774	2,774
３５年	174	174	8,569	8,569	274	274	1,204	1,204	1,476	1,476
４０年	0	0	7,446	7,446	0	0	0	0	0	0

加入年齢	６５歳									
払済年齢	７５歳									
特約種類	災害特約		介護特約		傷害入院特約		疾病入院特約		疾病傷害入院特約	
支払事由 / 経過期間	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	46	42	757	741	95	91	491	473	585	565
２年	92	88	1,521	1,507	189	185	963	947	1,150	1,132
３年	139	136	2,293	2,280	280	277	1,412	1,398	1,689	1,673
４年	186	183	3,073	3,062	371	368	1,863	1,851	2,230	2,216
５年	234	232	3,863	3,854	462	460	2,315	2,305	2,772	2,761
１０年	476	476	8,016	8,016	917	917	4,561	4,561	5,467	5,467
１５年	453	453	8,334	8,334	838	838	4,035	4,035	4,864	4,864
２０年	400	400	8,587	8,587	692	692	3,222	3,222	3,907	3,907
２５年	306	306	8,702	8,702	504	504	2,275	2,275	2,774	2,774
３０年	174	174	8,569	8,569	274	274	1,204	1,204	1,476	1,476
３５年	0	0	7,446	7,446	0	0	0	0	0	0

(6)　普通定期保険に付加された特約

被保険者が男性の場合で加入年齢 30 歳の例

特約種類 / 支払事由 / 経過期間	災害特約		傷害入院特約		疾病入院特約		疾病傷害入院特約	
	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約
	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	0	0	5	4	14	8	19	12
２年	0	0	7	6	22	17	29	23
３年	0	0	6	5	22	17	29	24
４年	0	0	5	4	22	18	27	22
５年	0	0	4	3	21	18	25	21
１０年	0	0	0	0	0	0	0	0

被保険者が女性の場合で加入年齢 30 歳の例

特約種類 / 支払事由 / 経過期間	災害特約		傷害入院特約		疾病入院特約		疾病傷害入院特約	
	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約
	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	0	0	2	1	15	9	17	10
２年	0	0	3	2	23	18	26	20
３年	0	0	3	2	23	18	25	20
４年	0	0	2	1	22	18	24	19
５年	0	0	2	1	20	17	22	18
１０年	0	0	0	0	0	0	0	0

(7)　10 年満期夫婦保険に付加された特約

主たる被保険者が男性で加入年齢 40 歳の（配偶者である被保険者が 3 歳年下）の例

特約種類 / 支払事由 / 経過期間	災害特約		傷害入院特約		疾病入院特約		疾病傷害入院特約	
	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約
	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	0	0	7	5	41	29	47	33
２年	0	0	10	8	62	52	72	60
３年	0	0	9	7	62	52	72	62
４年	0	0	7	5	61	53	69	59
５年	0	0	7	5	57	51	64	56
１０年	0	0	0	0	0	0	0	0

主たる被保険者が女性で加入年齢 40 歳（配偶者である被保険者が 3 歳年上）の例

特約種類 / 支払事由 / 経過期間	災害特約		傷害入院特約		疾病入院特約		疾病傷害入院特約	
	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約
	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	0	0	7	5	45	33	53	39
２年	0	0	10	8	70	60	80	68
３年	1	0	10	8	72	62	81	71
４年	1	0	8	6	71	63	80	70
５年	1	0	7	5	68	62	75	67
１０年	0	0	0	0	0	0	0	0

(8)　15年満期夫婦保険に付加された特約

主たる被保険者が男性の場合で加入年齢40歳（配偶者である被保険者が3歳年下）の例

特約種類 / 支払事由 / 経過期間	災害特約		傷害入院特約		疾病入院特約		疾病傷害入院特約	
	死　亡	解　約	死　亡	解　約	死　亡	解　約	死　亡	解　約
	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	0	0	7	3	50	32	57	37
２年	1	0	11	7	81	65	93	75
３年	1	0	11	7	92	78	103	87
４年	1	0	11	9	100	88	110	96
５年	2	1	10	8	106	96	116	104
１０年	3	3	7	7	100	100	108	108
１５年	0	0	0	0	0	0	0	0

主たる被保険者が女性の場合で加入年齢40歳（配偶者である被保険者が3歳年上）の例

特約種類 / 支払事由 / 経過期間	災害特約		傷害入院特約		疾病入院特約		疾病傷害入院特約	
	死　亡	解　約	死　亡	解　約	死　亡	解　約	死　亡	解　約
	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	1	0	9	5	57	39	66	46
２年	1	0	13	9	94	78	107	89
３年	2	0	13	9	107	93	120	104
４年	2	1	13	11	119	107	132	118
５年	3	2	13	11	129	119	140	128
１０年	3	3	11	11	125	125	136	136
１５年	0	0	0	0	0	0	0	0

(9)　20年満期夫婦保険に付加された特約

主たる被保険者が男性の場合で加入年齢40歳（配偶者である被保険者が3歳年下）の例

特約種類 / 支払事由 / 経過期間	災害特約		傷害入院特約		疾病入院特約		疾病傷害入院特約	
	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約
	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	1	0	9	3	61	37	69	41
２年	1	0	13	9	102	80	115	91
３年	2	0	13	9	124	106	138	116
４年	3	1	14	10	143	127	157	139
５年	3	1	15	11	160	146	175	159
１０年	6	6	17	17	213	213	229	229
１５年	6	6	15	15	172	172	186	186
２０年	0	0	0	0	0	0	0	0

主たる被保険者が女性の場合で加入年齢40歳（配偶者である被保険者が3歳年上）の例

特約種類 / 支払事由 / 経過期間	災害特約		傷害入院特約		疾病入院特約		疾病傷害入院特約	
	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約	死　亡	解約
	円	円	円	円	円	円	円	円
１年	1	0	9	3	70	46	79	51
２年	2	0	15	11	119	97	134	110
３年	3	1	16	12	145	127	161	139
４年	4	2	17	13	170	154	187	169
５年	6	3	18	14	192	178	210	194
１０年	9	9	22	22	257	257	279	279
１５年	8	8	17	17	204	204	221	221
２０年	0	0	0	0	0	0	0	0

第２　税金

※　詳しくは、税務署にご確認ください。

１　お払込みになった保険料関係

(1) お払込みになった保険料は、一般の生命保険料として次のとおり生命保険料控除の対象となり、年間の所得金額から控除されます。

※　保険金受取人を保険契約者（保険料負担者）、その配偶者又はその他の親族とする保険契約の保険料に限ります。

○所得税

「１年間に払い込まれた保険料総額」－「その年に分配された配当金額」（注）	生命保険料控除額
25,000円以下	年間払込保険料総額
25,001円から　50,000円まで	（年間払込保険料総額）×1／2＋12,500円
50,001円から　100,000円まで	（年間払込保険料総額）×1／4＋25,000円
100,001円以上	一律に50,000円

○地方税

「１年間に払い込まれた保険料総額」－「その年に分配された配当金額」（注）	生命保険料控除額
15,000円以下	年間払込保険料総額
15,001円から　40,000円まで	（年間払込保険料総額）×1／2＋7,500円
40,001円から　70,000円まで	（年間払込保険料総額）×1／4＋17,500円
70,001円以上	一律に35,000円

（注）普通定期保険及び特約については、１年間に払い込まれた保険料総額

(2) 生命保険料控除を受けるためには、申告が必要です。「保険料払込証明書」を発行いたしますので次によりご申告ください。

ア　給与所得者の方

「給与所得者の保険料控除申告書」に保険料払込証明書を添付して勤務先に提出しますと、年末調整によって所得控除されます。

（注）保険料を団体払込みとするご契約で、１年間にお払込みいただいた保険料総額等を勤務先で確認できる場合は、払込証明書は発行しません。ただし、給与の年収額や給与以外の所得が一定の額を超える場合等には、確定申告が必要です。

イ　給与所得者以外の方

当該年の翌年２月16日から３月15日までに所轄の税務署に「確定申告書」に保険料払込証明書を添付してご提出いただきますと、所得控除されます。

2　お受け取りになった保険金に対する課税関係

(1) お受け取りになった保険金（契約者配当金が同時に支払われる場合は、当該配当金も含みます。）については、保険契約者が保険料負担者の場合、次の取扱いとなります。

○　死亡保険金の場合

契約内容	契約内容の例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と被保険者が同一人で、受取人が相続人	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
契約者と受取人が同一人で、被保険者が別人	夫	妻	夫	所得税（一時所得） 住民税
	夫	子	夫	
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

○　満期保険金の場合

契約内容	契約内容の例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と受取人が同一人	夫	夫	夫	所得税（一時所得） 住民税
	夫	妻	夫	
契約者と受取人が別人	夫	夫	妻	贈与税
	夫	妻	妻	
	夫	妻	子	

※　生存保険金については、満期保険金の場合と同様になります。

(2) ご契約者と被保険者が同一人で、指定された死亡保険金受取人が、そのご契約者の法定相続人（相続を放棄した方を除きます。）にあたる場合には、死亡保険金（契約が２件以上の場合は合計します。）に対して相続税法上一定の金額が非課税となります。

【生命保険金の非課税限度額】　５００万円　×　法定相続人数（注１）

（注１）この場合の法定相続人数には、相続を放棄した方を含めます。

(3) 介護保険金、重度障害による死亡保険金（注２）、傷害保険金、入院保険金、手術保険金及び通院療養給付金については、非課税扱いです。

（注２）保険金受取人によっては、非課税扱いとならない場合があります。詳しくは当社コールセンター（0120-552950）にお尋ねください。

(4) 一時払養老保険等として金融類似商品とみなされる保険契約の差益については、源泉分離課税（20%）の対象となります。

3　育英年金付学資保険のお受け取りになる育英年金に対する課税関係

(1) 毎年お受け取りになる育英年金は、所得税（雑所得）・住民税の課税対象となります。
(2) お受け取りになる育英年金の年額から、その年金の額に対応する必要経費の額を控除した残額が 25 万円以上であるときは、源泉徴収して育英年金をお支払いしますので、確定申告により税の過不足を精算してください。

4　支払開始時の育英年金付学資保険の育英年金を受け取る権利に対する課税関係

上記３の課税関係のほかに、育英年金の支払開始時に、年金受取人が保険料負担者から育英年金を受け取る権利を取得したものとみなされ、その評価額が贈与税又は相続税の課税対象となります。

5　返戻金に対する課税関係

保険契約が解約等により消滅し、返戻金をお受け取りになる場合は、次のとおり課税対象となります。

(1) 返戻金の受取人が保険料を負担しているとき
……所得税（一時所得）及び住民税

(2) 返戻金の受取人が保険料を負担していないとき
……贈与税又は相続税

第３　かんぽ生命保険における保険金受取人の一覧表等

１　保険金の受取人の一覧表

	支払事由	受取人	受取人が指定されていないとき	支払事由発生後に左記の受取人が死亡したとき
基本契約の保険金	死　亡	指定受取人	被保険者の遺族（注２）	左記受取人の相続人
	満　期		被保険者	
	生　存		被保険者	
	介　護		被保険者	
特約保険金	死　亡	指定受取人	被保険者の遺族（注２）	左記受取人の相続人
	傷　害	被保険者	― （死亡以外の特約保険金の受取人となる方は被保険者のみです。）	被保険者の相続人
	疾病入院			
	傷害入院			
	手　術			
	通院療養			
	介　護			
返戻金	解　約	保険契約者	― （返戻金受取人となる方は保険契約者のみです。）	保険契約者の相続人
	解　除			
	失　効			
	特約（注１）			

（注１）　「特約」については、特約の解約等特約における返戻金の支払事由をいいます。

（注２）　「被保険者の遺族」とは・・・

死亡保険金の支払において、保険金受取人が指定されていないとき又は指定された保険金受取人が死亡しており、その後更に保険金受取人が指定されていない場合には、被保険者の遺族が保険金受取人となります。

遺族の中で先順位の方が保険金受取人となります。（90 ページ参照）。

なお、重度障害により被保険者が死亡されたものとみなして死亡保険金をお支払いする場合（82 ページ参照）は、被保険者が保険金受取人となります。

２　保険金受取人の相続人が保険金受取人となる場合

(1)　基本契約の保険金

保険金の支払事由（被保険者の死亡、保険期間の満了等）が発生し、保険金受取人に保険金支払請求権が確定した後に当該保険金受取人が死亡した場合、その方の相続人に保険金のご請求をしていただくこととなります。

(2)　特約の保険金

傷害保険金、入院保険金等は、被保険者が特約保険金受取人と定められています。被保険者が入院保険金等の支払請求をしないまま死亡された場合は、被保険者の相続人に特約保険金のご請求をしていただくこととなります。

約　款
（保険種類ごとの約款）

保険種類ごとにご覧いただく約款が異なります。

保　険　種　類	約　款　名　称	
普通養老保険、特別養老保険	養老保険普通保険約款	P138
学資保険、育英年金付学資保険	学資保険普通保険約款	P152
普通終身保険、特別終身保険	終身保険普通保険約款	P168
介護保険金付終身保険	介護保険金付終身保険 普通保険約款	P181
普通定期保険	普通定期保険普通保険約款	P195
夫婦保険	夫婦保険普通保険約款	P206

養老保険普通保険約款

（平成 19 年 10 月 1 日制定）

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　責任開始（第２条）
第３章　保険料の払込み（第３条－第９条）
第４章　保険料の払込免除（第 10 条－第 12 条）
第５章　保険金の支払（第 13 条－第 18 条）
第６章　告知義務及び告知義務違反等による契約の解除（第 19 条－第 24 条）
第７章　契約の無効（第 25 条・第 26 条）
第８章　保険契約者又は保険金受取人の代表者（第 27 条）
第９章　契約関係者の異動（第 28 条－第 30 条）
第 10 章　契約の変更（第 31 条－第 35 条）
第 11 章　加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理（第 36 条・第 37 条）
第 12 章　解約（第 38 条）
第 13 章　返戻金の支払及び無効保険料の払戻し（第 39 条・第 40 条）
第 14 章　契約の復活（第 41 条－第 45 条）
第 15 章　契約者貸付（第 46 条）
第 16 章　契約者配当（第 47 条・第 48 条）
第 17 章　譲渡禁止（第 49 条）
第 18 章　控除支払（第 50 条）
第 19 章　保険金の支払の請求等（第 51 条・第 52 条）
第 20 章　契約内容の登録（第 53 条）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この約款は、次の基本契約（保険契約のうち、特約に係る部分を除いたものをいいます。以下同じとします。）について定めます。

(1) 普通養老保険

被保険者の生存中に保険期間が満了したことにより満期保険金、又は被保険者が保険期間の満了前に死亡したことにより死亡保険金の支払をするものであって、満期保険金の額と死亡保険金の額とを同額とするものとします。

(2) 特別養老保険

被保険者の生存中に保険期間が満了したことにより満期保険金、又は被保険者が保険期間の満了前に死亡したことにより死亡保険金の支払をするものとし、死亡保険金の額の別により、次の種類とします。

ア　２倍型特別養老保険

死亡保険金の額を満期保険金の額の２倍とするものとします。

イ　５倍型特別養老保険

死亡保険金の額を満期保険金の額の５倍とするものとします。

ウ　10倍型特別養老保険

死亡保険金の額を満期保険金の額の10倍とするものとします。

(3) 特定養老保険

被保険者の生存中に保険期間が満了したことにより満期保険金、又は被保険者が保険期間の満了前に死亡したことにより死亡保険金の支払をするものであって、基本契約の契約日（次条に規定する契約日をいいます。）から一定の期間を経過する前に支払うべき死亡保険金の額を死亡の原因に応じて満期保険金の額と同額又は異なる額とするものとします。

第２章　責任開始

（責任開始）

第２条　会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

(1) 基本契約の申込みを承諾した後に第１回保険料を受け取った場合　第１回保険料を受け取った時

(2) 第１回保険料相当額を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合　第１回保険料相当額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）

２　前項の会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間はその日から起算します。

３　基本契約の申込みを承諾したときは、保険証券を保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

第３章　保険料の払込み

（払込時期）

第３条　保険契約者は、第２回以降の保険料を、基本契約の契約日から起算して１か月ごとに、その応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下「月ごとの契約応当日」といいます。）の属する月（その月にその応当日がない場合にあっては、月ごとの契約応当日の前日の属する月）の１日から末日まで（以下「払込時期」といいます。）に払い込んでください。

（猶予期間）

第４条　保険料の払込猶予期間は、払込時期の翌月１日から３か月目の月における月ごとの契約応当日の前日までとします。

（契約の失効）

第５条　保険契約者が保険料を払い込まないで前条の猶予期間を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。

（払込方法（経路））

第６条　保険契約者は、会社の定めるところにより、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

(1) 集金払込み（会社の派遣した集金人に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限ります。））

(2) 窓口払込み（会社の本社又は会社の指定した場所に持参して払い込む方法）

(3) 口座払込み（会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法）

(4) 団体払込み（保険契約者の所属する団体を通じて払い込む方法（当該団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。））

２　保険契約者は、前項各号の保険料の払込方法（経路）を相互に変更することができます。

３　保険料の払込方法（経路）が、第１項第１号、第３号又は第４号である場合において、選択された保険料の払込方法（経路）について、会社の取扱範囲又は取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。

（会社による払込方法（経路）の変更）

第７条　会社は、集金払込みを選択した保険契約者が保険料を払込時期内に会社の派遣した集金人に払い込まない場合又は前条第３項の規定により保険料の払込方法（経路）の変更を要する保険契約者が、当該変更をしない場合は、これを窓口払込みに変更することができます。

（前納払込み）

第８条　保険契約者は、会社の定めるところにより、保険料の全部又は一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で保険料を割り引きます。

２　前項の規定により前納された保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日ごとに保険料の払込みに充当します。

３　保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（保険金と同時に支払う場合にあっては、保険金受取人）に払い戻します。

４　第１項の規定により保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、やむを得ない事由があるときは、保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合において、会社がその請求を認めたときは、会社の定めるところにより、その取消しをした期間に対する保険料を保険契約者に払い戻します。

５　保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

（未経過期間に対する保険料の払戻し）

第９条　保険料を払い込んだ後、次に掲げる事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日以降の期間に係る保険料の全部又は一部について払込みを要しないこととなったときは、会社の定めるところにより、その払込みを要しないこととなった期間に対する保険料を保険契約者に払い戻します。

(1) 基本契約の消滅

(2) 保険料の払込免除

(3) 保険期間の短縮変更

(4) 保険金額の減額変更

(5) 保険料払済契約への変更

２　前項の場合において、払い戻す保険料は、保険金と同時に支払う場合にあっては、同項の規定にかかわらず、保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその保険料を受け取る旨の意思表示をしたときは、これを保険契約者に払い戻します。

第４章　保険料の払込免除

（身体障害による払込免除）

第10条　被保険者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）において不慮の事故（別表第１に定めるものをいいます。以下同じとします。）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に別表第２第１号に定める身体障害の状態になったときは、将来の保険料を払込免除とします。

２　前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより別表第２第１号に定める身体障害の状態になった場合には、適用しません。

(1) 保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意又は重大な過失

(2) 被保険者の犯罪行為

(3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故

(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

３　被保険者が次のいずれかにより別表第２第１号に定める身体障害の状態になった場合で、その原因により当該身体障害の状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

(1) 地震、噴火又は津波

(2) 戦争その他の変乱

（重度障害による払込免除）

第11条　被保険者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）において受けた傷害又はかかった疾病により別表第２第２号に定める重度障害の状態（以下「重度障害の状態」といいます。）

になったときは、将来の保険料を払込免除とします。ただし、保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意により重度障害の状態になった場合は、保険料を払込免除としません。

2　被保険者が戦争その他の変乱により重度障害の状態になった場合で、その原因により重度障害の状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

（普通養老保険の保険契約者の死亡等による払込免除）

第12条　被保険者の父、母、祖父、祖母、兄又は姉を保険契約者とする普通養老保険の基本契約においては、被保険者が年齢10歳に達する前において、当該保険契約者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）において受けた不慮の事故又はかかった会社所定の感染症（別表第３に定める感染症をいいます。以下同じとします。）により死亡し、又は基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）において受けた傷害又はかかった疾病により重度障害の状態になったときは、将来の保険料を払込免除とします。

2　前項の規定は、保険契約者が次のいずれかにより死亡したとき又は保険契約者、被保険者若しくは指定された保険金受取人の故意により重度障害の状態になった場合には、適用しません。

(1) 疾病（会社所定の感染症を除きます。）を直接の原因とする事故
(2) 保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意又は重大な過失
(3) 保険契約者の犯罪行為
(4) 保険契約者の精神障害の状態を原因とする事故
(5) 保険契約者の泥酔の状態を原因とする事故
(6) 保険契約者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
(7) 保険契約者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

3　保険契約者が次のいずれかにより死亡し、又は第２号により重度障害の状態になった場合で、その原因により死亡し又は当該重度障害の状態になった保険契約者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

(1) 地震、噴火又は津波
(2) 戦争その他の変乱

4　前３項の規定は、基本契約による権利義務を承継した保険契約者（被保険者の父、母、祖父、祖母、兄又は姉の場合に限ります。）については、その承継後において受けた不慮の事故若しくはかかった会社所定の感染症による死亡又は受けた傷害若しくはかかった疾病による重度障害に限り適用します。

5　第１項の被保険者の年齢は、第36条第２項の規定にかかわらず、満年齢で計算します。この場合において、１年に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てます。

第５章　保険金の支払

（保険金の支払）

第13条　普通養老保険の基本契約の保険金の支払については、次のとおりとします。

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	保険金額	満期保険金受取人

2　特別養老保険の基本契約の保険金の支払については、次のとおりとします。

(1) ２倍型特別養老保険

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	基準保険金額（死亡保険金を支払う際に基準となる保険金額をいいます。以下同じとします。）	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額の50%に相当する金額	満期保険金受取人

(2) ５倍型特別養老保険

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	基準保険金額	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額の20%に相当する金額	満期保険金受取人

(3) 10倍型特別養老保険

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	基準保険金額	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額の10%に相当する金額	満期保険金受取人

3　特定養老保険の基本契約の保険金の支払については、次のとおりとします。

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	1　被保険者の死亡が基本契約の契約日から起算して３年を経過する前であって、不慮の事故又は会社所定の	死亡保険金受取人

		感染症によるものであるとき　基準保険金額に相当する金額 2　被保険者の死亡が基本契約の契約日から起算して３年を経過する前であって、１に掲げるとき以外のとき (1) 被保険者の死亡が基本契約の契約日から起算して２年を経過する前であるとき　基準保険金額の50%に相当する金額 (2) 被保険者の死亡が基本契約の契約日から起算して２年を経過し３年を経過する前であるとき　基準保険金額の80%に相当する金額 3　被保険者の死亡が基本契約の契約日から起算して３年を経過した後であるとき　基準保険金額	
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額に相当する金額	満期保険金受取人

（幼児の場合の死亡保険金の支払額）

第14条　普通養老保険の基本契約においては、被保険者が年齢６歳に満たないで死亡したときは、死亡保険金の額は、次のとおりとします。

(1) 被保険者の死亡当時の年齢が３歳に満たないとき　死亡保険金額の50%に相当する額

(2) 被保険者の死亡当時の年齢が６歳に満たないとき　死亡保険金額の80%に相当する額

2　前項の規定により支払うべき金額が責任準備金の額に満たないときは、支払う金額は、その責任準備金の額とします。

3　第１項の被保険者の年齢は、第36条第２項の規定にかかわらず、満年齢で計算します。この場合において、１年に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てます。

（死亡保険金の支払免責等）

第15条　被保険者が次のいずれかにより死亡した場合には、死亡保険金を支払いません。

(1) 基本契約の責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して３年を経過する前の自殺

(2) 指定された死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部を受け取るべき場合には、指定された他の死亡保険金受取人にその残額を支払います。

(3) 保険契約者の故意

2　被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合において、削減して支払う金額は、責任準備金の額を下回ることはありません。

（保険金の倍額支払）

第16条　被保険者が基本契約の契約日から起算して１年６か月を経過した後に、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、又は会社所定の感染症を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金額と同額（特別養老保険又は特定養老保険の基本契約にあっては、満期保険金額に相当する額）の保険金を死亡保険金受取人に支払います。ただし、復活した基本契約において、その復活日（第44条第２項に定める復活日をいいます。）から起算して６か月を経過しないものは、保険金の倍額支払をしません。

2　前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより死亡した場合には、適用しません。

(1) 疾病（会社所定の感染症を除きます。）を直接の原因とする事故

(2) 保険契約者、被保険者又は指定された死亡保険金受取人の故意又は重大な過失

(3) 被保険者の犯罪行為

(4) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故

(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

3　被保険者が次のいずれかにより死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、第１項に定める額の保険金を削減して支払い、又はその支払をしないことがあります。

(1) 地震、噴火又は津波

(2) 戦争その他の変乱

（重度障害による死亡保険金の支払）

第17条　被保険者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）において受けた傷害又はかかった疾病により重度障害の状態に該当するに至った場合において、保険契約者からその旨の通知があったときは、その通知があった日にその傷害又は疾病により被保険者が死亡したものとみなして、死亡保険金の支払の規定その他この約款の規定（前条の規定を除きます。）を適用します。この場合において、死亡保険金受取人が指定されていないとき（指定された死亡保険金受取人が死亡し更に死亡保険金受取人の指定がない場合を含みます。）は、死亡保険金は、被保険者に支払います。

2　保険契約者が前項の通知をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3　特別養老保険の基本契約において、保険契約者がやむを得ない事由により保険期間内に第１項の通知をすることができなかったと会社が認めた場合には、当該期間の末日にその通知があったものとみなします。

4　第１項の規定は、被保険者が保険契約者、被保険者又は指定された死亡保険金受取人の故意により重度障害の状態に該

当するに至った場合には、適用しません。
5　被保険者が戦争その他の変乱により重度障害の状態に該当するに至った場合で、その原因により重度障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合において、削減して支払う金額は、責任準備金の額を下回ることはありません。
6　第１項の場合において、保険契約者から、第11条の規定に基づく保険料払込免除の取扱いを受けて基本契約を継続する旨の請求があったときは、同項の規定にかかわらず、当該請求に基づき取り扱います。この場合において、後日同項の規定に基づく死亡保険金の支払請求をしようとするときは、保険契約者は、改めて同項に規定する通知をしてください。

（無指定の場合の保険金受取人）

第18条　保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、死亡保険金については被保険者の遺族を、満期保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とします。
2　前項の遺族は、被保険者の配偶者（届出がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに被保険者の死亡当時被保険者の扶助によって生計を維持していた者及び被保険者の生計を維持していた者とします。
3　胎児である子又は孫は、前項の規定の適用については、既に生まれたものとみなします。
4　前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは適用しません。
5　第２項に規定する遺族が２人以上あるときは、同項に掲げる順序により先順位にある者を第１項の保険金受取人とします。
6　遺族であって故意に被保険者、先順位者又は同順位者である者を殺したものは、第１項の保険金受取人となることができません。

第６章　告知義務及び告知義務違反等による契約の解除

（告知義務）

第19条　保険契約者又は被保険者は、その基本契約の締結又は復活の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について答えることを要します。

（告知義務違反による契約の解除）

第20条　保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について悪意又は重大な過失によって事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったときは、その基本契約を解除することができません。
2　前項の解除権は、会社が解除の原因を知った時から１か月間これを行わないときは消滅します。基本契約がその責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して２年以上継続したとき（その期間内に被保険者が別表第２第１号に定める身体障害の状態又は重度障害の状態になった場合において、その者について同項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）も、同様とします。

（解除の効果）

第21条　会社は、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、被保険者について前条第１項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その死亡保険金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその死亡保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。ただし、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人において、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由の発生の原因が当該解除の原因たる事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。

（解除の相手方）

第22条　第20条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。
2　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。
3　第20条第２項に規定する１か月の期間は、保険契約者若しくはその法定代理人又は前項の場合における被保険者、死亡保険金受取人若しくはそれらの法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときは、これらの者の所在が知れた時から起算します。

（重大事由による契約の解除）

第23条　会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。
(1)　保険契約者、被保険者又は保険金受取人が保険金（保険料の払込免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類及び保険金の名称の如何を問いません。以下この項において同じとします。）を詐取する目的又は他人に保険金を詐取させる目的で保険事故を招致（未遂を含みます。）した場合。
(2)　保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為があった場合。
(3)　この基本契約に付加されている特約が重大事由によって解除された場合。
(4)　他の保険契約との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
(5)　その他この基本契約を継続することを期待しえない第１号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
2　会社は、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その保険金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。
3　第１項の規定による基本契約の解除については、前条第１項及び第２項の規定を準用します。

（加入限度額超過による契約の解除）

第24条　会社は、基本契約の保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、将来に向かって基本契約を解除することができます。

２　会社は、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その保険金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。

３　第１項の規定による基本契約の解除については、第22条第１項及び第２項の規定を準用します。

第７章　契約の無効

（詐欺による無効）

第25条　保険契約者又は被保険者の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、その基本契約又は復活は、無効とします。

（不法取得目的による無効）

第26条　保険契約者が保険金（保険料の払込免除を含みます。以下この条において同じとします。）を不法に取得する目的又は他人に保険金を不法に取得させる目的をもって、基本契約の締結又は復活を行ったときは、その基本契約又は復活は、無効とします。

第８章　保険契約者又は保険金受取人の代表者

（保険契約者又は保険金受取人の代表者）

第27条　基本契約について保険契約者又は保険金受取人が２人以上あるときは、各代表者１人を指定してください。この場合には、その代表者は、それぞれ他の保険契約者又は保険金受取人を代理するものとします。

２　保険契約者又は保険金受取人が前項の指定（その変更を含みます。）をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

３　第１項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、その基本契約について保険契約者又は保険金受取人の１人に対してした行為は、他の者に対しても、その効力を有します。

４　基本契約について保険契約者が２人以上あるときは、その基本契約に関する未払保険料、貸付金その他会社に弁済すべき債務は、連帯とします。

第９章　契約関係者の異動

（保険契約者の変更）

第28条　保険契約者は、被保険者の同意及び会社の承諾を得て、第三者に保険契約者の基本契約による権利義務を承継させることができます。

２　保険契約者が前項の承継をさせようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して請求してください。

３　第１項の承継をしたときは、保険証券に記載します。

（住所等の変更の届出）

第29条　保険契約者又は被保険者が住所又は氏名を変更したときは、その旨を会社の本社又は会社の指定した場所に届け出てください。

（保険金受取人の指定又はその変更）

第30条　保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、保険金受取人を指定し、又はその指定を変更することができます。ただし、保険契約者の指定した保険金受取人が第三者である場合において、保険契約者が指定の変更をしない旨の意思を会社に対して表示したときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。

２　保険契約者が前項の指定若しくはその変更又は指定の変更をしない旨の意思表示をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

３　第１項の指定又はその変更は、保険証券に記載を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第10章　契約の変更

（保険期間の短縮変更）

第31条　保険契約者は、基本契約の契約日から起算して２年を経過した後は、保険期間を短縮するための変更を請求することができます。ただし、基本契約の契約日における被保険者の年齢が変更後の基本契約に係る契約日における会社の定める加入年齢の範囲外であるときは、その変更を請求することはできません。

２　保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

３　第１項の変更は、第１条各号に定める保険の種類を変更しないで、変更後の基本契約の保険期間が変更前の基本契約の保険期間を下回ることとなる、基本契約の契約日における契約種類（会社の定める契約種類をいいます。）のいずれかに変更するものとします。

４　第１項本文の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額又は保険料額を更正します。ただし、更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に関する取扱いをしません。

（保険金額の減額変更）

第32条　保険契約者は、基本契約の契約日から起算して２年を経過した後は、保険金額を減額するための変更を請求することができます。ただし、次に掲げる場合には、その変更を請求することはできません。

(1)　保険料が払込免除となっているとき。

(2)　保険料払済契約に変更されているとき。

(3)　減額後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。

(4) 減額後の保険金額が10万円の倍数でないとき。

2　保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3　第１項本文の場合においては、会社の定めるところにより、保険料額を更正します。

（保険料払済契約への変更）

第33条　保険契約者は、基本契約の契約日から起算して２年（特定養老保険の基本契約にあっては、３年）を経過した後は、保険料払済契約への変更を請求することができます。この場合において、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込むことを要しません。

2　保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3　第１項の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。ただし、更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に関する取扱いをしません。

（変更の効力発生日）

第34条　前３条の変更は、月ごとの契約応当日（保険期間の満了する日を含みます。以下同じとします。）に変更の請求があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その変更の効力は、生じないものとします。

2　前項の規定により第31条第１項又は第32条第１項の変更の効力が生じる前に保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

（契約変更の特則）

第35条　保険契約者は、第31条から第33条までの変更のほか、契約変更に関する特則の定めるところにより、基本契約の変更の申込みをすることができます。

第 11 章　加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理

（加入年齢の計算）

第36条　基本契約の契約日における被保険者の年齢は、出生の月から契約日の属する月まで月をもって計算し、１年に満たない端数があるときは、その端数が７か月以上のときは１年に切り上げ、６か月以下のときは切り捨てる方法により計算します。

2　基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日（契約日から起算した１年ごとの応当日（その年にその応当日がない場合にあっては、契約日の属する月の１年ごとの応当月の末日の翌日）をいいます。以下同じとします。）ごとに、前項の年齢に１歳を加えて計算します。

（年齢又は性別の誤りの処理）

第37条　保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢又は性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、その基本契約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢又は性別に基づいて基本契約を締結したものとして、会社の定めるところにより、加入限度額を上限として保険金額を更正します。この場合において、既に払い込まれた保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

第 12 章　解約

（解約）

第38条　保険契約者は、いつでも、将来に向かって、基本契約を解約することができます。

2　保険契約者が前項の解約をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3　第１項の解約は、次に掲げる場合にあってはその時に、次に掲げる場合以外の場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日にその通知があった場合において、その通知があった直後の月ごとの契約応当日の前日までに保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その解約の効力は、生じないものとします。

(1) 月ごとの契約応当日に解約の通知があったとき。

(2) 保険料の払込免除となった後において解約の通知があったとき。

(3) 保険料払済契約に変更した後において解約の通知があったとき。

4　前項の規定により第１項の解約の効力が生じる前に保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

第 13 章　返戻金の支払及び無効保険料の払戻し

（返戻金の支払）

第39条　次に掲げる場合において、返戻金があるときは、保険契約者は、その支払を請求することができます。

(1) 基本契約の解除又は解約の通知

(2) 基本契約の失効

(3) 保険期間の短縮変更の請求

(4) 保険金額の減額変更の請求

(5) 死亡保険金の支払免責

2　前項の返戻金の額は、会社の定めるところにより、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。この場合において、前項第５号の死亡保険金の支払免責が第15条第１項第１号又は第２号によるときにあっては、責任準備金の

額とします。

（無効保険料の払戻し）

第40条　基本契約又はその復活の全部又は一部が無効である場合において、保険契約者及び被保険者が善意であり、かつ、重大な過失のないときは、保険契約者は、保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができます。

第 14 章　契約の復活

（契約の復活）

第41条　第５条の場合において、保険契約者は、基本契約の失効後１年を経過する前に限り、会社の承諾を得て、その復活をすることができます。ただし、返戻金の支払の請求があった場合又は復活した場合の保険金額が加入限度額を超える場合は、その復活をすることができません。

２　保険契約者が前項の復活をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して申し込んでください。

３　前項の場合において、保険契約者は、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額（以下「復活払込金」といいます。）の払込みを要します。

（復活払込金に代える保険金額の減額変更）

第42条　保険契約者は、基本契約の契約日から起算して２年を経過した後に失効した基本契約について復活の申込みをする場合においては、会社が認めた場合に限り、復活払込金の全部又は一部の払込みに代え、保険金額を減額するための変更を請求することができます。

２　前項の場合において、失効の当時基本契約に付加されていた特約についても復活の申込みをするときは、特約保険料の払込みをしなかった期間の特約保険料に相当する金額についても、前項の復活払込金と合わせて、その全部又は一部の払込みに代えた基本契約の保険金額の減額をするものとします。

３　第１項の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。ただし、更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に関する取扱いをしません。

（復活払込金の分割払込み）

第43条　保険契約者は、復活払込金の払込みを困難とするときは、会社が認めた場合に限り、その復活払込金のうち２か月分の保険料に相当する金額を除いた部分について、会社の定めるところにより、基本契約の復活に係る責任開始後において毎月分割して払い込むことができます。

２　前項の規定により分割して払い込む金額（以下「分割払込金」といいます。）は、第３条の規定により払い込むべき保険料と合わせて払い込むことを要します。

３　分割払込金の払込みを完了する前は、保険料の前納払込みの取扱いを受けることはできません。

４　第１項の規定は、分割払込金の払込みを完了する前に失効したときは、その後の復活の申込みには適用しません。

（復活に係る責任開始）

第44条　復活の申込みを承諾したときは、会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

(1)　復活の申込みを承諾した後に復活払込金を受け取った場合　復活払込金を受け取った時

(2)　復活払込金を受け取った後に復活の申込みを承諾した場合　復活払込金を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）

２　前項の会社の責任開始の日を復活日とします。

３　第１項の場合には、保険証券に基本契約復活の旨を記載して保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

（復活の効果）

第45条　基本契約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。

第 15 章　契約者貸付

（契約者貸付）

第46条　保険契約者は、解約返戻金額の範囲内で、かつ、会社の定めるところにより算出された額の範囲内で、貸付けを受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たない場合には、貸付けを受けることはできません。

２　保険契約者が前項の貸付けを受けようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

３　貸付金の利息は、会社の定める利率で計算し、貸付けを受けた日（保険料に振り替えることを目的とする貸付けにあっては、保険料に振り替えた日）の翌日から弁済の日まで付けます。

４　保険契約者は、貸付けを受けた日（保険料に振り替えることを目的とする貸付けにあっては、最後に保険料に振り替えた日）の翌日から起算して１年の期間（当該期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間。以下「貸付期間」といいます。）内に、会社の定めるところにより、前項の規定により付された利息を添えて貸付金を弁済してください。ただし、貸付期間の満了前に、次に掲げる事由が生じたときは、その貸付けは弁済期に達したものとします。

(1)　基本契約の消滅

(2)　保険金額の減額変更（貸付金の元利金のうち、保険金額の減額割合に応じた部分が弁済期に達したものとします。）

(3)　保険料払済契約への変更（変更の効力発生日に貸付金の元利金を責任準備金から差し引きます。）

５　保険契約者が貸付期間経過後に貸付金を弁済するときは、当該貸付期間の満了の日の翌日から貸付金を弁済する日までの期間について、会社の定める利率を適用します。

６　保険契約者が貸付金を弁済しないで貸付期間の満了の日の翌日から起算して１年の期間（当該期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間）を経過したときは、会社の定めるところにより、貸付金の弁済に代えて、貸付金の元利金を責任準備金から差し引き、保険金額を減額します。

７　保険契約者が貸付金（保険料に振り替えることを目的とする貸付けに係る貸付金にあっては、弁済期に達したものに限ります。）を弁済しないで更に貸付けを請求する場合（保険料に振り替えることを目的とする貸付けを請求する場合を除きます。）においては、前貸付金は、新たな貸付けを請求したときにおいて弁済があったものとして、新貸付金額からこ

れを差し引いて支払います。この場合においては、その支払を受けた金額に対するその貸付けの請求の日から支払を受けた日までの期間に係る利息は支払うことを要しません。

第16章　契約者配当

（契約者配当金の割当て）

第47条　会社は、会社の定めるところにより積み立てた契約者配当準備金（以下「準備金」といいます。）の中から、毎事業年度末に、会社の定めるところにより、当該事業年度末において効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。

2　前項のほか、基本契約の契約日から起算して会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定めるところにより、準備金の中から、契約者配当金を割り当てることがあります。

（契約者配当金の支払）

第48条　前条第１項の規定により割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中の年ごとの契約応当日において効力を有する基本契約（年ごとの契約応当日に基本契約の解除若しくは解約の通知があった基本契約又は保険金額の減額変更の請求のあった基本契約のうち減額部分を除きます。）に限り、その年ごとの契約応当日から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。

2　前条第１項の規定により割り当てた契約者配当金のうち、前項の規定に該当しなかった契約者配当金（その事業年度末又は翌事業年度中に保険期間の満了する基本契約に対して割り当てたもののうち、次項第１号の規定に該当したことにより支払うものを除きます。）は、準備金に繰り入れます。

3　次に掲げる事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金（次に掲げる事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。）を支払います。ただし、第１号の場合にあっては満期保険金受取人に、第２号の場合において死亡保険金を支払うときにあっては死亡保険金受取人に支払います。

(1)　保険期間の満了
(2)　被保険者の死亡
(3)　基本契約の解除又は解約の通知
(4)　基本契約の失効
(5)　保険金額の減額変更の請求
(6)　保険契約者による契約者配当金の支払請求

4　前項第５号に掲げる事由が生じたことにより支払う契約者配当金の額は、保険金額のうち減額した保険金額の割合によって計算します。

5　前条第２項の規定により割り当てた契約者配当金は、会社の定めるところにより支払います。

第17章　譲渡禁止

（譲渡禁止）

第49条　保険契約者又は保険金受取人は、保険金、返戻金又は契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第18章　控除支払

（控除支払）

第50条　死亡保険金、満期保険金、返戻金、契約者配当金（第48条第３項第６号の契約者配当金の支払請求（以下「配当金支払請求」といいます。）によるものを除きます。）又は払い戻す保険料を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料、貸付金、第34条第２項又は第38条第４項の規定により会社が返還を受けるべき返戻金（返戻金と同時に支払った契約者配当金その他の金額を含みます。）その他会社が弁済を受けるべき金額があるときは、支払金額から差し引きます。

第19章　保険金の支払の請求等

（保険金の支払の請求等）

第51条　保険契約者又は保険金受取人は、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社に通知してください。

2　保険契約者又は保険金受取人が、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金（以下「保険金等」といいます。）の支払の請求又は保険料の払込免除の請求をしようとするときは、会社の定めるところにより、別表第４に定める必要書類を会社に提出して請求してください。

3　保険金等は、前項の必要書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して10営業日以内に、会社の本社又は会社の指定した場所で支払います。ただし、事実の確認その他の事由により時日を要するときは、10営業日を過ぎることがあります。

4　会社は、事実の確認をするため、保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対し、照会し、又は同意を求めることがあります。この場合において、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が会社の照会に対する回答又は同意を正当な理由なく拒んだときは、その回答又はその同意を得て事実を確認するまでは保険金等の支払又は保険料の払込免除は行いません。

5　保険契約者又は保険金受取人の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又は保険金受取人に通知できないときにおいては、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者又は保険金受取人に到達したものとみなします。

6　会社が支払うべき金額に１円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

（時効）

第52条　保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利は、その保険金等の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた日の翌日から起算して５年を経過したときは、時効によって消滅します。

第20章　契約内容の登録

（契約内容の登録）

第53条　会社は、保険契約者及び被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

(1) 保険契約者並びに被保険者の氏名、生年月日、性別及び住所（市・区・郡までとします。）

(2) 死亡保険金の金額

(3) 基本契約の契約日（基本契約の復活が行われた場合は、最後の復活日とします。次項において同じとします。）

(4) 当会社名

2　前項の登録の期間は、契約日から５年以内とします。

3　協会加盟の各生命保険会社及び全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第１項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金又は災害死亡保険金のある特約を含みます。以下この条において同じとします。）の申込み（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の申込みを含みます。）を受けた場合、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4　各生命保険会社等は、第２項の登録の期間中に保険契約の申込みがあった場合、前項の規定により連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の承諾を含みます。以下この条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。

5　各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の日とします。）から５年以内に保険契約について死亡保険金又は高度障害保険金の支払請求を受けたときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金又は高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6　各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断又は支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7　協会及び各生命保険会社等は、登録又は連絡された内容を他に公開しないものとします。

8　保険契約者又は被保険者は、登録又は連絡された内容について、会社又は協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9　第３項、第４項及び第５項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

別表第１　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病又は体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し又はその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1　鉄道事故	E 800～E 807
2　自動車交通事故	E 810～E 819
3　自動車非交通事故	E 820～E 825
4　その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5　水上交通機関事故	E 830～E 838
6　航空機及び宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7　他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8　医薬品及び生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9　その他の固体、液体、ガス及び蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂及びグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎並びにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他及び詳細不明の細菌性食中毒）及びアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10　外科的及び内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11　患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的及び内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12　不慮の墜落	E 880～E 888
13　火災及び火焔による不慮の事故	E 890～E 899
14　自然及び環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧及び気圧の変化（E 902）」、「旅行及び身体動揺（E 903）」及び「飢餓、渇、不良環境曝露及び放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	E 900～E 909
15　溺水、窒息及び異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入又は嚥下による気道閉塞又は窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入又は嚥下による気道の閉塞又は窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16　その他の不慮の事故 ただし、「努力過度及び激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動におけ	E 916～E 928

	る過度の運動」及び「その他及び詳細不明の環境的原因及び不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。
17	医薬品及び生物学的製剤の治療上使用による有害作用　E 930～E 949 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。
18	他殺及び他人の加害による損傷　E 960～E 969
19	法的介入　E 970～E 978 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。
20	戦争行為による損傷　E 990～E 999

別表第２　身体障害の状態

(1) 保険料の払込免除の対象となる身体障害の状態は、次のとおりとします。

1	両眼の視力の和が 0.12 以下になったもの
2	１眼が失明したもの
3	両耳の聴力レベルが 69 デシベル以上になったもの
4	言語又はそしゃくの機能に著しい障害を残すもの
5	精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの
6	脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すもの
7	１上肢を手関節以上で失ったもの
8	１上肢の３大関節中の２関節以上の用を全く廃したもの
9	１手の５手指を失ったもの、母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み３手指若しくは４手指を失ったもの
10	１手の５手指若しくは４手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含み３手指の用を全く廃したもの
11	１手の５手指若しくは４手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含む３手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの
12	１下肢を足関節以上で失ったもの
13	１下肢の３大関節中の２関節以上の用を全く廃したもの
14	10 足指を失ったもの又は 10 足指の用を全く廃したもの
15	10 足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く廃したもの

(2) 重度障害の状態は、次のとおりとします。

1	両眼が失明したもの
2	言語又はそしゃくの機能を全く廃したもの
3	精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4	両上肢を手関節以上で失ったもの
5	１上肢を手関節以上で失い、かつ、他の１上肢の用を全く廃したもの
6	両上肢の用を全く廃したもの
7	１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの
8	１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢の用を全く廃したもの
9	１上肢の用を全く廃し、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの
10	１上肢及び１下肢の用を全く廃したもの
11	両下肢を足関節以上で失ったもの
12	１下肢を足関節以上で失い、かつ、他の１下肢の用を全く廃したもの
13	両下肢の用を全く廃したもの

(3) 前２号の表の適用については、次のとおりとします。

ア　身体障害

前２号の表に掲げる身体障害は、いずれも、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

イ　眼の障害

(ｱ) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。

(ｲ) 「失明したもの」とは、視力が 0.02 以下になったものをいいます。

ウ　耳の障害

聴力はオージオメーターによって測定するものとします。

エ　言語、そしゃくの障害

(ｱ) 「言語の機能を全く廃したもの」とは、音声又は言語をそう失したものをいいます。

(ｲ) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声又は言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。

(ｳ) 「そしゃくの機能を全く廃したもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。

(ｴ) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食又はこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。

オ　精神、神経、胸腹部臓器の障害

(ｱ) 「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。

(ｲ) 「精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、又はこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。

カ　脊柱の障害

(ｱ)「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。

(ｲ)「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいいます。

キ　上肢の障害

(ｱ)「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、又は上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

(ｲ)「上肢の用を全く廃したもの」とは、３大関節（肩関節、肘関節及び手関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。

(ｳ)「関節の用を全く廃したもの」とは、関節が強直し、又は拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の４分の１以下に制限されたものをいいます。

ク　手指の障害

(ｱ)「手指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(ｲ)「手指の用を全く廃したもの」とは、手指を末節の２分の１以上で失ったもの又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいいます。

ケ　下肢の障害

(ｱ)「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、又は下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

(ｲ)「下肢の用を全く廃したもの」とは、３大関節（股関節、膝関節及び足関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。

(ｳ)「関節の用を全く廃したもの」とは、上肢の場合と同様とします。

コ　足指の障害

(ｱ)「足指を失ったもの」とは、足指を基節の２分の１以上で失ったものをいいます。

(ｲ)「足指の用を全く廃したもの」とは、第１足指にあっては、末節の２分の１以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったもの又は足指の中足指節関節若しくは近位指節間関節に完全強直若しくは完全拘縮を残すものをいいます。

別表第３　会社所定の感染症

会社所定の感染症は、次に掲げるものとします。

(1) エボラ出血熱
(2) クリミア・コンゴ出血熱
(3) 重症急性呼吸器症候群（病原体がＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）
(4) 痘そう
(5) ペスト
(6) マールブルグ病
(7) ラッサ熱
(8) 急性灰白髄炎
(9) コレラ
(10) 細菌性赤痢
(11) ジフテリア
(12) 腸チフス
(13) パラチフス

別表第４　必要書類

(1) 保険金等の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要な書類は、次の表に掲げるものとします。

ア　保険金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払（第13条関係）	死亡保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3　会社所定の医師の死亡証明書 4　死亡保険金受取人の戸籍抄本 5　死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
満期保険金の支払（第13条関係）	満期保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　満期保険金受取人の戸籍抄本 4　満期保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 5　保険証券
保険金の倍額支払（第16条関係）	死亡保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の死亡が不慮の事故又は会社所定の感染症によるものであることを証明するに足りる書類

		3　死亡保険金受取人の戸籍抄本 4　死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 5　保険証券
重度障害による保険金の支払（第 17 条第１項関係）	死亡保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　死亡保険金受取人の戸籍抄本 3　死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4　保険証券

イ　保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による払込免除（第 10 条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
重度障害による払込免除（第 11 条、第 17 条第６項関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
普通養老保険の保険契約者の死亡等による払込免除（第 12 条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　保険契約者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 4　会社所定の医師の死亡証明書又は会社所定の医師の診断書 5　保険契約者の死亡が不慮の事故又は会社所定の感染症によるものであることを証明するに足りる書類 6　重度障害が傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明するに足りる書類 7　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 8　保険証券

ウ　その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第８条関係）	保険契約者	1　その旨を記載した請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
未経過期間に対する保険料の払戻し（第９条関係）	保険契約者又は保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　保険契約者又は保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
重度障害の通知（第 17 条第１項関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
保険契約者の代表者の指定（その変更を含む。）（第 27 条関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
保険金受取人の代表者の指定（その変更を含む。）（第 27 条関係）	保険金受取人	1　会社所定の通知書 2　その保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
保険契約者の変更（第 28 条関係）	承継前の保険契約者	1　会社所定の請求書 2　承継前の保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
保険金受取人の指定又はその変更（第 30 条関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
保険金受取人の指定変更権の放棄（第 30 条関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券

契約の変更（第 31 条ー第 33 条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
解約（第 38 条関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
返戻金の支払（第 39 条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
無効保険料の払戻し（第 40 条関係）	保険契約者	1　その旨を記載した請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
契約の復活（第 41 条関係）	保険契約者	1　会社所定の申込書 2　保険証券
契約者貸付（第 46 条関係）	保険契約者	1　会社所定の申込書又は請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
契約者配当金の支払（第 48 条関係）	保険契約者又は保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証（配当金支払請求をする場合に限ります。） 3　保険契約者又は保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4　保険証券

(2) 会社は、前号の書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、同号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(3) 官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者及び死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払を受ける従業員を被保険者とする基本契約の場合、保険契約者である団体がこの基本契約の保険金等の全部又はその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金又は弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者又は死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金又は重度障害による死亡保険金の支払請求の際、次のア及びイの書類の提出も必要とします。

ア　被保険者又は死亡退職金等の受給者の請求内容確認書（死亡退職金等の受給者が２人以上である場合には、そのうち１人からの提出で足りるものとします。）

イ　保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

学資保険普通保険約款

（平成19年10月１日制定）

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　責任開始（第２条）
第３章　保険料の払込み（第３条－第９条）
第４章　保険料の払込免除（第10条－第13条）
第５章　保険金の支払（第14条－第19条）
第６章　育英年金の支払（第20条－第22条）
第７章　告知義務及び告知義務違反等による契約の解除（第23条－第28条）
第８章　契約の無効（第29条・第30条）
第９章　保険契約者又は保険金受取人の代表者（第31条）
第10章　契約関係者の異動（第32条－第39条）
第11章　契約の変更（第40条－第45条）
第12章　加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理（第46条・第47条）
第13章　解約（第48条）
第14章　返戻金の支払及び無効保険料の払戻し（第49条・第50条）
第15章　契約の復活（第51条－第55条）
第16章　契約者貸付（第56条）
第17章　契約者配当（第57条・第58条）
第18章　譲渡禁止（第59条）
第19章　控除支払（第60条）
第20章　保険金の支払の請求等（第61条・第62条）
第21章　契約内容の登録（第63条）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この約款は、次の基本契約（保険契約のうち、特約に係る部分を除いたものをいいます。以下同じとします。）について定めます。

(1) 学資保険

保険契約者（保険契約者の死亡により基本契約による権利義務を承継した保険契約者を除きます。以下この条において同じとします。）を１人とするものであって、保険契約者について、その者が保険期間の満了前に死亡し、又は基本契約の責任開始時以後に受けた傷害若しくはかかった疾病により特定の身体障害の状態になったことにより将来の保険料を払込免除とするものとし、被保険者について、その者の生存中に保険期間が満了したことにより満期保険金若しくは被保険者が保険期間の満了前に死亡したことにより死亡保険金、又は被保険者の生存中に保険期間内の一定の期間が満了したことにより生存保険金の支払をするものとします。

(2) 育英年金付学資保険

保険契約者を１人とするものであって、保険契約者について、その者が保険期間の満了前に死亡したことにより将来の保険料を払込免除とするものとし、被保険者について、その者の生存中に保険期間が満了したことにより満期保険金若しくは被保険者が保険期間の満了前に死亡したことにより死亡保険金、又は被保険者の生存中に保険期間内の一定の期間が満了したことにより生存保険金の支払をするほか、保険契約者が死亡した日から保険期間の満了の日までの期間、被保険者の生存中に限り、育英年金の支払をするものとします。

第２章　責任開始

（責任開始）

第２条　会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

(1) 基本契約の申込みを承諾した後に第１回保険料を受け取った場合　第１回保険料を受け取った時

(2) 第１回保険料相当額を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合　第１回保険料相当額を受け取った時（保険契約者又は被保険者の告知前に受け取った場合には、そのいずれか遅い告知の時）

２　前項の会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間はその日から起算します。

３　基本契約の申込みを承諾したときは、保険証券を保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

第３章　保険料の払込み

（払込時期）

第３条　保険契約者は、第２回以降の保険料を、基本契約の契約日から起算して１か月ごとに、その応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下「月ごとの契約応当日」といいます。）の属する月（その月にその応当日がない場合にあっては、月ごとの契約応当日の前日の属する月）の１日から末日まで（以下「払込時期」といいます。）に払い込んでください。

（猶予期間）

第４条　保険料の払込猶予期間は、払込時期の翌月１日から３か月目の月における月ごとの契約応当日の前日までとします。

（契約の失効）

第５条　保険契約者が保険料を払い込まないで前条の猶予期間を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。

（払込方法（経路））

第６条　保険契約者は、会社の定めるところにより、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

(1) 集金払込み（会社の派遣した集金人に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限ります。））

(2) 窓口払込み（会社の本社又は会社の指定した場所に持参して払い込む方法）

(3) 口座払込み（会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法）

(4) 団体払込み（保険契約者の所属する団体を通じて払い込む方法（当該団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。））

２　保険契約者は、前項各号の保険料の払込方法（経路）を相互に変更することができます。

３　保険料の払込方法（経路）が、第１項第１号、第３号又は第４号である場合において、選択された保険料の払込方法（経路）について、会社の取扱範囲又は取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。

（会社による払込方法（経路）の変更）

第７条　会社は、集金払込みを選択した保険契約者が保険料を払込時期内に会社の派遣した集金人に払い込まない場合又は前条第３項の規定により保険料の払込方法（経路）の変更を要する保険契約者が、当該変更をしない場合は、これを窓口払込みに変更することができます。

（前納払込み）

第８条　保険契約者は、会社の定めるところにより、保険料の全部又は一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で保険料を割り引きます。

２　前項の規定により前納された保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日ごとに保険料の払込みに充当します。

３　保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（死亡保険金又は満期保険金と同時に支払う場合にあっては、死亡保険金受取人又は満期保険金受取人）に払い戻します。

４　第１項の規定により保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、やむを得ない事由があるときは、保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合において、会社がその請求を認めたときは、会社の定めるところにより、その取消しをした期間に対する保険料を保険契約者に払い戻します。

５　保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

（未経過期間に対する保険料の払戻し）

第９条　保険料を払い込んだ後、次に掲げる事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日以降の期間に係る保険料の全部又は一部について払込みを要しないこととなったときは、会社の定めるところにより、その払込みを要しないこととなった期間に対する保険料を保険契約者に払い戻します。

(1) 基本契約の消滅

(2) 保険料の払込免除

(3) 保険期間の短縮変更

(4) 保険金額の減額変更

(5) 保険料払済契約への変更

２　前項の場合において、払い戻す保険料は、死亡保険金又は満期保険金と同時に支払う場合にあっては、同項の規定にかかわらず、死亡保険金受取人又は満期保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその保険料を受け取る旨の意思表示をしたときは、これを保険契約者に払い戻します。

第４章　保険料の払込免除

（身体障害による払込免除）

第10条　被保険者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）において不慮の事故（別表第１に定めるものをいいます。以下同じとします。）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に別表第２第１号に定める身体障害の状態になったときは、将来の保険料を払込免除とします。

２　前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより別表第２第１号に定める身体障害の状態になった場合には、適用しません。

(1) 保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意又は重大な過失

(2) 被保険者の犯罪行為

(3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故

(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

３　被保険者が次のいずれかにより別表第２第１号に定める身体障害の状態になった場合で、その原因により当該身体障害の状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

(1) 地震、噴火又は津波

(2) 戦争その他の変乱

（重度障害による払込免除）

第11条　被保険者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）において受けた傷害又はかかった疾病により別表第２第２号に定める重度障害の状態（以下「重度障害の状態」といいます。）になったときは、将来の保険料を払込免除とします。ただし、保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意

により重度障害の状態になった場合は、保険料を払込免除としません。
2　被保険者が戦争その他の変乱により重度障害の状態になった場合で、その原因により重度障害の状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

（学資保険の保険契約者の死亡等による払込免除）

第12条　学資保険の基本契約においては、その基本契約の締結時における保険契約者が死亡し、又は基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）に受けた傷害又はかかった疾病により重度障害の状態になったときは、将来の保険料を払込免除とします。ただし、保険契約者が第１号若しくは第２号により死亡したとき、第２号若しくは第３号により重度障害の状態になったとき、又は基本契約の失効後その復活までに死亡し若しくは重度障害の状態になったときは、保険料を払込免除としません。
(1)　基本契約の責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して３年を経過する前の自殺
(2)　被保険者又は指定された保険金受取人の故意
(3)　保険契約者の故意
2　第32条の規定により保険契約者の変更があった学資保険の基本契約において、次に同条の規定による変更があるまでの間に、保険契約者が死亡し、又はその変更の効力発生後（その変更の効力発生後に復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）に受けた傷害又はかかった疾病により重度障害の状態になったときは、将来の保険料を払込免除とします。ただし、保険契約者が第１号若しくは第２号により死亡したとき、第２号若しくは第３号により重度障害の状態になったとき、又は基本契約の失効後その復活までに死亡し若しくは重度障害の状態になったときは、保険料を払込免除としません。
(1)　その変更の効力発生日（その変更の効力発生後に復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して３年を経過する前の自殺
(2)　被保険者又は指定された保険金受取人の故意
(3)　保険契約者の故意
3　前２項の場合において、保険契約者が戦争その他の変乱により死亡し又は重度障害の状態になった場合で、その原因により死亡し又は重度障害の状態になった保険契約者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

（育英年金付学資保険の保険契約者の死亡による払込免除）

第13条　育英年金付学資保険の基本契約においては、基本契約の締結時における保険契約者（以下「締結時保険契約者」といいます。）又は保険契約者の基本契約による権利義務を第32条の規定により承継した者（以下「承継保険契約者」といいます。）が死亡したときは、将来の保険料を払込免除とします。ただし、第21条、第25条、第27条、第28条又は第55条の規定（以下「支払免責規定」といいます。）により育英年金を支払わないこととなった基本契約については、保険料を払込免除としません。
2　前項の場合において、保険契約者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡し又は重度障害の状態になった保険契約者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

第５章　保険金の支払

（保険金の支払）

第14条　学資保険の基本契約の保険金の支払については、次のとおりとします。
(1)　全期間払込15歳満期学資保険及び全期間払込18歳満期学資保険

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	保険金額	満期保険金受取人

(2)　18歳払込済生存保険金付18歳満期学資保険

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	1　被保険者の死亡がその者が年齢12歳に達する前であるとき　基準保険金額（死亡保険金を支払う際に基準となる保険金額をいいます。以下同じとします。） 2　被保険者の死亡がその者が年齢12歳に達した後年齢15歳に達する前であるとき　基準保険金額の90%に相当する金額 3　被保険者の死亡がその者が年齢15歳に達した後であるとき　基準保険金額の80%に相当する金額	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額の80%に相当する金額	満期保険金受取人
生存保険金	被保険者が年齢12歳及び15歳に達したとき	それぞれ基準保険金額の10%に相当する金額	生存保険金受取人

(3)　18歳払込済生存保険金付22歳満期学資保険

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	1　被保険者の死亡がその者が年齢18歳に達する前であるとき　基準保険金額 2　被保険者の死亡がその者が年齢18歳に達した後年齢20歳に達する前であるとき　基準保険金額の40%に相当する金額 3　被保険者の死亡がその者が年齢20歳に達した後であるとき　基準保険金額の20%に相当する金額	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額の20%に相当する金額	満期保険金受取人
生存保険金	被保険者が年齢18歳に達したとき	基準保険金額の60%に相当する金額	生存保険金受取人
	被保険者が年齢20歳に達したとき	基準保険金額の20%に相当する金額	

2　育英年金付学資保険の基本契約の保険金の支払については、次のとおりとします。

(1) 全期間払込15歳満期育英年金付学資保険及び全期間払込18歳満期育英年金付学資保険

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	保険金額	満期保険金受取人

(2) 18歳払込済生存保険金付18歳満期育英年金付学資保険

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	1　被保険者の死亡がその者が年齢12歳に達する前であるとき　基準保険金額 2　被保険者の死亡がその者が年齢12歳に達した後年齢15歳に達する前であるとき　基準保険金額の90%に相当する金額 3　被保険者の死亡がその者が年齢15歳に達した後であるとき　基準保険金額の80%に相当する金額	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額の80%に相当する金額	満期保険金受取人
生存保険金	被保険者が年齢12歳及び15歳に達したとき	それぞれ基準保険金額の10%に相当する金額	生存保険金受取人

(3) 18歳払込済生存保険金付22歳満期育英年金付学資保険

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき	1　被保険者の死亡がその者が年齢18歳に達する前であるとき　基準保険金額 2　被保険者の死亡がその者が年齢18歳に達した後年齢20歳に達する前であるとき　基準保険金額の40%に相当する金額 3　被保険者の死亡がその者が年齢20歳に達した後であるとき　基準保険金額の20%に相当する金額	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額の20%に相当する金額	満期保険金受取人
生存保険金	被保険者が年齢18歳に達したとき	基準保険金額の60%に相当する金額	生存保険金受取人
	被保険者が年齢20歳に達したとき	基準保険金額の20%に相当する金額	

（幼児の場合の死亡保険金の支払額）

第15条　被保険者が年齢６歳に満たないで死亡したときは、死亡保険金の額は、次のとおりとします。

(1) 被保険者の死亡当時の年齢が３歳に満たないとき　その時における死亡保険金額の50%に相当する額

(2) 被保険者の死亡当時の年齢が６歳に満たないとき　その時における死亡保険金額の80%に相当する額

2　前項の規定により支払うべき金額が責任準備金の額に満たないときは、支払う金額は、その責任準備金の額とします。

3　第１項の被保険者の年齢は、第46条第３項の規定にかかわらず、満年齢で計算します。この場合において、１年に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てます。

（死亡保険金の支払免責等）

第16条　被保険者が次のいずれかにより死亡した場合には、死亡保険金を支払いません。

(1) 基本契約の責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して３年を経過する前の自殺

(2) 指定された死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部を受け取るべき場合には、指定された他の死亡保険金受取人にその残額を支払います。
(3) 保険契約者の故意

2　被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合において、削減して支払う金額は、責任準備金の額を下回ることはありません。

（保険金の倍額支払）

第17条　被保険者が基本契約の契約日から起算して１年６か月を経過した後に、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、又は会社所定の感染症（別表第３に定める感染症をいいます。以下同じとします。）を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金額と同額の保険金を死亡保険金受取人に支払います。ただし、復活した基本契約において、その復活日（第54条第２項に定める復活日をいいます。）から起算して６か月を経過しないものは、保険金の倍額支払をしません。

2　前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより死亡した場合には、適用しません。
(1) 疾病（会社所定の感染症を除きます。）を直接の原因とする事故
(2) 保険契約者、被保険者又は指定された死亡保険金受取人の故意又は重大な過失
(3) 被保険者の犯罪行為
(4) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

3　被保険者が次のいずれかにより死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、第１項に定める額の保険金を削減して支払い、又はその支払をしないことがあります。
(1) 地震、噴火又は津波
(2) 戦争その他の変乱

（重度障害による死亡保険金の支払）

第18条　被保険者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）において受けた傷害又はかかった疾病により重度障害の状態に該当するに至った場合において、保険契約者からその旨の通知があったときは、その基本契約（育英年金付学資保険の基本契約においては、締結時保険契約者又は承継保険契約者が死亡した日以後にその通知があったときは、育英年金に係る部分を除きます。）については、その通知があった日にその傷害又は疾病により被保険者が死亡したものとみなして、死亡保険金の支払の規定その他この約款の規定（前条の規定を除きます。）を適用します。この場合において、死亡保険金受取人が指定されていないとき（指定された死亡保険金受取人が死亡し更に死亡保険金受取人の指定がない場合を含みます。）は、死亡保険金は、被保険者に支払います。

2　保険契約者が前項の通知をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3　第１項の規定は、被保険者が保険契約者、被保険者又は指定された死亡保険金受取人の故意により重度障害の状態に該当するに至った場合には、適用しません。

4　被保険者が戦争その他の変乱により重度障害の状態に該当するに至った場合で、その原因により重度障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合において、削減して支払う金額は、責任準備金の額を下回ることはありません。

5　第１項の場合において、保険契約者から、第11条の規定に基づく保険料払込免除の取扱いを受けて基本契約を継続する旨の請求があったときは、同項の規定にかかわらず、当該請求に基づき取り扱います。この場合において、後日同項の規定に基づく死亡保険金の支払請求をしようとするときは、保険契約者は、改めて同項に規定する通知をしてください。

6　支払免責規定により育英年金を支払わないこととなった基本契約において、第１項に規定する通知があったときは、基本契約のうち育英年金に係る部分について、保険契約者から第48条の規定による解約の通知があったものとします。

（無指定の場合の保険金受取人）

第19条　保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、死亡保険金については被保険者の遺族を、満期保険金又は生存保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とします。

2　前項の遺族は、被保険者の配偶者（届出がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに被保険者の死亡当時被保険者の扶助によって生計を維持していた者及び被保険者の生計を維持していた者とします。

3　胎児である子又は孫は、前項の規定の適用については、既に生まれたものとみなします。

4　前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは適用しません。

5　第２項に規定する遺族が２人以上あるときは、同項に掲げる順序により先順位にある者を第１項の保険金受取人とします。

6　遺族であって故意に被保険者、先順位者又は同順位者である者を殺したものは、第１項の保険金受取人となることができません。

第６章　育英年金の支払

（育英年金の支払）

第20条　育英年金付学資保険の基本契約においては、締結時保険契約者又は承継保険契約者が保険期間の満了前に死亡したときは、その死亡した日（以下「年金支払事由発生日」といいます。）及びその日以後到来する基本契約の契約日から起算した１年ごとの応当日（その年にその応当日がない場合にあっては、基本契約の契約日の属する月の１年ごとの応当月の末日の翌日。以下「年ごとの契約応当日」といいます。）に被保険者が生存している場合に限り、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める額の育英年金を年金受取人に支払います。

(1) 年金支払事由発生日　年金額に年金支払事由発生日から起算して次に到来する年ごとの契約応当日の前日までに経過

した月数（１月に満たない端数があるときは、１月に切り上げます。）を12で除した数を乗じて得た金額
(2) 年ごとの契約応当日　年金額に相当する金額
２　前項の年金受取人は、被保険者とします。

（育英年金の支払免責等）

第21条　保険契約者が、次のいずれかにより死亡した場合には、育英年金を支払いません。
(1) 基本契約の責任開始の日（復活した基本契約にあってはその復活に係る責任開始の日、第32条の規定による保険契約者の変更があった基本契約にあってはその変更の効力発生日）から起算して３年を経過する前の自殺
(2) 被保険者又は指定された保険金受取人の故意
２　保険契約者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した保険契約者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、育英年金を削減して支払うことがあります。

（保険契約者の重度障害による育英年金の支払）

第22条　育英年金付学資保険の基本契約においては、締結時保険契約者又は承継保険契約者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあってはその復活に係る責任開始時以後、第32条の規定による保険契約者の変更があった基本契約にあってはその変更の効力発生後）において受けた傷害又はかかった疾病により重度障害の状態になった場合において、保険契約者からその旨の通知があったときは、その基本契約については、その重度障害の状態になった日にその傷害又は疾病により保険契約者が死亡したものとみなして、育英年金の支払の規定その他この約款の規定を適用します。
２　保険契約者が前項の通知をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
３　第１項の規定は、保険契約者が保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意により重度障害の状態になった場合には、適用しません。
４　保険契約者が戦争その他の変乱により重度障害の状態になった場合で、その原因により重度障害の状態になった保険契約者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、育英年金を削減して支払うことがあります。

第７章　告知義務及び告知義務違反等による契約の解除

（告知義務）

第23条　保険契約者（締結時保険契約者又は承継保険契約者とし、第32条の規定による保険契約者の変更の場合には、承継保険契約者。次条及び第25条（同条第１項ただし書及び第２項ただし書を除きます。）において同じとします。）及び被保険者は、その基本契約の締結、復活又は第32条の規定による保険契約者の変更の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について答えることを要します。

（告知義務違反による契約の解除）

第24条　保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について悪意又は重大な過失によって事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったときは、その基本契約を解除することができません。
２　前項の解除権は、会社が解除の原因を知った時から１か月間これを行わないときは消滅します。基本契約がその責任開始の日（復活した基本契約にあってはその復活に係る責任開始の日、第32条の規定による保険契約者の変更があった基本契約にあってはその変更の効力発生日）から起算して２年以上継続したとき（その期間内に保険契約者が死亡した場合若しくは重度障害の状態になった場合、又は被保険者が別表第２第１号に定める身体障害の状態若しくは重度障害の状態になった場合において、それぞれ、その者について同項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）も、同様とします。

（解除の効果）

第25条　会社は、死亡保険金若しくは育英年金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、保険契約者又は被保険者について前条第１項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その死亡保険金若しくは育英年金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその死亡保険金若しくは育英年金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。ただし、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人において、死亡保険金若しくは育英年金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由の発生の原因が当該解除の原因たる事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金若しくは育英年金を支払い、又は保険料を払込免除とします。
２　会社は、第12条又は第13条の保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、保険契約者について前条第１項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合において、第12条又は第13条の保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後基本契約の解除までに死亡保険金、生存保険金又は満期保険金の支払事由が発生したときは、その保険金は支払いません。また、会社は、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。ただし、保険契約者、被保険者又は保険金受取人において、第12条又は第13条の保険料の払込免除の規定に該当する事由の発生の原因が当該解除の原因たる事実に基づかないことを証明したときは、その保険金を支払います。

（解除の相手方）

第26条　第24条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。
２　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。
３　第24条第２項に規定する１か月の期間は、保険契約者若しくはその法定代理人又は前項の場合における被保険者、死亡保険金受取人若しくはそれらの法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときは、これらの者の所在が知れた時から起算します。

（重大事由による契約の解除）

第27条　会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。
(1) 保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人が保険金又は育英年金（保険料の払込免除を含みます。また、

他の保険契約の保険金又は年金を含み、保険種類並びに保険金又は年金の名称の如何を問いません。以下この項において同じとします。）を詐取する目的又は他人に保険金又は育英年金を詐取させる目的で保険事故を招致（未遂を含みます。）した場合。

(2) 保険金又は育英年金の請求に関し、保険金受取人又は年金受取人に詐欺行為があった場合。

(3) この基本契約に付加されている特約が重大事由によって解除された場合。

(4) 他の保険契約との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。

(5) その他この基本契約を継続することを期待しえない第１号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。

２　会社は、保険金若しくは育英年金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その保険金若しくは育英年金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその保険金又は育英年金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。

３　第１項の規定による基本契約の解除については、前条第１項及び第２項の規定を準用します。

（加入限度額超過による契約の解除）

第28条　会社は、基本契約の保険金額又は年金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの保険金額又は年金の年額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額、年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、将来に向かって基本契約を解除することができます。

２　会社は、保険金若しくは育英年金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その保険金若しくは育英年金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその保険金若しくは育英年金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。

３　第１項の規定による基本契約の解除については、第26条第１項及び第２項の規定を準用します。

第８章　契約の無効

（詐欺による無効）

第29条　保険契約者又は被保険者の詐欺により基本契約の締結、復活又は第32条の規定による保険契約者の変更が行われたときは、その基本契約又は復活は、無効とします。

（不法取得目的による無効）

第30条　保険契約者が保険金又は育英年金（保険料の払込免除を含みます。以下この条において同じとします。）を不法に取得する目的又は他人に保険金又は育英年金を不法に取得させる目的をもって、基本契約の締結、復活又は第32条の規定による保険契約者の変更を行ったときは、その基本契約又は復活は、無効とします。

第９章　保険契約者又は保険金受取人の代表者

（保険契約者又は保険金受取人の代表者）

第31条　基本契約について保険契約者又は保険金受取人が２人以上あるときは、各代表者１人を指定してください。この場合には、その代表者は、それぞれ他の保険契約者又は保険金受取人を代理するものとします。

２　保険契約者又は保険金受取人が前項の指定（その変更を含みます。）をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

３　第１項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、その基本契約について保険契約者又は保険金受取人の１人に対してした行為は、他の者に対しても、その効力を有します。

４　基本契約について保険契約者が２人以上あるときは、その基本契約に関する未払保険料、貸付金その他会社に弁済すべき債務は、連帯とします。

第 10 章　契約関係者の異動

（保険契約者の変更）

第32条　保険契約者（締結時保険契約者又は承継保険契約者に限ります。以下この項において同じとします。）の基本契約による権利義務を承継しようとする者は、保険契約者及び被保険者の同意並びに会社の承諾を得て、その権利義務を承継することができます。ただし、その承継しようとする者又は保険契約者が、会社の定める範囲内の者以外の者である場合には、その承継をすることができません。

２　前項の場合において、その承継をしようとする者の年齢は、承継しようとする基本契約の契約日において当該基本契約の保険契約者であったものとした場合に、当該基本契約の会社の定める加入年齢の範囲内であることを要します。

３　第１項の承継をしようとする者は、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して請求してください。

（保険契約者の変更の請求の効力発生等）

第33条　会社が前条の保険契約者の変更の請求を承諾したときは、同条の変更は、その請求又はその請求に係る告知のいずれか遅い時から効力を生じます。

２　前項の場合には、保険証券に保険契約者の基本契約による権利義務を承継した旨を記載して承継保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

（保険金額等の更正）

第34条　前条第１項の場合には、会社の定めるところにより、加入限度額を上限として保険金額若しくは年金額又は保険料額を更正し、会社の定める額の返戻金があるときは、これを承継保険契約者に支払います。

（保険料払込免除等の場合の告知等の省略）

第35条　第32条の規定による保険契約者の変更の請求があった学資保険の基本契約が次のいずれかに該当する場合には、第12条、第23条及び前条の規定は適用しません。

(1) 第12条の規定により保険料が払込免除となっているとき、又は払込免除としなかったとき。

(2) 保険料払済契約に変更されているとき。

（保険契約者の変更の特則）

第36条 保険契約者は、保険契約者の基本契約による権利義務が相続により承継されたものである場合には、第32条の規定にかかわらず、被保険者の同意及び会社の承諾を得て、第三者にその権利義務を承継させることができます。

2 保険契約者が前項の承継をさせようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して請求してください。

3 第１項の承継をしたときは、保険証券に記載します。

（年金受取人による保険契約者の地位の承継）

第37条 育英年金付学資保険の基本契約においては、締結時保険契約者又は承継保険契約者が死亡したとき（支払免責規定により育英年金を支払わない場合を除きます。）は、年金受取人が保険契約者の基本契約による権利義務を承継するものとします。

（住所等の変更の届出）

第38条 保険契約者又は被保険者が住所又は氏名を変更したときは、その旨を会社の本社又は会社の指定した場所に届け出てください。

（保険金受取人の指定又はその変更）

第39条 保険契約者は、既に支払事由が発生した保険金に係る保険金受取人を除き、被保険者の同意を得て、保険金受取人を指定し、又はその指定を変更することができます。ただし、保険契約者の指定した保険金受取人が第三者である場合において、保険契約者が指定の変更をしない旨の意思を会社に対して表示したときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。

2 保険契約者が前項の指定若しくはその変更又は指定の変更をしない旨の意思表示をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3 第１項の指定又はその変更は、保険証券に記載を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第 11 章　契約の変更

（保険期間の短縮変更）

第40条 保険契約者は、基本契約の契約日から起算して２年を経過した後は、保険期間を短縮するための変更を請求することができます。ただし、基本契約の契約日における被保険者の年齢が変更後の基本契約に係る契約日における会社の定める加入年齢の範囲外であるときは、その変更を請求することができません。

2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3 第１項の変更は、第１条各号に定める保険の種類を変更しないで、変更後の基本契約の保険期間の満了年齢が変更前の基本契約の保険期間の満了年齢を下回ることとなる、基本契約の契約日における契約種類（会社の定める契約種類をいいます。）のいずれかに変更するものとします。

4 第１項本文の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額若しくは年金額又は保険料額を更正します。ただし、更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に関する取扱いをしません。

（保険金額の減額変更）

第41条 保険契約者は、基本契約の契約日から起算して２年を経過した後は、保険金額を減額するための変更を請求することができます。ただし、次に掲げる場合には、その変更を請求することはできません。

(1) 保険料が払込免除となっているとき。

(2) 保険料払済契約に変更されているとき。

(3) 減額後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。

(4) 減額後の保険金額が10万円の倍数でないとき。

2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3 第１項本文の場合においては、会社の定めるところにより、保険料額を更正します。

（保険料払済契約への変更）

第42条 保険契約者は、基本契約の契約日から起算して２年を経過した後は、保険料払済契約への変更を請求することができます。この場合において、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込むことを要しません。

2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3 第１項の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額又は年金額を更正します。ただし、更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に関する取扱いをしません。

（変更の効力発生日）

第43条 前３条の変更は、月ごとの契約応当日（保険期間の満了する日を含みます。以下同じとします。）に変更の請求があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その変更の効力は、生じないものとします。

2 前項の規定により第40条第１項又は第41条第１項の変更の効力が生じる前に保険金若しくは育英年金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

（保険契約者の死亡の場合の保険料額の更正）

第44条 育英年金付学資保険の基本契約の保険契約者が死亡した場合において、第21条又は第55条の規定により育英年金を支払わない場合には、会社の定めるところにより、保険料額を更正し、会社の定める額の返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

（契約変更の特則）

第45条　保険契約者は、第40条から第42条までの変更のほか、契約変更に関する特則の定めるところにより、基本契約の変更の申込みをすることができます。

第12章　加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理

（加入年齢の計算）

第46条　基本契約の契約日における保険契約者の年齢は、出生の月から契約日の属する月まで月をもって計算し、１年に満たない端数があるときは、その端数が７か月以上のときは１年に切り上げ、６か月以下のときは切り捨てる方法により計算します。

２　基本契約の契約日における被保険者の年齢は、被保険者の出生の日が、４月２日のものにあってはその日から、４月２日以外のものにあってはその出生の日の直前の４月２日に出生したものとして当該４月２日から基本契約の契約日までを計算します。この場合において、１年に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てます。

３　基本契約締結後における保険契約者又は被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日ごとに、第１項又は前項の年齢に１歳を加えて計算します。

（年齢又は性別の誤りの処理）

第47条　保険契約申込書に記載された保険契約者又は被保険者の加入年齢又は性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、その基本契約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢又は性別に基づいて基本契約を締結したものとして、会社の定めるところにより、加入限度額を上限として保険金額又は年金額を更正します。この場合において、既に払い込まれた保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

第13章　解約

（解約）

第48条　保険契約者は、いつでも、将来に向かって、基本契約を解約することができます。

２　保険契約者が前項の解約をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

３　第１項の解約は、次に掲げる場合にあってはその時に、次に掲げる場合以外の場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日にその通知があった場合において、その通知があった直後の月ごとの契約応当日の前日までに保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その解約の効力は、生じないものとします。

(1)　月ごとの契約応当日に解約の通知があったとき。
(2)　保険料払込期間が満了した後において解約の通知があったとき。
(3)　保険料の払込免除となった後において解約の通知があったとき。
(4)　保険料払済契約に変更した後において解約の通知があったとき。

４　前項の規定により第１項の解約の効力が生じる前に保険金若しくは育英年金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

第14章　返戻金の支払及び無効保険料の払戻し

（返戻金の支払）

第49条　次に掲げる場合において、返戻金があるときは、保険契約者は、その支払を請求することができます。

(1)　基本契約の解除又は解約の通知
(2)　基本契約の失効
(3)　保険期間の短縮変更の請求
(4)　保険金額の減額変更の請求
(5)　死亡保険金の支払免責

２　前項の返戻金の額は、会社の定めるところにより、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。この場合において、前項第５号の死亡保険金の支払免責が第16条第１項第１号又は第２号によるときにあっては、責任準備金の額とします。

（無効保険料の払戻し）

第50条　基本契約又はその復活の全部又は一部が無効である場合において、保険契約者及び被保険者が善意であり、かつ、重大な過失のないときは、保険契約者は、保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができます。

第15章　契約の復活

（契約の復活）

第51条　第５条の場合において、保険契約者は、基本契約の失効後１年を経過する前に限り、会社の承諾を得て、その復活をすることができます。ただし、返戻金の支払の請求があった場合又は復活した場合の保険金額又は年金額が加入限度額を超える場合は、その復活をすることができません。

２　保険契約者が前項の復活をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して申し込んでください。

３　前項の場合において、保険契約者は、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額（以下「復活払込金」といいます。）の払込みを要します。

（復活払込金に代える保険金額の減額変更）

第52条　保険契約者は、基本契約の契約日から起算して２年を経過した後に失効した基本契約について復活の申込みをする場合においては、会社が認めた場合に限り、復活払込金の全部又は一部の払込みに代え、保険金額を減額するための変更を請求することができます。

2　前項の場合において、失効の当時基本契約に付加されていた特約についても復活の申込みをするときは、特約保険料の払込みをしなかった期間の特約保険料に相当する金額についても、前項の復活払込金と合わせて、その全部又は一部の払込みに代えた基本契約の保険金額の減額をするものとします。
3　第１項の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額又は年金額を更正します。ただし、更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に関する取扱いをしません。

（復活払込金の分割払込み）

第53条　保険契約者は、復活払込金の払込みを困難とするときは、会社が認めた場合に限り、その復活払込金のうち２か月分の保険料に相当する金額を除いた部分について、会社の定めるところにより、基本契約の復活に係る責任開始後において毎月分割して払い込むことができます。
2　前項の規定により分割して払い込む金額（以下「分割払込金」といいます。）は、第３条の規定により払い込むべき保険料と合わせて払い込むことを要します。
3　分割払込金の払込みを完了する前は、保険料の前納払込みの取扱いを受けることはできません。
4　第１項の規定は、分割払込金の払込みを完了する前に失効したときは、その後の復活の申込みには適用しません。

（復活に係る責任開始）

第54条　復活の申込みを承諾したときは、会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。
(1) 復活の申込みを承諾した後に復活払込金を受け取った場合　復活払込金を受け取った時
(2) 復活払込金を受け取った後に復活の申込みを承諾した場合　復活払込金を受け取った時（保険契約者又は被保険者の告知前に受け取った場合には、そのいずれか遅い告知の時）
2　前項の会社の責任開始の日を復活日とします。
3　第１項の場合には、保険証券に基本契約復活の旨を記載して保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

（復活の効果）

第55条　基本契約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。
2　前項の場合において、育英年金付学資保険の基本契約の失効後その復活までに保険契約者が死亡したときは、育英年金は支払いません。

第 16 章　契約者貸付

（契約者貸付）

第56条　保険契約者は、解約返戻金額の範囲内で、かつ、会社の定めるところにより算出された額の範囲内で、貸付けを受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たない場合には、貸付けを受けることはできません。
2　保険契約者が前項の貸付けを受けようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
3　貸付金の利息は、会社の定める利率で計算し、貸付けを受けた日（保険料に振り替えることを目的とする貸付けにあっては、保険料に振り替えた日）の翌日から弁済の日まで付けます。
4　保険契約者は、貸付けを受けた日（保険料に振り替えることを目的とする貸付けにあっては、最後に保険料に振り替えた日）の翌日から起算して１年の期間（当該期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間。以下「貸付期間」といいます。）内に、会社の定めるところにより、前項の規定により付された利息を添えて貸付金を弁済してください。ただし、貸付期間の満了前に、次に掲げる事由が生じたときは、その貸付けは弁済期に達したものとします。
(1) 基本契約の消滅（育英年金付学資保険の基本契約にあっては、被保険者が重度障害の状態に該当するに至った旨の通知が保険契約者の死亡した日以後にあったことにより、その基本契約について、育英年金に係る部分を除き被保険者が死亡したものとみなす場合を含みます。）
(2) 保険金額の減額変更（貸付金の元利金のうち、保険金額の減額割合に応じた部分が弁済期に達したものとします。）
(3) 保険料払済契約への変更（変更の効力発生日に貸付金の元利金を責任準備金から差し引きます。）
(4) 生存保険金の支払事由の発生（貸付金の元利金のうち、その生存保険金額の範囲内でその貸付けの全部又は一部が弁済期に達したものとします。）
5　保険契約者が貸付期間経過後に貸付金を弁済するときは、当該貸付期間の満了の日の翌日から貸付金を弁済する日までの期間について、会社の定める利率を適用します。
6　保険契約者が貸付金を弁済しないで貸付期間の満了の日の翌日から起算して１年の期間（当該期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間。以下この項において同じとします。）を経過したときは、会社の定めるところにより、貸付金の弁済に代えて、貸付金の元利金を責任準備金から差し引き、保険金額又は年金額（年金支払事由発生日以後において貸付金を弁済しないで貸付期間の満了の日の翌日から起算して１年の期間を経過したときを除きます。）を減額します。
7　保険契約者が貸付金（保険料に振り替えることを目的とする貸付けに係る貸付金にあっては、弁済期に達したものに限ります。）を弁済しないで更に貸付けを請求する場合（保険料に振り替えることを目的とする貸付けを請求する場合を除きます。）においては、前貸付金は、新たな貸付けを請求したときにおいて弁済があったものとして、新貸付金額からこれを差し引いて支払います。この場合においては、その支払を受けた金額に対するその貸付けの請求の日から支払を受けた日までの期間に係る利息は支払うことを要しません。

第 17 章　契約者配当

（契約者配当金の割当て）

第57条　会社は、会社の定めるところにより積み立てた契約者配当準備金（以下「準備金」といいます。）の中から、毎事業年度末に、会社の定めるところにより、当該事業年度末において効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。
2　前項のほか、基本契約の契約日から起算して会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定めるところにより、準備金の中から、契約者配当金を割り当てることがあります。

（契約者配当金の支払）

第58条　前条第１項の規定により割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中の年ごとの契約応当日において効力を有する基本契約（年ごとの契約応当日に基本契約の解除若しくは解約の通知があった基本契約又は保険金額の減額変更の請求のあった基本契約のうち減額部分を除きます。）に限り、その年ごとの契約応当日から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。

２　前条第１項の規定により割り当てた契約者配当金のうち、前項の規定に該当しなかった契約者配当金（その事業年度末又は翌事業年度中に保険期間の満了する基本契約に対して割り当てたもののうち、次項第１号の規定に該当したことにより支払うものを除きます。）は、準備金に繰り入れます。

３　次に掲げる事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金（次に掲げる事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。）を支払います。ただし、第１号の場合において満期保険金を支払うときにあっては満期保険金受取人に、第２号本文の場合において死亡保険金を支払うときにあっては死亡保険金受取人に、同号ただし書の場合にあっては年金受取人に支払います。

(1)　保険期間の満了

(2)　被保険者の死亡。ただし、育英年金が支払われることとなった場合において、年金支払事由発生日以後に第18条第１項の規定により被保険者が重度障害の状態に該当するに至った旨の通知があったことによりその者が死亡したものとみなされることとなった後、保険期間内に到来する年ごとの契約応当日があるときにあっては、最後の年ごとの契約応当日の到来

(3)　基本契約の解除又は解約の通知

(4)　基本契約の失効

(5)　保険金額の減額変更の請求

(6)　保険契約者による契約者配当金の支払請求

４　前項第５号に掲げる事由が生じたことにより支払う契約者配当金の額は、保険金額のうち減額した保険金額の割合によって計算します。

５　前条第２項の規定により割り当てた契約者配当金は、会社の定めるところにより支払います。

第 18 章　譲渡禁止

（譲渡禁止）

第59条　保険契約者、保険金受取人又は年金受取人は、保険金、育英年金、返戻金又は契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第 19 章　控除支払

（控除支払）

第60条　死亡保険金、満期保険金、返戻金、契約者配当金（第58条第３項第６号の契約者配当金の支払請求（以下「配当金支払請求」といいます。）によるものを除きます。）又は払い戻す保険料を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料、貸付金、第43条第２項又は第48条第４項の規定により会社が返還を受けるべき返戻金（返戻金と同時に支払った契約者配当金その他の金額を含みます。）その他会社が弁済を受けるべき金額があるときは、支払金額から差し引きます。

２　生存保険金を支払う場合において、その基本契約に関し貸付金があるときは、その貸付金の元利金を支払金額から差し引きます。

３　育英年金を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料があるときは、支払金額から差し引きます。

第 20 章　保険金の支払の請求等

（保険金の支払の請求等）

第61条　保険契約者、保険金受取人又は年金受取人は、死亡保険金若しくは育英年金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社に通知してください。

２　保険契約者、保険金受取人又は年金受取人が、保険金、育英年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金（以下「保険金等」といいます。）の支払の請求又は保険料の払込免除の請求をしようとするときは、会社の定めるところにより、別表第４に定める必要書類を会社に提出して請求してください。

３　保険金等は、前項の必要書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して10営業日以内に、会社の本社又は会社の指定した場所で支払います。ただし、事実の確認その他の事由により時日を要するときは、10営業日を過ぎることがあります。

４　会社は、事実の確認をするため、保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人に対し、照会し、又は同意を求めることがあります。この場合において、保険契約者、被保険者、保険金受取人又は年金受取人が会社の照会に対する回答又は同意を正当な理由なく拒んだときは、その回答又はその同意を得て事実を確認するまでは保険金等の支払又は保険料の払込免除は行いません。

５　保険契約者、保険金受取人又は年金受取人の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者、保険金受取人又は年金受取人に通知できないときにおいては、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者、保険金受取人又は年金受取人に到達したものとみなします。

６　会社が支払うべき金額に１円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

（時効）

第62条　保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利は、その保険金等の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた日の翌日から起算して５年を経過したときは、時効によって消滅します。

第 21 章　契約内容の登録

（契約内容の登録）

第63条　会社は、保険契約者及び被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。

）に登録します。
(1) 保険契約者並びに被保険者の氏名、生年月日、性別及び住所（市・区・郡までとします。）
(2) 死亡保険金の金額
(3) 基本契約の契約日（基本契約の復活が行われた場合は、最後の復活日とします。次項において同じとします。）
(4) 当会社名

2　前項の登録の期間は、契約日から５年以内とします。

3　協会加盟の各生命保険会社及び全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第１項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金又は災害死亡保険金のある特約を含みます。以下この条において同じとします。）の申込み（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の申込みを含みます。）を受けた場合、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4　各生命保険会社等は、第２項の登録の期間中に保険契約の申込みがあった場合、前項の規定により連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の承諾を含みます。以下この条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。

5　各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の日とします。）から５年以内に保険契約について死亡保険金又は高度障害保険金の支払請求を受けたときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金又は高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6　各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断又は支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7　協会及び各生命保険会社等は、登録又は連絡された内容を他に公開しないものとします。

8　保険契約者又は被保険者は、登録又は連絡された内容について、会社又は協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9　第３項、第４項及び第５項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

別表第１　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病又は体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し又はその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分　類　項　目	基本分類表番号
1　鉄道事故	E 800～E 807
2　自動車交通事故	E 810～E 819
3　自動車非交通事故	E 820～E 825
4　その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5　水上交通機関事故	E 830～E 838
6　航空機及び宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7　他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8　医薬品及び生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9　その他の固体、液体、ガス及び蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂及びグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎並びにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他及び詳細不明の細菌性食中毒）及びアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10　外科的及び内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11　患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的及び内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12　不慮の墜落	E 880～E 888
13　火災及び火焔による不慮の事故	E 890～E 899
14　自然及び環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧及び気圧の変化（E 902）」、「旅行及び身体動揺（E 903）」及び「飢餓、渇、不良環境曝露及び放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	E 900～E 909
15　溺水、窒息及び異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入又は嚥下による気道閉塞又は窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入又は嚥下による気道の閉塞又は窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16　その他の不慮の事故 ただし、「努力過度及び激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」及び「その他及び詳細不明の環境的原因及び不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928

17	医薬品及び生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18	他殺及び他人の加害による損傷	E 960～E 969
19	法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20	戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表第２　身体障害の状態

(1) 保険料の払込免除の対象となる身体障害の状態は、次のとおりとします。

1	両眼の視力の和が0.12以下になったもの
2	１眼が失明したもの
3	両耳の聴力レベルが69デシベル以上になったもの
4	言語又はそしゃくの機能に著しい障害を残すもの
5	精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの
6	脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すもの
7	１上肢を手関節以上で失ったもの
8	１上肢の３大関節中の２関節以上の用を全く廃したもの
9	１手の５手指を失ったもの、母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み３手指若しくは４手指を失ったもの
10	１手の５手指若しくは４手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含み３手指の用を全く廃したもの
11	１手の５手指若しくは４手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含む３手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの
12	１下肢を足関節以上で失ったもの
13	１下肢の３大関節中の２関節以上の用を全く廃したもの
14	10足指を失ったもの又は10足指の用を全く廃したもの
15	10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く廃したもの

(2) 重度障害の状態は、次のとおりとします。

1	両眼が失明したもの
2	言語又はそしゃくの機能を全く廃したもの
3	精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4	両上肢を手関節以上で失ったもの
5	１上肢を手関節以上で失い、かつ、他の１上肢の用を全く廃したもの
6	両上肢の用を全く廃したもの
7	１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの
8	１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢の用を全く廃したもの
9	１上肢の用を全く廃し、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの
10	１上肢及び１下肢の用を全く廃したもの
11	両下肢を足関節以上で失ったもの
12	１下肢を足関節以上で失い、かつ、他の１下肢の用を全く廃したもの
13	両下肢の用を全く廃したもの

(3) 前２号の表の適用については、次のとおりとします。

ア　身体障害

前２号の表に掲げる身体障害は、いずれも、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

イ　眼の障害

(ｱ) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。

(ｲ) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。

ウ　耳の障害

聴力はオージオメーターによって測定するものとします。

エ　言語、そしゃくの障害

(ｱ) 「言語の機能を全く廃したもの」とは、音声又は言語をそう失したものをいいます。

(ｲ) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声又は言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。

(ｳ) 「そしゃくの機能を全く廃したもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。

(ｴ) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食又はこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。

オ　精神、神経、胸腹部臓器の障害

(ｱ) 「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。

(ｲ) 「精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、又はこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。

カ　脊柱の障害

(ｱ) 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上の

ものをいいます。
(ｲ) 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいいます。

キ　上肢の障害
(ｱ) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、又は上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
(ｲ) 「上肢の用を全く廃したもの」とは、３大関節（肩関節、肘関節及び手関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。
(ｳ) 「関節の用を全く廃したもの」とは、関節が強直し、又は拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の４分の１以下に制限されたものをいいます。

ク　手指の障害
(ｱ) 「手指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
(ｲ) 「手指の用を全く廃したもの」とは、手指を末節の２分の１以上で失ったもの又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいいます。

ケ　下肢の障害
(ｱ) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、又は下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
(ｲ) 「下肢の用を全く廃したもの」とは、３大関節（股関節、膝関節及び足関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。
(ｳ) 「関節の用を全く廃したもの」とは、上肢の場合と同様とします。

コ　足指の障害
(ｱ) 「足指を失ったもの」とは、足指を基節の２分の１以上で失ったものをいいます。
(ｲ) 「足指の用を全く廃したもの」とは、第１足指にあっては、末節の２分の１以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったもの又は足指の中足指節関節若しくは近位指節間関節に完全強直若しくは完全拘縮を残すものをいいます。

別表第３　会社所定の感染症

会社所定の感染症は、次に掲げるものとします。

(1) エボラ出血熱
(2) クリミア・コンゴ出血熱
(3) 重症急性呼吸器症候群（病原体がＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）
(4) 痘そう
(5) ペスト
(6) マールブルグ病
(7) ラッサ熱
(8) 急性灰白髄炎
(9) コレラ
(10) 細菌性赤痢
(11) ジフテリア
(12) 腸チフス
(13) パラチフス

別表第４　必要書類

(1) 保険金等の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要な書類は、次の表に掲げるものとします。

ア　保険金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払（第14条関係）	死亡保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　保険契約者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 4　会社所定の医師の死亡証明書 5　死亡保険金受取人の戸籍抄本 6　死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 7　保険証券
満期保険金の支払（第14条関係）	満期保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　保険契約者及び被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　満期保険金受取人の戸籍抄本 4　満期保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 5　保険証券
生存保険金の支払（第14条関係）	生存保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　保険契約者及び被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　生存保険金受取人の戸籍抄本 4　生存保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証

		5　保険証券
保険金の倍額支払（第17条関係）	死亡保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の死亡が不慮の事故又は会社所定の感染症によるものであることを証明するに足りる書類 3　死亡保険金受取人の戸籍抄本 4　死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 5　保険証券
重度障害による保険金の支払（第18条第１項関係）	死亡保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　死亡保険金受取人の戸籍抄本 3　死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4　保険証券

イ　育英年金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
育英年金の支払（第20条、第22条関係）	年金受取人	1　会社所定の請求書 2　保険契約者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 4　会社所定の医師の死亡証明書又は会社所定の医師の診断書 5　年金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券

ウ　保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による払込免除（第10条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　保険契約者及び被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
重度障害による払込免除（第11条、第18条第５項関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　保険契約者及び被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
保険契約者の死亡等による払込免除（第12条、第13条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　保険契約者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 4　会社所定の医師の死亡証明書又は会社所定の医師の診断書 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券

エ　その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第８条関係）	保険契約者	1　その旨を記載した請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
未経過期間に対する保険料の払戻し（第９条関係）	保険契約者、死亡保険金受取人又は満期保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　保険契約者、死亡保険金受取人又は満期保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
重度障害の通知（第18条第１項関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　保険契約者及び被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
保険契約者の代表者の指定（その変更を含む。）（第31条関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
保険金受取人の代表者の指定（その変更を含む。）（第31条関係）	保険金受取人	1　会社所定の通知書 2　その保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券

第32条の規定による保険契約者の変更（第32条関係）	承継保険契約者	1　会社所定の請求書 2　保険契約者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　承継保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4　保険証券
第36条の規定による保険契約者の変更（第36条関係）	承継前の保険契約者	1　会社所定の請求書 2　承継前の保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
保険金受取人の指定又はその変更（第39条関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
保険金受取人の指定変更権の放棄（第39条関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
契約の変更（第40条ー第42条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
解約（第48条関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
返戻金の支払（第49条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
無効保険料の払戻し（第50条関係）	保険契約者	1　その旨を記載した請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
契約の復活（第51条関係）	保険契約者	1　会社所定の申込書 2　保険証券
契約者貸付（第56条関係）	保険契約者	1　会社所定の申込書又は請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
契約者配当金の支払（第58条関係）	保険契約者、死亡保険金受取人、満期保険金受取人又は年金受取人	1　会社所定の請求書 2　保険契約者及び被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証（配当金支払請求をする場合に限ります。） 3　保険契約者、死亡保険金受取人、満期保険金受取人又は年金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4　保険証券

(2) 会社は、前号の書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、同号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

終身保険普通保険約款

（平成19年10月1日制定）

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　責任開始（第２条）
第３章　保険料の払込み（第３条－第９条）
第４章　保険料の払込免除（第10条・第11条）
第５章　保険金の支払（第12条－第16条）
第６章　告知義務及び告知義務違反等による契約の解除（第17条－第22条）
第７章　契約の無効（第23条・第24条）
第８章　保険契約者又は保険金受取人の代表者（第25条）
第９章　契約関係者の異動（第26条－第28条）
第10章　契約の変更（第29条－第34条）
第11章　加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理（第35条・第36条）
第12章　解約（第37条）
第13章　返戻金の支払及び無効保険料の払戻し（第38条・第39条）
第14章　契約の復活（第40条－第44条）
第15章　契約者貸付（第45条）
第16章　契約者配当（第46条・第47条）
第17章　譲渡禁止（第48条）
第18章　控除支払（第49条）
第19章　保険金の支払の請求等（第50条・第51条）
第20章　契約内容の登録（第52条）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この約款は、次の基本契約（保険契約のうち、特約に係る部分を除いたものをいいます。以下同じとします。）について定めます。

(1) 普通終身保険

被保険者が死亡したことにより死亡保険金の支払をするものとし、死亡保険金の額の別により、次の種類とします。

ア　定額型終身保険

死亡保険金の額を一定額とするものとします。

イ　２倍型終身保険

保険料払込期間の満了前に支払うべき死亡保険金の額を保険料払込期間の満了後に支払うべき死亡保険金の額の２倍とするものとします。

ウ　５倍型終身保険

保険料払込期間の満了前に支払うべき死亡保険金の額を保険料払込期間の満了後に支払うべき死亡保険金の額の５倍とするものとします。

(2) 特別終身保険

被保険者が死亡したことにより死亡保険金の支払をするほか、被保険者の生存中に一定の期間が満了したことにより生存保険金の支払をするものとします。

第２章　責任開始

（責任開始）

第２条　会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

(1) 基本契約の申込みを承諾した後に第１回保険料を受け取った場合　第１回保険料を受け取った時

(2) 第１回保険料相当額を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合　第１回保険料相当額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）

２　前項の会社の責任開始の日を契約日とします。

３　基本契約の申込みを承諾したときは、保険証券を保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

第３章　保険料の払込み

（払込時期）

第３条　保険契約者は、第２回以降の保険料を、基本契約の契約日から起算して１か月ごとに、その応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下「月ごとの契約応当日」といいます。）の属する月（その月にその応当日がない場合にあっては、月ごとの契約応当日の前日の属する月）の１日から末日まで（以下「払込時期」といいます。）に払い込んでください。

（猶予期間）

第４条　保険料の払込猶予期間は、払込時期の翌月１日から３か月目の月における月ごとの契約応当日の前日までとします。

（契約の失効）

第５条　保険契約者が保険料を払い込まないで前条の猶予期間を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。

（払込方法（経路））

第６条　保険契約者は、会社の定めるところにより、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

(1) 集金払込み（会社の派遣した集金人に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限ります。））

(2) 窓口払込み（会社の本社又は会社の指定した場所に持参して払い込む方法）

(3) 口座払込み（会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法）

(4) 団体払込み（保険契約者の所属する団体を通じて払い込む方法（当該団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。））

２　保険契約者は、前項各号の保険料の払込方法（経路）を相互に変更することができます。

３　保険料の払込方法（経路）が、第１項第１号、第３号又は第４号である場合において、選択された保険料の払込方法（経路）について、会社の取扱範囲又は取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。

（会社による払込方法（経路）の変更）

第７条　会社は、集金払込みを選択した保険契約者が保険料を払込時期内に会社の派遣した集金人に払い込まない場合又は前条第３項の規定により保険料の払込方法（経路）の変更を要する保険契約者が、当該変更をしない場合は、これを窓口払込みに変更することができます。

（前納払込み）

第８条　保険契約者は、会社の定めるところにより、保険料の全部又は一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で保険料を割り引きます。

２　前項の規定により前納された保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日ごとに保険料の払込みに充当します。

３　保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（死亡保険金と同時に支払う場合にあっては、死亡保険金受取人）に払い戻します。

４　第１項の規定により保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、やむを得ない事由があるときは、保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合において、会社がその請求を認めたときは、会社の定めるところにより、その取消しをした期間に対する保険料を保険契約者に払い戻します。

５　保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

（未経過期間に対する保険料の払戻し）

第９条　保険料を払い込んだ後、次に掲げる事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日以降の期間に係る保険料の全部又は一部について払込みを要しないこととなったときは、会社の定めるところにより、その払込みを要しないこととなった期間に対する保険料を保険契約者に払い戻します。

(1) 基本契約の消滅

(2) 保険料の払込免除

(3) 保険料払込期間又は保険期間の短縮変更

(4) 保険金額の減額変更

(5) 保険料払済契約への変更

２　前項の場合において、払い戻す保険料は、死亡保険金と同時に支払う場合にあっては、同項の規定にかかわらず、死亡保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその保険料を受け取る旨の意思表示をしたときは、これを保険契約者に払い戻します。

第４章　保険料の払込免除

（身体障害による払込免除）

第10条　被保険者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）において不慮の事故（別表第１に定めるものをいいます。以下同じとします。）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に別表第２第１号に定める身体障害の状態になったときは、将来の保険料を払込免除とします。

２　前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより別表第２第１号に定める身体障害の状態になった場合には、適用しません。

(1) 保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意又は重大な過失

(2) 被保険者の犯罪行為

(3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故

(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

３　被保険者が次のいずれかにより別表第２第１号に定める身体障害の状態になった場合で、その原因により当該身体障害の状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

(1) 地震、噴火又は津波

(2) 戦争その他の変乱

（重度障害による払込免除）

第11条　被保険者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）において受けた傷害又はかかった疾病により別表第２第２号に定める重度障害の状態（以下「重度障害の状態」といいます。）になったときは、将来の保険料を払込免除とします。ただし、保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意により重度障害の状態になった場合は、保険料を払込免除としません。

2　被保険者が戦争その他の変乱により重度障害の状態になった場合で、その原因により重度障害の状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

第５章　保険金の支払

（保険金の支払）

第12条　普通終身保険の基本契約の保険金の支払については、次のとおりとします。

(1) 定額型終身保険

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人

(2) ２倍型終身保険

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	1　被保険者の死亡が保険料払込期間の満了前であるとき　基準保険金額（死亡保険金を支払う際に基準となる保険金額をいいます。以下同じとします。） 2　被保険者の死亡が保険料払込期間の満了後であるとき　基準保険金額の50%に相当する金額	死亡保険金受取人

(3) ５倍型終身保険

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	1　被保険者の死亡が保険料払込期間の満了前であるとき　基準保険金額 2　被保険者の死亡が保険料払込期間の満了後であるとき　基準保険金額の20%に相当する金額	死亡保険金受取人

2　特別終身保険の基本契約の保険金の支払については、次のとおりとします。

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	1　被保険者の死亡が保険料払込期間の満了前であるとき　基準保険金額 2　被保険者の死亡が保険料払込期間の満了後５年を経過する前であるとき　基準保険金額の80%に相当する金額 3　被保険者の死亡が保険料払込期間の満了後５年を経過し10年を経過する前であるとき　基準保険金額の60%に相当する金額 4　被保険者の死亡が保険料払込期間の満了後10年を経過し15年を経過する前であるとき　基準保険金額の40%に相当する金額 5　被保険者の死亡が保険料払込期間の満了後15年を経過した後であるとき　基準保険金額の20%に相当する金額	死亡保険金受取人
生存保険金	被保険者の生存中に保険料払込期間が満了したとき並びにその期間の満了後５年、10年及び15年の期間が満了したとき	それぞれ基準保険金額の20%に相当する金額	生存保険金受取人

（死亡保険金の支払免責等）

第13条　被保険者が次のいずれかにより死亡した場合には、死亡保険金を支払いません。

(1) 基本契約の責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して３年を経過する前の自殺

(2) 指定された死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部を受け取るべき場合には、指定された他の死亡保険金受取人にその残額を支払います。

(3) 保険契約者の故意

2　被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合において、削減して支払う金額は、責任準備金の額を下回ることはありません。

（保険金の倍額支払）

第14条　被保険者が基本契約の契約日から起算して１年６か月を経過した後に、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、又は会社所定の感染症（別表第３に定める感染症をいいます。以下同じとします。）を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金額と同額（２倍型終身保険又は５倍型終身保険の基本契約

にあっては、保険料払込期間が満了した後に被保険者が死亡したことにより支払うべき死亡保険金額に相当する額）の保険金を死亡保険金受取人に支払います。ただし、復活した基本契約において、その復活日（第43条第２項に定める復活日をいいます。）から起算して６か月を経過しないものは、保険金の倍額支払をしません。

2　前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより死亡した場合には、適用しません。

(1) 疾病（会社所定の感染症を除きます。）を直接の原因とする事故
(2) 保険契約者、被保険者又は指定された死亡保険金受取人の故意又は重大な過失
(3) 被保険者の犯罪行為
(4) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

3　被保険者が次のいずれかにより死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、第１項に定める額の保険金を削減して支払い、又はその支払をしないことがあります。

(1) 地震、噴火又は津波
(2) 戦争その他の変乱

（重度障害による死亡保険金の支払）

第15条　被保険者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）において受けた傷害又はかかった疾病により重度障害の状態に該当するに至った場合において、保険契約者からその旨の通知があったときは、その通知があった日にその傷害又は疾病により被保険者が死亡したものとみなして、死亡保険金の支払の規定その他この約款の規定（前条の規定を除きます。）を適用します。この場合において、死亡保険金受取人が指定されていないとき（指定された死亡保険金受取人が死亡し更に死亡保険金受取人の指定がない場合を含みます。）は、死亡保険金は、被保険者に支払います。

2　保険契約者が前項の通知をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3　２倍型終身保険又は５倍型終身保険の基本契約において、保険契約者がやむを得ない事由により保険料払込期間内に第１項の通知をすることができなかったと会社が認めた場合には、当該期間の末日にその通知があったものとみなします。

4　第１項の規定は、被保険者が保険契約者、被保険者又は指定された死亡保険金受取人の故意により重度障害の状態に該当するに至った場合には、適用しません。

5　被保険者が戦争その他の変乱により重度障害の状態に該当するに至った場合で、その原因により重度障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合において、削減して支払う金額は、責任準備金の額を下回ることはありません。

6　第１項の場合において、保険契約者から、第11条の規定に基づく保険料払込免除の取扱いを受けて基本契約を継続する旨の請求があったときは、同項の規定にかかわらず、当該請求に基づき取り扱います。この場合において、後日同項の規定に基づく死亡保険金の支払請求をしようとするときは、保険契約者は、改めて同項に規定する通知をしてください。

（無指定の場合の保険金受取人）

第16条　保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、死亡保険金については被保険者の遺族を、生存保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とします。

2　前項の遺族は、被保険者の配偶者（届出がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに被保険者の死亡当時被保険者の扶助によって生計を維持していた者及び被保険者の生計を維持していた者とします。

3　胎児である子又は孫は、前項の規定の適用については、既に生まれたものとみなします。

4　前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは適用しません。

5　第２項に規定する遺族が２人以上あるときは、同項に掲げる順序により先順位にある者を第１項の保険金受取人とします。

6　遺族であって故意に被保険者、先順位者又は同順位者である者を殺したものは、第１項の保険金受取人となることができません。

第６章　告知義務及び告知義務違反等による契約の解除

（告知義務）

第17条　保険契約者又は被保険者は、その基本契約の締結又は復活の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について答えることを要します。

（告知義務違反による契約の解除）

第18条　保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について悪意又は重大な過失によって事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったときは、その基本契約を解除することができません。

2　前項の解除権は、会社が解除の原因を知った時から１か月間これを行わないときは消滅します。基本契約がその責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して２年以上継続したとき（その期間内に被保険者が別表第２第１号に定める身体障害の状態又は重度障害の状態になった場合において、その者について同項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）も、同様とします。

（解除の効果）

第19条　会社は、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、被保険者について前条第１項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その死亡保険金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその死亡保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。ただし、保険契約者、被保険者又は死

亡保険金受取人において、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由の発生の原因が当該解除の原因たる事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。

（解除の相手方）

第20条　第18条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。

2　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。

3　第18条第２項に規定する１か月の期間は、保険契約者若しくはその法定代理人又は前項の場合における被保険者、死亡保険金受取人若しくはそれらの法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときは、これらの者の所在が知れた時から起算します。

（重大事由による契約の解除）

第21条　会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。

(1) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が保険金（保険料の払込免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類及び保険金の名称の如何を問いません。以下この項において同じとします。）を詐取する目的又は他人に保険金を詐取させる目的で保険事故を招致（未遂を含みます。）した場合。

(2) 保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為があった場合。

(3) この基本契約に付加されている特約が重大事由によって解除された場合。

(4) 他の保険契約との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。

(5) その他この基本契約を継続することを期待しえない第１号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。

2　会社は、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その保険金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。

3　第１項の規定による基本契約の解除については、前条第１項及び第２項の規定を準用します。

（加入限度額超過による契約の解除）

第22条　会社は、基本契約の保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、将来に向かって基本契約を解除することができます。

2　会社は、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その保険金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。

3　第１項の規定による基本契約の解除については、第20条第１項及び第２項の規定を準用します。

第７章　契約の無効

（詐欺による無効）

第23条　保険契約者又は被保険者の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、その基本契約又は復活は、無効とします。

（不法取得目的による無効）

第24条　保険契約者が保険金（保険料の払込免除を含みます。以下この条において同じとします。）を不法に取得する目的又は他人に保険金を不法に取得させる目的をもって、基本契約の締結又は復活を行ったときは、その基本契約又は復活は、無効とします。

第８章　保険契約者又は保険金受取人の代表者

（保険契約者又は保険金受取人の代表者）

第25条　基本契約について保険契約者又は保険金受取人が２人以上あるときは、各代表者１人を指定してください。この場合には、その代表者は、それぞれ他の保険契約者又は保険金受取人を代理するものとします。

2　保険契約者又は保険金受取人が前項の指定（その変更を含みます。）をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3　第１項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、その基本契約について保険契約者又は保険金受取人の１人に対してした行為は、他の者に対しても、その効力を有します。

4　基本契約について保険契約者が２人以上あるときは、その基本契約に関する未払保険料、貸付金その他会社に弁済すべき債務は、連帯とします。

第９章　契約関係者の異動

（保険契約者の変更）

第26条　保険契約者は、被保険者の同意及び会社の承諾を得て、第三者に保険契約者の基本契約による権利義務を承継させることができます。

2　保険契約者が前項の承継をさせようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して請求してください。

3　第１項の承継をしたときは、保険証券に記載します。

（住所等の変更の届出）

第27条　保険契約者又は被保険者が住所又は氏名を変更したときは、その旨を会社の本社又は会社の指定した場所に届け出てください。

（保険金受取人の指定又はその変更）

第28条　保険契約者は、既に支払事由が発生した保険金に係る保険金受取人を除き、被保険者の同意を得て、保険金受取人を指定し、又はその指定を変更することができます。ただし、保険契約者の指定した保険金受取人が第三者である場合において、保険契約者が指定の変更をしない旨の意思を会社に対して表示したときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。

2　保険契約者が前項の指定若しくはその変更又は指定の変更をしない旨の意思表示をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3　第１項の指定又はその変更は、保険証券に記載を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第 10 章　契約の変更

（保険料払込期間の短縮変更）

第29条　保険契約者は、基本契約の契約日から起算して２年を経過した後は、保険料払込期間を短縮するための変更を請求することができます。ただし、基本契約の契約日における被保険者の年齢が変更後の基本契約に係る契約日における会社の定める加入年齢の範囲外であるときは、その変更を請求することはできません。

2　保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3　第１項の変更は、第１条各号に定める保険の種類を変更しないで、変更後の基本契約の保険料払込期間が変更前の基本契約の保険料払込期間を下回ることとなる、基本契約の契約日における契約種類（会社の定める契約種類をいいます。次条において同じとします。）のいずれかに変更するものとします。

4　第１項本文の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額又は保険料額を更正します。ただし、更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に関する取扱いをしません。

（保険期間の短縮変更）

第30条　定額型終身保険の基本契約においては、保険契約者は、基本契約の契約日から起算して２年を経過した後は、保険期間を短縮するための変更を請求することができます。ただし、基本契約の契約日における被保険者の年齢が変更後の基本契約に係る契約日における会社の定める加入年齢の範囲外であるときは、その変更を請求することはできません。

2　保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3　第１項の変更は、普通養老保険（変更後の保険料払込期間の年数が変更前の保険料払込期間の年数以下となる契約種類に限ります。）に変更するものとします。

4　第１項本文の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。ただし、更正後の保険金額が基本契約の契約日における普通養老保険に係る会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に関する取扱いをしません。

5　第１項の規定による変更後の基本契約については、養老保険普通保険約款を適用します。

（保険金額の減額変更）

第31条　保険契約者は、基本契約の契約日から起算して２年を経過した後は、保険金額を減額するための変更を請求することができます。ただし、次に掲げる場合には、その変更を請求することはできません。

(1)　保険料が払込免除となっているとき。

(2)　保険料払済契約に変更されているとき。

(3)　減額後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。

(4)　減額後の保険金額が10万円の倍数でないとき。

2　保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3　第１項本文の場合においては、会社の定めるところにより、保険料額を更正します。

（保険料払済契約への変更）

第32条　保険契約者は、基本契約の契約日から起算して２年を経過した後は、保険料払済契約への変更を請求することができます。この場合において、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込むことを要しません。

2　保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3　第１項の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。ただし、更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に関する取扱いをしません。

（変更の効力発生日）

第33条　前４条の変更は、月ごとの契約応当日に変更の請求があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その変更の効力は、生じないものとします。

2　前項の規定により第29条第１項又は第31条第１項の変更の効力が生じる前に保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

（契約変更の特則）

第34条　保険契約者は、第29条から第32条までの変更のほか、契約変更に関する特則の定めるところにより、基本契約の変更の申込みをすることができます。

第 11 章　加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理

（加入年齢の計算）

第35条　基本契約の契約日における被保険者の年齢は、出生の月から契約日の属する月まで月をもって計算し、１年に満たない端数があるときは、その端数が７か月以上のときは１年に切り上げ、６か月以下のときは切り捨てる方法により計

算します。
2　基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日（契約日から起算した１年ごとの応当日（その年にその応当日がない場合にあっては、契約日の属する月の１年ごとの応当月の末日の翌日）をいいます。以下同じとします。）ごとに、前項の年齢に１歳を加えて計算します。

（年齢又は性別の誤りの処理）

第36条　保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢又は性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、その基本契約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢又は性別に基づいて基本契約を締結したものとして、会社の定めるところにより、加入限度額を上限として保険金額を更正します。この場合において、既に払い込まれた保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

第12章　解約

（解約）

第37条　保険契約者は、いつでも、将来に向かって、基本契約を解約することができます。
2　保険契約者が前項の解約をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
3　第１項の解約は、次に掲げる場合にあってはその時に、次に掲げる場合以外の場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日にその通知があった場合において、その通知があった直後の月ごとの契約応当日の前日までに保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その解約の効力は、生じないものとします。
(1)　月ごとの契約応当日に解約の通知があったとき。
(2)　保険料払込期間が満了した後において解約の通知があったとき。
(3)　保険料の払込免除となった後において解約の通知があったとき。
(4)　保険料払済契約に変更した後において解約の通知があったとき。
4　前項の規定により第１項の解約の効力が生じる前に保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

第13章　返戻金の支払及び無効保険料の払戻し

（返戻金の支払）

第38条　次に掲げる場合において、返戻金があるときは、保険契約者は、その支払を請求することができます。
(1)　基本契約の解除又は解約の通知
(2)　基本契約の失効
(3)　保険料払込期間の短縮変更の請求
(4)　保険金額の減額変更の請求
(5)　死亡保険金の支払免責
2　前項の返戻金の額は、会社の定めるところにより、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。この場合において、前項第５号の死亡保険金の支払免責が第13条第１項第１号又は第２号によるときにあっては、責任準備金の額とします。

（無効保険料の払戻し）

第39条　基本契約又はその復活の全部又は一部が無効である場合において、保険契約者及び被保険者が善意であり、かつ、重大な過失のないときは、保険契約者は、保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができます。

第14章　契約の復活

（契約の復活）

第40条　第５条の場合において、保険契約者は、基本契約の失効後１年を経過する前に限り、会社の承諾を得て、その復活をすることができます。ただし、返戻金の支払の請求があった場合又は復活した場合の保険金額が加入限度額を超える場合は、その復活をすることができません。
2　保険契約者が前項の復活をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して申し込んでください。
3　前項の場合において、保険契約者は、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額（以下「復活払込金」といいます。）の払込みを要します。

（復活払込金に代える保険金額の減額変更）

第41条　保険契約者は、基本契約の契約日から起算して２年を経過した後に失効した基本契約について復活の申込みをする場合においては、会社が認めた場合に限り、復活払込金の全部又は一部の払込みに代え、保険金額を減額するための変更を請求することができます。
2　前項の場合において、失効の当時基本契約に付加されていた特約についても復活の申込みをするときは、特約保険料の払込みをしなかった期間の特約保険料に相当する金額についても、前項の復活払込金と合わせて、その全部又は一部の払込みに代えた基本契約の保険金額の減額をするものとします。
3　第１項の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。ただし、更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に関する取扱いをしません。

（復活払込金の分割払込み）

第42条　保険契約者は、復活払込金の払込みを困難とするときは、会社が認めた場合に限り、その復活払込金のうち２か月分の保険料に相当する金額を除いた部分について、会社の定めるところにより、基本契約の復活に係る責任開始後において毎月分割して払い込むことができます。
2　前項の規定により分割して払い込む金額（以下「分割払込金」といいます。）は、第３条の規定により払い込むべき保

険料と合わせて払い込むことを要します。
3　分割払込金の払込みを完了する前は、保険料の前納払込みの取扱いを受けることはできません。
4　第１項の規定は、分割払込金の払込みを完了する前に失効したときは、その後の復活の申込みには適用しません。

（復活に係る責任開始）

第43条　復活の申込みを承諾したときは、会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。
(1) 復活の申込みを承諾した後に復活払込金を受け取った場合　復活払込金を受け取った時
(2) 復活払込金を受け取った後に復活の申込みを承諾した場合　復活払込金を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）
2　前項の会社の責任開始の日を復活日とします。
3　第１項の場合には、保険証券に基本契約復活の旨を記載して保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

（復活の効果）

第44条　基本契約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。

第 15 章　契約者貸付

（契約者貸付）

第45条　保険契約者は、解約返戻金額の範囲内で、かつ、会社の定めるところにより算出された額の範囲内で、貸付けを受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たない場合には、貸付けを受けることはできません。
2　保険契約者が前項の貸付けを受けようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
3　貸付金の利息は、会社の定める利率で計算し、貸付けを受けた日（保険料に振り替えることを目的とする貸付けにあっては、保険料に振り替えた日）の翌日から弁済の日まで付けます。
4　保険契約者は、貸付けを受けた日（保険料に振り替えることを目的とする貸付けにあっては、最後に保険料に振り替えた日）の翌日から起算して１年の期間（当該期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間。以下「貸付期間」といいます。）内に、会社の定めるところにより、前項の規定により付された利息を添えて貸付金を弁済してください。ただし、貸付期間の満了前に、次に掲げる事由が生じたときは、その貸付けは弁済期に達したものとします。
(1) 基本契約の消滅
(2) 保険金額の減額変更（貸付金の元利金のうち、保険金額の減額割合に応じた部分が弁済期に達したものとします。）
(3) 保険料払済契約への変更（変更の効力発生日に貸付金の元利金を責任準備金から差し引きます。）
(4) 生存保険金の支払事由の発生（貸付金の元利金のうち、その生存保険金額の範囲内でその貸付けの全部又は一部が弁済期に達したものとします。）
5　保険契約者が貸付期間経過後に貸付金を弁済するときは、当該貸付期間の満了の日の翌日から貸付金を弁済する日までの期間について、会社の定める利率を適用します。
6　保険契約者が貸付金を弁済しないで貸付期間の満了の日の翌日から起算して１年の期間（当該期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間）を経過したときは、会社の定めるところにより、貸付金の弁済に代えて、貸付金の元利金を責任準備金から差し引き、保険金額を減額します。
7　保険契約者が貸付金（保険料に振り替えることを目的とする貸付けに係る貸付金にあっては、弁済期に達したものに限ります。）を弁済しないで更に貸付けを請求する場合（保険料に振り替えることを目的とする貸付けを請求する場合を除きます。）においては、前貸付金は、新たな貸付けを請求したときにおいて弁済があったものとして、新貸付金額からこれを差し引いて支払います。この場合においては、その支払を受けた金額に対するその貸付けの請求の日から支払を受けた日までの期間に係る利息は支払うことを要しません。

第 16 章　契約者配当

（契約者配当金の割当て）

第46条　会社は、会社の定めるところにより積み立てた契約者配当準備金（以下「準備金」といいます。）の中から、毎事業年度末に、会社の定めるところにより、当該事業年度末において効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。
2　前項のほか、基本契約の契約日から起算して会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定めるところにより、準備金の中から、契約者配当金を割り当てることがあります。

（契約者配当金の支払）

第47条　前条第１項の規定により割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中の年ごとの契約応当日において効力を有する基本契約（年ごとの契約応当日に基本契約の解除若しくは解約の通知があった基本契約又は保険金額の減額変更の請求のあった基本契約のうち減額部分を除きます。）に限り、その年ごとの契約応当日から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。
2　前条第１項の規定により割り当てた契約者配当金のうち、前項の規定に該当しなかった契約者配当金は、準備金に繰り入れます。
3　次に掲げる事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金（次に掲げる事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。）を支払います。ただし、第１号の場合において死亡保険金を支払うときにあっては、死亡保険金受取人に支払います。
(1) 被保険者の死亡
(2) 基本契約の解除又は解約の通知
(3) 基本契約の失効
(4) 保険金額の減額変更の請求
(5) 保険契約者による契約者配当金の支払請求
4　前項第４号に掲げる事由が生じたことにより支払う契約者配当金の額は、保険金額のうち減額した保険金額の割合によ

って計算します。
5　前条第２項の規定により割り当てた契約者配当金は、会社の定めるところにより支払います。

第 17 章　譲渡禁止

（譲渡禁止）

第48条　保険契約者又は保険金受取人は、保険金、返戻金又は契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第 18 章　控除支払

（控除支払）

第49条　死亡保険金、返戻金、契約者配当金（第47条第３項第５号の契約者配当金の支払請求（以下「配当金支払請求」といいます。）によるものを除きます。）又は払い戻す保険料を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料、貸付金、第33条第２項又は第37条第４項の規定により会社が返還を受けるべき返戻金（返戻金と同時に支払った契約者配当金その他の金額を含みます。）その他会社が弁済を受けるべき金額があるときは、支払金額から差し引きます。
2　生存保険金を支払う場合において、その基本契約に関し貸付金があるときは、その貸付金の元利金を支払金額から差し引きます。

第 19 章　保険金の支払の請求等

（保険金の支払の請求等）

第50条　保険契約者又は保険金受取人は、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社に通知してください。
2　保険契約者又は保険金受取人が、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金（以下「保険金等」といいます。）の支払の請求又は保険料の払込免除の請求をしようとするときは、会社の定めるところにより、別表第４に定める必要書類を会社に提出して請求してください。
3　保険金等は、前項の必要書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して10営業日以内に、会社の本社又は会社の指定した場所で支払います。ただし、事実の確認その他の事由により時日を要するときは、10営業日を過ぎることがあります。
4　会社は、事実の確認をするため、保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対し、照会し、又は同意を求めることがあります。この場合において、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が会社の照会に対する回答又は同意を正当な理由なく拒んだときは、その回答又はその同意を得て事実を確認するまでは保険金等の支払又は保険料の払込免除は行いません。
5　保険契約者又は保険金受取人の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又は保険金受取人に通知できないときにおいては、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者又は保険金受取人に到達したものとみなします。
6　会社が支払うべき金額に１円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

（時効）

第51条　保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利は、その保険金等の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた日の翌日から起算して５年を経過したときは、時効によって消滅します。

第 20 章　契約内容の登録

（契約内容の登録）

第52条　会社は、保険契約者及び被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
(1)　保険契約者並びに被保険者の氏名、生年月日、性別及び住所（市・区・郡までとします。）
(2)　死亡保険金の金額
(3)　基本契約の契約日（基本契約の復活が行われた場合は、最後の復活日とします。次項において同じとします。）
(4)　当会社名
2　前項の登録の期間は、契約日から５年以内とします。
3　協会加盟の各生命保険会社及び全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第１項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金又は災害死亡保険金のある特約を含みます。以下この条において同じとします。）の申込み（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の申込みを含みます。）を受けた場合、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4　各生命保険会社等は、第２項の登録の期間中に保険契約の申込みがあった場合、前項の規定により連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の承諾を含みます。以下この条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
5　各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の日とします。）から５年以内に保険契約について死亡保険金又は高度障害保険金の支払請求を受けたときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金又は高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6　各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断又は支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7　協会及び各生命保険会社等は、登録又は連絡された内容を他に公開しないものとします。
8　保険契約者又は被保険者は、登録又は連絡された内容について、会社又は協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9　第３項、第４項及び第５項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

別表第１　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病又は体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し又はその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分　類　項　目	基本分類表番号
1　鉄道事故	E 800～E 807
2　自動車交通事故	E 810～E 819
3　自動車非交通事故	E 820～E 825
4　その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5　水上交通機関事故	E 830～E 838
6　航空機及び宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7　他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8　医薬品及び生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9　その他の固体、液体、ガス及び蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂及びグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎並びにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他及び詳細不明の細菌性食中毒）及びアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10　外科的及び内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11　患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的及び内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12　不慮の墜落	E 880～E 888
13　火災及び火焔による不慮の事故	E 890～E 899
14　自然及び環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧及び気圧の変化（E 902）」、「旅行及び身体動揺（E 903）」及び「飢餓、渇、不良環境曝露及び放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	E 900～E 909
15　溺水、窒息及び異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入又は嚥下による気道閉塞又は窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入又は嚥下による気道の閉塞又は窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16　その他の不慮の事故 ただし、「努力過度及び激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」及び「その他及び詳細不明の環境的原因及び不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17　医薬品及び生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18　他殺及び他人の加害による損傷	E 960～E 969
19　法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20　戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表第２　身体障害の状態

(1)　保険料の払込免除の対象となる身体障害の状態は、次のとおりとします。

1　両眼の視力の和が0.12以下になったもの
2　１眼が失明したもの
3　両耳の聴力レベルが69デシベル以上になったもの
4　言語又はそしゃくの機能に著しい障害を残すもの
5　精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの
6　脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すもの
7　１上肢を手関節以上で失ったもの
8　１上肢の３大関節中の２関節以上の用を全く廃したもの
9　１手の５手指を失ったもの、母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み３手指若しくは４手指を失ったもの
10　１手の５手指若しくは４手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含み３手指の用を全く廃したもの
11　１手の５手指若しくは４手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含む３手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの
12　１下肢を足関節以上で失ったもの
13　１下肢の３大関節中の２関節以上の用を全く廃したもの

14　10足指を失ったもの又は10足指の用を全く廃したもの 15　10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く廃したもの

(2) 重度障害の状態は、次のとおりとします。

1　両眼が失明したもの 2　言語又はそしゃくの機能を全く廃したもの 3　精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4　両上肢を手関節以上で失ったもの 5　１上肢を手関節以上で失い、かつ、他の１上肢の用を全く廃したもの 6　両上肢の用を全く廃したもの 7　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの 8　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢の用を全く廃したもの 9　１上肢の用を全く廃し、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの 10　１上肢及び１下肢の用を全く廃したもの 11　両下肢を足関節以上で失ったもの 12　１下肢を足関節以上で失い、かつ、他の１下肢の用を全く廃したもの 13　両下肢の用を全く廃したもの

(3) 前２号の表の適用については、次のとおりとします。

ア　身体障害

前２号の表に掲げる身体障害は、いずれも、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

イ　眼の障害

(ｱ) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。

(ｲ) 「失明したもの」とは、視力が 0.02 以下になったものをいいます。

ウ　耳の障害

聴力はオージオメーターによって測定するものとします。

エ　言語、そしゃくの障害

(ｱ) 「言語の機能を全く廃したもの」とは、音声又は言語をそう失したものをいいます。

(ｲ) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声又は言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。

(ｳ) 「そしゃくの機能を全く廃したもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。

(ｴ) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食又はこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。

オ　精神、神経、胸腹部臓器の障害

(ｱ) 「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。

(ｲ) 「精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、又はこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。

カ　脊柱の障害

(ｱ) 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。

(ｲ) 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいいます。

キ　上肢の障害

(ｱ) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、又は上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

(ｲ) 「上肢の用を全く廃したもの」とは、３大関節（肩関節、肘関節及び手関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。

(ｳ) 「関節の用を全く廃したもの」とは、関節が強直し、又は拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の４分の１以下に制限されたものをいいます。

ク　手指の障害

(ｱ) 「手指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(ｲ) 「手指の用を全く廃したもの」とは、手指を末節の２分の１以上で失ったもの又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいいます。

ケ　下肢の障害

(ｱ) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、又は下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

(ｲ) 「下肢の用を全く廃したもの」とは、３大関節（股関節、膝関節及び足関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。

(ｳ) 「関節の用を全く廃したもの」とは、上肢の場合と同様とします。

コ　足指の障害

(ｱ) 「足指を失ったもの」とは、足指を基節の２分の１以上で失ったものをいいます。

(ｲ) 「足指の用を全く廃したもの」とは、第１足指にあっては、末節の２分の１以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいい、その他の足指にあ

っては、遠位指節間関節以上を失ったもの又は足指の中足指節関節若しくは近位指節間関節に完全強直若しくは完全拘縮を残すものをいいます。

別表第３　会社所定の感染症

会社所定の感染症は、次に掲げるものとします。

(1) エボラ出血熱
(2) クリミア・コンゴ出血熱
(3) 重症急性呼吸器症候群（病原体がＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）
(4) 痘そう
(5) ペスト
(6) マールブルグ病
(7) ラッサ熱
(8) 急性灰白髄炎
(9) コレラ
(10) 細菌性赤痢
(11) ジフテリア
(12) 腸チフス
(13) パラチフス

別表第４　必要書類

(1) 保険金等の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要な書類は、次の表に掲げるものとします。

ア　保険金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払（第12条関係）	死亡保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3　会社所定の医師の死亡証明書 4　死亡保険金受取人の戸籍抄本 5　死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
生存保険金の支払（第12条関係）	生存保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　生存保険金受取人の戸籍抄本 4　生存保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 5　保険証券
保険金の倍額支払（第14条関係）	死亡保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の死亡が不慮の事故又は会社所定の感染症によるものであることを証明するに足りる書類 3　死亡保険金受取人の戸籍抄本 4　死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 5　保険証券
重度障害による保険金の支払（第15条第１項関係）	死亡保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　死亡保険金受取人の戸籍抄本 3　死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4　保険証券

イ　保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による払込免除（第10条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
重度障害による払込免除（第11条、第15条第６項関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券

ウ　その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第８条関係）	保険契約者	1　その旨を記載した請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証

		3　保険証券
未経過期間に対する保険料の払戻し（第９条関係）	保険契約者又は死亡保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　保険契約者又は死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
重度障害の通知（第 15 条第１項関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
保険契約者の代表者の指定（その変更を含む。）（第 25 条関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
保険金受取人の代表者の指定（その変更を含む。）（第 25 条関係）	保険金受取人	1　会社所定の通知書 2　その保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
保険契約者の変更（第 26 条関係）	承継前の保険契約者	1　会社所定の請求書 2　承継前の保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
保険金受取人の指定又はその変更（第 28 条関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
保険金受取人の指定変更権の放棄（第 28 条関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
契約の変更（第 29 条－第 32 条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
解約（第 37 条関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
返戻金の支払（第 38 条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
無効保険料の払戻し（第 39 条関係）	保険契約者	1　その旨を記載した請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
契約の復活（第 40 条関係）	保険契約者	1　会社所定の申込書 2　保険証券
契約者貸付（第 45 条関係）	保険契約者	1　会社所定の申込書又は請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
契約者配当金の支払（第 47 条関係）	保険契約者又は死亡保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証（配当金支払請求をする場合に限ります。） 3　保険契約者又は死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4　保険証券

(2) 会社は、前号の書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、同号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(3) 官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者及び死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払を受ける従業員を被保険者とする基本契約の場合、保険契約者である団体がこの基本契約の保険金等の全部又はその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金又は弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者又は死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金又は重度障害による死亡保険金の支払請求の際、次のア及びイの書類の提出も必要とします。

ア　被保険者又は死亡退職金等の受給者の請求内容確認書（死亡退職金等の受給者が２人以上である場合には、そのうち１人からの提出で足りるものとします。）

イ　保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

介護保険金付終身保険普通保険約款

（平成19年10月１日制定）

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　責任開始（第２条）
第３章　保険料の払込み（第３条－第９条）
第４章　保険料の払込免除（第10条－第12条）
第５章　保険金の支払（第13条－第17条）
第６章　告知義務及び告知義務違反等による契約の解除（第18条－第23条）
第７章　契約の無効（第24条・第25条）
第８章　保険契約者又は保険金受取人の代表者（第26条）
第９章　契約関係者の異動（第27条－第29条）
第10章　契約の変更（第30条－第34条）
第11章　加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理（第35条・第36条）
第12章　解約（第37条）
第13章　返戻金の支払及び無効保険料の払戻し（第38条・第39条）
第14章　契約の復活（第40条－第44条）
第15章　契約者貸付（第45条）
第16章　契約者配当（第46条・第47条）
第17章　譲渡禁止（第48条）
第18章　控除支払（第49条）
第19章　保険金の支払の請求等（第50条・第51条）
第20章　契約内容の登録（第52条）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この約款は、介護保険金付終身保険の基本契約（保険契約のうち、特約に係る部分を除いたものをいいます。以下同じとします。）について定め、介護保険金付終身保険は、被保険者が死亡したことにより死亡保険金の支払をするほか、被保険者の生存中に一定の期間が満了したことにより生存保険金、又は被保険者が特定の常時の介護を要する身体障害の状態となり、その状態が一定の期間継続したことにより介護保険金の支払をするものとします。

第２章　責任開始

（責任開始）

第２条　会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

(1) 基本契約の申込みを承諾した後に第１回保険料を受け取った場合　第１回保険料を受け取った時

(2) 第１回保険料相当額を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合　第１回保険料相当額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）

２　前項の会社の責任開始の日を契約日とします。

３　基本契約の申込みを承諾したときは、保険証券を保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

第３章　保険料の払込み

（払込時期）

第３条　保険契約者は、第２回以降の保険料を、基本契約の契約日から起算して１か月ごとに、その応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下「月ごとの契約応当日」といいます。）の属する月（その月にその応当日がない場合にあっては、月ごとの契約応当日の前日の属する月）の１日から末日まで（以下「払込時期」といいます。）に払い込んでください。

（猶予期間）

第４条　保険料の払込猶予期間は、払込時期の翌月１日から３か月目の月における月ごとの契約応当日の前日までとします。

（契約の失効）

第５条　保険契約者が保険料を払い込まないで前条の猶予期間を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。

（払込方法（経路））

第６条　保険契約者は、会社の定めるところにより、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

(1) 集金払込み（会社の派遣した集金人に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限ります。））

(2) 窓口払込み（会社の本社又は会社の指定した場所に持参して払い込む方法）

(3) 口座払込み（会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法）

(4) 団体払込み（保険契約者の所属する団体を通じて払い込む方法（当該団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。））

２　保険契約者は、前項各号の保険料の払込方法（経路）を相互に変更することができます。

3　保険料の払込方法（経路）が、第１項第１号、第３号又は第４号である場合において、選択された保険料の払込方法（経路）について、会社の取扱範囲又は取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。

（会社による払込方法（経路）の変更）

第７条　会社は、集金払込みを選択した保険契約者が保険料を払込時期内に会社の派遣した集金人に払い込まない場合又は前条第３項の規定により保険料の払込方法（経路）の変更を要する保険契約者が、当該変更をしない場合は、これを窓口払込みに変更することができます。

（前納払込み）

第８条　保険契約者は、会社の定めるところにより、保険料の全部又は一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で保険料を割り引きます。

2　前項の規定により前納された保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日ごとに保険料の払込みに充当します。

3　保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（死亡保険金と同時に支払う場合にあっては、死亡保険金受取人）に払い戻します。

4　第１項の規定により保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、やむを得ない事由があるときは、保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合において、会社がその請求を認めたときは、会社の定めるところにより、その取消しをした期間に対する保険料を保険契約者に払い戻します。

5　保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第６に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

（未経過期間に対する保険料の払戻し）

第９条　保険料を払い込んだ後、次に掲げる事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日以降の期間に係る保険料の全部又は一部について払込みを要しないこととなったときは、会社の定めるところにより、その払込みを要しないこととなった期間に対する保険料を保険契約者に払い戻します。

(1)　基本契約の消滅
(2)　保険料の払込免除
(3)　保険料払込期間の短縮変更
(4)　保険金額の減額変更
(5)　保険料払済契約への変更

2　前項の場合において、払い戻す保険料は、死亡保険金と同時に支払う場合にあっては、同項の規定にかかわらず、死亡保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその保険料を受け取る旨の意思表示をしたときは、これを保険契約者に払い戻します。

第４章　保険料の払込免除

（身体障害による払込免除）

第10条　被保険者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）において不慮の事故（別表第１に定めるものをいいます。以下同じとします。）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に別表第２第１号に定める身体障害の状態になったときは、将来の保険料を払込免除とします。

2　前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより別表第２第１号に定める身体障害の状態になった場合には、適用しません。

(1)　保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意又は重大な過失
(2)　被保険者の犯罪行為
(3)　被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
(4)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
(5)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
(6)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

3　被保険者が次のいずれかにより別表第２第１号に定める身体障害の状態になった場合で、その原因により当該身体障害の状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

(1)　地震、噴火又は津波
(2)　戦争その他の変乱

（重度障害による払込免除）

第11条　被保険者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）において受けた傷害又はかかった疾病により別表第２第２号に定める重度障害の状態（以下「重度障害の状態」といいます。）になったときは、将来の保険料を払込免除とします。ただし、保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意により重度障害の状態になった場合は、保険料を払込免除としません。

2　被保険者が戦争その他の変乱により重度障害の状態になった場合で、その原因により重度障害の状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

（特定要介護状態による払込免除）

第12条　被保険者が責任開始時以後に特定要介護状態（別表第３に定めるものをいいます。以下同じとします。）になり、かつ、その特定要介護状態になった日から起算して特定要介護状態が保険期間中に180日継続したときは、その特定要介護状態になった日以後の保険料を払込免除とします。

2　前項の規定は、次のいずれかにより被保険者の特定要介護状態が180日継続したときには、適用しません。

(1)　保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意又は重大な過失
(2)　被保険者の犯罪行為

(3) 被保険者の薬物依存（別表第４に定めるものをいいます。以下同じとします。）

3　戦争その他の変乱により被保険者の特定要介護状態が180日継続した場合で、その原因により特定要介護状態が180日継続した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

第５章　保険金の支払

（保険金の支払）

第13条　介護保険金付終身保険の基本契約の保険金の支払については、次のとおりとします。

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	1　被保険者の死亡が保険料払込期間の満了前であるとき　基準保険金額（死亡保険金の支払の際に基準となる保険金額をいいます。以下同じとします。）（既に支払った又は支払うべき介護保険金がある場合には、基準保険金額からその介護保険金額を差し引いた残額） 2　被保険者の死亡が保険料払込期間の満了後であるとき　基準保険金額の30%に相当する金額	死亡保険金受取人
介護保険金	1　被保険者が責任開始時以後に特定要介護状態になり、かつ、その特定要介護状態になった日から起算して特定要介護状態が保険期間中に180日継続したとき、及びその特定要介護状態に係る介護保険金の支払事由が発生した日から起算して１年ごとのその日に応当する日において、特定要介護状態がなお継続しているとき（当該保険期間中に限ります。） 2　介護保険金の支払事由に該当した被保険者が特定要介護状態でなくなり、その後保険期間中に新たに特定要介護状態になった場合にあっては、直前の特定要介護状態に係る介護保険金の支払事由が発生した日から起算して１年を経過した後において、新たに特定要介護状態になった日から起算して特定要介護状態が保険期間中に180日継続したことになるとき、及びその特定要介護状態に係る介護保険金の支払事由が発生した日から起算して１年ごとのその日に応当する日において、特定要介護状態がなお継続しているとき（当該保険期間中に限ります。）	それぞれ基準保険金額の７%に相当する金額	介護保険金受取人
生存保険金	被保険者の生存中（既に介護保険金の支払事由が発生している場合を除きます。）に保険料払込期間が満了したとき並びにその期間の満了後５年、10年及び15年の期間が満了したとき	それぞれ基準保険金額の７%に相当する金額	生存保険金受取人

2　介護保険金及び生存保険金の支払額は、通算して、基準保険金額の70%に相当する額を限度とします。

3　保険金額を減額した場合において、その減額前に既に支払った又は支払うべき介護保険金又は生存保険金がある場合には、前項の規定による保険金の支払額を通算するときは、これらの保険金の額は、減額前の保険金額に対する減額後の保険金額の割合により更正されたものとします。

（死亡保険金の支払免責等）

第14条　被保険者が次のいずれかにより死亡した場合には、死亡保険金を支払いません。

(1) 基本契約の責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して３年を経過する前の自殺

(2) 指定された死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部を受け取るべき場合には、指定された他の死亡保険金受取人にその残額を支払います。

(3) 保険契約者の故意

2　被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の

基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合において、削減して支払う金額は、責任準備金の額を下回ることはありません。

（介護保険金の支払免責等）

第15条　被保険者が次のいずれかにより第13条第１項に規定する状態になったときは、介護保険金を支払いません。

(1) 保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失

(2) 指定された介護保険金受取人の故意又は重大な過失。ただし、その者が介護保険金の一部を受け取るべき場合には、指定された他の介護保険金受取人にその残額を支払います。

(3) 被保険者の犯罪行為

(4) 被保険者の薬物依存

２　戦争その他の変乱により被保険者が第13条第１項に規定する状態になった場合で、その原因により当該状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、介護保険金を削減して支払うことがあります。

（保険金の倍額支払）

第16条　被保険者が基本契約の契約日から起算して１年６か月を経過した後に、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、又は会社所定の感染症（別表第５に定める感染症をいいます。以下同じとします。）を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金額と同額の保険金を死亡保険金受取人に支払います。ただし、復活した基本契約において、その復活日（第43条第２項に定める復活日をいいます。）から起算して６か月を経過しないものは、保険金の倍額支払をしません。

２　前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより死亡した場合には、適用しません。

(1) 疾病（会社所定の感染症を除きます。）を直接の原因とする事故

(2) 保険契約者、被保険者又は指定された死亡保険金受取人の故意又は重大な過失

(3) 被保険者の犯罪行為

(4) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故

(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

３　被保険者が次のいずれかにより死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、第１項に定める額の保険金を削減して支払い、又はその支払をしないことがあります。

(1) 地震、噴火又は津波

(2) 戦争その他の変乱

（無指定の場合の保険金受取人）

第17条　保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、死亡保険金については被保険者の遺族を、生存保険金又は介護保険金については被保険者をそれぞれの保険金受取人とします。

２　前項の遺族は、被保険者の配偶者（届出がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに被保険者の死亡当時被保険者の扶助によって生計を維持していた者及び被保険者の生計を維持していた者とします。

３　胎児である子又は孫は、前項の規定の適用については、既に生まれたものとみなします。

４　前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは適用しません。

５　第２項に規定する遺族が２人以上あるときは、同項に掲げる順序により先順位にある者を第１項の保険金受取人とします。

６　遺族であって故意に被保険者、先順位者又は同順位者である者を殺したものは、第１項の保険金受取人となることができません。

第６章　告知義務及び告知義務違反等による契約の解除

（告知義務）

第18条　保険契約者又は被保険者は、その基本契約の締結又は復活の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について答えることを要します。

（告知義務違反による契約の解除）

第19条　保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について悪意又は重大な過失によって事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったときは、その基本契約を解除することができません。

２　前項の解除権は、会社が解除の原因を知った時から１か月間これを行わないときは消滅します。基本契約がその責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して２年以上継続したとき（その期間内に被保険者が別表第２第１号に定める身体障害の状態若しくは重度障害の状態になった場合又は被保険者の特定要介護状態が180日継続した場合において、その者について同項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）も、同様とします。

（解除の効果）

第20条　会社は、死亡保険金若しくは介護保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、被保険者について前条第１項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その死亡保険金若しくは介護保険金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその死亡保険金若しくは介護保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。ただし、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人若しくは介護保険金受取人において、死亡保険金若しくは介護保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由の発生の原因が当該解除の原因たる事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金若しくは介護保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。

（解除の相手方）

第21条　第19条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。
2　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人若しくは介護保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。
3　第19条第２項に規定する１か月の期間は、保険契約者若しくはその法定代理人又は前項の場合における被保険者、死亡保険金受取人、介護保険金受取人若しくはそれらの法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときは、これらの者の所在が知れた時から起算します。

（重大事由による契約の解除）

第22条　会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。
(1) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が保険金（保険料の払込免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類及び保険金の名称の如何を問いません。以下この項において同じとします。）を詐取する目的又は他人に保険金を詐取させる目的で保険事故を招致（未遂を含みます。）した場合。
(2) 保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為があった場合。
(3) この基本契約に付加されている特約が重大事由によって解除された場合。
(4) 他の保険契約との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
(5) その他この基本契約を継続することを期待しえない第１号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
2　会社は、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その保険金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。
3　第１項の規定による基本契約の解除については、前条第１項及び第２項の規定を準用します。

（加入限度額超過による契約の解除）

第23条　会社は、基本契約の保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、将来に向かって基本契約を解除することができます。
2　会社は、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その保険金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。
3　第１項の規定による基本契約の解除については、第21条第１項及び第２項の規定を準用します。

第７章　契約の無効

（詐欺による無効）

第24条　保険契約者又は被保険者の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、その基本契約又は復活は、無効とします。

（不法取得目的による無効）

第25条　保険契約者が保険金（保険料の払込免除を含みます。以下この条において同じとします。）を不法に取得する目的又は他人に保険金を不法に取得させる目的をもって、基本契約の締結又は復活を行ったときは、その基本契約又は復活は、無効とします。

第８章　保険契約者又は保険金受取人の代表者

（保険契約者又は保険金受取人の代表者）

第26条　基本契約について保険契約者又は保険金受取人が２人以上あるときは、各代表者１人を指定してください。この場合には、その代表者は、それぞれ他の保険契約者又は保険金受取人を代理するものとします。
2　保険契約者又は保険金受取人が前項の指定（その変更を含みます。）をしようとするときは、別表第６に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
3　第１項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、その基本契約について保険契約者又は保険金受取人の１人に対してした行為は、他の者に対しても、その効力を有します。
4　基本契約について保険契約者が２人以上あるときは、その基本契約に関する未払保険料、貸付金その他会社に弁済すべき債務は、連帯とします。

第９章　契約関係者の異動

（保険契約者の変更）

第27条　保険契約者は、被保険者の同意及び会社の承諾を得て、第三者に保険契約者の基本契約による権利義務を承継させることができます。
2　保険契約者が前項の承継をさせようとするときは、別表第６に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して請求してください。
3　第１項の承継をしたときは、保険証券に記載します。

（住所等の変更の届出）

第28条　保険契約者又は被保険者が住所又は氏名を変更したときは、その旨を会社の本社又は会社の指定した場所に届け出てください。

（保険金受取人の指定又はその変更）

第29条　保険契約者は、既に支払事由が発生した保険金に係る保険金受取人を除き、被保険者の同意を得て、保険金受取人を指定し、又はその指定を変更することができます。ただし、保険契約者の指定した保険金受取人が第三者である場合

において、保険契約者が指定の変更をしない旨の意思を会社に対して表示したときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。
2　保険契約者が前項の指定若しくはその変更又は指定の変更をしない旨の意思表示をしようとするときは、別表第６に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
3　第１項の指定又はその変更は、保険証券に記載を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第 10 章　契約の変更

（保険料払込期間の短縮変更）

第30条　保険契約者は、基本契約の契約日から起算して２年を経過した後は、保険料払込期間を短縮するための変更を請求することができます。ただし、基本契約の契約日における被保険者の年齢が変更後の基本契約に係る契約日における会社の定める加入年齢の範囲外であるときは、その変更を請求することはできません。
2　保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第６に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
3　第１項の変更は、変更後の基本契約の保険料払込期間が変更前の基本契約の保険料払込期間を下回ることとなる、介護保険金付終身保険の基本契約の契約日における契約種類（会社の定める契約種類をいいます。）のいずれかに変更するものとします。
4　第１項本文の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。ただし、更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に関する取扱いをしません。

（保険金額の減額変更）

第31条　保険契約者は、基本契約の契約日から起算して２年を経過した後は、保険金額を減額するための変更を請求することができます。ただし、次に掲げる場合には、その変更を請求することはできません。
(1)　保険料が払込免除となっているとき。
(2)　保険料払済契約に変更されているとき。
(3)　減額後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。
(4)　減額後の保険金額が 10 万円の倍数でないとき。
2　保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第６に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
3　第１項本文の場合においては、会社の定めるところにより、保険料額を更正します。

（保険料払済契約への変更）

第32条　保険契約者は、基本契約の契約日から起算して２年を経過した後は、保険料払済契約への変更を請求することができます。この場合において、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込むことを要しません。
2　保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第６に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
3　第１項の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。ただし、更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に関する取扱いをしません。

（変更の効力発生日）

第33条　前３条の変更は、月ごとの契約応当日に変更の請求があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その変更の効力は、生じないものとします。
2　前項の規定により第31条第１項の変更の効力が生じる前に保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

（契約変更の特則）

第34条　保険契約者は、第30条から第32条までの変更のほか、契約変更に関する特則の定めるところにより、基本契約の変更の申込みをすることができます。

第 11 章　加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理

（加入年齢の計算）

第35条　基本契約の契約日における被保険者の年齢は、出生の月から契約日の属する月まで月をもって計算し、１年に満たない端数があるときは、その端数が７か月以上のときは１年に切り上げ、６か月以下のときは切り捨てる方法により計算します。
2　基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日（契約日から起算した１年ごとの応当日（その年にその応当日がない場合にあっては、契約日の属する月の１年ごとの応当月の末日の翌日）をいいます。以下同じとします。）ごとに、前項の年齢に１歳を加えて計算します。

（年齢又は性別の誤りの処理）

第36条　保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢又は性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、その基本契約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢又は性別に基づいて基本契約を締結したものとして、会社の定めるところにより、加入限度額を上限として保険金額を更正します。この場合において、既に払い込まれた保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

第 12 章　解約

（解約）

第37条　保険契約者は、いつでも、将来に向かって、基本契約を解約することができます。
2　保険契約者が前項の解約をしようとするときは、別表第６に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提

出してください。
3　第１項の解約は、次に掲げる場合にあってはその時に、次に掲げる場合以外の場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日にその通知があった場合において、その通知があった直後の月ごとの契約応当日の前日までに保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その解約の効力は、生じないものとします。
(1) 月ごとの契約応当日に解約の通知があったとき。
(2) 保険料払込期間が満了した後において解約の通知があったとき。
(3) 保険料の払込免除となった後において解約の通知があったとき。
(4) 保険料払済契約に変更した後において解約の通知があったとき。
4　前項の規定により第１項の解約の効力が生じる前に保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

第 13 章　返戻金の支払及び無効保険料の払戻し

（返戻金の支払）

第38条　次に掲げる場合において、返戻金があるときは、保険契約者は、その支払を請求することができます。
(1) 基本契約の解除又は解約の通知
(2) 基本契約の失効
(3) 保険金額の減額変更の請求
(4) 死亡保険金の支払免責
2　前項の返戻金の額は、会社の定めるところにより、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。この場合において、前項第４号の死亡保険金の支払免責が第14条第１項第１号又は第２号によるときにあっては、責任準備金の額とします。

（無効保険料の払戻し）

第39条　基本契約又はその復活の全部又は一部が無効である場合において、保険契約者及び被保険者が善意であり、かつ、重大な過失のないときは、保険契約者は、保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができます。

第 14 章　契約の復活

（契約の復活）

第40条　第５条の場合において、保険契約者は、基本契約の失効後１年を経過する前に限り、会社の承諾を得て、その復活をすることができます。ただし、返戻金の支払の請求があった場合又は復活した場合の保険金額が加入限度額を超える場合は、その復活をすることができません。
2　保険契約者が前項の復活をしようとするときは、別表第６に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して申し込んでください。
3　前項の場合において、保険契約者は、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額（以下「復活払込金」といいます。）の払込みを要します。

（復活払込金に代える保険金額の減額変更）

第41条　保険契約者は、基本契約の契約日から起算して２年を経過した後に失効した基本契約について復活の申込みをする場合においては、会社が認めた場合に限り、復活払込金の全部又は一部の払込みに代え、保険金額を減額するための変更を請求することができます。
2　前項の場合において、失効の当時基本契約に付加されていた特約についても復活の申込みをするときは、特約保険料の払込みをしなかった期間の特約保険料に相当する金額についても、前項の復活払込金と合わせて、その全部又は一部の払込みに代えた基本契約の保険金額の減額をするものとします。
3　第１項の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。ただし、更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に関する取扱いをしません。

（復活払込金の分割払込み）

第42条　保険契約者は、復活払込金の払込みを困難とするときは、会社が認めた場合に限り、その復活払込金のうち２か月分の保険料に相当する金額を除いた部分について、会社の定めるところにより、基本契約の復活に係る責任開始後において毎月分割して払い込むことができます。
2　前項の規定により分割して払い込む金額（以下「分割払込金」といいます。）は、第３条の規定により払い込むべき保険料と合わせて払い込むことを要します。
3　分割払込金の払込みを完了する前は、保険料の前納払込みの取扱いを受けることはできません。
4　第１項の規定は、分割払込金の払込みを完了する前に失効したときは、その後の復活の申込みには適用しません。

（復活に係る責任開始）

第43条　復活の申込みを承諾したときは、会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。
(1) 復活の申込みを承諾した後に復活払込金を受け取った場合　復活払込金を受け取った時
(2) 復活払込金を受け取った後に復活の申込みを承諾した場合　復活払込金を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）
2　前項の会社の責任開始の日を復活日とします。
3　第１項の場合には、保険証券に基本契約復活の旨を記載して保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

（復活の効果）

第44条　基本契約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。ただし、基本契約の失効後復活までの間における特定要介護状態は、特定要介護状態には含まれないものとします。

第 15 章　契約者貸付

（契約者貸付）

第45条　保険契約者は、解約返戻金額の範囲内で、かつ、会社の定めるところにより算出された額の範囲内で、貸付けを受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たない場合には、貸付けを受けることはできません。

2　保険契約者が前項の貸付けを受けようとするときは、別表第６に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3　貸付金の利息は、会社の定める利率で計算し、貸付けを受けた日（保険料に振り替えることを目的とする貸付けにあっては、保険料に振り替えた日）の翌日から弁済の日まで付けます。

4　保険契約者は、貸付けを受けた日（保険料に振り替えることを目的とする貸付けにあっては、最後に保険料に振り替えた日）の翌日から起算して１年の期間（当該期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間。以下「貸付期間」といいます。）内に、会社の定めるところにより、前項の規定により付された利息を添えて貸付金を弁済してください。ただし、貸付期間の満了前に、次に掲げる事由が生じたときは、その貸付けは弁済期に達したものとします。

(1) 基本契約の消滅

(2) 保険金額の減額変更（貸付金の元利金のうち、保険金額の減額割合に応じた部分が弁済期に達したものとします。）

(3) 保険料払済契約への変更（変更の効力発生日に貸付金の元利金を責任準備金から差し引きます。）

(4) 生存保険金の支払事由の発生（貸付金の元利金のうち、その生存保険金額の範囲内でその貸付けの全部又は一部が弁済期に達したものとします。）

5　保険契約者が貸付期間経過後に貸付金を弁済するときは、当該貸付期間の満了の日の翌日から貸付金を弁済する日までの期間について、会社の定める利率を適用します。

6　保険契約者が貸付金を弁済しないで貸付期間の満了の日の翌日から起算して１年の期間（当該期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間）を経過したときは、会社の定めるところにより、貸付金の弁済に代えて、貸付金の元利金を責任準備金から差し引き、保険金額を減額します。

7　保険契約者が貸付金（保険料に振り替えることを目的とする貸付けに係る貸付金にあっては、弁済期に達したものに限ります。）を弁済しないで更に貸付けを請求する場合（保険料に振り替えることを目的とする貸付けを請求する場合を除きます。）においては、前貸付金は、新たな貸付けを請求したときにおいて弁済があったものとして、新貸付金額からこれを差し引いて支払います。この場合においては、その支払を受けた金額に対するその貸付けの請求の日から支払を受けた日までの期間に係る利息は支払うことを要しません。

第16章　契約者配当

（契約者配当金の割当て）

第46条　会社は、会社の定めるところにより積み立てた契約者配当準備金（以下「準備金」といいます。）の中から、毎事業年度末に、会社の定めるところにより、当該事業年度末において効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。

2　前項のほか、基本契約の契約日から起算して会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定めるところにより、準備金の中から、契約者配当金を割り当てることがあります。

（契約者配当金の支払）

第47条　前条第１項の規定により割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中の年ごとの契約応当日において効力を有する基本契約（年ごとの契約応当日に基本契約の解除若しくは解約の通知があった基本契約又は保険金額の減額変更の請求のあった基本契約のうち減額部分を除きます。）に限り、その年ごとの契約応当日から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。

2　前条第１項の規定により割り当てた契約者配当金のうち、前項の規定に該当しなかった契約者配当金は、準備金に繰り入れます。

3　次に掲げる事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金（次に掲げる事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。）を支払います。ただし、第１号の場合において死亡保険金を支払うときにあっては、死亡保険金受取人に支払います。

(1) 被保険者の死亡

(2) 基本契約の解除又は解約の通知

(3) 基本契約の失効

(4) 保険金額の減額変更の請求

(5) 保険契約者による契約者配当金の支払請求

4　前項第４号に掲げる事由が生じたことにより支払う契約者配当金の額は、保険金額のうち減額した保険金額の割合によって計算します。

5　前条第２項の規定により割り当てた契約者配当金は、会社の定めるところにより支払います。

第17章　譲渡禁止

（譲渡禁止）

第48条　保険契約者又は保険金受取人は、保険金、返戻金又は契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第18章　控除支払

（控除支払）

第49条　死亡保険金、返戻金、契約者配当金（第47条第３項第５号の契約者配当金の支払請求（以下「配当金支払請求」といいます。）によるものを除きます。）又は払い戻す保険料を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料、貸付金、第33条第２項又は第37条第４項の規定により会社が返還を受けるべき返戻金（返戻金と同時に支払った契約者配当金その他の金額を含みます。）その他会社が弁済を受けるべき金額があるときは、支払金額から差し引きます。

2　生存保険金を支払う場合において、その基本契約に関し貸付金があるときは、その貸付金の元利金を支払金額から差し

引きます。
3　介護保険金を支払う場合において、返還を受けるべき生存保険金があるときは、その生存保険金に相当する金額を差し引きます。

第19章　保険金の支払の請求等

（保険金の支払の請求等）

第50条　保険契約者又は保険金受取人は、死亡保険金若しくは介護保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社に通知してください。

2　保険契約者又は保険金受取人が、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金（以下「保険金等」といいます。）の支払の請求又は保険料の払込免除の請求をしようとするときは、会社の定めるところにより、別表第６に定める必要書類を会社に提出して請求してください。

3　保険金等は、前項の必要書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して10営業日以内に、会社の本社又は会社の指定した場所で支払います。ただし、事実の確認その他の事由により時日を要するときは、10営業日を過ぎることがあります。

4　会社は、事実の確認をするため、保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対し、照会し、又は同意を求めることがあります。この場合において、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が会社の照会に対する回答又は同意を正当な理由なく拒んだときは、その回答又はその同意を得て事実を確認するまでは保険金等の支払又は保険料の払込免除は行いません。

5　保険契約者又は保険金受取人の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又は保険金受取人に通知できないときにおいては、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者又は保険金受取人に到達したものとみなします。

6　会社が支払うべき金額に１円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

（時効）

第51条　保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利は、その保険金等の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた日の翌日から起算して５年を経過したときは、時効によって消滅します。

第20章　契約内容の登録

（契約内容の登録）

第52条　会社は、保険契約者及び被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

(1)　保険契約者並びに被保険者の氏名、生年月日、性別及び住所（市・区・郡までとします。）
(2)　死亡保険金の金額
(3)　基本契約の契約日（基本契約の復活が行われた場合は、最後の復活日とします。次項において同じとします。）
(4)　当会社名

2　前項の登録の期間は、契約日から５年以内とします。

3　協会加盟の各生命保険会社及び全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第１項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金又は災害死亡保険金のある特約を含みます。以下この条において同じとします。）の申込み（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の申込みを含みます。）を受けた場合、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4　各生命保険会社等は、第２項の登録の期間中に保険契約の申込みがあった場合、前項の規定により連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の承諾を含みます。以下この条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。

5　各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の日とします。）から５年以内に保険契約について死亡保険金又は高度障害保険金の支払請求を受けたときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金又は高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6　各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断又は支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7　協会及び各生命保険会社等は、登録又は連絡された内容を他に公開しないものとします。

8　保険契約者又は被保険者は、登録又は連絡された内容について、会社又は協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9　第３項、第４項及び第５項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

別表第１　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病又は体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し又はその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分　類　項　目	基本分類表番号
1　鉄道事故	E 800～E 807
2　自動車交通事故	E 810～E 819
3　自動車非交通事故	E 820～E 825
4　その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5　水上交通機関事故	E 830～E 838

6	航空機及び宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7	他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8	医薬品及び生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9	その他の固体、液体、ガス及び蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂及びグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎並びにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他及び詳細不明の細菌性食中毒）及びアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10	外科的及び内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11	患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的及び内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12	不慮の墜落	E 880～E 888
13	火災及び火焔による不慮の事故	E 890～E 899
14	自然及び環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧及び気圧の変化（E 902）」、「旅行及び身体動揺（E 903）」及び「飢餓、渇、不良環境曝露及び放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	E 900～E 909
15	溺水、窒息及び異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入又は嚥下による気道閉塞又は窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入又は嚥下による気道の閉塞又は窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16	その他の不慮の事故 ただし、「努力過度及び激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」及び「その他及び詳細不明の環境的原因及び不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17	医薬品及び生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18	他殺及び他人の加害による損傷	E 960～E 969
19	法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20	戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表第２　身体障害の状態

(1) 保険料の払込免除の対象となる身体障害の状態は、次のとおりとします。

1	両眼の視力の和が0.12以下になったもの
2	１眼が失明したもの
3	両耳の聴力レベルが69デシベル以上になったもの
4	言語又はそしゃくの機能に著しい障害を残すもの
5	精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの
6	脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すもの
7	１上肢を手関節以上で失ったもの
8	１上肢の３大関節中の２関節以上の用を全く廃したもの
9	１手の５手指を失ったもの、母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み３手指若しくは４手指を失ったもの
10	１手の５手指若しくは４手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含み３手指の用を全く廃したもの
11	１手の５手指若しくは４手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含む３手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの
12	１下肢を足関節以上で失ったもの
13	１下肢の３大関節中の２関節以上の用を全く廃したもの
14	10足指を失ったもの又は10足指の用を全く廃したもの
15	10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く廃したもの

(2) 重度障害の状態は、次のとおりとします。

1	両眼が失明したもの
2	言語又はそしゃくの機能を全く廃したもの
3	精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4	両上肢を手関節以上で失ったもの
5	１上肢を手関節以上で失い、かつ、他の１上肢の用を全く廃したもの
6	両上肢の用を全く廃したもの
7	１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの
8	１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢の用を全く廃したもの
9	１上肢の用を全く廃し、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの

10　１上肢及び１下肢の用を全く廃したもの 11　両下肢を足関節以上で失ったもの 12　１下肢を足関節以上で失い、かつ、他の１下肢の用を全く廃したもの 13　両下肢の用を全く廃したもの

(3) 前２号の表の適用については、次のとおりとします。

ア　身体障害

前２号の表に掲げる身体障害は、いずれも、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

イ　眼の障害

(ｱ) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。

(ｲ) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。

ウ　耳の障害

聴力はオージオメーターによって測定するものとします。

エ　言語、そしゃくの障害

(ｱ) 「言語の機能を全く廃したもの」とは、音声又は言語をそう失したものをいいます。

(ｲ) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声又は言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。

(ｳ) 「そしゃくの機能を全く廃したもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。

(ｴ) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食又はこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。

オ　精神、神経、胸腹部臓器の障害

(ｱ) 「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。

(ｲ) 「精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、又はこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。

カ　脊柱の障害

(ｱ) 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。

(ｲ) 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいいます。

キ　上肢の障害

(ｱ) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、又は上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

(ｲ) 「上肢の用を全く廃したもの」とは、３大関節（肩関節、肘関節及び手関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。

(ｳ) 「関節の用を全く廃したもの」とは、関節が強直し、又は拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の４分の１以下に制限されたものをいいます。

ク　手指の障害

(ｱ) 「手指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(ｲ) 「手指の用を全く廃したもの」とは、手指を末節の２分の１以上で失ったもの又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいいます。

ケ　下肢の障害

(ｱ) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、又は下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

(ｲ) 「下肢の用を全く廃したもの」とは、３大関節（股関節、膝関節及び足関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。

(ｳ) 「関節の用を全く廃したもの」とは、上肢の場合と同様とします。

コ　足指の障害

(ｱ) 「足指を失ったもの」とは、足指を基節の２分の１以上で失ったものをいいます。

(ｲ) 「足指の用を全く廃したもの」とは、第１足指にあっては、末節の２分の１以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったもの又は足指の中足指節関節若しくは近位指節間関節に完全強直若しくは完全拘縮を残すものをいいます。

別表第３　特定要介護状態

特定要介護状態とは、常時の介護を要する次のいずれかの身体障害の状態をいいます。

(1) 日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のアに該当し、かつ、イからオまでのうちいずれか３つ以上に該当する状態

ア　歩行できない

イ　排尿便の後始末が自分ではできない

ウ　食事が自分ではできない

エ　衣服の着脱が自分ではできない

オ　入浴が自分ではできない

備考
1　「歩行できない」とは、杖、装具等の使用及び他人の介助によっても歩行できず、常時ベッド周辺の生活であることをいいます。
2　「排尿便の後始末が自分ではできない」とは、自分で大小便の排せつ後のふきとり始末ができないため、他人の介助を要することをいいます。
3　「食事が自分ではできない」とは、食器類又は食物を選定、工夫しても、自分で食事ができないため、他人の介助を要することをいいます。
4　「衣服の着脱が自分ではできない」とは、衣服等を工夫しても、自分で衣服の着脱ができないため、他人の介助を要することをいいます。
5　「入浴が自分ではできない」とは、浴槽等を工夫しても、自分で浴槽の出入り又は体の洗い流しができないため、他人の介助を要することをいいます。

(2) 医師により器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態で、次の見当識障害のいずれかに該当する状態
ア　時間の見当識障害が常時あること。
イ　場所の見当識障害があること。
ウ　人の見当識障害があること。

備考
1　「医師により器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(1)及び(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。
(1) 脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること
(2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
2　前1の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」及び「器質的障害」とは、次のとおりとします。
(1) 「器質性認知症」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類番号
老年痴呆、単純型	290.0
初老期痴呆	290.1
老年痴呆、抑うつ型及び妄想型	290.2
急性錯乱状態を伴う老年痴呆	290.3
動脈硬化性痴呆	290.4
他に分類された状態における痴呆	294.1

昭和54年版以後の厚生省（平成13年1月6日以降は厚生労働省）大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。
(2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因又は障害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。
3　「意識障害」とは、周囲に対して適切な注意を払い、外部からの刺激を的確に受け取り、対象を認知する能力に障害が生じていることをいいます。
4　「時間の見当識障害」とは、季節又は朝、昼及び夜が分からないことをいいます。
5　「場所の見当識障害」とは、現在自分が住んでいる場所又は現在自分がいる場所が分からないことをいいます。
6　「人の見当識障害」とは、日頃接している家族又は日頃接している周囲の人間が分からないことをいいます。

別表第4　薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬又は幻覚薬等を含みます。

別表第5　会社所定の感染症

会社所定の感染症は、次に掲げるものとします。
(1) エボラ出血熱
(2) クリミア・コンゴ出血熱
(3) 重症急性呼吸器症候群（病原体がＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）
(4) 痘そう
(5) ペスト
(6) マールブルグ病
(7) ラッサ熱
(8) 急性灰白髄炎
(9) コレラ
(10) 細菌性赤痢
(11) ジフテリア
(12) 腸チフス
(13) パラチフス

別表第6　必要書類

(1) 保険金等の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要な書類は、次の表に掲げるものとします。
ア　保険金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払（第13条関係）	死亡保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3　会社所定の医師の死亡証明書 4　死亡保険金受取人の戸籍抄本 5　死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
介護保険金の支払（第13条関係）	介護保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　介護保険金受取人の戸籍抄本 5　介護保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
生存保険金の支払（第13条関係）	生存保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　生存保険金受取人の戸籍抄本 4　生存保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 5　保険証券
保険金の倍額支払（第16条関係）	死亡保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の死亡が不慮の事故又は会社所定の感染症によるものであることを証明するに足りる書類 3　死亡保険金受取人の戸籍抄本 4　死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 5　保険証券

イ　保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による払込免除（第10条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
重度障害による払込免除（第11条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
特定要介護状態による払込免除（第12条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 5　保険証券

ウ　その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第８条関係）	保険契約者	1　その旨を記載した請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
未経過期間に対する保険料の払戻し（第９条関係）	保険契約者又は死亡保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　保険契約者又は死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
保険契約者の代表者の指定（その変更を含む。）（第26条関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
保険金受取人の代表者の指定（その変更を含む。）（第26条関係）	保険金受取人	1　会社所定の通知書 2　その保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
保険契約者の変更（第27条関係）	承継前の保険契約者	1　会社所定の請求書 2　承継前の保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
保険金受取人の指定又	保険契約者	1　会社所定の通知書

はその変更（第29条関係）		2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
保険金受取人の指定変更権の放棄（第29条関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
契約の変更（第30条ー第32条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
解約（第37条関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
返戻金の支払（第38条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
無効保険料の払戻し（第39条関係）	保険契約者	1　その旨を記載した請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
契約の復活（第40条関係）	保険契約者	1　会社所定の申込書 2　保険証券
契約者貸付（第45条関係）	保険契約者	1　会社所定の申込書又は請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
契約者配当金の支払（第47条関係）	保険契約者又は死亡保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証（配当金支払請求をする場合に限ります。） 3　保険契約者又は死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4　保険証券

(2) 会社は、前号の書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、同号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(3) 官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者及び死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払を受ける従業員を被保険者とする基本契約の場合、保険契約者である団体がこの基本契約の保険金等の全部又はその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金又は弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者又は死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金の支払請求の際、次のア及びイの書類の提出も必要とします。

ア　被保険者又は死亡退職金等の受給者の請求内容確認書（死亡退職金等の受給者が２人以上である場合には、そのうち１人からの提出で足りるものとします。）

イ　保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

普通定期保険普通保険約款

（平成19年10月１日制定）

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　責任開始（第２条）
第３章　保険料の払込み（第３条－第９条）
第４章　保険料の払込免除（第10条・第11条）
第５章　保険金の支払（第12条－第16条）
第６章　告知義務及び告知義務違反等による契約の解除（第17条－第22条）
第７章　契約の無効（第23条・第24条）
第８章　保険契約者又は保険金受取人の代表者（第25条）
第９章　契約関係者の異動（第26条－第28条）
第10章　契約の変更（第29条）
第11章　加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理（第30条・第31条）
第12章　解約（第32条）
第13章　返戻金の支払及び無効保険料の払戻し（第33条・第34条）
第14章　契約の復活（第35条－第38条）
第15章　契約者配当（第39条・第40条）
第16章　譲渡禁止（第41条）
第17章　控除支払（第42条）
第18章　保険金の支払の請求等（第43条・第44条）
第19章　契約内容の登録（第45条）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この約款は、普通定期保険の基本契約（保険契約のうち、特約に係る部分を除いたものをいいます。以下同じとします。）について定め、普通定期保険は、被保険者が保険期間の満了前に死亡したことにより保険金の支払をするものとします。

第２章　責任開始

（責任開始）

第２条　会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

(1) 基本契約の申込みを承諾した後に第１回保険料を受け取った場合　第１回保険料を受け取った時

(2) 第１回保険料相当額を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合　第１回保険料相当額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）

２　前項の会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間はその日から起算します。

３　基本契約の申込みを承諾したときは、保険証券を保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

第３章　保険料の払込み

（払込時期）

第３条　保険契約者は、第２回以降の保険料を、基本契約の契約日から起算して１か月ごとに、その応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下「月ごとの契約応当日」といいます。）の属する月（その月にその応当日がない場合にあっては、月ごとの契約応当日の前日の属する月）の１日から末日まで（以下「払込時期」といいます。）に払い込んでください。

（猶予期間）

第４条　保険料の払込猶予期間は、払込時期の翌月１日から３か月目の月における月ごとの契約応当日の前日までとします。

（契約の失効）

第５条　保険契約者が保険料を払い込まないで前条の猶予期間を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。

（払込方法（経路））

第６条　保険契約者は、会社の定めるところにより、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

(1) 集金払込み（会社の派遣した集金人に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限ります。））

(2) 窓口払込み（会社の本社又は会社の指定した場所に持参して払い込む方法）

(3) 口座払込み（会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法）

(4) 団体払込み（保険契約者の所属する団体を通じて払い込む方法（当該団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。））

２　保険契約者は、前項各号の保険料の払込方法（経路）を相互に変更することができます。

３　保険料の払込方法（経路）が、第１項第１号、第３号又は第４号である場合において、選択された保険料の払込方法（経路）について、会社の取扱範囲又は取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。

（会社による払込方法（経路）の変更）

第７条　会社は、集金払込みを選択した保険契約者が保険料を払込時期内に会社の派遣した集金人に払い込まない場合又は前条第３項の規定により保険料の払込方法（経路）の変更を要する保険契約者が、当該変更をしない場合は、これを窓口払込みに変更することができます。

（前納払込み）

第８条　保険契約者は、会社の定めるところにより、保険料の全部又は一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で保険料を割り引きます。

２　前項の規定により前納された保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日ごとに保険料の払込みに充当します。

３　保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（保険金と同時に支払う場合にあっては、保険金受取人）に払い戻します。

４　第１項の規定により保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、やむを得ない事由があるときは、保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合において、会社がその請求を認めたときは、会社の定めるところにより、その取消しをした期間に対する保険料を保険契約者に払い戻します。

５　保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

（未経過期間に対する保険料の払戻し）

第９条　保険料を払い込んだ後、次に掲げる事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日以降の期間に係る保険料の全部又は一部について払込みを要しないこととなったときは、会社の定めるところにより、その払込みを要しないこととなった期間に対する保険料を保険契約者に払い戻します。

(1)　基本契約の消滅
(2)　保険料の払込免除
(3)　保険金額の減額変更

２　前項の場合において、払い戻す保険料は、保険金と同時に支払う場合にあっては、同項の規定にかかわらず、保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその保険料を受け取る旨の意思表示をしたときは、これを保険契約者に払い戻します。

第４章　保険料の払込免除

（身体障害による払込免除）

第10条　被保険者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）において不慮の事故（別表第１に定めるものをいいます。以下同じとします。）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に別表第２第１号に定める身体障害の状態になったときは、将来の保険料を払込免除とします。

２　前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより別表第２第１号に定める身体障害の状態になった場合には、適用しません。

(1)　保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意又は重大な過失
(2)　被保険者の犯罪行為
(3)　被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
(4)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
(5)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
(6)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

３　被保険者が次のいずれかにより別表第２第１号に定める身体障害の状態になった場合で、その原因により当該身体障害の状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

(1)　地震、噴火又は津波
(2)　戦争その他の変乱

（重度障害による払込免除）

第11条　被保険者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）において受けた傷害又はかかった疾病により別表第２第２号に定める重度障害の状態（以下「重度障害の状態」といいます。）になったときは、将来の保険料を払込免除とします。ただし、保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意により重度障害の状態になった場合は、保険料を払込免除としません。

２　被保険者が戦争その他の変乱により重度障害の状態になった場合で、その原因により重度障害の状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

第５章　保険金の支払

（保険金の支払）

第12条　被保険者が保険期間の満了前に死亡したときは、保険金を保険金受取人に支払います。

（保険金の削減支払）

第13条　被保険者が基本契約の契約日から起算して１年６か月を経過する前に不慮の事故又は会社所定の感染症（別表第３に定める感染症をいいます。以下同じとします。）によらないで死亡したときは、保険金の額は、次のとおりとします。

(1)　基本契約の契約日から起算して１年を経過する前に被保険者が死亡したとき　死亡保険金額の 50%に相当する額
(2)　基本契約の契約日から起算して１年６か月を経過する前に被保険者が死亡したとき　死亡保険金額の 80%に相当する額

２　被保険者が基本契約の復活日（第37条第２項に定める復活日をいいます。）から起算して６か月を経過する前に不慮の事故又は会社所定の感染症によらないで死亡した場合において、その被保険者の死亡が基本契約の契約日から起算して１

年６か月を経過した後のものであるときの保険金の額は、死亡保険金額の90%に相当する額とします。

（保険金の支払免責等）

第14条　被保険者が次のいずれかにより死亡した場合には、保険金を支払いません。

(1) 基本契約の責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して３年を経過する前の自殺

(2) 指定された保険金受取人の故意。ただし、その者が保険金の一部を受け取るべき場合には、指定された他の保険金受取人にその残額を支払います。

(3) 保険契約者の故意

２　被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険金を削減して支払うことがあります。この場合において、削減して支払う金額は、責任準備金の額を下回ることはありません。

（重度障害による保険金の支払）

第15条　被保険者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）において受けた傷害又はかかった疾病により重度障害の状態に該当するに至った場合において、保険契約者からその旨の通知があったときは、その通知があった日にその傷害又は疾病により被保険者が死亡したものとみなして、保険金の支払の規定その他この約款の規定を適用します。この場合において、保険金受取人が指定されていないとき（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）は、保険金は、被保険者に支払います。

２　保険契約者が前項の通知をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

３　第１項の場合において、保険契約者がやむを得ない事由により保険期間内に同項の通知をすることができなかったと会社が認めた場合には、当該期間の末日にその通知があったものとみなします。

４　第１項の規定は、被保険者が保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意により重度障害の状態に該当するに至った場合には、適用しません。

５　被保険者が戦争その他の変乱により重度障害の状態に該当するに至った場合で、その原因により重度障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険金を削減して支払うことがあります。この場合において、削減して支払う金額は、責任準備金の額を下回ることはありません。

６　第１項の場合において、保険契約者から、第11条の規定に基づく保険料払込免除の取扱いを受けて基本契約を継続する旨の請求があったときは、同項の規定にかかわらず、当該請求に基づき取り扱います。この場合において、後日同項の規定に基づく保険金の支払請求をしようとするときは、保険契約者は、改めて同項に規定する通知をしてください。

（無指定の場合の保険金受取人）

第16条　保険金受取人が指定されていない場合（指定された保険金受取人が死亡し更に保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、被保険者の遺族を保険金受取人とします。

２　前項の遺族は、被保険者の配偶者（届出がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに被保険者の死亡当時被保険者の扶助によって生計を維持していた者及び被保険者の生計を維持していた者とします。

３　胎児である子又は孫は、前項の規定の適用については、既に生まれたものとみなします。

４　前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは適用しません。

５　第２項に規定する遺族が２人以上あるときは、同項に掲げる順序により先順位にある者を第１項の保険金受取人とします。

６　遺族であって故意に被保険者、先順位者又は同順位者である者を殺したものは、第１項の保険金受取人となることができません。

第６章　告知義務及び告知義務違反等による契約の解除

（告知義務）

第17条　保険契約者又は被保険者は、その基本契約の締結又は復活の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について答えることを要します。

（告知義務違反による契約の解除）

第18条　保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について悪意又は重大な過失によって事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったときは、その基本契約を解除することができません。

２　前項の解除権は、会社が解除の原因を知った時から１か月間これを行わないときは消滅します。基本契約がその責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して２年以上継続したとき（その期間内に被保険者が別表第２第１号に定める身体障害の状態又は重度障害の状態になった場合において、その者について同項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）も、同様とします。

（解除の効果）

第19条　会社は、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、被保険者について前条第１項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その保険金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。ただし、保険契約者、被保険者又は保険金受取人において、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由の発生の原因が当該解除の原因たる事実に基づかないことを証明したときは、その保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。

（解除の相手方）

第20条　第18条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。

２　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、保険金受取

人又はそれらの法定代理人に通知します。
3　第18条第２項に規定する１か月の期間は、保険契約者若しくはその法定代理人又は前項の場合における被保険者、保険金受取人若しくはそれらの法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときは、これらの者の所在が知れた時から起算します。

（重大事由による契約の解除）

第21条　会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。
(1) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が保険金（保険料の払込免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類及び保険金の名称の如何を問いません。以下この項において同じとします。）を詐取する目的又は他人に保険金を詐取させる目的で保険事故を招致（未遂を含みます。）した場合。
(2) 保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為があった場合。
(3) この基本契約に付加されている特約が重大事由によって解除された場合。
(4) 他の保険契約との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
(5) その他この基本契約を継続することを期待しえない第１号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
2　会社は、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その保険金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。
3　第１項の規定による基本契約の解除については、前条第１項及び第２項の規定を準用します。

（加入限度額超過による契約の解除）

第22条　会社は、基本契約の保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、将来に向かって基本契約を解除することができます。
2　会社は、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その保険金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。
3　第１項の規定による基本契約の解除については、第20条第１項及び第２項の規定を準用します。

第７章　契約の無効

（詐欺による無効）

第23条　保険契約者又は被保険者の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、その基本契約又は復活は、無効とします。

（不法取得目的による無効）

第24条　保険契約者が保険金（保険料の払込免除を含みます。以下この条において同じとします。）を不法に取得する目的又は他人に保険金を不法に取得させる目的をもって、基本契約の締結又は復活を行ったときは、その基本契約又は復活は、無効とします。

第８章　保険契約者又は保険金受取人の代表者

（保険契約者又は保険金受取人の代表者）

第25条　基本契約について保険契約者又は保険金受取人が２人以上あるときは、各代表者１人を指定してください。この場合には、その代表者は、それぞれ他の保険契約者又は保険金受取人を代理するものとします。
2　保険契約者又は保険金受取人が前項の指定（その変更を含みます。）をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
3　第１項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、その基本契約について保険契約者又は保険金受取人の１人に対してした行為は、他の者に対しても、その効力を有します。
4　基本契約について保険契約者が２人以上あるときは、その基本契約に関する未払保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯とします。

第９章　契約関係者の異動

（保険契約者の変更）

第26条　保険契約者は、被保険者の同意及び会社の承諾を得て、第三者に保険契約者の基本契約による権利義務を承継させることができます。
2　保険契約者が前項の承継をさせようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して請求してください。
3　第１項の承継をしたときは、保険証券に記載します。

（住所等の変更の届出）

第27条　保険契約者又は被保険者が住所又は氏名を変更したときは、その旨を会社の本社又は会社の指定した場所に届け出てください。

（保険金受取人の指定又はその変更）

第28条　保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、保険金受取人を指定し、又はその指定を変更することができます。ただし、保険契約者の指定した保険金受取人が第三者である場合において、保険契約者が指定の変更をしない旨の意思を会社に対して表示したときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。
2　保険契約者が前項の指定若しくはその変更又は指定の変更をしない旨の意思表示をしようとするときは、別表第４に定

める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
3　第１項の指定又はその変更は、保険証券に記載を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第 10 章　契約の変更

（保険金額の減額変更）

第29条　保険契約者は、基本契約の契約日から起算して２年を経過した後は、保険金額を減額するための変更を請求することができます。ただし、次に掲げる場合には、その変更を請求することはできません。
(1) 保険料が払込免除となっているとき。
(2) 減額後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。
(3) 減額後の保険金額が 10 万円の倍数でないとき。
2　保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
3　第１項本文の場合においては、会社の定めるところにより、保険料額を更正します。
4　第１項の変更は、月ごとの契約応当日（保険期間の満了する日を含みます。以下同じとします。）に変更の請求があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その変更の効力は、生じないものとします。
5　前項の規定により第１項の変更の効力が生じる前に保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

第 11 章　加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理

（加入年齢の計算）

第30条　基本契約の契約日における被保険者の年齢は、出生の月から契約日の属する月まで月をもって計算し、１年に満たない端数があるときは、その端数が７か月以上のときは１年に切り上げ、６か月以下のときは切り捨てる方法により計算します。
2　基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日（契約日から起算した１年ごとの応当日（その年にその応当日がない場合にあっては、契約日の属する月の１年ごとの応当月の末日の翌日）をいいます。以下同じとします。）ごとに、前項の年齢に１歳を加えて計算します。

（年齢又は性別の誤りの処理）

第31条　保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢又は性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、その基本契約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢又は性別に基づいて基本契約を締結したものとして、会社の定めるところにより、加入限度額を上限として保険金額を更正します。この場合において、既に払い込まれた保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

第 12 章　解約

（解約）

第32条　保険契約者は、いつでも、将来に向かって、基本契約を解約することができます。
2　保険契約者が前項の解約をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
3　第１項の解約は、次に掲げる場合にあってはその時に、次に掲げる場合以外の場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日にその通知があった場合において、その通知があった直後の月ごとの契約応当日の前日までに保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その解約の効力は、生じないものとします。
(1) 月ごとの契約応当日に解約の通知があったとき。
(2) 保険料の払込免除となった後において解約の通知があったとき。
4　前項の規定により第１項の解約の効力が生じる前に保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

第 13 章　返戻金の支払及び無効保険料の払戻し

（返戻金の支払）

第33条　次に掲げる場合において、返戻金があるときは、保険契約者は、その支払を請求することができます。
(1) 基本契約の解除又は解約の通知
(2) 基本契約の失効
(3) 保険金額の減額変更の請求
(4) 保険金の支払免責
2　前項の返戻金の額は、会社の定めるところにより、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。この場合において、前項第４号の保険金の支払免責が第14条第１項第１号又は第２号によるときにあっては、責任準備金の額とします。

（無効保険料の払戻し）

第34条　基本契約又はその復活の全部又は一部が無効である場合において、保険契約者及び被保険者が善意であり、かつ、重大な過失のないときは、保険契約者は、保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができます。

第 14 章　契約の復活

（契約の復活）

第35条　第５条の場合において、保険契約者は、基本契約の失効後１年を経過する前に限り、会社の承諾を得て、その復活をすることができます。ただし、返戻金の支払の請求があった場合又は復活した場合の保険金額が加入限度額を超える場合は、その復活をすることができません。

２　保険契約者が前項の復活をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して申し込んでください。

３　前項の場合において、保険契約者は、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額（以下「復活払込金」といいます。）の払込みを要します。

（復活払込金の分割払込み）

第36条　保険契約者は、復活払込金の払込みを困難とするときは、会社が認めた場合に限り、その復活払込金のうち２か月分の保険料に相当する金額を除いた部分について、会社の定めるところにより、基本契約の復活に係る責任開始後において毎月分割して払い込むことができます。

２　前項の規定により分割して払い込む金額（以下「分割払込金」といいます。）は、第３条の規定により払い込むべき保険料と合わせて払い込むことを要します。

３　分割払込金の払込みを完了する前は、保険料の前納払込みの取扱いを受けることはできません。

４　第１項の規定は、分割払込金の払込みを完了する前に失効したときは、その後の復活の申込みには適用しません。

（復活に係る責任開始）

第37条　復活の申込みを承諾したときは、会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

(1) 復活の申込みを承諾した後に復活払込金を受け取った場合　復活払込金を受け取った時

(2) 復活払込金を受け取った後に復活の申込みを承諾した場合　復活払込金を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）

２　前項の会社の責任開始の日を復活日とします。

３　第１項の場合には、保険証券に基本契約復活の旨を記載して保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

（復活の効果）

第38条　基本契約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。

第 15 章　契約者配当

（契約者配当金の割当て）

第39条　会社は、会社の定めるところにより積み立てた契約者配当準備金（以下「準備金」といいます。）の中から、毎事業年度末に、会社の定めるところにより、当該事業年度末において効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。

２　前項のほか、基本契約の契約日から起算して会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定めるところにより、準備金の中から、契約者配当金を割り当てることがあります。

（契約者配当金の支払）

第40条　前条第１項の規定により割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中の年ごとの契約応当日において効力を有する基本契約（年ごとの契約応当日に基本契約の解除若しくは解約の通知があった基本契約又は保険金額の減額変更の請求のあった基本契約のうち減額部分を除きます。）に限り、その年ごとの契約応当日から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。

２　前条第１項の規定により割り当てた契約者配当金のうち、前項の規定に該当しなかった契約者配当金（その事業年度末又は翌事業年度中に保険期間の満了する基本契約に対して割り当てたもののうち、次項第１号の規定に該当したことにより支払うものを除きます。）は、準備金に繰り入れます。

３　次に掲げる事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金（次に掲げる事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。）を支払います。ただし、第２号の場合において保険金を支払うときにあっては、保険金受取人に支払います。

(1) 保険期間の満了

(2) 被保険者の死亡

(3) 基本契約の解除又は解約の通知

(4) 基本契約の失効

(5) 保険金額の減額変更の請求

４　前項第５号に掲げる事由が生じたことにより支払う契約者配当金の額は、保険金額のうち減額した保険金額の割合によって計算します。

５　前条第２項の規定により割り当てた契約者配当金は、会社の定めるところにより支払います。

第 16 章　譲渡禁止

（譲渡禁止）

第41条　保険契約者又は保険金受取人は、保険金、返戻金又は契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第 17 章　控除支払

（控除支払）

第42条　保険金、返戻金、契約者配当金又は払い戻す保険料を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料、第29条第５項又は第32条第４項の規定により会社が返還を受けるべき返戻金（返戻金と同時に支払った契約者配当金その他の金額を含みます。）その他会社が弁済を受けるべき金額があるときは、支払金額から差し引きます。

第18章　保険金の支払の請求等

（保険金の支払の請求等）

第43条　保険契約者又は保険金受取人は、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社に通知してください。

2　保険契約者又は保険金受取人が、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金（以下「保険金等」といいます。）の支払の請求又は保険料の払込免除の請求をしようとするときは、会社の定めるところにより、別表第４に定める必要書類を会社に提出して請求してください。

3　保険金等は、前項の必要書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して10営業日以内に、会社の本社又は会社の指定した場所で支払います。ただし、事実の確認その他の事由により時日を要するときは、10営業日を過ぎることがあります。

4　会社は、事実の確認をするため、保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対し、照会し、又は同意を求めることがあります。この場合において、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が会社の照会に対する回答又は同意を正当な理由なく拒んだときは、その回答又はその同意を得て事実を確認するまでは保険金等の支払又は保険料の払込免除は行いません。

5　保険契約者又は保険金受取人の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又は保険金受取人に通知できないときにおいては、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者又は保険金受取人に到達したものとみなします。

6　会社が支払うべき金額に１円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

（時効）

第44条　保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利は、その保険金等の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた日の翌日から起算して５年を経過したときは、時効によって消滅します。

第19章　契約内容の登録

（契約内容の登録）

第45条　会社は、保険契約者及び被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

(1)　保険契約者並びに被保険者の氏名、生年月日、性別及び住所（市・区・郡までとします。）
(2)　死亡保険金の金額
(3)　基本契約の契約日（基本契約の復活が行われた場合は、最後の復活日とします。次項において同じとします。）
(4)　当会社名

2　前項の登録の期間は、契約日から５年以内とします。

3　協会加盟の各生命保険会社及び全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第１項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金又は災害死亡保険金のある特約を含みます。以下この条において同じとします。）の申込み（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の申込みを含みます。）を受けた場合、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4　各生命保険会社等は、第２項の登録の期間中に保険契約の申込みがあった場合、前項の規定により連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の承諾を含みます。以下この条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。

5　各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の日とします。）から５年以内に保険契約について死亡保険金又は高度障害保険金の支払請求を受けたときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金又は高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6　各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断又は支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7　協会及び各生命保険会社等は、登録又は連絡された内容を他に公開しないものとします。

8　保険契約者又は被保険者は、登録又は連絡された内容について、会社又は協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9　第３項、第４項及び第５項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

別表第１　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病又は体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し又はその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分　類　項　目	基本分類表番号
1　鉄道事故	E 800～E 807
2　自動車交通事故	E 810～E 819
3　自動車非交通事故	E 820～E 825
4　その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5　水上交通機関事故	E 830～E 838
6　航空機及び宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7　他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8　医薬品及び生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的	E 850～E 858

	としたものは除外します。
9	その他の固体、液体、ガス及び蒸気による不慮の中毒　E 860～E 869 ただし、洗剤、油脂及びグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎並びにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他及び詳細不明の細菌性食中毒）及びアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。
10 *	外科的及び内科的診療上の患者事故　E 870～E 876 ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。
11	患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的及び内科的処置で処置時事故の記載のないもの　E 878～E 879 ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。
12	不慮の墜落　E 880～E 888
13	火災及び火焔による不慮の事故　E 890～E 899
14	自然及び環境要因による不慮の事故　E 900～E 909 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧及び気圧の変化（E 902）」、「旅行及び身体動揺（E 903）」及び「飢餓、渇、不良環境曝露及び放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。
15	溺水、窒息及び異物による不慮の事故　E 910～E 915 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入又は嚥下による気道閉塞又は窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入又は嚥下による気道の閉塞又は窒息（E 912）」は除外します。
16	その他の不慮の事故　E 916～E 928 ただし、「努力過度及び激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」及び「その他及び詳細不明の環境的原因及び不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。
17	医薬品及び生物学的製剤の治療上使用による有害作用　E 930～E 949 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。
18	他殺及び他人の加害による損傷　E 960～E 969
19	法的介入　E 970～E 978 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。
20	戦争行為による損傷　E 990～E 999

別表第２　身体障害の状態

(1) 保険料の払込免除の対象となる身体障害の状態は、次のとおりとします。

1	両眼の視力の和が0.12以下になったもの
2	１眼が失明したもの
3	両耳の聴力レベルが69デシベル以上になったもの
4	言語又はそしゃくの機能に著しい障害を残すもの
5	精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの
6	脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すもの
7	１上肢を手関節以上で失ったもの
8	１上肢の３大関節中の２関節以上の用を全く廃したもの
9	１手の５手指を失ったもの、母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み３手指若しくは４手指を失ったもの
10	１手の５手指若しくは４手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含み３手指の用を全く廃したもの
11	１手の５手指若しくは４手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含む３手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの
12	１下肢を足関節以上で失ったもの
13	１下肢の３大関節中の２関節以上の用を全く廃したもの
14	10足指を失ったもの又は10足指の用を全く廃したもの
15	10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く廃したもの

(2) 重度障害の状態は、次のとおりとします。

1	両眼が失明したもの
2	言語又はそしゃくの機能を全く廃したもの
3	精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4	両上肢を手関節以上で失ったもの
5	１上肢を手関節以上で失い、かつ、他の１上肢の用を全く廃したもの
6	両上肢の用を全く廃したもの
7	１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの
8	１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢の用を全く廃したもの
9	１上肢の用を全く廃し、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの
10	１上肢及び１下肢の用を全く廃したもの
11	両下肢を足関節以上で失ったもの
12	１下肢を足関節以上で失い、かつ、他の１下肢の用を全く廃したもの
13	両下肢の用を全く廃したもの

(3) 前２号の表の適用については、次のとおりとします。

ア　身体障害

前２号の表に掲げる身体障害は、いずれも、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

イ　眼の障害

(ｱ) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。

(ｲ) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。

ウ　耳の障害

聴力はオージオメーターによって測定するものとします。

エ　言語、そしゃくの障害

(ｱ) 「言語の機能を全く廃したもの」とは、音声又は言語をそう失したものをいいます。

(ｲ) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声又は言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。

(ｳ) 「そしゃくの機能を全く廃したもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。

(ｴ) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食又はこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。

オ　精神、神経、胸腹部臓器の障害

(ｱ) 「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。

(ｲ) 「精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、又はこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。

カ　脊柱の障害

(ｱ) 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。

(ｲ) 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいいます。

キ　上肢の障害

(ｱ) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、又は上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

(ｲ) 「上肢の用を全く廃したもの」とは、３大関節（肩関節、肘関節及び手関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。

(ｳ) 「関節の用を全く廃したもの」とは、関節が強直し、又は拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の４分の１以下に制限されたものをいいます。

ク　手指の障害

(ｱ) 「手指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(ｲ) 「手指の用を全く廃したもの」とは、手指を末節の２分の１以上で失ったもの又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいいます。

ケ　下肢の障害

(ｱ) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、又は下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

(ｲ) 「下肢の用を全く廃したもの」とは、３大関節（股関節、膝関節及び足関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。

(ｳ) 「関節の用を全く廃したもの」とは、上肢の場合と同様とします。

コ　足指の障害

(ｱ) 「足指を失ったもの」とは、足指を基節の２分の１以上で失ったものをいいます。

(ｲ) 「足指の用を全く廃したもの」とは、第１足指にあっては、末節の２分の１以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったもの又は足指の中足指節関節若しくは近位指節間関節に完全強直若しくは完全拘縮を残すものをいいます。

別表第３　会社所定の感染症

会社所定の感染症は、次に掲げるものとします。

(1) エボラ出血熱
(2) クリミア・コンゴ出血熱
(3) 重症急性呼吸器症候群（病原体がＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）
(4) 痘そう
(5) ペスト
(6) マールブルグ病
(7) ラッサ熱
(8) 急性灰白髄炎
(9) コレラ
(10) 細菌性赤痢
(11) ジフテリア

(12) 腸チフス
(13) パラチフス

別表第４　必要書類

(1) 保険金等の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要な書類は、次の表に掲げるものとします。

ア　保険金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
保険金の支払（第12条関係）	保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3　会社所定の医師の死亡証明書 4　保険金受取人の戸籍抄本 5　保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
重度障害による保険金の支払（第15条第１項関係）	保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　保険金受取人の戸籍抄本 3　保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4　保険証券

イ　保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による払込免除（第10条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
重度障害による払込免除（第11条、第15条第６項関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券

ウ　その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第８条関係）	保険契約者	1　その旨を記載した請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
未経過期間に対する保険料の払戻し（第９条関係）	保険契約者又は保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　保険契約者又は保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
重度障害の通知（第15条第１項関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
保険契約者の代表者の指定（その変更を含む。）（第25条関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
保険金受取人の代表者の指定（その変更を含む。）（第25条関係）	保険金受取人	1　会社所定の通知書 2　保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
保険契約者の変更（第26条関係）	承継前の保険契約者	1　会社所定の請求書 2　承継前の保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
保険金受取人の指定又はその変更（第28条関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
保険金受取人の指定変更権の放棄（第28条関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券

契約の変更（第29条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
解約（第32条関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
返戻金の支払（第33条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
無効保険料の払戻し（第34条関係）	保険契約者	1　その旨を記載した請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
契約の復活（第35条関係）	保険契約者	1　会社所定の申込書 2　保険証券
契約者配当金の支払（第40条関係）	保険契約者又は保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　保険契約者又は保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券

(2) 会社は、前号の書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、同号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(3) 官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者及び保険金受取人とし、その団体から給与等の支払を受ける従業員を被保険者とする基本契約の場合、保険契約者である団体がこの基本契約の保険金等の全部又はその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金又は弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者又は死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金又は重度障害による保険金の支払請求の際、次のア及びイの書類の提出も必要とします。

ア　被保険者又は死亡退職金等の受給者の請求内容確認書（死亡退職金等の受給者が２人以上である場合には、そのうち１人からの提出で足りるものとします。）

イ　保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

夫婦保険普通保険約款

（平成19年10月１日制定）

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　責任開始（第２条）
第３章　保険料の払込み（第３条－第９条）
第４章　保険料の払込免除（第10条－第14条）
第５章　保険金の支払（第15条－第19条）
第６章　告知義務及び告知義務違反等による契約の解除（第20条－第25条）
第７章　契約の無効（第26条・第27条）
第８章　保険金受取人の代表者（第28条）
第９章　契約関係者の異動（第29条－第31条）
第10章　契約の変更（第32条－第37条）
第11章　加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理（第38条・第39条）
第12章　解約（第40条）
第13章　返戻金の支払及び無効保険料の払戻し（第41条・第42条）
第14章　契約の復活（第43条－第47条）
第15章　契約者貸付（第48条）
第16章　契約者配当（第49条・第50条）
第17章　譲渡禁止（第51条）
第18章　控除支払（第52条）
第19章　保険金の支払の請求等（第53条・第54条）
第20章　契約内容の登録（第55条）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この約款は、夫婦保険の基本契約（保険契約のうち、特約に係る部分を除いたものをいいます。以下同じとします。）について定め、夫婦保険は、保険契約者（保険契約者の死亡により基本契約による権利義務を承継した保険契約者を除きます。）を主たる被保険者とし、その者の配偶者を配偶者である被保険者とするものであって、主たる被保険者について、その者の生存中に保険期間が満了したことにより満期保険金、又はその者が保険期間の満了前に死亡したことにより死亡保険金の支払をするものとし、配偶者である被保険者について、その者が保険期間の満了前に死亡したことにより死亡保険金を支払うほか、主たる被保険者の死亡後において、配偶者である被保険者の生存中に保険期間が満了したことにより満期保険金の支払をするものとします。

第２章　責任開始

（責任開始）

第２条　会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

(1) 基本契約の申込みを承諾した後に第１回保険料を受け取った場合　第１回保険料を受け取った時

(2) 第１回保険料相当額を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合　第１回保険料相当額を受け取った時（主たる被保険者又は配偶者である被保険者の告知前に受け取った場合には、そのいずれか遅い告知の時）

２　前項の会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間はその日から起算します。

３　基本契約の申込みを承諾したときは、保険証券を保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

第３章　保険料の払込み

（払込時期）

第３条　保険契約者は、第２回以降の保険料を、基本契約の契約日から起算して１か月ごとに、その応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下「月ごとの契約応当日」といいます。）の属する月（その月にその応当日がない場合にあっては、月ごとの契約応当日の前日の属する月）の１日から末日まで（以下「払込時期」といいます。）に払い込んでください。

（猶予期間）

第４条　保険料の払込猶予期間は、払込時期の翌月１日から３か月目の月における月ごとの契約応当日の前日までとします。

（契約の失効）

第５条　保険契約者が保険料を払い込まないで前条の猶予期間を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。

（払込方法（経路））

第６条　保険契約者は、会社の定めるところにより、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

(1) 集金払込み（会社の派遣した集金人に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限ります。））

(2) 窓口払込み（会社の本社又は会社の指定した場所に持参して払い込む方法）

(3) 口座払込み（会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法）

(4) 団体払込み（保険契約者の所属する団体を通じて払い込む方法（当該団体と会社との間に団体取扱契約が締結されて

いる場合に限ります。））
2　保険契約者は、前項各号の保険料の払込方法（経路）を相互に変更することができます。
3　保険料の払込方法（経路）が、第１項第１号、第３号又は第４号である場合において、選択された保険料の払込方法（経路）について、会社の取扱範囲又は取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。

（会社による払込方法（経路）の変更）

第７条　会社は、集金払込みを選択した保険契約者が保険料を払込時期内に会社の派遣した集金人に払い込まない場合又は前条第３項の規定により保険料の払込方法（経路）の変更を要する保険契約者が、当該変更をしない場合は、これを窓口払込みに変更することができます。

（前納払込み）

第８条　保険契約者は、会社の定めるところにより、保険料の全部又は一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で保険料を割り引きます。
2　前項の規定により前納された保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日ごとに保険料の払込みに充当します。
3　保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（保険金と同時に支払う場合にあっては、保険金受取人）に払い戻します。
4　第１項の規定により保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、やむを得ない事由があるときは、保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合において、会社がその請求を認めたときは、会社の定めるところにより、その取消しをした期間に対する保険料を保険契約者に払い戻します。
5　保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

（未経過期間に対する保険料の払戻し）

第９条　保険料を払い込んだ後、次に掲げる事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日以降の期間に係る保険料の全部又は一部について払込みを要しないこととなったときは、会社の定めるところにより、その払込みを要しないこととなった期間に対する保険料を保険契約者に払い戻します。
(1)　基本契約の消滅
(2)　保険料の払込免除
(3)　保険期間の短縮変更
(4)　保険金額の減額変更
(5)　保険料払済契約への変更
(6)　主たる被保険者の死亡（第16条の規定に該当するときに限ります。）
(7)　配偶者である被保険者の死亡又は資格喪失（第31条第１項第３号の場合を除きます。）
2　前項の場合において、払い戻す保険料は、保険金と同時に支払う場合にあっては、同項の規定にかかわらず、保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその保険料を受け取る旨の意思表示をしたときは、これを保険契約者に払い戻します。

第４章　保険料の払込免除

（主たる被保険者の身体障害による払込免除）

第10条　主たる被保険者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）において不慮の事故（別表第１に定めるものをいいます。以下同じとします。）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に別表第２第１号に定める身体障害の状態になったときは、将来の保険料を払込免除とします。
2　前項の規定は、主たる被保険者が次のいずれかにより別表第２第１号に定める身体障害の状態になった場合には、適用しません。
(1)　主たる被保険者又は配偶者である被保険者の故意又は重大な過失
(2)　主たる被保険者の犯罪行為
(3)　主たる被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
(4)　主たる被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
(5)　主たる被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
(6)　主たる被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故
3　主たる被保険者が次のいずれかにより別表第２第１号に定める身体障害の状態になった場合で、その原因により当該身体障害の状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。
(1)　地震、噴火又は津波
(2)　戦争その他の変乱

（主たる被保険者の死亡等による払込免除）

第11条　主たる被保険者が死亡し、又は基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）において受けた傷害又はかかった疾病により別表第２第２号に定める重度障害の状態（以下「重度障害の状態」といいます。）になったときは、将来の保険料を払込免除とします。
2　前項の規定は、主たる被保険者が第１号により死亡し、又は第２号により重度障害の状態になった場合には、適用しません。
(1)　基本契約の責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して３年を経過する前の自殺
(2)　主たる被保険者又は配偶者である被保険者の故意
3　主たる被保険者が戦争その他の変乱により死亡し、又は重度障害の状態になった場合で、その原因により死亡し、又は重度障害の状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は

一部について払込免除としないことがあります。

（主たる被保険者の死亡等による払込免除の特則）

第12条　配偶者である被保険者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）において不慮の事故により傷害を受けその傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に別表第２第１号に定める身体障害の状態になった後又は基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）において受けた傷害又はかかった疾病により重度障害の状態になった後において、主たる被保険者が基本契約の責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して３年を経過する前の自殺により死亡した場合には、前条第２項第１号の規定にかかわらず、将来の保険料を払込免除とします。

２　前項の規定は、配偶者である被保険者が次のいずれかにより別表第２第１号に定める身体障害の状態になった場合、又は主たる被保険者若しくは配偶者である被保険者の故意により重度障害の状態になった場合には、適用しません。

(1) 主たる被保険者又は配偶者である被保険者の故意又は重大な過失
(2) 配偶者である被保険者の犯罪行為
(3) 配偶者である被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
(4) 配偶者である被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
(5) 配偶者である被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
(6) 配偶者である被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

３　配偶者である被保険者が次のいずれかにより別表第２第１号に定める身体障害の状態になった場合、又は第２号により重度障害の状態になった場合で、その原因により当該身体障害の状態又は重度障害の状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

(1) 地震、噴火又は津波
(2) 戦争その他の変乱

（配偶者である被保険者の身体障害による払込免除）

第13条　主たる被保険者の死亡について第16条の規定（同条第１項第２号の場合を除きます。次条において同じとします。）に該当するに至った後において、配偶者である被保険者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）において不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に別表第２第１号に定める身体障害の状態になったときは、将来の保険料を払込免除とします。

２　前項の規定は、配偶者である被保険者が次のいずれかにより別表第２第１号に定める身体障害の状態になった場合には、適用しません。

(1) 主たる被保険者又は配偶者である被保険者の故意又は重大な過失
(2) 配偶者である被保険者の犯罪行為
(3) 配偶者である被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
(4) 配偶者である被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
(5) 配偶者である被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
(6) 配偶者である被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

３　配偶者である被保険者が次のいずれかにより別表第２第１号に定める身体障害の状態になった場合で、その原因により当該身体障害の状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

(1) 地震、噴火又は津波
(2) 戦争その他の変乱

（配偶者である被保険者の重度障害による払込免除）

第14条　主たる被保険者の死亡について第16条の規定に該当するに至った後において配偶者である被保険者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）において受けた傷害又はかかった疾病により重度障害の状態になったときは、将来の保険料を払込免除とします。ただし、配偶者である被保険者が主たる被保険者又は配偶者である被保険者の故意により重度障害の状態になった場合は、保険料を払込免除としません。

２　配偶者である被保険者が戦争その他の変乱により重度障害の状態になった場合で、その原因により重度障害の状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

第５章　保険金の支払

（保険金の支払）

第15条　夫婦保険の基本契約の保険金の支払については、次のとおりとします。

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	保険期間の満了前に主たる被保険者が死亡したとき	保険金額	配偶者である被保険者（配偶者である被保険者が死亡し又は被保険者の資格を失ったことによりいないときは、主たる被保険者の遺族）
	保険期間の満了前に配偶者である被保険者が死亡したとき	保険金額	主たる被保険者（主たる被保険者がいないときは、配偶者である被保険者の遺族）

満期保険金	主たる被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	保険金額	主たる被保険者
	主たる被保険者の死亡後配偶者である被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	保険金額	配偶者である被保険者

（死亡保険金の支払免責等）

第16条　主たる被保険者が第１号若しくは第２号により死亡した場合、又は配偶者である被保険者が第１号若しくは第３号により死亡した場合には、死亡保険金を支払いません。

(1) 基本契約の責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して３年を経過する前の自殺

(2) 配偶者である被保険者の故意

(3) 主たる被保険者の故意

２　被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合において、削減して支払う金額は、その死亡した被保険者に係る責任準備金の額を下回ることはありません。

（保険金の倍額支払）

第17条　被保険者が基本契約の契約日から起算して１年６か月を経過した後に、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、又は会社所定の感染症（別表第３に定める感染症をいいます。以下同じとします。）を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金額と同額の保険金を死亡保険金受取人に支払います。ただし、復活した基本契約において、その復活日（第46条第２項に定める復活日をいいます。）から起算して６か月を経過しないものは、保険金の倍額支払をしません。

２　前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより死亡した場合には、適用しません。

(1) 疾病（会社所定の感染症を除きます。）を直接の原因とする事故

(2) 主たる被保険者又は配偶者である被保険者の故意又は重大な過失

(3) 被保険者（当該死亡した被保険者に限ります。次号から第７号までにおいて同じとします。）の犯罪行為

(4) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故

(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

３　被保険者が次のいずれかにより死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、第１項に定める額の保険金を削減して支払い、又はその支払をしないことがあります。

(1) 地震、噴火又は津波

(2) 戦争その他の変乱

（重度障害による死亡保険金の支払）

第18条　被保険者が基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）において受けた傷害又はかかった疾病により重度障害の状態に該当するに至った場合において、保険契約者からその旨の通知があったときは、その通知があった日にその傷害又は疾病により被保険者が死亡したものとみなして、死亡保険金の支払の規定その他この約款の規定（前条の規定を除きます。）を適用します。この場合において、死亡保険金は、主たる被保険者（配偶者である被保険者が重度障害の状態になった場合において、主たる被保険者がいないときは、配偶者である被保険者）に支払います。

２　保険契約者が前項の通知をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

３　第１項の場合において、保険契約者がやむを得ない事由により保険期間内に同項の通知をすることができなかったと会社が認めた場合には、当該期間の末日にその通知があったものとみなします。

４　第１項の規定は、被保険者が主たる被保険者又は配偶者である被保険者の故意により重度障害の状態に該当するに至った場合には、適用しません。

５　被保険者が戦争その他の変乱により重度障害の状態に該当するに至った場合で、その原因により重度障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合において、削減して支払う金額は、その重度障害の状態に該当した被保険者に係る責任準備金の額を下回ることはありません。

６　第１項の場合において、保険契約者から、第12条若しくは第14条の規定に基づく保険料払込免除の取扱いを受けて基本契約を継続する旨の請求があったとき又は第11条の規定に基づく保険料払込免除の取扱いを受けて基本契約のうち主たる被保険者に係る部分について継続する旨の請求があったときは、同項の規定にかかわらず、当該請求に基づき取り扱います。この場合において、後日同項の規定に基づく死亡保険金の支払請求をしようとするときは、保険契約者は、改めて同項に規定する通知をしてください。

（遺族の範囲）

第19条　第15条の遺族は、主たる被保険者又は配偶者である被保険者の配偶者（届出がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに主たる被保険者又は配偶者である被保険者の死亡当時主たる被保険者又は配偶者である被保険者の扶助によって生計を維持していた者及び主たる被保険者又は配偶者である被保険者の生計を維持していた者とします。

２　胎児である子又は孫は、前項の規定の適用については、既に生まれたものとみなします。

３　前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは適用しません。

４　第１項に規定する遺族が２人以上あるときは、同項に掲げる順序により先順位にある者を保険金受取人とします。

５　遺族であって故意に主たる被保険者若しくは配偶者である被保険者、先順位者又は同順位者である者を殺したものは、

保険金受取人となることができません。

第６章　告知義務及び告知義務違反等による契約の解除

（告知義務）

第20条　主たる被保険者及び配偶者である被保険者は、その基本契約の締結又は復活の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について答えることを要します。

（告知義務違反による契約の解除）

第21条　主たる被保険者又は配偶者である被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について悪意又は重大な過失によって事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったときは、その基本契約を解除することができません。

２　前項の解除権は、会社が解除の原因を知った時から１か月間これを行わないときは消滅します。基本契約がその責任開始の日（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して２年以上継続したとき（その期間内に主たる被保険者又は配偶者である被保険者が死亡し、又は別表第２第１号に定める身体障害の状態若しくは重度障害の状態になった場合において、その者について同項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）も、同様とします。

（解除の効果）

第22条　会社は、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、被保険者について前条第１項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その死亡保険金（その被保険者の死亡後基本契約の解除までに死亡した被保険者がある場合には、その被保険者の死亡による死亡保険金を含みます。以下この項において同じとします。）を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその死亡保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。ただし、保険契約者、被保険者又は死亡保険金受取人において、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由の発生の原因が当該解除の原因たる事実に基づかないことを証明したときは、その死亡保険金を支払い、又は保険料を払込免除とします。

（解除の相手方）

第23条　第21条の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。

２　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、死亡保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。

３　第21条第２項に規定する１か月の期間は、保険契約者若しくはその法定代理人又は前項の場合における被保険者、死亡保険金受取人若しくはそれらの法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときは、これらの者の所在が知れた時から起算します。

（重大事由による契約の解除）

第24条　会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。

(1)　保険契約者、被保険者又は保険金受取人が保険金（保険料の払込免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類及び保険金の名称の如何を問いません。以下この項において同じとします。）を詐取する目的又は他人に保険金を詐取させる目的で保険事故を招致（未遂を含みます。）した場合。

(2)　保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為があった場合。

(3)　この基本契約に付加されている特約が重大事由によって解除された場合。

(4)　他の保険契約との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。

(5)　その他この基本契約を継続することを期待しえない第１号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。

２　会社は、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その保険金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。

３　第１項の規定による基本契約の解除については、前条第１項及び第２項の規定を準用します。

（加入限度額超過による契約の解除）

第25条　会社は、基本契約の保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、将来に向かって基本契約を解除することができます。

２　会社は、保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その保険金を支払わず、又は保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に保険料を払込免除としたときは、その保険料の払込みを請求することができます。

３　第１項の規定による基本契約の解除については、第23条第１項及び第２項の規定を準用します。

第７章　契約の無効

（詐欺による無効）

第26条　主たる被保険者又は配偶者である被保険者の詐欺により基本契約の締結又は復活が行われたときは、その基本契約又は復活は、無効とします。

（不法取得目的による無効）

第27条　保険契約者が保険金（保険料の払込免除を含みます。以下この条において同じとします。）を不法に取得する目的又は他人に保険金を不法に取得させる目的をもって、基本契約の締結又は復活を行ったときは、その基本契約又は復活は、無効とします。

第８章　保険金受取人の代表者

（保険金受取人の代表者）

第28条　基本契約について保険金受取人が２人以上あるときは、代表者１人を指定してください。この場合には、その代表者は、他の保険金受取人を代理するものとします。

２　保険金受取人が前項の指定（その変更を含みます。）をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

３　第１項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、その基本契約について保険金受取人の１人に対してした行為は、他の者に対しても、その効力を有します。

第９章　契約関係者の異動

（保険契約者の地位の承継）

第29条　保険契約者が死亡したときは、配偶者である被保険者が保険契約者の基本契約による権利義務を承継するものとします。

（住所等の変更の届出）

第30条　保険契約者又は被保険者が住所又は氏名を変更したときは、その旨を会社の本社又は会社の指定した場所に届け出てください。

（配偶者である被保険者の資格喪失）

第31条　配偶者である被保険者が次のいずれかに該当する場合は、被保険者の資格を失います。

(1) 配偶者である被保険者について離婚又は婚姻の取消しがあったとき。

(2) 主たる被保険者の死亡後に、配偶者である被保険者が再婚をし、又は養子となったとき。

(3) 配偶者である被保険者が故意に主たる被保険者を殺したとき。

２　保険契約者は、前項第１号又は第２号の事由が生じたときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

第10章　契約の変更

（保険期間の短縮変更）

第32条　保険契約者は、基本契約の契約日から起算して２年を経過した後は、主たる被保険者及び配偶者である被保険者がいるときに限り、保険期間を短縮するための変更を請求することができます。ただし、基本契約の契約日における被保険者の年齢が変更後の基本契約に係る契約日における会社の定める加入年齢の範囲外であるときは、その変更を請求することができません。

２　保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

３　第１項の変更は、変更後の基本契約の保険期間が変更前の基本契約の保険期間を下回ることとなる、夫婦保険の基本契約の契約日における契約種類（会社の定める契約種類をいいます。）のいずれかに変更するものとします。

４　第１項本文の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。ただし、更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に関する取扱いをしません。

（保険金額の減額変更）

第33条　保険契約者は、基本契約の契約日から起算して２年を経過した後は、保険金額を減額するための変更を請求することができます。ただし、次に掲げる場合には、その変更を請求することはできません。

(1) 保険料が払込免除となっているとき。

(2) 保険料払済契約に変更されているとき。

(3) 減額後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。

(4) 減額後の保険金額が10万円の倍数でないとき。

２　保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

３　第１項本文の場合においては、会社の定めるところにより、保険料額を更正します。

（保険料払済契約への変更）

第34条　保険契約者は、基本契約の契約日から起算して２年を経過した後は、保険料払済契約への変更を請求することができます。この場合において、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込むことを要しません。

２　保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

３　第１項の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。ただし、更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に関する取扱いをしません。

（変更の効力発生日）

第35条　前３条の変更は、月ごとの契約応当日（保険期間の満了する日を含みます。以下同じとします。）に変更の請求があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その変更の効力は、生じないものとします。

２　前項の規定により第33条第１項の変更の効力が生じる前に保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

（被保険者の死亡等による保険料額等の更正）

第36条　次に掲げる事由が生じたときは、会社の定めるところにより、保険料額又は保険金額を更正し、第１号の場合において、会社の定める額の返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

(1) 配偶者である被保険者の生存中に主たる被保険者が死亡したとき（第 16 条第１項第１号の規定に該当するときに限ります。）。
(2) 主たる被保険者の生存中に配偶者である被保険者が死亡したとき。
(3) 主たる被保険者の生存中に配偶者である被保険者が被保険者の資格を失ったとき。

（契約変更の特則）

第37条 保険契約者は、第32条から第34条までの変更のほか、契約変更に関する特則の定めるところにより、基本契約の変更の申込みをすることができます。

第 11 章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理

（加入年齢の計算）

第38条 基本契約の契約日における被保険者の年齢は、出生の月から契約日の属する月まで月をもって計算し、１年に満たない端数があるときは、その端数が７か月以上のときは１年に切り上げ、６か月以下のときは切り捨てる方法により計算します。

２ 基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日（契約日から起算した１年ごとの応当日（その年にその応当日がない場合にあっては、契約日の属する月の１年ごとの応当月の末日の翌日）をいいます。以下同じとします。）ごとに、前項の年齢に１歳を加えて計算します。

（年齢又は性別の誤りの処理）

第39条 保険契約申込書に記載された主たる被保険者又は配偶者である被保険者の加入年齢又は性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、その基本契約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢又は性別に基づいて基本契約を締結したものとして、会社の定めるところにより、加入限度額を上限として保険金額を更正します。この場合において、既に払い込まれた保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

第 12 章 解約

（解約）

第40条 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、基本契約を解約することができます。

２ 保険契約者が前項の解約をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

３ 第１項の解約は、次に掲げる場合にあってはその時に、次に掲げる場合以外の場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日にその通知があった場合において、その通知があった直後の月ごとの契約応当日の前日までに保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その解約の効力は、生じないものとします。
(1) 月ごとの契約応当日に解約の通知があったとき。
(2) 保険料の払込免除となった後において解約の通知があったとき。
(3) 保険料払済契約に変更した後において解約の通知があったとき。

４ 前項の規定により第１項の解約の効力が生じる前に保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

第 13 章 返戻金の支払及び無効保険料の払戻し

（返戻金の支払）

第41条 次に掲げる場合において、返戻金があるときは、保険契約者は、その支払を請求することができます。
(1) 基本契約の解除又は解約の通知
(2) 基本契約の失効
(3) 保険金額の減額変更の請求
(4) 死亡保険金の支払免責（第 16 条第１項第１号の規定に該当するとき（配偶者である被保険者の生存中における主たる被保険者に係るものに限ります。）を除きます。）
(5) 配偶者である被保険者の資格喪失（第 31 条第１項第３号の場合を除きます。）

２ 前項の返戻金の額は、会社の定めるところにより、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。この場合において、前項第４号の死亡保険金の支払免責が第16条第１項第１号又は第２号によるときにあっては、その死亡した被保険者に係る責任準備金の額とします。

（無効保険料の払戻し）

第42条 基本契約又はその復活の全部又は一部が無効である場合において、主たる被保険者及び配偶者である被保険者が善意であり、かつ、重大な過失のないときは、保険契約者は、保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができます。

第 14 章 契約の復活

（契約の復活）

第43条 第５条の場合において、保険契約者は、基本契約の失効後１年を経過する前に限り、会社の承諾を得て、その復活をすることができます。ただし、次に掲げる場合には、その復活をすることができません。
(1) 主たる被保険者が基本契約の失効後に死亡したとき。
(2) 返戻金の支払の請求があったとき。
(3) 復活した場合の保険金額が加入限度額を超えるとき。

２ 保険契約者が前項の復活をしようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して申し込んでください。

３ 前項の場合において、保険契約者は、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額（以下「復活払込金」といいます。）の払込みを要します。

（復活払込金に代える保険金額の減額変更）

第44条　保険契約者は、基本契約の契約日から起算して２年を経過した後に失効した基本契約について復活の申込みをする場合においては、会社が認めた場合に限り、復活払込金の全部又は一部の払込みに代え、保険金額を減額するための変更を請求することができます。

２　前項の場合において、失効の当時基本契約に付加されていた特約についても復活の申込みをするときは、特約保険料の払込みをしなかった期間の特約保険料に相当する金額についても、前項の復活払込金と合わせて、その全部又は一部の払込みに代えた基本契約の保険金額の減額をするものとします。

３　第１項の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。ただし、更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に関する取扱いをしません。

（復活払込金の分割払込み）

第45条　保険契約者は、復活払込金の払込みを困難とするときは、会社が認めた場合に限り、その復活払込金のうち２か月分の保険料に相当する金額を除いた部分について、会社の定めるところにより、基本契約の復活に係る責任開始後において毎月分割して払い込むことができます。

２　前項の規定により分割して払い込む金額（以下「分割払込金」といいます。）は、第３条の規定により払い込むべき保険料と合わせて払い込むことを要します。

３　分割払込金の払込みを完了する前は、保険料の前納払込みの取扱いを受けることはできません。

４　第１項の規定は、分割払込金の払込みを完了する前に失効したときは、その後の復活の申込みには適用しません。

（復活に係る責任開始）

第46条　復活の申込みを承諾したときは、会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

(1) 復活の申込みを承諾した後に復活払込金を受け取った場合　復活払込金を受け取った時

(2) 復活払込金を受け取った後に復活の申込みを承諾した場合　復活払込金を受け取った時（主たる被保険者又は配偶者である被保険者の告知前に受け取った場合には、そのいずれか遅い告知の時）

２　前項の会社の責任開始の日を復活日とします。

３　第１項の場合には、保険証券に基本契約復活の旨を記載して保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

（復活の効果）

第47条　基本契約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。

２　前項の場合において、基本契約の失効後その復活までに死亡した配偶者である被保険者に係る死亡保険金は、支払いません。

第 15 章　契約者貸付

（契約者貸付）

第48条　保険契約者は、解約返戻金額の範囲内で、かつ、会社の定めるところにより算出された額の範囲内で、貸付けを受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たない場合には、貸付けを受けることはできません。

２　保険契約者が前項の貸付けを受けようとするときは、別表第４に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

３　貸付金の利息は、会社の定める利率で計算し、貸付けを受けた日（保険料に振り替えることを目的とする貸付けにあっては、保険料に振り替えた日）の翌日から弁済の日まで付けます。

４　保険契約者は、貸付けを受けた日（保険料に振り替えることを目的とする貸付けにあっては、最後に保険料に振り替えた日）の翌日から起算して１年の期間（当該期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間。以下「貸付期間」といいます。）内に、会社の定めるところにより、前項の規定により付された利息を添えて貸付金を弁済してください。ただし、貸付期間の満了前に、次に掲げる事由が生じたときは、その貸付けは弁済期に達したものとします。

(1) 基本契約の消滅

(2) 保険金額の減額変更（貸付金の元利金のうち、保険金額の減額割合に応じた部分が弁済期に達したものとします。）

(3) 保険料払済契約への変更（変更の効力発生日に貸付金の元利金を責任準備金から差し引きます。）

(4) 主たる被保険者の死亡（重度障害の状態に該当するに至ったことにより死亡保険金を支払うときを含むものとし、死亡保険金の支払免責に該当するときを除きます。）

５　保険契約者が貸付期間経過後に貸付金を弁済するときは、当該貸付期間の満了の日の翌日から貸付金を弁済する日までの期間について、会社の定める利率を適用します。

６　保険契約者が貸付金を弁済しないで貸付期間の満了の日の翌日から起算して１年の期間（当該期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間）を経過したときは、会社の定めるところにより、貸付金の弁済に代えて、貸付金の元利金を責任準備金から差し引き、保険金額を減額します。

７　保険契約者が貸付金（保険料に振り替えることを目的とする貸付けに係る貸付金にあっては、弁済期に達したものに限ります。）を弁済しないで更に貸付けを請求する場合（保険料に振り替えることを目的とする貸付けを請求する場合を除きます。）においては、前貸付金は、新たな貸付けを請求したときにおいて弁済があったものとして、新貸付金額からこれを差し引いて支払います。この場合においては、その支払を受けた金額に対するその貸付けの請求の日から支払を受けた日までの期間に係る利息は支払うことを要しません。

第 16 章　契約者配当

（契約者配当金の割当て）

第49条　会社は、会社の定めるところにより積み立てた契約者配当準備金（以下「準備金」といいます。）の中から、毎事業年度末に、会社の定めるところにより、当該事業年度末において効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。

２　前項のほか、基本契約の契約日から起算して会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定めるところにより、準備金の中から、契約者配当金を割り当てることがあります。

（契約者配当金の支払）

第50条　前条第１項の規定により割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中の年ごとの契約応当日において効力を有する基本契約（年ごとの契約応当日に基本契約の解除若しくは解約の通知があった基本契約又は保険金額の減額変更の請求のあった基本契約のうち減額部分を除きます。）に限り、その年ごとの契約応当日から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。

２　前条第１項の規定により割り当てた契約者配当金のうち、前項の規定に該当しなかった契約者配当金（その事業年度末又は翌事業年度中に保険期間の満了する基本契約に対して割り当てたもののうち、次項第１号の規定に該当したことにより支払うものを除きます。）は、準備金に繰り入れます。

３　次に掲げる事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金（次に掲げる事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。）を支払います。ただし、第１号の場合にあっては満期保険金受取人に、第２号の場合において死亡保険金を支払うときにあっては死亡保険金受取人に支払います。

(1)　保険期間の満了
(2)　被保険者の死亡（基本契約が消滅する場合に限ります。）
(3)　基本契約の解除又は解約の通知
(4)　配偶者である被保険者の資格喪失（基本契約が消滅する場合に限ります。）
(5)　基本契約の失効
(6)　保険金額の減額変更の請求
(7)　保険契約者による契約者配当金の支払請求

４　前項第６号に掲げる事由が生じたことにより支払う契約者配当金の額は、保険金額のうち減額した保険金額の割合によって計算します。

５　前条第２項の規定により割り当てた契約者配当金は、会社の定めるところにより支払います。

第 17 章　譲渡禁止

（譲渡禁止）

第51条　保険契約者又は保険金受取人は、保険金、返戻金又は契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第 18 章　控除支払

（控除支払）

第52条　死亡保険金、満期保険金、返戻金、契約者配当金（第50条第３項第７号の契約者配当金の支払請求（以下「配当金支払請求」といいます。）によるものを除きます。）又は払い戻す保険料を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料、貸付金、第35条第２項又は第40条第４項の規定により会社が返還を受けるべき返戻金（返戻金と同時に支払った契約者配当金その他の金額を含みます。）その他会社が弁済を受けるべき金額があるときは、支払金額から差し引きます。

第 19 章　保険金の支払の請求等

（保険金の支払の請求等）

第53条　保険契約者又は保険金受取人は、死亡保険金の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社に通知してください。

２　保険契約者又は保険金受取人が、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金（以下「保険金等」といいます。）の支払の請求又は保険料の払込免除の請求をしようとするときは、会社の定めるところにより、別表第４に定める必要書類を会社に提出して請求してください。

３　保険金等は、前項の必要書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して10営業日以内に、会社の本社又は会社の指定した場所で支払います。ただし、事実の確認その他の事由により時日を要するときは、10営業日を過ぎることがあります。

４　会社は、事実の確認をするため、保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対し、照会し、又は同意を求めることがあります。この場合において、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が会社の照会に対する回答又は同意を正当な理由なく拒んだときは、その回答又はその同意を得て事実を確認するまでは保険金等の支払又は保険料の払込免除は行いません。

５　保険契約者又は保険金受取人の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又は保険金受取人に通知できないときにおいては、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者又は保険金受取人に到達したものとみなします。

６　会社が支払うべき金額に１円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

（時効）

第54条　保険金等の支払又は保険料の払込免除を請求する権利は、その保険金等の支払事由又は保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた日の翌日から起算して５年を経過したときは、時効によって消滅します。

第 20 章　契約内容の登録

（契約内容の登録）

第55条　会社は、保険契約者及び被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

(1)　保険契約者並びに被保険者の氏名、生年月日、性別及び住所（市・区・郡までとします。）
(2)　死亡保険金の金額
(3)　基本契約の契約日（基本契約の復活が行われた場合は、最後の復活日とします。次項において同じとします。）
(4)　当会社名

２　前項の登録の期間は、契約日から５年以内とします。

３　協会加盟の各生命保険会社及び全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第１項の

規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金又は災害死亡保険金のある特約を含みます。以下この条において同じとします。）の申込み（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の申込みを含みます。）を受けた場合、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4　各生命保険会社等は、第２項の登録の期間中に保険契約の申込みがあった場合、前項の規定により連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の承諾を含みます。以下この条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。

5　各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の日とします。）から５年以内に保険契約について死亡保険金又は高度障害保険金の支払請求を受けたときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金又は高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6　各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断又は支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7　協会及び各生命保険会社等は、登録又は連絡された内容を他に公開しないものとします。

8　保険契約者又は被保険者は、登録又は連絡された内容について、会社又は協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9　第３項、第４項及び第５項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

別表第１　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病又は体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し又はその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分　類　項　目	基本分類表番号
1　鉄道事故	E 800～E 807
2　自動車交通事故	E 810～E 819
3　自動車非交通事故	E 820～E 825
4　その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5　水上交通機関事故	E 830～E 838
6　航空機及び宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7　他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8　医薬品及び生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9　その他の固体、液体、ガス及び蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂及びグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎並びにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他及び詳細不明の細菌性食中毒）及びアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10　外科的及び内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11　患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的及び内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12　不慮の墜落	E 880～E 888
13　火災及び火焔による不慮の事故	E 890～E 899
14　自然及び環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧及び気圧の変化（E 902）」、「旅行及び身体動揺（E 903）」及び「飢餓、渇、不良環境曝露及び放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	E 900～E 909
15　溺水、窒息及び異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入又は嚥下による気道閉塞又は窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入又は嚥下による気道の閉塞又は窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16　その他の不慮の事故 ただし、「努力過度及び激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」及び「その他及び詳細不明の環境的原因及び不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17　医薬品及び生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18　他殺及び他人の加害による損傷	E 960～E 969
19　法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20　戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表第２　身体障害の状態

(1) 保険料の払込免除の対象となる身体障害の状態は、次のとおりとします。

1　両眼の視力の和が0.12以下になったもの
2　１眼が失明したもの
3　両耳の聴力レベルが69デシベル以上になったもの
4　言語又はそしゃくの機能に著しい障害を残すもの
5　精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの
6　脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すもの
7　１上肢を手関節以上で失ったもの
8　１上肢の３大関節中の２関節以上の用を全く廃したもの
9　１手の５手指を失ったもの、母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み３手指若しくは４手指を失ったもの
10　１手の５手指若しくは４手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含み３手指の用を全く廃したもの
11　１手の５手指若しくは４手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含む３手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの
12　１下肢を足関節以上で失ったもの
13　１下肢の３大関節中の２関節以上の用を全く廃したもの
14　10足指を失ったもの又は10足指の用を全く廃したもの
15　10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く廃したもの

(2) 重度障害の状態は、次のとおりとします。

1　両眼が失明したもの
2　言語又はそしゃくの機能を全く廃したもの
3　精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4　両上肢を手関節以上で失ったもの
5　１上肢を手関節以上で失い、かつ、他の１上肢の用を全く廃したもの
6　両上肢の用を全く廃したもの
7　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの
8　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢の用を全く廃したもの
9　１上肢の用を全く廃し、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの
10　１上肢及び１下肢の用を全く廃したもの
11　両下肢を足関節以上で失ったもの
12　１下肢を足関節以上で失い、かつ、他の１下肢の用を全く廃したもの
13　両下肢の用を全く廃したもの

(3) 前２号の表の適用については、次のとおりとします。

ア　身体障害

前２号の表に掲げる身体障害は、いずれも、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

イ　眼の障害

(ｱ) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。

(ｲ) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。

ウ　耳の障害

聴力はオージオメーターによって測定するものとします。

エ　言語、そしゃくの障害

(ｱ) 「言語の機能を全く廃したもの」とは、音声又は言語をそう失したものをいいます。

(ｲ) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声又は言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。

(ｳ) 「そしゃくの機能を全く廃したもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。

(ｴ) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食又はこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。

オ　精神、神経、胸腹部臓器の障害

(ｱ) 「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。

(ｲ) 「精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、又はこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。

カ　脊柱の障害

(ｱ) 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。

(ｲ) 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいいます。

キ　上肢の障害

(ｱ) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、又は上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

(ｲ) 「上肢の用を全く廃したもの」とは、３大関節（肩関節、肘関節及び手関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。

(ｳ) 「関節の用を全く廃したもの」とは、関節が強直し、又は拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の４分の１以下に制限されたものをいいます。

ク　手指の障害

(ｱ) 「手指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(ｲ) 「手指の用を全く廃したもの」とは、手指を末節の２分の１以上で失ったもの又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいいます。

ケ　下肢の障害

(ｱ) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、又は下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

(ｲ) 「下肢の用を全く廃したもの」とは、３大関節（股関節、膝関節及び足関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。

(ｳ) 「関節の用を全く廃したもの」とは、上肢の場合と同様とします。

コ　足指の障害

(ｱ) 「足指を失ったもの」とは、足指を基節の２分の１以上で失ったものをいいます。

(ｲ) 「足指の用を全く廃したもの」とは、第１足指にあっては、末節の２分の１以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったもの又は足指の中足指節関節若しくは近位指節間関節に完全強直若しくは完全拘縮を残すものをいいます。

別表第３　会社所定の感染症

会社所定の感染症は、次に掲げるものとします。

(1) エボラ出血熱
(2) クリミア・コンゴ出血熱
(3) 重症急性呼吸器症候群（病原体がＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）
(4) 痘そう
(5) ペスト
(6) マールブルグ病
(7) ラッサ熱
(8) 急性灰白髄炎
(9) コレラ
(10) 細菌性赤痢
(11) ジフテリア
(12) 腸チフス
(13) パラチフス

別表第４　必要書類

(1) 保険金等の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要な書類は、次の表に掲げるものとします。

ア　保険金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払（第15条関係）	死亡保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3　会社所定の医師の死亡証明書 4　主たる被保険者及び配偶者である被保険者の婚姻関係を証明するに足りる書類 5　死亡保険金受取人の戸籍抄本 6　死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 7　保険証券
満期保険金の支払（第15条関係）	満期保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　主たる被保険者及び配偶者である被保険者の婚姻関係を証明するに足りる書類 4　満期保険金受取人の戸籍抄本 5　満期保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
保険金の倍額支払（第17条関係）	死亡保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の死亡が不慮の事故又は会社所定の感染症によるものであることを証明するに足りる書類 3　死亡保険金受取人の戸籍抄本 4　死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 5　保険証券
重度障害による保険金の支払（第18条第１項	死亡保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　主たる被保険者及び配偶者である被保険者の婚姻関係を証明す

関係）		るに足りる書類 3　死亡保険金受取人の戸籍抄本 4　死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 5　保険証券

イ　保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による払込免除（第10条、第12条、第13条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
主たる被保険者の死亡等による払込免除（第11条、第18条第６項関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の死亡証明書又は会社所定の医師の診断書 4　傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
配偶者である被保険者の重度障害による払込免除（第12条、第14条、第18条第６項関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券

ウ　その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第８条関係）	保険契約者	1　その旨を記載した請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
未経過期間に対する保険料の払戻し（第９条関係）	保険契約者又は保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　保険契約者又は保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
重度障害の通知（第18条第１項関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
保険金受取人の代表者の指定（その変更を含む。）（第28条関係）	保険金受取人	1　会社所定の通知書 2　その保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
配偶者である被保険者の資格喪失（第31条第１項第３号の場合を除きます。）（第31条関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　配偶者である被保険者の資格喪失の事実及びその年月日を証明するに足りる書類 3　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4　保険証券
契約の変更（第32条－第34条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
解約（第40条関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
返戻金の支払（第41条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
無効保険料の払戻し（第42条関係）	保険契約者	1　その旨を記載した請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
契約の復活（第43条関係）	保険契約者	1　会社所定の申込書 2　保険証券

契約者貸付（第48条関係）	保険契約者	1　会社所定の申込書又は請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
契約者配当金の支払（第50条関係）	保険契約者又は保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証（配当金支払請求をする場合に限ります。） 3　主たる被保険者及び配偶者である被保険者の婚姻関係を証明するに足りる書類（配当金支払請求をする場合に限ります。） 4　保険契約者又は保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 5　保険証券

(2) 会社は、前号の書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、同号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

約　款

（特約種類ごとの約款）

災害特約条項

（平成19年10月１日制定）

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　特約の責任開始（第３条）
第３章　特約保険料の払込み（第４条－第８条）
第４章　特約保険料の払込免除（第９条－第12条）
第５章　特約保険金の支払（第13条－第17条）
第６章　重大事由等による特約の解除（第18条・第19条）
第７章　特約の無効（第20条・第21条）
第８章　特約の失効（第22条）
第９章　保険契約者又は特約死亡保険金受取人の代表者（第23条）
第10章　特約の契約関係者の異動（第24条）
第11章　特約の変更（第25条－第29条）
第12章　加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理（第30条・第31条）
第13章　特約の解約（第32条）
第14章　特約の返戻金の支払及び無効保険料の払戻し（第33条・第34条）
第15章　特約の復活（第35条－第38条）
第16章　特約契約者配当（第39条・第40条）
第17章　譲渡禁止（第41条）
第18章　控除支払（第42条）
第19章　特約保険金の支払の請求等（第43条・第44条）
第20章　契約内容の登録（第45条）
第21章　特則（第46条・第47条）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この特約条項は、災害特約について定め、災害特約は、被保険者が不慮の事故により傷害を受けたときは、その傷害を直接の原因とする死亡又は特定の身体障害に対し、それぞれ死亡保険金又は傷害保険金の支払をするものとします。

（特約の付加）

第２条　この特約は、基本契約の締結の際に又はその締結後に、会社の定めるところにより、基本契約に付加することができるものとします。

第２章　特約の責任開始

（特約の責任開始）

第３条　基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始時は、この特約が付加された基本契約の責任開始時と同一とします。

２　前項の会社の責任開始の日をこの特約の契約日とします。

３　この特約の保険期間は、前項の特約の契約日から起算し、この特約が付加された基本契約に係る保険期間又は年金支払期間の終期までとします。

４　この特約の申込みを承諾したときは、保険証券を保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

第３章　特約保険料の払込み

（基本保険料の払込みを要する場合の特約保険料の払込み）

第４条　特約保険料は、この特約が付加された基本契約の保険料（以下「基本保険料」といいます。）の払込みを要する場合においては、基本保険料の払込方法（経路）に従い、基本保険料と合わせてこれと同一月分を払い込むことを要します。

２　特約保険料の払込時期及び猶予期間は、基本保険料の払込時期及び猶予期間と同一とします。

（基本保険料の払込みを要しない場合の特約保険料の払込み）

第５条　基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、保険契約者は、会社の定めるところにより、その基本契約の普通保険約款の定める保険料の払込方法（経路）を選択することができます。この場合において、保険契約者による払込方法（経路）の変更及び会社による払込方法（経路）の変更については、普通保険約款の定めるところによります。

２　前項の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の払込方法（経路）を選択することを要します。この場合においては、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込むことを要します。

３　前２項の特約保険料は、１年分以上（１年に満たない月数分の特約保険料を払い込むことによって特約保険料の払込みを要しないこととなる特約にあっては、その月数分）を前納することを要します。

（特約保険料の振替貸付）

第６条　基本保険料について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料と同一月分の特約保険料についても、基本契約の普通保険約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。

（特約保険料の前納払込み）

第７条　保険契約者は、会社の定めるところにより、特約保険料の全部又は一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。

２　前項の規定により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当

日（特約の契約日から起算した１か月ごとの応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日）をいいます。以下同じとします。）ごとに特約保険料の払込みに充当します。

３　特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（基本契約の死亡保険金又は満期保険金と同時に支払う場合にあっては、基本契約に係る死亡保険金受取人又は満期保険金受取人）に払い戻します。

４　第１項の規定により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、やむを得ない事由があるときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合において、会社がその請求を認めたときは、会社の定めるところにより、その取消しをした期間に対する特約保険料を保険契約者に払い戻します。

５　保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第７に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

（未経過期間に対する特約保険料の払戻し）

第８条　特約保険料を払い込んだ後、次に掲げる事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日以降の期間に係る特約保険料の全部又は一部について払込みを要しないこととなったときは、会社の定めるところにより、その払込みを要しないこととなった期間に対する特約保険料を保険契約者に払い戻します。

(1)　特約の消滅
(2)　特約保険料の払込免除
(3)　特約の保険期間又は保険料払込期間の短縮
(4)　特約保険料額の減額
(5)　特約の保険料払済契約への変更

２　前項の場合において、払い戻す特約保険料は、基本契約の死亡保険金又は満期保険金と同時に支払う場合にあっては、同項の規定にかかわらず、基本契約に係る死亡保険金受取人又は満期保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその特約保険料を受け取る旨の意思表示をしたときは、これを保険契約者に払い戻します。

第４章　特約保険料の払込免除

（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）

第９条　基本保険料が払込免除とされたときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、基本保険料が払込免除となった直接の原因が、この特約の責任開始時前に生じたものであるとき、又はこの特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病又は不慮の事故（別表第１に定めるものをいいます。以下同じとします。）により受けた傷害であるときは、特約保険料を払込免除としません。

（身体障害による特約保険料の払込免除）

第10条　次の場合には、この特約の将来の特約保険料（第２号及び第３号の場合には、第１号に規定する身体障害の状態になった被保険者に係る将来の特約保険料に限ります。）を払込免除とします。

(1)　基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者（夫婦特約（主たる被保険者及び配偶者である被保険者をこの特約の被保険者とするものをいいます。以下同じとします。）にあっては、主たる被保険者）がこの特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に別表第２の身体障害等級表に掲げる第１級、第２級又は第３級の身体障害の状態になったとき。
(2)　夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された夫婦特約において、配偶者である被保険者がこの特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に前号に規定する身体障害の状態になったとき。
(3)　この特約が据置終身年金保険、据置定期年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に第１号に規定する身体障害の状態になったとき。

２　前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより同項に規定する身体障害の状態になった場合、又は同項に規定する傷害がこの特約の失効後その復活までに被保険者が不慮の事故により受けたものである場合には、適用しません。

(1)　保険契約者、被保険者又は基本契約において保険契約者が指定した死亡保険金受取人の故意又は重大な過失
(2)　被保険者（夫婦特約にあっては、当該身体障害の状態になった被保険者に限ります。次号から第６号までにおいて同じとします。）の犯罪行為
(3)　被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
(4)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
(5)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
(6)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

３　被保険者が次のいずれかにより第１項に規定する身体障害の状態になった場合で、その原因により当該身体障害の状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

(1)　地震、噴火又は津波
(2)　戦争その他の変乱

（夫婦特約における主たる被保険者の死亡等による特約保険料の払込免除）

第11条　夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された夫婦特約において、基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合に、基本保険料の払込免除後この特約の保険料払込期間中に主たる被保険者が死亡し、又はかかった疾病若しくは受けた傷害により別表第２の身体障害等級表に掲げる第１級の身体障害の状態（以下「重度障害の状態」といいます。）になったときは、将来の特約保険料を払込免除とします。

２　前項の規定は、主たる被保険者の死亡の直接の原因がこの特約の責任開始時前に生じた場合、同項に規定する疾病若しくは傷害がこの特約の失効後その復活までに主たる被保険者がかかった若しくは受けたものである場合又は主たる被保険者が第１号の規定により死亡し、若しくは第２号の規定により重度障害の状態になった場合には、適用しません。

(1)　この特約又は復活の責任開始の日から起算して３年を経過する前の自殺
(2)　主たる被保険者又は配偶者である被保険者の故意

3　主たる被保険者が戦争その他の変乱により死亡し、又は重度障害の状態になった場合で、その原因により死亡し、又は重度障害の状態になった主たる被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

（介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除）

第12条　介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約において、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める特約保険料を払込免除とします。

(1) 基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後においてかかった疾病又は不慮の事故により受けた傷害により重度障害の状態になったとき　この特約の将来の特約保険料

(2) 被保険者がこの特約の責任開始時以後に疾病にかかり、又は不慮の事故により傷害を受け、その疾病又は傷害を直接の原因として特定要介護状態（別表第３に定めるものをいいます。以下同じとします。）になり、かつ、その特定要介護状態になった日から起算して特定要介護状態がこの特約の保険期間中に180日以上継続したとき　その特定要介護状態になった日以後のこの特約の特約保険料

2　前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより重度障害の状態になった場合若しくは特定要介護状態が180日以上継続した場合又は同項に規定する疾病若しくは傷害がこの特約の失効後復活までに被保険者がかかった若しくは不慮の事故により受けたものである場合には、適用しません。

(1) 保険契約者、被保険者又は基本契約において保険契約者が指定した死亡保険金受取人の故意又は重大な過失
(2) 被保険者の犯罪行為
(3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故
(7) 被保険者の薬物依存（別表第４に定めるものをいいます。）（前項第２号の場合に限ります。）

3　被保険者が次のいずれかにより重度障害の状態になった場合又は特定要介護状態が180日以上継続した場合で、その原因により重度障害の状態になった又は特定要介護状態が180日以上継続した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

(1) 地震、噴火又は津波
(2) 戦争その他の変乱

第５章　特約保険金の支払

（特約保険金の支払）

第13条　この特約の特約保険金の支払については、次のとおりとします。

保険金	支払事由	支払額	特約保険金受取人
死亡保険金	被保険者がこの特約の責任開始時以後（この特約の保険期間中に限ります。）に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき	特約保険金額に相当する金額	特約死亡保険金受取人
傷害保険金	1　被保険者がこの特約の責任開始時以後（この特約の保険期間中に限ります。）に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に別表第２の身体障害等級表に掲げる身体障害の状態になったとき。ただし、被保険者がその事故の日から起算して４日以内に死亡したときは、傷害保険金を支払いません。 2　前１の場合において、１の不慮の事故により身体の同一部位に生じた２以上の身体障害があるとき又は身体障害が身体の同一部位に既に存する身体障害に加重して生じたものであるときは、別表第５に定めるところにより、傷害保険金を支払います。	特約保険金額に別表第２の身体障害等級表に掲げる身体障害の状態に応じ同表において定める支払割合を乗じて得た金額	被保険者

（特約保険金の支払限度）

第14条　特約保険金の支払額は、通算して、特約保険金額をもって限度とします。

（幼児の場合の死亡保険金等の支払額）

第15条　被保険者が年齢６歳に達する前に不慮の事故により傷害を受けたときは、死亡保険金又は傷害保険金の支払額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とします。

(1) 被保険者の事故当時の年齢が３歳に満たないとき　死亡保険金額又は傷害保険金額の50%に相当する金額
(2) 被保険者の事故当時の年齢が６歳に満たないとき　死亡保険金額又は傷害保険金額の80%に相当する金額

2　前項の被保険者の年齢は満年齢で計算します。この場合において、１年に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てます。

（死亡保険金等の支払免責等）

第16条　被保険者が次のいずれかにより第13条に規定する死亡保険金又は傷害保険金の支払事由に該当した場合には、その死亡保険金又は傷害保険金を支払いません。

(1) 保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失
(2) 基本契約において指定された死亡保険金受取人の故意又は重大な過失（死亡保険金の支払事由に限ります。）。ただし、その者が死亡保険金の一部を受け取るべき場合には、保険契約者の指定した他の死亡保険金受取人にその残額を支払います。
(3) 被保険者（夫婦特約にあっては、当該支払事由に該当した被保険者に限ります。次号から第７号までにおいて同じとします。）の犯罪行為
(4) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

２　被保険者が次のいずれかにより第13条に規定する死亡保険金又は傷害保険金の支払事由に該当した場合で、その原因によりその死亡保険金又は傷害保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金又は傷害保険金を削減して支払い、又はその支払をしないことがあります。
(1) 地震、噴火又は津波
(2) 戦争その他の変乱

（特約死亡保険金受取人）

第17条　特約死亡保険金受取人は、次の各号に掲げる区分に応じ、被保険者が不慮の事故により傷害を受けた時に死亡したとした場合の当該各号に定める者とします。
(1) 普通終身保険、特別終身保険、介護保険金付終身保険、普通定期保険、職域保険、普通養老保険、特別養老保険、特定養老保険、学資保険、育英年金付学資保険又は終身年金保険付終身保険の基本契約に付加された特約　その基本契約において死亡保険金受取人となるべき者
(2) 即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時定期年金保険又は据置定期年金保険の基本契約に付加された特約　保険契約者の指定した特約死亡保険金受取人（特約死亡保険金受取人が指定されていない場合（指定された特約死亡保険金受取人が死亡し又は保険契約者でなくなり、その後更に特約死亡保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、被保険者の遺族）
(3) 夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された特約
ア　主たる被保険者が死亡した場合　配偶者である被保険者（配偶者である被保険者がいないとき又は配偶者である被保険者が故意に主たる被保険者を殺したときは、主たる被保険者の遺族）
イ　配偶者である被保険者が死亡した場合（夫婦特約に限ります。）　主たる被保険者（主たる被保険者がいないときは、配偶者である被保険者の遺族）
(4) 即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約に付加された特約
ア　主たる被保険者が死亡した場合　主たる被保険者の遺族
イ　配偶者である被保険者が死亡した場合（夫婦特約に限ります。）　配偶者である被保険者の遺族

２　前項の遺族は、被保険者の配偶者（届出がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに被保険者の死亡当時被保険者の扶助によって生計を維持していた者及び被保険者の生計を維持していた者とします。
３　胎児である子又は孫は、前項の規定の適用については、既に生まれたものとみなします。
４　前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは適用しません。
５　第２項に規定する遺族が２人以上あるときは、同項に掲げる順序により先順位にある者を第１項の特約死亡保険金受取人とします。
６　遺族であって故意に被保険者、先順位者又は同順位者である者を殺した者は、第１項の特約死亡保険金受取人となることができません。

第６章　重大事由等による特約の解除

（重大事由による特約の解除）

第18条　会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
(1) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が特約保険金（特約保険料の払込免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類及び保険金の名称の如何を問いません。以下この項において同じとします。）を詐取する目的又は他人に特約保険金を詐取させる目的で保険事故を招致（未遂を含みます。）した場合。
(2) 特約保険金の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為があった場合。
(3) 他の保険契約との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
(4) その他この特約を継続することを期待しえない第１号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。

２　会社は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社がこの特約を解除した場合においても、その特約保険金を支払わず、又は特約保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。
３　第１項の規定による特約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。
４　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、特約保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。

（加入限度額超過による特約の解除）

第19条　会社は、この特約の特約保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの特約保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
２　会社は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事

実の存することにより会社がこの特約を解除した場合においても、その特約保険金を支払わず、又は特約保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。

3　第１項の規定によるこの特約の解除については、前条第３項及び第４項の規定を準用します。

第７章　特約の無効

（詐欺による特約の無効）

第20条　保険契約者又は被保険者の詐欺により特約の締結又は復活が行われたときは、その特約又は復活は、無効とします。

（不法取得目的による特約の無効）

第21条　保険契約者が特約保険金（特約保険料の払込免除を含みます。以下この条において同じとします。）を不法に取得する目的又は他人に特約保険金を不法に取得させる目的をもって、この特約の締結又は復活を行ったときは、その特約又は復活は、無効とします。

第８章　特約の失効

（特約の失効）

第22条　この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。

(1) 基本契約がその効力を失ったとき。

(2) 保険契約者が特約保険料を払い込まないで特約保険料の猶予期間を経過したとき。

(3) 特約保険金の支払額が特約保険金額の支払額の限度に達したとき（夫婦特約にあっては、主たる被保険者及び配偶者である被保険者のそれぞれに係る特約保険金額の支払額の限度に達したとき。）。

(4) 第25条の規定により特約保険金額が更正された場合（年齢又は性別の誤りの処理及び貸付金の弁済に代える保険金額又は年金額の減額に伴うものを除きます。）において、更正後の特約保険金額がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。

(5) 夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約に付加された主たる被保険者のみをこの特約の被保険者とする特約において、主たる被保険者が死亡したとき（夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより死亡保険金を支払うとき及び夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより年金支払事由発生日前に死亡保険金を支払うときを含みます。次項第１号において同じとします。）。

2　夫婦特約においては、第１号又は第２号に該当する場合には夫婦特約のうち主たる被保険者に係る部分、第３号から第６号までのいずれかに該当する場合には夫婦特約のうち配偶者である被保険者に係る部分は、その効力を失います。

(1) 主たる被保険者が死亡したとき。

(2) 主たる被保険者に係る特約保険金の支払額が特約保険金額の支払額の限度に達したとき。

(3) 配偶者である被保険者が死亡したとき（夫婦保険の基本契約において配偶者である被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより死亡保険金を支払うとき及び夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において配偶者である被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより年金支払事由発生日前に死亡保険金を支払うときを含みます。）。

(4) 配偶者である被保険者に係る特約保険金の支払額が特約保険金額の支払額の限度に達したとき。

(5) 配偶者である被保険者が被保険者の資格を失ったとき。

(6) 基本契約の保険の種類を据置終身年金保険に変更したとき。

3　前項の場合においては、会社の定めるところにより、特約保険料額又は特約保険金額を更正し、次に掲げる場合であって会社の定める額の特約の返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

(1) 夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加した夫婦特約において、前項第１号（第９条、第10条第２項又は第11条第２項の規定により払込免除とならない場合に限ります。）に該当したとき。

(2) 夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加した夫婦特約において、前項第２号に該当したとき。

第９章　保険契約者又は特約死亡保険金受取人の代表者

（保険契約者又は特約死亡保険金受取人の代表者）

第23条　この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。

2　この特約について特約死亡保険金受取人が２人以上あるときは、代表者１人を指定してください。この場合には、その代表者は、他の特約死亡保険金受取人を代理するものとします。

3　前項の場合において、この特約の特約死亡保険金受取人がこの特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人と同じ者となる場合にあっては、その基本契約について死亡保険金受取人の代表者となった者は、この特約においても特約死亡保険金受取人の代表者となるものとします。

4　第２項の場合において、特約死亡保険金受取人が同項の指定（その変更を含みます。）をしようとするときは、別表第７に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

5　第１項又は第２項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者又は特約死亡保険金受取人の１人に対してした行為は、他の者に対しても、その効力を有します。

6　この特約について保険契約者が２人以上あるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯とします。

第10章　特約の契約関係者の異動

（特約の保険契約者の変更等）

第24条　この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。

2　この特約が即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時定期年金保険又は据置定期年金保険の基本契約に付加された場合においては、保険契約者は、被保険者の同意を得て、保険契約者を特約死亡保険金受取人に指定し、又はその指定を変

更することができます。
3　保険契約者が前項の指定又はその変更をしようとするときは、別表第７に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
4　第２項の指定又はその変更は、保険証券に記載を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第11章　特約の変更

（基本契約の変更に伴う特約の変更）

第25条　別表第６の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。
2　前項の場合において、既に払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
3　第１項の規定による特約の変更は、別表第６に定める一定の事由に係る基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
4　前項の規定により第１項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

（特約保険金額の減額変更）

第26条　特約保険料の払込方法（回数）を分割払とする特約においては、保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。ただし、次に掲げる場合には、その変更を請求することはできません。
(1)　この特約の契約日（復活した特約にあっては、その復活日（第37条に定める復活日をいいます。以下同じとします。））から起算して２年を経過していないとき。
(2)　特約保険金額の減額変更後２年（夫婦特約において、主たる被保険者に係る特約保険金額を減額変更するときにあってはその者に係る特約保険金額の減額変更後２年、配偶者である被保険者に係る特約保険金額を減額変更するときにあってはその者に係る特約保険金額の減額変更後２年）を経過していないとき。
(3)　特約保険料が払込免除とされているとき（夫婦特約を除きます。）。
(4)　夫婦特約において、主たる被保険者に係る特約保険料が払込免除とされているときにあってはその者に係る特約保険金額を、配偶者である被保険者に係る特約保険料が払込免除とされているときにあってはその者に係る特約保険金額を減額しようとするとき。
(5)　この特約の残存保険料払込期間が１年に満たないとき（職域保険の基本契約に付加されたものを除きます。）。
(6)　減額後の特約保険金額がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。
(7)　減額後の特約保険金額が10万円（終身年金保険付終身保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された特約にあっては、100万円）の倍数でないとき。
2　保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第７に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
3　第１項本文の場合においては、会社の定めるところにより、特約保険料額を更正します。
4　第１項の変更は、月ごとの契約応当日（保険期間の満了する日を含みます。以下同じとします。）に変更の請求があった場合にあってはその時（保険期間を更新するときは更新日）に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日（保険期間を更新するときは更新日）にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに特約保険料が払込免除となったときは、その変更の効力（夫婦特約にあっては、その払込免除とされた者に係る部分の減額変更の効力）は、生じないものとします。
5　前項本文の規定により第１項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

（特約保険金の支払額通算の特則）

第27条　前２条の規定により、特約保険金額が更正された場合において、特約保険金額の更正前に既に支払った又は支払うべき特約保険金がある場合には、第14条の規定による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約保険金額に対する変更後の特約保険金額の割合により更正されたものとします。

（夫婦特約の変更）

第28条　保険契約者は、夫婦特約を主たる被保険者のみを被保険者とするこの特約に変更するための特約の変更を請求することができます。この場合においては、会社の定めるところにより、特約保険料額を更正します。
2　夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約に付加された夫婦特約にあっては、その基本契約の年金支払事由発生日が到来しているときは、前項の変更を請求することができません。
3　保険契約者が第１項の請求をしようとするときは、別表第７に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
4　第１項の変更は、月ごとの契約応当日に変更の請求があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに主たる被保険者又は配偶者である被保険者に係る特約保険料が払込免除となったときは、その変更の効力は、生じないものとします。
5　前項本文の規定により第１項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

（特約の契約変更の特則）

第29条　保険契約者は、第26条及び前条の変更のほか、契約変更に関する特則の定めるところにより、この特約の変更の申込みをすることができます。

第12章　加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理

（特約の加入年齢の計算）

第30条　この特約の契約日における被保険者の年齢は、この特約が付加された基本契約の普通保険約款の定めるところにより計算します。

（年齢又は性別の誤りの処理）

第31条　保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢又は性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、この特約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢又は性別に基づいてこの特約を締結したものとして、会社の定めるところにより、加入限度額を上限として特約保険金額を更正します。この場合において、既に払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

第13章　特約の解約

（特約の解約）

第32条　保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。

2　保険契約者が前項の解約をしようとするときは、別表第７に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3　第１項の解約は、月ごとの契約応当日に解約の通知があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に解約の通知があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、この特約を基本契約の締結後に付加した場合においては、この特約について、その契約日の属する月に解約の通知があった場合には、その解約は、その翌月における基本契約の月ごとの契約応当日に、その効力を生じます。

4　第１項の場合においては、月ごとの契約応当日以外の日にこの特約の解約の通知があった場合において、その通知があった直後の月ごとの契約応当日の前日までに特約保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その解約の効力は、生じないものとします。

5　第３項の規定により第１項の解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

第14章　特約の返戻金の支払及び無効保険料の払戻し

（特約の返戻金の支払）

第33条　次に掲げる場合において、特約の返戻金があるときは、保険契約者は、その支払を請求することができます。

(1) 被保険者の死亡（特約保険金の支払事由に該当しない場合（重度障害の状態に該当するに至ったことにより死亡したものとみなされる場合（この特約が付加された基本契約が消滅する場合に限ります。）を含みます。）に限ります。）。ただし、第22条第３項第１号に該当するものを除きます。

(2) この特約の解除又は解約の通知

(3) この特約の失効（第１号又は第22条第３項第１号に該当するもの及び特約保険金額の支払限度に達したことによるものを除きます。）

(4) この特約の変更（特約保険金額又は特約保険料額が更正されるものに限ります。）。ただし、年齢又は性別の誤りの処理による基本契約の変更に伴うものを除きます。

(5) 特約保険金の支払免責（傷害を直接の原因とする死亡の場合に限ります。）

2　前項の特約の返戻金の額は、会社の定めるところにより、この特約の経過した年月数により算出した額とします。この場合において、この特約が付加された基本契約の普通保険約款の規定によりその基本契約の死亡保険金又は責任準備金の額の返戻金を支払うときにあっては、特約の責任準備金（夫婦特約にあっては、死亡した被保険者に係る特約の責任準備金）の額とします。

3　被保険者について既に支払った又は支払うべき特約保険金（以下この項において「既払特約保険金」といいます。）がある場合において、既払特約保険金の額に前項の規定により支払うべき特約の返戻金の額を加えた額が特約保険金額を超えることとなるときは、支払うべき特約の返戻金の額は、前項の規定にかかわらず、特約保険金額から既払特約保険金の額を差し引いた残額に相当する金額とします。

（無効保険料の払戻し）

第34条　この特約又はその復活の全部又は一部が無効である場合において、保険契約者及び被保険者が善意であり、かつ、重大な過失のないときは、保険契約者は、特約保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができます。

第15章　特約の復活

（特約の復活）

第35条　この特約は、基本契約の失効と同時に失効したものに限り、会社の承諾を得て、基本契約の復活に併せて復活することができます。ただし、復活した場合の特約保険金額が加入限度額を超える場合は、その復活をすることができません。

2　保険契約者が前項の復活をしようとするときは、別表第７に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して申し込んでください。

3　前項の場合において、保険契約者は、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額（以下「特約復活払込金」といいます。）の払込みを要します。

（特約復活払込金の分割払込み）

第36条　保険契約者が、基本保険料を払い込まなかった期間の基本保険料に相当する金額について分割払込みを請求するときは、その請求に係る同一月分の特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額についても、分割払込みを請求することを要します。

2　前項の規定により分割して払い込む金額（以下「特約分割払込金」といいます。）は、第４条の規定により払い込むべき特約保険料と合わせて払い込むことを要します。

3　特約分割払込金の払込みを完了する前は、特約保険料の前納払込みの取扱いを受けることはできません。

4　第１項の規定は、特約分割払込金の払込みを完了する前にこの特約が失効したときは、その後のこの特約の復活の申込

みには適用しません。

（特約の復活に係る責任開始）

第37条　特約の復活に係る責任開始については、第３条の規定を準用します。この場合、第３条第２項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。

（特約の復活の効果）

第38条　この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。

２　前項の場合において、被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したときは、その支払事由に係る特約保険金は支払いません。

第16章　特約契約者配当

（特約契約者配当金の割当て）

第39条　会社は、会社の定めるところにより積み立てた契約者配当準備金（以下「準備金」といいます。）の中から、毎事業年度末に、会社の定めるところにより、当該事業年度末において効力を有するこの特約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。

（特約契約者配当金の支払）

第40条　前条の規定により割り当てた特約契約者配当金（終身年金保険付終身保険、夫婦年金保険付夫婦保険、据置終身年金保険若しくは据置夫婦年金保険（以下「据置終身年金保険等」といいます。）又は即時終身年金保険若しくは即時夫婦年金保険の基本契約（以下「終身年金保険等の基本契約」と総称します。）に付加されたこの特約にあっては、年金支払事由発生日以後に割り当てた契約者配当金を除きます。）は、その翌事業年度中の年ごとの契約応当日（据置終身年金保険等の基本契約に付加されたこの特約にあっては年金支払事由発生前に限り、即時定期年金保険又は据置定期年金保険の基本契約に付加されたこの特約にあっては年金支払事由発生日の前日までに到来する年ごとの契約応当日（据置定期年金保険の基本契約に付加された場合に限ります。）、年金支払事由発生日又は年金支払期間内に到来する年ごとの年金支払事由発生応当日とします。以下この項において同じとします。）において効力を有する特約（年ごとの契約応当日に特約の解除若しくは解約の通知があった特約又は特約保険金額の減額変更の請求があった特約のうち減額部分を除きます。）に限り、その年ごとの契約応当日から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。

２　前条の規定により割り当てた契約者配当金のうち、前項の規定に該当しなかった契約者配当金（その事業年度末又は翌事業年度中に保険期間の満了する特約に対して割り当てたもののうち次項第１号の規定に該当したことにより支払うもの、及び翌事業年度中に年金支払事由発生日又は年ごとの年金支払事由発生応当日が到来する基本契約に対して割り当てたもののうち第５項の規定により年金を積み増すことにより支払うものを除きます。）は、準備金に繰り入れます。

３　次に掲げる事由が生じたとき（終身年金保険等の基本契約に付加されたこの特約にあっては年金支払事由発生前にその事由が生じたときに限ります。）は、保険契約者に、契約者配当金（次に掲げる事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。）を支払います。ただし、第１号又は第２号の場合において基本契約の保険金を支払うときにあっては基本契約に係る保険金受取人に、第４号の場合（第22条第１項第３号の規定による失効の場合に限ります。）にあってはその失効時における特約保険金受取人に支払います。

(1)　この特約の保険期間の満了（職域保険の基本契約に付加された特約にあっては、その保険期間を更新する場合を除きます。）

(2)　被保険者の死亡（夫婦特約にあっては、特約が消滅する場合に限ります。）

(3)　この特約の解除又は解約の通知

(4)　この特約の失効（第２号に該当する場合を除き、夫婦特約にあっては、特約が消滅する場合に限ります。）

(5)　特約保険金額の減額変更の請求

４　前項第５号に掲げる事由が生じたことにより支払う特約契約者配当金の額は、特約保険金額のうち減額した特約保険金額の割合によって計算します。

５　終身年金保険等の基本契約に付加された特約において、その特約が付加された基本契約の年金支払事由発生日又は年金支払期間（継続年金を支払っている保証期間を含みます。）内の年ごとの年金支払事由発生日が到来したときは、特約の契約者配当金（年金支払事由発生日までの間の会社の定める利率による利息を含みます。）を、この特約を付加した基本契約の普通保険約款の定めるところにより年金を積み増すことにより支払われる契約者配当金と合わせて、その基本契約の年金の保険料に充て会社の定めるところによりその年金を積み増すことにより支払います。

第17章　譲渡禁止

（譲渡禁止）

第41条　保険契約者又は特約保険金受取人は、特約保険金、特約の返戻金又は特約契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第18章　控除支払

（控除支払）

第42条　この特約が付加された基本契約において保険金（生存保険金を除きます。）、年金、継続年金、返戻金、契約者配当金（普通保険約款の規定による配当金支払請求に係る契約者配当金を除きます。）若しくは払い戻す基本保険料を支払う場合又は特約の返戻金若しくは特約契約者配当金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料、第25条第４項、第26条第５項、第28条第５項又は第32条第５項の規定により会社が返還を受けるべき特約の返戻金（特約の返戻金と同時に支払った特約契約者配当金その他の金額を含みます。）その他会社が弁済を受けるべき金額があるときは、支払金額から差し引きます。

第19章　特約保険金の支払の請求等

（特約保険金の支払の請求等）

第43条　保険契約者又は特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生

じたときは、遅滞なくその旨を会社に通知してください。
2　保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人が、特約保険金、特約の返戻金、特約契約者配当金その他この特約に基づく諸支払金（以下「特約保険金等」といいます。）の支払の請求又は特約保険料の払込免除の請求をしようとするときは、会社の定めるところにより、別表第７に定める必要書類を会社に提出して請求してください。
3　特約保険金等は、前項の必要書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して10営業日以内に、会社の本社又は会社の指定した場所で支払います。ただし、事実の確認その他の事由により時日を要するときは、10営業日を過ぎることがあります。
4　会社は、事実の確認をするため、保険契約者、被保険者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に対し、照会し、又は同意を求めることがあります。この場合において、保険契約者、被保険者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人が会社の照会に対する回答又は同意を正当な理由なく拒んだときは、その回答又はその同意を得て事実を確認するまでは特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除は行いません。
5　保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に通知できないときにおいては、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に到達したものとみなします。
6　会社が支払うべき金額に１円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

（時効）

第44条　特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除を請求する権利は、その特約保険金等の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた日の翌日から起算して５年を経過したときは、時効によって消滅します。

第20章　契約内容の登録

（契約内容の登録）

第45条　会社は、保険契約者及び被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
(1)　保険契約者並びに被保険者の氏名、生年月日、性別及び住所（市・区・郡までとします。）
(2)　死亡保険金の金額
(3)　特約の契約日（特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。次項において同じとします。）
(4)　当会社名
2　前項の登録の期間は、特約の契約日から５年以内とします。
3　協会加盟の各生命保険会社及び全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第１項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金又は災害死亡保険金のある特約を含みます。以下この条において同じとします。）の申込み（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の申込みを含みます。）を受けた場合、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4　各生命保険会社等は、第２項の登録の期間中に保険契約の申込みがあった場合、前項の規定により連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の承諾を含みます。以下この条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
5　各生命保険会社等は、特約の契約日（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の日とします。）から５年以内に保険契約について死亡保険金又は高度障害保険金の支払請求を受けたときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金又は高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6　各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断又は支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7　協会及び各生命保険会社等は、登録又は連絡された内容を他に公開しないものとします。
8　保険契約者又は被保険者は、登録又は連絡された内容について、会社又は協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9　第３項、第４項及び第５項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第21章　特則

（中途付加の場合の特則）

第46条　基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。
(1)　この特約の申込みを承諾した後に第１回特約保険料を受け取った場合　第１回特約保険料を受け取った時
(2)　第１回特約保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合　第１回特約保険料相当額を受け取った時（この特約と同時に付加する特約（傷害入院特約を除きます。）の告知前に受け取った場合には、その告知の時（夫婦特約の申込みの場合において、主たる被保険者又は配偶者である被保険者の告知前に受け取った場合には、そのいずれか遅い告知の時））
2　基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日が、その基本契約の契約日から起算した１か月ごとの応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下この項において「基本契約の月ごとの契約応当日」といいます。）と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日をその基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。
3　基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日が、その基本契約の契約日から起算した１年ごとの応当日（その年にその応当日がない場合にあっては、その基本契約の契約日の属する月の１年ごとの応当月の末日の翌日。以下この項において「基本契約の年ごとの契約応当日」といいます。）と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日をその基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。
4　この特約を基本契約（保険料の払込方法（回数）を一時払とする即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時夫婦年金

保険又は据置夫婦年金保険の基本契約及び即時型の年金保険に変更した後の基本契約を除きます。）の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第30条の規定にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者がその基本契約の普通保険約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日の属する月の翌月からこの特約の契約日の属する月までの期間を加えて計算します。

（基本契約が職域保険の場合の特則）

第47条　職域保険の基本契約の締結後に特約を付加する場合は、その特約の契約日は、職域取扱団体（職域保険普通保険約款の定めるところにより職域取扱いを受ける団体をいいます。以下同じとします。）に係る基本契約の契約応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日）又は保険期間の更新をする日のいずれかの日（その日が、非営業日に当たるときは翌営業日（その日が翌月となるときはその日の直前の営業日）とすることを要します。

2　職域保険の基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日が当該職域取扱団体に係る基本契約の契約日から起算した１か月ごとの応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下この項において「職域取扱団体の月ごとの応当日」といいます。）と異なるときは、その職域取扱団体の月ごとの応当日を職域保険の基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。

3　前項の場合において、その基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日がその職域取扱団体に係る基本契約の契約日から起算した１年ごとの応当日（その年にその応当日がない場合にあっては、その職域取扱団体に係る基本契約の契約日の属する月の１年ごとの応当月の末日の翌日。以下この項において「職域取扱団体の年ごとの応当日」といいます。）と異なるときは、その職域取扱団体の年ごとの応当日を職域保険の基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。

4　職域保険の基本契約に付加されたこの特約について、基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、第５条の規定にかかわらず、職域取扱団体に係る基本保険料と合わせて同一月分を払い込むことを要します。

5　職域保険の基本契約に付加された特約にあっては、保険契約者が特約の保険期間の更新をしない旨を会社に通知しない限り、特約の保険期間の満了する日の翌日に保険期間を１年更新します。

6　前項の特約の保険期間の更新は、職域保険普通保険約款の定めるところによります。

7　第５項の規定により特約の保険期間を更新した特約について、第９条、第10条、第13条、第22条、第26条及び第31条の規定を適用する場合にはこの特約の責任開始時、責任開始の日又は契約日はそれぞれ更新前のこの特約の責任開始時、責任開始の日又は契約日とし、第13条の規定を適用する場合にはこの特約の保険期間は更新前のこの特約の保険期間から継続するものとします。

別表第１　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病又は体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し又はその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1　鉄道事故	E 800～E 807
2　自動車交通事故	E 810～E 819
3　自動車非交通事故	E 820～E 825
4　その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5　水上交通機関事故	E 830～E 838
6　航空機及び宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7　他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8　医薬品及び生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9　その他の固体、液体、ガス及び蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂及びグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎並びにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他及び詳細不明の細菌性食中毒）及びアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10　外科的及び内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11　患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的及び内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12　不慮の墜落	E 880～E 888
13　火災及び火焔による不慮の事故	E 890～E 899
14　自然及び環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧及び気圧の変化（E 902）」、「旅行及び身体動揺（E 903）」及び「飢餓、渇、不良環境曝露及び放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	E 900～E 909
15　溺水、窒息及び異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入又は嚥下による気道閉塞又は窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入又は嚥下による気道の閉塞又は窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16　その他の不慮の事故 ただし、「努力過度及び激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」及び「その他及び詳細不明の環境的原因及び不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音	E 916～E 928

	暴露、振動」は除外します。
17	医薬品及び生物学的製剤の治療上使用による有害作用　E 930～E 949 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。
18	他殺及び他人の加害による損傷　E 960～E 969
19	法的介入　E 970～E 978 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。
20	戦争行為による損傷　E 990～E 999

別表第２　身体障害等級表

(1) 身体障害、障害等級及び支払割合は、次のとおりとします。

障害等級	身体障害	支払割合
第１級	1　両眼が失明したもの 2　言語又はそしゃくの機能を全く廃したもの 3　精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4　両上肢を手関節以上で失ったもの 5　１上肢を手関節以上で失い、かつ、他の１上肢の用を全く廃したもの 6　両上肢の用を全く廃したもの 7　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの 8　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢の用を全く廃したもの 9　１上肢の用を全く廃し、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの 10　１上肢及び１下肢の用を全く廃したもの 11　両下肢を足関節以上で失ったもの 12　１下肢を足関節以上で失い、かつ、他の１下肢の用を全く廃したもの 13　両下肢の用を全く廃したもの	100%
第２級	20　両耳の聴力を全く失ったもの 21　言語及びそしゃくの機能に著しい障害を残すもの 22　精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの 23　１上肢を手関節以上で失ったもの 24　１上肢の用を全く廃したもの 25　10手指を失ったもの又はその用を全く廃したもの 26　10手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの 27　１下肢を足関節以上で失ったもの 28　１下肢の用を全く廃したもの	70%
第３級	40　両眼の視力の和が0.12以下になったもの 41　１眼が失明したもの 42　両耳の聴力レベルが69デシベル以上89デシベル未満になったもの 43　言語又はそしゃくの機能に著しい障害を残すもの 44　精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの 45　脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すもの 46　１上肢の３大関節中の２関節の用を全く廃したもの 47　１手の５手指を失ったもの、母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み３手指若しくは４手指を失ったもの 48　１手の５手指若しくは４手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含み３手指の用を全く廃したもの 49　１下肢の３大関節中の２関節の用を全く廃したもの 50　10足指を失ったもの又は10足指の用を全く廃したもの 51　10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く廃したもの	50%
第４級	60　両眼に著しい視野狭窄を残すもの又は両眼視において著しく視野が欠損したもの 61　１耳の聴力を全く失ったもの 62　平衡機能に障害を残すもの 63　鼻を欠損し、その機能に障害を残すもの 64　１上肢の３大関節中の２関節以上の機能に著しい障害を残すもの 65　１上肢の３大関節中の１関節の用を全く廃したもの 66　１上肢に仮関節を残すもの 67　１手の母指若しくは示指を失ったもの、母指若しくは示指を含み２手指を失ったもの又は母指及び示指以外の３手指を失ったもの 68　１手の母指及び示指の用を全く廃したもの又は母指若しくは示指を含み２手指若しくは３手指の用を全く廃したもの 69　１下肢の３大関節中の２関節以上の機能に著しい障害を残すもの 70　１下肢の３大関節中の１関節の用を全く廃したもの 71　１下肢に仮関節を残すもの 72　１下肢を５cm以上短縮したもの 73　１足の５足指を失ったもの又は５足指の用を全く廃したもの	30%
第５級	80　両眼視において著しい複視が生じるもの	10%

	81　鼻の機能に障害を残すもの 82　味覚を全く失ったもの 83　１上肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの 84　１手の母指及び示指以外の１手指又は２手指を失ったもの 85　１手の母指若しくは示指の用を全く廃したもの又は母指及び示指以外の２手指若しくは３手指の用を全く廃したもの 86　１下肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの 87　１下肢を３cm以上短縮したもの 88　１足の第１足指又は他の４足指を失ったもの 89　１足の第１足指を含み３足指又は４足指の用を全く廃したもの	

備考

１　身体障害

この表に掲げる身体障害は、いずれも、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

２　眼の障害

ア　視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。

イ　「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。

ウ　「著しい視野狭窄を残すもの」とは、視野の角度が10度以内になったものをいいます。

エ　「著しく視野を欠損したもの」とは、両眼視において視野の８方向の角度の合計が正常両眼視において視野のそれの合計の50パーセント以下になったものをいいます。

オ　「著しい複視が生じるもの」とは正面視において複視が生じるものをいいます。

３　耳の障害

ア　聴力はオージオメーターによって測定するものとします。

イ　「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。

ウ　「平衡機能に障害を残すもの」とは、内耳の損傷による平衡機能障害のため、開眼して直線を歩行中10m以内で転倒し、又は著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないものをいいます。

４　鼻の障害

ア　「鼻を欠損したもの」とは、鼻軟骨の２分の１以上を欠損したものをいいます。

イ　「鼻の機能に障害を残すもの」とは、両側の鼻呼吸に障害を生じ、又は両側のきゅう覚を脱失したものをいいます。

５　言語、そしゃく、味覚の障害

ア　「言語の機能を全く廃したもの」とは、音声又は言語をそう失したものをいいます。

イ　「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声又は言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。

ウ　「そしゃくの機能を全く廃したもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。

エ　「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食又はこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。

オ　「味覚を全く失ったもの」とは、試験紙及び薬物による検査結果が無反応であるものをいいます。

６　精神、神経、胸腹部臓器の障害

ア　「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。

イ　「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。

ウ　「精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、又はこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。

７　脊柱の障害

ア　「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。

イ　「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいいます。

８　上肢の障害

ア　「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、又は上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

イ　「上肢の用を全く廃したもの」とは、３大関節（肩関節、肘関節及び手関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。

ウ　「関節の用を全く廃したもの」とは、関節が強直し、又は拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の４分の１以下に制限されたものをいいます。

エ　「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、又は拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいいます。

オ　「仮関節を残すもの」とは、上腕骨に仮関節を残すもの又は前腕骨の橈骨と尺骨の両方に仮関節を残すものをいいます。

９　手指の障害

ア　「手指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

イ　「手指の用を全く廃したもの」とは、手指を末節の２分の１以上で失ったもの又は中手指節関節若しくは近位指

節間関節（母指にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいいます。

10　下肢の障害

ア　「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、又は下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

イ　「下肢の用を全く廃したもの」とは、３大関節（股関節、膝関節及び足関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。

ウ　「関節の用を全く廃したもの」とは、上肢の場合と同様とします。

エ　「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、上肢の場合と同様とします。

オ　「仮関節を残すもの」とは、大腿骨又は脛骨に仮関節を残すものをいいます。

カ　下肢の短縮は、腸骨前上棘と内くるぶし下端との距離を測り、健側の下肢のそれと比較して、短縮の長さを算出するものとします。

11　足指の障害

ア　「足指を失ったもの」とは、足指を基節の２分の１以上で失ったものをいいます。

イ　「足指の用を全く廃したもの」とは、第１足指にあっては、末節の２分の１以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったもの又は足指の中足指節関節若しくは近位指節間関節に完全強直若しくは完全拘縮を残すものをいいます。

(2) 前号の表に掲げる身体障害のうち、第１級の４から13まで、第２級の25及び26並びに第３級の50及び51の身体障害は、１の不慮の事故によるものであって、当該傷害が生じた身体の同一部位に既に存する同号の表に掲げる身体障害に加重して生じたものでないものに限ります。

(3) 第１号の表に掲げる支払割合は、手指の障害にあっては通算して70%、足指の障害にあっては通算して50%をもって限度とします。

(4) 第１号の表に掲げる身体障害のうち、第１級の３、第２級の22及び第３級の44の身体障害は、これらの身体障害以外の同号の表に掲げる身体障害に該当するものを含まないものとします。

別表第３　特定要介護状態

特定要介護状態とは、常時の介護を要する次のいずれかの身体障害の状態をいいます。

(1) 日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のアに該当し、かつ、イからオまでのうちいずれか３つ以上に該当する状態

ア　歩行できない

イ　排尿便の後始末が自分ではできない

ウ　食事が自分ではできない

エ　衣服の着脱が自分ではできない

オ　入浴が自分ではできない

備考

１　「歩行できない」とは、杖、装具等の使用及び他人の介助によっても歩行できず、常時ベッド周辺の生活であることをいいます。

２　「排尿便の後始末が自分ではできない」とは、自分で大小便の排せつ後のふきとり始末ができないため、他人の介助を要することをいいます。

３　「食事が自分ではできない」とは、食器類又は食物を選定、工夫しても、自分で食事ができないため、他人の介助を要することをいいます。

４　「衣服の着脱が自分ではできない」とは、衣服等を工夫しても、自分で衣服の着脱ができないため、他人の介助を要することをいいます。

５　「入浴が自分ではできない」とは、浴槽等を工夫しても、自分で浴槽の出入り又は体の洗い流しができないため、他人の介助を要することをいいます。

(2) 医師により器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態で、次の見当識障害のいずれかに該当する状態

ア　時間の見当識障害が常時あること。

イ　場所の見当識障害があること。

ウ　人の見当識障害があること。

備考

１　「医師により器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(1)及び(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。

(1) 脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること

(2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

２　前１の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」及び「器質的障害」とは、次のとおりとします。

(1) 「器質性認知症」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類番号
老年痴呆、単純型	290.0
初老期痴呆	290.1
老年痴呆、抑うつ型及び妄想型	290.2
急性錯乱状態を伴う老年痴呆	290.3
動脈硬化性痴呆	290.4

他に分類された状態における痴呆	294.1

昭和54年版以後の厚生省（平成13年１月６日以降は厚生労働省）大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(2)「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因又は障害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

３　「意識障害」とは、周囲に対して適切な注意を払い、外部からの刺激を的確に受け取り、対象を認知する能力に障害が生じていることをいいます。

４　「時間の見当識障害」とは、季節又は朝、昼及び夜が分からないことをいいます。

５　「場所の見当識障害」とは、現在自分が住んでいる場所又は現在自分がいる場所が分からないことをいいます。

６　「人の見当識障害」とは、日頃接している家族又は日頃接している周囲の人間が分からないことをいいます。

別表第４　薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬又は幻覚薬等を含みます。

別表第５　加重障害における傷害保険金額

(1)　１の不慮の事故により身体の同一部位に生じた２以上の身体障害があるときにおける傷害保険金額は、これらの身体障害が該当する障害等級のうち最も上位のもの（これらの身体障害が該当する障害等級が同一のときは、その障害等級）に応ずる支払割合を特約保険金額に乗じて得た額とします。

(2)　不慮の事故により身体障害が身体の同一部位に既に存する身体障害に加重して生じたものであるときにおける傷害保険金額は、加重の結果生じた身体障害の状態に応ずる傷害保険金額から既に存する身体障害について傷害保険金を支払うこととした場合に支払うべき傷害保険金額を差し引いた額とします。

(3)　前号の場合において、既に存する身体障害若しくは加重の結果生じた身体障害が２以上あるときは、同号に規定する既に存する身体障害若しくは加重の結果生じた身体障害の状態に応ずる傷害保険金額については、第１号により計算します。

(4)　第１号及び第２号の身体の同一部位は、次のとおりとします。

ア　１上肢については、肩関節以下を同一部位とします。

イ　１下肢については、股関節以下を同一部位とします。

ウ　眼については、両眼を同一部位とします。

エ　耳については、両耳を同一部位とします。

オ　身体障害等級表に定める第１級の２、第２級の21、第３級の43及び第５級の82の身体障害については、口及び咽喉を同一部位とします。

カ　身体障害等級表に定める第１級の３、第２級の22及び第３級の44の身体障害については、精神、神経及び胸腹部臓器を同一部位とします。

別表第６　基本契約の変更に伴う特約の変更

(1)　第25条の規定によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。

ア　年齢の誤りの処理により基本契約の保険期間又は保険料払込期間の終期が変更されたとき。

イ　年齢又は性別の誤りの処理により基本契約の保険金額（年金保険の基本契約にあっては、年金額）が減額更正されたとき。

ウ　保険料払済契約への変更があったとき。

エ　基本契約の保険期間又は保険料払込期間が短縮されたとき。

オ　基本契約において、年金支払事由発生日を繰り上げる契約変更があったとき。

カ　基本契約において、年金支払事由発生日を繰り下げる契約変更があったとき。

キ　据置定期年金保険の基本契約において、年金支払期間を延長する契約変更があったとき。

ク　即時型の年金保険への変更があったとき。

ケ　夫婦特約が付加された夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において、主たる被保険者が死亡した場合（その者に係る保険金が支払免責になる場合に限ります。）において基本契約の保険金額又は年金額が減額されたとき。

コ　アからケまでのほか、基本契約の保険金額又は年金額（育英年金額を除きます。）が減額されたとき。

(2)　基本契約について、前号ウの事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込むことを要しません。

(3)　基本契約について、第１号エからクまでのいずれかの事由が生じたときは、この特約の保険期間又は保険料払込期間の終期もその基本契約の保険期間（年金保険の基本契約にあっては、年金支払期間）又は保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。この場合において、同号クの事由が生じたときは、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込むことを要しません。

(4)　基本契約について、第１号に掲げる事由が生じたときは、会社の定めるところにより、特約保険料額又は特約保険金額を更正又は減額します。

別表第７　必要書類

(1)　特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要な書類は、次の表に掲げるものとします。

ア　特約保険金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払（第13条関係）	特約死亡保険金受取人	１　会社所定の請求書 ２　被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本）

		3　保険契約者及び被保険者が職域である団体、職域取扱団体に係る構成員又はその退職者等であることを証明するに足りる書類（職域保険の基本契約に付加された特約に限ります。） 4　主たる被保険者及び配偶者である被保険者の婚姻関係を証明するに足りる書類（夫婦特約に限ります。） 5　会社所定の医師の死亡証明書 6　被保険者の死亡が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類 7　特約死亡保険金受取人の戸籍抄本 8　特約死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 9　保険証券
傷害保険金の支払（第13条関係）	特約保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　保険契約者及び被保険者が職域である団体、職域取扱団体に係る構成員又はその退職者等であることを証明するに足りる書類（職域保険の基本契約に付加された特約に限ります。） 4　主たる被保険者及び配偶者である被保険者の婚姻関係を証明するに足りる書類（夫婦特約に限ります。） 5　会社所定の医師の診断書 6　被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類 7　特約保険金受取人の戸籍抄本 8　特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 9　保険証券

イ　特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約保険料の払込免除（第10条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
夫婦特約における主たる被保険者の死亡等による特約保険料の払込免除（第11条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の死亡証明書又は会社所定の医師の診断書 4　傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除（第12条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券

ウ　特約の返戻金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
解除若しくは解約又は失効（第22条第２項第５号の規定による失効を除きます。）による特約の返戻金の支払（第22条、第33条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
第22条第２項第５号の失効による特約の返戻金の支払（第22条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　配偶者である被保険者の資格喪失の事実及びその年月日を証明するに足りる書類 3　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4　保険証券
被保険者の死亡（第33条に該当する場合に限ります。）による特約の返戻金の支払（第33条関	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証

係）		4　保険証券

エ　その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第７条関係）	保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人	1　その旨を記載した請求書 2　保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
未経過期間に対する特約保険料の払戻し（第８条関係）	保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
特約死亡保険金受取人の代表者の指定（その変更を含む。）（第23条関係）	特約死亡保険金受取人	1　会社所定の通知書 2　特約死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
特約死亡保険金受取人の指定又はその変更（第24条関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
特約の変更（第26条、第28条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
特約の解約（第32条関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
無効保険料の払戻し（第34条関係）	保険契約者	1　その旨を記載した請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
特約の復活（第35条関係）	保険契約者	1　会社所定の申込書 2　保険証券
特約契約者配当金の支払（第40条関係）	保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券

(2) 会社は、前号の書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、同号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(3) 官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者及び特約死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払を受ける従業員を被保険者とする特約の場合、保険契約者である団体がこの特約の特約保険金の全部又はその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金又は弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者又は死亡退職金等の受給者に支払うときは、その特約保険金の支払請求の際、次のア及びイの書類の提出も必要とします。

ア　被保険者又は死亡退職金等の受給者の請求内容確認書（死亡退職金等の受給者が２人以上である場合には、そのうち１人からの提出で足りるものとします。）

イ　保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

介護特約条項

（平成19年10月１日制定）

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　特約の責任開始（第３条）
第３章　特約保険料の払込み（第４条－第８条）
第４章　特約保険料の払込免除（第９条－第13条）
第５章　特約保険金の支払（第14条－第19条）
第６章　告知義務及び告知義務違反等による特約の解除（第20条－第25条）
第７章　特約の無効（第26条・第27条）
第８章　特約の失効（第28条）
第９章　保険契約者又は特約死亡保険金受取人の代表者（第29条）
第10章　特約の契約関係者の異動（第30条）
第11章　特約の変更（第31条－第35条）
第12章　加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理（第36条・第37条）
第13章　特約の解約（第38条）
第14章　特約の返戻金の支払及び無効保険料の払戻し（第39条・第40条）
第15章　特約の復活（第41条－第44条）
第16章　特約契約者配当（第45条・第46条）
第17章　譲渡禁止（第47条）
第18章　控除支払（第48条）
第19章　特約保険金の支払の請求等（第49条・第50条）
第20章　契約内容の登録（第51条）
第21章　特則（第52条）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この特約条項は、介護特約について定め、介護特約は、被保険者が疾病にかかったとき又は不慮の事故により傷害を受けたときは、その疾病又は傷害を直接の原因とする特定要介護状態の一定の期間の継続に対し、介護保険金の支払をするほか、その傷害を直接の原因とする死亡又は特定の身体障害に対し、それぞれ死亡保険金又は傷害保険金の支払をするものとします。

（特約の付加）

第２条　この特約は、基本契約の締結の際に又はその締結後に、会社の定めるところにより、基本契約に付加することができるものとします。

第２章　特約の責任開始

（特約の責任開始）

第３条　基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始時は、この特約が付加された基本契約の責任開始時と同一とします。

２　前項の会社の責任開始の日をこの特約の契約日とします。

３　この特約の保険期間は、前項の特約の契約日から起算し、この特約が付加された基本契約に係る保険期間の終期までとします。

４　この特約の申込みを承諾したときは、保険証券を保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

第３章　特約保険料の払込み

（基本保険料の払込みを要する場合の特約保険料の払込み）

第４条　特約保険料は、この特約が付加された基本契約の保険料（以下「基本保険料」といいます。）の払込みを要する場合においては、基本保険料の払込方法（経路）に従い、基本保険料と合わせてこれと同一月分を払い込むことを要します。

２　特約保険料の払込時期及び猶予期間は、基本保険料の払込時期及び猶予期間と同一とします。

（基本保険料の払込みを要しない場合の特約保険料の払込み）

第５条　基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、保険契約者は、会社の定めるところにより、その基本契約の普通保険約款の定める保険料の払込方法（経路）を選択することができます。この場合において、保険契約者による払込方法（経路）の変更及び会社による払込方法（経路）の変更については、普通保険約款の定めるところによります。

２　前項の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の払込方法（経路）を選択することを要します。この場合においては、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込むことを要します。

３　前２項の特約保険料は、１年分以上（１年に満たない月数分の特約保険料を払い込むことによって特約保険料の払込みを要しないこととなる特約にあっては、その月数分）を前納することを要します。

（特約保険料の振替貸付）

第６条　基本保険料について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料と同一月分の特約保険料についても、基本契約の普通保険約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。

（特約保険料の前納払込み）

第７条　保険契約者は、会社の定めるところにより、特約保険料の全部又は一部を前納することができます。この場合には、

会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。
2　前項の規定により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日（特約の契約日から起算した１か月ごとの応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日）をいいます。以下同じとします。）ごとに特約保険料の払込みに充当します。
3　特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（基本契約の死亡保険金と同時に支払う場合にあっては、基本契約に係る死亡保険金受取人）に払い戻します。
4　第１項の規定により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、やむを得ない事由があるときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合において、会社がその請求を認めたときは、会社の定めるところにより、その取消しをした期間に対する特約保険料を保険契約者に払い戻します。
5　保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第７に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

（未経過期間に対する特約保険料の払戻し）

第８条　特約保険料を払い込んだ後、次に掲げる事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日以降の期間に係る特約保険料の全部又は一部について払込みを要しないこととなったときは、会社の定めるところにより、その払込みを要しないこととなった期間に対する特約保険料を保険契約者に払い戻します。
(1)　特約の消滅
(2)　特約保険料の払込免除
(3)　特約の保険料払込期間の短縮
(4)　特約保険料額の減額
(5)　特約の保険料払済契約への変更
2　前項の場合において、払い戻す特約保険料は、基本契約の死亡保険金と同時に支払う場合にあっては、同項の規定にかかわらず、基本契約に係る死亡保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその特約保険料を受け取る旨の意思表示をしたときは、これを保険契約者に払い戻します。

第４章　特約保険料の払込免除

（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）

第９条　基本保険料が払込免除（特定要介護状態による保険料の払込免除を除きます。）とされたときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、基本保険料が払込免除となった直接の原因が、この特約の責任開始時前に生じたものであるとき、又はこの特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病又は不慮の事故（別表第１に定めるものをいいます。以下同じとします。）により受けた傷害であるときは、特約保険料を払込免除としません。

（身体障害による特約保険料の払込免除）

第10条　基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に別表第２の身体障害等級表に掲げる第１級、第２級又は第３級の身体障害の状態になったときは、将来の特約保険料を払込免除とします。
2　前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより同項に規定する身体障害の状態になった場合、又は同項に規定する傷害がこの特約の失効後その復活までに被保険者が不慮の事故により受けたものである場合には、適用しません。
(1)　保険契約者、被保険者又は基本契約において保険契約者が指定した死亡保険金受取人の故意又は重大な過失
(2)　被保険者の犯罪行為
(3)　被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
(4)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
(5)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
(6)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故
3　被保険者が次のいずれかにより第１項に規定する身体障害の状態になった場合で、その原因により当該身体障害の状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。
(1)　地震、噴火又は津波
(2)　戦争その他の変乱

（重度障害による特約保険料の払込免除）

第11条　基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後においてかかった疾病又は不慮の事故により受けた傷害により別表第２の身体障害等級表に掲げる第１級の身体障害状態（以下「重度障害の状態」といいます。）になったときは、将来の特約保険料を払込免除とします。

（特定要介護状態による特約保険料の払込免除）

第12条　被保険者がこの特約の責任開始時以後に疾病にかかり、又は不慮の事故により傷害を受け、その疾病又は傷害を直接の原因として特定要介護状態（別表第３に定めるものをいいます。以下同じとします。）になり、かつ、その特定要介護状態になった日から起算して特定要介護状態がこの特約の保険期間中に180日以上継続したときは、その特定要介護状態になった日以後の特約保険料を払込免除とします。

第13条　前２条の規定は、被保険者が次のいずれかにより重度障害の状態になった場合若しくは特定要介護状態が180日以上継続した場合又は前２条の疾病若しくは傷害が、この特約の失効後復活までの間にかかった若しくは不慮の事故により受けたものである場合には、適用しません。
(1)　保険契約者、被保険者又は基本契約において保険契約者が指定した死亡保険金受取人の故意又は重大な過失
(2)　被保険者の犯罪行為
(3)　被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
(4)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
(5)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
(6)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故
(7)　被保険者の薬物依存（別表第４に定めるものをいいます。以下同じとします。）（前条の場合に限ります。）

2　この特約がその復活に係る責任開始の日から起算して２年以上継続した場合（第21条の規定により会社がこの特約の解除をすることができる場合には、同条の規定によりその解除権が消滅した場合に限ります。）において、被保険者がこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因として介護保険金の支払事由が発生したときは、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用します。

3　被保険者が次のいずれかにより重度障害の状態になった場合又は特定要介護状態が180日以上継続した場合で、その原因により重度障害の状態になった又は特定要介護状態が180日以上継続した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

(1) 地震、噴火又は津波

(2) 戦争その他の変乱

第５章　特約保険金の支払

（特約保険金の支払）

第14条　この特約の特約保険金の支払については、次のとおりとします。

保険金	支払事由	支払額	特約保険金受取人
死亡保険金	被保険者がこの特約の責任開始時以後（この特約の保険期間中に限ります。）に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき	特約保険金額に相当する金額	特約死亡保険金受取人
傷害保険金	1　被保険者がこの特約の責任開始時以後（この特約の保険期間中に限ります。）に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に別表第２の身体障害等級表に掲げる身体障害の状態になったとき。ただし、被保険者がその事故の日から起算して４日以内に死亡したときは、傷害保険金を支払いません。 2　前１の場合において、１の不慮の事故により身体の同一部位に生じた２以上の身体障害があるとき又は身体障害が身体の同一部位に既に存する身体障害に加重して生じたものであるときは、別表第５に定めるところにより、傷害保険金を支払います。	特約保険金額に別表第２の身体障害等級表に掲げる身体障害の状態に応じ同表において定める支払割合を乗じて得た金額	被保険者
介護保険金	被保険者がこの特約の責任開始時以後（この特約の保険期間中に限ります。）に疾病にかかり、又は不慮の事故により傷害を受け、その疾病又は傷害を直接の原因として次のいずれかに該当することとなったとき (1) 被保険者がこの特約の責任開始時以後に特定要介護状態になり、かつ、その特定要介護状態になった日から起算して特定要介護状態がこの特約の保険期間中に180日継続したとき、及びその特定要介護状態に係る介護保険金の支払事由が発生した日から起算して１年ごとのその日に応当する日において、特定要介護状態がなお継続しているとき（この特約の保険期間中に限ります。） (2) 介護保険金の支払事由に該当した被保険者が特定要介護状態でなくなり、その後この特約の保険期間中に新たに特定要介護状態になった場合にあっては、その直前の介護保険金の支払事由が発生した日から起算して１年を経過した後において、新たに特定要介護状態になった日から起算して、特定要介護状態がこの特約の保険期間中に180日継続したことになるとき、及びその特定要介護状態に係る介護保険金の支払事由が発生した日から起算して１年ごとのその日に応当する日において、特定要介護状態がなお継続しているとき（この特約の保険期間中に限ります。）	特約保険金額の10%に相当する金額	被保険者

（特約保険金の支払限度）

第15条　特約保険金の支払額は、通算して、特約保険金額をもって限度とします。

（死亡保険金等の支払免責等）

第16条　被保険者が次のいずれかにより第14条に規定する死亡保険金又は傷害保険金の支払事由に該当した場合には、その死亡保険金又は傷害保険金を支払いません。

(1) 保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失

(2) 基本契約において指定された死亡保険金受取人の故意又は重大な過失（死亡保険金の支払事由に限ります。）。ただし、その者が死亡保険金の一部を受け取るべき場合には、保険契約者の指定した他の死亡保険金受取人にその残額を支払います。

(3) 被保険者の犯罪行為

(4) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故

(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

2　被保険者が次のいずれかにより第14条に規定する死亡保険金又は傷害保険金の支払事由に該当した場合で、その原因によりその死亡保険金又は傷害保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金又は傷害保険金を削減して支払い、又はその支払をしないことがあります。

(1) 地震、噴火又は津波

(2) 戦争その他の変乱

（介護保険金の支払免責等）

第17条　被保険者が次のいずれかにより第14条に規定する介護保険金の支払事由に該当した場合には、その介護保険金を支払いません。

(1) 保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失

(2) 被保険者の犯罪行為

(3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故

(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

(7) 被保険者の薬物依存

2　被保険者が次のいずれかにより第14条に規定する介護保険金の支払事由に該当した場合で、その原因によりその介護保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、介護保険金を削減して支払うことがあります。

(1) 地震、噴火又は津波

(2) 戦争その他の変乱

（保険事故の特例）

第18条　この特約がその責任開始の日から起算して２年以上継続した場合（第21条の規定により会社がこの特約の解除をすることができる場合には、同条の規定によりその解除権が消滅した場合に限ります。）において、被保険者がこの特約の責任開始時前にかかった疾病を直接の原因として、特約保険金の支払事由が発生したときは、当該疾病を被保険者がこの特約の責任開始時以後にかかったものとみなして、第12条又は第14条の表の介護保険金の支払事由の欄の規定を適用します。

（特約死亡保険金受取人）

第19条　特約死亡保険金受取人は、被保険者が不慮の事故により傷害を受けた時に死亡したとした場合のこの特約が付加された基本契約において死亡保険金受取人となるべき者とします。

第６章　告知義務及び告知義務違反等による特約の解除

（告知義務）

第20条　保険契約者又は被保険者は、この特約の締結又は復活の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について答えることを要します。

（告知義務違反による特約の解除）

第21条　保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について悪意又は重大な過失によって事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったときは、この特約を解除することができません。

2　前項の解除権は、会社が解除の原因を知った時から１か月間これを行わないときは消滅します。この特約がその責任開始の日（復活した特約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して２年以上継続したとき（その期間内に特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた場合において、その特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由について同項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）も、同様とします。

（解除の効果）

第22条　会社は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、その特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由について前条第１項の解除の原因たる事実の存することにより会社がこの特約を解除した場合においても、その特約保険金（その特約保険金の支払事由が発生した後この特約の解除までに発生した特約保険金の支払事由がある場合には、その特約保険金を含みます。以下この条において同じとします。）を支払わず、又は特約保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。ただし、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人において、その特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由の発生の原因が当該解除の原因たる事実に基づかないことを証明したときは、その特約保険金を支払い、又は特約保険料を払込免除とします。

（解除の相手方）

第23条　第21条の規定による特約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。
2　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、特約保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。
3　第21条第２項に規定する１か月の期間は、保険契約者若しくはその法定代理人又は前項の場合における被保険者、特約保険金受取人若しくはそれらの法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときは、これらの者の所在が知れた時から起算します。

（重大事由による特約の解除）

第24条　会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
(1) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が特約保険金（特約保険料の払込免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類及び保険金の名称の如何を問いません。以下この項において同じとします。）を詐取する目的又は他人に特約保険金を詐取させる目的で保険事故を招致（未遂を含みます。）した場合。
(2) 特約保険金の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為があった場合。
(3) 他の保険契約との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
(4) その他この特約を継続することを期待しえない第１号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
2　会社は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社がこの特約を解除した場合においても、その特約保険金を支払わず、又は特約保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。
3　第１項の規定によるこの特約の解除については、前条第１項及び第２項の規定を準用します。

（加入限度額超過による特約の解除）

第25条　会社は、この特約の特約保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの特約保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
2　会社は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社がこの特約を解除した場合においても、その特約保険金を支払わず、又は特約保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。
3　第１項の規定によるこの特約の解除については、第23条第１項及び第２項の規定を準用します。

第７章　特約の無効

（詐欺による特約の無効）

第26条　保険契約者又は被保険者の詐欺により特約の締結又は復活が行われたときは、その特約又は復活は、無効とします。

（不法取得目的による特約の無効）

第27条　保険契約者が特約保険金（特約保険料の払込免除を含みます。以下この条において同じとします。）を不法に取得する目的又は他人に特約保険金を不法に取得させる目的をもって、この特約の締結又は復活を行ったときは、その特約又は復活は、無効とします。

第８章　特約の失効

（特約の失効）

第28条　この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。
(1) 基本契約がその効力を失ったとき。
(2) 保険契約者が特約保険料を払い込まないで特約保険料の猶予期間を経過したとき。
(3) 特約保険金の支払額が特約保険金額の支払額の限度に達したとき。
(4) 第31条の規定により特約保険金額が更正された場合（年齢又は性別の誤りの処理及び貸付金の弁済に代える保険金額の減額に伴うものを除きます。）において、更正後の特約保険金額がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。

第９章　保険契約者又は特約死亡保険金受取人の代表者

（保険契約者又は特約死亡保険金受取人の代表者）

第29条　この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。
2　この特約について特約死亡保険金受取人が２人以上あるときは、代表者１人を指定してください。この場合には、その代表者は、他の特約死亡保険金受取人を代理するものとします。
3　前項の場合において、この特約の特約死亡保険金受取人がこの特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人と同じ者となる場合にあっては、その基本契約について死亡保険金受取人の代表者となった者は、この特約においても特約死亡保険金受取人の代表者となるものとします。
4　第２項の場合において、特約死亡保険金受取人が同項の指定（その変更を含みます。）をしようとするときは、別表第７に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
5　第１項又は第２項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者又は特約死亡保険金受取人の１人に対してした行為は、他の者に対しても、その効力を有します。
6　この特約について保険契約者が２人以上あるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯とします。

第10章　特約の契約関係者の異動

（特約の保険契約者の変更）

第30条　この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。

第11章　特約の変更

（基本契約の変更に伴う特約の変更）

第31条　別表第６の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。

２　前項の場合において、既に払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。

３　第１項の規定による特約の変更は、別表第６に定める一定の事由に係る基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。

４　前項の規定により第１項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

（特約保険金額の減額変更）

第32条　保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。ただし、次に掲げる場合には、その変更を請求することはできません。

(1)　この特約の契約日（復活した特約にあっては、その復活日（第43条に定める復活日をいいます。以下同じとします。））から起算して２年を経過していないとき。

(2)　特約保険金額の減額変更後２年を経過していないとき。

(3)　特約保険料が払込免除とされているとき。

(4)　この特約の残存保険料払込期間が１年に満たないとき。

(5)　減額後の特約保険金額がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。

(6)　減額後の特約保険金額が10万円の倍数でないとき。

２　保険契約者が第１項の請求をしようとするときは、別表第７に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

３　第１項本文の場合においては、会社の定めるところにより、特約保険料額を更正します。

４　第１項の変更は、月ごとの契約応当日に変更の請求があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに特約保険料が払込免除となったときは、その変更の効力は、生じないものとします。

５　前項本文の規定により第１項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

（特約保険金の支払額通算の特則）

第33条　前２条の規定により、特約保険金額が更正された場合において、特約保険金額の更正前に既に支払った又は支払うべき特約保険金がある場合には、第15条の規定による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約保険金額に対する変更後の特約保険金額の割合により更正されたものとします。

（特約の種類の変更）

第34条　保険契約者は、この特約から災害特約への特約の種類の変更を請求することができます。この場合においては、会社の定めるところにより、特約保険料額を更正します。

２　この特約が次のいずれかに該当する場合には、前項の変更を請求することができません。

(1)　この特約の契約日（復活した特約にあっては、その復活日）から起算して２年を経過していないとき。

(2)　前項の変更後２年を経過していないとき。

(3)　特約保険料が払込免除とされているとき。

(4)　この特約の残存保険料払込期間が１年に満たないとき。

３　保険契約者が第１項の請求をしようとするときは、別表第７に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

４　第１項の変更による変更後の特約について第15条の規定による特約保険金の支払額を通算する場合においては、第１項の変更による変更前のこの特約において既に支払った又は支払うべき特約保険金があるときは、その支払額も通算します。

５　第１項の変更による変更後の特約については、第20条から第23条までの規定を準用します。

６　第１項の変更は、月ごとの契約応当日に変更の請求があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに特約保険料が払込免除となったときは、その変更の効力は、生じないものとします。

７　前項本文の規定により第１項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

（特約の契約変更の特則）

第35条　保険契約者は、第32条及び前条の変更のほか、契約変更に関する特則の定めるところにより、この特約の変更の申込みをすることができます。

第12章　加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理

（特約の加入年齢の計算）

第36条　この特約の契約日における被保険者の年齢は、この特約が付加された基本契約の普通保険約款の定めるところにより計算します。

（年齢又は性別の誤りの処理）

第37条　保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢又は性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、この特約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢又は性別に基づいてこの特約を締結したものとして、会社の定めるところにより、加入限度額を上限として特約保険金額を更正します。この場合において、既に払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

第13章　特約の解約

（特約の解約）

第38条　保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。

2　保険契約者が前項の解約をしようとするときは、別表第７に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3　第１項の解約は、月ごとの契約応当日に解約の通知があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に解約の通知があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、この特約を基本契約の締結後に付加した場合においては、この特約について、その契約日の属する月に解約の通知があった場合には、その解約は、その翌月における基本契約の月ごとの契約応当日に、その効力を生じます。

4　第１項の場合においては、月ごとの契約応当日以外の日にこの特約の解約の通知があった場合において、その通知があった直後の月ごとの契約応当日の前日までに特約保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その解約の効力は、生じないものとします。

5　第３項の規定により第１項の解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

第14章　特約の返戻金の支払及び無効保険料の払戻し

（特約の返戻金の支払）

第39条　次に掲げる場合において、特約の返戻金があるときは、保険契約者は、その支払を請求することができます。

(1)　被保険者の死亡（特約保険金の支払事由に該当しない場合に限ります。）

(2)　この特約の解除又は解約の通知

(3)　この特約の失効（第１号に該当するもの及び特約保険金額の支払限度に達したことによるものを除きます。）

(4)　この特約の変更（特約保険金額又は特約保険料額が更正されるものに限ります。）。ただし、年齢又は性別の誤りの処理による基本契約の変更に伴うものを除きます。

(5)　特約保険金の支払免責（傷害を直接の原因とする死亡の場合に限ります。）

2　前項の特約の返戻金の額は、会社の定めるところにより、この特約の経過した年月数により算出した額とします。この場合において、この特約が付加された基本契約の普通保険約款の規定によりその基本契約の死亡保険金又は責任準備金の額の返戻金を支払うときにあっては、特約の責任準備金の額とします。

3　被保険者について既に支払った又は支払うべき特約保険金（以下この項において「既払特約保険金」といいます。）がある場合において、既払特約保険金の額に前項の規定により支払うべき特約の返戻金の額を加えた額が特約保険金額を超えることとなるときは、支払うべき特約の返戻金の額は、前項の規定にかかわらず、特約保険金額から既払特約保険金の額を差し引いた残額に相当する金額とします。

（無効保険料の払戻し）

第40条　この特約又はその復活の全部又は一部が無効である場合において、保険契約者及び被保険者が善意であり、かつ、重大な過失のないときは、保険契約者は、特約保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができます。

第15章　特約の復活

（特約の復活）

第41条　この特約は、基本契約の失効と同時に失効したものに限り、会社の承諾を得て、基本契約の復活に併せて復活することができます。ただし、復活した場合の特約保険金額が加入限度額を超える場合は、その復活をすることができません。

2　保険契約者が前項の復活をしようとするときは、別表第７に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して申し込んでください。

3　前項の場合において、保険契約者は、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額（以下「特約復活払込金」といいます。）の払込みを要します。

（特約復活払込金の分割払込み）

第42条　保険契約者が、基本保険料を払い込まなかった期間の基本保険料に相当する金額について分割払込みを請求するときは、その請求に係る同一月分の特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額についても、分割払込みを請求することを要します。

2　前項の規定により分割して払い込む金額（以下「特約分割払込金」といいます。）は、第４条の規定により払い込むべき特約保険料と合わせて払い込むことを要します。

3　特約分割払込金の払込みを完了する前は、特約保険料の前納払込みの取扱いを受けることはできません。

4　第１項の規定は、特約分割払込金の払込みを完了する前にこの特約が失効したときは、その後のこの特約の復活の申込みには適用しません。

（特約の復活に係る責任開始）

第43条　特約の復活に係る責任開始については、第３条の規定を準用します。この場合、第３条第２項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。

（特約の復活の効果）

第44条　この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。

2　前項の場合において、被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因と

して特約保険金の支払事由が発生したとき、又は被保険者が特約の失効後その復活までに疾病にかかり、その失効からその復活後２年を経過するまでの間（第21条の規定により、会社が特約の解除をすることができる場合において、その解除権が特約の復活後２年を超えて存続するときは、その２年を超えて存続する間を含みます。）に、その疾病を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したときは、これらの支払事由に係る特約保険金は支払いません。

第16章　特約契約者配当

（特約契約者配当金の割当て）

第45条　会社は、会社の定めるところにより積み立てた契約者配当準備金（以下「準備金」といいます。）の中から、毎事業年度末に、会社の定めるところにより、当該事業年度末において効力を有するこの特約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。

（特約契約者配当金の支払）

第46条　前条の規定により割り当てた特約契約者配当金は、その翌事業年度中の年ごとの契約応当日において効力を有する特約（年ごとの契約応当日に特約の解除若しくは解約の通知があった特約又は特約保険金額の減額変更の請求があった特約のうち減額部分を除きます。）に限り、その年ごとの契約応当日から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。

２　前条の規定により割り当てた契約者配当金のうち、前項の規定に該当しなかった契約者配当金は、準備金に繰り入れます。

３　次に掲げる事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金（次に掲げる事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。）を支払います。ただし、第１号の場合において基本契約の保険金を支払うときにあっては基本契約に係る保険金受取人に支払います。

(1)　被保険者の死亡
(2)　この特約の解除又は解約の通知
(3)　この特約の失効（第１号に該当する場合を除きます。）
(4)　特約保険金額の減額変更の請求

４　前項第４号に掲げる事由が生じたことにより支払う特約契約者配当金の額は、特約保険金額のうち減額した特約保険金額の割合によって計算します。

第17章　譲渡禁止

（譲渡禁止）

第47条　保険契約者又は特約保険金受取人は、特約保険金、特約の返戻金又は特約契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第18章　控除支払

（控除支払）

第48条　この特約が付加された基本契約において保険金（生存保険金を除きます。）、返戻金、契約者配当金（普通保険約款の規定による配当金支払請求に係る契約者配当金を除きます。）若しくは払い戻す基本保険料を支払う場合又は特約の返戻金若しくは特約契約者配当金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料、第31条第４項、第32条第５項、第34条第７項又は第38条第５項の規定により会社が返還を受けるべき特約の返戻金（特約の返戻金と同時に支払った特約契約者配当金その他の金額を含みます。）その他会社が弁済を受けるべき金額があるときは、支払金額から差し引きます。

第19章　特約保険金の支払の請求等

（特約保険金の支払の請求等）

第49条　保険契約者又は特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社に通知してください。

２　保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人が、特約保険金、特約の返戻金、特約契約者配当金その他この特約に基づく諸支払金（以下「特約保険金等」といいます。）の支払の請求又は特約保険料の払込免除の請求をしようとするときは、会社の定めるところにより、別表第７に定める必要書類を会社に提出して請求してください。

３　特約保険金等は、前項の必要書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して10営業日以内に、会社の本社又は会社の指定した場所で支払います。ただし、事実の確認その他の事由により時日を要するときは、10営業日を過ぎることがあります。

４　会社は、事実の確認をするため、保険契約者、被保険者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に対し、照会し、又は同意を求めることがあります。この場合において、保険契約者、被保険者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人が会社の照会に対する回答又は同意を正当な理由なく拒んだときは、その回答又はその同意を得て事実を確認するまでは特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除は行いません。

５　保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に通知できないときにおいては、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に到達したものとみなします。

６　会社が支払うべき金額に１円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

（時効）

第50条　特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除を請求する権利は、その特約保険金等の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた日の翌日から起算して５年を経過したときは、時効によって消滅します。

第20章　契約内容の登録

（契約内容の登録）

第51条　会社は、保険契約者及び被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）

に登録します。
(1) 保険契約者並びに被保険者の氏名、生年月日、性別及び住所（市・区・郡までとします。）
(2) 死亡保険金の金額
(3) 特約の契約日（特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。次項において同じとします。）
(4) 当会社名

2　前項の登録の期間は、特約の契約日から５年以内とします。

3　協会加盟の各生命保険会社及び全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第１項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金又は災害死亡保険金のある特約を含みます。以下この条において同じとします。）の申込み（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の申込みを含みます。）を受けた場合、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4　各生命保険会社等は、第２項の登録の期間中に保険契約の申込みがあった場合、前項の規定により連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の承諾を含みます。以下この条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。

5　各生命保険会社等は、特約の契約日（復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の日とします。）から５年以内に保険契約について死亡保険金又は高度障害保険金の支払請求を受けたときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金又は高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6　各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断又は支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7　協会及び各生命保険会社等は、登録又は連絡された内容を他に公開しないものとします。

8　保険契約者又は被保険者は、登録又は連絡された内容について、会社又は協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9　第３項、第４項及び第５項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第21章　特則

（中途付加の場合の特則）

第52条　基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。
(1) この特約の申込みを承諾した後に第１回特約保険料を受け取った場合　第１回特約保険料を受け取った時
(2) 第１回特約保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合　第１回特約保険料相当額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）

2　基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日が、その基本契約の契約日から起算した１か月ごとの応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下この項において「基本契約の月ごとの契約応当日」といいます。）と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日をその基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。

3　基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日が、その基本契約の契約日から起算した１年ごとの応当日（その年にその応当日がない場合にあっては、その基本契約の契約日の属する月の１年ごとの応当月の末日の翌日。以下この項において「基本契約の年ごとの契約応当日」といいます。）と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日をその基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。

4　この特約を基本契約の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第36条の規定にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者がその基本契約の普通保険約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日の属する月の翌月からこの特約の契約日の属する月までの期間を加えて計算します。

別表第１　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病又は体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し又はその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目		基本分類表番号
1	鉄道事故	E 800～E 807
2	自動車交通事故	E 810～E 819
3	自動車非交通事故	E 820～E 825
4	その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5	水上交通機関事故	E 830～E 838
6	航空機及び宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7	他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8	医薬品及び生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9	その他の固体、液体、ガス及び蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂及びグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎並びにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他及び詳細不明の細菌性食中毒）及びアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869

10	外科的及び内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11	患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的及び内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12	不慮の墜落	E 880～E 888
13	火災及び火焔による不慮の事故	E 890～E 899
14	自然及び環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧及び気圧の変化（E 902）」、「旅行及び身体動揺（E 903）」及び「飢餓、渇、不良環境曝露及び放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	E 900～E 909
15	溺水、窒息及び異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入又は嚥下による気道閉塞又は窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入又は嚥下による気道の閉塞又は窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16	その他の不慮の事故 ただし、「努力過度及び激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」及び「その他及び詳細不明の環境的原因及び不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17	医薬品及び生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18	他殺及び他人の加害による損傷	E 960～E 969
19	法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20	戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表第２　身体障害等級表

(1) 身体障害、障害等級及び支払割合は、次のとおりとします。

障害等級	身体障害	支払割合
第１級	1　両眼が失明したもの 2　言語又はそしゃくの機能を全く廃したもの 3　精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4　両上肢を手関節以上で失ったもの 5　１上肢を手関節以上で失い、かつ、他の１上肢の用を全く廃したもの 6　両上肢の用を全く廃したもの 7　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの 8　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢の用を全く廃したもの 9　１上肢の用を全く廃し、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの 10　１上肢及び１下肢の用を全く廃したもの 11　両下肢を足関節以上で失ったもの 12　１下肢を足関節以上で失い、かつ、他の１下肢の用を全く廃したもの 13　両下肢の用を全く廃したもの	100%
第２級	20　両耳の聴力を全く失ったもの 21　言語及びそしゃくの機能に著しい障害を残すもの 22　精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの 23　１上肢を手関節以上で失ったもの 24　１上肢の用を全く廃したもの 25　10手指を失ったもの又はその用を全く廃したもの 26　10手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの 27　１下肢を足関節以上で失ったもの 28　１下肢の用を全く廃したもの	70%
第３級	40　両眼の視力の和が0.12以下になったもの 41　１眼が失明したもの 42　両耳の聴力レベルが69デシベル以上89デシベル未満になったもの 43　言語又はそしゃくの機能に著しい障害を残すもの 44　精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの 45　脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すもの 46　１上肢の３大関節中の２関節の用を全く廃したもの 47　１手の５手指を失ったもの、母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み３手指若しくは４手指を失ったもの 48　１手の５手指若しくは４手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含み３手指の用を全く廃したもの 49　１下肢の３大関節中の２関節の用を全く廃したもの 50　10足指を失ったもの又は10足指の用を全く廃したもの 51　10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く廃したもの	50%

第４級	60　両眼に著しい視野狭窄を残すもの又は両眼視において著しく視野が欠損したもの 61　１耳の聴力を全く失ったもの 62　平衡機能に障害を残すもの 63　鼻を欠損し、その機能に障害を残すもの 64　１上肢の３大関節中の２関節以上の機能に著しい障害を残すもの 65　１上肢の３大関節中の１関節の用を全く廃したもの 66　１上肢に仮関節を残すもの 67　１手の母指若しくは示指を失ったもの、母指若しくは示指を含み２手指を失ったもの又は母指及び示指以外の３手指を失ったもの 68　１手の母指及び示指の用を全く廃したもの又は母指若しくは示指を含み２手指若しくは３手指の用を全く廃したもの 69　１下肢の３大関節中の２関節以上の機能に著しい障害を残すもの 70　１下肢の３大関節中の１関節の用を全く廃したもの 71　１下肢に仮関節を残すもの 72　１下肢を５cm以上短縮したもの 73　１足の５足指を失ったもの又は５足指の用を全く廃したもの	30%
第５級	80　両眼視において著しい複視が生じるもの 81　鼻の機能に障害を残すもの 82　味覚を全く失ったもの 83　１上肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの 84　１手の母指及び示指以外の１手指又は２手指を失ったもの 85　１手の母指若しくは示指の用を全く廃したもの又は母指及び示指以外の２手指若しくは３手指の用を全く廃したもの 86　１下肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの 87　１下肢を３cm以上短縮したもの 88　１足の第１足指又は他の４足指を失ったもの 89　１足の第１足指を含み３足指又は４足指の用を全く廃したもの	10%

備考

１　身体障害

この表に掲げる身体障害は、いずれも、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

２　眼の障害

ア　視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。

イ　「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。

ウ　「著しい視野狭窄を残すもの」とは、視野の角度が10度以内になったものをいいます。

エ　「著しく視野を欠損したもの」とは、両眼視において視野の８方向の角度の合計が正常両眼視において視野のそれの合計の50パーセント以下になったものをいいます。

オ　「著しい複視が生じるもの」とは正面視において複視が生じるものをいいます。

３　耳の障害

ア　聴力はオージオメーターによって測定するものとします。

イ　「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。

ウ　「平衡機能に障害を残すもの」とは、内耳の損傷による平衡機能障害のため、開眼して直線を歩行中10m以内で転倒し、又は著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないものをいいます。

４　鼻の障害

ア　「鼻を欠損したもの」とは、鼻軟骨の２分の１以上を欠損したものをいいます。

イ　「鼻の機能に障害を残すもの」とは、両側の鼻呼吸に障害を生じ、又は両側のきゅう覚を脱失したものをいいます。

５　言語、そしゃく、味覚の障害

ア　「言語の機能を全く廃したもの」とは、音声又は言語をそう失したものをいいます。

イ　「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声又は言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。

ウ　「そしゃくの機能を全く廃したもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。

エ　「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食又はこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。

オ　「味覚を全く失ったもの」とは、試験紙及び薬物による検査結果が無反応であるものをいいます。

６　精神、神経、胸腹部臓器の障害

ア　「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。

イ　「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。

ウ　「精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、又はこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。

７　脊柱の障害

ア　「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。

イ　「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいいます。

８　上肢の障害

ア　「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、又は上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

イ　「上肢の用を全く廃したもの」とは、３大関節（肩関節、肘関節及び手関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。

ウ　「関節の用を全く廃したもの」とは、関節が強直し、又は拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の４分の１以下に制限されたものをいいます。

エ　「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、又は拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいいます。

オ　「仮関節を残すもの」とは、上腕骨に仮関節を残すもの又は前腕骨の橈骨と尺骨の両方に仮関節を残すものをいいます。

９　手指の障害

ア　「手指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

イ　「手指の用を全く廃したもの」とは、手指を末節の２分の１以上で失ったもの又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいいます。

10　下肢の障害

ア　「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、又は下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

イ　「下肢の用を全く廃したもの」とは、３大関節（股関節、膝関節及び足関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。

ウ　「関節の用を全く廃したもの」とは、上肢の場合と同様とします。

エ　「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、上肢の場合と同様とします。

オ　「仮関節を残すもの」とは、大腿骨又は脛骨に仮関節を残すものをいいます。

カ　下肢の短縮は、腸骨前上棘と内くるぶし下端との距離を測り、健側の下肢のそれと比較して、短縮の長さを算出するものとします。

11　足指の障害

ア　「足指を失ったもの」とは、足指を基節の２分の１以上で失ったものをいいます。

イ　「足指の用を全く廃したもの」とは、第１足指にあっては、末節の２分の１以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったもの又は足指の中足指節関節若しくは近位指節間関節に完全強直若しくは完全拘縮を残すものをいいます。

(2)　前号の表に掲げる身体障害のうち、第１級の４から13まで、第２級の25及び26並びに第３級の50及び51の身体障害は、１の不慮の事故によるものであって、当該傷害が生じた身体の同一部位に既に存する同号の表に掲げる身体障害に加重して生じたものでないものに限ります。

(3)　第１号の表に掲げる支払割合は、手指の障害にあっては通算して70%、足指の障害にあっては通算して50%をもって限度とします。

(4)　第１号の表に掲げる身体障害のうち、第１級の３、第２級の22及び第３級の44の身体障害は、これらの身体障害以外の同号の表に掲げる身体障害に該当するものを含まないものとします。

別表第３　特定要介護状態

特定要介護状態とは、常時の介護を要する次のいずれかの身体障害の状態をいいます。

(1)　日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のアに該当し、かつ、イからオまでのうちいずれか３つ以上に該当する状態

ア　歩行できない

イ　排尿便の後始末が自分ではできない

ウ　食事が自分ではできない

エ　衣服の着脱が自分ではできない

オ　入浴が自分ではできない

備考

１　「歩行できない」とは、杖、装具等の使用及び他人の介助によっても歩行できず、常時ベッド周辺の生活であることをいいます。

２　「排尿便の後始末が自分ではできない」とは、自分で大小便の排せつ後のふきとり始末ができないため、他人の介助を要することをいいます。

３　「食事が自分ではできない」とは、食器類又は食物を選定、工夫しても、自分で食事ができないため、他人の介助を要することをいいます。

４　「衣服の着脱が自分ではできない」とは、衣服等を工夫しても、自分で衣服の着脱ができないため、他人の介助を要することをいいます。

５　「入浴が自分ではできない」とは、浴槽等を工夫しても、自分で浴槽の出入り又は体の洗い流しができないため、他人の介助を要することをいいます。

(2)　医師により器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態で、次の見当識障害のいずれかに該当する状態

ア　時間の見当識障害が常時あること。

イ　場所の見当識障害があること。

ウ　人の見当識障害があること。

備考

1　「医師により器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(1)及び(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。

(1) 脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること

(2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

2　前1の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」及び「器質的障害」とは、次のとおりとします。

(1)「器質性認知症」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類番号
老年痴呆、単純型	290.0
初老期痴呆	290.1
老年痴呆、抑うつ型及び妄想型	290.2
急性錯乱状態を伴う老年痴呆	290.3
動脈硬化性痴呆	290.4
他に分類された状態における痴呆	294.1

昭和54年版以後の厚生省（平成13年1月6日以降は厚生労働省）大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(2)「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因又は障害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

3　「意識障害」とは、周囲に対して適切な注意を払い、外部からの刺激を的確に受け取り、対象を認知する能力に障害が生じていることをいいます。

4　「時間の見当識障害」とは、季節又は朝、昼及び夜が分からないことをいいます。

5　「場所の見当識障害」とは、現在自分が住んでいる場所又は現在自分がいる場所が分からないことをいいます。

6　「人の見当識障害」とは、日頃接している家族又は日頃接している周囲の人間が分からないことをいいます。

別表第4　薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬又は幻覚薬等を含みます。

別表第5　加重障害における傷害保険金額

(1) 1の不慮の事故により身体の同一部位に生じた2以上の身体障害があるときにおける傷害保険金額は、これらの身体障害が該当する障害等級のうち最も上位のもの（これらの身体障害が該当する障害等級が同一のときは、その障害等級）に応ずる支払割合を特約保険金額に乗じて得た額とします。

(2) 不慮の事故により身体障害が身体の同一部位に既に存する身体障害に加重して生じたものであるときにおける傷害保険金額は、加重の結果生じた身体障害の状態に応ずる傷害保険金額から既に存する身体障害について傷害保険金を支払うこととした場合に支払うべき傷害保険金額を差し引いた額とします。

(3) 前号の場合において、既に存する身体障害若しくは加重の結果生じた身体障害が2以上あるときは、同号に規定する既に存する身体障害若しくは加重の結果生じた身体障害の状態に応ずる傷害保険金額については、第1号により計算します。

(4) 第1号及び第2号の身体の同一部位は、次のとおりとします。

ア　1上肢については、肩関節以下を同一部位とします。

イ　1下肢については、股関節以下を同一部位とします。

ウ　眼については、両眼を同一部位とします。

エ　耳については、両耳を同一部位とします。

オ　身体障害等級表に定める第1級の2、第2級の21、第3級の43及び第5級の82の身体障害については、口及び咽喉を同一部位とします。

カ　身体障害等級表に定める第1級の3、第2級の22及び第3級の44の身体障害については、精神、神経及び胸腹部臓器を同一部位とします。

別表第6　基本契約の変更に伴う特約の変更

(1) 第31条の規定によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。

ア　年齢の誤りの処理により基本契約の保険料払込期間の終期が変更されたとき。

イ　年齢又は性別の誤りの処理により基本契約の保険金額が減額更正されたとき。

ウ　保険料払済契約への変更があったとき。

エ　基本契約の保険料払込期間が短縮されたとき。

オ　アからエまでのほか、基本契約の保険金額が減額されたとき。

(2) 基本契約について、前号ウの事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込むことを要しません。

(3) 基本契約について、第1号エの事由が生じたときは、この特約の保険料払込期間の終期もその基本契約の保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。

(4) 基本契約について、第1号に掲げる事由が生じたときは、会社の定めるところにより、特約保険料額又は特約保険金額を更正又は減額します。

別表第７　必要書類

(1) 特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要な書類は、次の表に掲げるものとします。

ア　特約保険金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払（第14条関係）	特約死亡保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3　会社所定の医師の死亡証明書 4　被保険者の死亡が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類 5　特約死亡保険金受取人の戸籍抄本 6　特約死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 7　保険証券
傷害保険金の支払（第14条関係）	特約保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類 5　特約保険金受取人の戸籍抄本 6　特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 7　保険証券
介護保険金の支払（第14条関係）	特約保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類 5　特約保険金受取人の戸籍抄本 6　特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 7　保険証券

イ　特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約保険料の払込免除（第10条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
重度障害による特約保険料の払込免除、特定要介護状態による特約保険料の払込免除（第11条、第12条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券

ウ　特約の返戻金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
解除若しくは解約又は失効による特約の返戻金の支払（第28条、第39条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
被保険者の死亡（第39条に該当する場合に限ります。）による特約の返戻金の支払（第39条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4　保険証券

エ　その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第７条関係）	保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人	1　その旨を記載した請求書 2　保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
未経過期間に対する特約保険料の払戻し（第８	保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人の印鑑証明書又は

条関係）		国民健康保険被保険者証 3　保険証券
特約死亡保険金受取人の代表者の指定（その変更を含む。）（第29条関係）	特約死亡保険金受取人	1　会社所定の通知書 2　特約死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
特約の変更（第32条、第34条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
特約の解約（第38条関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
無効保険料の払戻し（第40条関係）	保険契約者	1　その旨を記載した請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
特約の復活（第41条関係）	保険契約者	1　会社所定の申込書 2　保険証券
特約契約者配当金の支払（第46条関係）	保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券

(2) 会社は、前号の書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、同号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(3) 官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者及び特約死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払を受ける従業員を被保険者とする特約の場合、保険契約者である団体がこの特約の特約保険金の全部又はその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金又は弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者又は死亡退職金等の受給者に支払うときは、その特約保険金の支払請求の際、次のア及びイの書類の提出も必要とします。

ア　被保険者又は死亡退職金等の受給者の請求内容確認書（死亡退職金等の受給者が２人以上である場合には、そのうち１人からの提出で足りるものとします。）

イ　保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

傷害入院特約条項

（平成19年10月１日制定）

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　特約の責任開始（第３条）
第３章　特約保険料の払込み（第４条－第８条）
第４章　特約保険料の払込免除（第９条－第12条）
第５章　特約保険金の支払（第13条－第19条）
第６章　重大事由等による特約の解除（第20条・第21条）
第７章　特約の無効（第22条・第23条）
第８章　特約の失効（第24条）
第９章　保険契約者の代表者（第25条）
第10章　特約の契約関係者の異動（第26条）
第11章　特約の変更（第27条－第31条）
第12章　加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理（第32条・第33条）
第13章　特約の解約（第34条）
第14章　特約の返戻金の支払及び無効保険料の払戻し（第35条・第36条）
第15章　特約の復活（第37条－第40条）
第16章　特約契約者配当（第41条・第42条）
第17章　譲渡禁止（第43条）
第18章　控除支払（第44条）
第19章　特約保険金の支払の請求等（第45条・第46条）
第20章　契約内容の登録（第47条）
第21章　特則（第48条・第49条）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この特約条項は、傷害入院特約について定め、傷害入院特約は、被保険者が不慮の事故により傷害を受けたときは、その傷害を直接の原因とする病院等への入院、特定の手術又は病院等への通院若しくは療養に対し、それぞれ入院保険金、手術保険金又は通院療養給付金の支払をするものとします。

（特約の付加）

第２条　この特約は、基本契約の締結の際に又はその締結後に、会社の定めるところにより、基本契約に付加することができるものとします。

第２章　特約の責任開始

（特約の責任開始）

第３条　基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始時は、この特約が付加された基本契約の責任開始時と同一とします。

２　前項の会社の責任開始の日をこの特約の契約日とします。

３　この特約の保険期間は、前項の特約の契約日から起算し、この特約が付加された基本契約に係る保険期間又は年金支払期間の終期までとします。

４　この特約の申込みを承諾したときは、保険証券を保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

第３章　特約保険料の払込み

（基本保険料の払込みを要する場合の特約保険料の払込み）

第４条　特約保険料は、この特約が付加された基本契約の保険料（以下「基本保険料」といいます。）の払込みを要する場合においては、基本保険料の払込方法（経路）に従い、基本保険料と合わせてこれと同一月分を払い込むことを要します。

２　特約保険料の払込時期及び猶予期間は、基本保険料の払込時期及び猶予期間と同一とします。

（基本保険料の払込みを要しない場合の特約保険料の払込み）

第５条　基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、保険契約者は、会社の定めるところにより、その基本契約の普通保険約款の定める保険料の払込方法（経路）を選択することができます。この場合において、保険契約者による払込方法（経路）の変更及び会社による払込方法（経路）の変更については、普通保険約款の定めるところによります。

２　前項の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の払込方法（経路）を選択することを要します。この場合においては、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込むことを要します。

３　前２項の特約保険料は、１年分以上（１年に満たない月数分の特約保険料を払い込むことによって特約保険料の払込みを要しないこととなる特約にあっては、その月数分）を前納することを要します。

（特約保険料の振替貸付）

第６条　基本保険料について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料と同一月分の特約保険料についても、基本契約の普通保険約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。

（特約保険料の前納払込み）

第７条　保険契約者は、会社の定めるところにより、特約保険料の全部又は一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。

2　前項の規定により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日（特約の契約日から起算した１か月ごとの応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日）をいいます。以下同じとします。）ごとに特約保険料の払込みに充当します。
3　特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（基本契約の死亡保険金又は満期保険金と同時に支払う場合にあっては、基本契約に係る死亡保険金受取人又は満期保険金受取人）に払い戻します。
4　第１項の規定により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、やむを得ない事由があるときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合において、会社がその請求を認めたときは、会社の定めるところにより、その取消しをした期間に対する特約保険料を保険契約者に払い戻します。
5　保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第11に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

（未経過期間に対する特約保険料の払戻し）

第８条　特約保険料を払い込んだ後、次に掲げる事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日以降の期間に係る特約保険料の全部又は一部について払込みを要しないこととなったときは、会社の定めるところにより、その払込みを要しないこととなった期間に対する特約保険料を保険契約者に払い戻します。
(1)　特約の消滅
(2)　特約保険料の払込免除
(3)　特約の保険期間又は保険料払込期間の短縮
(4)　特約保険料額の減額
(5)　特約の保険料払済契約への変更
2　前項の場合において、払い戻す特約保険料は、基本契約の死亡保険金又は満期保険金と同時に支払う場合にあっては、同項の規定にかかわらず、基本契約に係る死亡保険金受取人又は満期保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその特約保険料を受け取る旨の意思表示をしたときは、これを保険契約者に払い戻します。

第４章　特約保険料の払込免除

（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）

第９条　基本保険料（介護割増年金付終身年金保険に係る基本保険料を除きます。）が払込免除とされたときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、基本保険料が払込免除となった直接の原因が、この特約の責任開始時前に生じたものであるとき、又はこの特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病又は不慮の事故（別表第１に定めるものをいいます。以下同じとします。）により受けた傷害であるときは、特約保険料を払込免除としません。

（身体障害による特約保険料の払込免除）

第10条　次の場合には、この特約の将来の特約保険料（第２号及び第３号の場合には、第１号に規定する身体障害の状態になった被保険者に係る将来の特約保険料に限ります。）を払込免除とします。
(1)　基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者（夫婦特約（主たる被保険者及び配偶者である被保険者をこの特約の被保険者とするものをいいます。以下同じとします。）にあっては、主たる被保険者）がこの特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に別表第２の身体障害等級表に掲げる第１級、第２級又は第３級の身体障害の状態になったとき。
(2)　夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された夫婦特約において、配偶者である被保険者がこの特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に前号に規定する身体障害の状態になったとき。
(3)　この特約が据置終身年金保険、介護割増年金付終身年金保険、据置定期年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に第１号に規定する身体障害の状態になったとき。
2　前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより同項に規定する身体障害の状態になった場合、又は同項に規定する傷害がこの特約の失効後その復活までに被保険者が不慮の事故により受けたものである場合には、適用しません。
(1)　保険契約者、被保険者又は基本契約において保険契約者が指定した死亡保険金受取人の故意又は重大な過失
(2)　被保険者（夫婦特約にあっては、当該身体障害の状態になった被保険者に限ります。次号から第６号までにおいて同じとします。）の犯罪行為
(3)　被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
(4)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
(5)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
(6)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故
3　被保険者が次のいずれかにより第１項に規定する身体障害の状態になった場合で、その原因により当該身体障害の状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。
(1)　地震、噴火又は津波
(2)　戦争その他の変乱

（夫婦特約における主たる被保険者の死亡等による特約保険料の払込免除）

第11条　夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された夫婦特約において、基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合に、基本保険料の払込免除後この特約の保険料払込期間中に主たる被保険者が死亡し、又はかかった疾病若しくは受けた傷害により別表第２の身体障害等級表に掲げる第１級の身体障害の状態（以下「重度障害の状態」といいます。）になったときは、将来の特約保険料を払込免除とします。
2　前項の規定は、主たる被保険者の死亡の直接の原因がこの特約の責任開始時前に生じた場合、同項に規定する疾病若しくは傷害がこの特約の失効後その復活までに主たる被保険者がかかった若しくは受けたものである場合又は主たる被保険者が第１号の規定により死亡し、若しくは第２号の規定により重度障害の状態になった場合には、適用しません。
(1)　この特約又は復活の責任開始の日から起算して３年を経過する前の自殺

(2) 主たる被保険者又は配偶者である被保険者の故意

3　主たる被保険者が戦争その他の変乱により死亡し、又は重度障害の状態になった場合で、その原因により死亡し、又は重度障害の状態になった主たる被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

（介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除）

第12条　介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約において、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める特約保険料を払込免除とします。

(1) 基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後においてかかった疾病又は不慮の事故により受けた傷害により重度障害の状態になったとき　この特約の将来の特約保険料

(2) 被保険者がこの特約の責任開始時以後に疾病にかかり、又は不慮の事故により傷害を受け、その疾病又は傷害を直接の原因として特定要介護状態（別表第３に定めるものをいいます。以下同じとします。）になり、かつ、その特定要介護状態になった日から起算して特定要介護状態がこの特約の保険期間中に180日以上継続したとき　その特定要介護状態になった日以後のこの特約の特約保険料

2　前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより重度障害の状態になった場合若しくは特定要介護状態が180日以上継続した場合又は同項に規定する疾病若しくは傷害がこの特約の失効後復活までに被保険者がかかった若しくは不慮の事故により受けたものである場合には、適用しません。

(1) 保険契約者、被保険者又は基本契約において保険契約者が指定した死亡保険金受取人の故意又は重大な過失
(2) 被保険者の犯罪行為
(3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故
(7) 被保険者の薬物依存（別表第４に定めるものをいいます。）（前項第２号の場合に限ります。）

3　被保険者が次のいずれかにより重度障害の状態になった場合又は特定要介護状態が180日以上継続した場合で、その原因により重度障害の状態になった又は特定要介護状態が180日以上継続した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

(1) 地震、噴火又は津波
(2) 戦争その他の変乱

第５章　特約保険金の支払

（特約保険金の支払）

第13条　この特約の特約保険金の支払については、次のとおりとします。

保険金	支払事由	支払額	特約保険金受取人
入院保険金	被保険者がこの特約の責任開始時以後（この特約の保険期間中に限ります。）に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から３年以内に別表第５に定める病院又は診療所（以下「病院等」といいます。）に入院（別表第６に定めるものをいいます。以下同じとします。）し、かつ、その入院期間（入院の初日を算入します。）の日数が５日以上となったとき。ただし、その入院期間のうち、入院の初日から起算して４日間の入院期間に対しては、入院保険金を支払いません。	1　この特約の契約日から起算して１年を経過する前に入院を開始したとき　入院１日について特約保険金額の0.5/1000に相当する金額 2　この特約の契約日から起算して１年を経過し２年を経過する前に入院を開始したとき　入院１日について特約保険金額の1/1000に相当する金額 3　この特約の契約日から起算して２年を経過した後に入院を開始したとき　入院１日について特約保険金額の1.5/1000に相当する金額	被保険者
手術保険金	被保険者が、前欄の規定により支払われる入院（入院の初日から起算して４日間の入院を含み、入院保険金の支払われる入院期間の経過後もなお継続して入院している場合にあっては、その期間の入院を含みます。以下「傷害入院」といいます。）中にその入院の原因となった不慮の事故により別表第７の手術を受けたとき	入院１日について支払われる入院保険金額に別表第７に掲げる手術の種類に応じ同表に定める支払倍率を乗じて得た金額	被保険者
通院療養給付金	被保険者が、傷害入院を60日以上継続し、その退院後（傷害入院を60日以上継続し、他の原因により引き続き入院した場合においては、その退院後）も引き続きその入院の原因となった不慮の事故により病院等に通院（別表第８に定めるものをいいます。）が必要なとき又は一定の療養（別表第９に定めるものをいいます。）が必要なとき	1　入院期間が60日以上のとき（次の２に該当する場合を除きます。）　特約保険金額の１％に相当する金額 2　入院期間が120日以上のとき　特約保険金額の２％に相当する金額	被保険者

（入院期間の日数の計算）

第14条　前条の表の入院保険金の支払事由の欄において、１の不慮の事故により２回以上入院し、かつ、これらの入院期間（入院の初日を含みます。次項において同じとします。）の日数の合計が５日以上となるときは、これらの入院のうち入院期間が５日に満たないものがあっても、その入院について前条に規定する入院保険金を支払います。

２　前条の表の入院保険金の支払事由の欄に規定する入院期間のうち、入院保険金を支払わない４日間の入院期間については、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める日から起算して計算するものとします。

(1)　１の不慮の事故により２回以上入院した場合　初回の入院の初日

(2)　入院期間の全部又は一部が２以上の不慮の事故によるものである場合　入院期間を通算して、その入院期間のうち、入院の初日

（入院保険金の支払の特則）

第15条　前２条の場合において、入院保険金を支払うべき入院が２以上の不慮の事故によるものであるときは、その２以上の不慮の事故による入院期間（入院の初日を含みます。）については、それらの不慮の事故のうち１の不慮の事故による入院に対する入院保険金のみを支払います。この場合において、支払う入院保険金の額は、それらの不慮の事故による入院保険金額のうちその額が最も多い入院保険金額とします。

２　前項の規定による入院保険金の支払は、２以上の不慮の事故による入院についてそれぞれ入院保険金の支払をしたものとみなして第18条第２項の規定を適用します。

（手術保険金の支払の特則）

第16条　第13条の表の手術保険金の支払事由の欄の場合において、被保険者が、同時期に２種類以上の手術を受けたときは、これらの手術のうち支払倍率が最も高いいずれか１種類の手術に限り手術保険金を支払います。

（通院療養給付金の支払の特則）

第17条　第13条の表の通院療養給付金の支払事由の欄の場合において、１の不慮の事故により２以上の通院療養給付金の支払事由が生じたときは、同条の表の通院療養給付金の支払事由の欄の規定による通院療養給付金額のうちその額が最も多いいずれか１の通院療養給付金を支払います。

２　前項の場合において、第13条の表の通院療養給付金の支払額の欄１に規定する通院療養給付金の支払後に同欄２に規定する通院療養給付金の支払事由が生じたときは、同欄１に規定する通院療養給付金の支払は同欄２に規定する通院療養給付金の一部の支払とみなして、同欄２に規定する通院療養給付金額から同欄１に規定する通院療養給付金額を差し引いた残額を支払います。

３　第13条の表の通院療養給付金の支払事由の欄の場合において、入院期間の全部又は一部が２以上の不慮の事故によるものとなるときは、同条の規定による通院療養給付金額のうちその額が最も多いいずれか１の通院療養給付金を支払います。

４　前項の場合においては、当該不慮の事故についてそれぞれ通院療養給付金の支払をしたものとみなして第１項の規定を適用します。

（特約保険金の支払限度）

第18条　特約保険金の支払額は、通算して、特約保険金額をもって限度とします。

２　入院保険金の支払額は、１の不慮の事故による入院については、120日分をもってその限度とします。

（特約保険金の支払免責等）

第19条　被保険者が次のいずれかにより第13条の規定に基づき、不慮の事故による傷害を直接の原因として入院保険金、手術保険金又は通院療養給付金（以下この条において「傷害による特約保険金」といいます。）の支払事由に該当した場合には、傷害による特約保険金を支払いません。

(1)　保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失

(2)　被保険者（夫婦特約にあっては、当該支払事由に該当した被保険者に限ります。次号から第６号までにおいて同じとします。）の犯罪行為

(3)　被保険者の精神障害の状態を原因とする事故

(4)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

(5)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

(6)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

２　被保険者が次のいずれかにより傷害による特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により傷害による特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、傷害による特約保険金を削減して支払い、又はその支払をしないことがあります。

(1)　地震、噴火又は津波

(2)　戦争その他の変乱

第６章　重大事由等による特約の解除

（重大事由による特約の解除）

第20条　会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。

(1)　保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が特約保険金（特約保険料の払込免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類及び保険金の名称の如何を問いません。以下この項において同じとします。）を詐取する目的又は他人に特約保険金を詐取させる目的で保険事故を招致（未遂を含みます。）した場合。

(2)　特約保険金の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為があった場合。

(3)　他の保険契約との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。

(4)　その他この特約を継続することを期待しえない第１号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。

２　会社は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社がこの特約を解除した場合においても、その特約保険金を支払わず、又は特約保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。

３　第１項の規定による特約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。

４　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知るこ

とができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、特約保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。

（加入限度額超過による特約の解除）

第21条　会社は、この特約の特約保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの特約保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、将来に向かってこの特約を解除することができます。

２　会社は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社がこの特約を解除した場合においても、その特約保険金を支払わず、又は特約保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。

３　第１項の規定によるこの特約の解除については、前条第３項及び第４項の規定を準用します。

第７章　特約の無効

（詐欺による特約の無効）

第22条　保険契約者又は被保険者の詐欺により特約の締結又は復活が行われたときは、その特約又は復活は、無効とします。

（不法取得目的による特約の無効）

第23条　保険契約者が特約保険金（特約保険料の払込免除を含みます。以下この条において同じとします。）を不法に取得する目的又は他人に特約保険金を不法に取得させる目的をもって、この特約の締結又は復活を行ったときは、その特約又は復活は、無効とします。

第８章　特約の失効

（特約の失効）

第24条　この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。

(1)　基本契約がその効力を失ったとき。

(2)　保険契約者が特約保険料を払い込まないで特約保険料の猶予期間を経過したとき。

(3)　特約保険金の支払額が特約保険金額の支払額の限度に達したとき（夫婦特約にあっては、主たる被保険者及び配偶者である被保険者のそれぞれに係る特約保険金額の支払額の限度に達したとき。）。

(4)　第27条の規定により特約保険金額が更正された場合（年齢又は性別の誤りの処理及び貸付金の弁済に代える保険金額又は年金額の減額に伴うものを除きます。）において、更正後の特約保険金額がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。

(5)　夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約に付加された主たる被保険者のみをこの特約の被保険者とする特約において、主たる被保険者が死亡したとき（夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより死亡保険金を支払うとき及び夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより年金支払事由発生日前に死亡保険金を支払うときを含みます。次項第１号において同じとします。）。

２　夫婦特約においては、第１号又は第２号に該当する場合には夫婦特約のうち主たる被保険者に係る部分、第３号から第６号までのいずれかに該当する場合には夫婦特約のうち配偶者である被保険者に係る部分は、その効力を失います。

(1)　主たる被保険者が死亡したとき。

(2)　主たる被保険者に係る特約保険金の支払額が特約保険金額の支払額の限度に達したとき。

(3)　配偶者である被保険者が死亡したとき（夫婦保険の基本契約において配偶者である被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより死亡保険金を支払うとき及び夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において配偶者である被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより年金支払事由発生日前に死亡保険金を支払うときを含みます。）。

(4)　配偶者である被保険者に係る特約保険金の支払額が特約保険金額の支払額の限度に達したとき。

(5)　配偶者である被保険者が被保険者の資格を失ったとき。

(6)　基本契約の保険の種類を据置終身年金保険に変更したとき。

３　前項の場合においては、会社の定めるところにより、特約保険料額又は特約保険金額を更正し、次に掲げる場合であって会社の定める額の特約の返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

(1)　夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加した夫婦特約において、前項第１号（第９条、第10条第２項又は第11条第２項の規定により払込免除とならない場合に限ります。）に該当したとき。

(2)　夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加した夫婦特約において、前項第２号に該当したとき。

第９章　保険契約者の代表者

（保険契約者の代表者）

第25条　この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。

２　前項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者の１人に対してした行為は、他の者に対しても、その効力を有します。

３　この特約について保険契約者が２人以上あるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯とします。

第10章　特約の契約関係者の異動

（特約の保険契約者の変更）

第26条　この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。

第11章　特約の変更

（基本契約の変更に伴う特約の変更）

第27条　別表第10の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。

2　前項の場合において、既に払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。

3　第１項の規定による特約の変更は、別表第10に定める一定の事由に係る基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。

4　前項の規定により第１項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

（特約保険金額の減額変更）

第28条　特約保険料の払込方法（回数）を分割払とする特約においては、保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。ただし、次に掲げる場合には、その変更を請求することはできません。

(1)　この特約の契約日（復活した特約にあっては、その復活日（第39条に定める復活日をいいます。以下同じとします。））から起算して２年を経過していないとき。

(2)　特約保険金額の減額変更後２年（夫婦特約において、主たる被保険者に係る特約保険金額を減額変更するときにあってはその者に係る特約保険金額の減額変更後２年、配偶者である被保険者に係る特約保険金額を減額変更するときにあってはその者に係る特約保険金額の減額変更後２年）を経過していないとき。

(3)　特約保険料が払込免除とされているとき（夫婦特約を除きます。）。

(4)　夫婦特約において、主たる被保険者に係る特約保険料が払込免除とされているときにあってはその者に係る特約保険金額を、配偶者である被保険者に係る特約保険料が払込免除とされているときにあってはその者に係る特約保険金額を減額しようとするとき。

(5)　この特約の残存保険料払込期間が１年に満たないとき（職域保険の基本契約に付加されたものを除きます。）。

(6)　減額後の特約保険金額がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。

(7)　減額後の特約保険金額が10万円（終身年金保険付終身保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された特約にあっては、100万円）の倍数でないとき。

2　保険契約者が第１項の請求をしようとするときは、別表第11に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3　第１項本文の場合においては、会社の定めるところにより、特約保険料額を更正します。

4　第１項の変更は、月ごとの契約応当日（保険期間の満了する日を含みます。以下同じとします。）に変更の請求があった場合にあってはその時（保険期間を更新するときは更新日）に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日（保険期間を更新するときは更新日）にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに特約保険料が払込免除となったときは、その変更の効力（夫婦特約にあっては、その払込免除とされた者に係る部分の減額変更の効力）は、生じないものとします。

5　前項本文の規定により第１項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

（特約保険金の支払額通算の特則）

第29条　前２条の規定により、特約保険金額が更正された場合において、特約保険金額の更正前に既に支払った又は支払うべき特約保険金がある場合には、第17条第２項又は第18条第１項の規定による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約保険金額に対する変更後の特約保険金額の割合により更正されたものとします。

（夫婦特約の変更）

第30条　保険契約者は、夫婦特約を主たる被保険者のみを被保険者とするこの特約に変更するための特約の変更を請求することができます。この場合においては、会社の定めるところにより、特約保険料額を更正します。

2　夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約に付加された夫婦特約にあっては、その基本契約の年金支払事由発生日が到来しているときは、前項の変更を請求することができません。

3　保険契約者が第１項の請求をしようとするときは、別表第11に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

4　第１項の変更は、月ごとの契約応当日に変更の請求があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに主たる被保険者又は配偶者である被保険者に係る特約保険料が払込免除となったときは、その変更の効力は、生じないものとします。

5　前項本文の規定により第１項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

（特約の契約変更の特則）

第31条　保険契約者は、第28条及び前条の変更のほか、契約変更に関する特則の定めるところにより、この特約の変更の申込みをすることができます。

第12章　加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理

（特約の加入年齢の計算）

第32条　この特約の契約日における被保険者の年齢は、この特約が付加された基本契約の普通保険約款の定めるところにより計算します。

（年齢又は性別の誤りの処理）

第33条　保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢又は性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、この特約を無効と

し、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢又は性別に基づいてこの特約を締結したものとして、会社の定めるところにより、加入限度額を上限として特約保険金額を更正します。この場合において、既に払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

第13章　特約の解約

（特約の解約）

第34条　保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。

2　保険契約者が前項の解約をしようとするときは、別表第11に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3　第１項の解約は、月ごとの契約応当日に解約の通知があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に解約の通知があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、この特約を基本契約の締結後に付加した場合においては、この特約について、その契約日の属する月に解約の通知があった場合には、その解約は、その翌月における基本契約の月ごとの契約応当日に、その効力を生じます。

4　第１項の場合においては、月ごとの契約応当日以外の日にこの特約の解約の通知があった場合において、その通知があった直後の月ごとの契約応当日の前日までに、この特約が付加された基本契約に疾病入院特約を付加する申込みがあった場合において、次のいずれかに該当するときは、その解約は、前項の規定にかかわらず、その申込みをした疾病入院特約の契約日に効力を生じます。

(1)　この特約の特約保険金額とその申込みをした疾病入院特約の特約保険金額の合計額が次のいずれかに該当することとなるとき。

ア　その申込みをした疾病入院特約の契約日における会社の定める特約保険金額の範囲を超えるとき。

イ　特約保険金額の加入限度額を超えるとき。

(2)　この特約が付加された基本契約に疾病傷害入院特約が付加されているとき。

5　第１項の場合においては、月ごとの契約応当日以外の日にこの特約の解約の通知があった場合において、その通知があった直後の月ごとの契約応当日の前日までに特約保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その解約の効力は、生じないものとします。

6　第３項の規定により第１項の解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

第14章　特約の返戻金の支払及び無効保険料の払戻し

（特約の返戻金の支払）

第35条　次に掲げる場合において、特約の返戻金があるときは、保険契約者は、その支払を請求することができます。

(1)　被保険者の死亡（重度障害の状態に該当するに至ったことにより死亡したものとみなされる場合（この特約が付加された基本契約が消滅する場合に限ります。）を含みます。）。ただし、第24条第３項第１号に該当するものを除きます。

(2)　この特約の解除又は解約の通知

(3)　この特約の失効（第１号又は第24条第３項第１号に該当するもの及び特約保険金額の支払限度に達したことによるものを除きます。）

(4)　この特約の変更（特約保険金額又は特約保険料額が更正されるものに限ります。）。ただし、年齢又は性別の誤りの処理による基本契約の変更に伴うものを除きます。

2　前項の特約の返戻金の額は、会社の定めるところにより、この特約の経過した年月数により算出した額とします。この場合において、この特約が付加された基本契約の普通保険約款の規定によりその基本契約の死亡保険金又は責任準備金の額の返戻金を支払うときにあっては、特約の責任準備金（夫婦特約にあっては、死亡した被保険者に係る特約の責任準備金）の額とします。

3　被保険者について既に支払った又は支払うべき特約保険金（以下この項において「既払特約保険金」といいます。）がある場合において、既払特約保険金の額に前項の規定により支払うべき特約の返戻金の額を加えた額が特約保険金額を超えることとなるときは、支払うべき特約の返戻金の額は、前項の規定にかかわらず、特約保険金額から既払特約保険金の額を差し引いた残額に相当する金額とします。

（無効保険料の払戻し）

第36条　この特約又はその復活の全部又は一部が無効である場合において、保険契約者及び被保険者が善意であり、かつ、重大な過失のないときは、保険契約者は、特約保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができます。

第15章　特約の復活

（特約の復活）

第37条　この特約は、基本契約の失効と同時に失効したものに限り、会社の承諾を得て、基本契約の復活に併せて復活することができます。ただし、復活した場合の特約保険金額が加入限度額を超える場合は、その復活をすることができません。

2　保険契約者が前項の復活をしようとするときは、別表第11に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して申し込んでください。

3　前項の場合において、保険契約者は、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額（以下「特約復活払込金」といいます。）の払込みを要します。

（特約復活払込金の分割払込み）

第38条　保険契約者が、基本保険料を払い込まなかった期間の基本保険料に相当する金額について分割払込みを請求するときは、その請求に係る同一月分の特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額についても、分割払込みを請求することを要します。

2　前項の規定により分割して払い込む金額（以下「特約分割払込金」といいます。）は、第４条の規定により払い込むべき特約保険料と合わせて払い込むことを要します。

3　特約分割払込金の払込みを完了する前は、特約保険料の前納払込みの取扱いを受けることはできません。

4　第１項の規定は、特約分割払込金の払込みを完了する前にこの特約が失効したときは、その後のこの特約の復活の申込みには適用しません。

（特約の復活に係る責任開始）

第39条　特約の復活に係る責任開始については、第３条の規定を準用します。この場合、第３条第２項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。

（特約の復活の効果）

第40条　この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。

2　前項の場合において、被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したときは、その支払事由に係る特約保険金は支払いません。

第16章　特約契約者配当

（特約契約者配当金の割当て）

第41条　会社は、会社の定めるところにより積み立てた契約者配当準備金（以下「準備金」といいます。）の中から、毎事業年度末に、会社の定めるところにより、当該事業年度末において効力を有するこの特約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。

（特約契約者配当金の支払）

第42条　前条の規定により割り当てた特約契約者配当金（終身年金保険付終身保険、夫婦年金保険付夫婦保険、据置終身年金保険、介護割増年金付終身年金保険若しくは据置夫婦年金保険（以下「据置終身年金保険等」といいます。）又は即時終身年金保険若しくは即時夫婦年金保険の基本契約（以下「終身年金保険等の基本契約」と総称します。）に付加されたこの特約にあっては、年金支払事由発生日以後に割り当てた契約者配当金を除きます。）は、その翌事業年度中の年ごとの契約応当日（据置終身年金保険等の基本契約に付加されたこの特約にあっては年金支払事由発生前に限り、即時定期年金保険又は据置定期年金保険の基本契約に付加されたこの特約にあっては年金支払事由発生日の前日までに到来する年ごとの契約応当日（据置定期年金保険の基本契約に付加された場合に限ります。）、年金支払事由発生日又は年金支払期間内に到来する年ごとの年金支払事由発生応当日とします。以下この項において同じとします。）において効力を有する特約（年ごとの契約応当日に特約の解除若しくは解約の通知があった特約又は特約保険金額の減額変更の請求があった特約のうち減額部分を除きます。）に限り、その年ごとの契約応当日から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。

2　前条の規定により割り当てた契約者配当金のうち、前項の規定に該当しなかった契約者配当金（その事業年度末又は翌事業年度中に保険期間の満了する特約に対して割り当てたもののうち次項第１号の規定に該当したことにより支払うもの、及び翌事業年度中に年金支払事由発生日又は年ごとの年金支払事由発生応当日が到来する基本契約に対して割り当てたもののうち第５項の規定により年金を積み増すことにより支払うものを除きます。）は、準備金に繰り入れます。

3　次に掲げる事由が生じたとき（終身年金保険等の基本契約に付加されたこの特約にあっては年金支払事由発生前にその事由が生じたときに限ります。）は、保険契約者に、契約者配当金（次に掲げる事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。）を支払います。ただし、第１号又は第２号の場合において基本契約の保険金を支払うときにあっては基本契約に係る保険金受取人に、第４号の場合（第24条第１項第３号の規定による失効の場合に限ります。）にあってはその失効時における特約保険金受取人に支払います。

(1)　この特約の保険期間の満了（職域保険の基本契約に付加された特約にあっては、その保険期間を更新する場合を除きます。）

(2)　被保険者の死亡（夫婦特約にあっては、特約が消滅する場合に限ります。）

(3)　この特約の解除又は解約の通知

(4)　この特約の失効（第２号に該当する場合を除き、夫婦特約にあっては、特約が消滅する場合に限ります。）

(5)　特約保険金額の減額変更の請求

4　前項第５号に掲げる事由が生じたことにより支払う特約契約者配当金の額は、特約保険金額のうち減額した特約保険金額の割合によって計算します。

5　終身年金保険等の基本契約に付加された特約において、その特約が付加された基本契約の年金支払事由発生日又は年金支払期間（継続年金を支払っている保証期間を含みます。）内の年ごとの年金支払事由発生日が到来したときは、特約の契約者配当金（年金支払事由発生日までの間の会社の定める利率による利息を含みます。）を、この特約を付加した基本契約の普通保険約款の定めるところにより年金を積み増すことにより支払われる契約者配当金と合わせて、その基本契約の年金の保険料に充て会社の定めるところによりその年金を積み増すことにより支払います。

第17章　譲渡禁止

（譲渡禁止）

第43条　保険契約者又は特約保険金受取人は、特約保険金、特約の返戻金又は特約契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第18章　控除支払

（控除支払）

第44条　この特約が付加された基本契約において保険金（生存保険金を除きます。）、年金（介護割増年金を除きます。）、継続年金、返戻金、契約者配当金（普通保険約款の規定による配当金支払請求に係る契約者配当金を除きます。）若しくは払い戻す基本保険料を支払う場合又は特約の返戻金若しくは特約契約者配当金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料、第27条第４項、第28条第５項、第30条第５項又は第34条第６項の規定により会社が返還を受けるべき特約の返戻金（特約の返戻金と同時に支払った特約契約者配当金その他の金額を含みます。）その他会社が弁済を受けるべき金額があるときは、支払金額から差し引きます。

第19章　特約保険金の支払の請求等

（特約保険金の支払の請求等）

第45条　保険契約者又は特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社に通知してください。

2　保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人が、特約保険金、特約の返戻金、特約契約者配当金その他この特約に基づく諸支払金（以下「特約保険金等」といいます。）の支払の請求又は特約保険料の払込免除の請求をしようとするときは、会社の定めるところにより、別表第11に定める必要書類を会社に提出して請求してください。

3　特約保険金等は、前項の必要書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して10営業日以内に、会社の本社又は会社の指定した場所で支払います。ただし、事実の確認その他の事由により時日を要するときは、10営業日を過ぎることがあります。

4　会社は、事実の確認をするため、保険契約者、被保険者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に対し、照会し、又は同意を求めることがあります。この場合において、保険契約者、被保険者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人が会社の照会に対する回答又は同意を正当な理由なく拒んだときは、その回答又はその同意を得て事実を確認するまでは特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除は行いません。

5　保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に通知できないときにおいては、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に到達したものとみなします。

6　会社が支払うべき金額に１円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

（時効）

第46条　特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除を請求する権利は、その特約保険金等の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた日の翌日から起算して５年を経過したときは、時効によって消滅します。

第20章　契約内容の登録

（契約内容の登録）

第47条　会社は、保険契約者及び被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

(1)　保険契約者並びに被保険者の氏名、生年月日、性別及び住所（市・区・郡までとします。）
(2)　入院保険金の種類
(3)　入院保険金の日額（第13条の表の入院保険金の支払額の欄１、欄２及び欄３に規定する金額とします。）
(4)　特約の契約日（特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。次項において同じとします。）
(5)　当会社名

2　前項の登録の期間は、特約の契約日から５年以内とします。

3　協会加盟の各生命保険会社及び全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第１項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下この条において同じとします。）の申込み（復活、復旧、入院給付金の日額の増額又は特約の中途付加の申込みを含みます。）を受けた場合、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4　各生命保険会社等は、第２項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込みがあった場合、前項の規定により連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額又は特約の中途付加の承諾を含みます。以下この条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。

5　各生命保険会社等は、特約の契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額又は特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額又は特約の中途付加の日とします。）から５年以内に入院給付金の支払請求を受けたときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6　各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断又は支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7　協会及び各生命保険会社等は、登録又は連絡された内容を他に公開しないものとします。

8　保険契約者又は被保険者は、登録又は連絡された内容について、会社又は協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9　第３項、第４項及び第５項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

第21章　特則

（中途付加の場合の特則）

第48条　基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。

(1)　この特約の申込みを承諾した後に第１回特約保険料を受け取った場合　第１回特約保険料を受け取った時
(2)　第１回特約保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合　第１回特約保険料相当額を受け取った時（この特約と同時に付加する特約（災害特約を除きます。）の告知前に受け取った場合には、その告知の時（夫婦特約の申込みの場合において、主たる被保険者又は配偶者である被保険者の告知前に受け取った場合には、そのいずれか遅い告知の時））

2　基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日が、その基本契約の契約日から起算した１か月ごとの応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下この項において「基本契約の月ごとの契約応当日」といいます。）と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日をその基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。

3　基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日が、その基本契約の契約日から起算した１年ごとの応当日（その年にその応当日がない場合にあっては、その基本契約の契約日の属する月の１年ごとの応当月の末日の翌日。以下この項において「基本契約の年ごとの契約応当日」といいます。）と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日をその基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。

4　この特約を基本契約（保険料の払込方法（回数）を一時払とする即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約及び即時型の年金保険に変更した後の基本契約を除きます。）の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第32条の規定にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者がその基本契約の普通保険約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日の属する月の翌月からこの特約の契約日の属する月までの期間を加えて計算します。

（基本契約が職域保険の場合の特則）

第49条　職域保険の基本契約の締結後に特約を付加する場合は、その特約の契約日は、職域取扱団体（職域保険普通保険約款の定めるところにより職域取扱いを受ける団体をいいます。以下同じとします。）に係る基本契約の契約応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日）又は保険期間の更新をする日のいずれかの日（その日が、非営業日に当たるときは翌営業日（その日が翌月となるときはその日の直前の営業日）とすることを要します。

2　職域保険の基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日が当該職域取扱団体に係る基本契約の契約日から起算した１か月ごとの応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下この項において「職域取扱団体の月ごとの応当日」といいます。）と異なるときは、その職域取扱団体の月ごとの応当日を職域保険の基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。

3　前項の場合において、その基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日がその職域取扱団体に係る基本契約の契約日から起算した１年ごとの応当日（その年にその応当日がない場合にあっては、その職域取扱団体に係る基本契約の契約日の属する月の１年ごとの応当月の末日の翌日。以下この項において「職域取扱団体の年ごとの応当日」といいます。）と異なるときは、その職域取扱団体の年ごとの応当日を職域保険の基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。

4　職域保険の基本契約に付加されたこの特約について、基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、第５条の規定にかかわらず、職域取扱団体に係る基本保険料と合わせて同一月分を払い込むことを要します。

5　職域保険の基本契約に付加された特約にあっては、保険契約者が特約の保険期間の更新をしない旨を会社に通知しない限り、特約の保険期間の満了する日の翌日に保険期間を１年更新します。

6　前項の特約の保険期間の更新は、職域保険普通保険約款の定めるところによります。

7　第５項の規定により特約の保険期間を更新した特約について、第９条、第10条、第13条、第19条、第24条、第28条及び第33条の規定を適用する場合にはこの特約の責任開始時、責任開始の日又は契約日はそれぞれ更新前のこの特約の責任開始時、責任開始の日又は契約日とし、第13条の規定を適用する場合にはこの特約の保険期間は更新前のこの特約の保険期間から継続するものとします。

別表第１　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病又は体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し又はその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分　類　項　目	基本分類表番号
1　鉄道事故	E 800～E 807
2　自動車交通事故	E 810～E 819
3　自動車非交通事故	E 820～E 825
4　その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5　水上交通機関事故	E 830～E 838
6　航空機及び宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7　他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8　医薬品及び生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9　その他の固体、液体、ガス及び蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂及びグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎並びにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他及び詳細不明の細菌性食中毒）及びアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10　外科的及び内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11　患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的及び内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12　不慮の墜落	E 880～E 888
13　火災及び火焔による不慮の事故	E 890～E 899
14　自然及び環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧及び気圧の変化（E 902）」、「旅行及び身体動揺（E 903）」及び「飢餓、渇、不良環境曝露及び放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	E 900～E 909
15　溺水、窒息及び異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入又は嚥下による気道閉塞又は窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入又は嚥下による気道の閉塞又は窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16　その他の不慮の事故 ただし、「努力過度及び激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過	E 916～E 928

	度の運動」及び「その他及び詳細不明の環境的原因及び不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	
17	医薬品及び生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18	他殺及び他人の加害による損傷	E 960～E 969
19	法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20	戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表第２　身体障害等級表

(1) 身体障害及び障害等級は、次のとおりとします。

障害等級	身体障害
第１級	1　両眼が失明したもの 2　言語又はそしゃくの機能を全く廃したもの 3　精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4　両上肢を手関節以上で失ったもの 5　１上肢を手関節以上で失い、かつ、他の１上肢の用を全く廃したもの 6　両上肢の用を全く廃したもの 7　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの 8　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢の用を全く廃したもの 9　１上肢の用を全く廃し、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの 10　１上肢及び１下肢の用を全く廃したもの 11　両下肢を足関節以上で失ったもの 12　１下肢を足関節以上で失い、かつ、他の１下肢の用を全く廃したもの 13　両下肢の用を全く廃したもの
第２級	20　両耳の聴力を全く失ったもの 21　言語及びそしゃくの機能に著しい障害を残すもの 22　精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの 23　１上肢を手関節以上で失ったもの 24　１上肢の用を全く廃したもの 25　10手指を失ったもの又はその用を全く廃したもの 26　10手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの 27　１下肢を足関節以上で失ったもの 28　１下肢の用を全く廃したもの
第３級	40　両眼の視力の和が0.12以下になったもの 41　１眼が失明したもの 42　両耳の聴力レベルが69デシベル以上89デシベル未満になったもの 43　言語又はそしゃくの機能に著しい障害を残すもの 44　精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの 45　脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すもの 46　１上肢の３大関節中の２関節の用を全く廃したもの 47　１手の５手指を失ったもの、母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み３手指若しくは４手指を失ったもの 48　１手の５手指若しくは４手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含み３手指の用を全く廃したもの 49　１下肢の３大関節中の２関節の用を全く廃したもの 50　10足指を失ったもの又は10足指の用を全く廃したもの 51　10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く廃したもの

備考

１　身体障害

この表に掲げる身体障害は、いずれも、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

２　眼の障害

ア　視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。

イ　「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。

３　耳の障害

ア　聴力はオージオメーターによって測定するものとします。

イ　「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。

４　言語、そしゃくの障害

ア　「言語の機能を全く廃したもの」とは、音声又は言語をそう失したものをいいます。

イ　「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声又は言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。

ウ　「そしゃくの機能を全く廃したもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。

エ　「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食又はこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることが

できないものをいいます。

5　精神、神経、胸腹部臓器の障害

ア　「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。

イ　「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。

ウ　「精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、又はこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。

6　脊柱の障害

ア　「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。

イ　「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいいます。

7　上肢の障害

ア　「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、又は上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

イ　「上肢の用を全く廃したもの」とは、３大関節（肩関節、肘関節及び手関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。

ウ　「関節の用を全く廃したもの」とは、関節が強直し、又は拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の４分の１以下に制限されたものをいいます。

8　手指の障害

ア　「手指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

イ　「手指の用を全く廃したもの」とは、手指を末節の２分の１以上で失ったもの又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいいます。

9　下肢の障害

ア　「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、又は下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

イ　「下肢の用を全く廃したもの」とは、３大関節（股関節、膝関節及び足関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。

ウ　「関節の用を全く廃したもの」とは、上肢の場合と同様とします。

10　足指の障害

ア　「足指を失ったもの」とは、足指を基節の２分の１以上で失ったものをいいます。

イ　「足指の用を全く廃したもの」とは、第１足指にあっては、末節の２分の１以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったもの又は足指の中足指節関節若しくは近位指節間関節に完全強直若しくは完全拘縮を残すものをいいます。

(2)　前号の表に掲げる身体障害のうち、第１級の４から13まで、第２級の25及び26並びに第３級の50及び51の身体障害は、１の不慮の事故によるものであって、当該傷害が生じた身体の同一部位に既に存する同号の表に掲げる身体障害に加重して生じたものでないものに限ります。

(3)　第１号の表に掲げる身体障害のうち、第１級の３、第２級の22及び第３級の44の身体障害は、これらの身体障害以外の同号の表に掲げる身体障害に該当するものを含まないものとします。

別表第３　特定要介護状態

特定要介護状態とは、常時の介護を要する次のいずれかの身体障害の状態をいいます。

(1)　日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のアに該当し、かつ、イからオまでのうちいずれか３つ以上に該当する状態

ア　歩行できない

イ　排尿便の後始末が自分ではできない

ウ　食事が自分ではできない

エ　衣服の着脱が自分ではできない

オ　入浴が自分ではできない

備考

1　「歩行できない」とは、杖、装具等の使用及び他人の介助によっても歩行できず、常時ベッド周辺の生活であることをいいます。

2　「排尿便の後始末が自分ではできない」とは、自分で大小便の排せつ後のふきとり始末ができないため、他人の介助を要することをいいます。

3　「食事が自分ではできない」とは、食器類又は食物を選定、工夫しても、自分で食事ができないため、他人の介助を要することをいいます。

4　「衣服の着脱が自分ではできない」とは、衣服等を工夫しても、自分で衣服の着脱ができないため、他人の介助を要することをいいます。

5　「入浴が自分ではできない」とは、浴槽等を工夫しても、自分で浴槽の出入り又は体の洗い流しができないため、他人の介助を要することをいいます。

(2)　医師により器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態で、次の見当識障害のいずれかに該当する状態

ア　時間の見当識障害が常時あること。
イ　場所の見当識障害があること。
ウ　人の見当識障害があること。
備考
1　「医師により器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(1)及び(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。
(1) 脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること
(2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
2　前1の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」及び「器質的障害」とは、次のとおりとします。
(1)「器質性認知症」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類番号
老年痴呆、単純型	290.0
初老期痴呆	290.1
老年痴呆、抑うつ型及び妄想型	290.2
急性錯乱状態を伴う老年痴呆	290.3
動脈硬化性痴呆	290.4
他に分類された状態における痴呆	294.1

昭和54年版以後の厚生省（平成13年1月6日以降は厚生労働省）大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。
(2)「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因又は障害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。
3　「意識障害」とは、周囲に対して適切な注意を払い、外部からの刺激を的確に受け取り、対象を認知する能力に障害が生じていることをいいます。
4　「時間の見当識障害」とは、季節又は朝、昼及び夜が分からないことをいいます。
5　「場所の見当識障害」とは、現在自分が住んでいる場所又は現在自分がいる場所が分からないことをいいます。
6　「人の見当識障害」とは、日頃接している家族又は日頃接している周囲の人間が分からないことをいいます。

別表第4　薬物依存
「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬又は幻覚薬等を含みます。

別表第5　病院又は診療所
「病院又は診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。
(1) 医療法に定める日本国内にある病院又は患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫又は打撲に関し施術を受けるため、会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。ただし、介護保険法に定める介護老人保健施設は含みません。
(2) 前号の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

別表第6　入院
「入院」とは、医師（会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じとします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じとします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表第7　手術保険金の支払対象となる手術及び支払倍率
手術保険金の支払対象となる手術及び支払倍率は、次のとおりとします。

体の部位等	支払対象となる手術の種類	支払倍率
皮膚	1　植皮術（植皮の面積が25cm²未満の手術を除く。受容者に限る。）	10倍
乳房	2　乳房切断術	40倍
	3　乳腺全摘出術	20倍
筋骨	4　頭蓋骨観血手術（5又は6に該当する手術を除く。）	20倍
	5　鼻骨観血手術	10倍
	6　上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴う手術を除く。）	20倍
	7　脊椎観血手術	20倍
	8　骨盤・股関節観血手術	20倍
	9　鎖骨・肩甲骨・肋骨・胸骨観血手術	10倍
	10　四肢切断術（手指・足指の手術を除く。）	20倍
	11　切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴う手術に限る。）	20倍
	12　四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指の手術を除く。）	10倍
	13　骨移植術（受容者に限る。）	10倍
	14　骨髄炎・骨結核・骨腫瘍手術（膿瘍の単なる切開を除く。）	10倍
	15　筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指の手術及び筋炎・結節腫・粘液腫手術を除く。）	10倍

呼吸器・胸部	16　慢性副鼻腔炎根本手術	10倍
	17　喉頭全摘除術	40倍
	18　喉頭部分切除術、喉頭形成術	10倍
	19　気管・気管支の手術（開胸を伴う手術に限る。）	20倍
	20　肺・胸膜の手術（開胸を伴う手術に限る。）	20倍
	21　胸郭形成術	20倍
	22　縦隔腫瘍摘出術（開胸を伴う手術に限る。）	40倍
循環器	23　大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	40倍
	24　静脈瘤根本手術	10倍
	25　その他の観血的血管形成術（手指・足指の手術及び血液透析外シャント形成術を除く。）	20倍
	26　心膜切開・縫合術（開胸を伴う手術に限る。）	20倍
	27　直視下心臓内手術	40倍
	28　体内用ペースメーカー埋込術（開胸を伴う手術に限る。）	20倍
消化器・腹部	29　舌全摘除術	40倍
	30　耳下腺・顎下腺腫瘍摘出術	10倍
	31　食道離断術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	40倍
	32　その他の食道の手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	33　胃切除術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	40倍
	34　その他の胃の手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	35　肝切除術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	40倍
	36　その他の肝臓観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	37　胆嚢・胆道観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	38　膵臓観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	39　脾臓観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	40　腹膜炎観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	41　ヘルニア根本手術	10倍
	42　虫垂切除術	10倍
	43　直腸脱根本手術	20倍
	44　その他の腸・腸間膜の手術（開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	45　痔瘻・脱肛・痔核根本手術	10倍
泌尿器	46　腎移植術（受容者に限る。）	40倍
	47　その他の腎臓・腎盂観血手術（経尿道的操作を除く。）	20倍
	48　尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作を除く。）	20倍
	49　尿道形成術（経尿道的操作を除く。）	10倍
	50　尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作を除く。）	20倍
性器	51　陰茎切断術	40倍
	52　睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢観血手術	20倍
	53　前立腺観血手術（経尿道的操作を除く。）	20倍
	54　帝王切開娩出術	10倍
	55　子宮外妊娠手術	20倍
	56　子宮全摘除術	40倍
	57　子宮の手術（開腹を伴う手術に限る。54、55又は56に該当する手術を除く。）	20倍
	58　その他の子宮観血手術（人工妊娠中絶術を除く。）	10倍
	59　卵巣・卵管の手術（開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	60　その他の卵巣・卵管観血手術	10倍
	61　膣脱観血手術	10倍
内分泌器	62　下垂体腫瘍摘除術	40倍
	63　甲状腺観血手術	10倍
	64　副腎摘除術（開腹を伴う手術に限る。）	20倍
神経	65　頭蓋内観血手術（開頭を伴う手術に限る。）	40倍
	66　神経観血手術（手指・足指の手術及び神経ブロックを除く。）	20倍
	67　観血的脊髄腫瘍・脊髄血管腫摘出術	40倍
	68　脊髄硬膜内外観血手術	20倍
視器	69　涙小管形成術	10倍
	70　涙嚢鼻腔吻合術	10倍
	71　結膜嚢形成術	10倍
	72　角膜移植術	10倍
	73　観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10倍
	74　虹彩観血手術	10倍
	75　緑内障観血手術	20倍
	76　白内障・水晶体観血手術	20倍
	77　硝子体観血手術	20倍

	78　網膜剥離症観血手術	20倍
	79　眼球摘除術・組織充填術	20倍
	80　眼窩腫瘍摘出術	20倍
	81　眼筋移植術	10倍
	82　レーザー・冷凍凝固による眼球の手術	10倍
聴器	83　鼓膜・鼓室形成術	20倍
	84　乳様洞削開術	10倍
	85　中耳根本手術	20倍
	86　内耳観血手術	20倍
	87　聴神経腫瘍摘出術	40倍
新生物	88　悪性新生物摘出術	40倍
	89　悪性新生物温熱療法	10倍
	90　その他の悪性新生物手術	20倍
	91　新生物根治放射線照射（一連の照射をもって50グレイ以上の照射を受けた場合に限る。）	10倍
その他	92　その他の開頭を伴う手術（穿頭を伴う手術を含む。）	20倍
	93　その他の開胸又は開腹を伴う手術	10倍
	94　内視鏡、血管カテーテル又はバスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器・四肢の手術（検査・処置を除く。）	10倍
	95　衝撃波による体内結石破砕術	10倍

備考

1　手術とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除等の操作を加えることをいい、上表の手術番号１～95を指します。吸引、穿刺、抜釘又は抜糸等の操作又は処置及び神経ブロックは除きます。

2　開頭を伴う手術とは、頭蓋腔を開き、露出した状態で、頭蓋腔内に操作を加える手術をいいます。
　なお、頭蓋腔とは、頭蓋骨によって、形成される脳頭蓋の腔（眼窩、前頭洞、乳様洞、鼓室及び蝶形骨洞を除きます。）をいいます。

3　開胸を伴う手術とは、胸腔を開き、露出した状態で、胸腔内に操作を加える手術をいいます。

4　開腹を伴う手術とは、腹腔を開き、露出した状態で、腹腔内に操作を加える手術をいいます。
　なお、腹腔とは、腹膜腔、腹膜後腔（隙）及び骨盤腔をいいます。

5　１の手術を受けた場合で、その手術が２以上の手術の種類に該当するときは、これらの手術の種類のうち支払倍率が最も高いいずれか１の手術の種類に応じた支払倍率を適用します。ただし、脳、喉頭、胸部臓器、腹部臓器又は四肢の手術（悪性新生物摘出術を除きます。）のうち内視鏡、血管カテーテル又はバスケットカテーテルによる手術は、94の手術の種類に応じた支払倍率（10倍）を適用します。

6　82、89、91、94及び95の手術の種類に該当する手術において、１の不慮の事故による入院に係るものについては、１回の支払を限度とします。

別表第８　通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療によっては治療の目的を達することができないため、病院等（患者を収容する施設を有しないものを含みます。）において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

別表第９　療養

療養とは、次のいずれかの状態をいいます。ただし、入院及び通院に係るものを除きます。

(1) 医師の治療を受けること。

(2) 医師の指示に基づき静養すること（前号に該当する場合を除きます。）。

別表第10　基本契約の変更に伴う特約の変更

(1) 第27条の規定によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。

ア　年齢の誤りの処理により基本契約の保険期間又は保険料払込期間の終期が変更されたとき。

イ　年齢又は性別の誤りの処理により基本契約の保険金額（年金保険の基本契約にあっては、年金額（介護割増年金額を除きます。））が減額更正されたとき。

ウ　保険料払済契約への変更があったとき。

エ　基本契約の保険期間又は保険料払込期間が短縮されたとき。

オ　基本契約において、年金支払事由発生日を繰り上げる契約変更があったとき。

カ　基本契約において、年金支払事由発生日を繰り下げる契約変更があったとき。

キ　据置定期年金保険の基本契約において、年金支払期間を延長する契約変更があったとき。

ク　即時型の年金保険への変更があったとき。

ケ　夫婦特約が付加された夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において、主たる被保険者が死亡した場合（その者に係る保険金が支払免責になる場合に限ります。）において基本契約の保険金額又は年金額が減額されたとき。

コ　アからケまでのほか、基本契約の保険金額又は年金額（介護割増年金額及び育英年金額を除きます。）が減額されたとき。

(2) 基本契約について、前号ウの事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込むことを要しません。

(3) 基本契約について、第１号エからクまでのいずれかの事由が生じたときは、この特約の保険期間又は保険料払込期間

の終期もその基本契約の保険期間（年金保険の基本契約にあっては、年金支払期間）又は保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。この場合において、同号クの事由が生じたときは、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込むことを要しません。

(4) 基本契約について、第１号に掲げる事由が生じたときは、会社の定めるところにより、特約保険料額又は特約保険金額を更正又は減額します。

別表第11　必要書類

(1) 特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要な書類は、次の表に掲げるものとします。

ア　特約保険金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
入院保険金の支払（第13条関係）	特約保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　保険契約者及び被保険者が職域である団体、職域取扱団体に係る構成員又はその退職者等であることを証明するに足りる書類（職域保険の基本契約に付加された特約に限ります。） 4　主たる被保険者及び配偶者である被保険者の婚姻関係を証明するに足りる書類（夫婦特約に限ります。） 5　会社所定の医師の診断書 6　被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類（傷害による入院保険金の支払請求をする場合に限ります。） 7　特約保険金受取人の戸籍抄本 8　特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 9　保険証券
手術保険金の支払（第13条関係）	特約保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　特約保険金受取人の戸籍抄本 5　特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
通院療養給付金の支払（第13条関係）	特約保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　特約保険金受取人の戸籍抄本 5　特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券

イ　特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約保険料の払込免除（第10条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
夫婦特約における主たる被保険者の死亡等による特約保険料の払込免除（第11条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の死亡証明書又は会社所定の医師の診断書 4　傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除（第12条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券

ウ　特約の返戻金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
解除若しくは解約又は失効（第24条第２項第５号の規定による失効を除きます。）による特約	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券

の返戻金の支払（第24条、第35条関係）		
第24条第２項第５号の失効による特約の返戻金の支払（第31条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　配偶者である被保険者の資格喪失の事実及びその年月日を証明するに足りる書類 3　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4　保険証券
被保険者の死亡（第35条に該当する場合に限ります。）による特約の返戻金の支払（第35条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4　保険証券

エ　その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第７条関係）	保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人	1　その旨を記載した請求書 2　保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
未経過期間に対する特約保険料の払戻し（第８条関係）	保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
特約の変更（第28条、第30条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
特約の解約（第34条関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
無効保険料の払戻し（第36条関係）	保険契約者	1　その旨を記載した請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
特約の復活（第37条関係）	保険契約者	1　会社所定の申込書 2　保険証券
特約契約者配当金の支払（第42条関係）	保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券

(2) 会社は、前号の書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、同号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

疾病入院特約条項

（平成19年10月１日制定）

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　特約の責任開始（第３条）
第３章　特約保険料の払込み（第４条－第８条）
第４章　特約保険料の払込免除（第９条－第12条）
第５章　特約保険金の支払（第13条－第21条）
第６章　告知義務及び告知義務違反等による特約の解除（第22条－第27条）
第７章　特約の無効（第28条・第29条）
第８章　特約の失効（第30条）
第９章　保険契約者の代表者（第31条）
第10章　特約の契約関係者の異動（第32条）
第11章　特約の変更（第33条－第37条）
第12章　加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理（第38条・第39条）
第13章　特約の解約（第40条）
第14章　特約の返戻金の支払及び無効保険料の払戻し（第41条・第42条）
第15章　特約の復活（第43条－第46条）
第16章　特約契約者配当（第47条・第48条）
第17章　譲渡禁止（第49条）
第18章　控除支払（第50条）
第19章　特約保険金の支払の請求等（第51条・第52条）
第20章　契約内容の登録（第53条）
第21章　特則（第54条－第56条）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この特約条項は、疾病入院特約について定め、疾病入院特約は、被保険者が疾病にかかったときは、その疾病を直接の原因とする病院等への入院、特定の手術又は病院等への通院若しくは療養に対し、それぞれ入院保険金、手術保険金又は通院療養給付金の支払をするものとします。

（特約の付加）

第２条　この特約は、基本契約の締結の際に又はその締結後に、会社の定めるところにより、基本契約に付加することができるものとします。

第２章　特約の責任開始

（特約の責任開始）

第３条　基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始時は、この特約が付加された基本契約の責任開始時と同一とします。

２　前項の会社の責任開始の日をこの特約の契約日とします。

３　この特約の保険期間は、前項の特約の契約日から起算し、この特約が付加された基本契約に係る保険期間又は年金支払期間の終期までとします。

４　この特約の申込みを承諾したときは、保険証券を保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

第３章　特約保険料の払込み

（基本保険料の払込みを要する場合の特約保険料の払込み）

第４条　特約保険料は、この特約が付加された基本契約の保険料（以下「基本保険料」といいます。）の払込みを要する場合においては、基本保険料の払込方法（経路）に従い、基本保険料と合わせてこれと同一月分を払い込むことを要します。

２　特約保険料の払込時期及び猶予期間は、基本保険料の払込時期及び猶予期間と同一とします。

（基本保険料の払込みを要しない場合の特約保険料の払込み）

第５条　基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、保険契約者は、会社の定めるところにより、その基本契約の普通保険約款の定める保険料の払込方法（経路）を選択することができます。この場合において、保険契約者による払込方法（経路）の変更及び会社による払込方法（経路）の変更については、普通保険約款の定めるところによります。

２　前項の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の払込方法（経路）を選択することを要します。この場合においては、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込むことを要します。

３　前２項の特約保険料は、１年分以上（１年に満たない月数分の特約保険料を払い込むことによって特約保険料の払込みを要しないこととなる特約にあっては、その月数分）を前納することを要します。

（特約保険料の振替貸付）

第６条　基本保険料について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料と同一月分の特約保険料についても、基本契約の普通保険約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。

（特約保険料の前納払込み）

第７条　保険契約者は、会社の定めるところにより、特約保険料の全部又は一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。

2　前項の規定により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日（特約の契約日から起算した１か月ごとの応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日）をいいます。以下同じとします。）ごとに特約保険料の払込みに充当します。
3　特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（基本契約の死亡保険金又は満期保険金と同時に支払う場合にあっては、基本契約に係る死亡保険金受取人又は満期保険金受取人）に払い戻します。
4　第１項の規定により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、やむを得ない事由があるときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合において、会社がその請求を認めたときは、会社の定めるところにより、その取消しをした期間に対する特約保険料を保険契約者に払い戻します。
5　保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第12に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

（未経過期間に対する特約保険料の払戻し）

第８条　特約保険料を払い込んだ後、次に掲げる事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日以降の期間に係る特約保険料の全部又は一部について払込みを要しないこととなったときは、会社の定めるところにより、その払込みを要しないこととなった期間に対する特約保険料を保険契約者に払い戻します。
(1)　特約の消滅
(2)　特約保険料の払込免除
(3)　特約の保険期間又は保険料払込期間の短縮
(4)　特約保険料額の減額
(5)　特約の保険料払済契約への変更
2　前項の場合において、払い戻す特約保険料は、基本契約の死亡保険金又は満期保険金と同時に支払う場合にあっては、同項の規定にかかわらず、基本契約に係る死亡保険金受取人又は満期保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその特約保険料を受け取る旨の意思表示をしたときは、これを保険契約者に払い戻します。

第４章　特約保険料の払込免除

（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）

第９条　基本保険料（介護割増年金付終身年金保険に係る基本保険料を除きます。）が払込免除とされたときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、基本保険料が払込免除となった直接の原因が、この特約の責任開始時前に生じたものであるとき、又はこの特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病又は不慮の事故（別表第１に定めるものをいいます。以下同じとします。）により受けた傷害であるときは、特約保険料を払込免除としません。

（身体障害による特約保険料の払込免除）

第10条　次の場合には、この特約の将来の特約保険料（第２号及び第３号の場合には、第１号に規定する身体障害の状態になった被保険者に係る将来の特約保険料に限ります。）を払込免除とします。
(1)　基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者（夫婦特約（主たる被保険者及び配偶者である被保険者をこの特約の被保険者とするものをいいます。以下同じとします。）にあっては、主たる被保険者）がこの特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に別表第２の身体障害等級表に掲げる第１級、第２級又は第３級の身体障害の状態になったとき。
(2)　夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された夫婦特約において、配偶者である被保険者がこの特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に前号に規定する身体障害の状態になったとき。
(3)　この特約が据置終身年金保険、介護割増年金付終身年金保険、据置定期年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に第１号に規定する身体障害の状態になったとき。
2　前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより同項に規定する身体障害の状態になった場合、又は同項に規定する傷害がこの特約の失効後その復活までに被保険者が不慮の事故により受けたものである場合には、適用しません。
(1)　保険契約者、被保険者又は基本契約において保険契約者が指定した死亡保険金受取人の故意又は重大な過失
(2)　被保険者（夫婦特約にあっては、当該身体障害の状態になった被保険者に限ります。次号から第６号までにおいて同じとします。）の犯罪行為
(3)　被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
(4)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
(5)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
(6)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故
3　被保険者が次のいずれかにより第１項に規定する身体障害の状態になった場合で、その原因により当該身体障害の状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。
(1)　地震、噴火又は津波
(2)　戦争その他の変乱

（夫婦特約における主たる被保険者の死亡等による特約保険料の払込免除）

第11条　夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された夫婦特約において、基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合に、基本保険料の払込免除後この特約の保険料払込期間中に主たる被保険者が死亡し、又はかかった疾病若しくは受けた傷害により別表第２の身体障害等級表に掲げる第１級の身体障害の状態（以下「重度障害の状態」といいます。）になったときは、将来の特約保険料を払込免除とします。
2　前項の規定は、主たる被保険者の死亡の直接の原因がこの特約の責任開始時前に生じた場合、同項に規定する疾病若しくは傷害がこの特約の失効後その復活までに主たる被保険者がかかった若しくは受けたものである場合又は主たる被保険者が第１号の規定により死亡し、若しくは第２号の規定により重度障害の状態になった場合には、適用しません。
(1)　この特約又は復活の責任開始の日から起算して３年を経過する前の自殺

(2) 主たる被保険者又は配偶者である被保険者の故意

3　主たる被保険者が戦争その他の変乱により死亡し、又は重度障害の状態になった場合で、その原因により死亡し、又は重度障害の状態になった主たる被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

（介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除）

第12条　介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約において、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める特約保険料を払込免除とします。

(1) 基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後においてかかった疾病又は不慮の事故により受けた傷害により重度障害の状態になったとき　この特約の将来の特約保険料

(2) 被保険者がこの特約の責任開始時以後に疾病にかかり、又は不慮の事故により傷害を受け、その疾病又は傷害を直接の原因として特定要介護状態（別表第３に定めるものをいいます。以下同じとします。）になり、かつ、その特定要介護状態になった日から起算して特定要介護状態がこの特約の保険期間中に180日以上継続したとき　その特定要介護状態になった日以後のこの特約の特約保険料

2　前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより重度障害の状態になった場合若しくは特定要介護状態が180日以上継続した場合又は同項に規定する疾病若しくは傷害がこの特約の失効後復活までに被保険者がかかった若しくは不慮の事故により受けたものである場合には、適用しません。

(1) 保険契約者、被保険者又は基本契約において保険契約者が指定した死亡保険金受取人の故意又は重大な過失
(2) 被保険者の犯罪行為
(3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故
(7) 被保険者の薬物依存（別表第４に定めるものをいいます。以下同じとします。）（前項第２号の場合に限ります。）

3　被保険者が次のいずれかにより重度障害の状態になった場合又は特定要介護状態が180日以上継続した場合で、その原因により重度障害の状態になった又は特定要介護状態が180日以上継続した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

(1) 地震、噴火又は津波
(2) 戦争その他の変乱

第５章　特約保険金の支払

（特約保険金の支払）

第13条　この特約の特約保険金の支払については、次のとおりとします。

保険金	支払事由	支払額	特約保険金受取人
入院保険金	被保険者がこの特約の責任開始時以後（この特約の保険期間中に限ります。）に疾病にかかり、その疾病を直接の原因として当該保険期間中に別表第５に定める病院又は診療所（以下「病院等」といいます。）に入院（別表第６に定めるものをいいます。以下同じとします。）し、かつ、その入院期間（入院の初日を算入します。）の日数が５日以上となったとき。ただし、その入院期間のうち、入院の初日から起算して４日間の入院期間に対しては、入院保険金を支払いません。	1　この特約の契約日から起算して１年を経過する前に入院を開始したとき　入院１日について特約保険金額の0.5/1000に相当する金額 2　この特約の契約日から起算して１年を経過し２年を経過する前に入院を開始したとき　入院１日について特約保険金額の1/1000に相当する金額 3　この特約の契約日から起算して２年を経過した後に入院を開始したとき　入院１日について特約保険金額の1.5/1000に相当する金額	被保険者
手術保険金	被保険者が、前欄の規定により支払われる入院（入院の初日から起算して４日間の入院を含み、入院保険金の支払われる入院期間の経過後もなお継続して入院している場合にあっては、その期間の入院を含みます。以下「疾病入院」といいます。）中にその入院の原因となった疾病により別表第７の手術を受けたとき	入院１日について支払われる入院保険金額に別表第７に掲げる手術の種類に応じ同表に定める支払倍率を乗じて得た金額	被保険者
通院療養給付金	被保険者が、疾病入院を60日以上継続し、その退院後（疾病入院を60日以上継続し、他の原因により引き続き入院した場合においては、その退院後）も引き続きその入院の原因となった疾病により病院等に通院（別表第８に定めるものをいいます。）が必要なとき又は一定の療養（別表第９に定めるものをいいます。）が必要なとき	1　入院期間が60日以上のとき（次の２に該当する場合を除きます。）　特約保険金額の１％に相当する金額 2　入院期間が120日以上のとき　特約保険金額の２％に相当する金額	被保険者

2　前項の場合において、直接の因果関係のある２以上の疾病は、１の疾病とみなします（以下同じとします。）。

（入院期間の日数の計算）

第14条　前条第１項の表の入院保険金の支払事由の欄において、１の疾病により２回以上入院し、かつ、これらの入院期間（入院の初日を含みます。第３項において同じとします。）の日数の合計が５日以上となるときは、これらの入院のうち入院期間が５日に満たないものがあっても、その入院について前条第１項に規定する入院保険金を支払います。

２　前項の場合において、１の疾病による２以上の入院のうち１の入院がその直前における入院の終了後１年を経過した後になされたときは、その入院以後の入院は新たな疾病によるものとして入院日数を計算します（第18条において同じとします。）。

３　前条第１項の表の入院保険金の支払事由の欄に規定する入院期間のうち、入院保険金を支払わない４日間の入院期間については、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める日から起算して計算するものとします。

(1)　１の疾病により２回以上入院した場合（前項の場合を除きます。）　初回の入院の初日

(2)　入院期間の全部又は一部が２以上の疾病によるものである場合　入院期間を通算して、その入院期間のうち、入院の初日

（入院保険金の支払の特則）

第15条　前２条の場合において、入院保険金を支払うべき入院が２以上の疾病によるものであるときは、その２以上の疾病による入院期間（入院の初日を含みます。）については、それらの疾病のうち１の疾病による入院に対する入院保険金のみを支払います。この場合において、支払う入院保険金の額は、それらの疾病による入院保険金額（第19条の規定による入院保険金を支払う場合にあっては、その入院保険金額）のうちその額が最も多い入院保険金額とします。

２　前項の規定による入院保険金の支払は、２以上の疾病による入院についてそれぞれ入院保険金の支払をしたものとみなして第18条第２項の規定を適用します。

（手術保険金の支払の特則）

第16条　第13条第１項の表の手術保険金の支払事由の欄の場合において、被保険者が、同時期に２種類以上の手術を受けたときは、これらの手術のうち支払倍率が最も高いいずれか１種類の手術に限り手術保険金を支払います。

（通院療養給付金の支払の特則）

第17条　第13条第１項の表の通院療養給付金の支払事由の欄の場合において、１の疾病により２以上の通院療養給付金の支払事由が生じたときは、同項の表の通院療養給付金の支払事由の欄の規定による通院療養給付金額のうちその額が最も多いいずれか１の通院療養給付金を支払います。

２　前項の場合において、第13条第１項の表の通院療養給付金の支払額の欄１に規定する通院療養給付金の支払後に同欄２に規定する通院療養給付金の支払事由が生じたときは、同欄１に規定する通院療養給付金の支払は同欄２に規定する通院療養給付金の一部の支払とみなして、同欄２に規定する通院療養給付金額から同欄１に規定する通院療養給付金額を差し引いた残額を支払います。

３　第13条第１項の表の通院療養給付金の支払事由の欄の場合において、入院期間の全部又は一部が２以上の疾病によるものとなるときは、同項の規定による通院療養給付金額のうちその額が最も多いいずれか１の通院療養給付金を支払います。

４　前項の場合においては、当該疾病についてそれぞれ通院療養給付金の支払をしたものとみなして第１項の規定を適用します。

（特約保険金の支払限度）

第18条　特約保険金の支払額は、通算して、特約保険金額をもって限度とします。

２　入院保険金の支払額は、１の疾病による入院については、120日分をもってその限度とします。

（復活した場合の入院保険金の削減）

第19条　被保険者がこの特約の復活日（第45条に定める復活日をいいます。以下同じとします。）から起算して６か月を経過する前に疾病（会社所定の感染症（別表第10に定める感染症をいいます。）を除きます。）を直接の原因として病院等に入院した場合において、その入院がこの特約の契約日から起算して２年を経過した後のものであるときは、第13条第１項の入院保険金は、入院１日について特約保険金額の1/1000に相当する金額に削減して支払います。

（特約保険金の支払免責等）

第20条　被保険者が次のいずれかにより第13条第１項の規定に基づき、疾病を直接の原因として入院保険金、手術保険金又は通院療養給付金（以下この条において「疾病による特約保険金」といいます。）の支払事由に該当した場合には、疾病による特約保険金を支払いません。

(1)　保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失

(2)　被保険者（夫婦特約にあっては、当該支払事由に該当した被保険者に限ります。）の薬物依存

２　被保険者が戦争その他の変乱により疾病による特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により疾病による特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、疾病による特約保険金を削減して支払い、又はその支払をしないことがあります。

（保険事故の特例）

第21条　この特約がその責任開始の日から起算して２年以上継続した場合（第23条の規定により会社がこの特約の解除をすることができる場合には、同条の規定によりその解除権が消滅した場合に限ります。）において、被保険者がこの特約の責任開始時前にかかった疾病を直接の原因として、特約保険金の支払事由が発生したときは、当該疾病を被保険者がこの特約の責任開始時以後にかかったものとみなして、第13条第１項の表の入院保険金の支払事由の欄、同項の表の手術保険金の支払事由の欄又は同項の表の通院療養給付金の支払事由の欄の規定を適用します。

第６章　告知義務及び告知義務違反等による特約の解除

（告知義務）

第22条　保険契約者又は被保険者は、この特約の締結又は復活の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について答えることを要します。

（告知義務違反による特約の解除）

第23条　保険契約者又は被保険者（夫婦特約にあっては、主たる被保険者又は配偶者である被保険者）が、前条の告知の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について悪意又は重大な過失によって事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知り、又は過失によって

これを知らなかったときは、この特約を解除することができません。
2　前項の解除権は、会社が解除の原因を知った時から１か月間これを行わないときは消滅します。この特約がその責任開始の日（復活した特約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して２年以上継続したとき（その期間内に特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた場合において、その特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由について同項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）も、同様とします。

（解除の効果）

第24条　会社は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、その特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由について前条第１項の解除の原因たる事実の存することにより会社がこの特約を解除した場合においても、その特約保険金（その特約保険金の支払事由が発生した後この特約の解除までに発生した特約保険金の支払事由がある場合には、その特約保険金を含みます。以下この条において同じとします。）を支払わず、又は特約保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。ただし、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人において、その特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由の発生の原因が当該解除の原因たる事実に基づかないことを証明したときは、その特約保険金を支払い、又は特約保険料を払込免除とします。

（解除の相手方）

第25条　第23条の規定による特約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。
2　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、特約保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。
3　第23条第２項に規定する１か月の期間は、保険契約者若しくはその法定代理人又は前項の場合における被保険者、特約保険金受取人若しくはそれらの法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときは、これらの者の所在が知れた時から起算します。

（重大事由による特約の解除）

第26条　会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
(1)　保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が特約保険金（特約保険料の払込免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類及び保険金の名称の如何を問いません。以下この項において同じとします。）を詐取する目的又は他人に特約保険金を詐取させる目的で保険事故を招致（未遂を含みます。）した場合。
(2)　特約保険金の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為があった場合。
(3)　他の保険契約との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
(4)　その他この特約を継続することを期待しえない第１号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
2　会社は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社がこの特約を解除した場合においても、その特約保険金を支払わず、又は特約保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。
3　第１項の規定によるこの特約の解除については、前条第１項及び第２項の規定を準用します。

（加入限度額超過による特約の解除）

第27条　会社は、この特約の特約保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの特約保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
2　会社は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社がこの特約を解除した場合においても、その特約保険金を支払わず、又は特約保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。
3　第１項の規定によるこの特約の解除については、第25条第１項及び第２項の規定を準用します。

第７章　特約の無効

（詐欺による特約の無効）

第28条　保険契約者又は被保険者の詐欺により特約の締結又は復活が行われたときは、その特約又は復活は、無効とします。

（不法取得目的による特約の無効）

第29条　保険契約者が特約保険金（特約保険料の払込免除を含みます。以下この条において同じとします。）を不法に取得する目的又は他人に特約保険金を不法に取得させる目的をもって、この特約の締結又は復活を行ったときは、その特約又は復活は、無効とします。

第８章　特約の失効

（特約の失効）

第30条　この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。
(1)　基本契約がその効力を失ったとき。
(2)　保険契約者が特約保険料を払い込まないで特約保険料の猶予期間を経過したとき。
(3)　特約保険金の支払額が特約保険金額の支払額の限度に達したとき（夫婦特約にあっては、主たる被保険者及び配偶者である被保険者のそれぞれに係る特約保険金額の支払額の限度に達したとき。）。
(4)　第33条の規定により特約保険金額が更正された場合（年齢又は性別の誤りの処理及び貸付金の弁済に代える保険金額又は年金額の減額に伴うものを除きます。）において、更正後の特約保険金額がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。

(5) 夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約に付加された主たる被保険者のみをこの特約の被保険者とする特約において、主たる被保険者が死亡したとき（夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより死亡保険金を支払うとき及び夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより年金支払事由発生日前に死亡保険金を支払うときを含みます。次項第１号において同じとします。）。

2　夫婦特約においては、第１号又は第２号に該当する場合には夫婦特約のうち主たる被保険者に係る部分、第３号から第６号までのいずれかに該当する場合には夫婦特約のうち配偶者である被保険者に係る部分は、その効力を失います。

(1) 主たる被保険者が死亡したとき。

(2) 主たる被保険者に係る特約保険金の支払額が特約保険金額の支払額の限度に達したとき。

(3) 配偶者である被保険者が死亡したとき（夫婦保険の基本契約において配偶者である被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより死亡保険金を支払うとき及び夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において配偶者である被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより年金支払事由発生日前に死亡保険金を支払うときを含みます。）。

(4) 配偶者である被保険者に係る特約保険金の支払額が特約保険金額の支払額の限度に達したとき。

(5) 配偶者である被保険者が被保険者の資格を失ったとき。

(6) 基本契約の保険の種類を据置終身年金保険に変更したとき。

3　前項の場合においては、会社の定めるところにより、特約保険料額又は特約保険金額を更正し、次に掲げる場合であって会社の定める額の特約の返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

(1) 夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加した夫婦特約において、前項第１号（第９条、第10条第２項又は第11条第２項の規定により払込免除とならない場合に限ります。）に該当したとき。

(2) 夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加した夫婦特約において、前項第２号に該当したとき。

第９章　保険契約者の代表者

（保険契約者の代表者）

第31条　この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。

2　前項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者の１人に対してした行為は、他の者に対しても、その効力を有します。

3　この特約について保険契約者が２人以上あるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯とします。

第10章　特約の契約関係者の異動

（特約の保険契約者の変更）

第32条　この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。

第11章　特約の変更

（基本契約の変更に伴う特約の変更）

第33条　別表第11の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。

2　前項の場合において、既に払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。

3　第１項の規定による特約の変更は、別表第11に定める一定の事由に係る基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。

4　前項の規定により第１項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

（特約保険金額の減額変更）

第34条　特約保険料の払込方法（回数）を分割払とする特約においては、保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。ただし、次に掲げる場合には、その変更を請求することはできません。

(1) この特約の契約日（復活した特約にあっては、その復活日）から起算して２年を経過していないとき。

(2) 特約保険金額の減額変更後２年（夫婦特約において、主たる被保険者に係る特約保険金額を減額変更するときにあってはその者に係る特約保険金額の減額変更後２年、配偶者である被保険者に係る特約保険金額を減額変更するときにあってはその者に係る特約保険金額の減額変更後２年）を経過していないとき。

(3) 特約保険料が払込免除とされているとき（夫婦特約を除きます。）。

(4) 夫婦特約において、主たる被保険者に係る特約保険料が払込免除とされているときにあってはその者に係る特約保険金額を、配偶者である被保険者に係る特約保険料が払込免除とされているときにあってはその者に係る特約保険金額を減額しようとするとき。

(5) この特約の残存保険料払込期間が１年に満たないとき（職域保険の基本契約に付加されたものを除きます。）。

(6) 減額後の特約保険金額がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。

(7) 減額後の特約保険金額が10万円（終身年金保険付終身保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された特約にあっては、100万円）の倍数でないとき。

2　保険契約者が第１項の請求をしようとするときは、別表第12に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3　第１項本文の場合においては、会社の定めるところにより、特約保険料額を更正します。

4　第１項の変更は、月ごとの契約応当日（保険期間の満了する日を含みます。以下同じとします。）に変更の請求があった場合にあってはその時（保険期間を更新するときは更新日）に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日（保険期間を更新するときは更新日）にその効力を生じます。ただし、月ごとの

契約応当日以外の日に変更の請求があった場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに特約保険料が払込免除となったときは、その変更の効力（夫婦特約にあっては、その払込免除とされた者に係る部分の減額変更の効力）は、生じないものとします。

5　前項本文の規定により第１項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

（特約保険金の支払額通算の特則）

第35条　前２条の規定により、特約保険金額が更正された場合において、特約保険金額の更正前に既に支払った又は支払うべき特約保険金がある場合には、第17条第２項又は第18条第１項の規定による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約保険金額に対する変更後の特約保険金額の割合により更正されたものとします。

（夫婦特約の変更）

第36条　保険契約者は、夫婦特約を主たる被保険者のみを被保険者とするこの特約に変更するための特約の変更を請求することができます。この場合においては、会社の定めるところにより、特約保険料額を更正します。

2　夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約に付加された夫婦特約にあっては、その基本契約の年金支払事由発生日が到来しているときは、前項の変更を請求することができません。

3　保険契約者が第１項の請求をしようとするときは、別表第12に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

4　第１項の変更は、月ごとの契約応当日に変更の請求があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに主たる被保険者又は配偶者である被保険者に係る特約保険料が払込免除となったときは、その変更の効力は、生じないものとします。

5　前項本文の規定により第１項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

（特約の契約変更の特則）

第37条　保険契約者は、第34条及び前条の変更のほか、契約変更に関する特則の定めるところにより、この特約の変更の申込みをすることができます。

第12章　加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理

（特約の加入年齢の計算）

第38条　この特約の契約日における被保険者の年齢は、この特約が付加された基本契約の普通保険約款の定めるところにより計算します。

（年齢又は性別の誤りの処理）

第39条　保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢又は性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、この特約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢又は性別に基づいてこの特約を締結したものとして、会社の定めるところにより、加入限度額を上限として特約保険金額を更正します。この場合において、既に払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

第13章　特約の解約

（特約の解約）

第40条　保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。

2　保険契約者が前項の解約をしようとするときは、別表第12に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3　第１項の解約は、月ごとの契約応当日に解約の通知があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に解約の通知があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、この特約を基本契約の締結後に付加した場合においては、この特約について、その契約日の属する月に解約の通知があった場合には、その解約は、その翌月における基本契約の月ごとの契約応当日に、その効力を生じます。

4　第１項の場合においては、月ごとの契約応当日以外の日にこの特約の解約の通知があった場合において、その通知があった直後の月ごとの契約応当日の前日までに、この特約が付加された基本契約に傷害入院特約を付加する申込みがあった場合において、次のいずれかに該当するときは、その解約は、前項の規定にかかわらず、その申込みをした傷害入院特約の契約日に効力を生じます。

(1)　この特約の特約保険金額とその申込みをした傷害入院特約の特約保険金額の合計額が次のいずれかに該当することとなるとき。

ア　その申込みをした傷害入院特約の契約日における会社の定める特約保険金額の範囲を超えるとき。

イ　特約保険金額の加入限度額を超えるとき。

(2)　この特約が付加された基本契約に疾病傷害入院特約が付加されているとき。

5　第１項の場合においては、月ごとの契約応当日以外の日にこの特約の解約の通知があった場合において、その通知があった直後の月ごとの契約応当日の前日までに特約保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その解約の効力は、生じないものとします。

6　第３項の規定により第１項の解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

第14章　特約の返戻金の支払及び無効保険料の払戻し

（特約の返戻金の支払）

第41条　次に掲げる場合において、特約の返戻金があるときは、保険契約者は、その支払を請求することができます。

(1) 被保険者の死亡（重度障害の状態に該当するに至ったことにより死亡したものとみなされる場合（この特約が付加された基本契約が消滅する場合に限ります。）を含みます。）。ただし、第30条第３項第１号に該当するものを除きます。

(2) この特約の解除又は解約の通知

(3) この特約の失効（第１号又は第30条第３項第１号に該当するもの及び特約保険金額の支払限度に達したことによるものを除きます。）

(4) この特約の変更（特約保険金額又は特約保険料額が更正されるものに限ります。）。ただし、年齢又は性別の誤りの処理による基本契約の変更に伴うものを除きます。

２　前項の特約の返戻金の額は、会社の定めるところにより、この特約の経過した年月数により算出した額とします。この場合において、この特約が付加された基本契約の普通保険約款の規定によりその基本契約の死亡保険金又は責任準備金の額の返戻金を支払うときにあっては、特約の責任準備金（夫婦特約にあっては、死亡した被保険者に係る特約の責任準備金）の額とします。

３　被保険者について既に支払った又は支払うべき特約保険金（以下この項において「既払特約保険金」といいます。）がある場合において、既払特約保険金の額に前項の規定により支払うべき特約の返戻金の額を加えた額が特約保険金額を超えることとなるときは、支払うべき特約の返戻金の額は、前項の規定にかかわらず、特約保険金額から既払特約保険金の額を差し引いた残額に相当する金額とします。

（無効保険料の払戻し）

第42条　この特約又はその復活の全部又は一部が無効である場合において、保険契約者及び被保険者が善意であり、かつ、重大な過失のないときは、保険契約者は、特約保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができます。

第15章　特約の復活

（特約の復活）

第43条　この特約は、基本契約の失効と同時に失効したものに限り、会社の承諾を得て、基本契約の復活に併せて復活することができます。ただし、復活した場合の特約保険金額が加入限度額を超える場合は、その復活をすることができません。

２　保険契約者が前項の復活をしようとするときは、別表第12に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して申し込んでください。

３　前項の場合において、保険契約者は、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額（以下「特約復活払込金」といいます。）の払込みを要します。

（特約復活払込金の分割払込み）

第44条　保険契約者が、基本保険料を払い込まなかった期間の基本保険料に相当する金額について分割払込みを請求するときは、その請求に係る同一月分の特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額についても、分割払込みを請求することを要します。

２　前項の規定により分割して払い込む金額（以下「特約分割払込金」といいます。）は、第４条の規定により払い込むべき特約保険料と合わせて払い込むことを要します。

３　特約分割払込金の払込みを完了する前は、特約保険料の前納払込みの取扱いを受けることはできません。

４　第１項の規定は、特約分割払込金の払込みを完了する前にこの特約が失効したときは、その後のこの特約の復活の申込みには適用しません。

（特約の復活に係る責任開始）

第45条　特約の復活に係る責任開始については、第３条及び第55条の規定を準用します。この場合において、第３条第２項及び第55条第２項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。

（特約の復活の効果）

第46条　この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。

２　前項の場合において、被保険者が特約の失効後その復活までに疾病にかかり、その失効からその復活後２年を経過するまでの間（第23条の規定により、会社が特約の解除をすることができる場合において、その解除権が特約の復活後２年を超えて存続するときは、その２年を超えて存続する間を含みます。）に、その疾病を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したときは、その支払事由に係る特約保険金は支払いません。

第16章　特約契約者配当

（特約契約者配当金の割当て）

第47条　会社は、会社の定めるところにより積み立てた契約者配当準備金（以下「準備金」といいます。）の中から、毎事業年度末に、会社の定めるところにより、当該事業年度末において効力を有するこの特約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。

（特約契約者配当金の支払）

第48条　前条の規定により割り当てた特約契約者配当金（終身年金保険付終身保険、夫婦年金保険付夫婦保険、据置終身年金保険、介護割増年金付終身年金保険若しくは据置夫婦年金保険（以下「据置終身年金保険等」といいます。）又は即時終身年金保険若しくは即時夫婦年金保険の基本契約（以下「終身年金保険等の基本契約」と総称します。）に付加されたこの特約にあっては、年金支払事由発生日以後に割り当てた契約者配当金を除きます。）は、その翌事業年度中の年ごとの契約応当日（据置終身年金保険等の基本契約に付加されたこの特約にあっては年金支払事由発生前に限り、即時定期年金保険又は据置定期年金保険の基本契約に付加されたこの特約にあっては年金支払事由発生日の前日までに到来する年ごとの契約応当日（据置定期年金保険の基本契約に付加された場合に限ります。）、年金支払事由発生日又は年金支払期間内に到来する年ごとの年金支払事由発生応当日とします。以下この項において同じとします。）において効力を有する特約（年ごとの契約応当日に特約の解除若しくは解約の通知があった特約又は特約保険金額の減額変更の請求があった特約のうち減額部分を除きます。）に限り、その年ごとの契約応当日から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。

２　前条の規定により割り当てた契約者配当金のうち、前項の規定に該当しなかった契約者配当金（その事業年度末又は翌事業年度中に保険期間の満了する特約に対して割り当てたもののうち次項第１号の規定に該当したことにより支払うもの、

及び翌事業年度中に年金支払事由発生日又は年ごとの年金支払事由発生応当日が到来する基本契約に対して割り当てたもののうち第５項の規定により年金を積み増すことにより支払うものを除きます。）は、準備金に繰り入れます。

３　次に掲げる事由が生じたとき（終身年金保険等の基本契約に付加されたこの特約にあっては年金支払事由発生前にその事由が生じたときに限ります。）は、保険契約者に、契約者配当金（次に掲げる事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。）を支払います。ただし、第１号又は第２号の場合において基本契約の保険金を支払うときにあっては基本契約に係る保険金受取人に、第４号の場合（第30条第１項第３号の規定による失効の場合に限ります。）にあってはその失効時における特約保険金受取人に支払います。

(1) この特約の保険期間の満了（職域保険の基本契約に付加された特約にあっては、その保険期間を更新する場合を除きます。）

(2) 被保険者の死亡（夫婦特約にあっては、特約が消滅する場合に限ります。）

(3) この特約の解除又は解約の通知

(4) この特約の失効（第２号に該当する場合を除き、夫婦特約にあっては、特約が消滅する場合に限ります。）

(5) 特約保険金額の減額変更の請求

４　前項第５号に掲げる事由が生じたことにより支払う特約契約者配当金の額は、特約保険金額のうち減額した特約保険金額の割合によって計算します。

５　終身年金保険等の基本契約に付加された特約において、その特約が付加された基本契約の年金支払事由発生日又は年金支払期間（継続年金を支払っている保証期間を含みます。）内の年ごとの年金支払事由発生日が到来したときは、特約の契約者配当金（年金支払事由発生日までの間の会社の定める利率による利息を含みます。）を、この特約を付加した基本契約の普通保険約款の定めるところにより年金を積み増すことにより支払われる契約者配当金と合わせて、その基本契約の年金の保険料に充て会社の定めるところによりその年金を積み増すことにより支払います。

第17章　譲渡禁止

（譲渡禁止）

第49条　保険契約者又は特約保険金受取人は、特約保険金、特約の返戻金又は特約契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第18章　控除支払

（控除支払）

第50条　この特約が付加された基本契約において保険金（生存保険金を除きます。）、年金（介護割増年金を除きます。）、継続年金、返戻金、契約者配当金（普通保険約款の規定による配当金支払請求に係る契約者配当金を除きます。）若しくは払い戻す基本保険料を支払う場合又は特約の返戻金若しくは特約契約者配当金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料、第33条第４項、第34条第５項、第36条第５項又は第40条第６項の規定により会社が返還を受けるべき特約の返戻金（特約の返戻金と同時に支払った特約契約者配当金その他の金額を含みます。）その他会社が弁済を受けるべき金額があるときは、支払金額から差し引きます。

第19章　特約保険金の支払の請求等

（特約保険金の支払の請求等）

第51条　保険契約者又は特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社に通知してください。

２　保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人が、特約保険金、特約の返戻金、特約契約者配当金その他この特約に基づく諸支払金（以下「特約保険金等」といいます。）の支払の請求又は特約保険料の払込免除の請求をしようとするときは、会社の定めるところにより、別表第12に定める必要書類を会社に提出して請求してください。

３　特約保険金等は、前項の必要書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して10営業日以内に、会社の本社又は会社の指定した場所で支払います。ただし、事実の確認その他の事由により時日を要するときは、10営業日を過ぎることがあります。

４　会社は、事実の確認をするため、保険契約者、被保険者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に対し、照会し、又は同意を求めることがあります。この場合において、保険契約者、被保険者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人が会社の照会に対する回答又は同意を正当な理由なく拒んだときは、その回答又はその同意を得て事実を確認するまでは特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除は行いません。

５　保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に通知できないときにおいては、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に到達したものとみなします。

６　会社が支払うべき金額に１円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

（時効）

第52条　特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除を請求する権利は、その特約保険金等の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた日の翌日から起算して５年を経過したときは、時効によって消滅します。

第20章　契約内容の登録

（契約内容の登録）

第53条　会社は、保険契約者及び被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

(1) 保険契約者並びに被保険者の氏名、生年月日、性別及び住所（市・区・郡までとします。）

(2) 入院保険金の種類

(3) 入院保険金の日額（第13条第１項の表の入院保険金の支払額の欄１、欄２及び欄３に規定する金額とします。）

(4) 特約の契約日（特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。次項において同じとします。）

(5) 当会社名

2　前項の登録の期間は、特約の契約日から５年以内とします。

3　協会加盟の各生命保険会社及び全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第１項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下この条において同じとします。）の申込み（復活、復旧、入院給付金の日額の増額又は特約の中途付加の申込みを含みます。）を受けた場合、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4　各生命保険会社等は、第２項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込みがあった場合、前項の規定により連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額又は特約の中途付加の承諾を含みます。以下この条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。

5　各生命保険会社等は、特約の契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額又は特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額又は特約の中途付加の日とします。）から５年以内に入院給付金の支払請求を受けたときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6　各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断又は支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7　協会及び各生命保険会社等は、登録又は連絡された内容を他に公開しないものとします。

8　保険契約者又は被保険者は、登録又は連絡された内容について、会社又は協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9　第３項、第４項及び第５項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

第21章　特則

（中途付加の場合の特則）

第54条　基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。

(1) この特約の申込みを承諾した後に第１回特約保険料を受け取った場合　第１回特約保険料を受け取った時

(2) 第１回特約保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合　第１回特約保険料相当額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時（夫婦特約の申込みの場合において、主たる被保険者又は配偶者である被保険者の告知前に受け取った場合には、そのいずれか遅い告知の時））

2　基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日が、その基本契約の契約日から起算した１か月ごとの応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下この項において「基本契約の月ごとの契約応当日」といいます。）と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日をその基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。

3　基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日が、その基本契約の契約日から起算した１年ごとの応当日（その年にその応当日がない場合にあっては、その基本契約の契約日の属する月の１年ごとの応当月の末日の翌日。以下この項において「基本契約の年ごとの契約応当日」といいます。）と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日をその基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。

4　この特約を基本契約（保険料の払込方法（回数）を一時払とする即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約及び即時型の年金保険に変更した後の基本契約を除きます。）の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第38条の規定にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者がその基本契約の普通保険約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日の属する月の翌月からこの特約の契約日の属する月までの期間を加えて計算します。

（基本契約が据置終身年金保険等の場合の特則）

第55条　この特約が、即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時定期年金保険、据置定期年金保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約の締結の際に付加された場合において、特約の告知を受ける前に第１回保険料相当額を受け取った場合には、会社は、その告知の時（夫婦特約の申込みの場合において、主たる被保険者又は配偶者である被保険者の告知前に受け取った場合には、そのいずれか遅い告知の時）から、特約上の責任を負います。

2　前項の会社の責任開始の日をこの特約の契約日とします。

3　第１項の場合において、この特約を付加した基本契約の責任開始時は、当該基本契約の普通保険約款の規定にかかわらず、特約の責任開始時と同一とし、その日を当該基本契約の契約日とします。

（基本契約が職域保険の場合の特則）

第56条　職域保険の基本契約の締結後に特約を付加する場合は、その特約の契約日は、職域取扱団体（職域保険普通保険約款の定めるところにより職域取扱いを受ける団体をいいます。以下同じとします。）に係る基本契約の契約応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日）又は保険期間の更新をする日のいずれかの日（その日が、非営業日に当たるときは翌営業日（その日が翌月となるときはその日の直前の営業日）とすることを要します。

2　職域保険の基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日が当該職域取扱団体に係る基本契約の契約日から起算した１か月ごとの応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下この項において「職域取扱団体の月ごとの応当日」といいます。）と異なるときは、その職域取扱団体の月ごとの応当日を職域保険の基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。

3　前項の場合において、その基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日がその職域取扱団体に係る基本契約の契約日から起算した１年ごとの応当日（その年にその応当日がない場合にあっては、その職域取扱団体に係る基本契約の契約日の属する月の１年ごとの応当月の末日の翌日。以下この項において「職域取扱団体の年ごとの応当日」といいます。）と異なるときは、その職域取扱団体の年ごとの応当日を職域保険の基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。

4　職域保険の基本契約に付加されたこの特約について、基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、第５条の規定にかかわらず、職域取扱団体に係る基本保険料と合わせて同一月分を払い込むことを要します。

5　職域保険の基本契約に付加された特約にあっては、保険契約者が特約の保険期間の更新をしない旨を会社に通知しない限り、特約の保険期間の満了する日の翌日に保険期間を１年更新します。
6　前項の特約の保険期間の更新は、職域保険普通保険約款の定めるところによります。
7　第５項の規定により特約の保険期間を更新した特約について、第９条、第10条、第13条、第19条、第21条、第23条、第30条、第34条及び第39条の規定を適用する場合にはこの特約の責任開始時、責任開始の日又は契約日はそれぞれ更新前のこの特約の責任開始時、責任開始の日又は契約日とし、第13条の規定を適用する場合にはこの特約の保険期間は更新前のこの特約の保険期間から継続するものとします。

別表第１　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病又は体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し又はその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分　類　項　目	基本分類表番号
1　鉄道事故	E 800～E 807
2　自動車交通事故	E 810～E 819
3　自動車非交通事故	E 820～E 825
4　その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5　水上交通機関事故	E 830～E 838
6　航空機及び宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7　他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8　医薬品及び生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9　その他の固体、液体、ガス及び蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂及びグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎並びにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他及び詳細不明の細菌性食中毒）及びアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10　外科的及び内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11　患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的及び内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12　不慮の墜落	E 880～E 888
13　火災及び火焔による不慮の事故	E 890～E 899
14　自然及び環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧及び気圧の変化（E 902）」、「旅行及び身体動揺（E 903）」及び「飢餓、渇、不良環境曝露及び放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	E 900～E 909
15　溺水、窒息及び異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入又は嚥下による気道閉塞又は窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入又は嚥下による気道の閉塞又は窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16　その他の不慮の事故 ただし、「努力過度及び激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」及び「その他及び詳細不明の環境的原因及び不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17　医薬品及び生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18　他殺及び他人の加害による損傷	E 960～E 969
19　法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20　戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表第２　身体障害等級表

(1) 身体障害及び障害等級は、次のとおりとします。

障害等級	身体障害
第１級	1　両眼が失明したもの 2　言語又はそしゃくの機能を全く廃したもの 3　精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4　両上肢を手関節以上で失ったもの 5　１上肢を手関節以上で失い、かつ、他の１上肢の用を全く廃したもの 6　両上肢の用を全く廃したもの 7　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの 8　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢の用を全く廃したもの 9　１上肢の用を全く廃し、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの

	10　１上肢及び１下肢の用を全く廃したもの 11　両下肢を足関節以上で失ったもの 12　１下肢を足関節以上で失い、かつ、他の１下肢の用を全く廃したもの 13　両下肢の用を全く廃したもの
第２級	20　両耳の聴力を全く失ったもの 21　言語及びそしゃくの機能に著しい障害を残すもの 22　精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの 23　１上肢を手関節以上で失ったもの 24　１上肢の用を全く廃したもの 25　10手指を失ったもの又はその用を全く廃したもの 26　10手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの 27　１下肢を足関節以上で失ったもの 28　１下肢の用を全く廃したもの
第３級	40　両眼の視力の和が0.12以下になったもの 41　１眼が失明したもの 42　両耳の聴力レベルが69デシベル以上89デシベル未満になったもの 43　言語又はそしゃくの機能に著しい障害を残すもの 44　精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの 45　脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すもの 46　１上肢の３大関節中の２関節の用を全く廃したもの 47　１手の５手指を失ったもの、母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み３手指若しくは４手指を失ったもの 48　１手の５手指若しくは４手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含み３手指の用を全く廃したもの 49　１下肢の３大関節中の２関節の用を全く廃したもの 50　10足指を失ったもの又は10足指の用を全く廃したもの 51　10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く廃したもの

備考

１　身体障害

この表に掲げる身体障害は、いずれも、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

２　眼の障害

ア　視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。

イ　「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。

３　耳の障害

ア　聴力はオージオメーターによって測定するものとします。

イ　「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。

４　言語、そしゃくの障害

ア　「言語の機能を全く廃したもの」とは、音声又は言語をそう失したものをいいます。

イ　「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声又は言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。

ウ　「そしゃくの機能を全く廃したもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。

エ　「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食又はこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。

５　精神、神経、胸腹部臓器の障害

ア　「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。

イ　「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。

ウ　「精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、又はこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。

６　脊柱の障害

ア　「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。

イ　「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいいます。

７　上肢の障害

ア　「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、又は上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

イ　「上肢の用を全く廃したもの」とは、３大関節（肩関節、肘関節及び手関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。

ウ　「関節の用を全く廃したもの」とは、関節が強直し、又は拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の４分の１以下に制限されたものをいいます。

８　手指の障害

ア　「手指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失

ったものをいいます。
イ　「手指の用を全く廃したもの」とは、手指を末節の２分の１以上で失ったもの又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいいます。
９　下肢の障害
ア　「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、又は下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
イ　「下肢の用を全く廃したもの」とは、３大関節（股関節、膝関節及び足関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。
ウ　「関節の用を全く廃したもの」とは、上肢の場合と同様とします。
10　足指の障害
ア　「足指を失ったもの」とは、足指を基節の２分の１以上で失ったものをいいます。
イ　「足指の用を全く廃したもの」とは、第１足指にあっては、末節の２分の１以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったもの又は足指の中足指節関節若しくは近位指節間関節に完全強直若しくは完全拘縮を残すものをいいます。
(2) 前号の表に掲げる身体障害のうち、第１級の４から13まで、第２級の25及び26並びに第３級の50及び51の身体障害は、１の不慮の事故によるものであって、当該傷害が生じた身体の同一部位に既に存する同号の表に掲げる身体障害に加重して生じたものでないものに限ります。
(3) 第１号の表に掲げる身体障害のうち、第１級の３、第２級の22及び第３級の44の身体障害は、これらの身体障害以外の同号の表に掲げる身体障害に該当するものを含まないものとします。

別表第３　特定要介護状態

特定要介護状態とは、常時の介護を要する次のいずれかの身体障害の状態をいいます。
(1) 日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のアに該当し、かつ、イからオまでのうちいずれか３つ以上に該当する状態
ア　歩行できない
イ　排尿便の後始末が自分ではできない
ウ　食事が自分ではできない
エ　衣服の着脱が自分ではできない
オ　入浴が自分ではできない
備考
１　「歩行できない」とは、杖、装具等の使用及び他人の介助によっても歩行できず、常時ベッド周辺の生活であることをいいます。
２　「排尿便の後始末が自分ではできない」とは、自分で大小便の排せつ後のふきとり始末ができないため、他人の介助を要することをいいます。
３　「食事が自分ではできない」とは、食器類又は食物を選定、工夫しても、自分で食事ができないため、他人の介助を要することをいいます。
４　「衣服の着脱が自分ではできない」とは、衣服等を工夫しても、自分で衣服の着脱ができないため、他人の介助を要することをいいます。
５　「入浴が自分ではできない」とは、浴槽等を工夫しても、自分で浴槽の出入り又は体の洗い流しができないため、他人の介助を要することをいいます。
(2) 医師により器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態で、次の見当識障害のいずれかに該当する状態
ア　時間の見当識障害が常時あること。
イ　場所の見当識障害があること。
ウ　人の見当識障害があること。
備考
１　「医師により器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(1)及び(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。
(1) 脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること
(2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
２　前１の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」及び「器質的障害」とは、次のとおりとします。
(1) 「器質性認知症」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類番号
老年痴呆、単純型	290.0
初老期痴呆	290.1
老年痴呆、抑うつ型及び妄想型	290.2
急性錯乱状態を伴う老年痴呆	290.3
動脈硬化性痴呆	290.4
他に分類された状態における痴呆	294.1

昭和54年版以後の厚生省（平成13年１月６日以降は厚生労働省）大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。
(2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因又は障害によって引き起こされた組織学的

に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。
3　「意識障害」とは、周囲に対して適切な注意を払い、外部からの刺激を的確に受け取り、対象を認知する能力に障害が生じていることをいいます。
4　「時間の見当識障害」とは、季節又は朝、昼及び夜が分からないことをいいます。
5　「場所の見当識障害」とは、現在自分が住んでいる場所又は現在自分がいる場所が分からないことをいいます。
6　「人の見当識障害」とは、日頃接している家族又は日頃接している周囲の人間が分からないことをいいます。

別表第4　薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬又は幻覚薬等を含みます。

別表第5　病院又は診療所

「病院又は診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。
(1) 医療法に定める日本国内にある病院又は患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫又は打撲に関し施術を受けるため、会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。ただし、介護保険法に定める介護老人保健施設は含みません。
(2) 前号の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

別表第6　入院

「入院」とは、医師（会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じとします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じとします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表第7　手術保険金の支払対象となる手術及び支払倍率

手術保険金の支払対象となる手術及び支払倍率は、次のとおりとします。

体の部位等	支払対象となる手術の種類	支払倍率
皮膚	1　植皮術（植皮の面積が25cm²未満の手術を除く。受容者に限る。）	10倍
乳房	2　乳房切断術	40倍
	3　乳腺全摘出術	20倍
筋骨	4　頭蓋骨観血手術（５又は６に該当する手術を除く。）	20倍
	5　鼻骨観血手術	10倍
	6　上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴う手術を除く。）	20倍
	7　脊椎観血手術	20倍
	8　骨盤・股関節観血手術	20倍
	9　鎖骨・肩甲骨・肋骨・胸骨観血手術	10倍
	10　四肢切断術（手指・足指の手術を除く。）	20倍
	11　切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴う手術に限る。）	20倍
	12　四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指の手術を除く。）	10倍
	13　骨移植術（受容者に限る。）	10倍
	14　骨髄炎・骨結核・骨腫瘍手術（膿瘍の単なる切開を除く。）	10倍
	15　筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指の手術及び筋炎・結節腫・粘液腫手術を除く。）	10倍
呼吸器・胸部	16　慢性副鼻腔炎根本手術	10倍
	17　喉頭全摘除術	40倍
	18　喉頭部分切除術、喉頭形成術	10倍
	19　気管・気管支の手術（開胸を伴う手術に限る。）	20倍
	20　肺・胸膜の手術（開胸を伴う手術に限る。）	20倍
	21　胸郭形成術	20倍
	22　縦隔腫瘍摘出術（開胸を伴う手術に限る。）	40倍
循環器	23　大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	40倍
	24　静脈瘤根本手術	10倍
	25　その他の観血的血管形成術（手指・足指の手術及び血液透析外シャント形成術を除く。）	20倍
	26　心膜切開・縫合術（開胸を伴う手術に限る。）	20倍
	27　直視下心臓内手術	40倍
	28　体内用ペースメーカー埋込術（開胸を伴う手術に限る。）	20倍
	29　舌全摘除術	40倍
	30　耳下腺・顎下腺腫瘍摘出術	10倍
	31　食道離断術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	40倍
	32　その他の食道の手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	33　胃切除術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	40倍
	34　その他の胃の手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	35　肝切除術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	40倍
	36　その他の肝臓観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍

消化器・腹部	37　胆嚢・胆道観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	38　膵臓観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	39　脾臓観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	40　腹膜炎観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	41　ヘルニア根本手術	10倍
	42　虫垂切除術	10倍
	43　直腸脱根本手術	20倍
	44　その他の腸・腸間膜の手術（開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	45　痔瘻・脱肛・痔核根本手術	10倍
泌尿器	46　腎移植術（受容者に限る。）	40倍
	47　その他の腎臓・腎盂観血手術（経尿道的操作を除く。）	20倍
	48　尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作を除く。）	20倍
	49　尿道形成術（経尿道的操作を除く。）	10倍
	50　尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作を除く。）	20倍
性器	51　陰茎切断術	40倍
	52　睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢観血手術	20倍
	53　前立腺観血手術（経尿道的操作を除く。）	20倍
	54　帝王切開娩出術	10倍
	55　子宮外妊娠手術	20倍
	56　子宮全摘除術	40倍
	57　子宮の手術（開腹を伴う手術に限る。54、55又は56に該当する手術を除く。）	20倍
	58　その他の子宮観血手術（人工妊娠中絶術を除く。）	10倍
	59　卵巣・卵管の手術（開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	60　その他の卵巣・卵管観血手術	10倍
	61　膣脱観血手術	10倍
内分泌器	62　下垂体腫瘍摘除術	40倍
	63　甲状腺観血手術	10倍
	64　副腎摘除術（開腹を伴う手術に限る。）	20倍
神経	65　頭蓋内観血手術（開頭を伴う手術に限る。）	40倍
	66　神経観血手術（手指・足指の手術及び神経ブロックを除く。）	20倍
	67　観血的脊髄腫瘍・脊髄血管腫摘出術	40倍
	68　脊髄硬膜内外観血手術	20倍
視器	69　涙小管形成術	10倍
	70　涙嚢鼻腔吻合術	10倍
	71　結膜嚢形成術	10倍
	72　角膜移植術	10倍
	73　観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10倍
	74　虹彩観血手術	10倍
	75　緑内障観血手術	20倍
	76　白内障・水晶体観血手術	20倍
	77　硝子体観血手術	20倍
	78　網膜剥離症観血手術	20倍
	79　眼球摘除術・組織充填術	20倍
	80　眼窩腫瘍摘出術	20倍
	81　眼筋移植術	10倍
	82　レーザー・冷凍凝固による眼球の手術	10倍
聴器	83　鼓膜・鼓室形成術	20倍
	84　乳様洞削開術	10倍
	85　中耳根本手術	20倍
	86　内耳観血手術	20倍
	87　聴神経腫瘍摘出術	40倍
新生物	88　悪性新生物摘出術	40倍
	89　悪性新生物温熱療法	10倍
	90　その他の悪性新生物手術	20倍
	91　新生物根治放射線照射（一連の照射をもって50グレイ以上の照射を受けた場合に限る。）	10倍
その他	92　その他の開頭を伴う手術（穿頭を伴う手術を含む。）	20倍
	93　その他の開胸又は開腹を伴う手術	10倍
	94　内視鏡、血管カテーテル又はバスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器・四肢の手術（検査・処置を除く。）	10倍
	95　衝撃波による体内結石破砕術	10倍

備考

1　手術とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除等の操作を加えることをいい、上表の手術番

号１～95を指します。吸引、穿刺、抜釘又は抜糸等の操作又は処置及び神経ブロックは除きます。
２　開頭を伴う手術とは、頭蓋腔を開き、露出した状態で、頭蓋腔内に操作を加える手術をいいます。
なお、頭蓋腔とは、頭蓋骨によって、形成される脳頭蓋の腔（眼窩、前頭洞、乳様洞、鼓室及び蝶形骨洞を除きます。）をいいます。
３　開胸を伴う手術とは、胸腔を開き、露出した状態で、胸腔内に操作を加える手術をいいます。
４　開腹を伴う手術とは、腹腔を開き、露出した状態で、腹腔内に操作を加える手術をいいます。
なお、腹腔とは、腹膜腔、腹膜後腔（隙）及び骨盤腔をいいます。
５　１の手術を受けた場合で、その手術が２以上の手術の種類に該当するときは、これらの手術の種類のうち支払倍率が最も高いいずれか１の手術の種類に応じた支払倍率を適用します。ただし、脳、喉頭、胸部臓器、腹部臓器又は四肢の手術（悪性新生物摘出術を除きます。）のうち内視鏡、血管カテーテル又はバスケットカテーテルによる手術は、94の手術の種類に応じた支払倍率（10倍）を適用します。
６　82、89、91、94及び95の手術の種類に該当する手術において、１の疾病による入院に係るものについては、１回の支払を限度とします。

別表第８　通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療によっては治療の目的を達することができないため、病院等（患者を収容する施設を有しないものを含みます。）において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

別表第９　療養

療養とは、次のいずれかの状態をいいます。ただし、入院及び通院に係るものを除きます。
(1) 医師の治療を受けること。
(2) 医師の指示に基づき静養すること（前号に該当する場合を除きます。）。

別表第10　会社所定の感染症

会社所定の感染症は、次に掲げるものとします。
(1) エボラ出血熱
(2) クリミア・コンゴ出血熱
(3) 重症急性呼吸器症候群（病原体がＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）
(4) 痘そう
(5) ペスト
(6) マールブルグ病
(7) ラッサ熱
(8) 急性灰白髄炎
(9) コレラ
(10) 細菌性赤痢
(11) ジフテリア
(12) 腸チフス
(13) パラチフス

別表第11　基本契約の変更に伴う特約の変更

(1) 第33条の規定によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。
ア　年齢の誤りの処理により基本契約の保険期間又は保険料払込期間の終期が変更されたとき。
イ　年齢又は性別の誤りの処理により基本契約の保険金額（年金保険の基本契約にあっては、年金額（介護割増年金額を除きます。））が減額更正されたとき。
ウ　保険料払済契約への変更があったとき。
エ　基本契約の保険期間又は保険料払込期間が短縮されたとき。
オ　基本契約において、年金支払事由発生日を繰り上げる契約変更があったとき。
カ　基本契約において、年金支払事由発生日を繰り下げる契約変更があったとき。
キ　据置定期年金保険の基本契約において、年金支払期間を延長する契約変更があったとき。
ク　即時型の年金保険への変更があったとき。
ケ　夫婦特約が付加された夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において、主たる被保険者が死亡した場合（その者に係る保険金が支払免責になる場合に限ります。）において基本契約の保険金額又は年金額が減額されたとき。
コ　アからケまでのほか、基本契約の保険金額又は年金額（介護割増年金額及び育英年金額を除きます。）が減額されたとき。
(2) 基本契約について、前号ウの事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込むことを要しません。
(3) 基本契約について、第１号エからクまでのいずれかの事由が生じたときは、この特約の保険期間又は保険料払込期間の終期もその基本契約の保険期間（年金保険の基本契約にあっては、年金支払期間）又は保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。この場合において、同号クの事由が生じたときは、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込むことを要しません。
(4) 基本契約について、第１号に掲げる事由が生じたときは、会社の定めるところにより、特約保険料額又は特約保険金額を更正又は減額します。

別表第12　必要書類

(1) 特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要な書類は、次の表に掲げるものとします。

ア　特約保険金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
入院保険金の支払（第13条関係）	特約保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　保険契約者及び被保険者が職域である団体、職域取扱団体に係る構成員又はその退職者等であることを証明するに足りる書類（職域保険の基本契約に付加された特約に限ります。） 4　主たる被保険者及び配偶者である被保険者の婚姻関係を証明するに足りる書類（夫婦特約に限ります。） 5　会社所定の医師の診断書 6　特約保険金受取人の戸籍抄本 7　特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 8　保険証券
手術保険金の支払（第13条関係）	特約保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　特約保険金受取人の戸籍抄本 5　特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
通院療養給付金の支払（第13条関係）	特約保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　特約保険金受取人の戸籍抄本 5　特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券

イ　特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約保険料の払込免除（第10条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
夫婦特約における主たる被保険者の死亡等による特約保険料の払込免除（第11条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の死亡証明書又は会社所定の医師の診断書 4　傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除（第12条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券

ウ　特約の返戻金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
解除若しくは解約又は失効（第30条第２項第５号の規定による失効を除きます。）による特約の返戻金の支払（第30条、第41条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
第30条第２項第５号の失効による特約の返戻金の支払（第30条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　配偶者である被保険者の資格喪失の事実及びその年月日を証明するに足りる書類 3　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4　保険証券
被保険者の死亡（第41条に該当する場合に限ります。）による特約の返	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本）

戻金の支払（第41条関係）		3　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4　保険証券

エ　その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第７条関係）	保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人	1　その旨を記載した請求書 2　保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
未経過期間に対する特約保険料の払戻し（第８条関係）	保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
特約の変更（第34条、第36条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
特約の解約（第40条関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
無効保険料の払戻し（第42条関係）	保険契約者	1　その旨を記載した請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
特約の復活（第43条関係）	保険契約者	1　会社所定の申込書 2　保険証券
特約契約者配当金の支払（第48条関係）	保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券

(2) 会社は、前号の書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、同号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

疾病傷害入院特約条項

（平成19年10月１日制定）

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　特約の責任開始（第３条）
第３章　特約保険料の払込み（第４条－第８条）
第４章　特約保険料の払込免除（第９条－第12条）
第５章　特約保険金の支払（第13条－第22条）
第６章　告知義務及び告知義務違反等による特約の解除（第23条－第28条）
第７章　特約の無効（第29条・第30条）
第８章　特約の失効（第31条）
第９章　保険契約者の代表者（第32条）
第10章　特約の契約関係者の異動（第33条）
第11章　特約の変更（第34条－第39条）
第12章　加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理（第40条・第41条）
第13章　特約の解約（第42条）
第14章　特約の返戻金の支払及び無効保険料の払戻し（第43条・第44条）
第15章　特約の復活（第45条－第48条）
第16章　特約契約者配当（第49条・第50条）
第17章　譲渡禁止（第51条）
第18章　控除支払（第52条）
第19章　特約保険金の支払の請求等（第53条・第54条）
第20章　契約内容の登録（第55条）
第21章　特則（第56条－第58条）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この特約条項は、疾病傷害入院特約について定め、疾病傷害入院特約は、被保険者が疾病にかかったとき又は不慮の事故により傷害を受けたときは、その疾病又は傷害を直接の原因とする病院等への入院、特定の手術又は病院等への通院若しくは療養に対し、それぞれ入院保険金、手術保険金又は通院療養給付金の支払をするものとします。

（特約の付加）

第２条　この特約は、基本契約の締結の際に又はその締結後に、会社の定めるところにより、基本契約に付加することができるものとします。

第２章　特約の責任開始

（特約の責任開始）

第３条　基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始時は、この特約が付加された基本契約の責任開始時と同一とします。

２　前項の会社の責任開始の日をこの特約の契約日とします。

３　この特約の保険期間は、前項の特約の契約日から起算し、この特約が付加された基本契約に係る保険期間又は年金支払期間の終期までとします。

４　この特約の申込みを承諾したときは、保険証券を保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

第３章　特約保険料の払込み

（基本保険料の払込みを要する場合の特約保険料の払込み）

第４条　特約保険料は、この特約が付加された基本契約の保険料（以下「基本保険料」といいます。）の払込みを要する場合においては、基本保険料の払込方法（経路）に従い、基本保険料と合わせてこれと同一月分を払い込むことを要します。

２　特約保険料の払込時期及び猶予期間は、基本保険料の払込時期及び猶予期間と同一とします。

（基本保険料の払込みを要しない場合の特約保険料の払込み）

第５条　基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、保険契約者は、会社の定めるところにより、その基本契約の普通保険約款の定める保険料の払込方法（経路）を選択することができます。この場合において、保険契約者による払込方法（経路）の変更及び会社による払込方法（経路）の変更については、普通保険約款の定めるところによります。

２　前項の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の払込方法（経路）を選択することを要します。この場合においては、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込むことを要します。

３　前２項の特約保険料は、１年分以上（１年に満たない月数分の特約保険料を払い込むことによって特約保険料の払込みを要しないこととなる特約にあっては、その月数分）を前納することを要します。

（特約保険料の振替貸付）

第６条　基本保険料について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料と同一月分の特約保険料についても、基本契約の普通保険約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。

（特約保険料の前納払込み）

第７条　保険契約者は、会社の定めるところにより、特約保険料の全部又は一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。

2　前項の規定により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日（特約の契約日から起算した１か月ごとの応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日）をいいます。以下同じとします。）ごとに特約保険料の払込みに充当します。
3　特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（基本契約の死亡保険金又は満期保険金と同時に支払う場合にあっては、基本契約に係る死亡保険金受取人又は満期保険金受取人）に払い戻します。
4　第１項の規定により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、やむを得ない事由があるときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合において、会社がその請求を認めたときは、会社の定めるところにより、その取消しをした期間に対する特約保険料を保険契約者に払い戻します。
5　保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第12に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

（未経過期間に対する特約保険料の払戻し）

第８条　特約保険料を払い込んだ後、次に掲げる事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日以降の期間に係る特約保険料の全部又は一部について払込みを要しないこととなったときは、会社の定めるところにより、その払込みを要しないこととなった期間に対する特約保険料を保険契約者に払い戻します。
(1)　特約の消滅
(2)　特約保険料の払込免除
(3)　特約の保険期間又は保険料払込期間の短縮
(4)　特約保険料額の減額
(5)　特約の保険料払済契約への変更
2　前項の場合において、払い戻す特約保険料は、基本契約の死亡保険金又は満期保険金と同時に支払う場合にあっては、同項の規定にかかわらず、基本契約に係る死亡保険金受取人又は満期保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその特約保険料を受け取る旨の意思表示をしたときは、これを保険契約者に払い戻します。

第４章　特約保険料の払込免除

（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）

第９条　基本保険料（介護割増年金付終身年金保険に係る基本保険料を除きます。）が払込免除とされたときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、基本保険料が払込免除となった直接の原因が、この特約の責任開始時前に生じたものであるとき、又はこの特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病又は不慮の事故（別表第１に定めるものをいいます。以下同じとします。）により受けた傷害であるときは、特約保険料を払込免除としません。

（身体障害による特約保険料の払込免除）

第10条　次の場合には、この特約の将来の特約保険料（第２号及び第３号の場合には、第１号に規定する身体障害の状態になった被保険者に係る将来の特約保険料に限ります。）を払込免除とします。
(1)　基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者（夫婦特約（主たる被保険者及び配偶者である被保険者をこの特約の被保険者とするものをいいます。以下同じとします。）にあっては、主たる被保険者）がこの特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に別表第２の身体障害等級表に掲げる第１級、第２級又は第３級の身体障害の状態になったとき。
(2)　夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された夫婦特約において、配偶者である被保険者がこの特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に前号に規定する身体障害の状態になったとき。
(3)　この特約が据置終身年金保険、介護割増年金付終身年金保険、据置定期年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に第１号に規定する身体障害の状態になったとき。
2　前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより同項に規定する身体障害の状態になった場合、又は同項に規定する傷害がこの特約の失効後その復活までに被保険者が不慮の事故により受けたものである場合には、適用しません。
(1)　保険契約者、被保険者又は基本契約において保険契約者が指定した死亡保険金受取人の故意又は重大な過失
(2)　被保険者（夫婦特約にあっては、当該身体障害の状態になった被保険者に限ります。次号から第６号までにおいて同じとします。）の犯罪行為
(3)　被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
(4)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
(5)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
(6)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故
3　被保険者が次のいずれかにより第１項に規定する身体障害の状態になった場合で、その原因により当該身体障害の状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。
(1)　地震、噴火又は津波
(2)　戦争その他の変乱

（夫婦特約における主たる被保険者の死亡等による特約保険料の払込免除）

第11条　夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された夫婦特約において、基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合に、基本保険料の払込免除後この特約の保険料払込期間中に主たる被保険者が死亡し、又はかかった疾病若しくは受けた傷害により別表第２の身体障害等級表に掲げる第１級の身体障害の状態（以下「重度障害の状態」といいます。）になったときは、将来の特約保険料を払込免除とします。
2　前項の規定は、主たる被保険者の死亡の直接の原因がこの特約の責任開始時前に生じた場合、同項に規定する疾病若しくは傷害がこの特約の失効後その復活までに主たる被保険者がかかった若しくは受けたものである場合又は主たる被保険者が第１号の規定により死亡し、若しくは第２号の規定により重度障害の状態になった場合には、適用しません。
(1)　この特約又は復活の責任開始の日から起算して３年を経過する前の自殺

(2) 主たる被保険者又は配偶者である被保険者の故意

3　主たる被保険者が戦争その他の変乱により死亡し、又は重度障害の状態になった場合で、その原因により死亡し、又は重度障害の状態になった主たる被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

（介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除）

第12条　介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約において、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める特約保険料を払込免除とします。

(1) 基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後においてかかった疾病又は不慮の事故により受けた傷害により重度障害の状態になったとき　この特約の将来の特約保険料

(2) 被保険者がこの特約の責任開始時以後に疾病にかかり、又は不慮の事故により傷害を受け、その疾病又は傷害を直接の原因として特定要介護状態（別表第３に定めるものをいいます。以下同じとします。）になり、かつ、その特定要介護状態になった日から起算して特定要介護状態がこの特約の保険期間中に180日以上継続したとき　その特定要介護状態になった日以後のこの特約の特約保険料

2　前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより重度障害の状態になった場合若しくは特定要介護状態が180日以上継続した場合又は同項に規定する疾病若しくは傷害がこの特約の失効後復活までに被保険者がかかった若しくは不慮の事故により受けたものである場合には、適用しません。

(1) 保険契約者、被保険者又は基本契約において保険契約者が指定した死亡保険金受取人の故意又は重大な過失

(2) 被保険者の犯罪行為

(3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故

(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

(7) 被保険者の薬物依存（別表第４に定めるものをいいます。以下同じとします。）（前項第２号の場合に限ります。）

3　被保険者が次のいずれかにより重度障害の状態になった場合又は特定要介護状態が180日以上継続した場合で、その原因により重度障害の状態になった又は特定要介護状態が180日以上継続した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

(1) 地震、噴火又は津波

(2) 戦争その他の変乱

第５章　特約保険金の支払

（特約保険金の支払）

第13条　この特約の特約保険金の支払については、次のとおりとします。

保険金	支払事由	支払額	特約保険金受取人
入院保険金	1　被保険者がこの特約の責任開始時以後（この特約の保険期間中に限ります。次の２において同じとします。）に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から３年以内に別表第５に定める病院又は診療所（以下「病院等」といいます。）に入院（別表第６に定めるものをいいます。以下同じとします。）し、かつ、その入院期間（入院の初日を算入します。次の２において同じとします。）の日数が５日以上となったとき。ただし、その入院期間のうち、入院の初日から起算して４日間の入院期間に対しては、入院保険金を支払いません。 2　被保険者がこの特約の責任開始時以後に疾病にかかり、その疾病を直接の原因として当該保険期間中に病院等に入院し、かつ、その入院期間の日数が５日以上となったとき。ただし、その入院期間のうち、入院の初日から起算して４日間の入院期間に対しては、入院保険金を支払いません。	1　この特約の契約日から起算して１年を経過する前に入院を開始したとき　入院１日について特約保険金額の0.5/1000に相当する金額 2　この特約の契約日から起算して１年を経過し２年を経過する前に入院を開始したとき　入院１日について特約保険金額の1/1000に相当する金額 3　この特約の契約日から起算して２年を経過した後に入院を開始したとき　入院１日について特約保険金額の1.5/1000に相当する金額	被保険者
手術保険金	1　被保険者が、前欄１の規定により支払われる入院（入院の初日から起算して４日間の入院を含み、入院保険金の支払われる入院期間の経過後もなお継続して入院している場合にあっては、その期間の入院を含みます。以下「傷害入院」といいます。）中にその入院の原因となった不慮の事故により別表第７の手術を受けたとき 2　被保険者が、前欄２の規定により支払われる入院（入院の初日から起算して４日間の入院を含み、入院保険金の支払われる入	入院１日について支払われる入院保険金額に別表第７に掲げる手術の種類に応じ同表に定める支払倍率を乗じて得た金額	被保険者

	院期間の経過後もなお継続して入院している場合にあっては、その期間の入院を含みます。以下「疾病入院」といいます。）中にその入院の原因となった疾病により別表第７の手術を受けたとき		
通院療養給付金	被保険者が、傷害入院又は疾病入院を60日以上継続し、その退院後（傷害入院又は疾病入院を60日以上継続し、他の原因により引き続き入院した場合においては、その退院後）も引き続きその入院の原因となった不慮の事故又は疾病により病院等に通院（別表第８に定めるものをいいます。）が必要なとき又は一定の療養（別表第９に定めるものをいいます。）が必要なとき	１　入院期間が60日以上のとき（次の２に該当する場合を除きます。）　特約保険金額の１％に相当する金額 ２　入院期間が120日以上のとき　特約保険金額の２％に相当する金額	被保険者

２　前項の場合において、直接の因果関係のある２以上の疾病は、１の疾病とみなします（以下同じとします。）。

（入院期間の日数の計算）

第14条　前条第１項の表の入院保険金の支払事由の欄において、１の不慮の事故又は１の疾病により２回以上入院し、かつ、これらの入院期間（入院の初日を含みます。第３項において同じとします。）の日数の合計が５日以上となるときは、これらの入院のうち入院期間が５日に満たないものがあっても、その入院について前条第１項に規定する入院保険金を支払います。

２　前項の場合において、１の疾病による２以上の入院のうち１の入院がその直前における入院の終了後１年を経過した後になされたときは、その入院以後の入院は新たな疾病によるものとして入院日数を計算します（第18条において同じとします。）。

３　前条第１項の表の入院保険金の支払事由の欄に規定する入院期間のうち、入院保険金を支払わない４日間の入院期間については、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める日から起算して計算するものとします。

(1)　１の不慮の事故又は１の疾病により２回以上入院した場合（前項の場合を除きます。）　初回の入院の初日

(2)　入院期間の全部又は一部が２以上の不慮の事故又は２以上の疾病によるものである場合　入院期間を通算して、その入院期間のうち、入院の初日

(3)　入院期間の全部又は一部が不慮の事故によるものであり、かつ、疾病によるものである場合　入院期間を通算して、その入院期間のうち、入院の初日

（入院保険金の支払の特則）

第15条　前２条の場合において、入院保険金を支払うべき入院が２以上の不慮の事故によるものであるときは、その２以上の不慮の事故による入院期間（入院の初日を含みます。次項及び第３項において同じとします。）については、それらの不慮の事故のうち１の不慮の事故による入院に対する入院保険金のみを支払います。この場合において、支払う入院保険金の額は、それらの不慮の事故による入院保険金額のうちその額が最も多い入院保険金額とします。

２　前２条の場合において、入院保険金を支払うべき入院が２以上の疾病によるものであるときは、その２以上の疾病による入院期間については、それらの疾病のうち１の疾病による入院に対する入院保険金のみを支払います。この場合において、支払う入院保険金の額は、それらの疾病による入院保険金額（第19条の規定による入院保険金を支払う場合にあっては、その入院保険金額）のうちその額が最も多い入院保険金額とします。

３　前２条の場合において、入院保険金を支払うべき入院が不慮の事故によるものであり、かつ、疾病によるものであるときは、その不慮の事故及び疾病による入院期間については、１の不慮の事故又は１の疾病による入院として入院保険金を支払います。この場合において、支払う入院保険金の額は、それらの不慮の事故又は疾病による入院保険金額（第19条の規定による入院保険金を支払う場合にあっては、その入院保険金額）のうちその額が最も多い入院保険金額とします。

４　第１項及び第２項の規定による入院保険金の支払は、２以上の不慮の事故又は２以上の疾病による入院についてそれぞれ入院保険金の支払をしたものとみなして第18条第２項の規定を適用します。

５　第３項の規定による入院保険金の支払は、１の不慮の事故又は１の疾病による入院についてそれぞれ入院保険金の支払をしたものとみなして、第13条第１項の表の手術保険金の支払事由の欄及び第18条の規定を適用します。

（手術保険金の支払の特則）

第16条　第13条第１項の表の手術保険金の支払事由の欄の場合において、被保険者が、同時期に２種類以上の手術を受けたときは、これらの手術のうち支払倍率が最も高いいずれか１種類の手術に限り手術保険金を支払います。

（通院療養給付金の支払の特則）

第17条　第13条第１項の表の通院療養給付金の支払事由の欄の場合において、１の不慮の事故又は１の疾病により２以上の通院療養給付金の支払事由が生じたときは、同項の表の通院療養給付金の支払事由の欄の規定による通院療養給付金額のうちその額が最も多いいずれか１の通院療養給付金を支払います。

２　前項の場合において、第13条第１項の表の通院療養給付金の支払額の欄１に規定する通院療養給付金の支払後に同欄２に規定する通院療養給付金の支払事由が生じたときは、同欄１に規定する通院療養給付金の支払は同欄２に規定する通院療養給付金の一部の支払とみなして、同欄２に規定する通院療養給付金額から同欄１に規定する通院療養給付金額を差し引いた残額を支払います。

３　第13条第１項の表の通院療養給付金の支払事由の欄の場合において、入院期間の全部又は一部が次の各号に掲げる事由によるものとなるときは、同項の規定による通院療養給付金額のうちその額が最も多いいずれか１の通院療養給付金を支払います。

(1)　２以上の不慮の事故又は２以上の疾病によるもの

(2)　不慮の事故によるものであり、かつ、疾病によるもの

４　前項の場合においては、当該不慮の事故又は疾病についてそれぞれ通院療養給付金の支払をしたものとみなして第１項の規定を適用します。

（特約保険金の支払限度）

第18条　特約保険金の支払額は、通算して、特約保険金額をもって限度とします。
2　入院保険金の支払額は、１の不慮の事故又は１の疾病による入院については、それぞれ120日分をもってその限度とします。

（復活した場合の入院保険金の削減）

第19条　被保険者がこの特約の復活日（第47条に定める復活日をいいます。以下同じとします。）から起算して６か月を経過する前に疾病（会社所定の感染症（別表第10に定める感染症をいいます。）を除きます。）を直接の原因として病院等に入院した場合において、その入院がこの特約の契約日から起算して２年を経過した後のものであるときは、第13条第１項の入院保険金は、入院１日について特約保険金額の1/1000に相当する金額に削減して支払います。

（傷害による特約保険金の支払免責等）

第20条　被保険者が次のいずれかにより第13条第１項の規定に基づき、不慮の事故による傷害を直接の原因として入院保険金、手術保険金又は通院療養給付金（以下この条において「傷害による特約保険金」といいます。）の支払事由に該当した場合には、傷害による特約保険金を支払いません。
(1)　保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失
(2)　被保険者（夫婦特約にあっては、当該支払事由に該当した被保険者に限ります。次号から第６号までにおいて同じとします。）の犯罪行為
(3)　被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
(4)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
(5)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
(6)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故
2　被保険者が次のいずれかにより傷害による特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により傷害による特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、傷害による特約保険金を削減して支払い、又はその支払をしないことがあります。
(1)　地震、噴火又は津波
(2)　戦争その他の変乱

（疾病による特約保険金の支払免責等）

第21条　被保険者が次のいずれかにより第13条第１項の規定に基づき、疾病を直接の原因として入院保険金、手術保険金又は通院療養給付金（以下この条において「疾病による特約保険金」といいます。）の支払事由に該当した場合には、疾病による特約保険金を支払いません。
(1)　保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失
(2)　被保険者（夫婦特約にあっては、当該支払事由に該当した被保険者に限ります。）の薬物依存
2　被保険者が戦争その他の変乱により疾病による特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により疾病による特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、疾病による特約保険金を削減して支払い、又はその支払をしないことがあります。

（保険事故の特例）

第22条　この特約がその責任開始の日から起算して２年以上継続した場合（第24条の規定により会社がこの特約の解除をすることができる場合には、同条の規定によりその解除権が消滅した場合に限ります。）において、被保険者がこの特約の責任開始時前にかかった疾病を直接の原因として、特約保険金の支払事由が発生したときは、当該疾病を被保険者がこの特約の責任開始時以後にかかったものとみなして、第13条第１項の表の入院保険金の支払事由の欄、同項の表の手術保険金の支払事由の欄又は同項の表の通院療養給付金の支払事由の欄の規定を適用します。

第６章　告知義務及び告知義務違反等による特約の解除

（告知義務）

第23条　保険契約者又は被保険者は、この特約の締結又は復活の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について答えることを要します。

（告知義務違反による特約の解除）

第24条　保険契約者又は被保険者（夫婦特約にあっては、主たる被保険者又は配偶者である被保険者）が、前条の告知の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について悪意又は重大な過失によって事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったときは、この特約を解除することができません。
2　前項の解除権は、会社が解除の原因を知った時から１か月間これを行わないときは消滅します。この特約がその責任開始の日（復活した特約にあっては、その復活に係る責任開始の日）から起算して２年以上継続したとき（その期間内に特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた場合において、その特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由について同項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。）も、同様とします。

（解除の効果）

第25条　会社は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、その特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由について前条第１項の解除の原因たる事実の存することにより会社がこの特約を解除した場合においても、その特約保険金（その特約保険金の支払事由が発生した後この特約の解除までに発生した特約保険金の支払事由がある場合には、その特約保険金を含みます。以下この条において同じとします。）を支払わず、又は特約保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。ただし、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人において、その特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由の発生の原因が当該解除の原因たる事実に基づかないことを証明したときは、その特約保険金を支払い、又は特約保険料を払込免除とします。

（解除の相手方）

第26条　第24条の規定による特約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。

2　前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、特約保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。

3　第24条第２項に規定する１か月の期間は、保険契約者若しくはその法定代理人又は前項の場合における被保険者、特約保険金受取人若しくはそれらの法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときは、これらの者の所在が知れた時から起算します。

（重大事由による特約の解除）

第27条　会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。

(1) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が特約保険金（特約保険料の払込免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類及び保険金の名称の如何を問いません。以下この項において同じとします。）を詐取する目的又は他人に特約保険金を詐取させる目的で保険事故を招致（未遂を含みます。）した場合。

(2) 特約保険金の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為があった場合。

(3) 他の保険契約との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。

(4) その他この特約を継続することを期待しえない第１号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。

2　会社は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社がこの特約を解除した場合においても、その特約保険金を支払わず、又は特約保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。

3　第１項の規定によるこの特約の解除については、前条第１項及び第２項の規定を準用します。

（加入限度額超過による特約の解除）

第28条　会社は、この特約の特約保険金額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者１人当たりの特約保険金額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、将来に向かってこの特約を解除することができます。

2　会社は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社がこの特約を解除した場合においても、その特約保険金を支払わず、又は特約保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。

3　第１項の規定によるこの特約の解除については、第26条第１項及び第２項の規定を準用します。

第７章　特約の無効

（詐欺による特約の無効）

第29条　保険契約者又は被保険者の詐欺により特約の締結又は復活が行われたときは、その特約又は復活は、無効とします。

（不法取得目的による特約の無効）

第30条　保険契約者が特約保険金（特約保険料の払込免除を含みます。以下この条において同じとします。）を不法に取得する目的又は他人に特約保険金を不法に取得させる目的をもって、この特約の締結又は復活を行ったときは、その特約又は復活は、無効とします。

第８章　特約の失効

（特約の失効）

第31条　この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。

(1) 基本契約がその効力を失ったとき。

(2) 保険契約者が特約保険料を払い込まないで特約保険料の猶予期間を経過したとき。

(3) 特約保険金の支払額が特約保険金額の支払額の限度に達したとき（夫婦特約にあっては、主たる被保険者及び配偶者である被保険者のそれぞれに係る特約保険金額の支払額の限度に達したとき。）。

(4) 第34条の規定により特約保険金額が更正された場合（年齢又は性別の誤りの処理及び貸付金の弁済に代える保険金額又は年金額の減額に伴うものを除きます。）において、更正後の特約保険金額がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。

(5) 夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約に付加された主たる被保険者のみをこの特約の被保険者とする特約において、主たる被保険者が死亡したとき（夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより死亡保険金を支払うとき及び夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより年金支払事由発生日前に死亡保険金を支払うときを含みます。次項第１号において同じとします。）。

2　夫婦特約においては、第１号又は第２号に該当する場合には夫婦特約のうち主たる被保険者に係る部分、第３号から第６号までのいずれかに該当する場合には夫婦特約のうち配偶者である被保険者に係る部分は、その効力を失います。

(1) 主たる被保険者が死亡したとき。

(2) 主たる被保険者に係る特約保険金の支払額が特約保険金額の支払額の限度に達したとき。

(3) 配偶者である被保険者が死亡したとき（夫婦保険の基本契約において配偶者である被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより死亡保険金を支払うとき及び夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において配偶者である被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより年金支払事由発生日前に死亡保険金を支払うときを含みます。）。

(4) 配偶者である被保険者に係る特約保険金の支払額が特約保険金額の支払額の限度に達したとき。

(5) 配偶者である被保険者が被保険者の資格を失ったとき。

(6) 基本契約の保険の種類を据置終身年金保険に変更したとき。

3　前項の場合においては、会社の定めるところにより、特約保険料額又は特約保険金額を更正し、次に掲げる場合であって会社の定める額の特約の返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

(1) 夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加した夫婦特約において、前項第１号（第９条、第10条第２項

又は第11条第２項の規定により払込免除とならない場合に限ります。）に該当したとき。
(2) 夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加した夫婦特約において、前項第２号に該当したとき。

第９章　保険契約者の代表者

（保険契約者の代表者）

第32条　この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。

２　前項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者の１人に対してした行為は、他の者に対しても、その効力を有します。

３　この特約について保険契約者が２人以上あるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯とします。

第10章　特約の契約関係者の異動

（特約の保険契約者の変更）

第33条　この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。

第11章　特約の変更

（基本契約の変更に伴う特約の変更）

第34条　別表第11の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。

２　前項の場合において、既に払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。

３　第１項の規定による特約の変更は、別表第11に定める一定の事由に係る基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。

４　前項の規定により第１項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

（特約保険金額の減額変更）

第35条　特約保険料の払込方法（回数）を分割払とする特約においては、保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。ただし、次に掲げる場合には、その変更を請求することはできません。

(1) この特約の契約日（復活した特約にあっては、その復活日）から起算して２年を経過していないとき。

(2) 特約保険金額の減額変更後２年（夫婦特約において、主たる被保険者に係る特約保険金額を減額変更するときにあってはその者に係る特約保険金額の減額変更後２年、配偶者である被保険者に係る特約保険金額を減額変更するときにあってはその者に係る特約保険金額の減額変更後２年）を経過していないとき。

(3) 特約保険料が払込免除とされているとき（夫婦特約を除きます。）。

(4) 夫婦特約において、主たる被保険者に係る特約保険料が払込免除とされているときにあってはその者に係る特約保険金額を、配偶者である被保険者に係る特約保険料が払込免除とされているときにあってはその者に係る特約保険金額を減額しようとするとき。

(5) この特約の残存保険料払込期間が１年に満たないとき（職域保険の基本契約に付加されたものを除きます。）。

(6) 減額後の特約保険金額がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。

(7) 減額後の特約保険金額が10万円（終身年金保険付終身保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された特約にあっては、100万円）の倍数でないとき。

２　保険契約者が第１項の請求をしようとするときは、別表第12に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

３　第１項本文の場合においては、会社の定めるところにより、特約保険料額を更正します。

４　第１項の変更は、月ごとの契約応当日（保険期間の満了する日を含みます。以下同じとします。）に変更の請求があった場合にあってはその時（保険期間を更新するときは更新日）に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日（保険期間を更新するときは更新日）にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに特約保険料が払込免除となったときは、その変更の効力（夫婦特約にあっては、その払込免除とされた者に係る部分の減額変更の効力）は、生じないものとします。

５　前項本文の規定により第１項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

（特約保険金の支払額通算の特則）

第36条　前２条の規定により、特約保険金額が更正された場合において、特約保険金額の更正前に既に支払った又は支払うべき特約保険金がある場合には、第17条第２項又は第18条第１項の規定による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約保険金額に対する変更後の特約保険金額の割合により更正されたものとします。

（特約の種類の変更）

第37条　特約保険料の払込方法（回数）を分割払とする特約においては、保険契約者は、次に掲げる特約の種類の変更を請求することができます。この場合においては、会社の定めるところにより、特約保険料額を更正します。

(1) この特約から傷害入院特約への変更

(2) この特約から疾病入院特約への変更

２　この特約が次のいずれかに該当する場合には、前項の変更を請求することができません。

(1) この特約の契約日（復活した特約にあっては、その復活日）から起算して２年を経過していないとき。

(2) 前項の変更後２年を経過していないとき。

(3) この特約が付加されている基本契約に、変更後の特約と同じ種類の特約が付加されているとき。
(4) 特約保険料が払込免除とされているとき。
(5) この特約の残存保険料払込期間が１年に満たないとき（職域保険の基本契約に付加されたものを除きます。）。

3　保険契約者が第１項の請求をしようとするときは、別表第12に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

4　第１項の変更による変更後の特約について第18条第１項の規定による特約保険金の支払額を通算する場合においては、第１項の変更による変更前のこの特約において既に支払った又は支払うべき特約保険金があるときは、その支払額も通算します。

5　第１項の変更による変更後の特約については、第14条、第15条、第16条、第17条第３項及び第23条から第26条までの規定を準用します。

6　第１項の変更は、月ごとの契約応当日に変更の請求があった場合にあってはその時（保険期間を更新するときは更新日）に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日（保険期間を更新するときは更新日）にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに特約保険料（夫婦特約にあっては、主たる被保険者又は配偶者である被保険者に係る特約保険料）が払込免除となったときは、その変更の効力は、生じないものとします。

7　前項本文の規定により第１項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

（夫婦特約の変更）

第38条　保険契約者は、夫婦特約を主たる被保険者のみを被保険者とするこの特約に変更するための特約の変更を請求することができます。この場合においては、会社の定めるところにより、特約保険料額を更正します。

2　夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約に付加された夫婦特約にあっては、その基本契約の年金支払事由発生日が到来しているときは、前項の変更を請求することができません。

3　保険契約者が第１項の請求をしようとするときは、別表第12に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

4　第１項の変更は、月ごとの契約応当日に変更の請求があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに主たる被保険者又は配偶者である被保険者に係る特約保険料が払込免除となったときは、その変更の効力は、生じないものとします。

5　前項本文の規定により第１項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

（特約の契約変更の特則）

第39条　保険契約者は、第35条、第37条及び前条の変更のほか、契約変更に関する特則の定めるところにより、この特約の変更の申込みをすることができます。

第12章　加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理

（特約の加入年齢の計算）

第40条　この特約の契約日における被保険者の年齢は、この特約が付加された基本契約の普通保険約款の定めるところにより計算します。

（年齢又は性別の誤りの処理）

第41条　保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢又は性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、この特約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢又は性別に基づいてこの特約を締結したものとして、会社の定めるところにより、加入限度額を上限として特約保険金額を更正します。この場合において、既に払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

第13章　特約の解約

（特約の解約）

第42条　保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。

2　保険契約者が前項の解約をしようとするときは、別表第12に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3　第１項の解約は、月ごとの契約応当日に解約の通知があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に解約の通知があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、この特約を基本契約の締結後に付加した場合においては、この特約について、その契約日の属する月に解約の通知があった場合には、その解約は、その翌月における基本契約の月ごとの契約応当日に、その効力を生じます。

4　第１項の場合においては、月ごとの契約応当日以外の日にこの特約の解約の通知があった場合において、その通知があった直後の月ごとの契約応当日の前日までに特約保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その解約の効力は、生じないものとします。

5　第３項の規定により第１項の解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

第14章　特約の返戻金の支払及び無効保険料の払戻し

（特約の返戻金の支払）

第43条　次に掲げる場合において、特約の返戻金があるときは、保険契約者は、その支払を請求することができます。

(1) 被保険者の死亡（重度障害の状態に該当するに至ったことにより死亡したものとみなされる場合（この特約が付加された基本契約が消滅する場合に限ります。）を含みます。）。ただし、第31条第３項第１号に該当するものを除きます。
(2) この特約の解除又は解約の通知
(3) この特約の失効（第１号又は第31条第３項第１号に該当するもの及び特約保険金額の支払限度に達したことによるものを除きます。）
(4) この特約の変更（特約保険金額又は特約保険料額が更正されるものに限ります。）。ただし、年齢又は性別の誤りの処理による基本契約の変更に伴うものを除きます。

２　前項の特約の返戻金の額は、会社の定めるところにより、この特約の経過した年月数により算出した額とします。この場合において、この特約が付加された基本契約の普通保険約款の規定によりその基本契約の死亡保険金又は責任準備金の額の返戻金を支払うときにあっては、特約の責任準備金（夫婦特約にあっては、死亡した被保険者に係る特約の責任準備金）の額とします。

３　被保険者について既に支払った又は支払うべき特約保険金（以下この項において「既払特約保険金」といいます。）がある場合において、既払特約保険金の額に前項の規定により支払うべき特約の返戻金の額を加えた額が特約保険金額を超えることとなるときは、支払うべき特約の返戻金の額は、前項の規定にかかわらず、特約保険金額から既払特約保険金の額を差し引いた残額に相当する金額とします。

（無効保険料の払戻し）

第44条　この特約又はその復活の全部又は一部が無効である場合において、保険契約者及び被保険者が善意であり、かつ、重大な過失のないときは、保険契約者は、特約保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができます。

第15章　特約の復活

（特約の復活）

第45条　この特約は、基本契約の失効と同時に失効したものに限り、会社の承諾を得て、基本契約の復活に併せて復活することができます。ただし、復活した場合の特約保険金額が加入限度額を超える場合は、その復活をすることができません。

２　保険契約者が前項の復活をしようとするときは、別表第12に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して申し込んでください。

３　前項の場合において、保険契約者は、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額（以下「特約復活払込金」といいます。）の払込みを要します。

（特約復活払込金の分割払込み）

第46条　保険契約者が、基本保険料を払い込まなかった期間の基本保険料に相当する金額について分割払込みを請求するときは、その請求に係る同一月分の特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額についても、分割払込みを請求することを要します。

２　前項の規定により分割して払い込む金額（以下「特約分割払込金」といいます。）は、第４条の規定により払い込むべき特約保険料と合わせて払い込むことを要します。

３　特約分割払込金の払込みを完了する前は、特約保険料の前納払込みの取扱いを受けることはできません。

４　第１項の規定は、特約分割払込金の払込みを完了する前にこの特約が失効したときは、その後のこの特約の復活の申込みには適用しません。

（特約の復活に係る責任開始）

第47条　特約の復活に係る責任開始については、第３条及び第57条の規定を準用します。この場合において、第３条第２項及び第57条第２項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。

（特約の復活の効果）

第48条　この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。

２　前項の場合において、被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したとき、又は被保険者が特約の失効後その復活までに疾病にかかり、その失効からその復活後２年を経過するまでの間（第24条の規定により、会社が特約の解除をすることができる場合において、その解除権が特約の復活後２年を超えて存続するときは、その２年を超えて存続する間を含みます。）に、その疾病を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したときは、これらの支払事由に係る特約保険金は支払いません。

第16章　特約契約者配当

（特約契約者配当金の割当て）

第49条　会社は、会社の定めるところにより積み立てた契約者配当準備金（以下「準備金」といいます。）の中から、毎事業年度末に、会社の定めるところにより、当該事業年度末において効力を有するこの特約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。

（特約契約者配当金の支払）

第50条　前条の規定により割り当てた特約契約者配当金（終身年金保険付終身保険、夫婦年金保険付夫婦保険、据置終身年金保険、介護割増年金付終身年金保険若しくは据置夫婦年金保険（以下「据置終身年金保険等」といいます。）又は即時終身年金保険若しくは即時夫婦年金保険の基本契約（以下「終身年金保険等の基本契約」と総称します。）に付加されたこの特約にあっては、年金支払事由発生日以後に割り当てた契約者配当金を除きます。）は、その翌事業年度中の年ごとの契約応当日（据置終身年金保険等の基本契約に付加されたこの特約にあっては年金支払事由発生前に限り、即時定期年金保険又は据置定期年金保険の基本契約に付加されたこの特約にあっては年金支払事由発生日の前日までに到来する年ごとの契約応当日（据置定期年金保険の基本契約に付加された場合に限ります。）、年金支払事由発生日又は年金支払期間内に到来する年ごとの年金支払事由発生応当日とします。以下この項において同じとします。）において効力を有する特約（年ごとの契約応当日に特約の解除若しくは解約の通知があった特約又は特約保険金額の減額変更の請求があった特約のうち減額部分を除きます。）に限り、その年ごとの契約応当日から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。

２　前条の規定により割り当てた契約者配当金のうち、前項の規定に該当しなかった契約者配当金（その事業年度末又は翌事業年度中に保険期間の満了する特約に対して割り当てたもののうち次項第１号の規定に該当したことにより支払うもの、

及び翌事業年度中に年金支払事由発生日又は年ごとの年金支払事由発生応当日が到来する基本契約に対して割り当てたもののうち第５項の規定により年金を積み増すことにより支払うものを除きます。）は、準備金に繰り入れます。

３　次に掲げる事由が生じたとき（終身年金保険等の基本契約に付加されたこの特約にあっては年金支払事由発生前にその事由が生じたときに限ります。）は、保険契約者に、契約者配当金（次に掲げる事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。）を支払います。ただし、第１号又は第２号の場合において基本契約の保険金を支払うときにあっては基本契約に係る保険金受取人に、第４号の場合（第31条第１項第３号の規定による失効の場合に限ります。）にあってはその失効時における特約保険金受取人に支払います。

(1) この特約の保険期間の満了（職域保険の基本契約に付加された特約にあっては、その保険期間を更新する場合を除きます。）

(2) 被保険者の死亡（夫婦特約にあっては、特約が消滅する場合に限ります。）

(3) この特約の解除又は解約の通知

(4) この特約の失効（第２号に該当する場合を除き、夫婦特約にあっては、特約が消滅する場合に限ります。）

(5) 特約保険金額の減額変更の請求

４　前項第５号に掲げる事由が生じたことにより支払う特約契約者配当金の額は、特約保険金額のうち減額した特約保険金額の割合によって計算します。

５　終身年金保険等の基本契約に付加された特約において、その特約が付加された基本契約の年金支払事由発生日又は年金支払期間（継続年金を支払っている保証期間を含みます。）内の年ごとの年金支払事由発生日が到来したときは、特約の契約者配当金（年金支払事由発生日までの間の会社の定める利率による利息を含みます。）を、この特約を付加した基本契約の普通保険約款の定めるところにより年金を積み増すことにより支払われる契約者配当金と合わせて、その基本契約の年金の保険料に充て会社の定めるところによりその年金を積み増すことにより支払います。

第17章　譲渡禁止

（譲渡禁止）

第51条　保険契約者又は特約保険金受取人は、特約保険金、特約の返戻金又は特約契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第18章　控除支払

（控除支払）

第52条　この特約が付加された基本契約において保険金（生存保険金を除きます。）、年金（介護割増年金を除きます。）、継続年金、返戻金、契約者配当金（普通保険約款の規定による配当金支払請求に係る契約者配当金を除きます。）若しくは払い戻す基本保険料を支払う場合又は特約の返戻金若しくは特約契約者配当金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料、第34条第４項、第35条第５項、第37条第７項、第38条第５項又は第42条第５項の規定により会社が返還を受けるべき特約の返戻金（特約の返戻金と同時に支払った特約契約者配当金その他の金額を含みます。）その他会社が弁済を受けるべき金額があるときは、支払金額から差し引きます。

第19章　特約保険金の支払の請求等

（特約保険金の支払の請求等）

第53条　保険契約者又は特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社に通知してください。

２　保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人が、特約保険金、特約の返戻金、特約契約者配当金その他この特約に基づく諸支払金（以下「特約保険金等」といいます。）の支払の請求又は特約保険料の払込免除の請求をしようとするときは、会社の定めるところにより、別表第12に定める必要書類を会社に提出して請求してください。

３　特約保険金等は、前項の必要書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して10営業日以内に、会社の本社又は会社の指定した場所で支払います。ただし、事実の確認その他の事由により時日を要するときは、10営業日を過ぎることがあります。

４　会社は、事実の確認をするため、保険契約者、被保険者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に対し、照会し、又は同意を求めることがあります。この場合において、保険契約者、被保険者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人が会社の照会に対する回答又は同意を正当な理由なく拒んだときは、その回答又はその同意を得て事実を確認するまでは特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除は行いません。

５　保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に通知できないときにおいては、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に到達したものとみなします。

６　会社が支払うべき金額に１円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

（時効）

第54条　特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除を請求する権利は、その特約保険金等の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた日の翌日から起算して５年を経過したときは、時効によって消滅します。

第20章　契約内容の登録

（契約内容の登録）

第55条　会社は、保険契約者及び被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

(1) 保険契約者並びに被保険者の氏名、生年月日、性別及び住所（市・区・郡までとします。）

(2) 入院保険金の種類

(3) 入院保険金の日額（第13条第１項の表の入院保険金の支払額の欄１、欄２及び欄３に規定する金額とします。）

(4) 特約の契約日（特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。次項において同じとします。）

(5) 当会社名

2　前項の登録の期間は、特約の契約日から５年以内とします。

3　協会加盟の各生命保険会社及び全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第１項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下この条において同じとします。）の申込み（復活、復旧、入院給付金の日額の増額又は特約の中途付加の申込みを含みます。）を受けた場合、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4　各生命保険会社等は、第２項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込みがあった場合、前項の規定により連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額又は特約の中途付加の承諾を含みます。以下この条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。

5　各生命保険会社等は、特約の契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額又は特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額又は特約の中途付加の日とします。）から５年以内に入院給付金の支払請求を受けたときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6　各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断又は支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7　協会及び各生命保険会社等は、登録又は連絡された内容を他に公開しないものとします。

8　保険契約者又は被保険者は、登録又は連絡された内容について、会社又は協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9　第３項、第４項及び第５項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

第21章　特則

（中途付加の場合の特則）

第56条　基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。

(1) この特約の申込みを承諾した後に第１回特約保険料を受け取った場合　第１回特約保険料を受け取った時

(2) 第１回特約保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合　第１回特約保険料相当額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時（夫婦特約の申込みの場合において、主たる被保険者又は配偶者である被保険者の告知前に受け取った場合には、そのいずれか遅い告知の時））

2　基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日が、その基本契約の契約日から起算した１か月ごとの応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下この項において「基本契約の月ごとの契約応当日」といいます。）と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日をその基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。

3　基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日が、その基本契約の契約日から起算した１年ごとの応当日（その年にその応当日がない場合にあっては、その基本契約の契約日の属する月の１年ごとの応当月の末日の翌日。以下この項において「基本契約の年ごとの契約応当日」といいます。）と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日をその基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。

4　この特約を基本契約（保険料の払込方法（回数）を一時払とする即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約及び即時型の年金保険に変更した後の基本契約を除きます。）の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第40条の規定にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者がその基本契約の普通保険約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日の属する月の翌月からこの特約の契約日の属する月までの期間を加えて計算します。

（基本契約が据置終身年金保険等の場合の特則）

第57条　この特約が、即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時定期年金保険、据置定期年金保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約の締結の際に付加された場合において、特約の告知を受ける前に第１回保険料相当額を受け取った場合には、会社は、その告知の時（夫婦特約の申込みの場合において、主たる被保険者又は配偶者である被保険者の告知前に受け取った場合には、そのいずれか遅い告知の時）から、特約上の責任を負います。

2　前項の会社の責任開始の日をこの特約の契約日とします。

3　第１項の場合において、この特約を付加した基本契約の責任開始時は、当該基本契約の普通保険約款の規定にかかわらず、特約の責任開始時と同一とし、その日を当該基本契約の契約日とします。

（基本契約が職域保険の場合の特則）

第58条　職域保険の基本契約の締結後に特約を付加する場合は、その特約の契約日は、職域取扱団体（職域保険普通保険約款の定めるところにより職域取扱いを受ける団体をいいます。以下同じとします。）に係る基本契約の契約応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日）又は保険期間の更新をする日のいずれかの日（その日が、非営業日に当たるときは翌営業日（その日が翌月となるときはその日の直前の営業日）とすることを要します。

2　職域保険の基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日が当該職域取扱団体に係る基本契約の契約日から起算した１か月ごとの応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下この項において「職域取扱団体の月ごとの応当日」といいます。）と異なるときは、その職域取扱団体の月ごとの応当日を職域保険の基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。

3　前項の場合において、その基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日がその職域取扱団体に係る基本契約の契約日から起算した１年ごとの応当日（その年にその応当日がない場合にあっては、その職域取扱団体に係る基本契約の契約日の属する月の１年ごとの応当月の末日の翌日。以下この項において「職域取扱団体の年ごとの応当日」といいます。）と異なるときは、その職域取扱団体の年ごとの応当日を職域保険の基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。

4　職域保険の基本契約に付加されたこの特約について、基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、第５条の規定にかかわらず、職域取扱団体に係る基本保険料と合わせて同一月分を払い込むことを要します。

5　職域保険の基本契約に付加された特約にあっては、保険契約者が特約の保険期間の更新をしない旨を会社に通知しない限り、特約の保険期間の満了する日の翌日に保険期間を１年更新します。
6　前項の特約の保険期間の更新は、職域保険普通保険約款の定めるところによります。
7　第５項の規定により特約の保険期間を更新した特約について、第９条、第10条、第13条、第19条、第22条、第24条、第31条、第35条、第37条及び第41条の規定を適用する場合にはこの特約の責任開始時、責任開始の日又は契約日はそれぞれ更新前のこの特約の責任開始時、責任開始の日又は契約日とし、第13条の規定を適用する場合にはこの特約の保険期間は更新前のこの特約の保険期間から継続するものとします。

別表第１　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病又は体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し又はその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分　類　項　目	基本分類表番号
1　鉄道事故	E 800～E 807
2　自動車交通事故	E 810～E 819
3　自動車非交通事故	E 820～E 825
4　その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5　水上交通機関事故	E 830～E 838
6　航空機及び宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7　他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8　医薬品及び生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9　その他の固体、液体、ガス及び蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂及びグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎並びにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他及び詳細不明の細菌性食中毒）及びアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10　外科的及び内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11　患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的及び内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12　不慮の墜落	E 880～E 888
13　火災及び火焔による不慮の事故	E 890～E 899
14　自然及び環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧及び気圧の変化（E 902）」、「旅行及び身体動揺（E 903）」及び「飢餓、渇、不良環境曝露及び放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	E 900～E 909
15　溺水、窒息及び異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入又は嚥下による気道閉塞又は窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入又は嚥下による気道の閉塞又は窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16　その他の不慮の事故 ただし、「努力過度及び激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」及び「その他及び詳細不明の環境的原因及び不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17　医薬品及び生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18　他殺及び他人の加害による損傷	E 960～E 969
19　法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20　戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表第２　身体障害等級表

(1) 身体障害及び障害等級は、次のとおりとします。

障害等級	身体障害
第１級	1　両眼が失明したもの 2　言語又はそしゃくの機能を全く廃したもの 3　精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4　両上肢を手関節以上で失ったもの 5　１上肢を手関節以上で失い、かつ、他の１上肢の用を全く廃したもの 6　両上肢の用を全く廃したもの 7　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの 8　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢の用を全く廃したもの 9　１上肢の用を全く廃し、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの

	10　１上肢及び１下肢の用を全く廃したもの 11　両下肢を足関節以上で失ったもの 12　１下肢を足関節以上で失い、かつ、他の１下肢の用を全く廃したもの 13　両下肢の用を全く廃したもの
第２級	20　両耳の聴力を全く失ったもの 21　言語及びそしゃくの機能に著しい障害を残すもの 22　精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの 23　１上肢を手関節以上で失ったもの 24　１上肢の用を全く廃したもの 25　10手指を失ったもの又はその用を全く廃したもの 26　10手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの 27　１下肢を足関節以上で失ったもの 28　１下肢の用を全く廃したもの
第３級	40　両眼の視力の和が0.12以下になったもの 41　１眼が失明したもの 42　両耳の聴力レベルが69デシベル以上89デシベル未満になったもの 43　言語又はそしゃくの機能に著しい障害を残すもの 44　精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの 45　脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すもの 46　１上肢の３大関節中の２関節の用を全く廃したもの 47　１手の５手指を失ったもの、母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み３手指若しくは４手指を失ったもの 48　１手の５手指若しくは４手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含み３手指の用を全く廃したもの 49　１下肢の３大関節中の２関節の用を全く廃したもの 50　10足指を失ったもの又は10足指の用を全く廃したもの 51　10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く廃したもの

備考

１　身体障害

この表に掲げる身体障害は、いずれも、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

２　眼の障害

ア　視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。

イ　「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。

３　耳の障害

ア　聴力はオージオメーターによって測定するものとします。

イ　「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。

４　言語、そしゃくの障害

ア　「言語の機能を全く廃したもの」とは、音声又は言語をそう失したものをいいます。

イ　「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声又は言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。

ウ　「そしゃくの機能を全く廃したもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。

エ　「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食又はこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。

５　精神、神経、胸腹部臓器の障害

ア　「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。

イ　「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。

ウ　「精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、又はこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。

６　脊柱の障害

ア　「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。

イ　「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいいます。

７　上肢の障害

ア　「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、又は上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

イ　「上肢の用を全く廃したもの」とは、３大関節（肩関節、肘関節及び手関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。

ウ　「関節の用を全く廃したもの」とは、関節が強直し、又は拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の４分の１以下に制限されたものをいいます。

８　手指の障害

ア　「手指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失

ったものをいいます。
イ　「手指の用を全く廃したもの」とは、手指を末節の２分の１以上で失ったもの又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいいます。

９　下肢の障害

ア　「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、又は下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
イ　「下肢の用を全く廃したもの」とは、３大関節（股関節、膝関節及び足関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。
ウ　「関節の用を全く廃したもの」とは、上肢の場合と同様とします。

10　足指の障害

ア　「足指を失ったもの」とは、足指を基節の２分の１以上で失ったものをいいます。
イ　「足指の用を全く廃したもの」とは、第１足指にあっては、末節の２分の１以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の２分の１以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったもの又は足指の中足指節関節若しくは近位指節間関節に完全強直若しくは完全拘縮を残すものをいいます。

(2) 前号の表に掲げる身体障害のうち、第１級の４から13まで、第２級の25及び26並びに第３級の50及び51の身体障害は、１の不慮の事故によるものであって、当該傷害が生じた身体の同一部位に既に存する同号の表に掲げる身体障害に加重して生じたものでないものに限ります。

(3) 第１号の表に掲げる身体障害のうち、第１級の３、第２級の22及び第３級の44の身体障害は、これらの身体障害以外の同号の表に掲げる身体障害に該当するものを含まないものとします。

別表第３　特定要介護状態

特定要介護状態とは、常時の介護を要する次のいずれかの身体障害の状態をいいます。

(1) 日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のアに該当し、かつ、イからオまでのうちいずれか３つ以上に該当する状態

ア　歩行できない
イ　排尿便の後始末が自分ではできない
ウ　食事が自分ではできない
エ　衣服の着脱が自分ではできない
オ　入浴が自分ではできない

備考

１　「歩行できない」とは、杖、装具等の使用及び他人の介助によっても歩行できず、常時ベッド周辺の生活であることをいいます。
２　「排尿便の後始末が自分ではできない」とは、自分で大小便の排せつ後のふきとり始末ができないため、他人の介助を要することをいいます。
３　「食事が自分ではできない」とは、食器類又は食物を選定、工夫しても、自分で食事ができないため、他人の介助を要することをいいます。
４　「衣服の着脱が自分ではできない」とは、衣服等を工夫しても、自分で衣服の着脱ができないため、他人の介助を要することをいいます。
５　「入浴が自分ではできない」とは、浴槽等を工夫しても、自分で浴槽の出入り又は体の洗い流しができないため、他人の介助を要することをいいます。

(2) 医師により器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態で、次の見当識障害のいずれかに該当する状態

ア　時間の見当識障害が常時あること。
イ　場所の見当識障害があること。
ウ　人の見当識障害があること。

備考

１　「医師により器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(1)及び(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。
(1) 脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること
(2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
２　前１の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」及び「器質的障害」とは、次のとおりとします。
(1) 「器質性認知症」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類番号
老年痴呆、単純型	290.0
初老期痴呆	290.1
老年痴呆、抑うつ型及び妄想型	290.2
急性錯乱状態を伴う老年痴呆	290.3
動脈硬化性痴呆	290.4
他に分類された状態における痴呆	294.1

昭和54年版以後の厚生省（平成13年１月６日以降は厚生労働省）大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。
(2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因又は障害によって引き起こされた組織学的

に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

3　「意識障害」とは、周囲に対して適切な注意を払い、外部からの刺激を的確に受け取り、対象を認知する能力に障害が生じていることをいいます。

4　「時間の見当識障害」とは、季節又は朝、昼及び夜が分からないことをいいます。

5　「場所の見当識障害」とは、現在自分が住んでいる場所又は現在自分がいる場所が分からないことをいいます。

6　「人の見当識障害」とは、日頃接している家族又は日頃接している周囲の人間が分からないことをいいます。

別表第４　薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬又は幻覚薬等を含みます。

別表第５　病院又は診療所

「病院又は診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院又は患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫又は打撲に関し施術を受けるため、会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。ただし、介護保険法に定める介護老人保健施設は含みません。

(2) 前号の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

別表第６　入院

「入院」とは、医師（会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じとします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じとします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表第７　手術保険金の支払対象となる手術及び支払倍率

手術保険金の支払対象となる手術及び支払倍率は、次のとおりとします。

体の部位等	支払対象となる手術の種類	支払倍率
皮膚	1　植皮術（植皮の面積が25cm²未満の手術を除く。受容者に限る。）	10倍
乳房	2　乳房切断術	40倍
	3　乳腺全摘出術	20倍
筋骨	4　頭蓋骨観血手術（５又は６に該当する手術を除く。）	20倍
	5　鼻骨観血手術	10倍
	6　上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴う手術を除く。）	20倍
	7　脊椎観血手術	20倍
	8　骨盤・股関節観血手術	20倍
	9　鎖骨・肩甲骨・肋骨・胸骨観血手術	10倍
	10　四肢切断術（手指・足指の手術を除く。）	20倍
	11　切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴う手術に限る。）	20倍
	12　四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指の手術を除く。）	10倍
	13　骨移植術（受容者に限る。）	10倍
	14　骨髄炎・骨結核・骨腫瘍手術（膿瘍の単なる切開を除く。）	10倍
	15　筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指の手術及び筋炎・結節腫・粘液腫手術を除く。）	10倍
呼吸器・胸部	16　慢性副鼻腔炎根本手術	10倍
	17　喉頭全摘除術	40倍
	18　喉頭部分切除術、喉頭形成術	10倍
	19　気管・気管支の手術（開胸を伴う手術に限る。）	20倍
	20　肺・胸膜の手術（開胸を伴う手術に限る。）	20倍
	21　胸郭形成術	20倍
	22　縦隔腫瘍摘出術（開胸を伴う手術に限る。）	40倍
循環器	23　大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	40倍
	24　静脈瘤根本手術	10倍
	25　その他の観血的血管形成術（手指・足指の手術及び血液透析外シャント形成術を除く。）	20倍
	26　心膜切開・縫合術（開胸を伴う手術に限る。）	20倍
	27　直視下心臓内手術	40倍
	28　体内用ペースメーカー埋込術（開胸を伴う手術に限る。）	20倍
	29　舌全摘除術	40倍
	30　耳下腺・顎下腺腫瘍摘出術	10倍
	31　食道離断術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	40倍
	32　その他の食道の手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	33　胃切除術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	40倍
	34　その他の胃の手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	35　肝切除術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	40倍
	36　その他の肝臓観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍

消化器・腹部	37　胆嚢・胆道観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	38　膵臓観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	39　脾臓観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	40　腹膜炎観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	41　ヘルニア根本手術	10倍
	42　虫垂切除術	10倍
	43　直腸脱根本手術	20倍
	44　その他の腸・腸間膜の手術（開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	45　痔瘻・脱肛・痔核根本手術	10倍
泌尿器	46　腎移植術（受容者に限る。）	40倍
	47　その他の腎臓・腎盂観血手術（経尿道的操作を除く。）	20倍
	48　尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作を除く。）	20倍
	49　尿道形成術（経尿道的操作を除く。）	10倍
	50　尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作を除く。）	20倍
性器	51　陰茎切断術	40倍
	52　睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢観血手術	20倍
	53　前立腺観血手術（経尿道的操作を除く。）	20倍
	54　帝王切開娩出術	10倍
	55　子宮外妊娠手術	20倍
	56　子宮全摘除術	40倍
	57　子宮の手術（開腹を伴う手術に限る。54、55又は56に該当する手術を除く。）	20倍
	58　その他の子宮観血手術（人工妊娠中絶術を除く。）	10倍
	59　卵巣・卵管の手術（開腹を伴う手術に限る。）	20倍
	60　その他の卵巣・卵管観血手術	10倍
	61　膣脱観血手術	10倍
内分泌器	62　下垂体腫瘍摘除術	40倍
	63　甲状腺観血手術	10倍
	64　副腎摘除術（開腹を伴う手術に限る。）	20倍
神経	65　頭蓋内観血手術（開頭を伴う手術に限る。）	40倍
	66　神経観血手術（手指・足指の手術及び神経ブロックを除く。）	20倍
	67　観血的脊髄腫瘍・脊髄血管腫摘出術	40倍
	68　脊髄硬膜内外観血手術	20倍
視器	69　涙小管形成術	10倍
	70　涙嚢鼻腔吻合術	10倍
	71　結膜嚢形成術	10倍
	72　角膜移植術	10倍
	73　観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10倍
	74　虹彩観血手術	10倍
	75　緑内障観血手術	20倍
	76　白内障・水晶体観血手術	20倍
	77　硝子体観血手術	20倍
	78　網膜剥離症観血手術	20倍
	79　眼球摘除術・組織充填術	20倍
	80　眼窩腫瘍摘出術	20倍
	81　眼筋移植術	10倍
	82　レーザー・冷凍凝固による眼球の手術	10倍
聴器	83　鼓膜・鼓室形成術	20倍
	84　乳様洞削開術	10倍
	85　中耳根本手術	20倍
	86　内耳観血手術	20倍
	87　聴神経腫瘍摘出術	40倍
新生物	88　悪性新生物摘出術	40倍
	89　悪性新生物温熱療法	10倍
	90　その他の悪性新生物手術	20倍
	91　新生物根治放射線照射（一連の照射をもって50グレイ以上の照射を受けた場合に限る。）	10倍
その他	92　その他の開頭を伴う手術（穿頭を伴う手術を含む。）	20倍
	93　その他の開胸又は開腹を伴う手術	10倍
	94　内視鏡、血管カテーテル又はバスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器・四肢の手術（検査・処置を除く。）	10倍
	95　衝撃波による体内結石破砕術	10倍

備考

1　手術とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除等の操作を加えることをいい、上表の手術番

号１～95を指します。吸引、穿刺、抜釘又は抜糸等の操作又は処置及び神経ブロックは除きます。
２　開頭を伴う手術とは、頭蓋腔を開き、露出した状態で、頭蓋腔内に操作を加える手術をいいます。
なお、頭蓋腔とは、頭蓋骨によって、形成される脳頭蓋の腔（眼窩、前頭洞、乳様洞、鼓室及び蝶形骨洞を除きます。）をいいます。
３　開胸を伴う手術とは、胸腔を開き、露出した状態で、胸腔内に操作を加える手術をいいます。
４　開腹を伴う手術とは、腹腔を開き、露出した状態で、腹腔内に操作を加える手術をいいます。
なお、腹腔とは、腹膜腔、腹膜後腔（隙）及び骨盤腔をいいます。
５　１の手術を受けた場合で、その手術が２以上の手術の種類に該当するときは、これらの手術の種類のうち支払倍率が最も高いいずれか１の手術の種類に応じた支払倍率を適用します。ただし、脳、喉頭、胸部臓器、腹部臓器又は四肢の手術（悪性新生物摘出術を除きます。）のうち内視鏡、血管カテーテル又はバスケットカテーテルによる手術は、94の手術の種類に応じた支払倍率（10倍）を適用します。
６　82、89、91、94及び95の手術の種類に該当する手術において、１の不慮の事故又は１の疾病による入院に係るものについては、１回の支払を限度とします。

別表第８　通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療によっては治療の目的を達することができないため、病院等（患者を収容する施設を有しないものを含みます。）において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

別表第９　療養

療養とは、次のいずれかの状態をいいます。ただし、入院及び通院に係るものを除きます。
(1) 医師の治療を受けること。
(2) 医師の指示に基づき静養すること（前号に該当する場合を除きます。）。

別表第10　会社所定の感染症

会社所定の感染症は、次に掲げるものとします。
(1) エボラ出血熱
(2) クリミア・コンゴ出血熱
(3) 重症急性呼吸器症候群（病原体がＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）
(4) 痘そう
(5) ペスト
(6) マールブルグ病
(7) ラッサ熱
(8) 急性灰白髄炎
(9) コレラ
(10) 細菌性赤痢
(11) ジフテリア
(12) 腸チフス
(13) パラチフス

別表第11　基本契約の変更に伴う特約の変更

(1) 第34条の規定によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。
ア　年齢の誤りの処理により基本契約の保険期間又は保険料払込期間の終期が変更されたとき。
イ　年齢又は性別の誤りの処理により基本契約の保険金額（年金保険の基本契約にあっては、年金額（介護割増年金額を除きます。））が減額更正されたとき。
ウ　保険料払済契約への変更があったとき。
エ　基本契約の保険期間又は保険料払込期間が短縮されたとき。
オ　基本契約において、年金支払事由発生日を繰り上げる契約変更があったとき。
カ　基本契約において、年金支払事由発生日を繰り下げる契約変更があったとき。
キ　据置定期年金保険の基本契約において、年金支払期間を延長する契約変更があったとき。
ク　即時型の年金保険への変更があったとき。
ケ　夫婦特約が付加された夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において、主たる被保険者が死亡した場合（その者に係る保険金が支払免責になる場合に限ります。）において基本契約の保険金額又は年金額が減額されたとき。
コ　アからケまでのほか、基本契約の保険金額又は年金額（介護割増年金額及び育英年金額を除きます。）が減額されたとき。
(2) 基本契約について、前号ウの事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込むことを要しません
(3) 基本契約について、第１号エからクまでのいずれかの事由が生じたときは、この特約の保険期間又は保険料払込期間の終期もその基本契約の保険期間（年金保険の基本契約にあっては、年金支払期間）又は保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。この場合において、同号クの事由が生じたときは、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込むことを要しません。
(4) 基本契約について、第１号に掲げる事由が生じたときは、会社の定めるところにより、特約保険料額又は特約保険金額を更正又は減額します。

別表第12　必要書類

(1) 特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要な書類は、次の表に掲げるものとします。

ア　特約保険金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
入院保険金の支払（第13条関係）	特約保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　保険契約者及び被保険者が職域である団体、職域取扱団体に係る構成員又はその退職者等であることを証明するに足りる書類（職域保険の基本契約に付加された特約に限ります。） 4　主たる被保険者及び配偶者である被保険者の婚姻関係を証明するに足りる書類（夫婦特約に限ります。） 5　会社所定の医師の診断書 6　被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類（傷害による入院保険金の支払請求をする場合に限ります。） 7　特約保険金受取人の戸籍抄本 8　特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 9　保険証券
手術保険金の支払（第13条関係）	特約保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　特約保険金受取人の戸籍抄本 5　特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
通院療養給付金の支払（第13条関係）	特約保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　特約保険金受取人の戸籍抄本 5　特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券

イ　特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約保険料の払込免除（第10条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
夫婦特約における主たる被保険者の死亡等による特約保険料の払込免除（第11条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の死亡証明書又は会社所定の医師の診断書 4　傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券
介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除（第12条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3　会社所定の医師の診断書 4　被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類 5　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6　保険証券

ウ　特約の返戻金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
解除若しくは解約又は失効（第31条第２項第５号の規定による失効を除きます。）による特約の返戻金の支払（第31条、第43条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
第31条第２項第５号の失効による特約の返戻金の支払（第31条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　配偶者である被保険者の資格喪失の事実及びその年月日を証明するに足りる書類 3　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4　保険証券

被保険者の死亡（第43条に該当する場合に限ります。）による特約の返戻金の支払（第43条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4　保険証券

エ　その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第７条関係）	保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人	1　その旨を記載した請求書 2　保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
未経過期間に対する特約保険料の払戻し（第８条関係）	保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
特約の変更（第35条、第37条、第38条関係）	保険契約者	1　会社所定の請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
特約の解約（第42条関係）	保険契約者	1　会社所定の通知書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
無効保険料の払戻し（第44条関係）	保険契約者	1　その旨を記載した請求書 2　保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券
特約の復活（第45条関係）	保険契約者	1　会社所定の申込書 2　保険証券
特約契約者配当金の支払（第50条関係）	保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人	1　会社所定の請求書 2　保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3　保険証券

(2)　会社は、前号の書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、同号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

約　款

（お取扱いに関する約款）

口座払込みに関する特則条項

（平成19年10月１日制定）

（趣旨）

第１条　この特則条項は、保険料（基本契約の保険料又は特約保険料をいいます。以下同じとします。）の口座払込みについて定めます。

２　この特則条項は、保険契約者から、普通保険約款又は特約条項に定める保険料の払込方法（経路）のうち、口座払込みを選択する旨の申出があり、かつ、会社がこれを認めた場合に適用します。

３　この特則条項を適用するには、次に掲げる条件を満たすことを要します。

(1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社の指定した金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に設置されていること

(2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

（保険料率）

第２条　この特則条項を適用する基本契約又は特約（以下「保険契約」といいます。）の保険料率は、月払口座振替保険料率とします。ただし、普通保険約款又は特約条項の定めるところにより、保険料の前納払込みをする場合には、普通保険約款又は特約条項の定めるところによります。

（保険料の払込み）

第３条　保険料は、普通保険約款又は特約条項の規定にかかわらず、払込時期内において会社の定めるところにより保険契約者が指定した日又は会社が定めた日のいずれかの日（以下「振替日」といいます。ただし、その月に振替日がない場合にあってはその月の末日の翌日を振替日とし、振替日が提携金融機関の非営業日である場合にあっては翌営業日を振替日とします。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。

２　前項の場合においては、振替日に保険料の払込みがあったものとします。

３　第１項の場合において、保険契約者が同一の指定口座から振替日を同じくする２件以上の保険契約について保険料の払込みをしようとするときは、その２件以上の保険契約の保険料の総額を払い込むことを要します。

４　保険契約者は、あらかじめ保険料相当額（前項の場合にあっては、その総額）を指定口座に預入しておくことを要します。

５　会社は、第１項の規定により払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

（口座振替不能の場合の取扱い）

第４条　振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、会社の定めるところにより、翌月分の振替日に翌月分の保険料と合わせてその合計額について再度口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額がその合計額に満たないときは、指定口座の預入額の範囲内で口座振替を行い、払込時期の過ぎた保険料のうちその時期の早いものに係る保険料から払込みがあったものとします。

２　普通保険約款又は特約条項の定めるところにより、保険料を前納する場合であって、振替日に保険料の口座振替が不能となったときは、前項の規定にかかわらず、翌月分の振替日にその不能となった月数分の保険料について再度口座振替を行います。

３　前２項の場合において、次の振替日までの間に普通保険約款又は特約条項の規定により保険契約の効力を失うものにあっては、保険契約者は、普通保険約款又は特約条項に定める猶予期間内に、払込時期の過ぎた保険料を会社の本社又は会社の指定した場所に払い込んでください。

（諸変更）

第５条　保険契約者が指定口座を同一の提携金融機関の他の口座又は他の提携金融機関の口座に変更しようとするときは、その旨を会社及び提携金融機関に通知してください。

２　保険契約者が保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更しようとするときは、その旨を会社及び提携金融機関に通知してください。

３　提携金融機関が保険料の口座振替の取扱いを停止したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座の他の提携金融機関の口座への変更又は他の保険料の払込方法（経路）の選択をしてください。

４　会社又は提携金融機関の事情により、会社が振替日を変更したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。

（特則条項を適用しない場合）

第６条　次のいずれかに該当するときは、それ以後は、この特則条項は適用しません。

(1) 保険料の払込みを要しなくなったとき。

(2) 他の保険料の払込方法（経路）に変更されたとき。

(3) 第１条第３項各号に掲げる条件を満たさなくなったとき。

契約変更に関する特則条項

（平成19年10月１日制定）

目次

第１章　総則（第１条－第３条）
第２章　契約変更の要件（第４条－第７条）
第３章　契約の変更（第８条－第14条）
第４章　変更前基本契約及び変更前特約の復元（第15条－第21条）
第５章　保険金等の支払、支払免責等及び契約変更の特則（第22条－第36条）
第６章　契約者配当の特則（第37条－第39条）
第７章　契約者貸付の特則（第40条）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この特則条項は、第１号から第５号までに掲げる基本契約の契約変更及び第６号から第10号までに掲げる特約の契約変更に関する事項について定めます。

(1) 基本契約の変更増額契約
　基本契約の変更増額契約とは、保険金額の増額をするとともに会社の定めた保険種類とする契約をいいます。

(2) 基本契約の同種増額契約
　基本契約の同種増額契約とは、契約種類（会社の定める契約種類をいいます。以下同じとします。）を変更しないで、保険金額の増額をするための変更をする契約をいいます。

(3) 保険期間延長契約
　保険期間延長契約とは、保険種類（会社の定める保険種類をいいます。以下同じとします。）及び保険金額を変更しないで、基本契約の保険期間の延長をするための変更をする契約をいいます。

(4) 払込期間延長契約
　払込期間延長契約とは、保険種類及び保険金額を変更しないで、基本契約の保険料払込期間の延長をするための変更をする契約をいいます。

(5) 介護割増年金額の増額契約
　介護割増年金額の増額契約とは、契約種類を変更しないで、介護割増年金額を増額するための変更（年金支払開始年齢を変更しないで、据置終身年金保険から介護割増年金付終身年金保険へ変更することを含みます。）をする契約をいいます。

(6) 特約の同種増額契約
　特約の同種増額契約とは、特約種類を変更しないで、特約保険金額の増額をするための変更をする契約をいいます。

(7) 特約の種類変更契約
　特約の種類変更契約とは、特約保険金額を変更しないで、特約種類の変更（特約保険金の支払事由が追加となるものに限ります。）をするための変更をする契約をいいます。

(8) 特約の種類変更増額契約
　特約の種類変更増額契約とは、特約保険金額を増額するとともに会社の定めた特約種類とする契約をいいます。

(9) 配偶者追加変更契約
　配偶者追加変更契約とは、特約の被保険者への配偶者である被保険者を追加するための変更をする契約をいいます。

(10) 基本契約の充当型変更契約による変更に伴う特約の変更
　基本契約の充当型変更契約（基本契約の変更増額契約、保険期間延長契約又は払込期間延長契約をいいます。以下同じとします。）による変更に伴う特約の変更とは、基本契約の充当型変更契約による変更に伴い、当該基本契約に付加された特約について、その保険期間又は保険料払込期間が変更後基本契約の保険期間又は保険料払込期間に合わせて変更されることをいいます。

（用語）

第２条　この特則条項において使用する用語の意義は、次の表のとおりとします。

変更前基本契約	この特則条項の定めるところにより契約変更をする前の基本契約をいいます。
変更後基本契約	この特則条項の定めるところにより契約変更をした後の基本契約をいいます。
変更前特約	この特則条項の定めるところにより契約変更（配偶者追加変更契約による変更を除きます。）をする前の特約をいいます。
変更後特約	この特則条項の定めるところにより契約変更（配偶者追加変更契約による変更を除きます。）をした後の特約をいいます。
一時払充当部分	基本契約の充当型変更契約による変更後基本契約又は特約の種類変更契約若しくは特約の種類変更増額契約による変更後特約のうち、変更前基本契約又は変更前特約を解約したとした場合の返戻金額等を一時払保険料に充てた部分をいいます。
保険料払込部分	変更後基本契約又は変更後特約のうち一時払充当部分を除いた部分をいいます。
増額部分	基本契約の同種増額契約若しくは介護割増年金額の増額契約による変更後基本契約又は特約の同種増額契約による変更後特約のうち、これらの契約により保険金額（育英年金付学資保険の変更後基本契約にあっては、保険金額及び年金額）、介護割増年金額又は特約保険金額が増額となった部分をいいます。
変更前部分	変更後基本契約又は変更後特約のうち増額部分を除いた部分をいいます。

変更前責任準備金額	基本契約の変更増額契約、基本契約の同種増額契約、保険期間延長契約、払込期間延長契約若しくは介護割増年金額の増額契約又は特約の同種増額契約、特約の種類変更契約若しくは特約の種類変更増額契約がなかったとした場合の変更前基本契約又は変更前特約の責任準備金の額をいいます。
変更後責任準備金額	変更後基本契約又は変更後特約を解約したとした場合にこの特則条項の規定により支払うべき返戻金の額に相当する金額をいいます。
不足責任準備金額	変更前責任準備金額が変更後責任準備金額を超える場合において、その超える金額をいいます。
変更前特約保険金額	変更前特約の特約保険金額をいいます。
変更後特約保険金額	変更後特約の特約保険金額をいいます。
基本契約の保険金額の増額等変更契約	基本契約の変更増額契約、基本契約の同種増額契約、保険期間延長契約、払込期間延長契約及び介護割増年金額の増額契約をいいます。
特約の特約保険金額の増額等変更契約	特約の同種増額契約、特約の種類変更契約、特約の種類変更増額契約及び配偶者追加変更契約をいいます。

（普通保険約款及び特約条項の適用）

第３条　変更後基本契約、変更後特約及び配偶者追加変更契約による変更をした特約においては、この特則条項に定めのないことについては、変更後基本契約にあっては当該変更後基本契約の契約種類に応じて適用される普通保険約款の、変更後特約及び配偶者追加変更契約による変更をした特約にあっては当該特約の特約種類に応じて適用される特約条項の定めるところによります。

２　前項の場合には、当該普通保険約款及び特約条項の規定中「基本契約」とあるのは「変更後基本契約」と、「特約」とあるのは「変更後特約」と読み替えて適用します。

３　夫婦特約（主たる被保険者及び配偶者である被保険者を特約の被保険者とする特約をいいます。以下同じとします。）のうち配偶者追加変更契約により特約の被保険者となった配偶者である被保険者に係る部分について、特約について適用される特約条項を適用する場合には、これらの規定中「責任開始」とあるのは「配偶者追加変更契約の責任開始」と読み替えて適用します。

第２章　契約変更の要件

（保険種類等の要件）

第４条　基本契約の変更増額契約による変更においては、変更後基本契約の保険種類は、次の表の左欄に掲げる変更前基本契約の保険種類に応じ、同表の右欄に掲げる保険種類であることを要します。

普通終身保険 特別終身保険 普通養老保険 特別養老保険	普通終身保険 特別終身保険 介護保険金付終身保険 普通養老保険 特別養老保険 終身年金保険付終身保険
学資保険 育英年金付学資保険	学資保険 育英年金付学資保険
終身年金保険付終身保険 据置終身年金保険	終身年金保険付終身保険
夫婦保険 夫婦年金保険付夫婦保険 据置夫婦年金保険	夫婦年金保険付夫婦保険

２　特約の種類変更増額契約による変更においては、変更後特約の特約種類は、次の表の左欄に掲げる変更前特約の特約種類に応じ、同表の右欄に掲げる特約種類であることを要します。

災害特約（介護保険金付終身保険に付加された災害特約に限ります。）	介護特約
介護特約	災害特約
傷害入院特約 疾病入院特約	疾病傷害入院特約
疾病傷害入院特約	傷害入院特約 疾病入院特約

３　保険種類、契約種類及び特約種類は、契約変更日（第11条に定める契約変更日をいいます。以下同じとします。）において会社が取り扱うもののいずれかであることを要します。

４　前３項のほか、基本契約の保険金額の増額等変更契約及び特約の特約保険金額の増額等変更契約における保険種類、特約種類、保険契約者及び被保険者の年齢又は保険金額等については、会社の定めた条件を満たすことを要します。

（変更前基本契約及び変更前特約の要件）

第５条　保険契約者は、変更前基本契約が次の各号のいずれかに該当する場合には、基本契約の保険金額の増額等変更契約の申込みをすることができません。

(1)　基本契約の契約日（復活した基本契約にあっては、その復活日）から起算して３年を経過していないとき。
(2)　保険料払込期間が満了しているとき。
(3)　残存保険期間が３年に満たないとき。
(4)　保険料の全部又は一部が払込免除となっているとき。
(5)　保険料払済契約に変更されているとき。
(6)　既に契約変更（保険料払済契約への変更を除きます。）をした基本契約にあっては、当該基本契約の変更の効力発生

の日（普通保険約款に定める基本契約の変更の効力が発生した日をいいます。）又は契約変更日から起算して３年を経過していないとき。
(7) 払込時期の到来した保険料が払い込まれていないとき。
(8) 契約者貸付を受けているとき（基本契約の同種増額契約及び介護割増年金額の増額契約による変更にあっては、保険料に振り替えることを目的とする貸付けに限ります。）。
(9) 既に保険契約者が死亡した後の基本契約であるとき（学資保険又は育英年金付学資保険であるものに限ります。）。

2　保険契約者は、変更前特約及び配偶者追加変更契約による変更をする前の特約が次のいずれか（特約の同種増額契約における夫婦特約にあっては、第２号を除きます。）に該当する場合には、特約の特約保険金額の増額等変更契約の申込みをすることができません。
(1) 特約の契約日（復活した特約にあっては、その復活日）から起算して３年を経過していないとき（配偶者追加変更契約による変更を除きます。）。
(2) 既に契約変更（保険料払済契約への変更を除きます。）をした特約にあっては、当該特約の変更の効力発生の日（特約条項に定める特約の変更の効力が発生した日をいいます。）又は契約変更日から起算して３年を経過していないとき（配偶者追加変更契約による変更を除きます。）。
(3) 特約保険料の全部又は一部の払込みを要しないとき。
(4) 配偶者である被保険者が既に当該特約における被保険者であることがあったとき（配偶者追加変更契約による変更に限ります。）。

3　保険契約者は、変更前特約が夫婦特約である場合にあっては、前項の場合のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から起算して３年を経過していないときは、特約の同種増額契約の申込みをすることができません。
(1) 主たる被保険者の特約保険金額を増額するときにおいて、その者の特約保険金額の減額変更又は特約の同種増額契約をした特約にあっては、その者の特約保険金額の減額変更の効力発生の日又は特約の同種増額契約の契約変更日
(2) 配偶者追加変更契約により特約の被保険者となった配偶者である被保険者の特約保険金額を増額する場合にあっては、その配偶者追加変更契約の契約変更日
(3) 配偶者である被保険者の特約保険金額を増額するときにおいて、その者の特約保険金額の減額変更又は特約の同種増額契約をした特約にあっては、その者の特約保険金額の減額変更の効力発生の日又は特約の同種増額契約の契約変更日

（特約の契約変更の場合の基本契約の要件）

第６条　保険契約者は、特約が付加されている基本契約が次のいずれかに該当する場合には、特約の特約保険金額の増額等変更契約の申込みをすることができません。
(1) 保険金額が最低保険金額に満たないとき又は年金額が最低年金額に満たないとき。
(2) 残存保険料払込期間が１年に満たないとき（職域保険の基本契約を除きます。）。
(3) 終身年金保険、定期年金保険及び夫婦年金保険の基本契約であって保険料の払込種類が一時払のものにあっては、年金支払事由発生日が到来しているとき。
(4) 保険料の全部又は一部が払込免除とされているとき。
(5) 保険料払済契約に変更されているとき（保険料払済契約への変更の請求をしたものであって、その変更の効力が生じる前のものを含みます。）。
(6) 保険料に振り替えることを目的とする貸付けを受けているとき。
(7) 払込時期の到来した保険料が払い込まれていないとき。

（複数契約の場合の要件）

第７条　基本契約の変更増額契約の申込みをする場合においては、被保険者を同一人とする２以上の変更前基本契約を１の変更後基本契約とすることができます。この場合において、変更前基本契約に特約が付加されているときは、変更後特約の特約保険金額が加入限度額を超える場合を除き、それらの特約について２以上の変更前特約を１の変更後特約とするための特約の種類変更増額契約の申込みをすることを要します。

2　前項の場合にあっては、第１条及び第４条第２項の規定にかかわらず、変更後特約の特約種類を変更前特約と同じ特約種類とすることができます。

第３章　契約の変更

（契約変更の申込み）

第８条　保険契約者が基本契約の保険金額の増額等変更契約及び特約の特約保険金額の増額等変更契約の申込みをしようとするときは、会社所定の申込書及び保険証券を添えて会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

2　前項の場合において、保険契約者は、会社の定める金額（以下「変更保険料」といいます。）の払込みを要します。

3　第１項の場合において、第三者を被保険者とするものであるときは、被保険者の同意を要します。

4　第１項の場合において、次の各号に定めるときは、配偶者である被保険者の同意を要します。
(1) 基本契約の保険金額の増額等変更契約が夫婦年金保険付夫婦保険の変更後基本契約に係るものであるとき。
(2) 特約の特約保険金額の増額等変更契約が夫婦特約における配偶者である被保険者を被保険者とする変更後特約に係るものであるとき。
(3) 配偶者追加変更契約であるとき。

5　職域保険の基本契約に付加された特約の特約保険金額の増額等変更契約（配偶者追加変更契約を除きます。以下この項において同じとします。）の申込みにあっては、次に定めるところによります。
(1) 特約の特約保険金額の増額等変更契約の契約変更日は、職域保険普通保険約款の規定による契約応当日又は更新日のいずれかの日（その日が、非営業日に当たるときは翌営業日（その日が翌月となるときはその日の直前の営業日））とすることを要します。
(2) 特約の特約保険金額の増額等変更契約の申込みは、第６条の規定にかかわらず、払込時期の到来した基本契約の保険料が払い込まれていない場合（当該申込み日の属する月の前月までに払込時期の到来した保険料が払い込まれていない場合を除きます。）であっても、その申込みをすることができます。ただし、特約の特約保険金額の増額等変更契約の申込み日の属する月の末日までに払込時期の到来した保険料の払込みがなかったときは、その申込みはなかったものとみなします。

（保険料の前納）

第９条　基本契約の同種増額契約及び介護割増年金額の増額契約の申込みの場合において、変更前基本契約の保険料が前納されているときは、その前納されている期間と同一の期間に対する保険料を前納することを要します。

（保険金受取人の指定）

第10条　基本契約の保険金額の増額等変更契約（介護割増年金額の増額契約を除きます。以下この条において同じとします。）であって、保険契約者が変更前基本契約の保険金受取人を指定している場合において、基本契約の保険金額の増額等変更契約の申込みの際、保険契約者が変更後基本契約の保険金受取人を指定しないときは、その変更前基本契約の保険金受取人の指定はなかったものとします。ただし、保険契約者が保険金受取人の指定の変更をしない旨の意思を表示しているときは、変更前基本契約の保険金受取人を変更後基本契約の保険金受取人とします。

（契約変更の責任開始）

第11条　会社は、次の時から基本契約の保険金額の増額等変更契約及び特約の特約保険金額の増額等変更契約上の責任（基本契約の充当型変更契約による変更後基本契約又は特約の特約保険金額の増額等変更契約による変更後特約の責任を含みます。）を負います。

(1) 基本契約の保険金額の増額等変更契約及び特約の特約保険金額の増額等変更契約の申込みを承諾した後に変更保険料を受け取った場合　変更保険料を受け取った時

(2) 変更保険料相当額を受け取った後に基本契約の保険金額の増額等変更契約及び特約の特約保険金額の増額等変更契約の申込みを承諾した場合　変更保険料相当額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時（変更後基本契約が夫婦年金保険付夫婦保険である保険金額の増額等変更契約又は夫婦特約に係る特約の特約保険金額の増額等変更契約において、主たる被保険者又は配偶者である被保険者の告知前に受け取った場合には、そのいずれか遅い告知の時））

２　前項の会社の責任開始の日を契約変更日とします。

３　基本契約の充当型変更契約又は特約の特約保険金額の増額等変更契約による変更後基本契約又は変更後特約に係る保険期間及び保険料払込期間は、その契約変更日から始まるものとします。

４　基本契約の保険金額の増額等変更契約及び特約の特約保険金額の増額等変更契約の申込みを承諾したときは、保険証券を保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

（職域保険の基本契約に付加された特約に係る特約の特約保険金額の増額等変更契約の責任開始時）

第12条　職域保険の基本契約に付加された特約の特約保険金額の増額等変更契約について、その保険期間を更新した場合、第５条、第15条（告知義務違反による特約の解除に限ります。）、第24条、第27条、第32条及び第33条の規定の適用に際しては、責任開始時（変更後特約にあっては、変更後特約の責任開始時とします。）については更新前の特約を基準とします。

（変更時の特約の返戻金の支払）

第13条　特約の種類変更契約又は特約の種類変更増額契約により特約種類を変更する場合において、一時払充当部分の保険金額が変更後特約保険金額を超えることとなるときは、会社の定める額の特約の返戻金を支払います。

（夫婦特約の種類変更増額契約に関する特則）

第14条　特約の種類変更増額契約による変更にあっては、夫婦特約について特約の種類変更増額契約をする場合において、被保険者の一方に係る変更を特約の種類変更契約又は特約条項の定める特約の種類の変更とするときは、変更後特約のうちその者に係る部分については、特約の種類変更増額契約に関する規定にかかわらず、それぞれ特約の種類変更契約に関する規定又は特約条項の特約の種類の変更に関する規定（変更の効力発生日に関する規定を除きます。）を適用します。

第４章　変更前基本契約及び変更前特約の復元

（契約変更の無効及び解除等）

第15条　普通保険約款又は特約条項の詐欺による無効、不法取得目的による無効、無効保険料の払戻し、告知義務、告知義務違反若しくは重大事由又は加入限度額超過による基本契約又は特約の解除、解除の効果及び解除の相手方に関する規定については、基本契約の保険金額の増額等変更契約及び特約の特約保険金額の増額等変更契約に係る部分について準用します。この場合、２年間の告知義務違反による基本契約又は特約の解除権の消滅に関する規定の適用に際しては、第11条に定める責任開始の日を起算日とします。

（変更増額契約の無効による復元）

第16条　基本契約の保険金額の増額等変更契約又は特約の特約保険金額の増額等変更契約が無効である場合においては、その無効の原因たる事実が判明した時から変更前基本契約又は変更前特約は、復元します。また、基本契約の充当型変更契約が無効となった場合には、基本契約に付加された変更前特約も復元します。

２　基本契約の保険金額の増額等変更契約については、前項の場合において、無効の原因たる事実が判明した時が復元する変更前基本契約の保険期間の満了した後であるときは、同項の規定にかかわらず、当該基本契約の保険金額の増額等変更契約の申込みの時に保険契約者から変更前基本契約について解約の旨の通知があったものとします。

（解除による復元）

第17条　基本契約の保険金額の増額等変更契約又は特約の特約保険金額の増額等変更契約が告知義務違反、重大事由又は加入限度額超過により解除された場合には、その解除の効力が生じた時から変更前基本契約又は変更前特約は、復元します。この場合においては、第29条第１項の規定を準用します。また、基本契約の充当型変更契約が告知義務違反、重大事由又は加入限度額超過により解除された場合には、その解除の効力が生じた時から、基本契約に付加された変更前特約も復元します。

（復元後の契約関係者）

第18条　基本契約の保険金額の増額等変更契約においては、変更前基本契約が復元した場合は、復元時における変更後基本契約の保険契約者又は保険金受取人である地位を有する者が、それぞれ復元した変更前基本契約の保険契約者又は保険金受取人となるものとします。

２　夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険又は夫婦年金保険の変更前基本契約が復元する場合において、その復元する時に既に主たる被保険者が死亡しているとき、又は配偶者である被保険者が死亡若しくは被保険者の資格を失っているときは、復元の時にそれらの事由が生じたものとして復元する変更前基本契約の保険種類に応じて適用される普通保険約款の定め

るところにより、保険料額、保険金額又は年金額を更正します。

（不足責任準備金額の払込み）

第19条　告知義務違反、重大事由又は加入限度額超過により変更前基本契約又は変更前特約が復元する場合において、変更前責任準備金額が変更後責任準備金額を超えるときは、保険契約者は、その復元時における不足責任準備金額に相当する金額を基本契約の保険金額の増額等変更契約又は特約の特約保険金額の増額等変更契約の解除の日から１か月を経過する日までに会社の本社又は会社の指定した場所に払い込んでください。

２　前項の場合において、保険契約者が同項に定める日までに不足責任準備金額に相当する金額を払い込まないときは、保険契約者から、解除の日の直後に到来する変更前基本契約の月ごとの契約応当日に、その不足責任準備金額に相当する金額の払込みに代えて変更前基本契約の保険金額又は年金額を減額する請求があったものとして、会社の定めるところにより、その変更前基本契約の保険金額又は年金額を減額します。

（復元の場合の保険料の払込み）

第20条　基本契約の保険金額の増額等変更契約又は特約の特約保険金額の増額等変更契約の無効により変更前基本契約又は変更前特約が復元する場合において、保険契約者は、その復元する変更前基本契約又は変更前特約について保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額（以下「復元時未払保険料額」といいます。）を無効の原因となった事実が判明した時から１か月を経過する日まで（変更前基本契約に係る保険料の払込猶予期間が当該１か月を経過するまでの間に満了するものであるときは、その払込猶予期間が満了するまで）に、会社の本社又は会社の指定した場所に払い込んでください。

２　前項の場合には、前条第２項の規定を準用します。この場合において、同項中「不足責任準備金額」とあるのは、「復元時未払保険料額」と読み替えるものとします。

３　保険契約者が復元時未払保険料額の払込みに代えて、復元した変更前基本契約又は変更前特約について解約の通知があったときは、基本契約の保険金額の増額等変更契約又は特約の特約保険金額の増額等変更契約の申込みの時にその旨の通知があったものとします。

（特約の特約保険金額の増額等変更契約等の無効及び解除の特則）

第21条　基本契約の保険金額の増額等変更契約が無効となった場合又は告知義務違反、重大事由若しくは加入限度額超過により解除された場合においては、これと併せて行った特約の特約保険金額の増額等変更契約又は特約の中途付加についても無効又は解除されたものとします。

２　前項の場合において、特約の特約保険金額の増額等変更契約にあっては、第15条、第16条第２項、第19条及び前条第２項の規定を準用します。

第５章　保険金等の支払、支払免責等及び契約変更の特則

（自殺による死亡保険金等の一部支払免責）

第22条　基本契約の保険金額の増額等変更契約において、変更後基本契約の被保険者（夫婦年金保険付夫婦保険の変更後基本契約にあっては、主たる被保険者又は配偶者である被保険者。次条及び第26条において同じとします。）が、基本契約の保険金額の増額等変更契約の責任開始の日から起算して３年を経過する前に自殺したときは、変更前基本契約に係る部分に限り保険金を支払います。

２　基本契約の保険金額の増額等変更契約において、育英年金付学資保険の変更後基本契約の保険契約者が、基本契約の変更増額契約の責任開始の日から起算して３年を経過する前に自殺したときは、変更前基本契約に係る部分に限り育英年金を支払います。この場合においては、会社の定めるところにより、保険料額を更正します。

（保険金の倍額支払）

第23条　基本契約の保険金額の増額等変更契約による変更後基本契約については、被保険者が死亡し、その死亡が変更前基本契約について保険金の倍額支払の要件に該当するものとなるときは、その死亡が基本契約の保険金額の増額等変更契約の契約変更日から起算して１年６か月を経過する前であるときであっても、変更後基本契約の保険金額に基づき保険金の倍額支払をします。

（保険料の払込免除）

第24条　基本契約の同種増額契約による変更後基本契約において、次のいずれかに該当するときは、変更後基本契約のうち変更前部分の将来の保険料に限り、保険料を払込免除とします。

(1)　保険料の払込免除となる場合において、その事由の発生原因となった傷害又は疾病が基本契約の同種増額契約の責任開始時前に受けた傷害又はかかった疾病であるとき。

(2)　学資保険若しくは育英年金付学資保険の保険契約者又は夫婦年金保険付夫婦保険の主たる被保険者が死亡したことにより払込免除となる場合において、その死亡が基本契約の同種増額契約の責任開始の日から起算して３年を経過する前の自殺によるものであるとき。

(3)　第１号の規定により夫婦年金保険付夫婦保険の変更後基本契約が払込免除となるときは、会社の定めるところにより、保険料額を更正し、会社の定める額の返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

２　介護割増年金額の増額契約にあっては、被保険者の特定要介護状態が180日継続したことにより介護割増年金部分の保険料が払込免除となる変更後基本契約において、介護割増年金額の増額契約の責任開始時前に被保険者が特定要介護状態になったものであるときは、変更後基本契約の介護割増年金部分の保険料のうち変更前部分の将来の保険料に限り、払込免除とします。

３　特約の同種増額契約における払込免除においては、変更後特約が特約条項の定める特約保険料の払込免除とならない場合であって、特約の同種増額契約をしなかったときに変更前特約が継続しているとすれば変更前特約が特約条項の定めるところにより特約保険料の払込免除となるものであるときは、変更後特約のうち変更前部分の将来の特約保険料に限り、払込免除とするものとし、特約保険料額を更正します。ただし、基本契約の充当型変更契約と併せて行った特約の同種増額契約による変更後特約については、払込免除としません。

４　基本契約の充当型変更契約による変更に伴う変更後特約の特約保険料の払込免除については、変更後特約が特約条項の定めるところにより特約保険料の払込免除となる場合において、基本契約の充当型変更契約の責任開始時に変更後特約の特約上の責任が開始したとすれば変更後特約が特約条項の定める特約保険料の払込免除とならないものであるときは、変更後特約の特約保険料は払込免除としません。

（変更後基本契約の死亡保険金額）

第25条　基本契約の同種増額契約による特定養老保険の変更後基本契約については、被保険者が基本契約の同種増額契約の契約変更日から起算して３年を経過する前に死亡した場合であって、その死亡が不慮の事故又は会社所定の感染症によるものであるとき以外のときに支払うべき死亡保険金額は、次の各号に掲げる金額の合計額に相当する額とします。

(1) 変更前基本契約の保険金額に相当する金額

(2) 基本契約の同種増額契約の契約変更日から起算した死亡までの期間に応じ次に定める額

ア　基本契約の同種増額契約の契約変更日から起算して２年を経過する前に死亡したとき　増額部分の保険金額の50%に相当する金額

イ　基本契約の同種増額契約の契約変更日から起算して２年を経過し３年を経過する前に死亡したとき　増額部分の保険金額の80%に相当する金額

（重度障害による死亡保険金の支払等）

第26条　基本契約の保険金額の増額等変更契約による変更後基本契約については、被保険者（基本契約の変更増額契約においては介護保険金付終身保険の被保険者を除きます。以下この条において同じとします。）が、変更前基本契約の責任開始時以後（復活した変更前基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）基本契約の保険金額の増額等変更契約の責任開始時前に受けた傷害又はかかった疾病を直接の原因として重度障害の状態に該当し、保険契約者からその旨の通知（保険契約者がやむを得ない事由により所定の通知をすることができなかった場合であって、普通保険約款の規定により、会社が所定の通知があったものとみなす場合を含みます。）があった場合において、変更前基本契約について被保険者が死亡したものとして普通保険約款が適用されるものとなるときは、重度障害による死亡保険金を支払うものとし、その支払うべき死亡保険金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とします。

(1) 当該通知のあった日に第22条の規定に該当したとした場合に第29条第１項の規定が適用されるとき　変更前基本契約の保険金額に同項の規定により支払うべき返戻金額を加えた額に相当する金額

(2) 基本契約の充当型変更契約による変更後基本契約においては、当該通知のあった日に第22条の規定に該当したとした場合に第29条第２項の規定が適用されるとき　変更前基本契約の保険金額から不足責任準備金額を差し引いた額に相当する金額

(3) 基本契約の同種増額契約による変更後基本契約のとき　変更前基本契約の保険金額に相当する金額

２　基本契約の充当型変更契約による夫婦年金保険付夫婦保険の変更後基本契約において、前項の規定により主たる被保険者について重度障害による死亡保険金を支払う場合にあっては、その支払うべき額は、同項の規定にかかわらず、変更前基本契約の保険金額（会社の定める額の返戻金があるときは、変更前基本契約の保険金額に返戻金額を加えた額）に相当する金額とします。

３　前項の場合において、配偶者である被保険者が生存しているときは、保険料について払込免除とはしないで、会社の定めるところにより、保険料額又は保険金額若しくは年金額を更正します。

４　基本契約の保険金額の増額等変更契約による育英年金付学資保険の変更後基本契約においては、保険契約者が変更前基本契約の責任開始時以後（復活した基本契約にあっては、その復活に係る責任開始時以後）基本契約の保険金額の増額等変更契約の責任開始時前に受けた傷害又はかかった疾病を直接の原因として重度障害の状態に該当し、保険契約者からその旨の通知があった場合において、変更前基本契約について保険契約者が死亡したものとして学資保険普通保険約款が適用されるものとなるときは、変更前基本契約に係る部分に限り育英年金を支払います。この場合においては、会社の定めるところにより、保険料額を更正し、会社の定める額の返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

（変更後基本契約及び変更後特約の契約変更）

第27条　保険契約者は、次の各号に掲げる基本契約の変更契約による変更後基本契約にあっては、その契約変更日から起算して２年を経過する前は、当該各号に定める変更の請求をすることができません。

(1) 基本契約の同種増額契約　変更後基本契約の契約種類に応じて適用される普通保険約款の定める契約変更

(2) 介護割増年金額の増額契約　保険料額を減額するための変更、年金支払事由発生日の繰上変更及び保険料払済契約への変更

２　基本契約の同種増額契約による特定養老保険の変更後基本契約においては、保険契約者は、基本契約の同種増額契約の契約変更日から起算して３年を経過する前は、養老保険普通保険約款の定める保険料払済契約への変更の請求をすることができません。

３　基本契約の保険金額の増額等変更契約（介護割増年金額の増額契約を除きます。）による変更後基本契約にあっては、増額部分（基本契約の充当型変更契約による変更後基本契約にあっては、保険料払込部分）に限り、保険金額を減額するための変更を請求することができます。

４　保険契約者は、特約の特約保険金額の増額等変更契約（配偶者追加変更契約を除きます。）による変更後特約については、当該変更後特約の契約変更日（特約の同種増額契約における夫婦特約にあっては、減額変更をしようとする者に係る特約の同種増額契約の契約変更日）から起算して２年を経過した後は、特約保険金額を減額するための変更（特約の同種増額契約にあっては変更後特約の増額部分、特約の種類変更契約及び特約の種類変更増額契約にあっては変更後特約の保険料払込部分の変更に限ります。）を請求することができます。

５　前２項の場合において、減額後の保険金額及び特約保険金額については、次に定めるところによります。

(1) 基本契約の保険金額の増額等変更契約（介護割増年金額の増額契約を除きます。以下この号において同じとします。）による変更後基本契約における減額後の保険金額（増額部分又は保険料払込部分のうち減額後の保険金額とします。）は、変更後基本契約の保険種類に応じ、基本契約の保険金額の増額等変更契約の契約変更日における会社の定める最低保険金額（終身年金保険付終身保険及び夫婦年金保険付夫婦保険にあっては、100万円）以上であることを要します。

(2) 減額後の特約保険金額（増額部分又は保険料払込部分のうち減額後の特約保険金額とします。）は、変更後特約を付加する基本契約の保険種類に応じ、特約の特約保険金額の増額等変更契約（配偶者追加変更契約を除きます。）の契約変更日における会社の定める最低特約保険金額以上の額であることを要します。

６　基本契約の同種増額契約による変更後基本契約において、第３項の場合については、夫婦年金保険付夫婦保険の主たる被保険者及び配偶者である被保険者に係る減額後の保険金額は、同額であることを要します。

７　介護割増年金額の増額契約においては、第１項のほか、次に定めるところによります。

(1) 変更後基本契約において、保険料額を減額するための変更を請求する場合には、減額する保険料額のうち介護割増年金部分に係る保険料額は、増額部分に係る保険料額の範囲内であることを要します。
(2) 前号の場合において、保険料額を減額するための変更による減額後の介護割増年金額（増額部分のうち減額後の介護割増年金額とします。）は、介護割増年金額の増額契約の契約変更日における会社の定める最低介護割増年金額以上であることを要します。

（解除の場合の特約の返戻金）

第28条 特約の特約保険金額の増額等変更契約（配偶者追加変更契約を除きます。）が告知義務違反、重大事由又は加入限度額超過により解除された場合においては、その解除の時における変更後責任準備金額がその時における変更前責任準備金額を超えるときは、その超える額に相当する額の特約の返戻金を支払います。

（支払免責等の場合の返戻金額）

第29条 基本契約の変更増額契約及び基本契約の同種増額契約による変更後基本契約（変更前基本契約が終身年金保険又は夫婦年金保険である場合を除きます。）にあっては、告知義務違反、重大事由又は加入限度額超過による基本契約の変更増額契約及び基本契約の同種増額契約の解除（被保険者が死亡する前における解除を除きます。）又は被保険者の自殺による死亡保険金の一部支払免責（夫婦年金保険付夫婦保険の変更後基本契約において、主たる被保険者が自殺した場合を除きます。）の場合において、その解除又は自殺の時における変更後責任準備金額（夫婦年金保険付夫婦保険の変更後基本契約にあっては、その解除又は自殺に係る被保険者に対する変更後責任準備金額。次項において同じとします。）がその時における変更前責任準備金額（夫婦年金保険付夫婦保険の変更後基本契約にあっては、その解除又は自殺に係る被保険者に対する変更前責任準備金額。次項において同じとします。）を超えるときは、その超える額に相当する額の返戻金を支払います。

2 前項の場合において、基本契約の変更増額契約による変更後基本契約にあっては、当該解除又は自殺の時における変更前責任準備金額がその時における変更後責任準備金額を超えるときは、その不足責任準備金額を、被保険者の死亡により支払う保険金の額から差し引きます。

（保険金額からの不足責任準備金額の控除）

第30条 次の各号に掲げる事由に該当することにより変更前基本契約に係る部分の死亡保険金を支払う場合には、その死亡保険金額からその支払事由の生じた時における不足責任準備金額に相当する金額を差し引きます。
(1) 死亡保険金の支払事由が発生した後、その死亡した被保険者に係る告知義務違反又は重大事由により保険期間延長契約及び払込期間延長契約が解除されたとき。
(2) 被保険者が保険期間延長契約及び払込期間延長契約の責任開始の日から起算して３年を経過する前に自殺したとき。

（介護割増年金の支払の特則）

第31条 介護割増年金額の増額契約において、被保険者が介護割増年金額の増額契約の責任開始時前に特定要介護状態になり、その状態が180日継続したときは、変更後基本契約の介護割増年金額のうち増額部分については、介護割増年金を支払いません。

（契約変更前の原因による特約保険金の支払の特則）

第32条 被保険者が特約の特約保険金額の増額等変更契約（配偶者追加変更契約を除きます。以下この条及び次条において同じとします。）の責任開始時前に疾病にかかり、その責任開始の日から起算して２年を経過するまでの間（第15条の規定により会社が特約の特約保険金額の増額等変更契約の解除をすることができる場合において、その解除権がその特約の特約保険金額の増額等変更契約の責任開始の日から起算して２年を超えて存続するときは、その２年を超えて存続する間を含みます。）に特約保険金の支払事由が発生したとき、又は被保険者が特約の特約保険金額の増額等変更契約の責任開始時前に傷害を受け、その責任開始時以後に特約保険金の支払事由が発生したときは、変更後特約のうち特約の特約保険金額の増額等変更契約に係る部分については、特約保険金を支払いません。

2 前項の場合には、変更前特約に基づき、特約保険金を支払います。ただし、特約の種類変更増額契約においては、次のいずれかに該当する場合を除きます。
(1) 疾病又は傷害を原因とする特定要介護状態（介護特約において介護保険金が支払われる身体障害の状態をいいます。）の場合で、変更前特約が介護特約であり、かつ、変更後特約が災害特約であるとき。
(2) 疾病を原因とする入院、その入院中の手術又はその入院後に退院し通院若しくは療養を必要とする場合で、変更前特約が疾病傷害入院特約であり、かつ、変更後特約が傷害入院特約であるとき。

3 次の各号に掲げる特約の変更契約であって、かつ、当該各号に定める変更後特約においては、被保険者が特約の特約保険金額の増額等変更契約の責任開始時前にかかった疾病を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生した場合（第１項の規定に該当する場合を除きます。）であって、特約の特約保険金額の増額等変更契約をしないで変更前特約が継続しているとすれば変更前特約について特約保険金が支払われないときは、当該支払事由に係る変更後特約に係る特約保険金を支払いません。
(1) 特約の同種増額契約　疾病入院特約又は疾病傷害入院特約の変更後特約
(2) 特約の種類変更契約　疾病入院特約から疾病傷害入院特約への特約の種類変更契約による変更後特約
(3) 特約の種類変更増額契約　疾病入院特約と疾病傷害入院特約との間の変更をする特約の種類変更増額契約による変更後特約

4 変更後基本契約を夫婦年金保険付夫婦保険とする基本契約の変更増額契約（変更前基本契約の保険種類が夫婦年金保険であるものを除きます。）と併せて行った特約の特約保険金額の増額等変更契約による変更後特約（夫婦特約に限ります。）において、主たる被保険者が死亡した場合（当該基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより死亡保険金を支払う場合を含みます。）であって、その直接の原因が変更前特約の責任開始時以後特約の特約保険金額の増額等変更契約の責任開始時前に生じたものであるときは、会社の定めるところにより、変更後特約の特約保険料額又は特約保険金額を更正し、会社の定める額の特約の返戻金がある場合には、これを保険契約者に支払います。

5 基本契約の充当型変更契約と併せて行った特約の特約保険金額の増額等変更契約による変更後特約においては、被保険者が特約の特約保険金額の増額等変更契約の責任開始時前に疾病にかかり、その疾病を直接の原因として変更前特約の保険期間の満了後に入院し、その入院中に手術を受け、又はその入院後に退院し通院若しくは療養を必要とする場合については、第２項の規定を適用しません。

（契約変更後の原因による特約保険金の支払の特則）

第33条　特約の特約保険金額の増額等変更契約において、次の各号の場合における入院１日について支払うべき入院保険金額は、特約保険金額（特約の同種増額契約及び特約の種類変更増額契約においては変更前特約保険金額）の1.5/1000に相当する額とします。

(1) 被保険者がその者に係る特約の同種増額契約の責任開始時以後にかかった疾病又は不慮の事故により受けた傷害により、特約の同種増額契約の契約変更日から起算して２年を経過する前に入院した場合。

(2) 疾病入院特約から疾病傷害入院特約への特約の種類変更契約による変更後特約においては、被保険者が特約の種類変更契約の責任開始時以後に疾病にかかり、その疾病を直接の原因として、特約の種類変更契約の契約変更日から起算して２年を経過する前に入院した場合。

(3) 疾病入院特約と疾病傷害入院特約との間の変更をする特約の種類変更増額契約による変更後特約においては、被保険者が特約の種類変更増額契約の責任開始時以後に疾病にかかり、その疾病を直接の原因として、特約の種類変更増額契約の契約変更日から起算して２年を経過する前に入院した場合。

２　前項の場合において、特約の同種増額契約及び特約の種類変更増額契約においては、同項の金額に、特約の同種増額契約及び特約の種類変更増額契約の契約変更日から起算した入院までの期間に応じ次に定める額の合計額を加えた金額とします。

(1) 特約の同種増額契約及び特約の種類変更増額契約の契約変更日から起算して１年を経過する前に入院を開始したとき　入院１日について増額部分の特約保険金額（特約の種類変更増額契約においては変更後特約保険金額から変更前特約保険金額を差し引いた残額（以下「差額特約保険金額」といいます。））の0.5/1000に相当する額

(2) 特約の同種増額契約及び特約の種類変更増額契約の契約変更日から起算して１年を経過し２年を経過する前に入院を開始したとき　入院１日について増額部分の特約保険金額（特約の種類変更増額契約においては差額特約保険金額）の1/1000に相当する額

３　特約の同種増額契約及び特約の種類変更増額契約にあっては、第１項の場合において、同項の規定により算出した支払うべき入院保険金の額が次条第１項に規定する特約保険金の支払額の限度に達したときは、その後の入院については、前２項の規定にかかわらず、特約の同種増額契約又は特約の種類変更増額契約の契約変更日から起算した入院までの期間に応じ次に定める額とします。

(1) 特約の同種増額契約及び特約の種類変更増額契約の契約変更日から起算して１年を経過する前に入院を開始したとき　入院１日について変更後特約保険金額の0.5/1000に相当する額

(2) 特約の同種増額契約及び特約の種類変更増額契約の契約変更日から起算して１年を経過し２年を経過する前に入院を開始したとき　入院１日について変更後特約保険金額の1/1000に相当する額

４　傷害入院特約から疾病傷害入院特約への特約の種類変更契約による変更後特約又は傷害入院特約と疾病傷害入院特約との間の変更をする特約の種類変更増額契約による変更後特約において、被保険者が特約の種類変更契約又は特約の種類変更増額契約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因として、特約の種類変更契約又は特約の種類変更増額契約の契約変更日から起算して２年を経過する前に入院した場合における入院１日について支払うべき入院保険金額については、第１項（特約の種類変更増額契約においては第１項から前項まで）の規定を準用します。

５　前４項の規定は、被保険者が入院保険金の支払われる入院（入院の初日から起算して４日間の入院を含み、入院保険金の支払われる入院期間の経過後もなお継続して入院している場合にあっては、その期間の入院を含みます。）中に手術を受けた場合において、その手術について支払うべき手術保険金の支払額の算出に当たっても適用します。

（特約保険金の支払額の限度の特則）

第34条　特約の同種増額契約及び特約の種類変更増額契約にあっては、第32条第２項の規定による死亡保険金、傷害保険金、介護保険金、入院保険金、手術保険金及び通院療養給付金並びに前条の規定による入院保険金及び手術保険金の支払額（入院保険金及び手術保険金のうち同条第１項（特約の種類変更増額契約においては同条第４項において準用する場合を含みます。）の規定により算出した額に限ります。）は、通算して、変更前特約保険金額をもってその限度とします。

２　前項の場合には、変更前特約において既に支払った又は支払うべき傷害保険金、入院保険金、手術保険金又は通院療養給付金があるときは、その支払額も通算します。

３　第１項の支払額は、変更後特約の特約保険金額の支払額についても、これを通算します。

（特約保険金額の更正による支払額の更正の特則）

第35条　特約の同種増額契約及び特約の種類変更増額契約において、変更後特約の特約保険金額が減額更正される場合において、その減額更正される前に既に支払った又は支払うべき傷害保険金、介護保険金、入院保険金、手術保険金又は通院療養給付金がある場合には、変更後特約の特約保険金額の支払額を通算するときは、これらの傷害保険金、介護保険金、入院保険金、手術保険金又は通院療養給付金の額は、更正前の特約保険金額に対する更正後の特約保険金額の割合により更正されたものとします。ただし、前条第１項の規定による支払額を通算するときは、これらの傷害保険金、介護保険金、入院保険金、手術保険金又は通院療養給付金の額は、更正しません。

（復活した場合の入院保険金の削減）

第36条　次の各号に掲げる特約の変更契約について、当該各号に定める変更後特約においては、被保険者が変更後特約の復活日から起算して６か月を経過する前に疾病（会社所定の感染症を除きます。）を直接の原因として病院又は診療所に入院したときは、疾病による入院保険金は、入院１日について変更後特約保険金額の1/1000に相当する金額に削減して支払います。

(1) 特約の同種増額契約　疾病入院特約又は疾病傷害入院特約の変更後特約

(2) 特約の種類変更契約　疾病入院特約から疾病傷害入院特約への特約の種類変更契約による変更後特約

(3) 特約の種類変更増額契約　疾病入院特約又は疾病傷害入院特約の変更後特約（傷害入院特約から疾病傷害入院特約への特約の種類変更増額契約によるものを除きます。）

２　前項第１号及び第３号の場合において、その入院保険金の支払について第33条（特約の種類変更増額契約においては、同条第１項から第３項まで）の規定に該当する場合で、同条の規定により算出した支払うべき入院保険金の額が前項の規定により算出した支払うべき入院保険金の額を下回るときは、同項の規定にかかわらず、同条の規定により算出した入院保険金の額を支払います。

第６章　契約者配当の特則

（基本契約の同種増額契約の場合の特則）

第37条　基本契約の同種増額契約による変更後基本契約においては、その変更後基本契約の保険種類に応じて適用される普通保険約款の規定による契約者配当については、基本契約の同種増額契約の契約変更日の直後におけるその変更前基本契約に係る年ごとの契約応当日が到来した日から契約者配当金を支払うことがあるものとします。

（介護割増年金額の増額契約の場合の特則）

第38条　介護割増年金額の増額契約による変更後基本契約においては、増額部分に係る介護割増年金付終身年金保険普通保険約款の規定による契約者配当については、介護割増年金額の増額契約の契約変更日から起算して１年を経過した後におけるその変更前基本契約に係る年ごとの契約応当日が到来した日から契約者配当金を支払うことがあるものとします。

（特約の同種増額契約等の場合の特則）

第39条　特約の特約保険金額の増額等変更契約による変更後特約及び配偶者追加変更契約による変更をした特約においては、特約条項の規定による特約契約者配当については、特約の特約保険金額の増額等変更契約の契約変更日の直後における基本契約の年ごとの契約応当日（基本契約の充当型変更契約と併せて行った特約の特約保険金額の増額等変更契約又は基本契約の充当型変更契約に伴う特約の変更による変更後特約及び配偶者追加変更契約による変更をした特約にあっては、変更後基本契約の契約変更応当日）が到来した日から特約契約者配当金を支払うことがあるものとします。

第７章　契約者貸付の特則

（貸付金に関する特則）

第40条　変更後基本契約において、貸付期間が満了する前に、変更前基本契約が復元するときは、貸付金（保険料に振り替えることを目的とする貸付けにあっては、既に保険料を振り替えたものに限ります。）及びこれに対する利息の合計額（以下「貸付相当額」といいます。）について、復元したことにより支払うこととなる返戻金の額を超えない範囲内において、その貸付金の全部又は一部は、弁済期に達したものとし、その返戻金の額から貸付相当額を差し引きます。

２　前項の場合において、その貸付相当額が復元したことにより支払うこととなる返戻金の額を超えるときは、保険契約者からその復元する日に、復元する変更前基本契約について、その超える部分の貸付相当額を貸付金とする新たな貸付けの請求があったものとします。

３　貸付金の弁済に代えて変更後基本契約の保険金額を減額する場合においては、増額部分又は保険料払込部分の保険金額について減額する（減額する保険金額が増額部分又は保険料払込部分の保険金額を超えるときは、変更前部分又は一時払充当部分の保険金額についても減額します。）ものとします。

団体払込みに関する特則条項

（平成19年10月１日制定）

目次

第１章　総則（第１条－第２条）
第２章　団体取扱い（第３条－第12条）
第３章　団体特別取扱い（第13条－第22条）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この特則条項は、普通保険約款に定める保険料の払込方法（経路）のうちの団体払込みに関する取扱いについて定めます。

（取扱いの種類）

第２条　団体払込みに関する取扱いは、次に掲げる二の取扱いとし、一の保険契約について同時に二の取扱いはしないものとします。

(1) 団体取扱い

(2) 団体特別取扱い

第２章　団体取扱い

（団体取扱いの適用範囲）

第３条　団体取扱いは、会社との間で、普通保険約款に定める団体取扱契約として団体取扱いに関する協定（以下この章において「二者間協定」といいます。）を締結している官公署、企業等の団体（以下単に「団体」といいます。）において、次の各号を満たす場合に、団体又は団体の所属員（団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受けている者をいいます。以下同じとします。）を保険契約者とする保険契約（基本契約にこの特則条項を付加締結している保険契約に限ります。以下同じとします。）に係る保険契約者が、団体を通じて普通保険約款に定める保険料の払込方法（経路）を団体払込みとする旨の申出をしたときに行います。

(1) 次に掲げる保険契約の件数を合算して15件以上あること

ア　団体を保険契約者とする保険契約であって、団体の所属員を被保険者とするもの

イ　団体の所属員を保険契約者とする保険契約

(2) 前号の保険契約に係る被保険者（夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の保険契約にあっては、保険契約者である被保険者とします。以下同じとします。）の人数が15人（被保険者が同一人の場合は１人として計算します。以下同じとします。）以上あること

（契約日の特則）

第４条　保険契約の締結の際に、保険料の払込方法（経路）を団体払込みとした保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に定める会社の責任開始時の属する月の翌月の１日とし、加入年齢、保険期間及び保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

２　保険料の払込方法（経路）を団体払込みとする15件以上（被保険者の人数が15人以上であることを要します。）の事業契約（団体を保険契約者とする保険契約であって、当該団体の所属員を被保険者とするものをいいます。以下同じとします。）の申込みがあった場合において、保険契約者が会社の指定する日に第１回保険料相当額又は第１回保険料を払い込むときは、保険契約者は、前項の規定にかかわらず、普通保険約款に基づいて契約日を定めることができます。

（契約日前の取扱いの特則）

第５条　普通保険約款に定める会社の責任開始時から契約日の前日までの間に、会社が普通保険約款又は特約条項の規定に基づいて保険金等の支払を行い、又は保険料の払込免除を行う事由が生じた場合には、前条第１項の規定にかかわらず、普通保険約款に定める責任開始の日を契約日とし、加入年齢の計算及び保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。

２　前項により再計算した場合において、保険契約がなお継続するときは、当該保険契約の契約日は、普通保険約款に定める責任開始の日に変更されたものとして取り扱います。

（保険料率）

第６条　団体取扱いを行う保険契約の保険料率は、月払団体保険料率とします。

２　責任開始の日を契約日として締結した保険契約の継続中に普通保険約款に定める保険料の払込方法（経路）を団体払込みとする旨の申出があったときは、保険契約の保険料の払込時期の属する月と団体が取りまとめて払い込む保険料の払込時期の属する月が一致した月の翌月の払込時期の保険料から月払団体保険料率を適用します。この場合においては、申出があった時の属する月の払込時期の保険料の払込みを要します。

３　二者間協定を締結している団体において、第３条に定める要件を満たさないこととなった場合においては、二者間協定が解除されるまでのその要件を満たさなくなったときから３か月を経過するまでの期間（以下「猶予期間」といいます。）中は、当該団体に係る保険契約は団体取扱いを行うものとし、前２項の規定を適用します。

（保険料の払込み）

第７条　団体取扱いを行う保険契約の保険契約者は、団体を通じて保険料（第１回保険料相当額又は第１回保険料を除きます。以下この条において同じとします。）を払い込むものとし、会社は、取りまとめた保険料が一括して団体から払い込まれたときに、当該保険契約の保険料が払い込まれたものとします。

（保険料領収証）

第８条　会社は、取りまとめた保険料が団体から払い込まれた場合において、団体から申出があったときは払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。

（保険料の前納払込み）

第９条　団体取扱いを行う保険契約については、３か月分、６か月分又は１年分の保険料の前納を繰り返し行う場合に限

り、保険料の前納払込みを行うことができます。この場合においては、会社は、会社の定めるところにより、保険料の割引を行います。

（団体取扱いの終了）

第10条　団体取扱いは、次のいずれかに該当した場合に終了します。

(1) 保険契約者又は事業契約の被保険者が団体に所属する者でなくなったとき

(2) 団体又は団体に所属する者以外の者が保険契約者の地位を承継したとき

(3) 団体と会社との間で締結した二者間協定が次に掲げる事由により解除されたとき

ア　団体から二者間協定の解除通知があったとき

イ　猶予期間を経過しても第３条に定める要件を満たさなかったとき

ウ　会社が保険料の取りまとめ方法等に適切を欠く等団体取扱いに支障があると認めたとき

(4) 保険契約者が団体の保険料の取りまとめに応じなかったとき

(5) 保険契約が消滅したとき

(6) 基本契約の保険料の払込みを要しなくなったとき

(7) 他の保険料の払込方法（経路）に変更されたとき

２　会社は、前項第１号から第４号までの規定により、団体取扱いが終了した場合には、保険契約者が普通保険約款に定める保険料の払込方法（経路）のうち、窓口払込みを選択したものとして取り扱います。

（団体取扱いが終了した保険契約の取扱い）

第11条　団体取扱いが終了した保険契約については、普通保険約款に定めるところにより取り扱います。

（普通保険約款の適用）

第12条　団体取扱いを行う保険契約に関し、この特則条項に特段の定めのない事項については、普通保険約款に定めるところによります。

第３章　団体特別取扱い

（団体特別取扱いの適用範囲）

第13条　団体特別取扱いは、会社との間で、普通保険約款に定める団体取扱契約として団体特別取扱いに関する協定（以下この章において「三者間協定」といいます。）を締結している団体において、次の各号を満たす場合に、団体又は団体の所属員を保険契約者とする保険契約（以下「会社契約」といいます。）に係る保険契約者が、団体を通じて普通保険約款に定める保険料の払込方法（経路）を団体払込みとする旨の申出をしたときに行います。

(1) 次に掲げる保険契約の件数を合算して15件以上あること（会社契約又はウに定める機構契約のいずれかがない場合を除く。）

ア　団体を保険契約者とする会社契約であって、団体の所属員を被保険者とするもの

イ　団体の所属員を保険契約者とする会社契約

ウ　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」といいます。）から業務委託を受けた旧簡易生命保険契約（団体取扱いに関する簡易生命保険約款の適用対象となる保険種類の保険契約に限ります。以下「機構契約」といいます。）であって、団体を保険契約者とするもの

エ　機構契約であって、団体の所属員を保険契約者とするもの

(2) 前号の保険契約に係る被保険者の人数が15人以上あること

（契約日の特則）

第14条　会社契約の締結の際に、保険料の払込方法（経路）を団体払込みとした会社契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に定める会社の責任開始時の属する月の翌月の１日とし、加入年齢、保険期間及び保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

２　保険料の払込方法（経路）を団体払込みとする15件以上（被保険者の人数が15人以上であることを要します。）の会社事業契約（団体を保険契約者とする会社契約であって、当該団体の所属員を被保険者とするものをいいます。以下同じとします。）の申込みがあった場合において、保険契約者が会社の指定する日に第１回保険料相当額又は第１回保険料を払い込むときは、保険契約者は、前項の規定にかかわらず、普通保険約款に基づいて契約日を定めることができます。

（契約日前の取扱いの特則）

第15条　普通保険約款に定める会社の責任開始時から契約日の前日までの間に、会社が普通保険約款又は特約条項の規定に基づいて保険金等の支払を行い、又は保険料の払込免除を行う事由が生じた場合には、前条第１項の規定にかかわらず、普通保険約款に定める責任開始の日を契約日とし、加入年齢の計算及び保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。

２　前項により再計算した場合において、会社契約がなお継続するときは、当該会社契約の契約日は、普通保険約款に定める責任開始の日に変更されたものとして取り扱います。

（保険料率）

第16条　団体特別取扱いを行う会社契約の保険料率は、月払団体保険料率とします。

２　責任開始の日を契約日として締結した会社契約の継続中に普通保険約款に定める保険料の払込方法（経路）を団体払込みとする旨の申出があったときは、会社契約の保険料の払込時期の属する月と団体が取りまとめて払い込む保険料の払込時期の属する月が一致した月の翌月の払込時期の保険料から月払団体保険料率を適用します。この場合においては、申出があった時の属する月の払込時期の保険料の払込みを要します。

３　三者間協定を締結している団体において、第13条の要件を満たさないこととなった場合においては、三者間協定が解除されるまでの間は、当該団体に係る会社契約は団体特別取扱いを行うものとし、前２項の規定を適用します。

（保険料の払込み）

第17条　団体特別取扱いを行う会社契約の保険契約者は、団体を通じて保険料（第１回保険料相当額又は第１回保険料を除きます。以下この条において同じとします。）を払い込むものとし、会社は、機構契約の保険料とともに取りまとめた保険料が一括して団体から払い込まれたときに、当該会社契約の保険料が払い込まれたものとします。

（保険料領収証）

第18条　会社は、取りまとめた保険料が団体から払い込まれた場合において、団体から申出があったときは払込金額につき会社契約及び機構契約の別に領収証を団体に交付し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。

（保険料の前納払込み）

第19条　団体特別取扱いを行う会社契約については、３か月分、６か月分又は１年分の保険料の前納を繰り返し行う場合に限り、保険料の前納払込みを行うことができます。この場合においては、会社は、会社の定めるところにより、保険料の割引を行います。

（団体特別取扱いの終了）

第20条　団体特別取扱いは、次のいずれかに該当した場合に終了します。

(1) 保険契約者又は会社事業契約の被保険者が団体に所属する者でなくなったとき

(2) 団体又は団体に所属する者以外の者が保険契約者の地位を承継したとき

(3) 団体と会社及び機構との間で締結した三者間協定が次に掲げる事由により解除されたとき

ア　団体から三者間協定の解除通知があったとき

イ　第13条に定める要件を満たさなくなったとき

ウ　会社又は機構が保険料の取りまとめ方法等に適切を欠く等団体取扱いに支障があると認めたとき

(4) 保険契約者が団体の保険料の取りまとめに応じなかったとき

(5) 会社契約が消滅したとき

(6) 会社契約である基本契約の保険料の払込みを要しなくなったとき

(7) 他の保険料の払込方法（経路）に変更されたとき

２　会社は、前項第１号から第４号までの規定により、団体特別取扱いが終了した場合には、保険契約者が普通保険約款に定める保険料の払込方法（経路）のうち、窓口払込みを選択したものとして取り扱います。

（団体特別取扱いが終了した会社契約の取扱い）

第21条　団体特別取扱いが終了した会社契約については、普通保険約款に定めるところにより取り扱います。

（普通保険約款の適用）

第22条　団体特別取扱いを行う会社契約に関し、この特則条項に特段の定めのない事項については、普通保険約款に定めるところによります。

MEMO

お手続やご契約に関するお問い合わせ

☆　ご契約に関するご照会、お問い合わせなどの際には、必ず保険証券をご用意ください。
☆　プライバシーの保護のため、お問い合わせなどは保険契約者ご本人さまよりお願いいたします。

お電話でのお問い合わせやご相談

コールセンター

０１２０－５５２９５０（通話料無料）

受付時間　：　午前９時 ～ 午後９時（土日祝日は午後５時まで）
※１月１日 ～ ３日は除きます。

☆　ご相談内容によりサービスセンターに転送することになります。
☆　土日祝日は個別の契約に関するご相談のご回答は翌営業日になります。

サービスセンターお客さま相談窓口

受付時間　：　午前９時 ～ 午後５時（平日）
※１２月２９日 ～ １月３日は除きます。

窓口でのお手続

当社は、保険契約の保険募集業務、保険料等収納業務、保険金等の支払請求の受付等の業務の一部を郵便局株式会社に委託しています。郵便局株式会社の保険の窓口取扱時間は、土日祝日（１月２日、１月３日及び１２月３１日を含む。）を除く月曜日から金曜日の午前９時から午後４時までとなっております。ただし、一部の郵便局株式会社の店舗では、窓口取扱時間を午後６時まで延長している場合や窓口取扱時間を変更している場合もございます。

詳しくは最寄りの郵便局株式会社の店舗にお尋ねください。

インターネットによる加入申込相談受付・各種情報提供

○　かんぽ生命ホームページ
ホームページアドレス　http://www.jp-life.japanpost.jp/

サービスセンターのご案内

ご加入いただきましたご契約につきましては、ご契約の締結、保険金・年金・返戻金の支払決定、ご契約の異動・変更、保険料の受入れ監査などに関する事務を行っているサービスセンターからの各種のご連絡（ご通知）を差し上げることがあります。

なお、サービスセンターの名称、所在地及び受持区域は次のとおりです。

名称・所在地	受　持　区　域
仙台サービスセンター 〒980-8792 仙台市青葉区上杉３－２－７	青森・岩手・宮城・秋田 山形・福島・北海道
東京サービスセンター 〒109-8792 東京都港区三田１－４－６０	茨城・栃木・群馬・埼玉 千葉・東京・神奈川・新潟 山梨・長野
岐阜サービスセンター 〒502-8792 岐阜市鷺山１７６９－３	富山・石川・福井・岐阜 静岡・愛知・三重
京都サービスセンター 〒606-8792 京都市左京区松ヶ崎横縄手町８	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良 和歌山・鳥取・島根・岡山・広島 山口・愛媛・高知・徳島・香川
福岡サービスセンター 〒812-8792 福岡市中央区大濠公園１－１	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分 宮崎・鹿児島・沖縄

支店のご案内

当社の保険契約の保険募集業務、保険料等収納業務、保険金などの支払請求等の受付につきましては、次の当社支店においてもお取り扱いいたします。なお、当社支店の業務取扱時間は、休日（１月２日、１月３日及び１２月３１日を含む。）を除く月曜日から金曜日の午前９時から午後４時までとなっております。

区域名	名　称	所　在　地	
北海道	札幌支店	〒060-0041	札幌市中央区大通東２－１
	旭川支店	〒070-8799	旭川市六条通６－２８－１
	函館支店	〒040-8799	函館市新川町１－６
	帯広支店	〒080-8799	帯広市西３条南８－１０
東　北	青森支店	〒030-8799	青森市堤町１－７－２４
	盛岡支店	〒020-8799	盛岡市中央通１－１３－４５
	仙台支店	〒980-8797	仙台市青葉区一番町１－１－３４
	秋田支店	〒010-8799	秋田市保戸野鉄砲町５－１
	山形支店	〒990-8799	山形市十日町１－７－２４
	福島支店	〒960-0199	福島市鎌田字下田４－２
関　東	茨城支店	〒312-0052	ひたちなか市東石川１－１０－２０
	土浦支店	〒300-8799	土浦市城北町２－２１
	宇都宮支店	〒320-8799	宇都宮市中央本町４－１７
	群馬支店	〒370-1201	高崎市倉賀野町１０６７－９
	さいたま支店	〒330-9797	さいたま市中央区新都心３－１
	熊谷支店	〒360-0037	熊谷市筑波３－１９５
	川越支店	〒350-1199	川越市小室２２－１
	千葉支店	〒260-8799	千葉市中央区中央港１－１４－１
	柏支店	〒277-0021	柏市中央町６－１９
	船橋支店	〒273-0012	船橋市浜町２－１－１
南関東	横浜支店	〒231-8799	横浜市中区日本大通５－３
	藤沢支店	〒251-8799	藤沢市藤沢１１５－２
	川崎支店	〒210-8799	川崎市川崎区榎町１－２
	橋本支店	〒229-1199	相模原市西橋本５－２－１
	山梨支店	〒400-0199	甲斐市名取１２－１
東　京	日本橋支店	〒103-8799	中央区日本橋１－１８－１
	京橋支店	〒104-8799	中央区築地４－２－２
	麻布支店	〒106-8799	港区麻布台１－６－１９
	浅草支店	〒111-8799	台東区西浅草１－１－１
	深川支店	〒135-8799	江東区東洋４－４－２
	足立支店	〒120-0023	足立区千住曙町４２
	新宿支店	〒163-8799	新宿区西新宿１－８－８
	巣鴨支店	〒170-0002	豊島区巣鴨４－２６－１
	渋谷支店	〒150-8799	渋谷区渋谷１－１２－１３
	大森支店	〒143-8799	大田区山王３－９－１３
	小金井支店	〒184-8799	小金井市本町５－３８－２０
	八王子支店	〒192-0083	八王子市旭町９－１

区域名	名　称	所　在　地	
信　越	新潟支店	〒951-8799	新潟市東堀通七番町１０１８
	長岡支店	〒940-1106	長岡市宮内３－１０－９
	長野支店	〒380-8797	長野市栗田８０１
	松本支店	〒390-0815	松本市深志２－１－９
北　陸	富山支店	〒930-8799	富山市桜橋通り６－６
	高岡支店	〒933-8799	高岡市御馬出町３４
	金沢支店	〒920-8797	金沢市尾張町１－１－１
	福井支店	〒910-8799	福井市大手３－１－２８
東　海	岐阜支店	〒500-8799	岐阜市住吉町１－３－２
	浜松支店	〒430-8799	浜松市旭町８－１
	静岡支店	〒420-8799	静岡市葵区黒金町１－９
	名古屋支店	〒469-8797	名古屋市中区丸の内３－２－５
	北名古屋支店	〒481-8799	北名古屋市弥勒寺西２－３３
	春日井支店	〒486-8799	春日井市柏井町３－１０２－１
	岡崎支店	〒444-8799	岡崎市戸崎町字原山４－５
	四日市支店	〒510-8015	四日市市松原町５－４２
近　畿	京都支店	〒600-8799	京都市下京区東塩小路町８４３－１２
	大津支店	〒520-2153	大津市一里山３－３４－１４
	大阪支店	〒530-8797	大阪市中央区北浜東３－９
	大阪南支店	〒542-8799	大阪市中央区東心斎橋１－４－２
	布施支店	〒577-8799	東大阪市永和２－３－５
	堺市店	〒590-8799	堺市堺区南瓦町２－１６
	神戸支店	〒650-8799	神戸市中央区栄町通６－２－１
	姫路支店	〒672-8799	姫路市葛磨区中島１１３９－２９
中　国	鳥取支店	〒680-8799	鳥取市東品治町１０１
	松江支店	〒690-8799	松江市東朝日町１３８
	岡山支店	〒700-8799	岡山市中山下２－１－１
	福山支店	〒720-8799	福山市東桜町３－４
	広島支店	〒730-8797	広島市中区東白島町１９－８
	防府支店	〒747-8799	防府市佐波２－１１－１
四　国	徳島支店	〒770-0856	徳島市中洲町１－４２－１
	高松支店	〒760-0025	高松市古新町８－１
	松山支店	〒790-8797	松山市宮田町８－５
	高知支店	〒780-8799	高知市北本町１－１０－１８
九　州	福岡支店	〒810-8799	福岡市中央区天神４－３－１
	北九州支店	〒802-8799	北九州市小倉北区萩崎町２－１
	佐賀支店	〒849-8799	佐賀市高木瀬西３－２－５
	長崎支店	〒852-8106	長崎市岩川町９－１７
	佐世保支店	〒857-0863	佐世保市三浦町３－３
	熊本支店	〒860-8797	熊本市城東町１－１
	大分支店	〒870-8799	大分市府内町３－４－１８
	宮崎支店	〒880-0002	宮崎市中央通３－３０
	鹿児島支店	〒890-0045	鹿児島市武１－８－８
沖　縄	那覇支店	〒900-8799	那覇市壺川３－３－８

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。

特に

しおりの頁

○被保険者の健康状態などの告知について・・・・・・・・・・12
○ご契約のお申込みの撤回（ｸｰﾘﾝｸﾞ・ｵﾌ制度）について・・・14
○ご契約の責任開始時について・・・・・・・・・・・・・・・16
○保険料のお払込方法（経路）について・・・・・・・・・・・34
○保険料の払込猶予期間とご契約の失効について・・・・・・・37
○ご契約の復活について・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
○ご契約の解約と返戻金のお支払いについて・・・・・・・・・46
○保険金などをお支払いできないときについて・・・・・・・・86

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、告知及び保険料の受領など社員の役割も含めて、ご説明の中でおわかりにくい点がございましたら下記にお問合わせください。

なお、このご契約のしおりは、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

お手続やご契約に関するお問い合わせにつきましては

コールセンター　０１２０－５５２９５０（ここにきこう）

取扱支店、郵便局又は取扱社員

株式会社かんぽ生命保険
本社　〒100-8798　東京都千代田区霞が関 1-3-2

ホ00020（19・INE）

18000200016008

この「ご契約のしおり」は、再生紙を使用しています。